

自然と文化 別編 II

遊牧民族の研究

ユーラシア學會研究報告

(1953)

遊牧民族の研究

自然史

京都大学文学部図書印

京都大学 図書



20006069624

1955

自然史學會刊

京都

199.2

I-80

研究

389.2

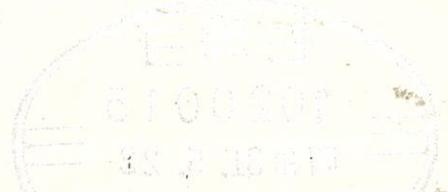
Y-80

人文研

389.

Y-80

人文



遊牧民族の研究

ユーラシア學會研究報告

(1953)



自然史学会
寄贈

1955年の出版がこの「遊牧民族の研究」
自然史學會刊

京都

389.

Y-80

人文



NOMADIC PEOPLES

Edited by

The Society for Eurasian Studies



1955

Published by

The Society of Natural & Cultural History

KYOTO

の昔の対輝は、
ま え が き

われわれのユーラシア學會の研究報告も、これで2冊を出したことになる。しかし本篇を公けにするに當つて、責任者として、出版助成金を交付して下さった文部省當局ならびに寄稿者諸兄に對し、深くお詫びしなければならないことは、出版の時期がはなはだしく遅延した點である。その原因の1つは一部の原稿の推敲に意外に手間どつたためであるが、これは學術報告の編集者としては、一般の雑誌編集者とちがつて、無理に急がせるとか、著者自身が不満足と感じている原稿でもかまわず載せるとかいうことができない事情にあることを諒解していただきたいと思う。

前篇を出版した時、その「まえがき」において、私は敗戦後大陸における實態調査が不可能になつたことを嘆じたのであるが、本篇の編集中に事情が變つてきた事實をここに記しうことは喜びにたえない。まず本會の會員である今西錦司氏をはじめ、中尾佐助、川喜田二郎の諸氏がネパール・ヒマラヤを廣範圍に調査し、また江上氏は西アジヤを踏査された。私自身もまたアフガニスタンを旅行するの幸運に恵まれた。さらに聞くところによるとこの種の大陸の實態調査計畫は他にも進められつつあるということである。敗戦後永い間、過去における實態調査の結果の整理と文獻的研究にのみ閉じ籠められていたわれわれに再び氣運がめぐつてきたのである。しかし敗戦後10年近い年月をわれわれは決して無駄に過ごしたとはいえない。その1つの證據がこの「遊牧民族の社會と文化」「遊牧民族の研究」の2篇の出版であると思う。

いまこの「まえがき」の筆を執りつつ、私は感慨無量のものがある。かつて大陸で行をともした同志の多くは、一應ばらばらになつたが、すべて健在

で、いつでも再び大陸の實態調査に乗り出す意氣組でいるし、また戦後の若い人達の間にもこの運氣に共鳴を感じている人はすくない。敗戦後、私たちは海外の實態調査の経験と傳統が杜絶えはしないかとつねに心配してきた。しかし最近の氣運はそれが杞憂であることを示しているように思われる。私としてはこんな嬉しいことはない。

われわれの「ユーラシア學會研究報告」も面目を改めて今後再び登場するであろうことを私は疑わない。そしてその時には、現在まで刊行されたこの2冊が、この方面の研究の發展の基礎の一つになつてゐることを知るであろうことを信じている。

終りに本篇の編集の實際に當られた藤枝晃、藤岡喜愛、服部素の諸氏に對し、會員諸兄に代つて深い謝意を表する。

1954年11月

岩村忍

自然と文化 別編Ⅱ

遊牧民族の研究

ユーラシア學會研究報告

1952年10月編修

1955年4月發行

- まえがき 岩村忍 (iii~iv)
- ✓ オングット族の都城址「オロン・スム」 江上波夫 (1~12)
- 圖版 I—VI (12/13)
- ✓ 草刈るモンゴル 梅棹忠夫 (13~99)
- ✓ 内モンゴルの右翼旗における相續制度 青木富太郎 (99~118)
- ✓ モンゴル人民共和国における牧畜業の集團化について —遊牧民族近代化の一類型— 坂本是忠 (119~138)
- ✓ 華夷譯語韃靼館來文の研究 資料編 —ベルリン本と東洋文庫本との異同— 山崎忠 (139~150)
- ✓ イル汗アルグンの手紙の内容 村山七郎 (151~172)
- ✓ コーカンド汗國の勃興と東方貿易 —フェルガナ、バミール、カシユガル邊境史の展開 (1760~1860) I— 佐口透 (173~226)
- ✓ 「ウイグルの始祖説話」について 山田信夫 (227~240)
- ✓ 長城のまもり —河西地方出土の漢代木簡の内容の概観— 藤枝晃 (241~344)
- ロシア民族學の時代區分 吉成大志 (345~368)

STUDIES ON NOMADIC PEOPLES

Natura et Cultura Supplementary Volume II

Edited by
THE SOCIETY FOR EURASIAN STUDIES

CONTENTS

- Namio EGAMI, Olon-sume, the capital of the Onguts. (1 ~ 12)
UMESAO-Tadao, Hay-making of the Mongols. (13 ~ 99)
Tomitarô AOKI, Inheritance in the Jun Khalkha Banner in Inner Mongolia. (99 ~ 118)
Koretada SAKAMOTO, Collectivization of Herding in Outer Mongolia. (119 ~ 138)
Tadashi YAMASAKI, A Study of the Mongolian Chrestmaty in Hua-i-i-yü. (139 ~ 150)
Sitiro MURAYAMA, A Letter of Arghun, the Il-khan, to Phillip le Bel. (151 ~ 172)
Tôru SAGUCHI, The Rise of the Khokand Khanate and its Eastern Trade. (173 ~ 226)
Nobuo YAMADA, Legends on the Origin of the Uighurs. (227 ~ 240)
Akira FUJIEDA, The Life of the Han Garrison Soldiers of the Great Wall. (241 ~ 344)
Taishi YOSHINARI, The Development of Russian Ethnology (345 ~ 369)

Published by
The Society of Natural & Cultural History
50, Kitashirakawa-Oguracho
KYOTO, JAPAN

オングット族の都城址「オロン・スム」

江上波夫

東京大学東洋文化研究所

1

はじめにごく簡単に、オングット族 (Öngüt) の歴史のうち主な事実について想い起してみたい。遼および金の王朝の下にあつて北方遊牧民族にたいする長城防衛を引受けてから、やがてオングット族はチンギス・ハンの保護のもとにモンゴル國家の形成に最も重要な役割を演じる運命をになつた。彼らの顕著な忠勤によつてオングットの首長達は大ハンの皇女を與えられ、かくして代々チンギス・ハン家の駙馬となつた。

オングット族はネストル派のキリスト教を奉じていたが、彼らの首長達はネストル派の司教の位を保持していたから、彼らは聖俗両面の至上權をその一身に兼ねていたのであつた。これが西歐人が彼らを12世紀以來ヨーロッパで非常に人氣のあつた、かの傳説的な人物プレスター・ヨハン (Prestor Johan) の子孫だとみなした理由である。この王族の一員であるゲオルギス王 (Georgis) は、フビライ・ハンの王庭に送られたローマ法王の最初の使節ジャン・デ・モンテコルヴィノ (Jean de Montecorvino) を迎えると、その臣下の一團とともにカトリックに改宗して、この宣教師のために東亞において最初のローマ教會を建てた。こうしてチンギス・ハン家の強力な同盟者で、それに親族關係の緊密な紐帯で結びつけられていたこのオングット王族は、東西交渉史の上でも常に重要な地位を占めたのである。これらの事實はペリオヤコルディエやモールの諸教授の研究によつて、以前から明かにされていたが、なおいくつかの

1) P. Pelliot, *Chrétiens d'Asie Centrale et d'Extrême-Orient*, T'oung Pao, vol. XV, 1914; H. Cordier, *Le Christianisme en Chine et en Asie Centrale sous les Mongols*, T'oung Pao, vol. XVII, 1917; A. C. Moule, *Christians in China before the year 1550*, London, 1930.

問題が未解決のまま残されていた。

1) 民族の問題。オングットは蒙古族かトルコ族か？

2) 言語の問題。彼らの言語は蒙古語系かトルコ語系か？

この2つの問題は、たがいに密接な関係にあるものである。

3) オングットの領土とその首府の位置。実際多くの東洋學者がその首府——マール・ヤバルラハ三世 (Mar Yaballaha III) およびバール・ソーマ (Bar Sauma) の傳記では、コシャン (Košang), 金元時代の中國史では涇州と呼ばれた——が歸化城、托克托, あるいは大同の附近²⁾ であると考えていたが、今日までそのいかなる遺跡も長城近くで発見されたことはなかつた。

4) オングットのネストル派キリスト教の起源、それと中央アジアおよび中國のネストル教團との關係。

5) モンテ・コルヴィノのために建てられたカトリック教會堂ははたして存在したのか？その遺跡でローマ教會の建築と裝飾の様式を認識することは可能であろうか？

2

1929年に、スウェン・ヘディンによつて率いられた中國西北科學考察團の一員だつた黃文弼氏は、オロン・スム (Olon-sume) で城壁に圍まれた一都市の廢址を発見した。彼はそこに元代に建てられた碑文のあることを指摘したが、それはわれわれが先に列挙した諸問題の一部を解決する可能性をもつものとして重要な発見であつた。しかし黃文弼氏は、このオロン・スムがオングットの首都にほかならないということも認識しなかつたし、またこの発見について記述された、彼の簡単な報告の中では全く言及していないところをみると³⁾、ネ

2) H. Yule and H. Cordier, *The Book of Ser Marco Polo*, vol. I, p. 286-288; Id., *Cathay and the Way Thither*, vol. III, p. 48, n. 1; W. W. Rockhill, *Explorations in Mongolia and Tibet*, p. 659; P. Pelliot, *op. cit.*, p. 634; A. C. Moule, *op. cit.*, p. 134, n. 10; 箭内互, 韃靼考, 蒙古史研究所收, 東京, 1930. 561頁。
3) 黃文弼, 西北科學考察團之工作及重要發現, 1. 貝勒廟北之古城, 燕京學報 8期, 1930. p. 1610-1614.

ストル派の十字で飾られた墓石についても気がつかなくつたらしい。

オーウェン・ラティモアは1932年に⁴⁾、われわれは1934年にこのオロン・スムの遺跡を訪れたが、その際、われわれはネストル派十字墓石のいくつかをそこで調査することができた。

私が「蒙古高原横斷記」と題する旅行記の中で、新に発見されたこの遺跡こそオングットの首府にほかならないと提唱したのは、1937年のことであつた⁵⁾。私の推定は黃文弼によつてそれが確に城内にあつたことが明かにされ、かつ同氏によつて摘録された碑文の短い一節に基いたのであつたが、D.マルティンが撮影してきた碑文についてなされた陳垣氏の研究によつて、翌年確證された⁶⁾。

3

内蒙古, ウランチャップ盟百靈廟の北北東20杆にオロン・スムの土城址はあるが、その城は、一年中水をたたえているかなり重要な河, アイブガ・イン・ゴルの右岸に向つて傾斜しているちよつとした高臺の上に位置している。この土城址は矩形のプランで、横約960米、縦約570米(圖1), 外城壁の高さは當初5米位であつたろう。城壁は土塼を一つ一つ積み重ねて築いたもので、北側および西側の城壁はかなりよく保存されているが、南側および東側ではほとんど消滅している。東側をのぞく、各側の城壁にはそれぞれ門が開かれているが、南側のそれは恐らく正門で、王宮の正殿への出入口となつていたものらしい。この入口の両側に、正方形の眞中に旗竿を受けるための孔のある2箇の臺石がある。これはこの門が王族や高貴の人々専用の門であることを明にする、2本の王宮用旗竿で飾られていたことを示すものであろう。西側の門はすべての中で最も廣く、外側に正方形の壘城が設けられていたが、おそらくそれは一般人の

4) O. Lattimore, A ruined Nestorian city in Inner Mongolia, *Geographical Journal* vol. 84, no. 6. 1934. p. 480-481.
5) 東亞考古學會蒙古調査班, 蒙古高原横斷記, 1937. p. 197-202.
6) 陳垣, On the damaged tablets discovered by Mr. D. Martin in Inner Mongolia, *Monumenta Serica*, vol. III, fasc. 1, 1938, p. 251-257.

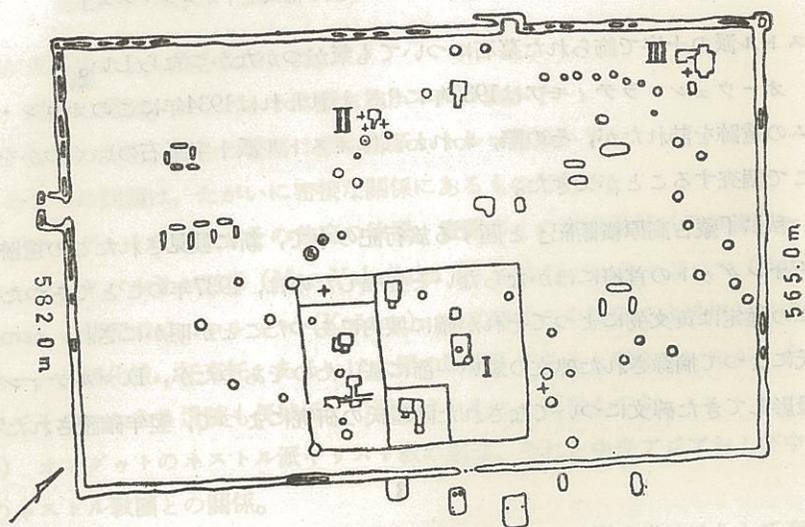


圖 1 オロンスム土城址平面略圖

ための主要な出入口であつたのに相違なく、河ぞいの大道に面して開いていた。南壁に接して、痕跡のほか残っていないがほんの少し高くされたように見える土壁で取囲まれた矩形(290米×280米)の内城がある。この内城は2つの区劃に分けられているが、東のそれには王宮が設けられ、西のそれには多分王宮の庭園が擴がつていたのであろう。土壁の輪郭は西方の部分に後になつて最初の圍いに結びつけられたものであることを示している。この2つの圍いの内外には多くの廢墟が見られるが、南門の外にも數は少ないが、同様の廢墟がある。建物は裝飾のない焼成煉瓦で作られているが、それらの建物は16~17世紀(明末清初)にまで遡りうる大きなラマ廟に屬していたもので、この廟は蒙古人をラマ教に改宗させたといわれるアルタン・ハン(Altan Khan)に關係があつたものらしい。實際荒廢した建物の1つで發見された石碑にはアルタンを佛陀の崇敬者と述べている蒙古語の碑文が刻まれている。

その廟の一部をなしていたラマ塔の址では、粘土で作られた小さな塔の模型品が、蒙古語およびチベット語の文書の斷片とともに、多數見出されたが、文

書の中には王妃(Khaton)から出された勅令もあつた⁷⁾。このラマ廟の建立のために、以前(13~14世紀)の墓石と建物の礎石が再使用されたが、あるものは土を盛り上げた土壇の土どめのために、他は壁および柱の土臺として用いられている。かつて設けられた人工の土壇も等しく利用されていた。しかし幸なことには、それらの石造物や土壇の原形はごく僅かしか變形をうけていないし、その位置も多くの場合大して變更されていないから、それらの位置や形式を復原することは不可能ではない。

13世紀および14世紀の建物のあとは現在少しもりあがつたテラスのような外觀を呈しているが、その中に今日では消失してしまつた木柱の臺に使われた礎石とか、平瓦や筒瓦、また宋元時代の中國の陶器の破片等が認められる。このような要素からみて、それらの建物は中國風に木材で建てられたものと考察される。そこでは13~14世紀より時代の降つたいかなる遺物も見出されなかつたので、その建物が15世紀以前に火災にかゝつて破壊されたことを物語つていた。これら木造の建物の平面は中央に庭を抱いた中國建築のそれである。内城の東の區劃の中央に縦30米、横15米の王宮の主要な建物——おそらく正殿——があつた。われわれはそこで礎石や塼のしかれた鋪道の跡や、黄、綠、青の釉薬のかゝつた、龍や顔面の圖様のある澤山の瓦の破片等を見出した(圖版Ⅱ右下)。完全な除土さえ行えば、この遺跡の平面や構造をより精しく調査することが出来たであろうが、それは不可能であつた。しかしそれが中國様式の建物で、火災によつて破壊されたことは明かであつた。

同様な他の2つの建物も調査したが、その1つは廣大なもの(60米×40米)で、外城壁から約200米のところであり、大きな中庭を圍んでいる。この中庭の入口に黄文弼氏によつてさきにその存在の知られた石碑の龜趺がある。碑そのものはそこから大凡150米位西に横つていたが、1939年にわれわれがそれを調査する機会をもつた時には、明かに運搬を容易にする目的をもつて、誰かが

7) 服部四郎「オロンスム發見の蒙文資料」(東方學報, 東京11の2)

その碑石を多くの石塊に切断してしまっていた。碑文の中央部分が失われたのはこのような事情からであつたが、一方その螭首は外城の北壁に近く発見することができた。碑石の切断面はまだ新しく、それを盗み出す試みが最近のものであることを明示していた。

この碑は至大元年(1308)にオングウト王の王傳任命を記念するために建てられた建物に附属していたもので(圖版I)、その建物には「王傳德風堂」という中國名がつけられていた。1347年(丁亥)の11月にこの碑の上に刻まれた、漢文の碑文には、アラクシ(Alaquš)からバツ・チムール(Batu-timur)にいたるオングウト王家の系譜が含まれているが、この碑文は『元史』によつて與えられた史料を補い、かつ訂正するもので、ゲオルギス王とその子のジュアン(主安)に関してモンテコルヴィノの書簡中に見出される情報を部分的に強固にする細い史料をもたらしただのである⁸⁾。(圖版V)

この碑文はわれわれにこの堂が建てられたオロン・スムの土城が、たしかにオングウトの首府、バール・ソーマのいうコシャン、中國史の淨州であつたことを確信させるものであつて、この碑文の撰者および書家は、碑文に淨州路の人と記されている。

中國様式の第2の建物は、内城の東北隅の北方にあつて、土塼でつくられた土臺の一部が遺存している。われわれはそこで褐色、暗紫色、バラ色、黒などの彩色で描かれた壁畫や陶器や鐵釘の斷片などを發掘した。通常宋代に歸せられる様式の青磁の破片をほり出したのもそこである。

この土城内には、もと建物の基壇を構成したものに相違ない人工の、土塼築のテラスが若干ある。その上の建物はいずれも完全に破壊されていて、基壇だ

8) 例えば王傳德風堂の碑文中に次のような一節を見出す。「ゲオルギス(闕里吉思)の嗣子ジュアン(主安)はやつとおむつを脱したばかりであつたが(皇帝は)彼の同母弟であるジュカナン(朮忽難)に高唐王たることを命じ……、彼に黄金の印璽と玉帶を授けた……」これらの委細は、1299年にゲオルギス王のなくなつたことを述べているモンテコルヴィノの1305年1月8日付の最初の書簡の、次のような内容に照合し、さらにその事情を明細にしたものである。「彼の息子のジュアレはなお幼かつた。そしてなくなつた王の兄弟はネストル教に忠實であつて、カトリックに改宗していた人々にもとの信仰に歸るよう強制した。」

けがずつと後になつてから、ラマ廟の建立のために用いられた。それ故これらのラマ廟がとつて代つた、もとの建物の様式を見分けることは非常に困難である。しかしながら王宮の中央の殿宇や、王傳德風堂の遺跡が僅かに高められたテラスの形をしていたのに對して、今述べている建物には、非常に高い、土塼築の基壇が設けられていたこと、およびそれが特別大切な目的、おそらく宗教的な目的をもつたものということは認め得る。

實際それらの中の2つの建物は、1はネストル派の、1つはローマ・カトリックの教會であつたに相違なかつた。第3のものは、すべての中で最も高い基壇(高さ5米)をもつが、これは内城の西北隅に、土塼でしつかりと築かれており、その上に明かに中國様式建物があつた形跡がある。それは、もしゲオルギス王によつて設立され、萬書樓と名づけられた圖書館⁹⁾でないとするれば、多分王家の祖先の祭祀にあてられたものであろう。

ネストル派の教會は、内城の西北隅の北方約220米のところにある。そこに現存しているものは土壇だけであるが、矩形の主部(10米×11米)と、多分後に附加された前方部よりなつている。

既に述べたように最初の建物は完全に破壊されており、一方曾ては教會内部に當然あつたに相違ない墓石は土どめの用に使われていたというような次第で、最初の教會の平面や構造を識別することはすこぶる困難であつた。しかし確かなことは、その教會堂がイランもしくはイスラム起源の六角形の縁の中に、中國風の花文をいれた、中國=イラン風意匠の塼で飾られていたということである(圖版II上)。われわれはその標本をいくつか、この廢墟のそばで發見した。それとともにネストル派の十字架とシリア文字の銘文をもつた墓石のために教會内の特別な場所があてられていたことも確實なようである。それらの墓石の多くは教會の遺跡で發掘されたが、他に3個、もとあつた場所からかなり遠く移されたらしいものが、城内に散在して發見された。

花崗岩でつくられたそれらの墓石は中國の棺の形やイムラム教徒の墓石に似

9) 闕復、駙馬高唐忠獻王碑、元文類 卷23。

たところがある(圖版Ⅲ上, 同右下)。墓石は2つの部分からなるが, 四角に擴大されている方は頭部で, 他方はずつと狭く細長くなつていて, 高さは足の方に向うにつれて次第に減少している。平均の長さは1.17米, 高さは0.44米, たゞ1つだけずつと小さいのは, 子供用と考えられる。それらに浮彫されている裝飾は宋元様式の雲形もしくは唐草の文様である。四角な部分の四面はネストル派の十字架で飾られているが, その十字はしばしば蓮華の上のせられている。このような圖文がイスラム風の火燈窓の形をした輪郭にとりかまれている。墓石の裝飾には, 家紋かもしれない圖文もしばしば附加されている。

シリア文字の墓銘はトルコ文のようである。それは非常に簡単なもので, どれも同じ慣用の文句を現わしている。「この墓はゲオルギス王のアウル(Aul)某々である」といつた風である。それでひどく曖昧ではあるが, それらの銘文はオングット語に關して, われわれに最初の知見を與え, かつオングット人の民族的歸屬の問題を解決する上に, 恐らく寄與する最初の資料である。

これらの墓石の形は, その裝飾とともに, 中國とりわけ華南で発見されたネストル派キリスト教徒の墓石との類似を示している¹⁰⁾。反對にそれらは中央アジアおよび西方のそれとは非常に異つている。この事實は中國の宗教とオングットのそれとの密接な關係を示すものと思われるので特に重要な事柄である¹¹⁾。中央アジアおよび東アジアにおけるキリスト教徒に關する優れた研究の中で, ペリオ教授はオングットのネストル教遺物の発見の可能性について疑問を表明していた¹²⁾。しかし現在われわれは, この優れた東洋學者が文献資料の助け以外には果すことのできなかつた研究を, 確固たる考古學的基礎の上に支持し得る物的證據を持ち得たのである。

- 10) A. C. Moule, op. cit., Chap. III. The Zaiton crosses and other relics, pp. 78-80; P. Pelliot, op. cit., p. 644; A. C. Moule, the Nestorians in China, the Shih-tzu-ssu at Fan Shan, JRAS. 1933, pp. 116-120; 佐伯好郎, 景教の研究, 1935. 955-966頁
- 11) 江上「汪古部の墓石とその景教の系統について」(東洋文化研究所紀要第3冊1950) 参照。
- 12) P. Pelliot, Chrétiens d'Asie centrale et d'Extrême-Orient, T'oung Pao, t. XV. p. 643.

1938年に東方文化學院が, 外務省文化事業部および日本學術振興會の後援のもとに, オロン・スム遺跡の全般的調査のために飯田須賀斯博士と私を派遣した時, モンテコルヴィノの教會の遺跡を発見することは, われわれの重要な目的にかぞえられていた。東亞におけるローマ法王の最初の使節の書簡中で報告されている事實の確實性を信じていた私は, もちろん彼が言及した教會はオロン・スムに間違なく存在していたと考えた。しかしながら私はオングットにたいするモンテコルヴィノの傳道事業はごく短期間であり, 彼よりやゝおくれてオドリク・デ・ポルデノンがオングットの首府を通過した時, 彼はその教會のあとを見出さなかつたということも無視はしなかつた。このような次第で, 私はこの教會の遺跡を発見するという幸運を期待はしなかつたのであるが, われわれは外城の北東隅で, ゴシック風の葉帯文様のある裝飾煉瓦の破片が, その附近に散在している, 特殊な遺跡を発見した。その煉瓦のヨーロッパ風の裝飾文様は, 全極東地域でかつて類例のないものであつた。それで私は直ちに推察したのである。すなわちこのような煉瓦で裝飾され, かつゲオルギス王の首府の中で発見された建物は, モンテコルヴィノのカトリック教會以外ではあり得ない。これらの煉瓦は型おしでつくられており, 暗青色の塗料でおゝわれ, すべて同じ高浮彫の葉帯文様を現わしていた(圖版Ⅱ左下)。それらは多分教會堂の外壁をかざつていたものと思われる。また教會の建物の屋根をおゝつていたに相違ない白釉瓦が発見されたのもこの場所であつた。その白釉瓦は, ゴシック風の暗色の壁面とあざやかな對照をなしていたであろう。なおこの附近で私は頭部や脚部がとれ, ひどく破損した塑像を見出した(圖2)。それはも



圖 2 塑像斷片

10 遊牧民族の研究

とカトリック教會を飾っていた聖人の像ではないであろうか。

私は1941年にも調査を續行して、遺跡表面について調査をすゝめたが、その調査で、この建物が城内の他のすべての建物と違って、西北の方角、すなわち蒙古人のいわゆる西方に向けて建てられていることを確認した(圖3)。それは2つの建物を含んでおり、1つは固い土構築の、十字形平面の、高い基壇(高さ3.8米)であるが、その上の建物は今は全くなくなっている。他の1つは、その西側にあつて基壇をもたない

が、その平面には半圓形をもつ部分があつて、ゴシック建築の専門家であるグロデッキイ氏の示唆に従うと、この建物は入口の役割をもつたものという¹³⁾。すなわちこの2つの建物は元來は1つに連続していたもので、十字形基壇のある建築が教會の本堂、西側の建物がその入口であつたらしい。グロデッキイ氏によれば、この設計は偶像崇拜者の福音傳道のために10~11世紀頃ヨーロッパで建て

られた教會堂のそれに類似しているという。そして後者の例から推すと教會の本堂は既にキリスト教に改宗したものに、入口の建物は洗禮志望者の會合にあてられていたのである。このようにモンテコルヴィノのローマ教會址は東亞におけるカトリック教會の最古の遺跡であるとともに、彼自身によつて建てられたヨーロッパ風の最古の建築物でもあることが判明したのである。しかし私

13) 私は最初この半圓のプランのところは、おそらく祭壇のあつた場所ではないかと想像した(江上 1951: 東アジアにおける最初の大司教モンテ・コルヴィノのローマ教會の遺址『ユーラシア北方文化の研究』(p. 273.))。しかしそれはおそらく間違いで、グロデツキイ氏の示唆に従うべきであろう。

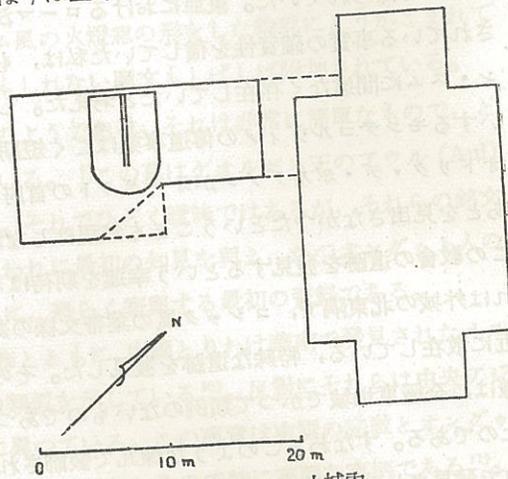


圖3 オロンスム土城内
カトリック寺院址平面略圖

は特別な準備なしに、東西文化交渉史上このようにたくいまれな遺跡を發掘して、これをいたずらに破壊することをおそれて、その發掘は手控えた。實際内外蒙古の中間の、この危険な無人地帯では、戦時中に萬全を期した調査は全く不可能と思われた。従つてモンテコルヴィノの教會址は、蒙古の奥深く、將來更に科學的な調査の行われる日を待ちながら、今なお手つかずにそのまま残されているのである。

5

最後に、城東約1軒の原野の中にある、ゲオルギス王の陵墓について一言しなければならない。その封土はもともたからなかつたか、あるいは崩れ去つてしまつたか、いずれにしても今ないが、文官と武官を現わす2體の石人と、1個の石獸と龜趺が今なほそこに遺存している。その龜趺は現在なくなつてしまつた神道碑を支えていたものに相違ない(圖版IV)。

これらの遺物は中國の葬禮に従つて、陵墓が營まれたこと、埋葬された人が高い身分の者であつたことを示している。「元文類」所收の閩復撰の高唐忠獻王(ゲオルギス)の神道碑によれば、彼は中國の葬法に従つて葬られたに相違ないから、私はこの陵墓を確實にゲオルギス王のそれと認定するものである。

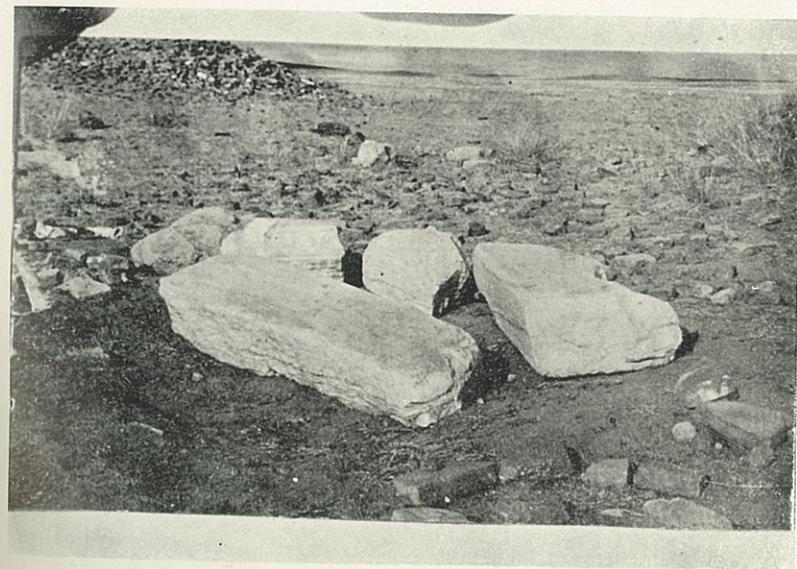
周知のように、ゲオルギス王はチンギス・ハン家に忠勤をばげんで、赫々たる武勳を立て、後、高齢にもかかわらず再び出陣して、英雄的な死をとげた。蒙古皇帝は嗣子ジュアンの悲嘆を憐んで王の遺骸を敵中からとりもどし、その忠誠に最高の敬意を表した。それ故にその陵墓が駙馬王であり、かつ最高の官吏である人に對する元朝規定の葬法に則つて營まれたのは當然で、そこに石人や石獸、元の公用語であつた中國語で撰文された神道碑が建てられたのに不思議はない。こうして運命の皮肉から、ネストル教の場合でも、カトリック教の場合でも、厚い信仰で有名であつたキリスト教徒のゲオルギス王は、墓石が十字架で飾られているその臣下のように、キリスト教の儀式に従つて葬られたのであつたのである。

ゲオルギス王の神道碑については、たゞ龜趺のみのこつていることは前述の通りであるが、これは多分、蒙古に侵入して、チンギス・ハン家の後裔をくりかえし追撃した明の軍隊が、オングットの首都をも荒掠し焼却して、戦利品としてゲオルギス王の神道碑を中國に持ち歸つたのではあるまいか。蒙古皇室と特別緊密な関係にあつたオングット王族は、明帝の軍隊によつて滅されねばならなかつたのであろう。

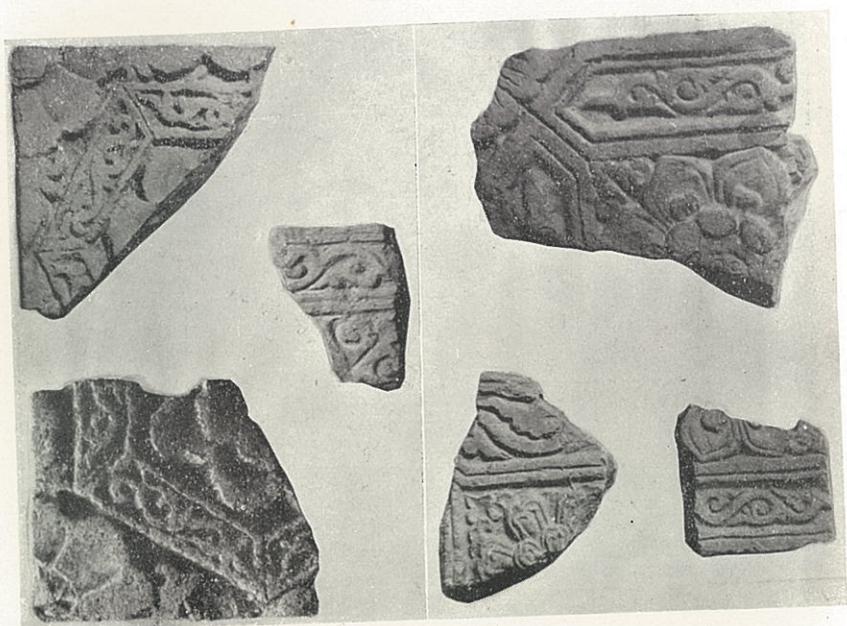
【附記I】 この報告は、私が1951年秋パリのギメー博物館で講演した際にドゥミエヴィル、バコー両教授から寄稿を依頼され、またそれより2年前に東京でグルセ館長から同様の依頼を受けた時の約束を果すために、*Journal asiatique* t. CCXL, 1952 誌上に“Olon-sume et la découverte d'église catholique romaine de Jean de Montecorvino”と題して掲載したものの補訂訳稿である。既に「東アジアにおける最初の司教モンテ・コルヴィノの『ローマ教会』の遺址」と題して発表した報告と重複する箇所も相当あるが、これは遺蹟の全般にわたり、その歴史的意義を考えたものとして別箇の存在理由をもつものとして、敢て掲載する。

【附記II】 本譯稿を編者にわたした後、著者はフォスター (J. Foster) が近年泉州の城壁から発見された景教十字墓石について紹介しているのを読んだ。それらの墓石はほとんどすべて火燈窓形の輪郭をもち、十字架が蓮華あるいは雲文の上についで、オングットの景教墓石と様式、意匠の上で共通点が多い。J. Foster, *Crosses from the Walls of Zaitun* (JRAS, April 1954) 参照。

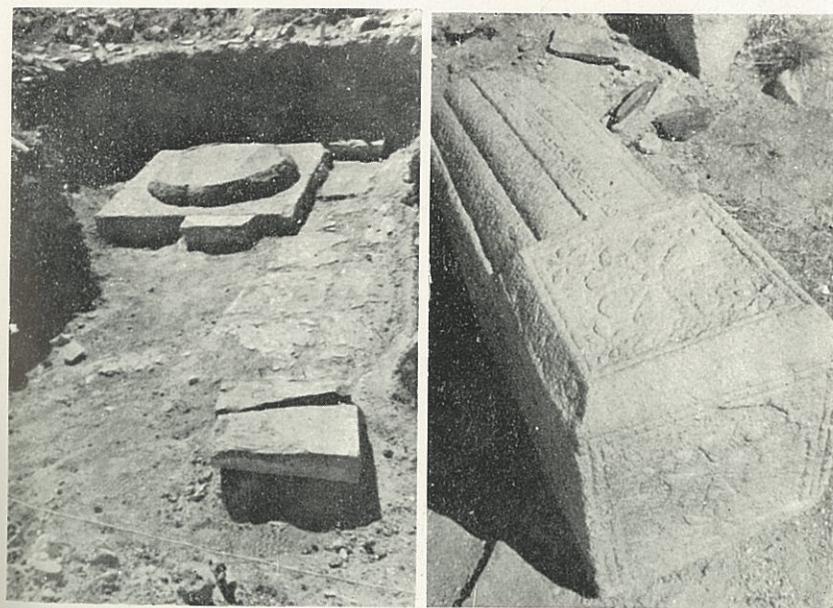
(編者附記) 本稿の印刷進行中に、この著者から「王傳德風堂記」の拓本を數年前に借覽して、そのままになつてゐることを思い出した。著者が旅行中なので、著者とは相談せずその寫眞を「圖版V」として附加えた。版面の都合で篆額は取去つた。また陳垣氏の解説には (MS III, pp. 250-256), 碑石の寫眞、英譯、考證だけで、本文の解讀がないから、できるだけの判讀を試みてこれも附加えた。(A.F.)



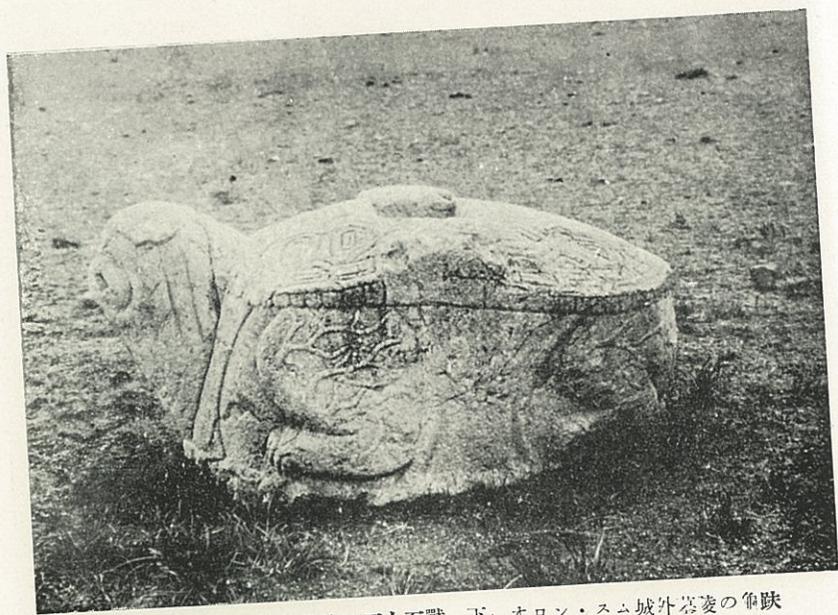
王傳德風堂碑 上) 碑首 下) 碑身



上) 景教寺院址出土花文磚 下左) 葉帶文様磚斷片 下右) 王宮主殿址發見の瓦當



上) 景教十字墓石 1 下左) 王宮主殿礎石 下右) 景教十字墓石 2



上) オロン・スム城外墓塚の石人石獸 下) オロン・スム城外墓塚の筆跡

王傳德風堂碑記
末書 獻賦 寄 清州路儒學 教授 臣 三山林子良 季
王鈞景棟

聖朝開拓疆宇 聖澤一於天下 自三無世 盛業人力 所通 舟車所至 日月所照 禮樂所及 均有 聖氣 膏澤 不 尊 親 故 曰 配 天 始 自
太祖 聖子 如 天
世 祖 狀 正 朔 修 文 於 聖 朝

聖朝相傳 報 其 文 於 前 朝 承 宣 國 慶 奉 敷 敷 故 高 唐 忠 獻 王 記 封 上 聖 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備
二十 年 尚 皇 朝 國 大 長 公 王 宗 師 是 備 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備
詔 以 忠 獻 王 宗 師 承 宣 國 慶 奉 敷 敷 故 高 唐 忠 獻 王 記 封 上 聖 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備
聖 朝 開 拓 疆 宇 聖 澤 一 於 天 下 自 三 無 世 盛 業 人 力 所 通 舟 車 所 至 日 月 所 照 禮 樂 所 及 均 有 聖 氣 膏 澤 不 尊 親 故 曰 配 天 始 自
太祖 聖 子 如 天 世 祖 狀 正 朔 修 文 於 聖 朝

官 職 雖 卒 懸 無 公 別
能 難 然 從 加 此 聖 朝 慶 風 之 名
文 章 經 緯 乃 聖 衣 飾 曲 禮 儀
聖 朝 國 治 中 度 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備
國 中 比 德 交 慶 流 樹 漢 漢 德
天子 丁 亥 年 考 無 德
三 封

國 之 大 士 為 臣 諫 忠 為 十 至 三
以 備 身 才 卓 然 言
時 過 之
能 難 然 從 加 此 聖 朝 慶 風 之 名
文 章 經 緯 乃 聖 衣 飾 曲 禮 儀
聖 朝 國 治 中 度 高 麗 聖 王 國 大 長 公 王 宗 師 是 備
國 中 比 德 交 慶 流 樹 漢 漢 德
天子 丁 亥 年 考 無 德
三 封

次 丁 亥 十 一 月 日
管 領 諸 色 總 管 內 刊 官 雷 智 雄



圖 版 V
王傳德風堂碑拓本(表面)

次 丁 亥 十 一 月 日

管 領 諸 色 總 管 內 刊 官 雷 智 雄

草刈るモンゴル

梅 棹 忠 夫

大阪市立大學理工學部

I 「草刈らぬモンゴル」の運命

- § 1 ラティモア教授による問題の提起
- § 2 草刈りと遊牧の矛盾
- § 3 草刈る定牧民——外モンゴルの場合
- § 4 ブリャートの場合
- § 5 家畜増産対策としての草刈りの奨励
- § 6 集団化・定住化の政策
- § 7 官設冬營地の失敗
- § 8 現實論と悲觀論
- § 9 「病幼畜のために」というアイディア

II 「草刈るモンゴル」の實態

- § 10 序 説
- § 11 調査の方法と質問要項
- § 12 乾草の分布——1) チャハルの場合
- § 13 乾草の分布——2) 例外的な事例
- § 14 乾草の分布——3) スートの場合
- § 15 サンドーとハトール
- § 16 2つの鎌の分布
- § 17 チャハルのハトール
- § 18 刈る草の種類
- § 19 乾草の組成における4つの型
- § 20 乾草型の分布と草原の類型
- § 21 乾草型の分布と鎌の分布との對應
- § 22 草刈り場——1) サンドー型の場合
- § 23 草刈り場——2) ハトール型の場合
- § 24 乾草を運ぶ——牛車の意味
- § 25 乾草の量
- § 26 乾草の貯藏法

14 遊牧民族の研究

- § 27 乾草の貯蔵法 (つづき)
 § 28 乾草の使い方—1) ハトール型の場合
 § 29 乾草の使い方—2) サンドー型の場合
 § 30 第3の技術體系—無乾草型

III 考察

- § 31 乾草の歴史
 § 32 遊牧の地理學
 § 33 無乾草型の意味
 § 34 技術體系の發展段階
 § 35 3つのクライマックス
 § 36 ハトール型の不安定さ
 § 37 草刈りと遊牧は矛盾せず
 § 38 草刈りは土地所有の固定化を招くか？
 § 39 舎飼いのウマ
 § 40 モンゴル牧畜における草刈りの由來
 § 41 ウマのモンゴル、ラクダのモンゴル

IV 要約

引用文献

I 「草刈らぬモンゴル」の運命

§1 ラティモア教授による問題の提起
 モンゴリアのステップに據る遊牧民も、シナの定住農耕民も、もともとは1つのものであつた、というのがラティモア教授の見方である。その考えが正しいかどうかは知らない。ただ、2つの民族が、まったく原理の異なる生活様式に分化し、あい容れぬ社會に對立するようになった理由についての同教授の意見は、なかなか暗示に富んでいる。

引用1：“この、歴史上きわめて重要な局面の展開は、あきらかに、ウマの使い方における技術の分化にむすびついているように思われる。すなわち、1つは、戦車 (chariots) あるいは2輪馬車 (carts) のために舎飼いのウマ (stall-fed horse) をつかうことであり、他の1つは、戦争において、あるいは旅行用・食用 (馬肉および馬乳) として、放牧のウマ (pasture-fed horse) を使うことである。言いかえれば、輓具をつけた (harnessed) ウマと乗る (ridden) ウマとの分化である。放牧のウマには、乾草や穀物

をあてがわれた舎飼いのウマほどの働きはない。それゆえに、數において多くのウマが必要であり、従つて廣い牧場がいる。そしてまた、社會組織においても、家畜とともに牧場から牧場へと動き得るところのものが必要となつてくるのである” (LATTIMORE, 1940, p. 58)

遊牧民と農耕民との差は、ウマのあるなしではない。ウマは両方にあつた。ちがうのはその使い方であり飼い方であるとする。社會組織の差までを説明しようとするこの雄大な假説が、そのキーポイントをウマの飼い方に求めていることは、注目にあたひすることである。何が原因であり何が結果であつたかをきめるのは、むづかしいことだ。ただ、この2つの飼い方のちがいが、たしかに遊牧民と定住農耕民の、ウマに限らずほかの家畜をもふくめての、牧畜のあり方のちがいをつくつていているということは、認めてもよいように思われる。

放牧 (pasture-fed) といい舎飼い (stall-fed) というのは、けつきよくは家畜に對する餌の與え方のちがいである。家畜たる有蹄類が、いずれは草食動物であるかぎりには、植物のやつかひにならねばならぬ。放牧というときには、家畜は外に出て、生えている植物を生えているままに食み、舎飼いというときには、家畜は内にいて、飼い主が刈りつた植物をかつぎこむのを待つ。かつぎこまれる植物には、穀物などの濃厚飼料とよばれるものと、青草・乾草などのいわゆる粗飼料との區別がたてられているが、量の上で壓倒的なのは、もちろん青草・乾草のたぐい、つまりは刈られた草である。

そこで、家畜を舎飼いにするからには、飼い主は、青草を刈り、乾草をつくるだけの覺悟がなければならぬ。年中放牧ですます氣なら、草を刈る手間ははぶけるだろう。ラティモア教授の言うところは、つまり、遊牧民は家畜のために草を刈らず、定住農耕民はそれをする、ということの意味することになる。

ここで、註釋めいたことを2つばかりのべておく。1つは、舎飼いといい放牧というのは、ふつうは期間の問題だということ。冬のあいだは舎飼いだけれど、夏3カ月は放牧に出す、などというのがふつうの形であつて、のべつまくなしの舎飼い、あるいは年中申じての放牧などというものは、いわばそれぞれ

の極端な場合としなければならない。戦車をひいたシナのウマといえども、それぞれの土地の事情のゆるす限り、1年のうちのある期間は、pastureに放たれていたと考えることは決して無理ではない。ヨーロッパや日本の牧畜というものは、大ていはいかような形をとる。ところが、モンゴル遊牧民のウマの場合、これは今もそうであるように、大むかしから、まったくの野放しであり、原則として stall-fed であつたことがない。それはまさに極端な事例の1つである。このことをふくんで、もう一度草刈りについていえば、モンゴル遊牧民では、ついぞ草を刈らず、シナ定住農耕民にあつては、幾月かの舎飼い期間にそなえての草刈りである、ということになる。

注釋の第2は、青草と乾草についての話。この2つは、いちおう區別されてよい。青草というのは、まさに青いままの草、刈つたばかりの草、その日に食べさせる草である。乾草というのは、文字どおり乾かした草、貯蔵のための草である。なぜ貯えるかといえ、冬は牧草がなくなるから、と考えやすいが、かならずしもそればかりではない。冬も、牧野の牧草は消えてなくなるわけではないけれど、ただ、實は落ち葉は枯れる。餌料としていえば、營養價がさがる。乾草づくりは、秋に充實した營養價の固定法である。だから、乾草は、時期を見て草を刈り、期を失せず乾かさなければならない。草をくさらせるとだめになる。西洋のことわざに言う。“Make hay while the sun shines”と。好機を逸するなかれ、というほどの意味である。

そこで、くどいようだが、もういちどシナとモンゴルの對比にもどれば、シナでは少なくとも冬にそなえての乾草づくりがあり、モンゴルでは、その用意がない、ということになる。モンゴルの場合、これがその牧畜法の1つの特徴であるかもしれないが、それならば、その土地の冬のきびしさを思うとき、このことはまたモンゴル牧畜のもつ最大の弱點の1つとはならないものであろうか。

§2 草刈りと遊牧の矛盾

いくらか話が行きすぎたようである。はじめに引用したラティモア教授の言説によれば、モンゴル遊牧民は乾草をつくらぬなどは、あからさまには書い

てないからである。それはただ、同教授の説からの1つの論理的歸結であるというにすぎない。

果せるかな、同教授は別なところで別な形で、そのことを認めている。遊牧民の社會にあつては、移動ということが決定的に重要であることをのべて、乾草論におよぶ。

引用2：“ステップのある部分においては、草丈は、乾草に刈るべく充分長い。またある部分ではさほど長くない。乾草をつかえば家畜をいつそう良くすることができる。それは特に春にねうちが出てくるはずである。それは、新しい草が未だもえぬ季節である。それは、家畜の弱り切つた季節である。それは、ウシの子が生まれヒツジの子の生れる季節である。そしてそれはまた最もわるいあらしの來る季節である。それでも、乾草刈りは未だかつて広くかつ引きつぎき行われたことがない。草刈りのための牧地の割りあてが慣例的になれば、その結果は、固定した土地所有ともなり、ひいては移動を制約することにもなるからである。”(LATTIMORE, 1940, p. 67)

家畜に對する乾草の意味について、この一文の説明は要を得ている。さきに、冬に備えてといつたけれど、すくなくともモンゴルでは、もし乾草が刈られるならば、それが最もものをいうのは、正しく上の説のとおり、それは早春のことであるはずだから。

それはともあれ、モンゴルではついに草刈りは行われぬという。遊牧の本領、「移動」との衝突である。さきには、シナの定住農耕民との對比によつて話をすすめたから、いくぶん焦點がぼかされていた感があるが、草を刈らぬのは、農に對する牧ゆえではない。定住に對する移動ゆえであるということになる。上の引用では、土地所有の問題とからんで説明されているが、そのほかの事情を考えてみても、草刈りは、遊牧という生活様式にとつては、たしかにつごうのわるいものであろう。まず、乾草を刈ることは、その意義から考えて當然であるように、乾草の貯蔵を豫定している。それはまた、一定の貯蔵場所を豫想させるものである。このとき、われわれの頭にあるのは、乾草のいつばいつまつた納屋でありサイロである。いずれにせよ固定的施設の風景である。モンゴルでは雨はふらぬからと、野天積みの風景を空想してみたところで、一たん積

み上げたものは、たやすくは場所を移せまい。遊牧的移動ということと草刈りとは、やはりあい容れぬわざがちがいない。

§3 草刈る定牧民——外モンゴルの場合

ここで、ラティモア先生の場合、外モンゴルが引きあいに出されるのである。外モンゴル人民共和国では、事態が全く變化したという。

引用 3: "移動性はもはや至上のことではない。経済は基本的にはなお pastoral にとどまっているが、社会はもはや nomadic であることを要しない。それにしたがって乾草の貯蔵も一般的に行われるようになりつつある。" (LATTIMORE, 1940, p. 68)

nomadic でない pastoralism を、定住牧畜——定牧——と呼ぶことにすれば、外モンゴルでは、「乾草刈る定牧民」という結合が完成しつつあるということになる。このことを逆にいえば、外モンゴル人民共和国以外の土地、たとえば内モンゴルにあつては、牧民はなお pastoral nomadism の段階にあり、「乾草刈らぬ遊牧民」という結合が維持されている、ということにもなるであろうか。ラティモア教授の場合、もちろん、「乾草刈る定牧民」は、「乾草刈らぬ遊牧民」に優越する。それはもはや、對定住農耕民との對比の問題ではなくて、牧畜社会の内部での進化の度合いの問題である。乾草をめぐって、牧畜社会における進化の程度の順位づけが行われている。順位づけの尺度に、乾草を刈るか否かが擬せられているのである。

似た見方が、まったく別な方面においても支配的であつた。それは、内モンゴルにおける行政家ないしは畜産家たちの場合である。満洲モンゴルにあつてはいざ知らず、内モンゴルの、いわゆる蒙古自治邦とよばれていた地方では、あらゆる事態をつねに外モンゴルとくらべて見るという習慣があつたように思える。もちろんその頃でも、今と同じように、外モンゴルの事情がよくわかつた上での話ではなかつただけけれど、何とはなしに、少くとも牧畜社会として、内モンゴルに一步先んじた國、という気もちがあつたように思える。社会の構成原理に関するイデオロギー的なちがいが強調されながらも、具體的な施策については、外モンゴルはしばしば内モンゴルの手本であり、前進目標とし

て考えられていたように思える。内モンゴルにおける牧畜の改善策の1つとして、乾草刈りとのことが眞面目に考えられるようになったのも、やはりこうした背景のもとにはなかつただろうか。

§4 ブリャートの場合

外モンゴルの方が進んでいるという話は、となりの柿は赤いというほどの心理的效果ばかりでもなかつただろう。そのありさまを、眼前にありありと見せてくれる實物があつたのである。それは、外モンゴルからひつこしてきた——あるいは逃げてきたといわれていた——ブリャート族である。ブリャート族は草を刈る、というのである。

いくらか話がわき道にそれるが、ここで、ブリャート族の草刈りについて、やや詳しく論じておこう。

モンゴル人は乾草をつくらないものだが、ブリャート族は例外だという話は、すでに満洲のホロンバイルでも報告されていた(山崎、ホンロバイル, p. 426)。シリングルでも、おなじようなことがあるという。シリングルには、アバハ地方に、たしかに近年になつてから外モンゴルからやつてきたブリャート族の1部落が遊牧していた。いろいろな點でかれらの進歩的な生活が言いはやされていたが、乾草をつくるということも、その進歩性の重要な標識の1つであつたようである。

引用 4: "一般の家畜の飼養は、年間放牧を常態とするが、チャハルの漢人化した地帯およびブリャート部落にあつては、7月中、下草や乾草を準備して、冬季の一部補助飼料とし、または、野火・降雪・凍結時の非常の準備にあてている。" (興亞院 26, 岸, p. 162) 話がだんだん大きくなって、

引用 5: "あるいは乾草調製のため、レーキおよびモーアを所有していることは、(モンゴル牧畜における) 唯一の異例として、ここに特記して敬服の意を表するものである。" (興亞院 26, 三島, p. 126)

というようなことになつた。じつさい、乾草をつくるブリャートの名聲は、特に日系行政官・技術家たちの間に、さくさくたるものがあつた。

ところが、そうだとするとここに疑問がある。だいたい、種々の資料から見

ると、アバハのブリヤート族は、内モンゴルでも、いちばんひんぱんに遊牧移動をする連中であることはまちがいない。一方、さきにのべたように、乾草つくりということは、定牧化に伴う現象であつたはずだ。ブリヤート部落では、この矛盾は、どのように解決されているであろうか。実際問題として、刈つた草を車につんで移動のたびに持つてあるくというの、考えにくい情景ではある。こんな、だれでもおこすはずの問題を、ブリヤートの現地調査とやつた人たちは、もたなかつたのだろうか、誰も何も書いてない。

残された資料をくわしくしらべると、大たいの解答はえられるようである。別な報告にはつぎのような記載がある。

引用 6 : "その比較的進歩せる飼養管理を行うものとして知られているブリヤート部落においても、冬季乾草の貯蔵は喧傳せらるるほどではなく、病幼畜に對する分のみであり、その移動性によつて、民國24年の大雪寒害に、他の地方の所有家畜の7割がたおれた際、よく1割以内で止めたるを真相とするがごとくである。" (興亞院, 52, p.108)

こうなると、むしろ話は逆轉して、ブリヤートの進歩性は、「乾草刈る定牧民」だからではなくて、むしろ、「乾草刈らぬ遊牧民」だからだ、ということになつてしまう。「乾草刈る定牧民」の文化的・技術的優越性がほとんど問題なく自明のことと思われる中に、ひよこんとこういう事例がとび出してくるのが、遊牧經濟論のむつかしさでもあり、面白さでもあろう。

上の引用では、ともかくも、ブリヤート部落における若干の「冬季乾草」の存在を承認しているのだが、さらに、つぎの引用を見られたい。

引用 7 : "モンゴル人は元來草刈りを行わない。……ただ、ブリヤート族だけは、それも旗總管だけであるが、毎年相當量の乾草を用意している。" (山崎, 牧野, p.40)

この限定は、たいへん重要である。旗總管だけのやつていることで、その部族の文化を論じ得るならば、「シリングルのモンゴル人は、草原に自家用自動車のをりまわすものである」などといつても、誤りとはいへなくなる。じつさい、自家用車をもつていた旗長は、何人もいたのだから。

1) 例えば、東アバハ旗の旗長ボタバラ王の王府には、1934年にすでに乗用車5臺とサイドカー1臺があつたという。おほかえの運轉手もいた。(チャハル蒙古の近情, p.147)

だいたい、ここのブリヤート族に關する報告は、よほど氣をつけて讀む必要がある。問題の總管という人は、ベトログラード大學に學んだというステップきつてのインテリであり、息子を東京に留學させ、自分も日本へ行つたことがあるという、有名な親日家である。大して interviewing の訓練ももたない草原の調査官たちが、よその旗ではろくな調査もできなくても、ここではひじょうにくわしい話を聞いているのである。じつさい、ある調査隊長は、正直にこう書いている。

引用 8 : "蒙古における代表的親日家で……、従つてこの部落における調査はもつとも深い意義を感じ、しかも心置きなく聴取踏査を行うことができた。" (興亞院, 26, 鈴木, p.18)

その結果、モンゴルのどこにも共通の技術まで、この旗の特有のものと誤認されたり、あるいは、總管個人の特色までが、ブリヤート一般のものとあやまらされている事例も少くないようである。たとえば、さつきの(引用5) モーアとレーキの話だつて、この總管個人のことらしい。その人となり記述して、

引用 9 : "あるいは「モーア」・「レーキ」をつかつて乾草をつくといい、さらに機械を使用して「バター」をつくつてのを見ると、なるほどその人の素養の片鱗がうかがわれる。" (同上)

というわけである。

けつきよく、こういうことだと思ふ。ブリヤートはよく移動する。ブリヤートは草を刈らない。ただし、ブリヤートの總管はインテリで草を刈る。總管は固定した邸宅をかまえているのである。もつとも、最後の點は、たしかな資料がない。刈られた草が、どのようにして貯えられていたのかを、わたしは知らないのである。

§5 家畜増産対策としての草刈りの奨励

草を刈るモンゴル族、ブリヤートの名聲は、どうやら空名に近かつた。ブリヤートはともかくとして、外モンゴルにならえ、あるいは少くともおくれをとるな、という氣もちは、内モンゴルの日系行政官などのあいだでは、かなり強かつたように思ふ。すぐとなりの國のことであるだけに、情報も少くなかつた

し、研究もすすんでいたようである。

もつとも、さきほどはラティモア教授とともに、「乾草刈る定牧民」ということを、文化的・社会的に進化したかたち、というふうにいちおう考えたのだが、実際にたずさわっていた現地の行政家・技術家たちにとっては、もちろんそういう意味での進化として乾草刈りが考えられていたわけではない。言うまでもなく、「家畜増産」に対する乾草の役割りが考えられていたのである。少しでも、いわゆる冬害による家畜の減産をふせぐ技術的対策として、乾草貯蔵のことが論ぜられていたのである。

冬害とは何か？ 冬ごしに伴うての家畜のそこなわれる一さいのなりゆきを、漠然と冬害とよぶのである。さきにラティモアの引用にあらわれたように、じつさいの危機はしばしば早春にくるが、それをふくめて冬害という。いまは冬害のおこる経過を具体的にのべる場所ではないが、時には雪が牧野を埋め、時には氷が草を凍結せしめる。場合に應じて、雪害ともいい、凍害ともよばれる。ひどい年には、おびただしい数の家畜が、「冬」の暴威に屈する。1940年末から、41年春にかけての冬害で、東部シリングルの諸族は、ヒツジ・ヤギに、おいては所有頭数の50%を、ウシにおいては40%を失つたといわれる。しかも、異常にははげしい冬の寒さは、5～6年に1度は訪れてくるという。家畜がいくらかふえたところに、冬害はくる。

だから——行政官と技術家は考える——モンゴルの人民はいつまでも貧乏なのだ。乾草は、モンゴルの民を富ますべく刈られねばならない。乾草の貯蔵は、この場合、モンゴル畜産の技術的課題であつたばかりではない。それは、ステップ社会の行政上の重要問題でもあつたのだ。成紀733年(1938)3月の蒙疆畜産政策要綱案にもとずき、蒙疆聯合委員會は、「乾草の貯蔵」の具體的處置を講じはじめた。

§6 集団化・定住化の政策

政策としての乾草の貯蔵の奨励には、もうすこし深い背景があつたように思われる。それは、モンゴル遊牧民の集団化と定住化の問題である。迂餘曲折を

経ながらも、内モンゴル政権の對ステップ政策の基調には、たしかにこの方向への動きがあつた。すくなくとも、その方向へ動かそうとする努力があつた。²⁾ 集団化とは、とりとめもなくステップに散つているモンゴルの家々を、なるだけまとめて共同生活させようということである。定住化とは、もちろん遊牧運動の停止である。集団化と定住化は、別々のことではなく、しばしば相伴うて主張せられ、推進せられてきた政策であつた。定住した集団の形成により、社会構造の立體化が考えられていたのである。全集団に統制ある通信連絡方法をあたえ、全集団を承握しようとする企てである。スム、マイマイ家、牧民家族、官廳そのほかの異なる要素の有機的な組合せにより、とりとめもなく散漫な牧民社会に、立體的なしまりを與えようとしていた。それは、いわば、ステップにおける都市建設案であり、あるいは、ステップ地域共同體の都市化案であつた。

もちろん、分散し遊牧する内モンゴル牧民の全大衆を、たちまちにしてこういう形に再編成することのむつかしさは、だれにも明らかであつた。そこで漸進的具體策として示されたのが、官設冬營地案ではなかつたかと思われる。そして乾草をつくれという聲は、はじめから、執拗に、この官設「冬營地」の問題とむすびついていたのだつた。

蒙疆畜産政策要綱案における、蒙疆聯合委員會の處置の項にいわく、

引用 10：“ 1) 省略

2) 冬營地の設定

1. 積雪地方の旗もしくは縣に命じて、管内の馬・羊・牛の全頭数を冬期間收容する目的をもつて、冬營地の位置・面積を決定せしむ。

2. 決定の上は、まず冬營地における乾草の貯蔵につき、具體策を講じ、ついでその他の裝備に關する具體案を樹立せしむ。

3) 乾草の貯蔵

冬營地と關連せしめ、旗又は縣において貯蔵するを原則とする……”

2) 定住化の促進運動は、日系官吏の發明ではない。西スイトの徳王などは、はやくから「文化は固定家屋から」というスローガンをかがげて、さかんに固定家屋の建造を奨励していたという。(チャハル蒙古の近情, p. 71)

とある。そして、じつさいにこの案にもとずいて、數か所で官設「冬營地」の位置の選定が行われ、工事がはじまった。草原のまつただ中に、土塀をめぐらし巨大な家畜がこいができ上つたのである。「冬營地」はできた。しかしその中にじつさいにどれだけの乾草が刈り込まれたかはわたくしは知らない。

§7 官設冬營地の失敗

この、「官設冬營地」——モンゴルの牧民たちは、それぞれ自分の冬營地をつくっているが、それと區別するために、とくに「官設」の字を冠しておく——の問題は、乾草のことと大いに関係があるから、もうすこしくわしく記しておきたい。

官設冬營地は、その後どうなつたか。つぎの記事がある。

引用 11：“蒙古政府は、創立以來雪害対策の1方法として、冬營地の設營を企圖し、適當の箇所に風をさえぎるための土壁をめぐらし、これに飼料貯藏および衛生に關する施設等を附設することとし、まずシリング盟中、西スート旗1カ所、右翼旗1カ所、その他ウランチャブ盟百靈廟1カ所に、これが設置をみたのであるが、その結果は一般蒙古人の意欲に合致せず、したがって期待されたほどには利用されていない。”（興亞院 26, 岸, p. 197）

おなじ調査報告の中の、紀行の1節は、この官設冬營地の實態について、くわしくつたえている。

引用 12：“（セルブンをすぎて北方、西スート旗内に入る。）さらに速力を加えて轟進すると、草原のかなたに土壁を以てかこまれた冬營地がみられる。これは冬期に家畜を寒風と饑餓から救うために、蒙古連合自治政府の牧業總局がつくつたものである。土壁の高さ2m、これにかこまれた東西150m、南北100mの空地には人影なく、家畜の姿もみえず、まことに空漠たる感じがする。冬營地の南北隅に、監視人の詰所があり、西北隅に乾草貯藏所がみえる。これが場内の單調をやぶるわずかばかりの風物にすぎない。なお、その西南隅に無蓋の井戸が設けられている。直徑93cm、深さ8m餘、水深53cm餘の深井戸で、別段の設備もなく、その利用價值が疑われた。”（興亞院26, 鈴木, p. 14）

要するに、せつかくの官設冬營地は、だれも利用するものがなかつた。きらわられたのである。

この官設冬營地案は、乾草貯藏・冬害防止という、一見まさに牧畜技術上の

要請から發したように見えながら、その裏には、モンゴル牧民の集團化・定住化の促進という行政的意圖がひそんでいただろうということは、すでに記した。理念が先行して技術的な検討を追いこしてしまつていたようである。

この點が、はじめから畜産技術關係者を主とする現地調査者たちからの、攻撃的になつていたようである。

引用 13：“（冬營地は）本年度においてすでに二・三その設置を見、今後いよいよその數を加え、漸次その効果をあげることを期待されているようであるが、もちろんその位置環境により施設に若干の相違を來すことは當然である。これに特殊の任務を附與せんとする場合、あるいは遠き他日に蒙古人を定着せしめんとする意圖ある場合は別とし、原則としては、まず從來の冬營地域の整備確保を念とするものでなければならぬ。すなわち、蒙古人は夏季には給水の便あり通風良好なる沼湖河川にちかき平原をえらびて遊牧し、冬季は丘陵間の盆地あるいは山麓南西の地をえらぶ等、自然を利用する飼養管理をきわめて合理的に行つてきた事實にかんがみ、これら自然的條件に支配された從來の冬營地域を、他の季節に蹂躪せしめずして保存し、冬季のためのみにそなえて牧地を保護し、さらに牧野の改良をはかり、飼料保育量を増大せしめ、さく井を行い、飲水の給與に遺憾なからしむるとともに、家畜防疫、家畜診療の根據地たるべき施設を加味し、さらに病幼畜に對する飼料の集積貯藏にも考慮を及ぼすべきであつて、乾草の貯藏をもつて本來の使命とするものであつてはならない。……従つて冬營地の意義は、單に土塀にかこまれた1小部分に局限さるべきではなく、その規模は地域的にきわめて宏大なものとなつてくるのである。換言すれば冬營地はこれを新たに設定して家畜の集合を期すべきではなく、家畜の冬季集合する地點に對して、より惠澤を與うべき施設をなすものであらねばならぬ。”（興亞院 52, p. 108—9）

これではまさに、政府の意圖と正面衝突ということになる。いくらちがう立場からの反對論として、つぎのようなものもある。

引用 14：“對蒙文化工作上考慮すべき事項として、蒙古民族の移動性がある。これについても地域的に大なる相違が存在するが、これはただちに冬營地の設定にもつてくることは問題である。シリング盟東北地域のごとく、冬季においていつそう移動頻度を高め、これによつてその所有家畜を維持している點から見れば、「冬營」を狹義に解釋することは妥當ではなく、時間的にみれば、むしろ夏季滞在が根據地の性質をおびる場合が多く見られるのであつて、從來の、かかる傾向を無視してせまい人工的冬營地を局限して、これを文化經濟工作上の據點とする考え方は、純牧業振興の考え方から出發するかぎり、誤謬であり飛躍であるとみとめざるをえない。……冬營地の設定は、

刈草の堆積のみを主眼とせず、地域的に極限せしめず、その目的を冬季放牧地の確保という点におくべきものでなければならぬ。”(興亞院 26, 大洲・戸田, p. 222)

おなじ報告者の意見によれば

引用 15: “……単なる交通上の利便のみを考えて平原に設置された現在西スエトに見るがごとき冬營地が、蒙古人にとって、あるいは蒙古人の牧業振興上、一顧の価値なきものであることは、あまりにも明白である。”(同上, p. 220)

ときめつけられている。

さんざんな悪評のうちに、政府はついに官設冬營地のアイデアを放棄するにいたる。急進的な集團化・定住化政策はやぶれ、現地の事情に即した漸進主義が勝利をしめたかのように見える。

§8 現実論と悲観論

現地即應の漸進主義者たちの、對政府攻撃の主眼點は、もつぱらその性急な定住化・集團化促進政策にあつたので、かれらといえども、冬害のはげしさ、その對抗策としての乾草貯藏の必要さについては、すでに官民ともすべて意見の一致したところであつた。ただ、ある程度の遊牧的移動をみとめ、また現在のままの分散隊形をみとめながら、しかも各戸においてそれぞれの乾草を貯藏させようという方向をしめしていた。モンゴル牧民の段現階を「草刈らぬ遊牧民」であるとするれば、政府の官營冬營地案の目ざすところは、「草刈る定牧民」であり、漸進主義者案の目標は「草刈る遊牧民」であつた。それは、たしかに漸進的・現実的な政策であつた。ただ、この觀念の中には矛盾がふくまれているはずである。具體的にどうしてこの矛盾を解決し、理想を實現するか、なお多くの問題がのこされていたであらう。

草を刈るのは、日系官吏ではなくて、モンゴル牧民自身である。どうすればモンゴル牧民が草を刈るようになるか、あるいは草を刈つてくれるか、その方策を考えるのが、日系官吏の仕事である。

引用 16: “蒙旗地帯における飼料増産改良施策は、あげて冬季飼料の問題に指向されねばならぬ。そして、冬季飼料増産の捷徑は、夏季における豊富な青草を刈りとり、乾燥の上貯藏することにあるが、由來乾燥調製の習慣をもたず、しかも迷信的に刈取り

を思ひ、あるいは刈りとりに要する勞をいとうという蒙古人に、乾草の調製を行わしめることは、並大ていのことではない。昨年政府が乾草調製獎勵の趣旨をもつて配布した草刈鎌のごときも、ほとんど使用されておらぬがごとき例さえある。しかしながら、ここに畜力剪草機のごときものを給付し、その利用法を傳習するときは、案外乾草調製に對する關心と興味とを生ぜしめ得るものではないかと推察される筋がある。

ともかく、何らかの方法によつて、乾草調製に關する習慣をもたしめることが、家畜増殖・畜産物増産上の眉焦の急務であると信じてやまぬものである。”(興亞院 26, 鈴木, p. 239)

ところが、この程度の乾草獎勵論に對してさえ、反對意見が出ている。反對意見というよりは悲観論である。實行不可能論である。しかもそれは、上とおなじ調査報告書の中に見出されるのである。

引用 17: “ウランチャブ盟中部以北地方を、シリングル盟東部及び北部地方のごとき草生良好なる地域とを同一視しがたいことは、あまりにもあきらかである。すなわち前者にあつては、實際上刈草の實施それ自體が、きわめて困難であつて、その多量を集積貯藏することは、草生のみをの点よりしても、いうべくして行い難きものと斷言してはばからぬところである。”(興亞院 26, 大洲・戸田, p. 220)

もう1つの理由は草刈りに要する勞働力の不足である。同氏らは、モンゴル牧民間における一般的な勞働力の不足をのべた上で、

引用 18: “……刈草およびその集積のために勞働力がふりむけられる餘裕が、さらにあるとは考えられぬところである。”(同上, p. 221)

とのべた。これでは、どうにもならないではないか。

§9 「病幼畜のために」というアイデア

一方では、モンゴルをして草を刈らしむべしという強い要請があり、しかも、モンゴルの現實はそれをゆるさないという。ここに、現實性のある一種の妥協案としてあらわれてくるのが、「乾草は病幼家畜のために」というアイデアである。

引用 19: “けつきよく叙上の事實よりして、刈草については草生、勞働力等の基礎的條件が是正されぬ今日においては、これを必要の最小限度にとどむべきものと思し得られるのであつて、「病幼畜の保護」を目的としての刈草のみが獎勵さるべきであらう。”(同上, p. 221)

理想論的乾草奨励論に比して、これは大きな譲歩である。

じつは、この結論は、この調査隊によつてはじめてもたされたものではない。おなじ興亞院から出たそのままの調査隊の結論を踏襲しているにすぎないものとみとめられる。すなわち、興亞院 52 には、

引用 20: “冬季にそなえて乾草の貯蔵を行うべきことの是非は、すでに論ずるを要せぬところであるが、現地蒙古地方における労働力の不足と草生の不良なる地多きにかんがみ、事實上一般には実施困難な問題であつて、その目的は、病幼家畜の所要に止むべきであり、冬季の飼料缺乏に對しては、他の方策によるべきである。”(興亞院 52, p. 108)

とある。なお、これまた淵源をもとめると、やはり先例がある。それは、滿鐵山崎氏の調査報告(山崎, 牧野, p. 48—48)である。もつとも、山崎氏は、かならずしも乾草奨励に反対というのではなかつた。ただ、なぜいくら奨励しても乾草刈りとりがいつこう普及しないかといえ、それは、草があまりにも貧弱であることと、労働力の不足とによる、とのべたのであつた。ただ、東部のウジムチン地方では、けつこう草丈けもあるのだから、ここなら乾草刈りとりもできるという意見であつた。そして、

引用 21: “……地勢上モーアの使用が充分可能であるから、政府よりこれら刈草機具の貸與を行い、奨励すれば、從來ほとんど至難とせられたる蒙古人の乾草採集(幼弱家畜收容所用の乾草採集)も、かなり容易になしうるのではあるまいか。”(山崎, 牧野, p. 48—49)

とのべたのであつた。「幼弱家畜收容所」というアイディアは、山崎氏のホロンバイル調査(1943)以来のもので、それももともとは、外モンゴルでの事例からヒントを得たものであるらしいが、おおよそつぎのようなものである。

引用 22: “冬營地において適當なる幼弱家畜收容所を設け、あらかじめこれに野干草、豆粕等の補助飼料を準備し、早春枯草期まで繋養するならば、從來の損耗をいちじく減少するであろうことは、いうまでもない。”(山崎, 牧野, p. 47)

そして、さらに、

引用 23: “幼弱家畜の飼育管理および冬季枯草期における飼料対策は、ともに野干草の刈りとり貯蔵以外に對策はない。”(山崎, ホロンバイル, p. 455)

というのであるが、要するに、さきへのべた官設冬營地の縮小版と考えてよいであろう。その後、この思想は、しだいに變化をこうむりながらも、ひきつづき受けつがれてきたのである。そうして見ると、「病幼畜のための乾草」というアイディアも、かならずしも理想と現實の妥協案としてしぼり出されたものではなく、はじめから——少くともずつと前から、あつた。ただ、いろいろな考えの試行錯誤的な適用と失敗ののち、やつぱりこれだ、ということになつて、またこのアイディアが浮び上つたのである。

1944年のわたしたちの調査に先き立つて、内モンゴルの乾草刈りとりの問題について、論ぜられ、到達していたのは、ざつとこういうところであつただろう。

II 「草刈るモンゴル」の実態

§ 10 序 説

内モンゴルの遊牧民は、乾草を刈るようになるべきである、というのが、どの論者にも共通の主張であり、期待であつた。ただ、その主張の程度や理由づけには、いろいろあつた。

前章は、要するにこれらの諸説の紹介であつて、それぞれの説の當否は問うていない。もとよりどの説も根據があるはず、机上の空論ではあるまい。多かれ少なかれ、モンゴル牧民の生活を知る人の言である。實態をふまえ、實狀に即するものではあるべきもの。批判者もまた、ステップにおける經驗を資料として立ち向わねばなるまい。舞台は、机上の文献を去つて、ステップにおけるモンゴル牧民の幕營地に移る。

ここにオリジナルの資料として用いられるものは、すべて、1944年～45年に、今西錦司博士指揮のもとに行われた西北研究所のエクスペディションによつて得られたものである³⁾。記述の方針や形式は、すでに発表したいくつかの前

3) このエクスペディションのアウトラインについては、今西(1948)、および今西(1952)を参照されたし。後者は日程表をふくむ。

例にならっている(梅棹, 1950, 1951, 1952)。

前章にのべたいろいろの見解は、實狀の認識の上では、ひじょうによく一致した点をもっている。それは、「内モンゴルの牧民は草を刈らぬ」という認識である。ラティモア教授から現地調査の畜産技術家まで、その点だけは、大へんよく一致していた。すべてが、このことを前提にしての立論であり主張であった。

實態調査の資料にもとづいて、これからわたしがのべようとするのは、この前提に対する反対論である。結論から先にいえば、「内モンゴルの牧民は草を刈る」というのである。少くとも、「内モンゴルにおいても、草刈りはひろく行われている」というのである。これは、従來の諸説と根本的に異なる。というよりは、諸説の根本をくつがえすものである。前章にのべたところで明かなように、問題は單に草刈りという技術的なことにかぎられるものではない。遊牧民の生活の全般にわたって、波及するところ廣汎である。ただ、この章ではまず、一々資料をあげながら、「内モンゴル遊牧民は、どのように草を刈るか」という点についてののみ、のべる。

§11 調査の方法と質問要項

われわれの調査が、従來の説とひどくちがった結果を得たのは、1つには調査の行われた季節によるものと思われる。すなわち、われわれは、従來の調査者たちがほとんど利用しなかつた季節、秋から冬を越えて、ステップを歩いてくる。それは、乾草の刈られる季節であり、乾草の利用される季節であつた。草原の旅行の快適さは、夏にしくはないけれど、冬は冬で、こういう得(とく)もあつたのである。

調査の方法について一言しておく。われわれは、目で見ている。草刈り場、刈った草の堆積、その運搬、あるいは貯藏などの過程とともに、草の種類、つかい方にいたるまで、1軒の家についての一貫した観察ではないにしても、ひととおりのことは見ることができた。観察のほかに、わたしは、かなりたくさん家で、對話の中に乾草についての質問をおりこんで、くりかえし答えをも

とめている。問答はつねに流動的にすすめている。固定した質問表にはよらなかつたのである。しかし、その内容を整理してみると、つぎのようになるだろう。

- 1) 刈ったか——「あなたの家では、今年は草はもう刈ったか？」
- 2) 時期——(まだならば)、「これから刈るつもりか？ いつ刈るのか？ (刈ったのならば)、「いつ刈り終つたか？」
- 3) 分量——「どれだけ刈ったか？ 牛車に何台、または籠(アルグ)に何杯と。」
- 4) 労働——「あなたの家族の、だれとだれとが、草刈りをするか？ だれか人をやとうてか？ だれかよそのアイルの人に手つどうてもらうてか？ よそのアイルと共同で草刈ることがあるか？
「それだけの人で、これだけの草を刈るに、何日かかつたか？」
- 5) 牛車——「あなたの家は牛車をもっているか？ (もたぬなら)、草のとり入れに、車はどうしたか？ だれから借りたか？」
- 6) 費用——「手つだいの人や、車をかしてくれた人には、何かお禮をしたか？」
- 7) 道具——「草を刈るにはどんな鎌をつかうか？ いまあれば、見せてほしい。」
- 8) 草刈り場——「どこで草を刈ったか？ 草刈り場は、去年も一昨年も、毎年おなじところであつたか？」
- 9) 協定——「近所のアイルのひと、みんなそこへ刈りにゆくのか？ 刈る場所は相談してきめるのか？ 夏のあいだに家畜がふみこんでその草を食つてしまわぬように、保護しようとの申し合せがあつたのか？」
- 10) 草の種類——「どんな草を刈ったか？ 乾草にするには、どの種類の草がよいのか？」
- 11) つかい方——「この乾草は、どんな目的につかうのか？ どんな家畜にでも食わすのか？ 特定の家畜にかぎるのか？」

- 12) 草を買うか——「草を買ったか？ 漢人から買ったのか？ どんな草をどれだけ？ 代價に何を拂ったか？ 金か物か？」
- 13) 今年刈らぬ——（今年刈らなんだ、あるいは刈らぬつもりという家で）、"今年刈らずとも例年は刈るのか？ 去年は？ なぜ今年刈らぬのか？ 乾草がなければ冬はこまるであろうか？ 今年大丈夫なのか？
- 14) 歴史——"あなたの家が乾草を刈るようになったのは、いつごろからか？（家族の年長者の）若いころ、小さいころから、すでに草を刈っていたか？ むかしにくらべて、ちかごろは乾草をたくさん刈るようになったということはないか？
- 15) 例年刈らぬ家——（例年刈らぬといえ、"いままでにまったく刈つたことがないのか？ よそでは毎年草を刈るところがあることを知つていよう。それに、あなたの家は、毎年草を刈らぬという。それはどういうわけか？ ここでは、刈らずともこまらぬか？ あるいは、草刈るほかに、何かよい方法を講じているのか？
- どこの家ででも、これだけのことをみな聞いたというのでは、もちろんなく、また、聞いたかぎりはいつも満足な答がえられたというものでもない。個々の資料は断片的でも、いま全部をまとめて見ると、かなりいろいろなことの、見とおしがつけられるように思えるのである。ただし、社会的、経済的交渉の問題については、別に機会を求めることとして、ここでは觸れない。

§ 12 乾草の分布——1) チャハルの場合

まず、乾草の分布範囲、すなわち乾草をつくるという技術が、どのへんまで廣がついているかをしらべよう。前節の質問例のうち、1), 2), 13), 15) 項の答をまとめればよいのである。

内モンゴルでは草を刈らぬ、というのが定説であると言つた。しかし、それにも若干の保留はつけられていたのである。

引用 25: "蒙地においては、濃粗の如何をとわず、特に飼料を給せらることなく、全然放牧に依存している。ただ、比較的進歩せる地方において、病幼畜の爲の乾草給與が

行われるのと、チャハル南方の接壤地帯において、乾草貯蔵をなし、雪害にそなえているものあるにすぎない" (興亞院52)

「比較的進歩せる地方」というのは、この調査者の足跡から見て、ブリヤート部落のことにちがいない。その實相はすでにのべたから、もうとりあげないとして、チャハル南方の接壤地帯とは何か？ 興亞院26にも、大同小異の記載がある(引用4)が、そこには、「チャハルの漢人化した地帯」としてあらわれている。漢人化した地帯とはどこか？

「漢人化」という言葉は、誤解されやすい。チャハル盟内においても、生活様式、言語、風俗において、まさに漢人化したモンゴル族が、全くいないではない。⁴⁾しかし、それはきわめて少数であり散在的である。それは、「地帯」とよばれるような住み方をしているものではない。チャハル九旗のうち、もつとも南に、漢人農耕地帯に近く位置するのは、ジュン及びバロン・ダイプスの兩旗である。いずれも、固定家屋にすみ、漢人の文化の影響を受けてはいるが、いまなお純然たる牧民でありモンゴルである。かれらを"漢人化したモンゴル"とよぶことは誤りである。しかも、これらの調査者のルートから察して、ここに意味されているのは、やはりこの2つの旗のことにちがいない。そうすれば草刈らぬ内モンゴル牧民の中に、チャハル盟ダイプス兩翼旗だけは、乾草をつくるということになる。はたしてそうであろうか？

この2つの旗では、乾草のたくわえはごくふつうのことである。それについては問題はない。どの家にも、家畜がこいの一部に乾草おき場をもち、そうとうの量の草をたくわえている。それは、自動車でかけぬけてゆく旅行者にも見えることだ。問題は、チャハルの中でも街道からはずれて奥に位置する諸旗では、どうなっているか、という点である。

南部の、漢人地帯に境を接した兩ダイプス旗では草を刈つても、北部チャハルのグンジャンダク砂丘地帯では草を刈らぬ、というようなことがあるかもし

4) 例えば、グル・チャガン旗、羊臺山の例(今西, 1947, p. 127—, 1948, p. 189), また、ホボー・チャガン旗、ヤマタ部落(橋口, 1942, p. 127—)など。

れない。そういうことがあるならば、草刈る地域も草刈らぬ地域とは、どこかに境をもっている。乾草の分布をいうからには、その境の線を見つけねばならぬのである。われわれの調査ルートは、そのチャハル盟を、2本の線で切つてゐる。1本はほぼ南北に走り、1本はほぼ東西につらぬく。チャハルの中の乾草分布に、何らかの地域的限界線があつたなら、われわれの2本の線は、おそらくはその限界線と、どこかで交叉するものと期待してもよいであろう。

ところが、結論をまず言えば、われわれはどこでもそんな線をよこぎらなかつた。全チャハルが、乾草をたくわえ、あるいは刈りつつあり、または運びつた。われわれは、チャハルの中には草刈らぬ地域を発見できなかった。チャハルにおいて、乾草を刈るのは、一部の漢蒙接壤地帯のみである、などということは、あきらかに誤りである。全チャハルが乾草をつくる。

§13 乾草の分布——2) 例外的な事例

データもあげずに結論をのべた。チャハルでは、人家あるところ必ず乾草がある。それは、家畜の存在とおなじくらい普通のことであり、あまりにもきまり切つたことと思われた。きまりきつた事実については、かえつてデータとしてあげ得るほどのものが野帳に記されていない。むしろ、逆の場合、例外的な事例だけがノートされている。

全チャハルが乾草をつくるといつたが、それはチャハルの全家庭が乾草をたくわえるということではない。乾草をもたぬ家はたしかにあつた。チャハルにおいてわれわれが調査した約100戸のうち、たしかに今年は乾草を刈つていない家が数戸ある。その大部分は、家畜をもたぬ家であるから、これは當然のことといわねばならぬ。ただ、2戸だけは、家畜をなにかがしか持ちながら、草を刈つていない。これはどうしたのであろうか。また、どうしているのであろうか。

事例1：アトーチン旗、セルブンにて。スドゥララブジー(合、58)。家族は6歳の男の子との2人ぐらし。家畜は牝ウシ2、1歳の子ウシ1。草は刈らなかつた。しかし子ウシには冬は乾草を食わしてやらなければならぬ。その草は、となりの家のをわけて

もらうのである。となりの家というのは、娘の嫁入り先で、スドゥララブジーは人手も足らぬので、その家に萬事よろしく世話になるために、去年そのとなりへ、自分のバオをもつて引つ越してきたのである。(1945, I 15)

事例2：前例とおなじ部落。ムントウロタ(合、59)。家族は26になる息子の嫁と、2人の小さな孫。家畜は牝ウシ2と1歳子ウシが1。そして草を刈っていない。

“例年は刈るのか?”

“毎年刈るのだが、今年は刈らなかつた。”

“なぜ今年は刈らなかつたか?”

“今年は、このへんは草があるかつたから。”

そう答えているが、またたしかに草は今年は悪かつたらしいが、それでも近所の家はたいてい草を刈つている。この家が草を刈らなかつたのは、労働力の不足など、ほかの理由によるのであろうが、充分な答がえられていない。

“それでは家畜がこまるだろう。どうしているのか?”

“ウシは、みんな嫁の實家にあずけてしまった。そこは乾草をたくさんもっているから、大丈夫だ。”(1945, I, 15)

こんな例は、いずれにせよ異常な場合である。正常の場合とは、もちろん、自分の家に乾草をもち、それを自分の家畜に食わすという場合である。注目すべきは、上のような異常型といえども、チャハルでは、他人のものであれとにかく乾草の御やつかいになつている、という事實である。乾草は、チャハルでは、家畜あるかぎり當然のことになつているのである。

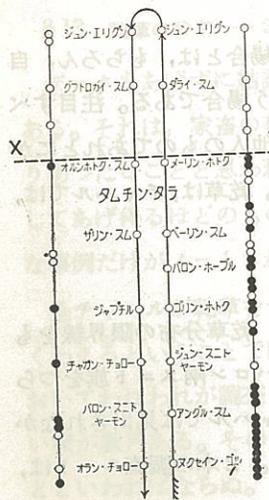
§14 乾草の分布——3) スニトの場合

チャハルの場合とおなじ方法をスニトにも適用して、乾草分布の限界線をもとめてみよう。こんどは、調査ルートは、ジュン及びバロン兩スニト旗をつらぬいて、2本とも、やや南北に近くひかれている。チャハルでは見出されなかつた乾草分布の限界線は、スニト部において発見された。2本の調査ルートは、その限界線とクロスしたのである。

スニトというところは、旗の数はわずか2つだが、そのどちらの1つをとつても、チャハル9旗をすべてあわせたより大きいという、ばかどかい土地である。その中には、自然環境として、牧畜技術の點でも、ずいぶんたくさんのヴァラエティをふくんでいる。乾草についてもそうだつた。ジュン・スニト旗で

もバロン・スート旗でも、南部地方では、チャハルからのつづきとして、なお乾草の技術がある。しかし、ずつと北の方では、それはもう発見できない。乾草の分布は、ある線までしか北進していない。すなわち、乾草の分布限界線は、北限線としてあらわれてくる。

チャハルの場合でも、乾草を刈らぬ家がわずかあつた。スートでも、乾草の北限線より南に、乾草を刈らない家が全くふくまれていないというのではない。乾草を刈らぬ家の分布をたどれば、どこまでも南にきてしまう。それは技術の分布限界の目標にはならないのだ。限界をきめようというなら、それはやはり乾草を刈る家の分布を北へ追うてゆくべきだということになる。そして、その最北端をつらねた線をもつて、乾草の北限線とみなさなければならぬ。その線は、それより南の地のすべての家が乾草を刈るということの意味するのでは



第1圖 乾草分布の北限線。スート部をつらぬく二本の調査経路にそつて、乾草を刈る家、刈らぬ家の調査結果を配列したもの。黒マルは刈る家、白マルは刈らぬ家を示す。X……Yは乾草分布の北限線。

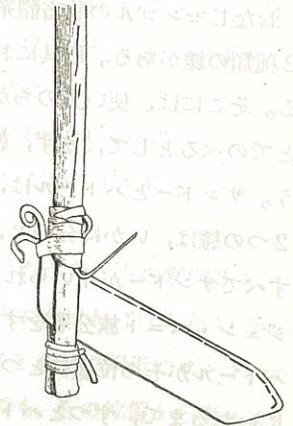
ない。この線まではとにかく、乾草を刈る家がある、ということの意味するのである。

いま、スート部をつらぬく2本の調査ルートにそつて、乾草についての調査を行つた50戸を、刈つた・刈らぬにわけて配列し、それぞれの線上の刈つた方の最北端をつらねると、ほぼ上にのべたような意味での乾草分布北限線を得たことになるだろう。第1圖は、その操作と結果を模式的にしめす。これによると、乾草の北限線は、スート部の中部以北にまで及び、その北限線は、タムチン・タラの北縁に一致する。乾草刈りのことは、従来いわれているよりも、はるかに広い範囲に行われていることを知るのである。

§ 15 サンドーとハトール

前節では、とにかくも乾草を刈るという点だけに注目しての分布をのべた。草の刈り方、草の種類、

分量、つかい方についてくわしく見れば、それはそれで多くの變異があり、地理的分布が見られるのである。そのうち、まず、もつとも重要なものとおもわれるものについておのべる。それは、鎌の種類についてである(質問要項7)。草を刈るときにつかう鎌に、まったく異なる2つの種類があるのである。モンゴル牧民のよび方にそのまましたがえば、その1つはサンドーであり、他の1つはハトールである(第2圖、第3圖)。



第2圖 サンドー
刃わたり30cm、刃の幅6cm、柄の長さ約2m。刃は柄に斜めにとりつけ、草ひもでしばつてある。

サンドーは、柄の長さ2m以上、刃わたり30cmにおよぶ長大な鎌である。柄は、ヤナギか何かの棒をけずつてつくり、その先に



第3圖 ハトール
刃わたり18cm、柄の長さ50cm。刃は柄に直角につく。

切れ目を入れ、そこに広い刃を斜めにはさみ、草ひもでしばつてある。使い方は、この長い鎌を斜めにかまえて、草むらの中ですいすいと扇形にふりまわすと、斜めにとりつけた刃がちようど草の莖に有効に當つて、草はたちまちなぎ倒される。密生した禾本科の草を多量に刈るには、まことに合理的にできた鎌である。ハトールは、はるかに小さい手鎌で、柄の長さは50cmばかり、刃わたりは20cmに足りない。刃は柄に直角についている。使うときには、人は、しやがみこんで、ふつうの手鎌をつかうように、左手に草をにぎり、右手で

鎌をふる。

§16 2つの鎌の分布

おなじモンゴルの牧畜體系の中に、乾草刈りとり用に、こんなにもちがった2種類の鎌がある。道具における形態のちがいは、そのまま機能のちがいである。そこには、使い方のちがいがあり使い途のちがいがある。そのことは、あとでのべるとして、まず、乾草分布論につづいて、2つの鎌の分布論をのべよう。サンドーとハトールは、それぞれ分布地域を明確にわけているのである。2つの鎌は、いかに分布し、その分布境界線はどこにあるか？ チャハルでは、すべてサンドーが用いられる。われわれの第1の調査ルートを北にたどつて、ジュン・スイト旗公署をすぎてまもなく、われわれはサンドーが姿をけして、ハトールがその位置にとつてかわつたことを発見する。それ以後、乾草北限線にいたるまで、ずっとハトール地域がつづく。第2ルートをたどつて、外モンゴル國境から南下するとき、乾草北限線を南にこえて、まずあらわれたのは、やはりハトールであつた。こんどは、バロン・スイト旗内でわたしが認めたのは、すべてハトールである。盟境を東にこえてチャハルのアトーチンに入ると、ふたたびサンドーがあらわれた。そこでは、2つの鎌の分布境界線は、盟の境に一致する。全體的に見て、つぎのように言えるであろう。サンドーは、より南方に分布する。全チャハルとジュン・スイト南部はその分布地域に入る。ハトールは、より北方に分布する。乾草北限線以南の、サンドー分布地域以外のスイト部全域がその分布地域である。第4圖は、その状況を示す。

1つだけ、上の概括に合わない實例を得ている。

實例3：バロン・スイト旗南部のダイヤンチ・ラミン・スムにて。われわれはスムに泊る。スムでわれわれの接待役をしていたラマは、「この近所では何で草を刈るか」という問いに對して、

「ハトールで刈るが、サンドーもあります。」と答えている。ただし、實物を見なかつた。(1944, I, 9)

この場合、相手は「この近所」として、どの程度の近所を考えていたのかかわらない。それに、すぐそばで、



第4圖 乾草技術の3種類の分布。
無乾草型とハトール型との境界線は、もちろん乾草分布の北限線と一致している。

1. ダイヤンチ・ラミン・スム附近、ハル・オボのザトム
2. オラン・チョローのダメルンの2軒でしらべた結果では、やつぱりハトールである。念をおして、
「サンドーは使わないのか」と聞いているのだが、どちらも「使わない。」と答えている。だから、上の實例3も、どの程度考慮に入れなければならないかは疑問である。たとえその附近にサンドーが使われるとしても、その位置から考えて、さきの概括は、ごくわずかの修正をうけるだけである。

§17 チャハルのハトール

前節にのべたところでは、ハトールの分布地域はすべてスト部にかぎられている。という、チャハルにはハトールは全く存在しないかのような印象をあたえるが、實はそうではない。チャハルにも、ハトールはあるにはある。ただ、その用途がちがっている。

チャハルでは、特に砂丘地帯において、柳條を刈るのにハトールを使うのである。草を刈るのにはハトールは使わないで、やはりいつもサンドーを使う。だから、道具そのものをとり出して分布をいえば、ハトールはチャハルにもスイトにもひろがっていることになるけれど、草刈りの道具としてのハトールは、やはり前節にのべたとおり、スイト部にかぎって見られるものと言つてよいのである。

§18 刈る草の種類

つぎに、乾草をつくるには、どんな草がえらんで刈られるか、それはまた、

どんな意味をもっているか、についてのべる。

まず、牧民自身は、これについて、どういう考えをもっているか？ 直接の質問の答の記録をかかげる。"どんな草を刈ったか？ 乾草にするには、どの種類の草がよいのか？" というのが、われわれの問いであつた（質問要項、8）。

實例4：スー・チンワンフ北牧場，牧長ダフチン（合，56）。
"いま乾草を刈っているさいちゆうである。ヒヤグを刈っている。乾草にはヒヤグがいちばんよい。"
(1944, IX, 28)

實例5：ジュン・スニト旗，バロン・ホーブル，サンゼイ（合，56）。
"乾草にはヒヤグがいちばんよい。しかし今年はヒヤグがすこし少なかつたようだ。それであまりたくさん乾草を刈らなかつた。"
(1944, X, 25)

實例6：ジュン・スニト旗，メーリン・ホトクにて。ジョクソンスルン（早，72）。
"乾草はボチモグという草を刈つた。昔から刈つているが，草の生え方の良い年は刈るが，悪い年は刈らぬ。"
(1944, XI, 6)

實例7：ジュン・スニト旗，ボンブ・シャルブにて。ガルサン（合，32）。
"ソリという草を刈る。"
わたしは、ヒヤグ，ボチモグという名をサジェストする。それに対して，
"ヒヤグ，ボチモグという草は知つている。それはこのへんにはないので，ソリを刈るのである。"
(1944, XII, 23)

實例8：バロン・スニト旗，ダイヤンチ・ラミン・スム附近のハル・オボーにて。チヨルンビル（合，46）。
"シェレルチとボチモグを刈る。そのほか，ヒヤグやドゥスグヌも刈る。ソリはこのへんには生えていない。"
(1945, I, 10)

實例9：バロン・スニト旗，オラン・チヨローにて。ダメルンの妻（早，30）。
"乾草に刈るのは，どんな草でもかまわない。なんでもよいから，丈の高い草を刈る。"
(1945, I, 14)

實例10：アトーチン旗，セルブンにて。モンクエルデニ（合，53）。
"シェレルチを刈つた。"
(1945, I, 16)

實例11：アトーチン旗，セルブンにて。ラシーデリグル（合，43）。

"ホログヌ・シェレルチ，ヒヤグ，アイグを刈る。そのうち，家畜のためには，アイグがいちばんよい。"
(1945, I, 16)

實例12：ホボー・シャル旗，ダルゴエにて。ワンチン（合，？）。

"シェレルチだけを刈つた。"
(1945, I, 22)

實は、この質問に對しては、よくそろつた答を期待していた。すなわち、牧草に對する評價が大たいは標準化されているものと期待していた。ところが、得られた答は、上のとおり、まことにさまざまである。それからどういう結論を出してよいか、こまるほどである。これは、一體どういうことであろうか。だいたい、モンゴル牧民の牧草に關する知識は、家畜に關する知識にくらべて、はるかに頼りない。粗雑であり、個人差が大きい。そのせいであろうか。それとも、實例9の女が語つているように、丈さえ高ければ、草の種類はどうでもよい、というのが真相であろうか？

觀察の結果を整理して見よう。

第 I 表

モンゴル名	日本名	學名
ヒヤグ xja:g	シバムギモドキ	<i>Aneurolepidium chinense</i> KITAGAWA
ソリ sol'	ケハナムギ	<i>Aneurolepidium dasystachys</i> NEVSKI
シェレルチ } erəlt }	ハマヨモギ	<i>Artemisia scoparia</i> WALDESTEN
=ホログヌ・シェレルチ } xorogən } erəlt }	數種のヨモギ属	<i>Artemisia</i> spp.
ボチモグ bot } mog }	マンシュウアサギリソウ	<i>Artemisia frigida</i> WILLD.
アイグ ɛ:g		?
ドゥスグヌ dəsgūnə	?	?

5) 植物名の同定には、調査に同行した浪速大學助教授中尾佐助氏の助力を乞うた。

まず、モンゴル語で語られた草の名を、學名ないしは和名になおさなければならぬ。これが、案外むづかしい仕事であつた。もちろん、いちいち實物に當つて確めはしたが、それでも、モンゴル名と學名とは、もともと1對1の對應をしているとは限らないし、その上、さきにのべたとおり牧草に関する知識は、モンゴル人にあつては、かなり不確かなところがある。

ともかくも、上の答に出てきたかぎりの草は、前頁の同定表にしたがつて考へておくことにしよう。

けつきよく、わかっているものとしては、2種の禾本科 (*Aneurolepidium* 屬) と、數種のヨモギ (*Artemisia* 屬) にかざられていることになる。

§19 乾草の組成における4つの型

つぎに、牧民の答をはなれて、じつさいに積み上げられた乾草の山についてしらべて見る。すると、その中にはやはりいくつものヴァラエティがあることがわかる。もつとも、實際の乾草の山をくずして、出てくる草の種類を分類學的にリストすれば、1山からかなりの數が出てくる。とても、牧民自身のいうような1種2種のことはない。それでも、それぞれの量を考慮に入れれば、量の上で圧倒的に優占する種類が、必ず1つはあるものだ。

實例13: アーチン旗, ゴルブン, ホトクにて。ヨンドンジャムソ (合, 40)。インタービューを終つてから、裏の乾草置場を見に行つた。その大部分は、*Aneurolepidium chinense* にまちがいなし。若干の *Artemisia scoparia* を交える程度。それにしても、どこにこんなにヒヤグが良く生えているところがあるのだろうか。(1945, I, 22)

こうした驚きを記録するほど、よく揃つているのが多いのである。牧民はこの場合のヒヤグ (*Aneurolepidium chinense*) のような、圧倒的な代表種だけを指摘しているのだ。

そこで、各戸に見られる乾草の山を、そういう代表種によつて分類すると、つぎの4つの型があるように、わたしには思えたのである。型の名は、モンゴル名をとつた。

1. ヒヤグ型。ヒヤグすなわちシバムギモドキを代表種とし、コムギダ

マシ、ノゲナガハネナガヤその他の禾本科草本をまじえる。なかには、かなりたくさん、マンシユウアサギリソウその他のヨモギ類をまじえたものもある。

2. ソリ型。ソリすなわちケハムギが主體となつて、それに主として禾本科の他の草がまじつている。ケハムギはシバムギモドキにじつによく似ているが、秋枯れになると、その葉が巻きこんで針金のようなになるので、乾草ではかえつてやさしく區別できる。

3. シェレルチ型。シェレルチすなわちハマヨモギを主として、その他のヨモギ類、また若干の禾本科のものをまじえることもある。

4. ポチモグ型。ほとんどすつかり全部が、ポチモグとよばれるうつくしい大型の *Artemisia* sp. から成つている。この型の場合は他の草がまじることがほとんどなかつた。

じつさいの觀察にもとづくこの結果は、さきにあげた牧民の言うところでも、大體においてよく一致している。このような乾草の山の組成についての類型を、かりに「乾草型」とよぶことにする。それでは、その乾草型は、どういふ要因によつて決定されるのであろうか?

これはどうやら、地域的なちがいのように思える。ある範囲内の地域では、ほぼおなじものが乾草の代表種にあげられるし、また近所の家の乾草は、ほぼおなじ型に屬するものである。いずれはとほうもなく遠いところから刈つてきたものではないにきまつている。植生が、地理的分布をしめすものである以上は、乾草の種類もまた、地理的にある分布をしめしていても、ふしぎではない。それでは、地域と植物と乾草の種類とのあいだに、具體的にどんな相關關係があるであらうか。

§20 乾草型の分布と草原の類型

まず4つの乾草型の分布を語らねばならない。それぞれの型の分布範囲を地圖上に色わけできるほど、わたたくしはたくさん材料をもちあわしているわけではない。概略を推測すれば、つぎのようになるであらう。

1. ヒャーグ型は、チャハルのほとんど大部分とジュン・スニト旗南部および東部にみられる。
2. ソリ型はジュン・スニト旗の西部およびバロン・スニト旗中部あたりにみられる。
3. シェレルチ型は、チャハルの西端アトーチン旗と、バロン・スニト旗南部にみられる。
4. ポチモグ型は乾草分布北限線附近にある。

つきに、草原の類型についてはどうか。

内モンゴル草原の生態學的類型およびその地理的位置づけについては、今西氏の諸論文を参照されたい(今西, 1951, 1952)。それによると、内モンゴルの草原には2つの大類型がみとめられ、それぞれの生産量にしたがつて、「重草原」と「軽草原」とよばれた。そしてその中間にさらに「中間草原」という類型がみとめられた。

重草原というのは、3つの類型のうち、1番外側にある地帯に見出される型で、シバムギモドキすなわちヒャーグが優占するような草原である。それは、われわれの調査地域内に關していえば、チャハルのほとんど全域と、ジュン・スニト旗の東南部をふくんでいる。それはすなわち、ヒャーグ型の乾草の分布地域そのものではないか。ヒャーグ型の乾草とは、重草原類型区において成立するところの乾草である、と考えてよいのではなからうか。

第1の場合は、乾草型においても草原類型においても、いずれの場合もヒャーグすなわちシバムギモドキが指標となつていて、大へん都合よくその結びつきが考えられた。ほかの場合、すなわち、ソリ型、シェレルチ型、ポチモグ型の乾草型の分布も、上にならつて、草原類型とのむすびつきを類推してよいだらうか。

第2の場合、ケハムギやハマヨモキなどをクライマックスとするような草原類型が、それぞれとくにみとめられているわけではない。しかしこれらの種類は、いずれも、「中間草原」の優占種である。そしてやはりソリ型、シェレ

ルチ型、ポチモグ型の乾草型分布範囲は、いずれもほほその中間草原の類型区にふくまれているのではないか。そうすれば、ヒャーグ型乾草が重草原において成立する乾草型であるように、ソリ型、シェレルチ型、ポチモグは型、じつは、中間草原において成立している乾草型にほかならないであろう。このさい、さらに1歩をすすめて言うならば、乾草北限線以北の無乾草地域とは、とりもなおさず、草原類型にいう「軽草原」の地域と、原則的の一致を示すものにほかならないのではなからうか。

これだけの考察をもととすると、けつきよく、乾草型というものは、草原類型と深い関係がある、と言つてよいのではないかと思われる。この結論には、若干の注釋がある。

第1になぜそうなるかと言う問題。ヒャーグ型の草原で草を刈るからヒャーグ型の乾草ができる。當然ではないか、と思われるかもしれないが、じつさいはもう少しこみ入っている。まずヒャーグ型の重草原地域といえども、それは生態學的類型化の手つづきを経て認められたところの草原である。類型づけの基準としてえられた1等地草原では、たしかにヒャーグすなわちシバムギモドキが優占する、というにすぎない。むしろ一般には、2等地・3等地の、それもひどく家畜の食害をうけた草原が多い。だから、重草原地域で草を刈れば、當然の結果としてヒャーグ型の乾草の山ができ上る、というものでは全くないのである。

それにもかかわらず、重草原地域で見出される乾草型のヒャーグ型であるということは、じつは、そういう地域では、草刈りが、重草原の類型づけの根據になつた基準草原、もしくはそれに近いところをえらんで行われる、ということをも物語つていのである。草刈り場の問題は、もう少しあとでくわしくのべることにして、ここでは、これだけの注意にとどめる。

第2に、草原類型と乾草型の分布の一致は、われわれの調査地域の範囲内での話であつて、どこでもこの関係が見られるとはかぎらない。もとより、草原類型が乾草型を一義的に決定するなどは主張できないであろう。しかし、よそ

で同じ関係が見られないからといって、ここで見られた対応が偶然的なものと考えているのも誤りである。それならそれで、ここで見られた対応が何故によそでは見られないのか、その原因を別に考えるべきである。

第3に、中間草原の中の3つの乾草型について、これは、わたしの観察のかぎりでは、たしかに3つは地域をわけて分布しているようであるが、それは何によるものか、明らかでない。少くとも、それに對應するような草原類型上の細分は、はつきりしないのである。

とにかく、これらのことを含んだ上で、いまは乾草型の分布と草原類型の分布との原則的な一致を承認しておきたいと思うのである。

§21 乾草型の分布と鎌の分布との對應

草原の類型をいいあらわすのに採用された、重草原あるいは中間草原などということばは、端的にいえば、それぞれの草原の単位面積に生えている草の重さの比較にもとづいている。それは、単位面積あたりの生産力の表現であつた。単位面積あたりの生産量というものは、そこに生えている草の丈けに關係するとともに、その密度にも大いに關係する。重草原では長い草が密に生えているし、中間草原、さらに軽草原では、草は一そう短くまばらに生えているのである。おなじ禾本科でも、軽草原におけるヒメハネガヤのように、ボツボツとあちらこちらに株になつて生える、いわゆる bunch-grass と、重草原におけるシバムギモドキのように、地下莖でつながつて密にならんで生える、いわゆる sodgrass とでは、その密度がよほどちがう。ヨモギ類にしても、中間草原や軽草原のものにくらべると、重草原においては、はるかに密生する。

ここでふたたび例のサンドーとハトールの話にもどるのである。草の生えかたのこのようながいを考慮にいれると、サンドーとは、長い草が密生した草原——重草原においてこそ、その眞價を發揮できるような道具であると言えるのである。低い草がまばらに生える草地、禾本とヨモギが、不ぞろいにまじる草地、あるいは、bunch-grass の草地、そこでは、うつくしく生えそつた、丈けの高いシバムギモドキの草地に對してはきわめて有効であつたこの鎌も、

まるで振りまわし甲斐のない無用の長物ではないか。そこは、ハトールでたくさんだし、また、ハトールならば、何とかそんなところでも、刈りとることができるだろう。

じつさい、もういちどサンドーとハトールの分布圖を見かえしてみると、その分布境界線が、はたしてこの重草原と中間草原との兩類型區の境界線とだいたいよく一致していることに気がつくのである。そうすると、ヒャーグ型は重草原に、ソリ・シェレルチ・ボチモグの諸型は中間草原にむすびついたものであつたから、ここに、草刈り道具と乾草型と、草原類型とのあいだには、

サンドー ↔ ヒャーグ型 ↔ 重草原

ハトール ↔ ソリ・シェレルチ・ボチモグ型 ↔ 中間草原

という對應があることが、あきらかになつてくる。

ただし上にあげた對應關係は、どこまでも地域的に嚴密なものであるとみなすわけにはゆかない。アトーチン族では、草原類型は中間草原であり、乾草型はシェレルチ型であるにもかかわらず、鎌はチャハルの他の族とおなじように、サンドーをつかつている。このようなくいちがいは、ほかにも發見されるかもしれない。草原類型は、あくまで類型である。中間草原のなかにも、重草原におとらぬほどみごとな、よくしげつたくさむらはありうる。そんなところではサンドーをつかつて、けつこう能率をあげるのである。こういう例外が發見されても、それは驚くには當らない。對應はどこまでも類型的・原則的なものである。むしろ、よくもここまで、地域的にも對應關係がたもたれている、ということに、おどろくべきであるかもしれない。

いずれにせよ、さきに單に2つのちがつた草刈り鎌としてあげたものが、じつは、その環境ともむすびつき、それをつかつた結果の、できあがりの乾草の質にもむすびついていることがあきらかになつた。このちがいが、さらにひいては、乾草のつくり方、量、使い方など、いろいろなところにあらわれてきて、そこに、2つの、それぞれ一貫した技術の體系をつくり出しているのである。サンドーとハトールは、單に2種の形のちがつた鎌の名というだけではな

くて、内容のちがった2つの技術體系の名と考えてよい。そこでその技術體系を、それぞれサンドー型の技術およびハトール型の技術とよぶことにして、おのおのの内容を、いつそうくわしく調べてみることにしたい。

§22 草刈り場——1) サンドー型の場合

モンゴル乾草技術における2つの型は、その草刈り場のえらびかた、あるいは草の刈りかた、とり入れかたなどにおいて、かなりちがった點をあらわす。そのようすを、ややくわしくえがき出してみる。第1に乾草刈りとり場には、どんな場所がえらばれるか。

實例14：スー・テンワンフ北牧場，タリヤールン・オボ附近。

砂丘にかこまれた、徑1km以上もある、うつくしい平らなメドウがある。オボはそのメドウの平面上にたっている。はしつこのすこし濕地になつたところを除くと、いちめんシバムギモドキとコムギダマシがよく生えそろうて、コムギダマシのよくのびたのは、草丈け60cmをこえている。グレージングのあととは、あるにはあるが、たいしてめだつほどではない。北牧場にすむ、いくつかのアイルが、おもいおもいに、ここに草刈りに来ている。(1944, IX, 30)

實例15：グル・グフ旗，ジュン・スニト境にちかいタルゲンホステ・オボ附近にて。砂丘地帯のなかのひろい草地。かすかに波形にうねりがあるが、いちめん均一なシバムギモドキを主とする草原。草が刈つてある。10mに20mくらいの矩形に、きちんと刈りとられて、刈つた草はかきあつめて、小さい山につみあげたものが、數メートルおきにならんでいる。(1944, X, 3)

實例16：ジュン・スニト旗，ヌクセイン・ゴルにて。

草刈り場は、ヌクセイン・ゴルの沖積原である。沖積原の幅は約800mで、大してひろくないが、まつ平らで、穂の高さ65cmにもびたシバムギモドキが、よく生えそろうてしげり、そのほかにハマヨモギもかなりまじっている。ヌクセイン・ゴルのアイルには、まだ草を刈りついでない家もあるが、やはりまもなく、この沖積原で草を刈るのだといつた。(1944, X, 5)

實例17：バロン・ダイブス旗，センデン・ゴルにそつた原野。

ぼつぼつと草を刈りつたあとが斷續的につづいている。草を刈つたあとだけ、矩形にしろく雪がつもつて、ふかい草のしげみのなかにおちくぼんでいるので、ドロン街道をはしる自動車の上からでも、よくわかるのである。河谷の沖積原の底よりも、むしろすこし高みになつた、ゆるやかな斜面のほうに、草刈り地はたくさんみられたように思えた。(1945, XI, 22)

實例18：ミンガン旗，スージン・オボ附近。

スージン・オボは比高200mにちかく半径5kmほどもある、円錐形のうつくしいす野をひいた山である。そのなだらかな傾斜面が、この附近のいくつかの聚落の草刈り地になつている。遠望すると、その斜面に、きつちりした短冊形の縞があらわれているのは、その草を刈りつたあとである。(1945, II, 11)

實例19：グル・チャガン旗，ハナハダ・スムからハトノ・ゴルへこえる峠みち。

谷の南側の斜面。やや北面むきの、ゆるい、凸凹のない、一様な丘の斜面に500mばかりのあいだにわたつて、幅20mほどに、矩形にきれいに刈りとられている。ずいぶん雪がつもっているのだが、刈らないところは、雪の上に草の葉が、ちよぼちよぼでているから、それでみわけがつく。刈つたところの雪をかきのけてみると、刈りのこしのシバムギモドキがあらわれてきた。(1945, II, 2)

實例20：アトーテン旗，旗公署の西につづくひろいタラ(平原)のなかほどに、不規則につづく台地状の丘があつた。その丘の上にあがつたら、ひよつこり草刈り地のあとに出た。10m四方くらいの小さなものであつた。草は、そのあたりはいちめん、ハマヨモギ(シェレルチ)ばかりであつた。(1945, I, 17)

以上すべてサンドー型技術における草刈り場の實例である。どんな場合がえらばれ、どんなに刈られるのか、ほぼ推察できるであろう。一ぱんに、サンドーで草を刈つたあとは、たとえその上に雪がつもつてもすぐわかるものである。その部分だけ大いにはほぼ矩形に、草がきれいになくなつているからである。サンドーで草を刈ればその草はきれいに一掃されてしまうのである。

そのように、ある區劃内の草を一掃してできた乾草が、たいていは、ほとんどすべてヒヤグばかりであるほど、その草刈り地は、みごとな純群落、あるいはそれにちかい場所がえらばれている。地形的にも以上の諸例がしめすように、砂丘のなかのメドウ、河谷の沖積原、臺地、なだらかで凸凹のない丘の斜面、そういつた、比較的均一で平坦な場所が、草刈り地になつている。しかし、それとともに、なによりもまず最初に要求されることは、その草があまり家畜のグレージングをうけておらず、長いままに生えそろうていて、サンドーで刈るに値いするほどのものであるという条件である。

サンドーで草を刈るときには、ひとりで刈るのでなくて、一家のなかのはたける人員——それは男女を問わない——はすべて動員され、ときには草刈り

場に天幕をはつて、とまりがけでかけてゆく。おのおのは手にサンドーをもち、それぞれの持ち場を、1本の線にそうて刈つてゆく。ある長さを刈りおわれば、その線に平行に、まだ刈つてない部分を刈りすすむ。こうして刈り終れば、その線に平行に、まだ刈つてない部分を刈りすすむ。こうして刈り終ったあとは、しばしばきれいな矩形を呈することになるのである。そして、あらかじめえらばれた草刈り地内において、この作業がはじめられると、あとはもう刈る草をよりごのみしたりせずに、かたつばしから薙ぎたおされてゆく。この機械的連続作業が、サンドーによる作業の特徴をなし、それだから、ある程度の機械的連続作業を可能ならしめるような地形と草生えの均一性と、平坦さ、そしてまた、廣さが要求されるのである。さきの諸例のような場所がとくに草刈り地としてえらばれるのはこうした理由によるものであつた。

§23 草刈り場——2) ハトール型の場合

サンドー型技術は、上述のような場所を草刈り場にえらぶのがその特徴である。というよりは、草刈り場そのものをえらび、あるいは要求することそれ自身が、サンドー型技術の特徴だといった方が、はつきりするかもしれない。というのは、ハトール型の技術体系ではそういうことがほとんどないからである。ハトール型での草の刈り方は、その小さな鎌をもつて、しやがみこんだ人が、眼のまえにある丈けの高そうな草を、1本ずつ、あるいは、せいぜいのところ數本ずつ、ちよんちよんと刈つてゆくのであつた。作業そのものが、機械的・連続的なものではなくて選擇的・断続的である。機械的でないために、刈り取る草を選択することが可能になるのである。ある場合には、ふつう純群落をつくらないポチモグのようなものでも、選擇的に刈ることによつて、ポチモグ1個でできている乾草の山などというものを出現せしめるのである。選擇的に1本1本を刈るのなら、丈けの高い草は、まばらにならどこにでも生えているのだから、とくに草生えの均一さ、平坦さ、ひろさとかは、草刈り場の条件として、重要なものでなくなつてしまう。むしろ、特定の草刈り場というものを必要とせず、どこでもよい、家の近所に生えた丈けの高い草を刈つてきてあつめればそれで足る。ハトール型技術では、乾草として刈るべき草は生えていても、草

刈り場というものがないのである。

どこで草を刈つたか？というわれわれの質問に對して、牧民の側からの答えの出方がちがう。サンドー型の技術のところではつぎのような形で答えられる。

實例 21：ホボー・シャル旗、ゴルブン・ホトクにて。ヨンドンチャムソの母(早, 72)。
“草は西の方(バロン・ホイヌ)のボロンというところで刈つてもつてきた”。(1945, I, 22)

すなわち、どこそこで草を刈つたということをはつきり答えられるのだ。地名なり方向なりで指定できるところの草刈り場があるのである。それに対して、ハトール型の分布地域では、こたえは、ぼけてしまう。

實例 22：バロン・スニト旗、オラン・チョロー。ダメルンの妻(早, 30)

“草はこの近所で刈つた。”

“近所でどのへんだ。”

“この近所だ、家のちかくだ。”

“このへんは草がわるいではないか。どうしてもつと草のよいところへ、刈りにゆかないのか。”

“遠くへゆくにも、車もないし人もない。遠くへゆかなくても、ここでよいのだ。”

(1945, I, 14)

場所をもつとはつきりさせようと、どちらの方向だとか、どれくらい遠いところかとか、これ以上問いをすすめることも試みたが、それは相手をこまらせるだけだつた。草刈り場という概念がないのである。

はつきりした草刈り場というほどのものがなくて、いいかげんにそらの草を刈るのなら、草刈り場は毎年おなじ場所かどうかとか、そこは秋まで家畜を入れないように、草を保護しているのかどうか、などという草刈り場に關する多くの問題は、まるでおこつてこない。それらの問題は、その場所の乾草技術がサンドー型であることによつて、はじめて意味をもつものである。

§24 乾草を運ぶ

なぎたおされた草を、その場でかきあつめて、圓錐形の小山につみあげる。そんな小山が數メートルおきに、いくつもならんでいるのがみられる。必要なだけ、こんな草の山ができると、草刈りは終つて、こんどは、家から牛車をひ

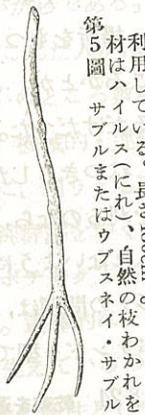
いてきて、その草をつんでもつてかえるのである。

事例 23：スー・チンワンフ北牧場にて。

わたしたちは、牧長の家の冬營地施設をしらべたかえり、夕方ちかく、砂丘のなかの小みちを牧長の夏營地の方へとかえつてきた。大きな^{メンガ}砂丘をひとつこえたところで、刈りたての草を山のように積んだ牛車が、のろのろとうごいてくるのに出會つた。牧長の家の牛車である。先日から毎日いそがしかつた草刈りが、ようやくひととお終つて、昨日あたりから、こうして牛車につんで、冬營地の乾草入れ場まで、はこんでいるのである。草刈り場のタリヤールン・オボから冬營地までは、無数にかきなりあつた砂丘のあいだを縫うて、牛車のうごきにくい砂地の道を、3kmもゆかねばならない。その道を、1日に何回も往復して、はこんでいるのだ。牛車のまえには、ダフチン^{ガレイ}牧長の息子のダンヂンチャムソが手に鞭をもつて牛を追い、車のうしろからは、その妹のサブトが、サブルを肩にかついであるいてきた。(1944, IX, 29)

サブルというのは、乾草用のフォークである。自然木の枝わかれをそのまま利用した、素朴な道具であるが、これで乾草を車につんだりおろしたりする。アルガリをひろいあつめるときにつかわれる熊手のような同じ名の道具と區別するために、とくに草のサブル (ubusneisabər) とよばれることもある。

この季節になると、あちらでもこちらでも、青草を満載した牛車が、ごろごろとのどかにあゆんでいるすがたがみられる。牛車は、旅行用にもなれば食料運搬用にもなるけれど、このサンドー型乾草の分布区域においては、牧民の生活にとつて、乾草運びという、さらにひとつの大きな役わりをはたしていることは、みのがすわけにはゆかないのである。チャハルおよびジュン・スニト旗東南部においては、荷物をはこぶ家畜としてのラクダの重要性がみとめられず、ほとんどすべて牛車ばかりにたよつている。どちらが原因で、どちらが結果といつたものでなかるうが、やはりその地域のサンドー型の乾草技術というものと、きりはなしてかんがえることのできない、技術上の、あるいは、生活上の、一體的聯關をもつた事實ではないかと推察されるのである。まづたく、これらの地域の牧民たちから、牛車をうばつて、そのかわりの駄獣としてラクダ



第5材利用ハしてサイブルス(にれ)はウブスネイ枝わかれを長さ180cm、自然の。

をあてえたら、かれらは秋の乾草とり入れのときに、たちまちこまるだろう。サンドー型の乾草刈り入れをするかぎりかなり多量の草をはこぶことはさげがたく、ラクダでは、とても牛車ほどかんたんには、うまくこの乾草のつみおろしや運搬がでできないだろうからである。

サンドー型の地域では、たしかに牛車は大へんよく普及しているけれども、どの家にもあるというものではない。牛車をもたぬ家では、よそから借るのである。家族間の相互交渉の少い牧民社會において、草刈りの牛車は、重要な交渉の契機を提供しているわけである。ここでは、牛車をめぐる社會的・經濟的交渉の實態に深入りすることを避けて、ただ、つぎの實例をかかげることにとどめる。

事例 24：チャハル、ホー・チンワンフにて。

ホー・チンワンフがまたホボー・チャガン旗公署と何か紛争を生じた。まえからホー・チンワンフの住民をホボー・チャガン旗に編入するとか、されないとかで係争中である。ことごとくに衝突して事件を生じる。

今度のは、聞いて見るとこうこういう事情である。先日、旗公署からモンゴル軍の少部隊がホー・チンワンフへやつてきて、牛車を全部うむを言わず徴發して行つたというのである。もちろん徴發と言つても向うで済みになれば返してくれるわけだが、ホー・チンワンフの住民は、早く返せ返せと大ききで、旗公署にかけあつている。ちようどいま草刈り時期である。すでに刈り終つて、野はらに積んである。運ぶ間きわに牛車をとられて、どうにもならなかつたので、大弱りであるという。

この話を聞いて、なぜモンゴル軍が牛車をそんなにとくさん必要としたのかわからなかつた。数日してから、われわれがホボー・チャガン旗公署を訪れたとき、たくさんの牛車が乾草を運んでいる。どこの草だといつたら、駐屯のモンゴル軍の乾草だといつた。車は先日ホー・チンワンフから徴發してきたのだといつた。(1944, IX.)

モンゴル軍も旗公署も一般牧民も、みんな同じ牧畜の基礎に立つている。要求が同じなので、生ずる紛争である。これもサンドー型地域における乾草・牛車の連關を知らないでは理解できない事件であつた。

つぎの例は、めづらしい場合である。

事例 25：ジュン・スニト旗、フル・チャガン・ノール附近にて。ヌルン(早, 60)。
“乾草は今年刈つた。1抱えほどの束を500束刈つた。牛車がないので、脊中にせ負つ

て歸つた。”(1944, X, 12)
これもサンドー型地域での例であるが、こんなのは、全く例外的である。ほかに聞いていない。

まことにうまくできていることには、運搬力をもつばらラクダに頼っている地方——ジュン・スート旗西北部およびバロン・スート旗は、まるで乾草を刈らないか、あるいはハトール型の技術の分布範囲である。そこでは、大量の草を運ぶ心配のいらぬ地方であつた。

ハトール型の地域では、牛車はほとんど問題にならない。もちろん牛車があればそれに積んで歸るのだけれども、なければならぬで、いつこうに困らないのである。上の實例 25 のような場合は、ここではふつうのことである。

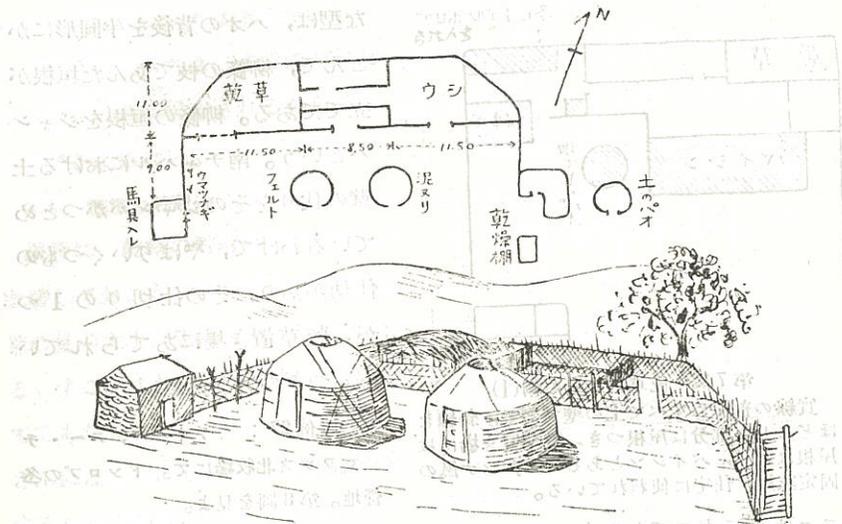
§ 25 乾草の量

サンドー型の乾草技術體系では、乾草の量が多く、ハトール型では、それがすくない。その乾草の量の多少ということが、一方では、草の生え方、生産量、鎌の形、刈り方などによつて規制されているとともに、他方では、草刈場のえらび方、牛車の價值などを規制する。では、具体的に、それぞれどれくらいの量を刈っているか。わたくしの手もとにある材料は、絶対正確というわけにはゆかない。各家庭について、秋に刈つた乾草の全量を、いちいち秤にかけてはかつてみる、なんてことは、とてもできないことだから。いまのところ、牧民たちに、「どれくらい乾草を刈りましたか？」とたずねてみて、それに對するこたえをそのままうけいれるか、せいぜいのところでそのこたえが桁ちがいのものではないことを、家の裏の乾草おき場を見て、たしかめてみるくらいのところまで満足しなければならなかつた。

自分の家で刈つた乾草の量を言いあらわすのに、モンゴル牧民たちは「牛車に何臺分」という言い方をする。ハトール型のところで、牛車をつかわないものは、「籠アルグに何杯」とか、いく束とか、そんなふうにする。牛車 1 臺にのる乾草の目方は、250 斤あるいは 300 斤とこたえている。いまかりに 250 斤とし、10 斤を 6 kg として計算すると、牛車 1 臺につき 150 kg ということになる。また、

アルグに 20 ばいで、ほぼ牛車 1 臺分になるから、アルグ 1 ばい 8 kg とみつもりできる。こうして、各地の牧民たちのこたえた乾草量のデータをあつめて、上の標準ですべて kg に換算して比較すると、場所による乾草量のちがいを、ほぼ概略は知ることができるであろう。

その場合、乾草はもと家畜に食わすためのものなのだから、家畜をたくさんもっている家では乾草もたくさん刈るだろうし、家畜のすくない家では、乾草もすくなくてよいはずである。また労働力の多い家では、たくさん刈れるだろうし、人手のない家では、そうはゆかない。だから、おなじひとつの聚落のなかでも、その乾草量には、家によつてかなりのちがいがみられるのである。そこで、こここのところを、1 つの規準にそろえるために、ひとつの聚落のなかの數戸について、それぞれちがつた量が、われわれのノートに記されている場合には、ここには、つねにそのうちのもつとも大きい數字をとつて、その土地の乾草量を代表せしめることとした。この標準のとりかたには、大いに問題があるだろうが、これでそれぞれの土地において、どれくらいまで草を刈るのか、ほぼ見當づけることができよう。わたくしのノートに乾草量の記入のあるのは 34 家族であるが、それをこうして整理して 22 地點をえらび出し、それをまえとおなじように 2 本のルートにそうて配列し、乾草量の變化をみやすいようにかきあらわしたのが、第 6 圖である。この圖から、つぎのようなことがよみとれるであろう。すなわち、調査地域内にあつて北部と南部とでは、刈りとる乾草の量に、そうとうな開きがみられる。南部の家庭は、北部にくらべて、5 倍ないしは 10 倍ほどたくさん草を刈り入れているのだ。しかも、兩者のあいだのうつりゆきは、漸進的というよりは、かなりはつきりしている。ここでも、乾草の量を通じて、2 つの類型をみとめることができる。そして、この 2 つの類型の境いは、圖によれば、やはりいままでみてきた乾草技術の 2 類型、すなわちサンドー型とハトール型との区分に、ほぼあい應ずるものようである。われわれは、この 2 類型が、乾草の量においてもかなりのちがいを實際にあらわしているものであることを知るのである。なぜサンドー型においては乾草量が多く、



第8圖 乾草置き場の例(II)

かこいはすべて柳條を編んだもの。

“何を入れるところか?”

“乾草を入れる。”

“入っていないじゃないか。どうしたのだ。”

“今年は家の近所によい草が生えていなかったたので刈らなかつた。例年は、牛車に3台ほどは刈る。”

—ここは、草を刈るのはハトールをもちいている。(1945, I, 10)

實例30: ジュン・スニト旗, フル・チャガン・ノール附近にて。ヌルン(合, 60)。乾草はサンドーで刈る。今年はまだ刈つたといつた。しかし、家のまわりには乾草の置いてあるところはみあたらない。

“乾草はどこにしまつてあるのか。”

“冬營地に、土を掘つてそのなかにつんである。”

「土を掘つて」というのは、なんのことかよくわからなかつたので、現場を見に行つたら、100mもはなれたところのラクダガヤのしげみの中に、圖のように、一辺8m、深さ1mの溝をつくつて、そのなかに乾草がつんであつた。溝はもうすこし未完成で、まだ仕事をつづけるらしく、シャベルがおいてある。(1944, X, 12)

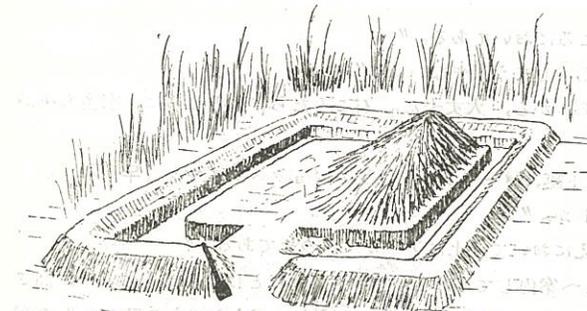
前者は、ハトール型で乾草入れ場の圍いをもつている例であり、後者は、サ

ンドー型で圍いがな
ために、ちがつた工夫
をしている例である。

§27 乾草の貯蔵法

(つづき)

さて、すつかりハト
ール型地域にふみこん
でしまうと、乾草のた
めのこんな設備をまつ
たくもつていないのが



第9圖 乾草置き場の例(III)

つねである。そんなものを必要とするほど、どつさり草は刈らないのだと言え
ば言える。しかし、刈つたものを野天につんでおくわけにもゆくまい。そんな
ところではどうしているか?

實例31: ジュン・スニト旗, オラン・シャントにて。アルフトンの妻ソトノム(早, 64)。

“乾草は刈る。今年も刈つた。北の方に土を掘つて置いてある。”(1944, X, 30)

實地に見なかつたが、おそらくは、先きの例に近いものであろう。

實例32: ジュン・スニト旗, ゴーリン・ホトク。ハンドマー(早, 53)。

アルダ
乾草は籠に10ばい刈つた。

“どこにしまつてあるか。”

“デルス(ラクダガヤ)のなかにおいてある。”

デルスの中というのが、よく呑みこめない。さきの例を思い出しながらたずねる。

“溝をほつてそのなかにおいてたのか。”

“いや、溝はつくらない。ただデルスのくさむらのなかにつんである。”

“それで大丈夫か、家畜がかつてに食つてしまうだろう。”

“家畜はデルスのたくさん生えているところには、ふみこまないから、大丈夫だ。”

(1944, X, 27)

實例33: ジュン・スニト旗, バロン・ホーブルにて。サンゼイ・テムチ(合, 56)

“乾草は少し刈つた。南の方のデルスの中に入れてある。”(1944, X, 25)

實例34: ジュン・スニト旗, オラン・シャントにて。テムトドルジの妹, ダミドゥ

ンスルン(早, 48)。

“草は山の上の石のあるところにおいてある。”

“それでは風がふいたらとんでしまうじゃないか。”

“石ころをその上につんであるから、大丈夫だ。石ころだらけのところは、家畜もゆかない。”(1944, X, 30)

實例 35: ジュン・スニト旗, メーリン・ホトクのジョクスンスルン(早, 72)。

“乾草はそとにおきつばなしか。”

“家へもつてきた。家のまえにおいて、上にアルガリがのせてある。”

養女のダリマ(44)がそこへ案内してくれる。家から20mほどはなれたところに、高さ1mほどの圓錐形につんだ、どここの家にもみられるような、ごくふつうのアルガリの塚がある。これだ、という。わたくしは半信半疑で、草を見せろ、という。ダリマがそのアルガリの1角をくずすと、なかにボチモグがぎつしりつまっていた。(1944, XI, 7)

實例 36: バロン・スニト旗, チャガン・チョローのゴンブスルン。家のまえに、羊糞のブロックをつんでつくつた、仔牛の小屋がある。2m、高さ1m半。その上に、30~40cmの厚さに、乾草がのせてある。となりの家にもおなじような小屋があり、その上にもおなじように草がのつていた。(1944, XII, 25)

實例 37: バロン・スニト旗, オラン・チョローのダメルンの妻(早, 30)。

“乾草は刈つたけれど、大雪のときに、みんな食わしてしまつたので、ほとんどのこつていない。”

“刈つたときは、その草はどこへしまつておいたか。”

“ブンのなかに入れておいた。”

ブンというのは、羊糞のブロックを包型につんだ物置小屋である。(1945, I, 14)

こうして、特に乾草入れ場としての設備をもたないハートル型の地域では、それぞれおもしろいおもしろい工夫をこらして、何とかしまいでいる。それでも始末のつくほどの量だつた。どの工夫も、かなり意表をつくものがある。これでは、通り一ぺんの視察や調査では気がつくまい。乾草は刈つていないものと思ひこまれても、無理はなかつたのである。

§ 28 乾草の使い方—1)ハートル型の場合

文明國流の畜産學教科書の體系にしたがえば、飼料のことは、調製と給與という2つの部分にわけてかんがえる方が便利であろう。その式でゆけば、われわれの記述も調製編を一おう完結ということになるわけだが、モンゴル牧畜技

術の體系からいえば、そのような分節には不自然さがある。モンゴル乾草技術の體系は、飼料調製論だけでは完結しないのである。給與までを一貫して観察しないでは、技術體系の眞の意味を、把握することができない。そのことは、つぎの疑問をかんがえてみればわかる。すなわち、乾草を家畜にあたえるとき、もしどこまでもおなじ給與法によつているのならば、サンドー型とハートル型にみられる、あれほどの乾草量のちがいは、いつたいどう解釋すればよいか。あるいは、準備した乾草の量が、あれほどもちがうにもかかわらず、その用途、すなわち給與の方法においては同じであるなどということが、ありうるだろうか。モンゴルにおける乾草技術の2類型は、その乾草の用途にまでも、それぞれ一貫した、別のシステムをつくつていないものでないか、というのである。

そもそも何のための乾草であるか。もちろん冬のあいだに家畜に食わすための乾草である。ただし文明國の畜産における乾草のように、まさかそれだけで冬のあいだ中家畜を飼うためのものではあるまい。それにしても、いくらサンドー型では乾草量が多いからといつても、各戸の家畜の數や、冬の季節の長さなどからかんがえて、その乾草の量はあまりにもすくなくすぎる。じつさい、冬のさなかにあつても、家畜たちは、放牧に出され、野外の枯草を食つている。冬中乾草で養われたりはしていないのである。乾草は選擇的に與えられる。どういう時に、どんな家畜に、乾草は與えられるのか。その實状を記載しよう。まず乾草の量の少い場合、すなわちハートル型の場合についてのべる。

實例 38: ジュン・スニト旗, バロン・ホーブルにて。ナムジル(舎, 37)。

“乾草は、冬に子ヒツジに食わすためにいくら刈るのである。車に4~5臺刈る。”(1944, X, 22)

いくら刈るといつて、車に4~5台は多いようだが、この家は大へんな金もちで、ヒツジ・ヤギだけで1000頭以上もいる。ほかの家畜は、乾草の對象ではない。

實例 39: バロン・スニト旗, オラン・チョローのダメルンの妻(早, 30)。

乾草は刈つたけれど、大雪のとき——12月のはじめに毎日風がふいて大雪がふつた——

そのときに、みんな食わしてしまつたので、ほとんど残つていない。
 "どんな家畜に食わしたのか?"
 "トゴル(子ウシ)にくわした。"
 "ホニ・ヤマー(ヒツジ・ヤギ)には食わさないのか?"
 "食わさない。トゴルにばかり食わしたのだ"
 "トゴルはいまどうしているか?"
 "ウニエ(母ウシ)について野へ行つた。歸つてきたら外のガシャー(小屋)へ入る。"

"このごろは、もうトゴルには草をやらないのか?"
 "朝に乾草をすこしやる。"
 "ホニ・ヤマー(ヒツジ・ヤギ)はどうか?"
 "乾草はやらない。"
 ところが、わたくしは観察しているのだ。グル(家)の中に、小さなガシャー(圍い)があつて、そのなかに、生れてまもない子ヒツジと子ヤギが数頭入つていて、せつせと乾草のシェレルチを食つているのだ。これは、わたくしの質問の仕方がわるかつたのである。ホニ(ヒツジ)とヤマー(ヤギ)には乾草はやらないのだが、ホログ(子ヒツジ)とイング(子ヤギ)には乾草があたえられるのである。また、大雪のふつたときには、このホログとイングはまだ生れていなかつたのだから、トゴルばかりが乾草にありつくことになつたのである。(1945, I, 14)

實例40: ジュン・スニト旗, メーリン・ホトク, ジョクスンスルン(早, 72)。
 "乾草は春になつてから、ホログにたべさす。"
 この家は、トゴルを7頭ももつているけれど、トゴルには乾草を與えない。わずかのボチモグをアルガリの塚の中にしてしまつているだけで、トゴルに食べさすほど乾草がないのだ。(1944, XI, 7)

乾草は、子ウシ、子ヒツジ・子ヤギにあたえられるべきものである。なかでも、子ヒツジ・子ヤギは優先的である。乾草量のすくないときは、子ウシには乾草はあたえられない。つぎの例は、子ヒツジと乾草との、このような結合を、よくものがたつている。

實例41: ジュン・スニト旗, オラン・シャントのボントーサンゼイ。その姉のマー(早, 68)。
 "乾草は刈らなかつた。毎年刈らぬ。"
 "この近所の家はみんな草を刈るのに、あなたの家だけ、どうして刈らないのか?"

"うちはヒツジがないから、草を刈らなくてもよいのだ。ヒツジがあれば、乾草がいる。" この家は、ヒツジ・ヤギ合せて、たつた7頭しかいない。トゴルは5頭いる。(1944, X, 30)

乾草の給與をうける家畜は、ごく限定されたものである。まず、ホログ(子ヒツジ)とイング(子ヤギ)、そしてトゴル(子ウシ)が、冬の間に乾草をあたえられる。しかし、これだけの限定では、なお充分ではない。

實例42: ジュン・スニト旗, ボンプシャルブのガルサン(合, 32)。
 "乾草は何にくわすか?"
 という質問に對して、

"ホログ・イング・トゴルにくわす。"
 とこたえておいて、すぐ問はず語りに、つぎのような註釋をつける。
 "トゴルというのは、いまここにいる8頭のトゴル(1歳ウシ)に食わすのではない。このトゴルは、もうすぐピロー(2歳ウシ)になる。そして、この冬のうちに來年の春早々に、つぎのトゴルが生れてくる。乾草は、その新しく生れたトゴルに食わすのである。ただ、今年は雪が多いので、とくに今年のトゴルにも草を食わせた。
 ホログ(1歳ヒツジ)、イング(1歳ヤギ)は、いまいるのにも、新しく生れるのにも、兩方とも乾草をくわす。"(1944, XII, 22)

實例43: ジュン・スニト旗, バロン・ホーブルのサンゼイ(合, 56)。
 本年はまだ乾草を刈つていないが、例年刈る。春になつてから生れるトゴルに食べさすためのものであるという。(1944, X, 25)
 しかし、この點については、ちがつたこたえも記録されている。

實例44: ジュン・スニト旗, オラン・シャントのチムトドルデーの妹ダミドゥンスルン(早, 48)。
 "ホログ・イング・トゴル・ピロー(2歳ウシ)に乾草を食わす。"
 "ピロー(2歳ウシ)にも食わすのか?"
 "いまいるトゴルは、もう10月ごろからあとは、ピローというのだ。それから、そのほかに病氣の牛にも食わす。"(1944, X, 30)

こういう例もあるけれど、原則としては乾草を食わさせてもらう最優先者は、その冬、あるいは、春先きに生れた小さな子供たちである。ヒツジもヤギもウシも、まだ雪のあるうちから生れてしまうことがしばしばあるのだが、それらの子供たちを親と一しよに、寒風のふきすさむ戶外へつれ出して、放牧す

ることは、あまりにも手荒いあつかいかたである。それらの子供たちは、グル(家)の中の片すみにつくられた小さな圍いのなかで、母親たちがかえつてきて乳をのましてくれるまでのあいだ、おとなしく乾草をたべて待つているのである。そして、春がきて、あたらしい草の芽が萌え出てくると、はじめて外の草によつて生きてゆくことになる。乾草は幼畜用のものだ。

§29 乾草の使い方—2) サンドー型の場合

以上は、ハトール型の地域の例ばかりをあげたが、この事情は、サンドー型の地域においても、ほぼ同じように見られる。ちがうのは、サンドー型の地域では、**その上にもう1つ別な乾草の用法がつけ加つている**という点である。

つぎの事實は重要である。以上のハトール型における實例が、すべてウマ—乗馬のことには觸れるところがない、という点である。ハトール型では、乗馬はどういう取扱いをうけているか？

なぜ乗馬が問題になるかという、つぎのような事情があるからである。もともとウマは馬群の形で年中放牧である。野放しのウマは、雪がつもれば自分で自由に雪をかきのけて草を食う。ところが、乗馬というものは、特定のウマを馬群の中から引き出して、家のそばにつれてきてある。乗らないときは、足かせがあるから遠くへは行けないけれど、それでもウマは、ひょこんひょこんと歩きながら、その邊の草を食っている。雪のないときはそれでよいのだが、雪がつもつてくるとそうは行かなくなる。ウマは、足の自由がきかないから、雪をかきのけて草を食うことも難しい。足かせは凍りついて足首をいためるし、いろいろの故障が出てくる。家につないで乾草をたべさせて養うのでなければ、冬の間は、ウマを乗用に使うことはほとんど不可能なのである。

しかるに、ハトール型の地域では、何といつても刈つた草の量は知れたものである。冬中乗馬を養うにはとても足りない。だから、ハトール型の地域では、冬は事實上ウマに乗れないのである。

實例45：バロン・スニト旗、ハル・オボにて。チョルンビル(合、46)。

例年は乾草を刈るのだけれど、今年は刈つていない。困るけれど仕方がないという。

ウマ1頭をもっている。それはどう始末したかと聞くと、
"ウマはダイヤンチ・ラミン・スムのアトーの中に入れてある。"
という。冬の間、ウマはあきらめているのだ。(1945, I, 10)

實例46：ジュン・スニト旗、ペーリン・スム附近のオンゴンの住人、バトモンク(合、57)。

近所のイムジルという金持ちの女世帯の手つだいをして暮している。自分の家畜はウマ2頭だけで、ほかに何も無い。乾草は刈つたが、それはイムジルのホログ(子ヒツジ)とイシグ(子ヤギ)に食わすのだという。

"自分のウマには乾草は食わさないのか?"

"食わさない。"

"冬のあいだ、乾草を食わさぬ馬には乗れないということを知っているが、どうか?"

"冬のあいだは、馬にのらないのだ。いつも家にとじこもっている。"

(1944, XI, 7)

モンゴル牧民にして冬は家にとじこもつて暮すというのだから、どうも驚いた話だ。

じつさい、この地域では、冬はウマに乗つた人をほとんど見かけない。われわれ自身も、12月3日限りで、乗馬の旅行をやめるの餘儀なきに至つた。もとより、われわれは旅行そのものを止めるわけにはゆかない。一般のモンゴルも家にとじこもつているわけではない。代りが登場する。冬のあいだは、ウマに代つてラクダが活躍するのである。以後われわれはラクダの背にのつて旅をつづける。

ところが、サンドー型の地域では、事情がまったく異なる。そこでは、冬も乗馬の人がふつうに見られる。

實例47：チャハル、スー・チンワンフ南牧場にて。グル・ダフ旗出身の青年バトブエン君の話。

"乾草は乗用馬に食わす。そのほかには、牛車ひきのウシ、營養不良の仔などにやる。ふつうの家畜には食わしません。"(1944, VII, —)

實例48：アトーチン旗、セルブンのダメルンワンジル。乾草は10臺以上刈つている。羊も牛も、冬の間はずつと南の方へ、人がついてオトルに出ているので、家にはいない。乾草は、家人の乗用馬と、お客の馬のためのものである。本人はジャンギの役についているので、お客が多いのである。また、オトルに出ている家畜も、春になつてホ

ログ・イング・トゴルが生れたら、それをつれてかえつてきて、それにも乾草を食わす。2~3月のごろである。(1945, I, 16)

ハトール型の地域では、ヒツジが乾草の給與をうける第1のものであつた。だから、ヒツジをもたぬ家では、乾草の必要がない、とさえ、こたえた。ところが、サンドー型の地域にあつては、ちがう。

實例 49: ジュン・スニト旗, アンゲルト・スムのラマ, ヨンドン (合, 44)。
スムのラマだけれど、生家はこの旗ではないので、スムの中で、自分の個人所有の馬と、エル・ウフル (去勢ウシ) を、それぞれ1頭ずつもっている。ヒツジ・ヤギはない。

“ウマはどうしてあるか。”

“スムのなかで、草をくつている。”

“乾草は刈つたのか。”

“冬のために草をすこし刈る。”

(1944, X, 8)

實例 50: アトーチン旗, セルブンのラシーデリグル (合, 42)。
ウマ・ウシとともに大小あわせて5頭ずつもっている。ヒツジ・ヤギはない。乾草は

6臺刈つた。そのほかに漢人から2臺買つた。

“そんなにたくさんの草を何に食わすのか。”

“ウマとウシとにくわす。”

“大きくなつた家畜にも食わすのか。”

“そうだ。乗馬に食わす。”

グル (家) の裏の家畜圍いのなかで、乗馬が2頭乾草をむさぼり食つていた。

(1945, I, 16)

この例のように、ヒツジはなくとも乗馬があれば、乾草を與えるのである。サンドー型の地域では、多くの家庭は、乗馬の1頭や2頭は冬のあいだ必要に応じて養えるほどの乾草を、たくわえているものである。調査記録に忠實であるためには、つぎの實例も省略するわけにはゆかない。

實例 51: ジュン・スニト旗, アンゲル・スムのラマ, チグメト (合, 47)。
“ウマ1頭もっている。ほかに家畜なし。”

“自分のウマは乗るときには足かせをかけて放つておく。のらない時期には、他人の馬群の中に一しよに入れて放す。”

“ウマのためには、乾草を刈らない。”

(1944, X, 17)

これは唯一の例外であつた。こんな例もあるけれど、ふつうはウマは足かせをかけて野に放たれることはない。乗馬が必要なときには、かならず家畜がこいの中で、乾草の供與をうけているのである。従つて、そこでは冬のあいだウマの乗用が可能である。そして、そのために、ラクダの重要性は激減する。ラクダの数は、はるかにすくなくなる。ながらくラクダの旅をつづけてきたわれわれも、バロン・スニト旗よりアトーチンのサンドー型の地域に入ると同時に、ふたたび馬にのりかえる。それからあとは、ラクダにのつた人のすがたは、むしろめずらしいくらいになる。ウマは、子ヒツジ・子ヤギ・子ウシなどにくらべると、おはなしにならぬくらいたくさんの乾草を消費するものであることをわすれてはならない。ある牧民のいうところによれば、1夜のうちにアルグ (籠) に5杯を食つてしまうという。夜に入るとともに2杯やり、夜更けにねる前にさらに1杯、それが夜明けちかく小用にでも起きてゆくと、また鼻をならして催促するので、もう2杯ほどあたえる、というのである。ヒツジ・ヤギは、10頭に對して1日に1杯ぐらいで足りるというから、もし、この數字を信用すれば、ウマはヒツジの50倍の乾草を消費することになる。このように文字どおりの馬食をゆるしていたら、たとえ10台分の乾草をもつていても、アルグ (籠) に20杯で牛車1台分とすれば、わずか40日で乾草をつかいはたしてしまうことになる。じつさいにはそれほどではないにしても、ウマはずいぶん大喰らいであることはたしかである。この大喰らいのウマをかかえているのだから、サンドー型の地域が、いくら乾草量が多いといつても、多ければ多いなりに、消費の方も大きくて、けつして餘裕しゃくしゃくというわけのものではない。

とはいえ、何といつても、この大喰らいのウマに乾草をあたえて、冬も乗馬を確保しているのは、大したことである。いわゆる stall-fed horse は、モンゴル牧民のあいだにも、サンドー型の乾草技術體系の支配する地方においては、ある程度實現しているのである。ある程度といつたのは、それが冬のあいだの

ことに限られ、しかも常用の乗馬にかぎられているからである。ともあれ、われわれの豫想どおり、乾草技術の2つの複合—サンドー型とハトール型というのは、乾草調製上の問題だけではなく、給與法までも、一貫した2つの技術體系であつた。2つのシステムの内容をなす諸要素の、全體のなかにおける有機的連關は、給與法までをふくめて考えて、はじめて正當に理解することができるのである。

§30 第3の技術體系—無乾草型

いままでのべて來たのは、すべて乾草北限線以南の地域での話である。ここでは牧民たちはどのように乾草を刈り、どのようにそれをを使うかをのべた。その刈り方、使い方に、サンドー型とハトール型という、2つの技術體系が區別されるというのであつた。つぎには、乾草北限線以北の土地、すなわち草刈らぬ地方についてのべよう。そこではどのように草を刈らず、どのように乾草を使わないか、という話である。乾草を刈らぬなら刈らぬでよい。なぜ刈らぬのか。また、刈らぬからにはそれにかわるだけの、他の準備が要らうというもの。それもないなら、どこで埋め合せが行われているのであろう。

場所は、ハトール型のもうひとつ外側—北あるいは北西側にあつた。草原の類型からいえば、そこは、ヒメハネガヤなどの矮型禾本を指標とする「輕草原」である。サンドー型、あるいはハトール型の1部にみられるような、丈の高い草むらは、さがしてもみあたらない。そこはもともと草刈りには不適當な場所である。住民たちは、おのおの思いおもいに轉々と移動し、冬營地すらもしばしば一定しない。固定的施設をもつこともほとんどない。すべての家畜たちは、冬のさ中にあつても、寒風をついて白雪の野に、枯草をもとめて放牧される。ウマはもちろん冬は乗用に供されることはない。牛車もはるかに重要性を減じ、ラクダが最も重要な交通機關となる。問題の無乾草地域とは、ざつとこういうところである。

この地方に乾草をたくわえる習慣がないことは、たしかである。草刈る道具の分布もなく、刈られた草の形跡もない。その點で、ハトール型の分布地域と

は、はつきり區別できる。質問に對する答の例を1、2あげる。

實例52： ジュン・スニト旗、ジュン・エリゲンにて。シャグドウル（合、40）。
"乾草は刈らない。この近所に乾草を刈る家はない。刈るような丈けの高い草がない。"
(1944, XI, 19)

實例53： ジュン・スニト旗、ショールフトにて。シャグドウル・タイジ（合、41）。
"乾草は刈らない。今までに刈つたことがない。" (1943, XI, 28)

ふつうは、明快・單純に、"刈らない"という答えが得られるだけである。

サンドー型にせよハトール型にせよ、今まで見てきた技術體系では、家畜の冬越しに乾草はつきものである。それは、安全に冬を越すための重要な保證である。無乾草地域ではどうなるか。ハトール型の地域でも、おとなの家畜はもともと乾草の恩恵にあずからない。無乾草地域でも、おとなの家畜に關しては、問題はない。問題は子ども、とくに冬のあいだに生れた子ヒツジ、子ヤギ、子ウシのしまつである。かれらは、どうして育てられるか。また、病氣で弱つている家畜は、どうなるのか。それらもみんな、野へ追われて、蹄で雪をかいて、枯草をはむのだから。さきに、ハトール型の技術をのべたときに、それはあまりにも手あらなとりあつかいかたであるとして、子どもや病氣の家畜たちに對する、乾草の給與の意味をみとめたのであつた。それが、無乾草地域では、そのための乾草もないとすれば、いつたいどうしているのであろうか。

實例54： ジュン・スニト旗、ジュン・エリゲン。チョエンヅル（合、58）およびその弟のラマ、ガルサン（合、40）。

"乾草を刈るか。"

"刈らない。"

"それではホログはどうするのか。"

"地面におちている枯草を、サブルでかきあつめて、それをホログに食わす。"

(1944, XI, 20)

實例55： 前例とおなじ場所。つい近所のシャギドゥルの家。家のそとに、羊が1びきつながられている。のどの下に傷をうけて、肉がすこし露出している。オラン・ホトク・スムの井戸へ、水をのましにつれていつれときに、スムの犬が咬んだのだという。シャギドゥルの姉の娘がでてきて、家から30mほどはなれた雨裂の中の、やや草生えのよ

さそうなところで、サブルをつかつて枯草(ケハママギ)をかきあつめている。1たばをあつめて、それをもつて家にかえる。傷をした羊のまえに、それをおいてやると、羊はそれを食べだす。(1944, XI, 19)

これらの例によれば、刈りためた乾草こそなければ、やはり子ヒツジや病氣の家畜には、そのときどきにかきあつめた草があたえられる。さらにつぎの事實がみられる。

實例 56: ジュン・スニト旗, ショールフトのジョンダイジェの家。家のなかにかこいがかいてあつて、子ヒツジが入っている。かこいに、1たばのヨモギ——ポチモグがむすびつけてある。子ヒツジたちは、くびをのぼして、それをたべている。(1944, XI, 29)

實例 57: ジュン・スニト旗, ショールフトの近所。となりのホンタイ部落から、羊群がきている。エリクチンの婆さんは、手に1たばのポチモグをにぎっている。ヒツジを追いながら、道すがらつんできたのだという。かえつてからホログに食べさすのだと言った。(1944, XI, 29)

實例 58: ジュン・スニト旗, マンデルト・スム附近。バイン・マンデルト・オボのオポー・ヌ・アム。スムのシャブルン・ラマの家。家の中に、フェルトのネムネイ(腹まき)を着せてもらったトゴル(1歳ウシ)がいる。トゴルの前に、草がたばねておいてある。トゴルは、べつにそれをたべようとはしないで、すわっている。(1944, XII, 3)

こうして、特に乾草として、刈りためることをしない地方でも、家々のなかに収容している、小さな家畜たべさすくらいの草は、用意しているのである。その草は、そのときどきに、つんでくる。刈らぬなら刈らぬで、何とか解決策があるものだ。

このような點に着目して見ると、これも1つの完結した技術である。とくに乾草として草を貯えないでも、何とかマネージしてゆくという技術である。これをも、廣い意味で乾草をめぐる技術の1類型として考えることができる。無乾草地域とは、乾草を刈り貯めぬ地域であつても、乾草技術のない地域を意味しない。無乾草地域は、ハトール型とサンドー型をあわせた有乾草地域に對立するものではない。それは、第3の技術體系である。ハトール型、サンドー型にならんでの、無乾草型という別の技術類型と見なすことができる。

III 考 察

§31 乾草の歴史

はじめの章では、モンゴルの草刈りについて、從來知られ、また論ぜられたところを紹介した。つぎの章では、内モンゴルの草刈りについての實態調査の結果を報告した。最後の章においては、前2章の内容を互いに關係づけながら、結論ふうになら若干の問題について論じたい。

第II章では、とにかく現に何が行われているかを述べたのである。どうしてそのように行われるに至つたかについては、何も語らなかつた。それで、第II章の記述を通じて、多くの人たちに、あるいは1つの疑問を抱かせたかも知れない。それは、内モンゴルでこれほど草刈りが普及したのは、ごく近年のことではないか、という疑いである。

草刈りは、モンゴル固有の牧畜技術ではなくて、ごく最近に、外部から與えられ、教えられたところの技術ではないか? ことに、日本勢力が内モンゴルに入りはじめてから、モンゴル牧民に乾草を刈らせよという聲がひじょうに高くなつていた。それについてはI章に述べたとおりである。それに應じて、牧業行政當局も、かなり熱心に、乾草刈りとりを奨励するために、いろいろな處置をとつていた。たとえば相當の本數の草刈り鎌を、各旗公署を通じて無償配布をしたりしたはずである。このようにな、數年にわたる乾草奨励策がようやく効を奏して、乾草は、わたしの調査の結果にみられるほどの普及ぶりをしめたのではないだろうか? 然りとすれば、わたしは、モンゴルの牧畜技術を研究するつもりで、實は、近代的な畜産指導の成果の目ざましさを調査していたことになる。從來言われていたところとわたしの調査結果とが、あまりにもちがいきすぎるのも、そのせいではないか?

答は、否である。いくつかの理由をあげる。第1に、かれらの使つている鎌は、最近に乾草刈りとり奨励策として配られた鎌とは、ちがつたものである。配られた鎌は、サンドーに類して、2mほどの柄をもつが、刃は、柄に直角に固定されている。これでは、サンドーのもつすぐれた性質の大部分を缺くもの

であり、きわめて使いにくい代物といわねばなるまい。この鎌は、表向きはもちろんとつくの昔に各戸に配られたはずになつている。政府のせつかくの贈り物も、そのように扱にくいしろものであつたせいか、それとも他の理由によるのか、ある旗公署では、それを束ねたまま、倉庫にほうりこんでいたのを、わたしは見ている。モンゴル牧民は、こんなものを與えられるまでもなく、古くても便利な鎌を、もともともつていたのである。

第2に、草刈りが近代の畜産指導の成果であるとすれば、その鎌に2種類あつて、それぞれ分布地域を行政区劃とは関係なしにわけているなどということは、説明がつかない。いわゆる畜産指導は、ところに應じてサンドーとハトールの使いわけを命じ、それぞれにうまく適合した諸技術を指導できるほど、氣の利いたものではなかつたはずだ。サンドーにせよハトールにせよ、それぞれの地域の生活に、あまりにもうまくはまりこんでいる。最近に外部から與えられたものにしては、他の生活の諸要素との機能的不整合が少なすぎるのである。

第3に、牧民自身に語らせよう(質問要項;14)。

實例59：ジュン・スニト旗、フル・チャガン・ノール附近にて。ヌルン(合, 28)。
“乾草はいつごろから刈りだしたか知らないが、自分がまだ子供のときから、いまとおなじように刈つていた。”

(1944, X, 12)

實例60：ジュン・スニト旗、ヌクセイン・ゴールにて。デリグル(合, 55)。

サンドーを家にもつていないので、よそから借りてきて刈るといふ。今年はまだ刈り終つていた。鎌を持たぬのをいぶかつて、“草を刈るようになったのは、近頃のことじあないのか?”と聞くと、

“いや、昔から刈つていた。自分が子供のときから刈つていた。サンドーは、毎年よその家から借りるのだ”という。

(1944, X, 5)

實例61：ジュン・スニト旗、メーリン・ホトクにて。ジョクンスルスン(早, 72)。
ここでは、乾草はかならずしも毎年は刈らない。草のよい年は刈る。ジョクンスルスンがまだ小さいときから、そのようにして刈つていた、という。

(1944, X, 7)

この例は注目に値する。メーリン・ホトクは、わたしの観察した乾草分布の最北端である。そこでも、70才をこえた老婆から、こういう答が得られているのである。

實例62：グル・チャガン旗公署にて。同旗のアンボン(總管)ブエン。

この人は、チャハル、とくにグル・チャガン旗の過去について、多くの思い出を語つてくれた。それによれば、この旗の牧民たちは、30年以前には、まったくバイシン(固定家屋)には住んでいなかった。夏營地と冬營地のあいだを移動していた。そのころすでに、乾草刈りとの習慣があり、いまと同じように、たくさん草を刈つていた、という。

(1945, I, 31)

實例63：チャハル、スー・チンワンフ南牧場にて。グル・グフ旗出身の青年バトブエンの話。

“グル・グフ旗など、チャハルのマンカ地方(グンジャンダク砂丘地帯)では、昔から乾草の刈り入れをやつていた。

草原(砂丘地帯以外)でも、乾草のとり入れはやつていた。”

(1944, VII, —)

實例64：ミンガン旗、バイン・デレンにて。トルンサン(合, 62)。

ミンガン旗が編成されるまえは、グル・シャル・ウフルチン(正黄牛群)に屬して、張北の近所に住んでいた。自分の家も、その近所の家も、昔から今とおなじように、乾草を刈つていた。ただ、むかし張北附近は草がよかつたから、冬も放牧に大してさしつかえがなかつたので、家畜たちのために乾草をたくさん準備してやる必要もなく、その分量は、いまよりは少なかつた、という。

(1945, I, 10)

どの實例もみな、草刈りは近年にはじまつたものではないと答えている。これらの實例の逆の例、すなわち、自分の家で草を刈り出したのは近年のことだ、とこたえた例は、1例もなかつた。

以上のような根據から、わたしは、われわれの調査地域内では、乾草刈りとは決して新しく導入されたものではない、と結論せざるを得ないのである。何時から始つたものかを推定する根據はないけれど、上の牧民の言葉によれば、少くとも1世代以上のむかしにまではさかのぼれるものにちがいない。最近の畜産指導などというものをうけて、いまさら乾草を刈れと命令され、幼稚

な鎌を興えられるまでもなく、モンゴル牧民は、もともとちやんと自分の草刈りの技術をもっていたのである。

§32 遊牧の地理學

内モンゴルにおける乾草づくりの起源と歴史がわかれば、乾草づくりの本質的な意味をあきらかにするのに大いに役立つであろう。モンゴル牧畜の組み立てを一そうよく理解できるようになるだろう。

前節で、いちおう歴史にふれては見たが、言えることは、最近の畜産指導などとは関係がないこと、少くとも1世代以上昔から草刈りは行われていること、ぐらいなもので、何ほどもくわしいことがわからない。そもそも、聞きこみで歴史を論じようというのに無理がある。

もともと、起源と歴史を問うたのは、モンゴル牧民の牧畜生活の中に、乾草のこのもつ意味を求めてのことである。モンゴル牧畜において、乾草づくりがどのような意味をもつか。それには2様の解釋がある。1つは、乾草の技術を以て、内モンゴル牧畜の2次的現象と見る。由來においては外來的輸入と見、機能においては副次的と見る。第1章にのべた諸説は、すべて内モンゴルには乾草技術はないとしていた。裏をかえせば、内モンゴルの牧畜技術體系は乾草技術なしに理解できるという考えである。その考えを生かすならば、たとえ眞實には乾草刈りのことが行われていても、それを副次的・非本來的現象と見るほかない。他の1つの見方は、その反対である。乾草刈りを以てモンゴル牧畜體系にもともと内在する本來的現象と見る。モンゴル牧畜は、乾草のことを考慮に入れずして正當には理解されぬとする見方である。どちらの見方が、一そう正しいであろうか？

直接に歴史に當るといふ方法のほかに、別なアプローチもある。現状の分析と比較という方法で、それぞれの土地における本質的なものをさぐりあてようとする。具體的には、空間の廣がりを追うての比較——地理學をやつて見ようということである。

だいたい、遊牧社會の地理學などというものは、あまり例がない。地理學が

遊牧をあつかわなかつたというのではない。むしろ、遊牧は、地理學者の最も好みの題目であつた。しかし、そこではいつも、遊牧と農耕、遊牧と狩獵、そういつた別々な生活様式の大類型の比較において登場するばかりで、遊牧それ自身の地理學はなかつたのである。農業地理學とならぶ意味での、遊牧地理學はないのである。

農耕生活に對する遊牧生活の特殊性はつねに強調せられても、それだけに、その遊牧生活は類型化され、概念化されている。それには、もともと無理からぬ點もあつた。ステップはびょうびょうとつかみどころがなく、遊牧民はひょうひょうと住居が定まらない。その上に、その地域、その生活について、もたらされた知識はつねに不充分であるにもかかわらず、内陸アジアの遊牧民はすべてこれジンギスカン帝國の後裔という先入観がわれわれを支配する。廣大な地域にわたり、同じ環境、同じ文化が強調せられたのである。ここに如何にして地理學がおこり得ようか？ だが、觀念にとられるまい。事實について見ればそうではない。びょうびょうたるステップといわれるもの内にも千變萬化のヴァリエティがある。ひょうひょうたる遊牧民と名づけられるものなかにも多種多様の生活がある。遊牧の名のもとに、十ぱ一からげはこまるのである。遊牧社會の内部に、地理的分節が求められるべきである。

ただし、この主張は、單に遊牧研究におけるミクロの民族學をやろうということとは少しちがう。いつそうくわしい地誌的記載がのぞましいことは言うまでもないけれど、じつは、そういう材料の上に立つての、「比較」という方法がもつと行われるべきだということなのである。比較によつて、遊牧の本質を明らかにしようというのである。できればきちんとした地理的分節——地域區分——が、のぞましいが、それができなくても、いくつかの地點での、生活體系の分析が、つき合わされ比較されねばならない。それによつて、多くのことを教えられるだろう。遊牧社會に本來的なもの、副次的なもの、偶然的なものとの區別も、それで、はじめて可能になる。第II章でくりかえし用いている方法は、つねにこの地理學的比較であつた。

§33 無乾草型の意味

第Ⅱ章の記述が、すでに単なる實態調査の報告ではない。ちやんと地理學的な比較をやつていたのである。無乾草型、ハトール型、サンドー型という技術體系における3つの類型も、實はその比較の結果とり出されたところの、1種の地理區の名でもある。

ほかにもまだ、この3つにならぶ別の類型が出てくるかもしれない。わたしの調査地域はモンゴルのごく1部にすぎないのだから。それはおくとして、いまは、知られた3つの體系の比較から、何が得られるかを考えて見よう。3つの技術體系、あるいは3つの類型區は、それぞれどのような関係にあるか？

第Ⅱ章では、ずつとサンドー型とハトール型の2つにページをとり、最後の節で、第3の技術體系として無乾草型についてのべた。ところが、この型が、3つの類型の相互関係を理解する1つの手がかりを興えるように思われる。無乾草地域においては、乾草の刈りためはない。しかし、病氣の家畜や生れたばかりの子どもは、室内にあつて草を食べさせてもらう。その草は、そのときどきに外でかきあつてくるのだつた。つぎに若干の類似事象をたどろう。

さきに (§30) 上げた實例は、もちろんすべて無乾草地域、すなわち乾草北限線以北の地で得られたものばかりであつた。乾草北限線以南のハトール型の地域でも、乾草を刈らぬ家がいくらかもある。そういう家ではどうしているか。

たとえば、バロン・スニト旗の地内に、ハルハ族の避難民がいる。かれらは、乾草限界線以南に住むが、乾草を刈ることをしない。つぎの例はその部落での観察である。

實例 65：バロン・スニト旗内、ジャミヤン・ウブルジョにて。スンディー(合, 39)。家の中に小さなガシャー(かこい)がこしらえてある。その中に家畜はいない。ハナ(壁の格子木)に、ボチモグ(ヨモギ屬)とヒルガヌ(ハネガヤ類)とを東にしたものが横向きにしばりつけてある。

われわれは爐をかこんで主人のスンディーと話をしている。スンディーの妻、イング(子ヤギ)2頭を兩わきにかかえて、家の中に入ってくる。ガシャーの中に入れて、ハナにむすんである首輪に、その首をおしてやる。すぐつづいて、となりのアイルのド

フトグの娘が、ホログ(子ヒツジ)2頭、イング1頭をつぎつぎつれてきて、おなじようにつなぐ。これらの子どもたちは、母親が放牧につれ出されるまえに、さきほどから外で乳をのましてもらつていたのであつた。ドフトグの娘、さらに戶外からボチモグをひと束もつてきて、イングの前にしばりつける。

(1944, XII, 22)

やはり無乾草地域で見

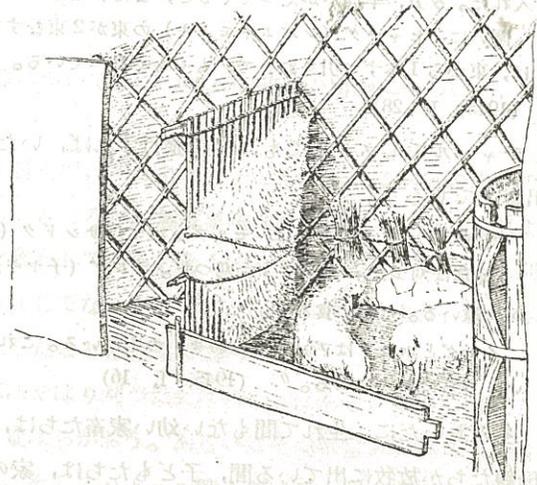
られたのと同じ方法で、子どもたちに草をくわし

ている。つまり、乾草北限線以南にあつても、乾草を刈らぬ家では、やつてゐることは全く無乾草型の乾草技術なのである。ハルハ族以外でも、この事情はもとより變らない。

ここに、極めて重要な1つの事實がある。それは、ハトール型地域にあつて草を刈る家でも、家畜に對して乾草を興える仕方は、上の諸例と全く同じだという事實である。つまり、乾草は無乾草型の技術における草の給與法と同じ方法で給與せられる；ということになる。そのことは、ハトール型技術にかぎらない。さらに、サンドー型の技術においてさえ、本質的には全く同じである。ずつと飛んで、サンドー型における實例をあげる。

實例 66：グル・チャガン旗、チェリタイ・ゴルにて。アオルジュナの家。

小さいなバイシン(固定家屋)である。2室あつて、1室は客間のつもりらしい。となりの部屋をのぞいたら、倉庫になつていた。その1側に圍がある。ホログ(子ヒツジ)が30頭、イング(子ヤギ)が1頭入つている。羊群が朝出てゆくまえに、家のものが兩わきに1頭ずつかかえて戶外につれ出して乳をのませ、それがすむとまた室内に



第10圖 室内でヒツジの子に乾草を食わす。草は壁にしばりつけてある。

入れた。夕方、羊群がかえつてくると、またおなじことをする。

圍いに、ヒヤグ(シバムギモドキ)の束が2束むすびつけてあつて、子ヒツジたちは、束から1本ずつ引きぬいて、もぐもぐ食べている。

(1945, I, 28)

チャハルでもスートでも、冬に旅行すれば、いたるところでこういう實例に出會うであろう。

實例 67: アトーテン旗, セルブンにて。サンドク(舎, 40)。

“乾草は刈つた。牛車に1台刈つた。イシグ(子ヤギ)が1頭, ホログ(子ヒツジ)が1頭いる。それに食わす。

イシグとホログはブン(ものおき)の中にある。これは羊群と一しよには行つていない。うちにおいてある。” (1945, I, 16)

冬のあいだに、生れて間もない幼い家畜たちは、室内で育てられる。晝間に母親たちが放牧に出ている間、子どもたちは、家の中で、あてがわれた草をくいながら待つている。時には病氣の家畜も同様なあつかいをうける。要するに、放牧に出られぬ家畜には、家で草が給せられる。この様式は、3つの技術體系を比較して、すべてに共通である。ただ、給せられる草があらかじめ刈り貯めたものか、その場その時にとつてきたものかという点だけがちがう。家畜の飼い方としては、本質的な差はない。

別な言い方をすれば、無乾草型の技術は、ハトール型にもサンドー型にもふくまれている。3つの技術體系を通じて見られる最も基礎的な技術なのだとも言える。ハトール型、サンドー型というのは、その無乾草型の技術を根幹として、その上にハトールによる草刈り、あるいはサンドーによる草刈りと乗馬の舎飼いという技術がつけ加つてできたものであるということになる。

草刈る鎌の持つ持たぬ、あるいは刈つた草のあるなしだけを抽出して言えば、無乾草技術と有乾草技術の関係は断絶である。無から有への飛躍である。だが、抽出された個々の技術要素を、技術體系の本来の連関の中におしこんでながめると、断絶は回復され飛躍は消える。3つの型は一連のものである。無乾草型の乾草技術こそは、3つの型の基礎にあつて、3つの型をむすぶものに

ほかならない。

§34 技術體系の發展段階

3つの技術體系の相互関係について、つづける。前節の所論につづいて、つぎの疑問が出よう。

乾草は何のために刈るかと言えば、やはりまず子どもあるいは病氣の家畜の冬の飼料として刈るのである。ところが、無乾草地域においても、全く同じように、それらの家畜には草を食わしている。そうすると、乾草は、刈つても刈らなくても、けつきよはおなじでないか？ 乾草を刈る牧民たちは、鎌をふるうただけ、よけいな労働をしたことになるであろうか？

それはそうではない。乾草はやはり刈つただけのことはある。家畜に對して草を興える仕方は同じでも、量はちがおう。あるいはその恒常さが異らう。無乾草型よりハトール型の方が、そしてハトール型よりはサンドー型の方が、それぞれはるかに多くの家畜に、たえず草を食わすことができるのはきまつたことだ。食わす草の少なさは、ただちには死を意味しないけれど、營養不十分のおそれはある。冬害のクライシスに、どれだけ持ちこたえられるかが問題である。無乾草型よりハトール型が、ハトール型よりサンドー型が、技術として1歩前進したものであることは、疑いをいれない。無乾草型・ハトール型・サンドー型の3つを、乾草のみならず飼養技術をふくめた意味で、内モンゴルにおける牧畜技術體系の3つの發展段階と考へても、大たいにおいて差支えないであろう。

無乾草型とハトール型の對比は、結果においてはあまり著しくない。單に支え得る家畜の量のちがいにとどまるかもしれない。それに反して、ハトール型とサンドー型の對比は目ざましいものを示す。すなわち、冬における舎飼いのウマの出現である。言いかえれば、乾草による舎飼いが可能となつたことによつて、冬でもウマが使えるようになった。これは、大きな發展でなくて何であろうか？

サンドー型の地域には、チャハルの全域がふくまれる。チャハルはしばし

ば、漢人の影響のもとに、牧畜社会としては degraded のものと考えられていることがある。乾草をめぐる牧畜技術の研究は、それを否定する。逆に、その地方こそ、牧畜技術が、最高の発展段階にあり、質的・量的に最も充実した様相を見せていると言わねばならぬ。チャハル牧畜は、内モンゴル牧畜の模範である。

§35 3つのクライマックス

チャハル牧畜技術は内モンゴルで最高の発展段階であり、全モンゴル牧畜の模範であると言った。それはしかし、ハートル型および無乾草型の技術を保有する地方もまた、いずれは発展をとげて今日のチャハルの段階に到達するであろうということを意味するのではない。発展段階はしばしば考えられているような、直進的進化過程のナッハ・アイナンダーな記述とのみ考える必要はない。ネーベン・アイナンダーの関係にあるいくつかの進化過程の、到達点の射影的表現でもあり得る。成立の地盤を異にし、性格を異にする同時的存在を、進化の立場から、比較し評価することはできる。その意味での発展段階である。

實のところ、無乾草型の地域が、いずれはハートルに移るであろうということは、かなり豫想しにくい。ハートルをタダで呉れてやつても、なかなか使えない。問題は草である。ハートルを使つて刈るほどの草原が、そこにはきわめて少い。ハートル型からサンドー型への移行も、やはり同様にむつかしかろうということとはすでに草刈り場の問題についてのべたところから明らかであろう。

サンドー型では冬もウマに乗る。ハートル型地域では、乾草の量が少いから、それができない。それでは冬は禁足かと言うと、決してそうではない。ラクダが活躍する。チャハルでは、ラクダがほとんどいない。この見事な交代は、ハートル型とサンドー型が、単なる直線的な優劣関係ではないことの、良い例證である。無乾草型もふくめて、おのおのがそれ自身でつじつまが合っている。完結している。言いかえれば、それでつじつまが合うように、生活のすみずみまで調整済みなのである。それは行きつくところまで行つている。そ

れゆえの安定である。容易にほかのものに移行しない。生態学の用語でいえば、いずれもがすでに climax の状態にある。

ステップの全域に、1つの理想をおしつけることはない。ステップの全牧民が、同じ形態の草刈り技術をもたねばならぬことはない。おなじステップのおなじ牧畜社会でも、そのおかれている地理的條件に応じて、いろいろの理想、いろいろの終局点があつてよいのである。クライマックスは1つである必要はない。

この場合でいえば、地理的條件の差とは、重草原、中間草原、軽草原などという草原の類型であらわされた土地の生産力の差である。その上に立つて、サンドー型、ハートル型、無乾草型という3つの技術的クライマックスが成立しているというのである。それは、それぞれの場所において成立し得る最高の形態であると見るのである。

この見方が正しいものとすれば、モンゴルの乾草技術は、未発達どころか、それぞれの土地において、行きつくところまで行つている。モンゴル牧民は、いわば最善に近いものをつくしている。それでもなお、第I章の乾草奨励論者の要求するように、乾草の量をふやさねばならぬとすれば、それはまず不可能に近い。もちろん、未だ刈らぬ牧野は広く、労働力が全く缺乏していたわけではない。しかしすべてが現にこれで釣合つている以上は、この上の飛躍は、ただ自然的・社会的・技術的な基礎条件の大變革をまつてはじめて可能となる。たとえば、いま流行の自然の改造とまでは言わなくても、牧野の改良ないしは牧草の栽培が考えられなければならないのである。内モンゴルの實状は、そこまで来ていた。それを自覚した上かどうかは知らないが、すでに牧業試験場はその研究をはじめていたし、各旗においても、いくつかの牧草栽培の試みが行われていたようである。成果は實を結んでいるであろうか？

§36 ハートル型の不安定さ

前節では、理論に力んで少々言いすぎた。無乾草型、ハートル型、サンドー型がそれぞれクライマックスであることを力説して、それぞれは、よほどの條

件變化のないかぎり、お互いに移行しないものだとのべた。理論的にはそうすれば都合がよいが、事實に照らして見なければなるまい。それぞれの技術類型は、どの程度安定であるか？

チャハルにおける乾草の普及については、すでに § 12, 13 でのべた。そこでは、家畜ある限り草を刈るのは當然のこととなつていた。それは昔からそうであり、毎年そうである。チャハルの草刈りは、きわめて安定した習慣と見なければなるまい。この結論は、大たいにおいて、サンドー型の全域に及ぼしてもよい。また、無乾草地域ではどうか？ ここはここで、草を刈らぬこと、まことに安定している。質問の答は、つねに、

"草は刈らない。"

あるいはまた

"今までに刈つたことがない。"

明快で単純である。つまり、サンドー型と無乾草型は、それぞれの地域において、ゆるがぬ地位を占めている。問題は、中間のハトール型である。

このとき、まえに乾草分布の北限線を求めたときの手つづきを思いおこさねばならない。そのとき、乾草を刈る家の分布を北にたどつて、その最北端を以て、乾草分布の北限線とした。従つて、その線以南にも、多くの乾草を刈らぬ家をふくんでいることになる。事實それはすでに第 1 圖に明らかである。乾草分布の北限線はハトール分布の北限線に等しく、北限線以南にあつてしかも草刈らぬ家は、すべてハトール型技術の分布地域にふくまれる。すでにして、ハトール型地域そのものが、サンドー型、無乾草型と同じようには、その技術一本で支配し盡されてはいない。ハトール型は、成立がやや不安定である。

分布の點とともに、恒常性にも不安定さが見られる。質問要項に、刈るか刈らぬかだけで、1), 13), 15) と 3 つもあるのは、この點をねらつていたのだが、いくらか變化のある答があらわれるのは、ハトール型地域にかぎられていた。

例質 68 : ジュン・スニト旗、メーリン・ホトクにて。ジョンクステンスルン

(早, 72)。

"乾草は必ずしも毎年は刈らない。草のよい年は刈るが、悪い年は刈らない。"

(1944, X, 7) — 實例 61 の再録 —

これは、乾草北限線上の例である。ここでは、今年はずかしく刈つていた。今年はずかしくない、あるいはまだ刈らぬという例も、いくつもあつた。

實例 69 : ジュン・スニト旗、ゴーリン・ホトクにて。ツォイン (早, 44)。

"今年はずかしく刈らない。去年は刈つた。今年はずかしく刈れない。" *

(1944, X, 21)

實例 70 : ジュン・スニト旗、バロン・ホーブルにて。ナムジル (合, 37)。

"今年はずかしく刈つていない。草を刈るほど良いところが見當らない。"

(1944, X, 22)

實例 71 : バロン・スニト旗、ハル・オポーにて。チョルンビル (合, 46)。

"乾草は毎年は刈るのだが、今年はずかしく刈らなかつた。今年はずかしく、近所に草の良いところになかつたので、刈らなかつた。例年は牛車に 3 臺ほどは刈る。刈らなかつたときも、仕方がない。"

(1945, I, 10)

實例 72 : バロン・スニト旗、オラン・チョローにて。ドルジーの妻 (早, 57)。

"草は例年は刈る。今年はずかしく刈らなかつた。去年は自分で刈つた。牛車 3 臺くらい。今年はずかしく、漢人のところから、柴を買つてきた。"

(1945, I, 14)

何れもハトール型の地域である。刈らない理由として、多くは草の悪いことをいう。サンドー型地域でも、草刈らぬ家はないではなかつたが、何れも家畜をもたぬか、あるいは特別な事情にあり、また特別な處置を講じていた。上の諸例はそれとは異なる。何れもみなレッキとした家畜もちであり、しかも刈らぬ。刈らぬと困るといいながら、それで年を越えてゆくのである。

こういう事實を通して見ると、ハトール型の技術の不安定さは否定するわけにはゆかない。それは、サンドー型、無乾草型と、肩をならべるほどの大類型ではないかもしれない。無乾草型にハトールを加えただけで、状況が悪くなればいつでもまた無乾草型に還元してしまう。といつて、状況さえゆるせば、上例にも見られるように、牛車に何臺というほど、サンドー型にまけぬくらいに

* "力がなく" という表現は、労働力がなくことをいうのである。

草を刈る。要するに、ハトール型というのは、無乾草型とサンドー型の2大類型の中間型であり、地域でいえば、2大類型区の間接地帯である。あるいは不安定な推移帯である。その地域の廣がりから言つても、縮尺を大きくして見れば、ハトール型はごくせまい帯状地域に廣がっているにすぎないのではないだろうか。

前節の3つのクライマックス論は、だから若干の修正を必要とするだろう。クライマックスは2つである。サンドー型と無乾草型がそれである。ところで、さきにはそれぞれの技術類型區が、ステップにおける植物社會の大類型に對應することを論じた。そのときハトール型にはいわゆる中間草原が對應していた。すると、ハトール型がクライマックスから失格した今では、中間草原もまたステップの大類型から失格してくれなければ釣合いがとれぬ。實は、この問題はすでに解決済みであつた(今西, 1952)。すなわち、やはりはじめには、重草原、中間草原、輕草原の3つの類型をみとめながら、

引用 26: “……われわれが現在の内蒙古草原を対象とするかぎり、そこに認められる草原の類型とは、さきに認めた3つの類型のなかから中間草原をおとした、重草原と輕草原の2類型ということにならざるをえない。”

(今西 1952, p. 162)

ということになつていたのである。これなら、話は全く一致するのである。話の一致がうますぎるようにも思えるが、それは、モンゴルの牧畜體系というのが、いかに自然にうまく適合しているかを示すものであるとともに、逆にいえば、ほかのステップ類型區分法にくらべて、上の重草原・輕草原という極度に單純な區分が、けつきよくは最も有効適切な區分法であることを示すものにほかならないとも言えるのである。

§37 草刈りと遊牧は矛盾せず

最後に、第I章において提出されながら、第II章においてはほとんど觸れられなかつた1つの問題について論ずる。それは、乾草と遊牧との關係である。

第I章においてその問題は、ラティモア教授の引用以後、乾草と遊牧との矛盾という形でとらえられていた。遊牧的移動を前提とする限り、乾草の貯藏は

考えられないというのが、多くの議論の主調になつていた。内モンゴルにおける「乾草刈らぬ遊牧民」は外モンゴルにおける「乾草刈る定牧民」に對比されたのである。定住化なくして乾草はあり得ないであろうか?

ところで、第II章で示したように、内モンゴルのチャハル、スートの大きい部分で、乾草はつくられ、貯藏されている。もし、上にあげた2つの結合を正しいとすれば、それでは内モンゴルもまた、乾草刈らぬ遊牧民ではなくして、「乾草刈る定牧民」という生活様式をもっているものであろうか?

内モンゴル牧畜社會における遊牧の實相については、別にI論文を發表する豫定である。ここで詳しく述べない。ただ、ここで問題になるのは、主として「遊牧的移動」の回数であろうが、それについて、ごく概略をのべる。調査の結果によれば、チャハル及びスート部内には、完全な定牧生活者から、年に7~8回も移動するという完全な遊牧生活者にいたるまで、いろいろな段階のものが見出される。その地理的分布の概略をのべよう。完全な定牧民は、ジュンおよびバロン・ダイプス旗などの南部チャハル諸旗に見出される。北部チャハル、特にゲンジャンダク砂丘地帯の住民は、すに遊牧的であり、通常年に2回の移動を行う。スート部においては、南部は年に2回、北するに従い、3回、4回、5回があらわれ、ついにタムチン・タラ以北の、外モンゴルとの國境近くに至つて、年に7~8回というのがあらわれてくる。

これと、サンドー型、ハトール型、および無乾草型の分布との關係をしらべて見ると、われわれの今の問題の答を得るはずである。それを試みると、こうなる。サンドー型は、完全な定牧民にはじまり、年2回移動、年3回移動までをふくむ。ハトール型は、やはり移動しない定牧民にはじまり、2回、3回、4回までをふくむ。無乾草地域では、大たいそれよりも移動が頻繁である。

大たいにおいて、定牧的傾向の強いほど乾草技術の發展段階は高く、遊牧的傾向の強いほど、それは低いという相關は、認められるようだ。しかし、どうもきれいな一致は出てこない。兩者の關係は、かなり不規則である。大たいの相關といつても、單なる併行現象かも知れない。けつきよく、遊牧と乾草と

は、どちらもいろいろの程度のもので、いろいろに結びつき得るのだ、というほかない。少くとも、「乾草刈る定牧民」と「乾草刈らぬ遊牧民」のみがあり得る結合のすべてであるなどと考えるのは、あまりにも實情にはなれた觀念化であつた。じつさいには、「遊牧にして乾草を刈る」ものが、いくらでも存在するのだ。

なお若干の疑惑がのこるかもしれない。乾草を刈り、貯蔵する具體的な過程が、遊牧的移動をさまたげる點がきつと多かろうというのが、乾草刈りを定牧にむすびつけて考えさせた原因である。乾草は実際には移動の障害にはならぬというのか？ 乾草を刈る遊牧民は、この點をどう解決しているか？

これは何でもないことだ。答はすでに今までの記述の中にすっかり用意されている。乾草は冬營地（ウブルジョ）に貯えるのである。

だいたい、遊牧を、行方知らぬ漂泊と考えるのがまちがつている。そういう場合もあるけれど、多くの場合は、すくなくともあらかじめ偵察ぐらいはやつている。行く先きの當てがあるのだ。そこで、今年の冬はここで越すということが決まりさえすれば、そこが冬營地である。乾草は、冬營地においてのみ必要なものだ。移動とともに乾草を車につんで持つて歩くというのは考え難いことだとしたが、何もはじめからそんな必要がない。あらかじめ定められた冬營地に、刈つた草を運びこんでおけばよいのだ。冬營地に來てからだつて、草は全く刈らぬわけでもなからう。

第I章にあげた引用の中には、冬にはますます移動の頻度を高める地方がある、とのべたのがあつた。わたしの見た限りでは、そういう傾向はない。ふつう、冬營地は1か所である。春までそこに居る。それ、そこが乾草のせいだ、乾草を刈つたりするから動けなくなつて、ひんぱんな移動を必要とする冬のあいだ、1か所で冬營地にしばられることになるのだ、という議論も、必ずや出てよい。しかし、これもまちがつているだろう。無乾草地域の中でも、冬營地は1か所が原則である。冬はあまり動かないのは、乾草が荷やつかいになるせいではない。

けつきよく、遊牧と乾草の矛盾などという考えそのものが、われわれの机上でつくられた1つの幻想であつたようである。この場合も、觀念よりも現實の方が、よつぽどうまくできている。

§38 草刈りは土地所有の固定化を招くか？

遊牧と草刈りの矛盾をめぐつて、ラティモア教授は、一きわ深刻な考察を提出していた。草刈りと、土地所有の固定化とをむすびつけて考えていたのである。草刈りのための牧地の割り當ての慣例化によつて、固定した土地所有という、遊牧民の原理に反した現象がおこつてくる、というのである。だから、それを避けるべく、モンゴルは草刈りをしないのだ、とまでラティモア教授は考えたのだが、その點は、現にモンゴルが盛んに草刈りをやつている以上は、あきらかに誤つている。そのかわり、草刈りをやつてる以上は、そのような固定的土地所有への傾向がすでにあらわれているだろうというのは、たしかにもつともな推論であろう。これは、遊牧的移動の問題とは、すこし話がちがう。

サンドー型の乾草技術では、草刈り場は、いろいろな条件をみたさなければならぬ。特に、草生の良さは第1條件である。ところがその技術が要するような見事な草原というものは、その成立地たる重草原がいかにか生産量が大きいといつても、そうざらにあるものではない。条件にかなう草刈場というものは、おのずから局限されてくるのではなからうか。局限されれば、必ずや競争があり、協定なり縄張りなりが発生するであろう。

質問要項の8・9は、そういうことを考えに入れてのものである。良い資料が少いので、いま少しはつきりしない點もあるが、結論をいえば、答は否定的である。草刈りから、土地所有の固定化への傾向は、いまのところまず見られないようである。

土地所有の固定化どころか、草刈り場そのものが、豫想に反して、どうも一定していないようである。

實例 73: バロン・スニト旗, オラン・チョローにて。ドルジー (古、—)

「乾草の刈りとり場は、別にきまつてはいない。どこでも、草の良く生えているところから刈ってくる。」

(1945, I, 13)

實例 74： ジュン・ダイプス旗，ワーヨにて。ラーラルワンドン（合，—）

「乾草刈りとり場は、年によつて一定していない。かなり遠くまでも刈りにゆく。乾草がなくてはだへんだから。」

(1945, VI, —)

一般に、草刈り場を聞くには、いつも、今年はどこで刈つたかを聞くべきであるし、向うもそのつもりで答える。土地所有というようなものには、ほど遠いようである。上の實例74の場合は、チャハルの中でも最も定着化の進んだ部落であり、全然遊牧をしていない。そういうところでも、草刈りは全く土地所有へのきつかけになつていないようである。この實例の提供者は、同じ問題について、一般論的に、いつそうくわしい供述をしてくれた。

實例 75： 上の實例74の場合におなじ。

「いま（6月）はまだ草ののび方が少ないので、どこが今年の草刈り場になるかわからない。もうしばらく、1か月もするとわかる。そうしたら、そこには、家畜を入れないようにする。そうしたら、別に近所のアイルが相談して申し合せするわけではないが、各アイルで自然にそうなる。」

しいて家畜を入れないようにするのではなくても、夏の家畜というものは、そう遠くへ行くものではない。

遠くへさえ行けば、（草刈り用の）草はある。」

(1945, VI, —)

もう1つ、つぎの供述例をあげておく。

實例 76： 通譯サインエルブ（合，23）

ミンガン旗出身。

「チャハルのミンガンあたりでは、立ち入らないで草の丈けが高くなつた場所がある。しかし、そこは秋になるとみんな草を刈る場所になつてしまうのである。それも別に注意して家畜を立ち入らせないのでない。アイルから遠いので、家畜があまり入らないのである。計画的に家畜を入れない場所などはない。」

(1944, XI, 5)

この場合は、かなり場所が限定されているらしく、その實例として、つぎの場所があげられた。

實例 77： ミンガン旗にて。スージン・オボの草刈り場（前出，實例76）。

サインエルブの説明によると、バイン・ノールをかこむ村々、すなわちスージン・ボログ、ハーゲン・ボログ、バインデレンなどの部落のアイルは、たいていはこのスージン・オボまで草を刈りにくるのである。それらの部落から草刈り場まで、近くで3 km、遠いところでは7~8 kmもある。

それでも、割當とか何とかの氣配は全くない。要するに、草刈り場は、年々自然にきまるのであつて、ここは草刈り場だ、ときめられた場所はないというのである。すべてが、「自然に」そうなつていのである。もう少し、草刈り場の保護とか何とかがあるかと期待したのに、まことにひょうしぬけであつた。

上の2例が、ともにチャハルのまんなかの話であることは注意を要する。もつとも定着化がすすみ、人口稠密で、しばしば家畜人口の過剰が言われ、牧野の過放牧と荒廢がさげばれているチャハルにおいてである。過放牧をうけ、荒廢しているはずのチャハルにおいて、特に保護をうけないで、自然に家畜が入らずに草丈けの高い牧野が、たつぷりあるということになる。少くとも、乾草刈りとりにはこまらない。さきの實例にあつたように、「遠くへさえ行けば草はある、」というのだから、まことに樂觀的ではある。

たしかに、チャハルの牧野は従来しばしば考えられていたほど過放牧にもなつていないし、荒廢もしていない。その點、大いに考えなおさなければならない事情がたくさんあるのだが、ここでは深くは觸れない。ただ乾草のことに關して、つぎの點に注意をふりむけておこう。

實例 78： アトーチン旗，セルブにて。バルジョール（合，50）。

「乾草はフレート・シンディーの近所まで刈りに行つた。」

(1945, I, 16)

フレート・シンディーというのは、約40キロも南にある漢人の開墾地である。また、

實例 79： アトーチン旗，チャガン・オボにて。ガルサンの妻（早，27）。

主人のガルサンは、すぐ前のチャラン（參領）の家にやとわれている。

「秋には、チャランの家のやとい人たちは、乾草刈りに行つた。今年は、西南の方、漢人の百姓(タリヤーチ)のすんでいるところとの境のへんで刈つた。」

(1945, I, 21)

これらの例が語っているのは、こういうことである。漢人の農耕地と、モンゴル人のすむ地帯との間には、どこでも、かなりの幅の無住地帯があつて、そこには家畜がほとんど入らない。それで、草はきわめてよくしげつているのがつねである。そこが、無住地帯のまま利用されずにのこつていたのではなくて、草刈り地になるというわけである。*

この場合も、ミンガン旗スージン・オボあたりの例とは、いくらか事情はちがうように見えるけれど、けつきよくは同じである。特に草刈り地として残されたものではなく、草は自然にのこつたのである。それを刈るだけのことである。

ラティモア教授の説は、一見まことにありそうなことだが、わたしの経験した限りでは、草刈り場と土地所有とは、どうやら関係がない。草刈りが土地所有の固定化を招くくらいなら、それより先きに、定牧が土地所有の固定化を招きそうなものだ。南チャハルが定牧生活に入つてからもう数十年にもなるのに、土地はモンゴル人民の總有という、モンゴル古來の原則はゆらいでいないのである。ラティモア説は、理論だおれだと思ふ。

§39 舎飼いのウマ

もう一つ。例の pasture-fed horse と stall-fed horse の問題。これは、遊牧と乾草の問題とは、今になつて考えると、いくらか焦點がずれている。stall-fed というのを、すべての家畜にひろげて考えると、ほぼ遊牧と乾草の問題に歸着するのだが、第II章であきらかにしたように、「馬食」するウマは、別あつかいなのである。stall-fed すなわち舎飼いのウマとは、格別な量の乾草を豫想するわけだ。だから、舎飼いのウマは、サンドー型の技術體系にかぎられた話であつた。

* この無住地帯の性格に關しては、今西錦司(1947) p. 135—を見よ。

ここまでは、先きののべたことの、ほぼ繰り返しかえしである。ところで、ラティモア教授においては定住農耕民の特徴として考えられていた舎飼いのウマが、冬の若干期間に限られるにせよ、ともかくもモンゴル牧民の中に實現しているということの、意味と原因を考えなければならぬ。

それは、南チャハルのモンゴル牧民の漢人化のあらわれである、少くとも漢人文化の影響のもとに新たに形成された文化であると、まず考えやすい。もともと、特にチャハルでは、漢人の社會からの文化的借用物はおびたしい。乾草刈ることも、その1つではないか? これは、ありそうな話である。サンドーという名は、全くシナ語にちがいない。名とともに、道具とその用途もいつしよに輸入されたのではないか?

第I章では、定住農耕民はウマのために乾草を刈り、遊牧民はウマのために草を刈らぬという對比をかかげた。ところが、現實に境を接して見られるものは、おどろいたことには、ずいぶんちがうのだ。さききのべたチャハルの無住地帯をはさんで對峙しているのは、開拓前線にある漢人の定住農民と、モンゴルの定住牧民とであるが、ウマと乾草について言えば、漢人はウマのために乾草を刈らず、モンゴル牧民がウマのために乾草を刈つている。事實は想定の上である!

Stall-fed か pasture-fed かという點では、漢人農民のウマは原則的には stall-fed である。モンゴル牧民のそれは、冬だけの舎飼いである。モンゴルの方はわかっているが、漢人農民が乾草を刈らずして如何に舎飼いのウマを維持するかと言へば、穀物がらを食わずのさだめという。

實例 80: グル・チャガン旗、パーホ開墾地にて。2人の漢人から。

「家畜のために乾草を刈るというようなことはない。みんなキビガラ、アワガラを食わしている。」

(1945, I, 25)

農耕地では、農耕地なるがゆえに、舎飼いがただちに乾草飼いを意味しなかつた。

漢人農民に接することの少なかつたわれわれであるから、よくはわからない

が、チャハルの農牧接壌地帯に関しては、草刈るものはむしろモンゴル牧民の側である。漢人の側にしてみれば、乾草は、手不足のモンゴル牧民に賣りつけるための商品としては刈つても、それ以上の意味は大してない。モンゴル牧民と漢人農民との文化的交流について、ここで詳しくのべないが、ウマの飼育方に関しては、モンゴル牧民が漢人農民に負っているのは、乾草刈りのことではない。主として、乾草の補いに穀物がらを買うことと、もう1つは、穀物そのもの、あるいは油かすを食わずという、濃厚飼料のことである。それについても、ここでは深く言及しない。とにかく、乾草を刈るのはモンゴルの方なのだ。

§40 モンゴル牧畜における草刈りの由来

それでもなお、チャハルのウマの乾草飼育には疑問がまといついている。近年とは言わないけれど、いつの時代にか、またチャハルの開拓前線とは言わないけれど、どこからか、とにかく漢人農耕文化から、その習慣を輸入したと見る方が、なつとくが行きやすかるう。自由奔放なる放牧のウマこそは本来のモンゴルに似つかわしく、畜舎に草喰むウマは、その喰む草がヒャグであろうがアツガラであろうが、それはシナのウマだ。このイメージは、既成概念の固執であろうか？

本來的ということ言えば、無乾草型とハトール型の技術こそ、モンゴル牧畜に本來的と見なされるふしがある。もともと、モンゴル牧畜は、どういう原理の上に立っているか？ わたしは前にそれを論じたことがある(梅棹, 1951)。それによると、モンゴル牧畜体系の根幹たる放牧畜群のコントロールは、何よりもまず、「子どもの隔離」によつて行われているという。ほとんど自然の有蹄類の群れと異らぬ生活をしながら、しかもなお家畜が牧民に結びつけられて離れ得ないのは、何よりもまず、子どもを人じちにとられているからだ、というのであつた。いま、乾草技術を論ずるに當つても、われわれはそのことを思い出すのである。

乾草をめぐる技術体系のすべてを通じて、無乾草型のそれが基礎になつてい

る。つまり、親の放牧畜群から隔離して、家で養っている子どもに草を與えることが、モンゴル乾草技術の基本である。するとこれは、すぐわかるように、放牧技術の裏がえしであり、その必然的結果ではないか？ もともと子どもを隔離して管理するなら、酷烈な冬の寒気に、子どもだけの群れで放牧に追いやるわけにもゆくまい。それなら、家で草をとつてきて食わずほかない。刈りためた乾草の量の多少はあつても、3類型とも第1義的には草の使いみちが上のようである以上は、廣い意味での乾草の技術はモンゴル牧畜が成立するための本來的技術なのである。畜群コントロールの根幹につながる技術であると言わなければならない。草刈り道具としてのハトールやサンドーの由来がどうあるかと、その道具を道具として意味あらしめる根底には、かかる純モンゴルの要請があつたと考えてよいであろう。歴史ということ言えば、草刈りの道具は、時代と地域に應じて、手からハトールへ、ハトールからサンドーへと進化あるいは分化しても、とにかく、モンゴル牧民はもともと草刈る牧民であつたというのが、ここに提出しようというわたしの新説なのである。

もつとも、この説には、若干の注釋を要する。さきの放牧論において、理論構成の基礎をあたえたのは、乳しぼりをめぐる親ウシの行動と、子ウシの取り扱い方であつた。子ウシを「人じち」にしているから、親ウシはかえつてくるのだというのである。この事情は、いまの乾草論でもおなじだとは言えない。乾草の給與をうける家畜は、何よりもまずヒツジの子、ヤギの子である。しかもその季節は冬であり、ヒツジ・ヤギはその時乳しぼりはうけていない。おまけに、羊群には必ず人がついている。だから、乾草給與をめぐる、さきの放牧論の例證にしたような一連の現象が起つていないというのではない。それはかまわないのだ。乳しぼりと放牧との関係を契機として、子ども家畜の隔離という技術が、モンゴルの牧畜体系の中に確立していさえすればよい。乾草論は、それにむすびつくのである。

§41 ウマのモンゴル・ラクダのモンゴル

モンゴル牧畜はもともと草刈る牧畜であるといつた。少くとも、後年の草刈

りに發展するだけの内的傾向を、モンゴル牧畜は原理的にふくんでいたのである。鐵製品としてのハトールおよびサンドー導入は、この傾向を大規模に實現したと見ることができよう。

この見方に立つと、3つの乾草技術體系の相互關係は、つぎのようになりはしまいか。すなわち、無乾草型とハトール型とは連続である。その差は、刈られる草の量の差でしかない。しかるに、ハトール型とサンドー型のあいだには、不連続がある。幼い家畜の隔離飼養は、モンゴル本來の技術としても、サンドー型は、そのほかに、冬のウマの舎飼いをふくんでいるからである。これがやつぱり問題になる。それはどこから來たか。これだけは、よそからの輸入物であり、模倣ではなかつたか？

そうも考えられるし、そうでないような氣もする。實は何も決め手がないのだが、若干そうでないと思われるふしを擧げておこう。そうでない言うのはチャハルの冬ウマの舎飼いは、輸入や模倣ではあるまい、ということである。輸入や模倣であるとすれば、その前の状態があるはずである。草を刈り、冬の乗馬に食わすことが始まる前には、チャハルの乗馬はどう扱われたと考えるべきであるか？ 一々馬群の中に歸していたとは到底考えられない。そういうことをしていたら、事實上冬の間はウマに乗れまい。では夏とおなじように、足かせをかけて放しておいたか。それでは、まえに言つたとおり、いろいろ不都合がおこる。事實上、冬の乗馬はものの役に立ちそうもない。昔のチャハル・モンゴル人が、雪の上を歩いていたと考えるのではない以上は、やはり昔からチャハルでは草を刈り、冬の乗馬に食わしていたのだと考えねばならないのではないか？ それは、チャハルの野に生活の場を求める以上は、騎馬する牧民としてはじめから採用しなければならぬ技術ではなかつただろうか？ もしそうだとすれば、サンドー型の乾草技術——道具はともかくとして、かなり多量の乾草とそれによる冬の乗馬の舎飼いは、少くともチャハルにおいては、これまでモンゴル牧民の本來のものだということになる。

いま1つの可能性は、昔はチャハルは至るところの草が良く、乗馬の管理も

夏と大差ない方法でやつても、別に不都合が起らなかったという想定である。足かせの凍結による故障をどう防いだか、などの疑問はのこるけれど、これはあり得るケースである。すると、これまた大へん重大なことであるが、チャハルの牧畜生活は、それ故に他と大きな差をもつていたことになる。冬にも乗馬が使えるという點において。

なぜ、特にチャハルで乾草と舎飼いの乗馬が問題になるかといえば、そこにはラクダがほとんど居ないからである。スミトでは、ハトール型・無乾草型の地域では、問題なくこの點を解決している。もともと、モンゴル人はウマに乗っているものと、誰も考えてあやしまないが、それがそもそも既成觀念である。もちろんウマには乗るが、それと同じくらい、ラクダに乗るのである。とくに冬にはもつぱらラクダに乗る。ラクダは、放牧に出しても馬群のようにどこかへすつとぶこともなく、毎日家へかえつてくる。冬の乗用として、不都合がないのである。

チャハルでラクダが飼えぬではないけれど、飼料となる植物の種類などから考えて、少くとも適地ではない。ラクダさえあれば、問題ないのである。

すると、この場合の結論はこうなる。ほかでは「夏はウマ・冬はラクダ」の組合せの上に、すべてが安定している。サンドー型のチャハルでは、「夏もウマ・冬もウマ」の牧畜生活であつた。チャハルの自然條件が昔から根本的には變つていないものとすれば、この對照も昔から變つていないだろう。これまた、モンゴル牧民がチャハルに居をかまえる以上は、どうしても經なければならなかつた適應ではなかつたか？ 然りとすれば、チャハルのモンゴル人こそは、1年を通じての騎馬民族であると言わねばならぬ。いずれにせよ、チャハルというところは、妙なところである。

チャハルを特別あつかいするのは、いくらか悪いかもしれない。理論的には、要するに、おなじモンゴル牧畜の中にも、借りものでなしに、本來のものとしてかなり體制の異なるものが、いくつもあり得るのである。歴史の問題にも、文化・社會の考察にも、波及するところ多いにもかかわらず、遊牧民族の

生活體系の研究は、まだ疑問だらけである。内モンゴルにあつても、一方ではウジムチンの、他方ではウランチャブの、同じくらい信頼性のあるデータがあれば、その比較によつてかなり多くの事実が明らかにされるであろうが、當分は望みのないことである。遊牧生活の研究は、まだ十ば一からげの域を出ないであろうか。

VI 要 約

- 1) 草を刈り、乾草として貯えて、冬の家畜の飼料にそなえることは、牧畜という営みの上に大へん重要なことと考えられる。乾草をつくるか否か、つくるとすればどのようにつくるかは、單にそれ自身の技術として興味をひくばかりでなく、牧畜技術全般、ひいては牧畜生活の全體系に、連關するところ甚だ大きい。こういう觀點から、主として實態調査の結果にもとづいて、内モンゴル牧民の乾草技術についてのべた。
- 2) いままで、内モンゴルの牧民は乾草をつくる習慣をもたないもの、ということになつてきた。その前提に立つて、内モンゴル牧畜の前進が論ぜられ、対策が議せられていたのである。ところが、實態調査の結果、チャハル全域およびス=ト部の南半にわたつて、大へん広い範圍に乾草づくりが行われていることがわかつた(第1圖参照)。
- 3) ス=ト部北半では、あらかじめ乾草を刈つて貯えておくことはしないでも、子どもの家畜を家にとどめて、そのときどきにかき集めてきた枯草を給することは行われている。これをも広い意味で乾草をめぐるマネージメントの技術と見て、これを無乾草型と名づけた。じつさいに乾草を貯える地域の中にも、2つの型の技術體系があることを發見し、それぞれを、使用する鎌の名にちなんで、ハトール型およびサンドー型と名づけた。サンドー型はチャハル全域およびジュン・ス=ト東南部に分布し、それと無乾草型の分布地域との中間にハトール型が分布する(第4圖参照)。
- 4) 乾草をもつ2つの型、すなわちサンドー型およびハトール型の2つの技

術體系を比較すると、多くの點で異なることを知る。前者では、草のよく生えそつた広い草刈り場を要求し、刈られる草は主としてシバムギモドキである。大量の草が刈られ、運ぶには牛車を必要とする。貯えるにも設備がある。その使用目的は、幼畜の冬の飼料となるほか、乗馬に食わす。ハトール型では大たいその反對である。特に草刈り場を要求せず、草はクハムギ、ヨモギ類である。量は少く、運ぶにも保存にも手間はかからぬ。使用目的は、幼畜用に限られる。

5) それぞれの技術類型の起源と歴史については、よくわからない。ただ、近年に始るものでないことは確かである。無乾草型をもふくめて3つの技術體系について、比較検討し、そのうちほんとうに安定した大類型は、無乾草型とサンドー型の2つであることを知る。ハトール型は、その2つの中間型であり推移型である。

6) このことは、内モンゴルのステップの生態學的構造が、重草原及び輕草原と呼ばれた2つの大類型より成り、その間に中間草原とよばれたものはさんでいるのと、全く一致する。これは、草刈りのことが、草に依存する以上は、當然のことと思われる。逆に、少くともこれらの地域では、草刈りのことは、それぞれの草原の生態學的類型と一致するところまで行きついている。いわば生態學的クライマックスの状態にある。

7) 無乾草型とサンドー型という乾草技術體系における2つの類型の最大のちがいは、後者では冬に乗馬に草を與え、前者ではそれをしないという點にある。その結果、サンドー型では年中ウマに乗れるのに、無乾草型(ハトール型をふくむ)では冬はウマに乗れない。その代りにラクダにのる。

冬ウマ型のモンゴルと冬ラクダ型のモンゴルと、どちらの文化もモンゴル本來のものであらうと思われる。どちらが古いかは別として、両者はそれぞれの地域にモンゴル牧民が生活をおこすようになって以來、それぞれの環境に應じてモンゴル牧畜の内部から分化發展したところの2つの文化類型ではないかと考えられるのである。

引用文献

- 今西錦司, 1947: 草原行
 〃, 1948: 遊牧論そのほか
 〃, 1951: 内モンゴルの類型づけ, "自然と文化 II"
 〃, 1952: 内モンゴルの地理的位置づけ, "遊牧民族の社会と文化"
 興亜院, 1940: 蒙疆畜産資源調査報告書 興技調査資料52
 興亜院政務部, 1941: 蒙疆牧業状況調査報告興亜院調査資料26
 LATTIMORE, O., 1940: Inner Asian Frontiers of China, New York.
 東亜産業協会, 1934: 察哈爾蒙古の近情, 東亜産業協会察哈爾調査班報告書, 新京
 梅棹忠夫, 1950: 乳をめぐるモンゴルの生態 I—序論および乳しぼりの対象となる家畜の種類について, "自然と文化 I"
 〃, 1951: 乳をめぐるモンゴルの生態 II 乳のしぼり方, およびそれと放牧との関係, "自然と文化 II"
 〃, 1952: モンゴルの飲みものについて, "遊牧民族の社会と文化"
 山崎武雄, 1943: 蒙疆牧野調査報告, 滿鐵調査資料第57篇
 〃, 1943: 呼倫貝爾地方牧野植生調査報告, 滿鐵調査部
 橋口三郎, 1942: チャハル廂白旗のヤマタ部落, 内陸アジア第二輯

内モンゴルのハルハ右翼旗における相續制度

青木 富太郎

高知大學文理学部

はしがき

1. 家督相續と財産相續
2. 貴族の間における相續制
3. 平民の間における相續制
4. 女子による相續
5. 分家
6. むすび

はしがき

この稿は昭和18年秋および19年秋に内モンゴルのウランチャブ盟ハルハ右翼旗の遊牧蒙古人について行つた家族制度實態調査の結果にもとづいたものである。私はそれまで全く實態調査なるものを行つたことがなかつた。従つてあらかじめ用意して行つた質問表も、現地に赴いてから大修正を施さねばならなかつた。この稿の中心をなす末子相續制のごときも、我々は殆んどその存在を豫想していなかつたような有様であつた。すでに滅んだものと想像していたのである。第1回の調査の結果を一應整理し、質問表にさらに手をいれ、第2回の調査に赴いたが、現地においてはすでに日本の敗戦が豫見され、加うるに同旗公署到着後數日で、おりあしく五原の傅作義軍が西方のウラト旗に侵入して、ハルハ右翼旗の要人たちの我々に對する態度は冷淡となり、現地の日本人も我々に早く歸れとすゝめるような仕末で、十分な調査をおこなう暇はなかつた。歸來後、古代・中世の蒙古人の相續制と比較研究をすゝめるにつれ、調査の不備、不十分な點が續々とできてきている。まことに汗顔の至りであるが、現在のところ、もう1度現地調査を行うことは不可能なので、今は不備不十分な點はそのまゝ

にしてこの稿を發表する。なお、古代と中世との蒙古民族の相續制度については、稿を改めて發表したい。

1. 家督相續と財産相續

いかなる民族においても同じことであるが、蒙古の遊牧民においても、相續は家督相續と財産相續との2つに分けられる。家督の點は農耕民族のそれと同様であるが、彼らの家なるものについての觀念は農耕民族におけるよりも薄い。特に平民階級の間においてはうすい。蒙古遊牧民の家の觀念については他の機會にのべるつもりなので、こゝには省略する。また彼らは遊牧民である以上、その生活様式も農耕民とは異り、したがってその主要な財産も農耕民とはことなる。彼らが財産相續の對象とするものは、まず家畜といわゆる蒙古包すなわち帳幕が主で、他に帳幕内に收容されている佛壇・家具類・臺所用品・衣類などであり、さらに富裕なものにおいては相續人の實母以外の父の妻、奴隸などがこれに加わる。農耕民と非常にちがう點は、土地が相續の對象にならないということである。もちろんこれは貴族中のあるもの、たとえばジャサク(旗長)などについてはいえない。ジャサクはホシエン(旗)全體の牧地の所有者と考えられるからである。そして大體においてジャサク以外のものは、そのホシエン内の牧地を殆んど自由に移動しうようである。ハルハ右翼旗での例をあげると、雲王府(旗公署所在地)の西南約1キロの所に帳幕のある平民、雲王夫人府(通稱アボガイ府)のところにきていた平民、雲王府東方約3キロのホンディーにすむ平民、また旗公署にきていた1ビテクチ(書記)などから聞いたところによると、いずれも大要“新しい幕營地に移るときには、附近の住民たちに、こゝに移つてくると、一應あいさつするだけで、その許可を求めることなどはない。勿論、佐領や旗公署などに許可など求めない。たゞ新しい幕營地にわりこみうる餘地はあるかどうか、牧地の状況は十分検討する”とのべている。この場合の新しい幕營地とは、この旗においては(内蒙古の他の旗でも大體同様らしいが)、遊牧民は一定の冬營地と夏營地の間を往復するだ

けで、結局年2回しか移動しないが、この一定した幕營地を別の地にうつすときの新しい幕營地を意味する。

このような牧地と幕營地の移動の場合、古くからの住民と新しいものとの間に紛争が起ることは當然豫想されたが、彼らの答えは一様にいざこざのおこつたことは聞いたことがないというのであつた。この旗の地域は武川縣の北から外蒙古國境にまでひろがつているが、南部よりする漢民族の農耕地の進出と匪賊の跳梁とにより、民國初年から南半部の住民は北上を開始し、現在ではホシエンの略中央に位する百靈廟の線以北に、全住民がかたまつている。この移動の際には必ずや牧地の使用をめぐつて紛争がおこつたと考えられるので、色々質問したが、全くなかつたようである。我々の質問にたいし、應答者は例外なく、紛争はおこらなかつたとのべた。従つて少なくともこのホシエンにおいては、牧地は個々の住民の財産となつていないことは明かである。

このホシエンでは家父長制が行われている。家父長の権力はチンギス・ハン時代にくらべると、弱くはなつてはいるが、それでも強大である。子女の婚約は妻と相談して行くこともあるが、大部分は家長たる父の個人的な意志によつてむすばれてしまう。もちろん當の子女がその相談をうけることなどは絶対にない。従つて財産は家長のものであり、家長一個の意志によつて處分される。例えば家畜の賣買には妻は殆んど干渉しない。家長の存命する限り、妻や子の財産などというものは全くない。結婚の際に嫁が持参した家畜は夫のものとなる。離縁した場合にもかえされないらしい。また夫の父が生きている場合でも、このホシエンでは嫁の持参物は、夫が分家する時期すなわち結婚後3年目に實家から送られるので、直ちに夫のものとなり、一旦夫の父のものとなつて、それが更に分けられるというようなことはおこりえない¹⁾。たゞ家督相續豫定者の妻の持参物は一旦家長の財産となり、家長の死後、相續人たる夫のものとなる。家父長が自らその権利を放棄する隱居という制度も、このホシエンにはない。

1) 拙稿“内蒙古ハルハ右翼旗の結納、持参物”遊牧民族の社會と文化

さて調査にあたって、財産相続はこれに關係した公式の書類は一切ないので、一々當人にあたってしらべる以外に方法はないが、家督相続については、系圖や戸籍簿によつても調査できるはずなので、それらの文書が果して存在するかどうかをしらべた。系圖としてはこのホシエンに貴族のものがたゞ1通存在したにすぎぬ。總家譜と稱されるもので、このホシエンの全貴族の家系をしるしたものである。縦約1間餘、横約5間で、このホシエンの始祖ブントル以來の全貴族の名が記載されているが、これにより知りえられるのは單に血のつながりだけで、相続者が誰であつたかは全然わからない。またこのホシエンには戸籍簿はなく、あるのは戸口簿であつた。これは數年おきに各戸の現在の人名と性別、年齢・住地などを記した簡単なものである。したがつてその古いものをつきあわせれば平民の系譜はわかるが、家督相続者はわからない。しかもこのホシエンの古い戸口簿は、民國成立直後の外蒙古軍の侵入の際全部焼かれてしまつているのである。要するに現存の總家譜や戸口簿などによつては、家督相続の制を調査することは不可能なので、これも財産相続の場合と同様、各戸にあつて調査しなければならない。

戸ごとに調査するにあつては、家督といつても通じない場合の多いことが豫想されたので、“父の包を相続したもの”とか、“父の使つていた爐(又は佛壇)をうけつたもの”という表現を用いた。“父の使つていた爐”という表現を用いたのは、後にのべるように、分家の場合には父の爐から火を分ける慣習が存在するからである。

- 2) 總家譜は清朝時代、10年乃至20年ごとに2通作製して、1通は清朝に提出し、1通はホシエンに留めたものである。私の見たものは光緒元年作製のもので、それ以後は作製されなかつたという。作製の際にはホシエン内の貴族は全部集合し、餘計な人名はかきこまぬよう、1人も書きおとしのないように監視した。昭和18年の調査の際これを撮影したが、失敗だつたので、19年再び借用しようとしたが、もはや借覽をゆるされなかつた。日本の敗戦がすでに豫想されていたのと、傳作義軍の侵入によつて、彼等は我々に好意をしめさなかつたのである。なおこの總家譜は貴族以外のものには見せないことになつており、18年に我々に見せてくれたのも特別に好意によつたもので、それでも我々がこれを見ているときには嚴重に監視され、筆寫することは許されず、撮影だけがゆるされたのである。

2. 貴族の間における相続制

まず家督についてのべると、このホシエンの平民階級の間では長子相続はほとんど見られないのに反し、貴族階級の間では長子相続が支配的である。このホシエンの貴族はバイレから4等タイジにいたるまで數は多いが、我々の質問に直接答えた貴族たちはいずれも長子相続だと答え、又長子が相続することになつているとのべている。要するに長子相続が原則となつている。こゝで注意すべきは、このホシエンの蒙古人がよぶ長子とは、決して戸籍上の長男ではないことである。家をつぐ以前に長男が死んだ場合には、戸籍上の次男が長子とよばれ、3男・4男以下はそれぞれ第2子、第3子とくりあげてよばれる。實際上においては我が國における長男による相続とかわりはないが、わが國では次男はいつまでたつても次男とよばれるのに對し、こゝでは家督相続前に長男が死ねば、次男は長子とよばれるようになるという相違がある(以下、長男とは戸籍上の用法であり、長子とはこのホシエンにおけるようなものに用いる)。

貴族階級の間で家督が長子相続であるのは、“そういうことになつている”程度で、これは慣習である。そしてこれは原則であり、事情によつて多くの例外が生れてくる。大體、清朝が蒙古統治に際して採用した盟(チグルガン)、旗(ホシエン)、佐(スム)の制は原來が軍事的組織であつた。戦争の場合には盟長・旗長(ジャサク)らは屬下の兵丁をひきつれて、清朝の任命した將軍の命令のもとに動かなければならなかつた。佐の長すなわち佐領は150丁を引率し、佐領をジャサクが、ジャサクを盟長が引率した。佐とはこの150人の兵を出す單位であり、佐領は一方では行政上約150戸を管轄する長官であつた。清朝のこの制は内蒙古においては清朝滅亡後もそのままであつた。少くともヘルハ右翼旗ではそのまゝ行われていた。たゞこのホシエンではその創設當初からその下に佐とならんでタイジ・アイマークとかヒラ・アイマークなどのアイマークなるものがおかれていた。このアイマークは清朝へは佐として届けてあつたので、蒙古遊牧記をはじめ、清朝實錄・大清會典・會典事例・理藩院則例

などの文獻には、このホシエンにおけるアイマークの存在は示されてない。アイマークの制は1941年に佐に改編されることによつて漸く減んだ。佐とはよばれなかつたにせよ、このアイマークも又軍事的組織といつてよかつた。以上のように佐とは150人の壯丁を出すものであるが、行政的單位としては通例約150戸を管轄する。150人の壯丁を出す義務を負っている。

1家族内で兵士となるのは家長・その相續人もしくは家の中心人物であるのは當然であり、彼は兵士たることを豫想される以上、不具者、廢疾者、精神薄弱者その他兵士として不適格な人物であることは許されない。従つて家督相續人たるものは心身ともに健康なものでなければならない。このホシエンの貴族たちの間では兵士たるに不適格な人物を家督相續人たらしめないことになっている。即ち息子のうちの年長者がこのような人物であるときは彼を分家させ、次の年長者を家督相續人とする。かくして第3子・第4子などが年長の兄たちの代りに家督相續人となる場合がでてくる。このような不適格者の認定は家長によつて行われ、佐領・ジャサクなどは全然干渉しない。1944年秋ウランチャブ盟長となつたこのホシエンの最有力者シャラバドルジ（バイゼの爵位を有する。通稱沙貝子）は、自分の息子らのうち、心身ともに最もすぐれたものを家督相續人にし、他のものを分家させることもある、と語つたが、これは不適格の認定をさらに1歩すすめたものと考えられる。しかし我々の調査の結果ではこのような例は少く、貴族の間では1例も見られなかつた。まれに行われるにすぎないらしい。

男子がなく、女子のみの場合には、そのうちの1人に養子をとつて相續させ、他のものは嫁にやる。しかし婿をとる娘は長女とはきまつていない。多くは家長の意志によつて決定されているが、概して長女のえらばれることが多い。このような婿養子は、父の死後にはいつた婿養子と同様、家の財産もしくは妻の財産は自動的に夫即ち家長の自由に處分しうるものとなり、この家長の家庭内における権力は普通の場合と少しもちがわぬ。しかしそれは表面上のことで、實際にはやはり家つきの娘たる妻の権力は大きく、普通ならば、家畜

の賣却、子女の結婚問題その他については、家長が妻に相談せず、自由意志でとりはこぶのに對し、この婿養子たる家長は、多くは妻に相談したのち、事を處理する。しかしこれは夫婦のそれぞれの性格にもよる、という。

貴族の間の長子相續に関しては、このホシエンには“ガル ゴルンク サヒホ イヘ ホブグン”即ち“火と爐をまもる大きい子”という諺がある。平民階級のものはほとんどこの諺を知らず、たとえ知つているものでも“そういう諺もある”という程度であるが、貴族階級のものは例外なく知つていた。“大きい子”とはジャムソン³⁾その他の供述者の説明によると、長子をさし、この句全體としては“家督をつぐのは長子である”ことを意味するという。火と爐との意義については別な機會にのべたいが、長子を大きい子とよぶのはすでに元朝秘史にも見えている。すなわちその卷5及び卷8に也客口温とあるのがそれで⁴⁾、那珂博士の“成吉思汗實錄”にはいずれも大子（オオイコ）と譯し、白鳥庫吉博士は“音譯蒙文元朝秘史”でいずれも jeke kögün と譯しておられる⁵⁾。

このような諺の存在することが示すように、貴族階級は長子相續制をとつてゐる。しかしこれは原則であり、慣習であつて、成文上の規定は何ら存在しない。長子が相續することになつてゐるのであつて、法令によつてそうなつてゐるのではない。しかもそれは軍事上の目的から、原則・慣行の實行にさしつかえが生ずれば、簡単に、たゞ家長の権力のみによつて破られる。例えば年長者が不具・廢疾等、軍務の執行にさしつかえることがあきらかなときがそれである。

今日でもこのホシエンの貴族たちは貴族としての爵位を稱しているが、この爵位は清朝の制定したもので、それを民國になつて再確認したものである。爵位の繼承も大體清朝のときにおけると同様に行われている。父の爵位の繼承は

- 3) もとゴル・スムの佐領をつとめ、1943年6月ジャラン・ジャンギとなる。調査當時、第2佐のタラ・サイハンにすむ。旗公署の東北50支里である。
- 4) 那珂通世博士譯補“成吉思汗實錄”（昭和18年版）p. 157及びp. 255.
- 5) 卷5, 27a 及び卷8, 1a.

家督と同じく、長子相続が原則である。財産の相続は分割相続である。すべての息子にはほぼ平等に分けられるが、長子のみは少し多く興えられる。その理由は、彼は“家をつくからだ”というが、これだけの理由ではないようである。中国でも分割相続がおこなわれ、長子の相続分は“祖先の祭祀を行うために”他より少し多い。蒙古民族の間でも古くは氏族の祖先の祭祀が行われたが、少くとも現在のハルハ右翼旗では、行われている例は知られていない。すべての供述者はそういう例は知らないとのべている。それどころかこのホシユンの貴族たちの間では氏族制度は忘れられ、自己の氏族名すら知らないのが大部分であつた。中国におけるが如き“祖先の祭祀を行うため”ということは長子がより多くの相続分をうる最大の理由にはなりえないようである。おそらく扶養すべき家族（例えば自己の實母以外の父の妻やその子たち）が多いからであろう。

貴族の間で相続する財産は家畜・包・道具類・衣類のほかに、平民階級に見られないものとして、實母以外の父の母及び奴隷がある。このホシユンにおいては平民は賣買されないとはいえ、その地位は奴隷と稱してよいが、これは相続の対象とはならない。こゝにいう奴隷とは貴族の家にあつて一生使役され、家内の雑用および牧畜に従事するものをさす。このような奴隷は戦亂時代には多かつたらしいが、平民に轉じやすかつたので、現在少くともこのホシユンでは殆んど見あたらない。いずれの供述者も“他のホシユンにはあるというが、こゝでは知らない”とのべている。

このホシユンのみならず、内蒙古の遊牧民の間では婦人の権力は極めて弱い。詳細については他の機会にのべたいが、現在においても離婚は夫の意志のみで行われること、家畜の賣却などは家長の意志のみで行われることからそれはわかるが、さらに家庭内において婦人の労働力が非常に大きく、場合によつては男性以上ということなどを考えあわせると、婦人は一種の家内奴隷的存在といつてよい。従つて富裕なものは、その多数の家畜を管理するために、第2以下の夫人をめとる。このハルハ右翼旗では第2夫人をもっているものは非常

に少く、我々が調査した範囲では沙貝子だけであつた。どんな理由で第2夫人をめとつたかとの我々の不慮な質問に對し、沙貝子は“家畜や使用人が多くて、1人の妻だけでは手がまわらないからだ”と答えている。この答えのうらには妻は財産管理のための使用人、さらにすゝんで、これ又一種の財産という考えがひそんでいることは明かである。彼はさらに“自分が死ねば彼は第1夫人の長子（當時すでにこのホシユンの要職についていた）とともにくらし、彼の同意なくしてはこの家を出ることはできない”とのべている。これは第2夫人が息子によつて一種の財産として相続されることを意味する。第2夫人の労働力が相続の対象となるのである。このようなことはすでに古代蒙古に存在したことであるが、今日においても同様であると考えなければならない。要するに父の夫人たちもまた息子の相続の対象になる。そして今日これを相続するのは家督相続人である。我々の調査した範囲で、第2夫人をもつていたのがこの沙貝子の1例のみであつたことは、斷定の基礎とするにはあまりに弱すぎる感がふかいが、古代の制と比較すればこの斷定の不當でないことがわかるであろう。

蒙古語では本妻と妾とを區別して示すそれぞれの單語はないが、嫡子と庶子とを區別して示す單語もない。本稿においてもそのため特に第1夫人、第2夫人の語を以て示したが、この兩者の待遇・権利には大きな差異がある。しかしこの第1夫人の子も第2夫人の子も、相続にあつては同等の権利をもつている。その實例は調査しえなかつたが、1夫多妻の例はこのホシユンにもかつてはかなりあつたのである。ジャムソンその他の供述者は、これについて大要次の如くのべている。即ち“第1夫人の子も第2以下の夫人たちの子も家庭内にあつては同等に待遇され、従つて第2以下の夫人の子が年長、第1夫人の子が年下の場合にも、第1夫人の子が優遇されるということはなく、第1夫人の子が年長の第2夫人以下の子をこえて家を相続することもない。長子・次子・第3子などの順序は年齢だけで定まり、その母の地位によつてきまるものではない。”と。何故第1夫人の子と第2以下の夫人の子との間に區別がないのかと

の質問に對しては、ジャムソンは“同じ父の子だからである”と答えている。第1、第2等の夫人の地位は結婚の時期の先後によつてきまるから、一般的には第1夫人の第1子の方が、第2夫人の第1子より年長のはずであるが、その逆もありうるわけである。そのような場合でも實母の地位によらず、たゞ年齢によつて子の順位が定まるのである。

家長がその生前に息子たちのうちから家督相續人を指定しておくことは殆んどなく、慣習によつて長子が相續するが、長子が不具廢疾などの場合にはこれを分家させておくか、或いは特に家督相續人を指定しておく。また直系相續人なくして、すなわち息子も娘もなくして家長が死亡したときは、妻が家督と財産とを相續するが、爵位はなくなる（婦人には爵位は與えられない）。妻子なくして死亡した場合は、家長の兄弟姉妹が相續する。その順位は兄がいれば兄、兄がなければ弟、ついで姉、妹である。いずれも男子が優先的で、しかも年齢順である。爵位は死亡者の爵位をそのまま與えられる場合もあり、少しく降して與えられることもあり、もとのまゝのこともある。例えば1等タイジが死んで、4等タイジがついた場合、1等タイジになることもあり、2等タイジに降されて與えられることもあり、4等タイジのまゝの場合もある。兄弟姉妹もない場合は佐の管理下におかれ、結局公有財産となる。なお直系相續人ない場合は分割相續は行われず、獨占相續となる。一部を他に分與することもない。またこのような場合に相續人を決定するために、親族會議が開かれることもなく、すべては慣習により、自動的に行われる。

3. 平民の間における相續制

平民の間では長子相續はほとんど行われていない。我々の調査した範囲でもその實例はなかつたし（子が1人のみの場合は除く）、旗内の事情に明るい人々にきいても、長子相續は行われていないとのことであつた。平民の家督相續の方法には2つの型がある。第1は典型的な末子（男子）相續であり、第2は男女いずれを問わず、最後に家にのこつたものに相續させるのである。

第1の末の男子が家督を相續する形式は、長子より結婚するに従つて分家させて行き、最後にのこつた末子のみは結婚後も獨立せず家にのこり、家長の死後、家督をつぐ。數人の男子をのこして家長たる人が死亡しても、やはり末子以外のものは分家し、末子が家督をつぐ。この形式は元朝秘史などに見えるチンギス・ハン時代の末子相續と大體同じである。チンギス・ハン時代の末子相續制については別な機會にゆずるが、このハルハ右翼旗の平民の間では、妻が數人ある場合、第1夫人の末子と第2以下の夫人の末子たちの家督相續の事例が見あらず、そのような場合の調査が不可能であつたのは遺憾であるが、それらを別にしては、ほとんど差異は認められない。

第2の、男女いずれを問わず、最後に家にのこつたものが家督をつぐということは、従來遊牧蒙古人については知られていなかったものようである。まづ實例のうちの主要なものをあげておく。

(1) 旗公署東方約5キロのホンディー（第4佐に屬す）の平民リンチンの家では、兄と妹（リンホフ）の2子があつたが、兄を他に養子にやり、妹リンホフに婿ゴルラフをとつて、家をつがせることにしていた。

(2) 同じ場所のドンロブ（平民）は入婿で、この家には年齢順に長子・次子・長女・次女と4子があつたが、長子・次子は分家し、長女は他に嫁し、次女のところへ自分が婿にきて、この家の火と爐と佛壇とを相續したとのべた。

(3) 旗公署南方約2キロの通稱チャガン・オボの地（第1佐に屬す）にすむジンバ（平民）の家では長子・次子・長女と3人の子があつたが、長子を獨立させ、次子を養子にやり、長女すなわち末娘に婿をとつて家をつがせるつもりであつたが、次子が養家からもどされてきたので、末娘夫婦を獨立させ、次子に家をつがせることになつてた。

(4) 雲王夫人府（通稱アボガイ府）に羊毛刈取りのためにきていた雲王のダールハトたるアタヤ（舊ゴル・スム、現第2佐のもの）は3人兄弟の末子であつたが、長兄の獨立後、次兄が病氣だつたので、自分が先に結婚し、家をつぐことになつていたが、その後、次兄の病氣が全快したので、自分は分家し、次兄

が家をついた。

(5) 同じく雲王夫人府に羊毛刈取りのためにきていた雲王のダルハトの1人チラバ・ドルジ(第2佐, 舊ゴル・スムの人)は男3人, 女子1人の4人兄弟の末子であつたが, 長兄はラマとなり, 次兄は獨立し, 姉は他に嫁し, 自分が父の包と佛壇とをもらうはずであつたところ, 長兄がかえつてきたので, これが相續することとなり, 自分は分家した。

以上のような例は他に4例見出したが, 大體同様なので省略する。なおこれらのことをのべた供述者たちは, このような例は他にも多い, 自分だけが特別なのではない。他のホシエンにも多い, と述べており, このホシエンにおいて相當行われているのみならず, 他のホシエンにおいても行われていることが推測される。以上のような型態は, 要するに獨立能力のできたもの, 或いは獨立能力のあるものは獨立させ, 最後にのこつたもの, 又は獨立能力のないものを家にとめて, これに家督を相續させるもので, いわば廣義の末子相續制というべきものである。しかもそこには男系優先ということも見られない。中川善之助博士は長野縣諏訪地方の末子相續制を研究されて, 同地方では明治初年まで, 多く末子を家督相續人としていたが, 末子があまにも幼少な場合には, 必ずしも末子にこだわらず, 獨立能力あるものうちの最年少者を相續人としたことをのべ, これをも末子相續制とよんで差支えない⁶⁾, としているから, ハルハ右翼旗におけるこのような相續方法を廣義の末子相續とよんでもさしつかえないであろう。そして中川博士ののべたと同じような例がハルハ右翼旗にも見られるのである。即ち雲王夫人府にきていた雲王のダルハトの1人たるサカル(第2佐所屬)は6人兄弟の第5子であるが, 長子, 次子, 第3子と獨立後, 父が死亡し, 第4子が家をつぎ, 第5子たる自分と末子とはのちに獨立した, とのべている。

この廣義の末子相續制は古代の文獻には全く見あたらない。中國側やペルシア側の記録はもちろん, 蒙古人自身の書いたいろいろの記録にも, その例を見

6) 中川善之助博士“相續法の諸問題”所収の“末子相續”p. 80.

いだすことができない。その点から見ると比較的新しく發生したもののようにも考えられる。はたしてそうであろうか。

この廣義の末子相續制に對して, さきにのべた典型的な末男子による相續は, 狹義の末子相續制とよんでよかろうが, この兩者を比較すると, 廣義のものは男系を必ずしも尊重せず, また末子と限らず, 最後に家にのこつたものに相續させる(例外は多少あるにしろ)という点において, 狹義のものよりも形式化していないことがわかる。すなわち, 狹義のものの方がより形式化しているという点で, より新しい形式であるといえる。この廣義の末子相續制が古來文獻にあらわれなかつたのは, 文獻に取扱われないような階級の間のみに行われていたからではなからうか。チンギス・ハン及びエゲデイ・ハン時代の貴重な記録である元朝秘史に狹義の末子相續制のみ見えて, 廣義のものが見えないのは, この書が主として貴族階級のことをえがいたもので, 平民階級のことにはあまり關心をもたなかつたからであろう。貴族階級の間にはすでに, より新しい末子相續制, すなわち狹義のものが一般的であり, それが文獻に傳えられたが, 當時の平民階級の間には廣義のものが行われていたにかゝらず, 文獻にはついに傳えられなかつたのだと考えるべきではあるまいか。要するにチンギス・ハン及びエゲデイ・ハン時代には, 貴族はすでに狹義の末子相續制に移行し, 廣義のそれは平民階級の間のみみられるにすぎなくなつており, しかもその廣義のものは, そのまゝ平民階級の間で現在まで行われているのだというのが私の推測である。明朝一代, とくにその中期以後の蒙古を詳細にえがいた蒙古源流に, 同じくこのような末子相續制が傳えられてないのも, この書が貴族の歴史をといたものだからである。この書の取あつた時代には, 貴族はすでに長子相續制に移行し, 廣義のものはおろか, 狹義の末子相續制すら, 明かには傳えていないのである。

なおこのホシエンの平民の間で, 狹義のものと廣義のものと, いずれの型態が多いかという問題は調査不可能であつた。いろいろの人にたずねても知らないといつばなされるのみであつた。各戸に一々あたつて調査することなどは,

我々には不可能であった。

財産相続については、貴族の間におけると同様、分割相続で、大體平等にわけられるが、家督相続人の取得する割合は他よりやゝ多い。しかしこれも原則で、例外は相當ある。相続の対象は家畜・包・その内部におさめられる道具類・佛壇などで、佛壇は必ず家督相続人につたえられる。貴族におけるような實母以外の父の妻、奴隷などは我々の調査した範囲では見あたらなかつた。このようなものは、このホシエンでは貴族でさえもつているものが少いのであるから、平民がもつていないのは當然である。

貴族の間でいわれているような“ガル ゴルンク サヒホ イへ ホブグン”（火と爐をまもる大きい子）という諺は、平民の間では稀にしか知られていない。多くのものはこの諺の存在さえ知らなかつた。またこの諺に對應して平民階級の間の子相続を現わすような諺も存在しない。數人の子があるとき、家長が死亡しても、家長は生前、相続人を定めておく慣習もない。たゞ慣習によつてきまるだけである。

4. 女子による相続

女子による家督相続の例は貴族の間では見られなかつた。しかしいろいろと尋ねて見ると、あることはあるようで、それは女子ばかり生れ、しかも彼女らが結婚適齢期に達する以前に、両親ともに死亡したときには、長女が相続するという。また家長が死んで、幼いにしても子女のあるときは、寡婦は相続しない、子が相続することになつていゝというが、それらの詳細なことはわからない。

平民の間では女子による家督相続はしばしば見られた。これには寡婦によるものと、娘によるものとの2つがある。子女がないときは寡婦が相続する。息子のあるときは、その子がいかに幼くても、名目上は彼が家長となる。たゞし5歳～6歳以下の場合には、寡婦が一時家長となることもあるが、その例はすくない。また娘のみの場合は普通寡婦が家督を相続するが、すでに娘に婿がとつ

てあれば、この婿があたらしい家長となる。しかしこの慣行はかならずしも守られるとは限らず、寡婦にかわつて年長の娘の相続することもある。とくに未亡人となつてゐる娘は、母たる寡婦に代つて家長となることが多い。未婚のため家長になりえなかつた娘が婿をとると、家長であつた寡婦はその地位をこの婿にゆずる。

女子が家督を相続したときに、もとその家族の1員であつて、そのときは家族でなくなつてゐるもの、例えばすでに分家した男子に、財産の1部を分割するなどということはない。寡婦が相続しても、娘が相続しても、それは同じことで、すでに過去において1度財産の分與をうけたもの、持參物をもらつて他に嫁したものは、2度と財産の分與をうけることはないようである。さらにこの家長たる寡婦が死亡したときには、その家督相続者が全財産を相続する。死んだ寡婦が再婚者で、先夫との間に子があつても、この先夫の子に寡婦ののこした財産を分與することはない。

家長となつた寡婦に子がなく、再婚した場合には、その財産は新しい夫のものとなる。家長となつた未婚の娘が結婚すれば、財産は同じく婿のものとなる。いずれも婿が家長となるからである。子のある寡婦が再婚した場合、その子をつれ子としてつれて行けば、夫はこれを自分の子と同様にそだて、つれ子が成長して分家する場合には、家長はこれに財産を分與する。

貴族たると平民たるとを問はず、女子が財産を家長から分與されるのは、家督相続の場合のみとは限らない。他家に嫁ぐ場合には必ず家長から財産の分與をうける。これについては“内蒙古ハルハ右翼旗の結納、持參物”（本報告前號所載）においてすでに述べておいたが、いまそれを簡単にのべると、娘が結婚する場合には、結婚式のときには衣服と頭飾りだけを持參する。そして結婚後3年目に實家から家畜が届けられる。これをウムチ・ホビ umchi hobi（蒙古語で遺産分割の意味だとの説明をうけた）というが、これこそ娘の相続分である。息子たちは分家の際に家長から財産の分與をうけ、家督相続者は家長の死とともに父の遺産を相続するが、娘たちはウムチ・ホビとして財産の分與をう

けるわけである。しかし女子の相続分と男子のそれとでは、どちらが多いかという質問にたいしては、男子の相続分の方が多い、もしくは多いはずだという返答の方が、わからないという返答より少し多いという程度で、さらに、女子の方が多いという返答は1つもなかつた。大體において、男子の相続分の方が多いとはいえようが、更に進んで、女子の相続分と男子のそれとの割合などは全然不明であつた。

5. 分 家

分家については、貴族と平民との間には差異はみとめられない。大體このホシュンにおいては、大聚落をなして遊牧する方法はとられてなく、1戸、2戸と草原中に散在して帳幕をいとなむのが普通である。4戸以上1箇處にかたまつてゐる例はまず見られなかつた。これはこの地域の草原が内蒙古でも特にやせて、草が少く、大聚落をなせば頻りに移動しなければならないからである。又同じ理由から、各戸の家族員数はなるべく少い方が好都合であり、夫婦単位の小家族が大部分である（これはこのホシュンばかりでなく、遊牧蒙古人全體についてもいえることであろう）。従つて家族の人数をなるべく少くするために、成人した息子をどしどし分家させる。貴族は長男夫婦を家にとめて、他のものを全部分家させ、平民は年長者から分家させて行く。はつきりしたことはいえないが、蒙古人に早婚の風があるのも、家族の人数をへらすため、早く結婚させ、早く分家させるというところに原因があるのではなからうか。

この分家が當人の結婚後3年目、ウムチ・ホビのおくり届けられるのと同時に行われるについては、すでに前述の論稿の中でのべたから、こゝでははぶき、分家に際して爐の火を分ける慣習のあることを記しておく。

分家の際には息子は家長から新しい包と家財道具・家畜類の分與をうけるが、分家の當日には、本家から新しい家へ火を分ける以外には別に儀式は行われない。火をわけるとは本家の帳幕の中央にある爐のなかから、一定の資格をそなえたものが火をとり、これを鐵の五徳（蒙古人が普通に用いるもので、四

脚の丈の高いもの)の中に入れてもつて行き、新しい帳幕の中央の爐におくのである。もちろん燃料は獸糞で消えやすいから、分家が遠いときは、みちみち注意して補給しなければならない。この火の持参者の資格は分家の家長の合い性のものと定められている。その合い性とは次のようなものである。

分家の家長の生れ年	火の持参者の生れ年
子の歳	辰及び申の歳
丑の歳	巳及び酉の歳
寅の歳	午及び戌の歳
………	………

この合い性の組合せの順序は結婚の際などに用いられる合い性の組合せと同じである。たゞ分家の火を分ける場合の火の持参者においては、合い性さえよければ年齢にも性別にも関係なく、子供でも老人でもかまわず、他の佐のものでもよい。たゞし両親の家族とか新しい家の家族とかは、たとえ合い性がよくても、火の持参者となる資格はない。そして持参者は單獨でもつて行くことになつてゐる。

分家は季節に関係なくおこなわれ、新しい帳幕の位置も遠近勝手であるが、同じ佐の地域内に限られる。ブリアート蒙古人の1部には息子の帳幕が整然と両親の帳幕の左右にならぶ現象が見られるが、このヘルハ右翼旗には、そのようなことは全く行われていない。

分家は必ず家長からいいたすことになつており、息子の方からはいかに分家したくても(もちろん結婚後3年目以前に)、これをいいたすことはできない。家長も息子が結婚後3年たてば、必ず分家させることになつてゐる。西蒙古オイラート人の法典で、15世紀から16世紀前半に編纂されたといわれている舊ツァージン・ビチクは、成年に達した若者は、その意志によつて、家畜の1部の分與を求めて父のもとをはなれ、獨立しう⁷⁾、といい、また1640年の蒙古オイラート法典には、成年に達した息子は、財産の分與を要求し、自己の家庭を

7) リヤゾノフスキー著、青木譯“蒙古法の基本原理”p. 112.

いとなむことができる⁸⁾、とあつて、息子の権力は相當大きいように見うけられるが、ハルハ右翼旗ではその頃のオイラート族よりまだ弱いといわねばならない。

分家するとその旨をジャサクに届けることになつてはいるが、それ以外にはどこにも届ける必要はなく、まして誰にも、どこにも許可を求める必要はない。

6. む す び

このハルハ右翼旗は他の内蒙古諸旗とちがつて、外蒙古ハルハ族の出身で、ダヤン・ハンの末子グレ・サンジャ・ジャライル・フン・タイジの子孫の旗である。この旗の始祖ブントル・タイジはハルハのトッシェトッ・ハンの一族であるが、ハンと仲違いして順治10年(1653)弟の本巴什希、札木素、額琳沁、袞布とともに1000餘戸を率いて、清朝に投歸し、この地に牧地をたまい、ホシヨ・ダルハン親王に封ぜられた(そのため、このホシエンをまたダルハン旗ともいう)。現在内外蒙古を通じて、外蒙古ハルハ族が蒙古民族の正統をつくものとされているのは、内蒙古がながく漢民族に接して漸次遊牧民的慣行をうしないつつあるのに對し、外蒙古ハルハ族はその地が漢民族の住地より遠く、純粹な遊牧生活を保持繼續しているからである。このハルハ右翼のもの以上のような理由から、一般の内蒙古諸旗のものより外蒙古的であつたが、清朝に歸屬後も、地味がやせて(西方のウジュムチンなどとくらべると、草のはえ方もはるかに貧弱である)貧乏旗であつたことや、その位置が中國の政治的中心から比較的はなれていたこと、又漢人の入植開墾が少なかつたことなどのために、一般の内蒙古諸旗にくらべて純粹の蒙古人的遊牧生活を保ちえた。したがつてこのホシエンにおける諸慣行は、他の内蒙古諸旗のそれよりも外蒙古のそれに、またさらに古い時代の蒙古民族のそれに通ずるものがあると考えてよい。さきにふれたアイマークの制度のごときはまさにそれである。このホシエンにおける相續制度、とくに末子相續制度のごときも、以上のような理由から古來のもの

8) リヤザノフスキー—青木、同書、p. 119.

の殘存と考へて何ら差支えないと考へられる。

チンギス・ハン時代の貴族の間で狹義の末子相續制の行われていたことは、元朝秘史その他の文献によつて明かであるが、現在の蒙古(單にハルハ右翼旗のみとは限らず、全蒙古においてである)では、貴族はいずれも長子相續制をとつている。その中間の、蒙古源流にえがかれている明代、とくにダヤン・ハンの子孫の時代の貴族もまた長子相續制をとつている。チンギス・ハン以後、ダヤン・ハンまでのいつ頃に末子相續から長子相續に轉じたかは、目下のところ明かにされていない。ウラヂミルツォフも“アルバトツを領有する蒙古諸侯、即ちノヤンは、普通その采領を世襲し、これを息子たちへ傳えた。蒙古諸侯は生前これをその息子たちへ分配し、死後は遺領の大部分を長子へ與えた。古代のように父の本領を末子へ與える習慣は元朝時代になくなつていた。ともかく今觀察しつある時代〔14~17世紀〕には全くこれが見られない。年長者の權利は絶對的のものであつた”。とのべている⁹⁾。大體チンギス・ハンの大帝國建設以後、元の世祖フビライの元朝創設以前と考へているが、この説は大體において正しいであろう。

ハルハ右翼旗の平民の間に見られる狹義の末子相續制は、すでに古くチンギス・ハン時代の貴族の間に見られたものであつた。この末子相續制が當時貴族・平民を通じて行われたものか、それとも貴族の間でのみ行われたものかは明かでないが、恐らくはどちらにも行われていたのではあるまいか。しかし貴族階級が狹義の末子相續制から長子相續制に移行したことはたしかである。同じく廣義の末子相續制は前述の如く、蒙古民族に關する文献には全く見られなかつたものであるが、狹義のものより古く、そして發展段階の低いものと想像され、かつ現在平民の間にのみ存在しているので、チンギス・ハン時代の平民の間には必ず行われていたものと想像される。しかし恐らく貴族の間にはもつと形式化した狹義のもののみが行われていたのではあるまいか。要するにチンギス・ハン時代には、貴族の間では狹義の末子相續制のみが行われ、平

9) ウラヂミルツォフ著、外務省譯“蒙古社會制度史”(生活社版)、p. 399

民階級の間では廣義及び狹義の兩様の末子相續制が行われていたものと推測される。

遊牧民族の生活は、古來より、その生活の殆どすべては家畜に依存している。これは革命30年を経た外モンゴルにおいても同様であり、牧畜は國家の最も重要な産業として、國民の大多數がこれに従事している。従つて外モンゴルにおいて國富の増進、生産力の擴充は家畜頭數の増加を意味する。換言するならば、國家の政治的經濟的文化的發展は家畜頭數の増加にかゝっている。如何にして家畜頭數を増加せしめるかは、革命以來政府の中心的課題であつた。しかし將來社會主義への發展を目標とする外モンゴルにおいては、問題はそれだけに止まらなかつた。それは如何にして牧畜を發展せしめるかということとともに如何にして搾取的要素を制限するかという問題であつた。こゝに遊牧から定着への移行や集團化の問題が意味を持つているのである。

1) 『モンゴル』(東洋文庫) 東洋館刊行部、東京、昭和十一年、一〇一頁

モンゴル人民共和國における牧畜業の集團化について

—遊牧民族近代化の一類型—

坂本 是 忠
東京外國語大學

は し が き

1. モンゴル人民共和國における牧畜業集團化の經驗
2. 強性的集團化の中止と家畜増産への轉換
3. モンゴル人民共和國における牧畜業集團化の意義

は し が き

モンゴル人は古來遊牧を業とし、その生活の殆どすべては家畜に依存している。これは革命30年を経た外モンゴルにおいても同様であり、牧畜は國家の最も重要な産業として、國民の大多數がこれに従事している。従つて外モンゴルにおいて國富の増進、生産力の擴充は家畜頭數の増加を意味する。換言するならば、國家の政治的經濟的文化的發展は家畜頭數の増加にかゝっている。如何にして家畜頭數を増加せしめるかは、革命以來政府の中心的課題であつた。しかし將來社會主義への發展を目標とする外モンゴルにおいては、問題はそれだけに止まらなかつた。それは如何にして牧畜を發展せしめるかということとともに如何にして搾取的要素を制限するかという問題であつた。こゝに遊牧から定着への移行や集團化の問題が意味を持つているのである。

この問題に關し、日本の内モンゴル支配の時代における現地の爲政者の間にも、又一部の學者の間にも廣くゆきわたつていた考え方は、遊牧こそ乾燥せる内陸アジア高原の唯一の生活秩序であり、こゝでは農業は氣候的條件が許さず、定着畜牧すら發展する可能性はないということであつた。又モンゴルの家畜は、冬季の嚴寒や飼料不足に耐え得る頑健な體質を持つており、それは商品

としてよりも生活の伴侶としての意味が強いのである。従つてモンゴルの羊毛が質が悪いからといつて、これを改良するために優良なメリノ種の羊との交配の如きことを行ふならば、羊は冬期の嚴寒に耐えることができず死んでしまい、結局はモンゴル人自體の生活を破滅せしめるものとなるであろうというような考え方が支配的であつた。そこで井戸掘、乾草貯藏等を伴う、定着化への途は全然考慮せられず、家畜品種の改良の如きも現實的問題とはならなかつた（滿鐵試験場等においては一部分行われていたものを除いて）。内モンゴルではむしろ外モンゴルとは反對に如何に遊牧形式を保護するかということに主要な注意が拂われた。勿論モンゴル遊牧社會に存在していた王公やラマ廟の大家畜所有に對して、外モンゴルで行つたような没収政策や所有形態の変更の如きことは、その政治的立場よりしても全然考慮せられなかつた。

後進國の近代化が大きな問題とせられるに至つた現在、外モンゴル遊牧社會における牧畜業の再編成は、遊牧社會の近代化の1つのタイプを我々に示すものである。それは極めて困難な歴史であり、血腥い叛亂をすら伴つた大きな問題であつた。しかしその困難は克服され、外モンゴルの牧畜は1948年より1952年に至る5ヶ年計畫により飛躍的に發展することが期待せられる迄に至つた。外モンゴルに於ける牧畜業發展の途は、今新しく社會主義の影響下に入つた内モンゴルや新疆省の遊牧社會が今後迎へべき道標ともなるものであろう。そしてそれは又資本主義關係が殆ど發達していない後進國家が、資本主義段階を経ずして社會主義へ移行し得るといふレーニンのテーゼに對して、解答を與えるものであろう。このような觀點に立つて、私は外モンゴルにおける牧畜業の集團化について述べたいと思う。

1 モンゴル人民共和國における牧畜業集團化の経験

1921年の革命は本質的には外國侵略者に對する民族革命であつた。従つて革命成功後直ちに、從來の遊牧形態を變革するような試みは何も行われなかつた。又家畜を増加せしむるための種々の方策も講ぜられなかつた。當時の困難

な政治状態の下においては、國家の主要な努力は獨立の強化であり、牧畜業の改善のために多くの努力を拂うことは不可能であつた。唯1921年の革命が、モンゴル遊牧民を滅亡の淵へ追い込んでいた中國商業高利貸資本に對する連帶保證制という鐵鎖を斷ち切つたことは、彼等の將來に幾らかの光明を與えるものであつた。

漸く國家の安全も確保せられ國內建設の餘裕もできて來た1924年頃より、民衆の間に冬期飼料の調達（乾草貯藏）、畜舎の建設、井戸掘等の宣傳が行われ初め、且此等を行うための資金融資も行われ初めた。家畜改良のための國營畜産試験場や獸醫網も開設せられた。ベルリンは、革命以來完全な粗放的遊牧經濟のモンゴルにも、牧畜の半集約的發展の諸條件がつくられたといつている。これは家畜頭數に關する統計が如實に示している。即ち蒙古史上始めて家畜の詳細な調査が行われた1918年から1924年迄の6年間は、モンゴルにおける家畜の數は殆ど變化がなかつたが、1925年から1930年迄の次の6年間には次表の如く殆ど2倍近くになつた。

年次	牛	馬	駱駝	羊及山羊	計
1918年	1,400	1,500	320	9,500	12,700
1924	1,512	1,339	275	10,649	13,755
1930	1,887	1,567	481	19,741	23,676

(單位 1000頭)リ

しかし1924年活佛制が廢止せられ、人民共和國が成立して以來革命の方向は民族革命から反封建的革命への途に進んでいつた。モンゴル經濟發展の鍵である家畜の増加は、モンゴル革命にとつて絶対に必要な條件ではあるが、問題はそれだけに止まらなかつた。家畜の所有形態や牧畜の經營形態の變革が問題とされ初めた。王公や寺廟の大家畜所有者の家畜の没収や個人經營から集團經營への移行が問題となるに至つた。しかしこれは極めて困難な問題であつた。

外モンゴルから外國勢力を驅逐するという民族革命の段階にあつては、それ

1) Perlin, Mongolskaya Narodnaya Respublika. 1941年 p. 43.

がたとえ急進分子の指導によるものであつても、王公、貴族、ラマの利益に反するものではなかつた。彼等は人民革命黨にすら入つて、革命に協力した。しかし民族革命が一應成功した後に來るべき建設の段階において、急進派とは意見を異にしていた。彼らは國內の政治的經濟的變革には何らの關心も持たず、唯舊秩序の維持のみを主張した。彼等は必然的に革命黨内の右派を形成し初め、急進派の政策にことごとく反對して來た。かゝる時1927年中國において、蔣介石のクーデターが成功し、共產主義者に對する斷壓が開始され、ソ連顧問が武漢地區より脱出する等の事件が起るや、革命黨右派は之に力を得て外モンゴルをソ連の影響力から脱せしめんと企圖した。革命黨左派は又ソ連において5ヶ年計畫が立案せられ、劃期的農業集團化が行われんとする情勢をみて、外モンゴルにおいても一舉に國の社會主義化を斷行せんと準備した。1928年のモンゴル人民革命黨第7回大會において左右兩派は白熱的論戰を展開したが遂に左派が勝を占め、右派を封建關係の復活を企圖するものと非難し、此處に遊牧民の強制的集團化を含む所謂極左政策が行われることとなつた。左派の理論的根據は、外モンゴルにおいても既に民族革命の段階は経過し、反封建的革命から一舉に社會主義革命の段階に入つたという認識に基づくものであつた。しかも當時ネップ（新經濟政策）から第1次5ヶ年計畫更に農業集團化の途へ入らんとしたソ連の動きは、外モンゴルにおけるこの政策に理論的保證を與えるものであつた。しかしこれはソ連とモンゴルという發展段階の相違を無視した大きな理論的誤謬であつた。

極左政策はモンゴルの牧畜に對し、大體2つの點において甚しい誤謬を犯していた。第1は、モンゴルは社會主義の達成を目標としている以上、家畜の増加よりもむしろ重點は誰がその家畜を所有し、如何なる經營方法をとるかということ、即ちその經營形態、所有形態の變革に向けられるべきだと考えた點である。

1918年のマイスキーの資料によれば、住民の僅か0.1%を占める王公は、1經營當り2370.7頭の家畜、即ち全家畜頭數の3.9%を所有していた。寺廟は1經

營當り662頭の家畜、即ち全家畜頭數の17%を所有していた。人口の79.1%を占める平民（アルバト）は1經營當り僅か60頭を所有するに過ぎなかつた。マイスキーの資料により上記數字の内譯を示せば次の通りである²⁾。

	馬	牛	駱 駝	羊及山羊	計
王 公	530.0	73.4	120.0	1647.3	2370.7
寺 廟	69.3	11.8	65.1	515.8	662.0
平 民	7.1	1.5	7.1	44.3	60.0

勿論此等の數字は平均であるので、個々の王公や寺廟については貧富も千差萬別で、ジャクサクトハン・アイマックのドルクチ王は、馬7,000頭、牛300頭、羊及山羊20,000頭を有し、ツェツェンハン・アイマックのビシレルト王は、馬6,500頭、牛500頭、駱駝120頭、羊及山羊10,000頭を有していた。庫倫のラマ寺は馬30,000頭、牛15,000頭、羊及山羊100,000頭を有し、エルデニ・ツターの如きも、馬3,000頭、牛1,000頭、駱駝300頭、羊及山羊50,000頭を有していた。その反面全く貧窮せる王公や寺廟もあり、例えばジャクサクトハン・アイマックのウイゲン公の如きは馬12頭、駱駝2頭、牛8頭、羊2頭と平民の水準以下のものであつた³⁾。しかし若干の例外があるにも拘らず、王公、寺廟はモンゴルにおける巨大な經濟的實力所有者であつた。

かゝる巨大な家畜所有者も經營方法においては一般遊牧民と同様、殆ど自然のままに任せられた遊牧形態を維持して居り、何等家畜増加のための畜舎の建設や乾草貯藏の如きことは行われなかつた。彼等は農耕社會における地主的存在の如きものであり、自分の家畜（主として羊及山羊）を隷屬する臣民（王公に隷屬するものアルバト＝納稅者の意味、寺廟に直屬するものハリヤト＝屬する者の意味）の所に委託し、それから収益の殆どすべてを持ち去つていた。今當時の外モンゴルにおける王公や寺廟の大家畜所有者が如何にその家畜を管理していたかに関し詳細な資料がないが、日本の敗戦以前の内モンゴル社會のそ

2) I. Maiskiy, *Sobremennaya Mongolia*. p. 120

3) I. Maiskiy, *Sobremennaya Mongolia*. p. 120~121

れに關し筆者が見聞した所によれば(筆者の場合はシリンゴル盟東スニット旗であり、それは勿論地方により幾らか異つてゐるものではあるが)、王公や寺廟は羊や山羊の大部分をアルバトやハリヤトに委託放牧せしめて、その代價として羊毛、黄油はこれを全部納入せしめ、生れた仔も又委託者のものとなるのであつた。唯委託を受けた者は、バタをとつた残りの乳製品、狼害で倒れた家畜の肉(毛皮は證據品として差出す)だけを自分のものとするのができた。唯管理が良好であつた場合は、賞與として生れた仔羊を幾頭か貰うようなこともあつたし、又羊毛の中から自家用のイスギー(モンゴル包をつくるフェルト)1枚分を貰うこともあつた。要するにモンゴルにおける最大の商品家畜である羊の商品化し得る部分は全部王公や寺廟のものとなつてゐた。牛、馬、駱駝等の大家畜は通常委託放牧はせず、自己の奴隸若しくはアルバトの勞役を用いて自分達で管理した。就中馬群はモンゴルにおける貴族の富のシムボルであり、最良の牧地は彼等の馬群により占められるのが常であつた。かくの如くモンゴルにおいても一般人民の生活は、農耕社會における小作農と同様な貧窮にあへてゐた。

1929年以來極左政策の實施により、王公、貴族、寺廟の財産の沒收とこれのホルホーズや貧民への分配が決定せられた。例えば1918年に2,400,000頭と推定せられた寺廟所有家畜は、1924年には2,649,000と漸増傾向にあつたが、1929年封建的大經營の所有家畜を50ボド⁴⁾以内に制限するという決定に基づき、1929年から1932年1月迄の間に2,287,500頭の家畜が沒收せられ、1935年には224,000頭を残すのみとなつた。即ち全家畜頭数の比率からいつても1918年17%から1925年20%と稍増加の傾向にあつたものが、1930年10%、更に1935年には1%にも満たぬものになつてしまつた。この期間に王公所有家畜も殆ど沒收されてしまつた。その反面1918年に平民1戸當りの家畜数は60頭に過ぎなかつたものが、1935年には115頭と殆ど2倍近くなつた⁵⁾。

4) ボドはモンゴルにおける家畜計算單位で、牛馬1頭は1ボド、駱駝1頭は2ボド羊は $\frac{1}{4}$ ボド、山羊は $\frac{1}{2}$ ボド。(Perlin, Mongolskaya Narodnaya Respublika)

5) 統計數字は上掲 I. Maiskiy, p. 120~127, Perlin, p. 43. カリニコフ(安藤、服部譯)外蒙古p. 188~p.189による。

此等の家畜沒收と並行して、王公や寺廟が自己の所有家畜を委託放牧に出すことも、1930年以來法律により禁止せられ、又富裕經營が止むなく委託に出す場合の一定の契約條件も定められた。更に重要なことは、ソ連の農業集團化にならつて牧畜業の集團化が強制せられたことである。寺廟から強制的に還俗せしめられたラマは殆ど國營農場に編成せられた。寺廟から沒收せられた家畜2,287,500頭の中、1,658,000頭が國營農場に分配せられたことはこの間の事情を物語つてゐる。單に還俗ラマばかりでなく、一般民衆も強制的集團化の對象となつた。しかし彼等は集團化をもつて自己の家畜の沒收と誤認し、家畜を屠殺して政府の集團化に對抗した。

モンゴル牧畜に對する當局者の見解の第2の誤謬は、牧畜は農業よりも後れた段階にあるものであり、社會主義を目指す國家にとつては農業をもつて牧畜に優先せしむべきものと考えた點である。

外モンゴルにおける農業の歴史は清朝時代の漢人の植民に初まり、ロシア人やブリヤート人移民がこれに續いてゐる。彼等は主としてセレンゲ河流域において農耕に従事した。しかし外モンゴルの農業は氣候乾燥し灌漑の便少く、且岩石性土壤及鹽性土壤が多いということは、自然條件の側から農業の發展を制約するものであつた。農耕可能地は主として北部及西部であり、その總面積は約550,000ヘクタールであると謂われる。故にもしこの農耕可能地が總て農耕地と化す場合には、農作物の國內自給は、モンゴルの如く集約的農業を營み難い地方においてすら完全に可能である。極左政策はこの觀點から蒙古人による農耕を奨励し、ソ連式ホルホーズを設定し、1930年以來5ヶ年計畫をもつて農作物の自給自足を計畫するに至つた。

それ迄モンゴル人民共和國の輸入穀物は、毎年麥粉12,285噸、藜4,095噸に達した。而してこの爲に支拂う金額は約4,000,000トグリックに達した。政府はこの金額をもつて農耕器具、機械の輸入に振向け農業の發達を計り、もつて國內自給を行わんと企圖した。この理由に基づきモンゴル人民革命黨第8回大會は次の決議を行つた。「國民經濟發展5ヶ年計畫は勤勞大衆の穀物の需要を考

慮し、住民の現在の需要をモンゴル人民共和国の播種をもつて満すに足るように、私経営における又特にコルホーズにおける農業を最大限に發達せしめねばならぬ」と。この決議に基づき1930年の播種面積32,000ヘクタールから1935年の110,000ヘクタールに、コルホーズの占むる割合は27%から85%に迄増加せしむる筈であつた。

しかしこれは農耕が最良の牧地を奪うことを考慮せずして行われた。牧民は技術的にも農耕に不馴れであり成果は餘り上らなかつた。5ヶ年計畫は極左政策の轉換と共に放棄せざるを得なかつた。極左政策は集團化の強行と農業優先という2つの面においてモンゴルの實情に適さなかつた。その他牧農業以外の面においても極左政策は大きな誤謬を犯した。例えば商業の面においても個人商業を驅逐して協同組合網をもつて之に代らしめんとしたが、實際は官僚的配給機關に陥つて經費のみ嵩み、物資は圓滑に行き互らなくなつた。又運輸業の國營は多くの滞貨を招いてしまった。人民の生活は窮迫し、それに加えて財産の沒收や宗教の斷壓に反感を持つた王公、ラマはこの機會を捉えて反ソ反政府宣傳を開始した爲各所に叛亂や國外逃亡が相次ぎ、遂に政府も政策を轉換せざるを得なくなつた。この政策が如何に悲慘な結果に終つたかは、1932年家畜頭数は16,032,000頭に、即ち1930年に比し32%の減少を示し、又1931年中に約22,000人(總人口の3%)が隣接諸國に逃亡した事實を見れば明らかであろう。

極左政策がソ連邦における社會主義建設殊に農業集團化を模倣したものであることは疑を入れない。しかしそれは何故ソ連においては第2の國內戦といわれる程の激しい抵抗があつたにも拘らず成功し、モンゴルにおいては完全な失敗に終つたのであろうか。一口にいへばそれは發展段階の相違に歸すべきであらう。ソ連においては1929年集團化が強行される時迄に可成り發展した工業を建設していた。小農民的農業をもつてしては、この工業のテンポに歩調を合せることはできなかつた。スターリンも1929年12月のマルキスト、農村指導者代表會議席上の演説において、この問題に關し次の如く述べている。即ち「擴大再生産の能力なき而もその上我が國民經濟中にあつて優勢を示す小農民經營の如

き農業的基礎を持ちながら、果して我が社會主義工業を急速化せるテンポをもつて引續き推進せしめ得るであろうか。否不可能である。多少とも長い期間に亘つてソヴェート政權及び社會主義建設をば、2つの異つた基礎、即ち最も大規模且つ統一ある社會主義工業の基礎と最も分割的且つ立後れた我が小農民經營の基礎とに據らしめ得るであろうか。否不可能である。このことは何時かは必ずや全國民經濟の完全な崩壊をもつて終るに違いない。」(スターリン・「レーニン主義の諸問題」⁶⁾)

かくの如くソ連における農業集團化は、ソヴェート農業をして都市における工業發展のテンポに歩調を合さしめ、農村の立後れを解消し、將來ソヴェート農民をして社會主義國家の農業労働者に變質せしめ、もつて労働階級の眞の同盟に迄生長せしむることを目的としていた。しかし都市における工業は殆ど存在せず、眞の意味の近代的都市すらなかつた外モンゴルにおいて集團化の意味は殆どなかつた。而して更に重要なことは、ソ連においては既に10月革命後行われた地主や寺領の土地の沒收、穀物徵發や配給制度を伴つた戦時共產主義の經驗があつた。困難を極めた戦時共產主義は1921年後退を餘儀なくされ、それ以來^{ネップ}新經濟政策によつて大幅に資本主義的要素の復活が許可されていた。富農も生長していたけれども此等は社會主義國家にとつて永久に許容せらるべきものではなくて、やがて第1次5ヶ年計畫により、其等は漸次制限せられる方向に進んでいた。農業集團化がかゝる過去の經驗を取り入れて行われたことが、農村社會の變質という第2の革命を成功せしめた大きな原因であつたのである。しかし外モンゴルではかゝる經驗は皆無であつた。1921年の革命は民族革命であつたが故に、國內の急激な經濟的變革は行われなかつた。1929年以來の極左政策は最初の大きな社會革命であり、いわばソ連における戦時共產主義であつたのである。ソ連において戦時共產主義が後退せざるを得なかつたように、外モンゴルにおける極左政策も又轉換を餘儀なくされた。

6) 東亞研究所譯 ソヴェート連邦, 1945年, p. 290

2 強制的集團化の中止と家畜増産への轉換

牧畜業の集團化を初めとする極左政策の強行は國民經濟を大混亂に陥入れた。遂に1932年人民革命黨中央委員會第3回臨時總會は左翼偏向の誤謬を認め、この政治的經濟的危機を打開せんとした。臨時總會は今直ちに社會主義建設に着手することが不可能であることを知り、「現在の發展段階にあるモンゴル人民共和國は人民革命的、反帝國主義的な新しい型のブルジョア民主主義共和國であつて、今後漸次非資本主義的な道程に移行して行くに必要な基礎條件を確立しつゝあるものである。」と國家の性格を規定した⁷⁾。

この決議に基づき強制的集團化や極端な累進課税は廢止され、あらゆる方法を以つて遊牧の發展が獎勵された。既に極左政策時代の王公寺廟家畜の沒收により、彼等の人民經濟への影響力は殆ど消滅してしまつていた。唯其處には貧農的經營と富農的經營の問題が残つていた。1932年右翼轉換政策以來單に貧農に對する免税その他の物質的援助のみならず、富農に對しても彼等が自己の創意工夫により家畜を増加せしめることを何ら妨げず寧ろ之を獎勵した。集團化は政治的強制を伴うものではなく、人民の自由意志に基づくものとされた。又牧畜の發展に矛盾するような農業や工業の發展策は一應棚上げにされた。共和國の經濟政策のすべては家畜頭數の増加へ振向けられることとなつた。自給自足を目標とした極左政策の考え方から、家畜及畜産品を増産して必需物資を輸入するという方針に轉換したのである。

1936年の第7回大ホラルダンにおいてアモル首相はモンゴル人民共和國の經濟に關して次の如く述べている。「現在におけるモンゴル人民共和國の全經濟は3つの主要なグループに別れている。即ち1)個人經濟(蒙古國民の牧畜、個人商業、運輸業各種の家内工業)、2)國營經濟(國營企業會社、運輸業、貿易、金融)、3)協同組合經濟(消費組合、家内工業組合、運輸、家畜の共同飼育等の簡単な生産的結合)これである。この内個人經濟がその大きからいつて最

7) カリニコフ著(安藤、服部譯)外蒙古 p. 182

も有力な地位を占めており、又全モンゴル經濟の根底をなしている。モンゴル人民共和國においては、國內の封建經濟の遺物に關してはこれを撲滅する政策をとり、又資本主義的要素に對しては次第に之に制限を加える政策が採られている。國營企業及び協同組合企業は次第に非資本主義的な發展の過程に移行するに必要な基礎的工作において、指導的調整的な役割を果している。外國貿易、卸賣、工業、金融、自動車運輸、其の他最も重要な經濟的基礎は國家の掌中に集中されている。又小賣商の70%まで及工業の1部分は協同組合の掌中に收められている。又個人經營の零細な牧畜經濟が多數を占めているモンゴル人民共和國においては、國民經濟の發達を國の全經濟政策の目的に合致せしめて指導し、且つこれを調整せんがため政府の計畫が重要な意味を持つている。非資本主義的發達の道程に移行して行くに必要な基礎的條件をつくるということは、國家が國民經濟を一定の方向に向つて調整して行くことを前提としているのである。もし計畫なくして國家の經濟的發展を自然發生的な盲目的な力に委ねる場合は、其處に育成せられるものは唯資本主義あるのみである。而して非資本主義的發達の途への漸進的移行に必要な基本條件の準備工作は、國家の獨立と國防の強化、國內の封建的殘存物の一掃と生産力の擴充、民族文化の發展を必須條件としているのである⁸⁾。

アモル首相により指摘せられるが如く、モンゴル人民共和國における牧畜政策は國家の統制という一定の枠を設けながらも、一切の力は家畜頭數の増加に向けられていつた。家畜を増加せしむるために家畜の再分配や集團化の問題よりも、技術的基礎を強固にすることが必要であつた。それには先ず冬期飼料の問題としての乾草貯藏、給水施設としての井戸掘、冬期の嚴寒から家畜を護る畜舎の建造、獸醫網の擴充等が早急の問題として採り上げられた。乾草貯藏に關しては1937年初めてソ連の援助の下にモンゴル人民共和國に最初の機械草刈所が10ヶ所建設せられた。その主なる設備はトラクター40臺、草刈機470臺で草刈總面積は約72,000ヘクターであつた。1938年には機械草刈所は24ヶ所に増

8) カリニコフ 同上 p. 212

加し、そこにはトラクター107臺、草刈機1,373臺が活動し、草刈總面積は約126,000ヘクターに及び、乾草は貧農には無料で與えられた。従來乾草貯藏を全く行わなかつた個人經營の牧畜においても草刈が行われ始め、彼らは共同草刈組合を設けるようになった。1938年には機械草刈所の草刈總面積と合せて、それは全部で約202,000ヘクターに達した。畜舎の數も1932年26,572であつたのが、1939年には174,456に達した。1932年8,877あつた井戸の數も1940年には15,000以上となつた⁹⁾。

獸醫所網もアイマック中心地には家畜診療所、ソムには移動獸醫地點等が出來て、傳染病の豫防接種や家畜の診療をするようになった。集團化も増産對策の1つとして奨励された。しかしこれは極左政策のそれとは性格を異にし、極めて初歩的な共同草刈や共同家畜飼育の如きものであり、此らは勞働力の少いモンゴルにおいては極めて適切なものがあつた。農業も又牧畜の補助的手段とすることが確認された。斯くして家畜頭數は、1934年約21,000,000頭、1935年約22,000,000頭、1936年約22,800,000頭、1937年23,300,000頭、1938年25,000,000頭、1939年26,000,000頭と漸次増加の一途を辿つた。

更に1940年モンゴル人民革命黨第10回大會は、劃期的な牧畜計畫を發表した。それによれば「モンゴル人民共和國學術委員會及び牧農省の計算は、モンゴル人民共和國の家畜頭數が1951年～1953年には既に200,000,000頭に達し得ることを示している。もし我々が本格的に我が牧畜經營を集約化し、我が牧畜を自然現象に従屬せしめることを止め、又牧畜業を黨の手に實際的に掌握し、黨青年同盟及びアラットの全力を家畜頭數の増加に向け得るならば、1945年には家畜頭數を現在の26,000,000頭から、50,000,000頭に増加せしめ得るであろうし、これによつてアラットの物質的福祉の著大なる改善を齎し、全國民經濟發達のために巨大なる可能性を造出するに至るであろう。1945年に家畜頭數を500,000,000頭に達せしめること、これが我々の戰闘的課題となり、スローガンとならねばならぬと¹⁰⁾」。

9) Perlin, Mongolskaya Narodnaya Respublika. p. 42

10) Perlin, 同上 p. 44.

もしこの計畫が實施せられるものとすれば、牧畜國としてのモンゴルの前途はすばらしいものと謂わねばならない。何とならばマイスギーに依れば¹¹⁾モンゴルの自然的遊牧形態の下においては、現在の家畜13,000,000頭はほぼ飽和の状態であり、牧草の節約等を以てしても、せいぜい20,000,000頭位にしか過ぎないのであるから、もしそれが將來10倍の200,000,000頭に達し得るものとすれば、そこには經營形態の大變革がなければならぬであろう。それは乾草貯藏や畜舎建設等の技術的問題ばかりでなく、モンゴルの勞働力の現状よりみて、恐らく集團化經營によらなければ不可能であろう。

しかしこの計畫は第1歩にして挫折せざるを得なかつた。即ち政府は先づ1941年度の27,500,000頭から1942年度には34,000,000頭に増加せしむべき計畫を樹てたが、實際には24,000,000頭に減少するに至つた。この原因として政府は家畜交配方策の不確實、雪害に對する仔畜保育の不徹底、共同作業の實施不十分等の理由をあげているが、最も大きな原因は、獨ソ戰以來ソ連に對し家畜及畜產品の輸出が激増したためであろう。斯くして困難な第2次大戰を通じてこの家畜増殖計畫は遂に實施せられず、終戰後改めて再出發せざるを得なかつた。

1947年12月開かれた第11回黨大會は、1948年から1952年に至る國民經濟文化發展5ヶ年計畫を決定した。それによれば經濟部門にあつては矢張り牧畜の發展に最大の注意が拂われ、而も依然としてアラットの個人經營の所有家畜頭數の増加に主要な注意が向けられている。發表はすべてパーセンテージで行われているので實際の數字は良く分らないが、家畜頭數を全部で50%だけ増加せしむることが決定された。これがためには100頭の母畜に對して74頭の幼畜を飼育しなければならぬとされた。この家畜増加目標を各家畜別に示せば、駱駝59%、馬46%、牛42%、羊49%、山羊53%である¹²⁾。

この家畜増殖計畫のためには、乾草貯藏、給水施設、保温畜舎、獸醫網等を益々發展させなければならなかつた。5ヶ年計畫は此等に非常に多くの注意を

11) Maiskiy, Sobremennaya Mongolia p. 115.

12) ツァブキン著、梁彦譯 蒙古人民共和國鳥瞰 p. 100.

拂っている。先ず乾草貯蔵に関しては、機械草刈所が120個所に増加せしめられることになった。1937年以來機械草刈所が、モンゴル牧畜に對し乾草貯蔵の有利さを教えた意義は極めて大きく、今やアラットの經營においても彼等自身の草刈は不可欠のものとなつた。そこで5ヶ年計畫において草刈場と牧場の合理的使用の問題が提起せられるに至り、アイマック、ソム、バク毎に牧場と草刈場を區分して、100頭の家畜毎に5噸の飼料を準備することを計畫した。しかし家畜頭數と草刈面積の年々の増加は必然的に牧地の狹少化を招く。これに關し牧地の集約的利用の問題が5ヶ年計畫で採り上げられた。即ち牧草を從來の如く自然のまゝに任すことなく、改良種子により生産量の最も多い牧草を以つて牧地を改良することが計畫されるに至つた¹³⁾。

牧草の問題と並んで重要な給水の問題に關し5ヶ年計畫は共和國の水力地質調査を行い、あらゆる水源(井戸、泉、河川、湖沼等)の特性を詳細に調査することを計畫した。これは20km²以内の住民は必ず1個の井戸を利用出来るようにするためであつた。かくして5ヶ年計畫中20,000ヶ所の井戸が掘られる豫定になつている。冬期の嚴寒から家畜を護るべき畜舎は40,000個新に建造せられ、獸醫所は41%、獸醫の數は88%増加せしめられる筈になつている。家畜品種の改良も國營農場を通じて行われ、良種家畜を益々數多くアラットに對し提供し、モンゴル家畜を量的のみならず質的にも向上せしむることが計畫されている¹⁴⁾。

一般的に見て今回の5ヶ年計畫は、1930年に行われたものとは質的に異り、その注意は専ら家畜の増加に向けられている點に特色がある。

3 モンゴル人民共和國における牧畜業集團化の意義

前に述べた如くソ連における農業集團化は急激な工業發展テンポに後れないための農業生産力の發展と農村の社會主義化という2つの大きな意味を持つて

いた。しかし少なくとも現在の段階に於けるモンゴルの集團化は、牧畜業の社會主義的編成を意味するものではなく、其の目的は専ら生産力の發展にある。この相異は集團化形態の相異にもあらわれている。周知の如くコルホーズにはコムーナ、アルテリ、トーズ(共同耕作組合)の3形態がある。コムーナは一切の富源と財産の完全な共有化に基いて形成されたもので、その成員は共有の建物の中で共同の生活をする。アルテリに於いてはその成員は自己の家屋、屋敷附屬地及び若干の家畜を保有し且別々に生活するが、土地及び役畜は之を共有化し、農場の共同經營に共に参加する。トーズに於いてはその成員は耕地の耕作には協同するが、彼等の財産は元通り私有に屬する¹⁵⁾。ソ連に於けるコルホーズの基本形態としてアルテリが圧倒的多数を占めていることは謂う迄もない。アルテリそのものは未だそれに所屬する成員に對し個人用の農地や家畜の所有やその生産物の販賣を許容している點、ソフホーズ(國營農場)やコムーナの如く完全な社會主義的經營形態とは謂い得ず、農民の個人農的小經營者的意識との間の妥協から成つたものである。しかしそれが基本的生産手段と勞働の共同化という基礎に立つている點農村社會の革命であり、新しい質的狀態への轉化である。しかしモンゴルの場合はこれとは異つている。その基本形態は共同草刈、共同放牧等を主とする謂わばトーズ的段階である。此處には社會主義的要素は何も見出され得ない。現在の外モンゴルに於いては各人の所有制限すらなく、從來のモンゴルと異つているのは雇傭勞働を擯取し得ず、自己の家畜を他人に賃貸(委託放牧)し得ないことだけである。(勿論こういうことは、個人の所有家畜を必然的に制限するものであるが、現在迄の所その限界迄來ているものとは思われない。)

此處で我々は古い遊牧形態を振返つて、モンゴルに於ける集團化の可能性について考えて見たい。前にも述べた如く王公、寺廟等の大經營は、其の所有家畜を臣民(アルバト)に掠奪的條件で委託放牧に出すか、又は雇傭勞働を使役して自己の家畜を管理せしめていた。大多數のアルバトは貧困で極めて僅かの家畜

13) ツァブキン著 梁彦譯 同上 p. 138.

14) ツァブキン著 梁彦譯 同上 p. 139.

15) ハッバード著(東亞研究所譯)ソ連邦農業經濟論 p. 73

しか持たなかつた。しかしアルバトの中にも貧困の王公以上の富裕者も可成りあつた。しかし彼等は自己のアルバトを持たないため、委託放牧に出すことは出来なかつた。彼等が自分で管理し切れない家畜を持つ場合は、先づ第1には雇傭労働を備つて其の家畜を管理させることであり、第2には親戚とか極く仲の良い者が集つて共同して其の家畜を管理することであつた。モンゴルに於ける牧畜形態が自然状態のままに放置して置く遊牧であつても、其處には矢張り色々の勞力が必要である。例えば放牧の場合でも5畜(羊、山羊、牛、馬、駱駝)を一諸に放牧することは出来ない。搾乳にしても家畜が多くなれば非常な仕事である。其の場合共同すれば其の間に分業が成立し、或者は馬群監視、或者は羊の世話を専門に行う可能性も生じ、個々別々に行う場合よりも多数の家畜を管理することが出来る。こういう形の共同經營は内モンゴル社會にもあつたことであり、モンゴル社會に普遍的なものであつたと思われる。従つて現在外モンゴルで行われている最も簡単な形式の共同(彼等はそう呼んでいる)とは、こういうようなものを指すものと思われ、別に目新しいことではない。外モンゴルの如く、現に家畜頭数が革命前の2倍以上になつている所では、共同化(最も簡単な集團化である)なしには、家畜の管理は恐らく不可能である。

モンゴルに於ける牧畜業の集團化にとつてもう1つの都合のよいことは、遊牧民族の慣習法により土地が共有であつたことである。勿論こゝでは土地が共有であると言ひ切ることは若干疑義がある。例えば中國農業移民に遭遇した場合、地代等の利益を受けたものは王公であつたので、土地は隠蔽せられた形に於いて王公の所有であると言ひ得るかも知れない。しかし人民は其の土地を使用し、自由に牧草を用いるのに何の不自由も感じなかつた。少くともモンゴル人の意識に於いては土地は共同のものであつた。この事實は農耕社會に於いて、集團化の最も困難なものの1つが土地問題であり、農民の土地への愛着であることを思うとき、土地に関する限りモンゴル遊牧社會が集團化に好都合な地盤を持つていと解釋することが出来る。

次に革命以來モンゴル牧畜は極めて目覺しい發展を遂げ、家畜頭数も2倍以上に増加したのであるが、其の家畜構成、即ち羊、山羊、牛、馬、駱駝の比率は變化したであろうか。若し外モンゴルに於ける牧畜が自給自足的遊牧形態から、商品家畜生産の近代的牧畜等へ移行しつつあるものならば、モンゴル家畜の中、羊、山羊、牛等の商品家畜の比率が馬や駱駝の比率に比して増加しなければならない。これを1918年のマイスキーの統計と1941年のムルザエフの統計を借りて調べるならば、次の數字が現れる(單位1000頭)¹⁶⁾。

	駱駝	馬	牛	羊	山羊	計
1918年	300 (2.5%)	1,300 (10.5%)	1,400 (11%)	9,500 (76%)		12,500 (100%)
1941年	700 (2.5%)	2,600 (9.5%)	2,800 (10.0%)	15,900 (58.0%)	5,500 (20.0%)	27,500 (100%)

この統計で見る如く殆んど畜群構成比率の間に差異を見受けることは出来ない。1948年~1952年の5ヶ年計畫の家畜増殖計畫の豫定をみても、總頭數で50%だけ増加せしむる豫定の所、各畜群別では駱駝59%馬40%牛42%羊49%山羊53%と特に商品家畜に注意を拂つている跡は見受けられない。これはモンゴル人民共和國に於いて革命以來多くの近代的方法を導入しながらも、未だ舊來の遊牧的基礎から完全に脱却したものではないことを證明している。

モンゴル人民共和國(1948年)の著者ツァプキンも又外モンゴルが遊牧の基礎に立つていることを認め、外モンゴルにはハンガイ山、草原地方、西部地區、ウブルハンガイ、ゴビの5つの異つた遊牧地があると述べている。それによればハンガイは牧草が豊富のため移動の距離は少く、夏季は河川流域の開闢盆地に、冬季は高地に遊牧する。草原地方は牧草が十分でないため移動の距離は比較的大きく30km~50km、夏季は水邊の低地に來り冬季は山の南斜面に移動する。西部地區に於いては夏季には高原の涼しい地方に居り、秋に山間の凹地に來り、嚴寒期には山の中腹で冬を越す。ウブルハンガイに於いては夏季はハンガイ山の高原にあり、冬季には南方のゴビの低地に移動する。ゴビの遊牧

16) Fritoers, Outer Mongolia and its International Position. p. 18.

は移動距離大で牧草不足のため極めて小単位で遊牧し、冬季は山中に、夏季は開闊な平原地方に遊牧する¹⁷⁾。

このように少くとも現在迄のモンゴル人民共和国の牧畜形態は依然として遊牧である。しかし近代的牧畜技術特に乾草貯蔵や畜舎の建設（従来大部分は移動式であつたが5ヶ年計畫では固定式のものも豫定されている）給水地點の増加等は漸次遊牧に制限を加えるに相違なく、やがては定着へと移行するであろう。しかしこの時は畜群の構成にも大きな變化が起り、モンゴル牧畜は眞の意味の社會主義的集團化へと進む時であるかも知れない。

17) ツァブキン著（梁彦譯）蒙古人民共和国鳥瞰 p. 100.

華夷譯語韃靼館來文の研究 資料篇

——ベルリン本と東洋文庫本との異同——

山 崎 忠

天理大學宗教文化研究所

乙種本華夷譯語についても、甲種、丙種兩本と共に、既に石田幹之助教授の詳説されたところであり、その内の韃靼館關係資料については、拙稿に於ても亦¹⁾、繰返しふれておいた。従つて、ここでは述べない。

筆者の現在迄に得た韃靼館來文の資料は、東洋文庫本とベルリン本²⁾（いづれ寫眞複製版）の2種である。東洋文庫本（以下單に文庫本と略稱）については、先に紹介したところである³⁾。本稿ではベルリン本を中心に、文庫本との比較をも行つてみたいと思う。

1

ベルリン本も文庫本と同様30通よりなつている。蒙古文、漢文ともに語序譯法等は、文庫本と同様であるが、體裁、内容について異同がある。即ち、ベルリン本では、1つの來文について第1葉目（表、裏とも）は漢文の部、第2葉目（表、裏とも）蒙古文、という具合に配されてあるようだから、總計60葉であり、この點30葉の文庫本と異なる。又30通の内譯は、毛憐衛よりの表文5〔No.3,11,20,22,29,〕、建州右衛3,〔No.6,24,25〕、泰寧,〔No.7,15〕、屯河衛,〔No.8,14〕、福餘衛〔No.9,10〕、哈密衛〔No.12,23〕、朵顏衛〔No.26,30〕、建州左衛〔No.27, No.28〕、渚冬河衛,〔No.17,21〕（但し、No.21は渚冬衛とあり、渚冬衛の誤りとして、ここに加える）各2、斡闐衛〔No.1〕、忽兒海〔No.2〕、兀者前〔No.4〕、考郎兀衛〔No.5〕、童寬山衛〔No.13〕、弗提衛〔No.16〕、友帖衛〔No.18〕、建州衛〔No.19〕、各1である。

1) 日本文化30號

2) 曾て内藤湖南博士の複製せしたものである。3) 註1)に同じ。

これら30通の來文は、また、文庫本と同様で、漢文は文體をなしているが、蒙古語は、ただ單に語詞を機械的に、漢文の語序に従つて、ならべたものに過ぎない。従つて、蒙古語とは名ばかりで、文章としては全然成立たない。この點、いわゆる甲種本文例中の表文が完全な蒙古語（漢字音譯）で成立っているのに比べ時代差こそあれ餘りにも隔りがあり異様の感を抱く次第である。

さて、叙上の如く兩本とも語序用字法等は、全く同様であるが、誤寫脱字は文庫本の方が極めて多い。尙お、文庫本と同一文面のものは14通だけで、他の16通は、同じ衛よりの表文もあるが、内容は全く別個のものである。参考迄に異同を示しておく。

衛名	東洋文庫本	ベルリン本	
建州左	4, 9, 16, 18,	27, 28,	次に、同一來文14通について差異を示す。
福餘	5, 17, 20,	9, 10,	
朶顔	6, 24, 27,	26, 30,	(T)は東洋文庫本, (B)はベルリ
毛憐	3, 12,	3, 11, 20, 22, 29,	ン本。番號は、それぞれの本の中での順
渚冬河	10, 22	17,	序を示す。
渚冬	13,	21	T1=B1
建州	15, 29,	19,	(T) <赴京進貢>に對應する蒙古
泰寧	19, 26,	7, 15,	語を缺く,
兀者前	21, 30,	4,	(B) <aruljarin-iyān (yinは誤りで
幹闌	1,	1,	あろう) üjegülün>,
忽兒海	2,	2,	(T) <進貢駝馬等物>に對應する
童寬山	7,	13,	蒙古語を缺く,
屯河	8,	8, 14,	(B)では<aruljarin-iyān üjegülün
友帖	11,	18,	temegen morin kiged ed>。
哈密	14,	12, 23,	(T) <奏>に對應する蒙古語を缺
罕東左	23,	} ベルリン本なし	く, (B)では öčimü. (T) <ruyun
塔山	25,		>に對應する漢語<討>を缺く, (B)
速平江	28,		は<討>。
考郎兀	} 東洋文庫本なし		5,
建州右		6, 24, 25,	
弗提		16,	(T) <照例>に對應する蒙古語は

アラビア數字は各表文の序數, 太字は同内容のものを示す

<jerge yi qauli bar>,

(B)は<jerge yi qaučin qauli bar>とある。もしこの蒙古語が正しいとすれば、對應する漢語は<照舊例>と舊の字を挿入すべきである。

T2=B2

(T) <馬匹>に對應する蒙古語は<morin-a>, (B)はmorin beとある。T2=B2, T5=B10, T11=B18, T7=B13, T12=B20の場合も同様。

(T) <綵段表裏織金衣服等件望>に對應する蒙古語を缺く。(B)は、<artu törge radar dotur nekemel altatu degel qubčasun kiged jüil ekeren>とある。

T3=B3

(T) <陞>に對應する蒙古語は<nere>とあつて nemen を缺く。(B)は、nere nemen.

(T) <jerge yi qaučin qauli bar>に對應する漢語は<照舊例>, (B)では單に<照例>である。

T4=B28

(T) 人名<脫羅>に對應する蒙古語は<tolon>とある。(B)は<tolod>

(T) <edüge>に對應する漢語を缺く, (B)では<今>とある。

T6=B26

(T) <花當>に對應する蒙古語は<qodang>. (B)は蒙古語を缺く。

T7=B13

(T) <tayisung>に對應する漢語は<成祖>, (B)では<太宗>とある。

T8=B14

(T) <čola>に對應する漢語を缺く, (B)では<職>とある。

(T) <冲山>に對應する蒙古語を缺く, (B)では<čungšan>とある。

(T) <功>に對應する音譯蒙古語は<güng>, (B)では<gung>。

T9=B27

(T) <陞>に對應する蒙古語は<ner nemen>, (B)では<nere nemen>

(T) <勅書>に對應する音譯蒙古語は<činšuu>とある。(B)では<čišuu>

T10=B17

(T) <渚冬河>に對應する音譯蒙古語は<jidungqow-a>, (B)では<jü-düng qow-a>。

(T) <討陞指揮職事>に對應する蒙古語を缺く, (B)は<ruyun nere nemen jiqui čola ši>。

T11=B18

(T) <友帖>に對應する蒙古語<yüüte>のiとüとが顛倒している。(B)は<yüüte>とあつて正しい。

(T) <rutusun quyimusun>に對應する漢語は<靴襪>であるが、(B)は漢語を缺く。

T12=B20

(T) <輩輩>に對應する蒙古語<üge üge>は誤りで、(B)は<üye üye>とあつて正しい。

(T) <不敢怠慢>に對應する蒙古語を缺く、(B)では<ülü böged osultan>とある。

(T) <只見揆>に對應する蒙古語は<jirrači>。(B)は<jiryai>である。T13=B21, T14=B23だけは双方同一である。

3

次にベルリン本だけに記載されている表文を示す。(番號は、來文の追番號。原文は印刷の都合上、ローマ字轉寫とし、漢文の部を對應させる。誤記原文のままとする。)

B4 皇帝 洪福前 兀者前衛 都督 完者禿 懼 怕 奏
 qarān u suu tu üje sen ui dudu öljetü emiyeged, ayun öčimü
 比先 奴婢 父祖 以來 輩 輩 在 邊
 bi sen bořol ečige ebüge inarşida üy-e üy-e balan qijařar
 効勞 出力 多年了 今 奴婢 備辦
 ülümnen küčü ögčü, olan on baraba edüge bořol belüdü ü
 駝 馬 等 物 赴 京 進 貢
 temegen morin kiged, ed wuu ging aruljarin-ıyan üjegülün
 叩頭 來了 望 朝廷 可憐見 照 例
 mörgü irebe ekeren, degedüs ün ururşıyan ĵerge yi qauli
 奏 討 織 金 衣服 靴
 bar öčimü řuyun, nekemel altatu degel qubçasun řudusun
 襪 等 件 怎 生 恩 賜 聖旨
 quyimusun, kiged jüil yambar -iyar, soyurqaqu yi ĵrlr

知 道
 medemü je

B5 皇帝 洪福前, 考郎兀 衛 指揮, 同知 撒禿 懼
 qarān u suu tu qaulangřuu ui ĵiqui tungji satu, emiyeged

怕 奏 比先 奴, 婢 父 祖 以來 敬 順
 ayun öčimü bi sen bořol ečige ebüge, inarşida kündülen darān,

天 道 尊事 朝廷 奴婢 輩 輩 在
 tngri yin arur i erkilen, degedüs ün bořol üye üye balan

邊 効勞 出力 不 敢 怠慢 今 奴婢
 qijařar ülümnen, küčü ögčü ülü böged osultan edüge bořol,

進 貢 騙馬 叩頭 來了 望 朝 廷
 aruljarin iyan üjegülün arta mörgü irebe ekeren, degedüs ün

憐憫 照 例 奏 討 賞賜 怎 生
 eneriküi ĵerge yi qauli bar öčimü řuyun, řangsi yambar iyar,

恩 賜 聖旨 知道
 soyurqaqu yi, ĵrlr medemü je,

B6 皇帝 洪福前 建州 右衛 都 指揮使 哈刺哈 等 六
 qarān u suu tu genjiü yüü ui duu ĵiqui ři, qalaqa kiged ĵirřuran

人 來 奏 今 有 迤北 達 賊 在
 kümün ire öčimü edüge, bui ömetü mongřol qularai balan

奴婢 每 處 擾 害 奴婢 每 過活 艱難 無
 bořol nar ĵüg, küčü qoor bořol nar arşan yadanggi ügei

食 受 這等 苦楚 望 朝 廷 憐憫 奴婢 每
 ide [?] eyin küčüü ekeren, degedüs ün eneriküi bořol nar

常 在 邊 上 効勞 出力 奏 討
 nasuda balan qijařar deger-e ülümnen küčü ögčü öčimü řuyun

賞賜 與 奴婢 回 去 邊 上 用 度 怎
 řangsi ög bořol qari erči qijařar deger-e kereg duu yambar

生 恩 賜 聖 旨 知 道
iyar, soyurqaqu yi, jrlr medemü je.

- B7** 皇帝 洪福前 泰寧 衛 指揮 同知 速納哈 男 卜顏臺
qaran u suu tu taining ui jiqui tungji sunaqa, köbegün buyantai
叩頭 懼 怕 奏 奴婢 父 因此 時 常 在
mörgü emiyeged ayun öčimü boʻrol ečige, tegüber čar nasuda balan
邊 外 出 氣力 正德 四 年 八 月 內
qijařar řadana kücü öggün, jingde dörben on naiman sara dotura
得 病 故 了 今 奴婢 進 貢
olon ebeüčin, ügei baraba edüge boʻrol ařuljarin iyan üjegülün
馬 匹 叩頭 來了 要 襲 父 前 職 望 朝 廷
morin, be mörgü irebe ab jalramji ečige urida čola ekeren, degedüs
可憐見 准 與 的 怎 生 恩 賜 聖 旨
ün uruřsiyan jobsiyan ög yin yambar-iyar, soyurqaqu yi, jrlr
知 道
medemü je

- B8** 皇帝 洪福前 屯 河 衛 指揮 同知 亦列格 叩頭 奏 比
qaran u suu tu, tun qow-a ui jiqui tungji ilege, mörgü öčimü bi
先 年 間 設 立 衛 分 賜 與 印 信
sen on řařura bayilřarsan ui wun, soyurqa ög tamara bisiregül
着 奴婢 掌 管 部 下 人 民 奴婢 多
mön boʻrol aların, qatarala medel ün door-a irgen orřan boʻrol olan,
在 邊 上 出 力 不 敢 怠 慢 今 遠
balan qijařar deger-e kücü ögčü [ülü] böged osultan, edüge qola
地 方 進 貢 馬 匹 叩頭 來了
rařar dörbeljin ařuljarin iyan üjegülün, morin be mörgü irebe
望 朝 廷 憐 憫 照 例 奏 討 賞 賜
ekeren, degedüs ün eneriküi řerge yi qauli bar öčimü řuyun, řanři

怎 生 恩 賜 聖 旨 知 道
yambar iyar, soyurqaqu yi, jrlr medemü je

- B9** 皇帝 洪福前 福餘 衛 右 都督 可臺 懼 怕
qaran u suu tu Wuyur ui yiu dudu koltei, emiyeged ayun
奏 奴婢 在 邊 誠 心 出 力 今 進
öčimü boʻrol balan qijařar čing jürüken, kücü ögčü edüge ařuljarin
貢 驢 馬 一 匹 專 差 指 揮 帖 木 兒 叩 頭 去 了
yin üjegülün ařta nigen, be řan řaruju jiqui temür mörgü erčibe
奴婢 每 這 幾 年 被 歹 人 搶 奪
boʻrol, nar eyin kedün on mön dayisin, delen buliyan
艱 難 奏 討 鞍 子 轡 頭 魚 網 等 件
yadanggi, öčimü řuyun emegel ři tatařar řiřasun gölmi, kiged jüil
望 朝 廷 可 憐 見 准 與 的 怎 生
ekeren, degedüs un uruřsiyan jobsiyan ög yin yambar-iyar,
恩 賜 聖 旨 知 道
soyurqaqu yi, jrlr medemü je

- B11** 皇帝 洪福 毛憐 衛 都督 僉事 只塔 懼 怕 奏
qaran u suu tu maulen ui dudu semři jita emiyeged, ayun öčimü
奴婢 比 先 蒙 朝 廷 賜 與 印 信 除 授
boʻrol bi sen mung, degedüs ün soyurqa ög tamara bisiregül tüřijü
前 職 管 束 人 民 這 幾 年 被 瓦 剌
urida, čola qataral un irgen orřan ene kedün on mön, oyirad
達 子 將 人 民 搶 去 又 將 陞
mongrol köbegün abču irgen orřan delen, erči basa abču ner-e
官 的 勅 書 搶 去 了 今 進 貢
nemen noyan yin, čišuu delen erčibe edüge ařuljarin-iyar üjegülün
馬 匹 叩頭 來了 奏 討 都 督 僉 事 勅 書 怎
morin be, mörgü irebe öčimü řuyun dudu semři, čišuu yambar-
生 恩 賜 聖 旨 知 道
iyar soyurqaqu yi, jrlr medemü je

- B12** 皇帝 洪福 前 哈密 衛 右 都督 罕慎 懼 怕
 qarān u suu tu qamil un ui yiu dudu qanšim emiyeged, ayun
 奏 比 先 太宗 皇帝 時 將 哈密 設 立 衛
 öčimü bi sen, tayisung qarān čar abču qamil un bayılrařsan ui
 分 賜 與 印 信 管 束 哈密 着 做
 wun soyurqa, ög tamařa bisiregül qatařar un qamil un mön kijü,
 遠 近 耳 目 這等 設 立 有 來 今 奴婢
 qola oyira čikin nidün eyin bayılrařsan bui ire edüge, bořol
 備 辦 駝 馬 等 物 專 差 指 揮 阿 哈 赴 京
 beledtjü temegen morin kiged ed řarin řaruju, jiqui aqa wuu ging
 進 貢 叩 頭 去 了 望 朝 廷 可 憐 見
 ařuljarin-ıyan üjegülun, mörgü erčibe ekeren, degedüs ün uruřsiyan
 收 了 便 益 怎 生 恩 賜 聖 旨 知 道
 quriyaba řoqistai yambar-ıyar, soyurqaqu yi, řrlř medemü je,
B15 皇帝 洪福 前 泰寧 衛 指 揮 使 撒 哈 塔 叩 頭 奏 正 德
 qarān u suu tu taining ui jiqui ři saqata mörgü, öčimü jingde
 元 年 七 月 二 十 二 日 除 授 前 職 在
 terigün on doluřan sara qorin qoyar, naran tüšijü urida čola balan
 邊 進 送 人 口 出 力 多 年 了 今
 qijařar orořulju, üde kümün aman küčü abču olan on baraba edüge
 奴婢 進 貢 馬 匹 叩 頭 來 了 照 例
 bořol ařuljarin-ıyan ügölün morin be mörgü irebe, řerge yi qauli
 討 陞 都 指 揮 使 職 事 望 朝 廷
 bar řuyun nere nemen duu jiqui ři čola ři ekeren, degedüs ün
 憐 憫 遠 夷 准 陞 與 奴 婢
 eneriqüi qola řataratu řobsiyan nere nemen ög, bořol
 的 怎 生 恩 賜 聖 旨 知 道
 yin yambar ıyar soyurqaqu yi, řrlř medemü je.
B16 皇帝 洪福 前 弗 提 衛 右 都督 答 吉 祿 考 都 兀 衛 都督 同 知
 qarān u suu tu wuti ui yiu dudu dagilu, qaulangru ui dudu tungji

- 斡 羅 臺 等 奏 有 納 刺 河 衛 指 揮 同 知 卜 養 古 比
 olotai kiged, öčimü bui nara qowa ui jiqui tungji, buyangu bi,
 先 永 樂 年 間 到 今 七 輩 出 力 有
 sen yunglu on řarura kürbe, edüge doluřan üye küčü ögčü bui
 功 除 授 前 職 今 奴 婢 保 這 卜 養 古 做
 gung, tüšijü urida čola edüge bořol baulan ene, buyangu kiü
 都 督 僉 事 好 管 束 人 民 怎 生 恩 賜
 dudu semři sayin qatařal un irgen orřan, yambar-ıyar soyurqaqu yi,
 聖 旨 知 道
 řrlř medemü je.
B19 皇帝 洪福 前 建 州 衛 都 督 完 者 禿 懼 怕
 qarān u suu tu genjiu ui dudu öljetü, emiyeged ayun
 奏 奴 婢 每 與 朝 鮮 國 地 方 近
 öčimü bořol nar ög čausen, ulus řařar dörbeljin oyira
 住 我 每 二 處 人 時 常 爭 鬧
 ju bi ner qoyar, jüg kümün čar nasuda temečekü keregürči
 有 朝 鮮 人 說 你 自 往 大 明 皇 帝
 bui, čausen kümün kele či öbesün üdün daiming qarān
 前 進 貢 去 不 往 我 每 處
 urida ařuljarin-ıyan üjegülün erči, ülü üdün bi ner jüg
 來 因 此 今 奴 婢 朝 廷 前 奏 望
 ire tegüber edüge bořol, degedüs ün urida öčimü ekeren
 怎 生 憐 憫 處 置 恩 賜
 yambar-ıyar, eneriküi soyurqaqu yi řrlř medemü je
B22 毛 憐 衛 指 揮 老 佟 懼 怕 朝 廷 前 奏
 maulen ui jiqui lautung emiyeged ayun, degedüs ün urida öčimü
 奴 婢 每 衆 人 商 量 遠 地 方 來 回 去
 bořol nar bürin kümün, induldu qola řařar dörbeljin ire qari erči,
 時 無 有 馱, 馱 脚 力 今 要 奏 討 遼 東 衛 門
 čar ügei bui ačiqu ulayan edüge ab öčimü, řuyun laudung yamun

B12 裏買牛隻勘合文書怎生
tur qudalduju ab üker, ji qamqowa bilig biçig yambar-iyar

憐懼聖旨知道
eneriküi, jrl7 medemü je.

B24 皇帝洪福前建州右衛指揮僉事撒因孛羅孫男
qaran u suu tu genjiu yiu ui jiqui semši, sayin bolod ači köbegün

昂克孛羅奏有祖成化八年二月
angke bolod öcümü bui, ebüge čingqowa naiman on qoyar sara

初九日除授前職出力行間故
türün, yisün naran tüsijü urida čola kücü ögçü yabu jarura ügei

了今奴婢要襲祖原職望
baraba edüge bořol ab jalramji, ebüge qu'arur čola ekeren,

朝廷可憐見准與的怎生恩賜
degedüstün uruřsiyan řobsiyan ög yin yambar-iyar soyurqaqu yi,

聖旨知道
jrl7 medemü je

B25 皇帝洪福前建州右衛里三格等懼怕奏
qaran u suu tu genjiu yiu ui li sange kiged, emiyeged ayun öcümü

有本衛都督老察弘治十五年來進
bui бүдүн ui dudu lauča, qungji arban tabun on ire ařuljarin-iyar

貢回去至本年五月十四日
üjegülün qari erči kürtele бүдүн on tabun, sara arban dörben nara

到遼東故了有他男三歲年
kürbe laudung ügei, baraba bui tegün ü köbegün řurban nasun on,

小今保他弟掃察襲替前
üčüken edüge baulan tegün ü degü sauča jalramji, yegüdkejü urida

職怎生恩賜聖旨知道
čola yambar-iyar, soyurqaqu yi, jrl7 medemü je.

B29 皇帝洪福前毛憐衛指揮僉事阿哈懼怕奏
qaran u suu tu maulen ui jiqui semši. aqa emiyeged ayun öcümü

奴婢正德三年七月二十日除授前職
bořol jingde řurban, on doluřan sara qorin naran tüsijü urida, čola

在邊出力進送人口多有大
balan qijařar kücü ögçü oruřulju, üde kümün aman olan bui yeke

功今奴婢照本衛指揮僉事撒哈事例
güng edüge, bořol řerge yi бүдүн ui jiqui semši saqa, tüile qauli

討賊(1246)都指揮僉事職事望朝廷
bar řuyun nere nemen duu jiqui, semši čola si ekeren, degedüs ün

可憐見准與的怎生恩賜聖旨知道
uruřsiyan řobsiyan ög yin yambar-iyar, soyurqaqu yi, jrl7 medemü

道
je,

B30 皇帝洪福前朶顏衛都指揮僉事馬納哈懼怕
qaran u suu tu doyan ui duu jiqui semši, manaqa emiyeged ayun

奏比先有奴婢父祖以來輩輩進
öcümü bi sen bui, bořol ečige ebüge inarřida üye üye, ařuljarin-iyar

貢到今不敢怠慢今奴婢專差
üjegülün kürbe edüge üli бүged, osultan edüge bořol řarin řaruju

頭目兀刺臺進貢駟馬叩頭去了奏討
teümü, ülatai ařul arin-iyar üjegülün ařta mörgü erčibe öcümü řuyun

青紅布帳房剪子等件望朝廷憐懼
köke ulařan ülin čačir qayiči kiged jüil ekeren, degedüs ün eneriküi

都准與的怎生恩賜聖旨知道
bügüde řobsiyan ög yin, yambar-iyar, soyurqaqu yi, jrl7 medemü je

Über die Inschrift auf dem „Stein des Čingis“, ORIENS, Vol. III, Nr. 1,
Leiden, 1950, s. 108 u.f.

2) P. Pelliot, Les Mongols et la Papauté, Paris, 1923.

イル汗アルゲンの手紙の内容

村山七郎

順天堂大學

従来知られているウイグル字で書かれた最古の蒙古語記録はいはゆる成吉思汗石碑文(1225年)である¹⁾。次に古い記録は法王インノセント4世宛グク汗の手紙の印璽の蒙古語(1246年)である²⁾。第3に古い記録はここに取扱ふイル汗アルゲンのフィリップ4世宛手紙である。これは1289年のものである。幸にも Prince Roland BONAPARTE, Documents de l'époque mongole, 1895にはこの手紙の明瞭な寫眞がのせられてゐる。

はじめ ABEL-REMUSAT が Mémoire sur les relations politiques des princes chrétiens avec les Empereurs Mongols, Paris, 1824においてこの手紙の facsimile を示し内容を解釋したが、彼には不明の個所が多くて内容をあきらかにすることができなかつた。同じ年に優れた蒙古學者 Isaac Jacob SCHMIDT はこの手紙に關して次の研究を發表した。

Philologisch-kritische Zugabe zu den von Herrn Abel-Rémusat bekannt gemachten, in den Königlich-Französischen Archiven befindlichen zwe mongolischen Original-Briefen der Könige von Persien Argun und Öldschaitu an Philipp den Schönen, St. Petersburg, 1824.

この研究がその後の研究の土臺をなしてゐると見る事ができるやうである。

1925年にウラジオ大學の KLJUKIN は「イル汗アルゲンは1289年にフィリップ

- 1) 村山, 成吉思汗碑文の解讀, TôYôGo KENKYU, No.4, 59 頁以下; S. MURAYAMA, Über die Inschrift auf dem „Stein des Čingis“, ORIENS, Vol. III, Nr. 1, Leiden, 1950, s. 108 u.f.
- 2) P. PELLIOR, Les Mongols et la Papauté, Paris, 1923.

プ4世に何について書いたか」といふ研究を發表した。また優れた蒙古學者コトウィチは次の研究を發表した。

W1. Korwicz, En marge des lettres des il-khans de Perse; Quelques mots encore sur les lettres des il-khans de Perse retrouvées par Abel-Rémusat, Collectanea Orientalia, 10, Wilno, 1936.

残念ながら私はこの論文を見たことがない。しかしそのうちに見る機会が来るであらうと思ふ。ポッペはこの論文について次のやうに書いてゐる。

「…現在、13世紀乃至14世紀の幾つかの記録に関するかなり廣汎な研究が存在する。就中、フランスの Philippe le Bel 宛の蒙古のイルカン達の手紙がそれである。これは幾度か研究された。この方面の最もよい勞作は Korwicz の手になるものである。これらの本文に對するこれ迄の凡ての翻譯のうちで最も正確なものと、最も根本的な言語學的註釋は Korwicz の手に成る。とは言へこれらの手紙と關連した凡ての問題が既に解決されたとは言ひきれない。何故なら本文に現れる若干の單語の讀み方と翻譯とは未だ色々な疑問をなげかけるからである。そこでイルカン達の手紙は更に研究されたいし、これに関する研究は繼續されなければならない。」³⁾

ここには SCHMIDT の讀み方と解釋を先づ示しておく。

Möngkä Tägrin kütschündur, Chaghanu Ssü dur

Ewig Gottes {in der Kraft des Kaisers durch {den das
durch die ...

.....Argun ; ügä manu. Irad Barans a!

{Schutzgenius Wort unser. Roi de France!
{Glücksgestirn

Namduni tschi Mar Bar Sseurma Ssachora terigüten
zu mir du vornehmlich

iltschin jar ötschidschu ilärun : Il-Chan
Gesandten durch vortragend hast geschickt: Des Il-Chans

3) N. POPPE, Stand und Aufgaben der Mongolistik, ZDMG, Bd. 100, Heft 1, S. 56; 村山譯, 蒙古學の狀態と諸課題, Azia Gengo Kenkyū, No. 2, 29頁。

tsärigüd Missirtün sük morilabâssu,..... bida bär
Truppen Ägyptens Gegend wenn marschieren würden, wir

endätsä moriladschu chamssaja,.....kämän
von hier aufbrechend würden uns vereinigen, sagend

ötschidschu iläkseni tschinu söbschijädschu, Tägriji
vortragende Botschaft deine genehmigend, Gott

salbaridschu Bars dshil äbulün ätsüs ssarada
{bittend Panther-Jahr des Winters letzten Monat
{vertrauend

moriladschu chaburun tärigün ssaraïn arban-tabuna
aufbrechend, des Frühlings ersten des monats fünfzehnten (原文は fünf-
zehnten)

Dimiski baghōja, kämābāi. Edügä ünän
{in Damask wir werden lagern, habe ich gesagt. Jetzt wahres
{bei

ügä dur jän..... kürün, tsärigüd jän.....
Wort zu {deinem gelangend, Truppen {deine
{eigenem {eigene

bolsaldur.....ilädschu, Tägrida mör.....
zum bestimmten {Ort schickend, von Gott {Glück
{Termin {Bahn

öktädschu,.....tädä irgä abubâssu.....Urislimi
gegeben werdend jenes Volk wenn wir {nehmen Jerusalem
{besiegen

tana öggüja.....Kem bolsal chodshidadshu,
an Euch wir werden geben. {Zeitmass u. Ort versäumend,
{Sammelplatz

tsärigüdi ärgegülbâssu.....jacho sokicho ?
die Truppen wenn sie herumgetrieben werden, wie würde es

..... Choina bar gänubâssu.....jaghon
sich schicken? nachher wenn man dumm) ist, welchen
rathlos)

tussa? Bassa alibär kälän aman iltshin jär
Nutzen? Ferner allerlei Zungen Mund} Gesandten durch
Sprache}

jän Dshigurä agholghan Barangkudun ghasarun
deine (?) darbringend, den Franken des Landes
leigene

tangssugud..... schinägud ildeb önggäten kürük
Annehmlichkeiten und Seltenheiten} verschiedenfarbige Bilder
Neuigkeiten}

öktschu... iläbässu ; ker ba ssojorchachoiiji
wenn gebend geschickt würden; wie auch es verliehen wer-

..... Tägrîn kütschün Chaghanu Ssü
den wird Gottes Kraft und des Kaisers Schutzgenius}
Glücksgestirn}

mädätugäi,... kāmān Muskäriil Churtschiji iläbäi
mögen es wissen, sagend den Muskäriil Churtschi ich habe

..... Bitschik manu Üker dshil sunu.....
geschickt. Brief unser Ochsen-Jahr des Sommers

täriigün ssarain... dshirgughan chaghotschidat
ersten des Monats den sechsten der alten }
abnehmenden}

Kündülāna bököi dur bitschibäi.
in Kündülān seyend ist geschrieben
bei

SCHMIDT, Op. cit., S.7 u.f.

彼は次いで次のやうな譯を附してゐる。誤解が生じないやうに原文のまま引用する。

„Durch die Kraft des ewigen Gottes und durch den Schutzgenius (das Glücksgestirn) des Kaisers—Argun—unser Wort.

Roi de Frans*! Du hast mir durch den Gesandten Mar-Bar-Ssevma-

Ssachora folgende Botschaft vorgetragen: ≪ Wenn die Truppen des Il-Chan gegen Missir (Ägypten) ins Feld ziehen, so würden wir, von hier aufbrechend, uns mit ihnen vereinigen. ≧ Diese deine vorgetragene Botschaft vertrauend, im letzten der Wintermonde des Panther-Jahres aufbrechen und den fünfzehnten des ersten Frühlingsmondes zu Damaskus lagern werde. Wenn du jetzt, dein Wort als wahr erfüllend, deine Truppen zu bestimmten Zeit und Stelle schicktest, so werden wir, wenn wir mit Gottes Hülfe jene Völker besiegen, euch Jerusalem überliefern. Wenn das bestimmte Zeitmaass und der Sammelplatz versäumt und die Truppen (zwecklos) herumgetrieben würden, wie würde dies sich schicken? Und wenn man nachher keinen Rat weiss, welchen Nutzen hätte man? Ferner (wäre es gut), wenn du durch Gesandte von allerlei Zungen und Sprachen Tribut (?) darbringen, von den Annehmlichkeiten und Seltenheiten des Frankenlandes nebst Bildern von verschiedener Farbe (Art) sendend überreichtest. Wie es verliehen werden wird, mag die Kraft Gottes und der Schutzgenius (das Glücksgestirn) des Kaisers wissen (entscheiden). Also meldend, schicke ich den Muskäriil Churtschi. Unser Brief ist im Ochsen Jahre (1289), den sechsten des alten (abnehmenden) ersten Sommermondes während des Aufenthalts in (bei) Kündülān geschrieben.“ (Schmidt, op. cit., s. 19 u. f.)

原文は34行より成り、最初の3行は高く、第4, 5, 6, 7行は低く、第8行以後は高くなつてゐるが、第9行と第20行, 29行, 30行は特別に高い。34行は低い。原文は次のやうなウイグル文字で書かれてゐる。

* Im Original *Irād-Barāns*; die Mongolen haben bekanntlich kein F, und können das R am Anfang eines Wortes nicht ohne vorstehenden Vocal aussprechen; wie denn auch ihre Sprache kein einziges mit einem R anfangendes Wort aufzuweisen hat. *Abulfaradsh* nennt in seiner Geschichte der Dynastien den König von Frankreich *Rede-Frans*.

I₁ mēm, waw, nūn kāph, kāph, āleph
m o n g k e = moŋke

I₂ taw, nūn, kāph, rēš, yod = tŋri
t n g r i

I₃ yod, yod, nūn = yin
y i n

I₄ kāph, waw+yod, šādhē, waw, nūn, dāleth, waw, rēš
k ü č u n d w r = küčundur

II₁ hēth, āleph, hēth, āleph, nūn waw
q a r a n u = qarānu

II₂ šīn, waw, waw
s u u = suu

II₃ taw, waw, rēš
t u r = tur

III₁ āleph, āleph, rēš, hēth, waw, nūn
a r r u n = Arṛun

III₂ āleph, waw+yod, kāph, āleph
ü g e = üge

III₃ mēm, āleph, nūn, waw
m a n u = manu

IV₁ āleph, yod, rēš, āleph, dāleth,
i r a d = irad

IV₂ pē, āleph, rēš, āleph, nūn, šīn āleph
B a r a n s a = Baransa

V₁ nūn, āleph, mēm, dāleth, waw, nūn, yod
n a m d u n i = namduni

V₂ šādhē, yod
č i = či

V₃ mēm, āleph, rēš
m a r = mar

V₄ pē, āleph, rēš
b a r = Bar

VI₁ šīn, āleph, bēth, mēm āleph
S e w m e = Sewme

VI₂ šīn, āleph, hēth, waw, rēš āleph
S a q u r a = Saqura

VII₁ taw, āleph, rēš, yod, kāph, waw, dāleth, āleph, nūn
t e r i g u t e n = teriguten

VII₂ āleph, yod, lāmedh, šādhē, yod, nūn
i l č i n = ilčin

VIII₁ yod, yod, āleph, rēš
i y e r = iyer

VIII₂ āleph, waw, yod, šādhē, yod, šādhē, waw
ö č i j u = öčiju

VIII₃ āleph, yod, lāmedh, āleph, rēš waw, nūn
i l e r u n = iler-un

IX₁ āleph, yod, lāmedh
i l = Il

IX₂ hēth, āleph, nūn waw
q a n u = qanu

IX₃ šādhē, āleph, rēš, yod, kāph, waw, dāleth
č e r i g u d = čerigud

IX₄ mēm, yod, šīn, yod, rēš waw, nūn
m i s i r u n = misir-un

X₁ yod, waw, kāph
j u g = jug

- X₂ mēm, waw+yod, rēš, yod, lāmedh, āleph, pē, āleph, šin, waw
m ö r i l a b a s u
=mörilebesu
- X₃ pē, yod, dāleth, āleph
b i d a =bida
- X₄ pē, āleph, rēš
b e r =ber
- XI₁ āleph, nūn, āleph, dāleth, āleph, šādhē, āleph
e n e d e e č e =enedeče
- XI₂ mēm, waw+yod, rēš, yod, lāmedh, āleph, šādhē, waw
m ö r i l e j u =morileju
- XI₃ hēth, āleph, mēm, šin, āleph, yod āleph
q a m s a y a =qamsaya
- XII₁ kāph, āleph, mēm, āleph, nūn
k e m e n =kemen
- XII₂ āleph, waw+yod, šādhē, yod, šādhē, waw
ö č i j u =öčiju
- XII₃ āleph, yod, lāmedh, āleph, kāph, šin, āleph, nun yod
i l e g s e n i =ilegsen i
- XII₄ šādhē, yod, nūn, waw
č i n u =činu
- XIII yod, waw, pē, šin, yod, yod, āleph, šādhē, waw
j o b s i y e j u =jōbsiye,u
- XIV₁ taw, nūn+kāph, rēš, yod yod, yod
t n g r i y i =tḡri-yi
- XIV₂ yod, āleph, lāmedh, pē, āleph, rēš, yod, šādhē, waw
j a l b a r i j u =jalbariju
- XIV₃ pē, āleph, rēš, šin
b a r s =bars

- XIV₄ yod, yod, lāmedh
j i l =il
- XIV₅ āleph, waw+yod, pē, waw, lāmedh waw, nūn
ü b u l u n =übul-un
- XV₁ āleph, šādhē, waw, šin
e č u s =ečus
- XV₂ šin, āleph, rēš, āleph dāleth, āleph
s a r a d a =sara-da
- XV₃ mēm, waw+yod, rēš, yod, lāmedh, āleph, šādhē, waw
m ö r i l e j u =mörileju
- XV₄ hēth, āleph, pē, waw, rēš waw, nūn
q a b u r u n =qabur-un
- XVI₁ taw, āleph, rēš, yod, kāph, waw, nūn
t e r i g u n =terigun
- XVI₂ šin, āleph, rēš, āleph yod, yod, nūn
s b a r a y i n =sara-yin
- XVI₃ āleph, āleph, rēš, pē, āleph, nūn
a r b a n =arban
- XVI₄ taw, āleph, pē, waw, nūn āleph
t a b u n a =tabun-a
- XVII₁ taw, yod, mēm, yod, šin, hēth, yod
t i m i s q i =Timisqi
- XVII₂ pē, āleph, hēth, waw, yod āleph
b a r u i a =barui-a
- XVII₃ kāph, āleph, mēm, āleph, pē, āleph, yod
k e m e b e i =kemebei
- XVII₄ āleph, dāleth, waw, kāph, āleph
e d u g e =eduge

- XVIII₁ āleph, waw+yod, nūn, āleph, nūn
ū n e = n =ünen
- XVIII₂ āleph, waw+yod, kāph, āleph
ū g e =üge
- XVIII₃ taw, waw, rēš
t u r =tur
- XVIII₄ yod, yod, āleph, nun
i y e n =iyen
- XVIII₅ kāph, waw+yod, rēš, waw, nūn
k ü r u n =kürun
- XIX₁ šādhē, āleph, rēš, yod, kāph, waw, dāleth
č e r i g u d =čerigud
- XIX₂ yod, yod, āleph, nūn
i y e n =iyen
- XIX₃ pē, waw, lāmedh, šādhē, āleph, lāmedh, dāleth, waw, rēš
b o l j a d u r =boljaldur
- XIX₄ āleph, yod, lāmedh, āleph, šādhē, waw
i l e j u =ileju
- XX₁ taw, nūn+kāph, rēš, yod taw, āleph
t n g r i t e =tʒri-te
- XX₂ mēm, waw+yod, rēš
m ö r =mör
- XX₃ āleph, waw+yod, kāph, dāleth, āleph, šādhē, waw
ö g d e j u =ögdeju
- XX₄ taw, āleph, dāleth, āleph
t e d e =tede
- XX₅ āleph, yod, rēš, kāph, āleph
i r g e =irge

- XXI₁ āleph, āleph, pē, waw, pē, āleph, šin, waw
a b u b a s u =abubasu
- XXI₂ āleph, waw, rēš, yod, šin, lāmedh, yod, mēm yod
u r i s = l i m i =Urislimi-
- XXI₃ taw, āleph, nūn āleph
t a n a =tan-a
- XXI₄ āleph, waw+yod, kāph, yod, yod āleph
ö g i y e =ögiy-e
- XXII₁ kāph, āleph, mēm
k e m =kem
- XXII₂ pē, waw, lāmedh, šādhē, āleph, lāmedh
b o l j a l =boljal
- XXII₃ hēth, waw, šādhē, yod, dāleth, āleph, šādhē, waw
q o j i d a j u =qojidaju
- XXII₄ šādhē, āleph, rēš, yod, kāph, waw, dāleth, yod
č e r i g u d i =čerigudi
- XXII₅ nūn, āleph, mēm, āleph, kāph, waw, lāmedh, pē, āleph, šin
n e m e g u l b e s
waw
u =neme gulbesu
- XXIII₁ yod, āleph, hēth, waw
y a ʒ u =yaʒu
- XXIII₂ yod, waw, hēth, yod, hēth, waw
j o q i q u =joqiqu
- XXIII₃ hēth, waw, yod, yod, nūn, āleph
q o y i n a =qoyina
- XXIII₄ pē, āleph, rēš
b e r =ber

- XXIV₁ yod, āleph, ḥēth, waw, nūn
y a r u n = yarun
- XXIV₂ taw, waw, šin āleph
t u s a = tus-a
- XXIV₃ pē, āleph, šin, āleph
b a s a = basa
- XXIV₄ āleph, āleph, lāmedh, yod
a l i = ali
- XXIV₅ pē, āleph, rēš
b e r = ber
- XXIV₆ kāph, āleph, lāmedh, āleph nūn
k e l e n = kelen
- XXV₁ āleph, āleph, mēm, āleph, nūn
a m a n = aman
- XXV₂ āleph, yod, lāmedh, šādhē, yod, nūn
i l č i n = ilčin
- XXV₃ yod, yod, āleph, rēš
i y e r = iyēr
- XXV₄ yod, yod, āleph, nūn
i y e n = iyen
- XXV₅ yod, yod, kāph, waw, rēsāl eph
j i g u r e = jigur-e
- XXVI₁ āleph, āleph, ḥēth, waw, lāmedh, ḥēth, āleph, nūn
a r u l r a n = arulan
- XXVI₂ pē, āleph, rēš, āleph, nūn+kāph, kāph, waw, dāleth waw nūn
b a r a n g g u d u n
= barangud-un

- XXVI₃ ḥēth, āleph, šādhē, āleph, rēš waw nūn
q a j a r u n = qarun
- XXVII₁ taw, āleph, nūn+kāph, šin, waw, ḥēth waw, dāleth
t a n g s u r u d = taṅsur-ud
- XXVII₂ šin, yod, nūn, kāph, ḥēth, waw, dāleth
s i n g q o d = siṅqod
- XXVII₃ āleph, yod, lāmedh, taw, āleph, pē
i l d e b = ildeb
- XXVII₄ āleph, waw+yod, nūn+kāph, kāph, āleph, dāleth, āleph,
nūn
n = öṅgeten
ö n g g e t e
- XXVIII₁ kāph, waw+yod, rēš, waw, šin
g ü r u s = gürus
- XXVIII₂ āleph, waw+yod, kāph, šādhē, waw
ö g č u = ögču
- XXVIII₃ āleph, yod, lāmedh, āleph, pē, āleph, šin, waw
i l e b e s u = ilebesu
- XXVIII₄ kāph, āleph, rēš pē āleph
k e r b e = kerbe
- XXVIII₅ šin, waw, yod, waw, rēš, ḥēth, āleph, ḥēth, waw, yod, yod
s o y u r q a q u y i
= soyurqaquyi
- XXIX₁ taw, nūn, kāph, rēš, yod yod, yod, nūn
n g r i y i n = tṅri-yin
- XXIX₂ kāph, waw, yod, šādhē, waw, nūn
k ü č u n = küčun
- XXX₁ ḥēth, āleph, ḥēth, āleph, nūn waw
q a r a n u = qarun-u

XXX₂ šin, waw, waw

u u =suu

XXX₃ mēm, āleph, taw, āleph, dāleth, waw, kāph, āleph, yod

m e d e t u s g e i

=medetugei

XXX₄ kāph āleph, mēm, āleph, nūn

k e m e n =kemen

XXX₅ mēm, waw, šin, kāph, āleph, rēš, yod, lāmedh

m u s k e r i l =muskeril

XXXI₁ hēth, waw, rēš, sādhe, yod yod, yod

q o r č i y i =qorči-yi

XXXI₂ āleph, yod, lāmedh, āleph, pē, āleph, yod

i l e b e i =ilebei

XXXI₃ pē, yod, sādhe, yod, kāph

b i č i g =bičig

XXXI₄ mēm, āleph, nūn, waw

m a n u =manu

XXXI₅ āleph, waw+yod, kāph, āleph, rēš

ü k e r =üker

XXXII₁ yod, yod, lāmedh

j i l =jil

XXXII₂ yod, waw, nūn, waw

j u n u =junu

XXXII₃ taw, āleph, rēš, yod, kāph, waw, nūn

t e r i g u n =terigun

XXXII₄ šin, āleph, rēš, āleph yod, yod, nūn

s a r a y i n =sara-yin

XXXIII₁ yod, yod, rēš, hēth, waw, hēth, āleph, nūn

j i r r u r a n =jiruran

XXXIII₂ hēth, āleph, hēth, waw, šin, yod, dāleth taw, āleph

q a r u č i d t a

=qaručid-ta

XXXIII₃ kāph, waw+yod, nūn, dāleth, āleph, lāmedh, āleph, nūn

k ü n t e l e n

āleph

e =Küntelen-e

XXXIV₁ pē, waw+yod, kāph, waw, yod taw, waw, rēš

b ü k u i t u r =bükui-tua

XXXIV₂ pē, yod, sādhe, yod, pē, āleph, yod

b i č i b e i =bičibei

次に、原文の行と同じくローマ字で轉寫して見よう。そしてその下に傍譯を附して見る。句讀點は原文によつた。

I moŋke tŋri-yin kücundur

長生の 天の 力により

II qaŋan-u suu-tur

カガンの 福により

III Arŋun üge manu.

アルグン 言葉 我々の

IV XXX Qayan-u Irad Barans a

カガンの フランス王 よ

V XXXI qorči-yi namduni či mar Bar

我に 汝は mar Bar

VI XXXII jünu Sewm e Saqura

年 夏の Sewme Saqura

VII XXXIII jiryuran terigüten ilčin

六 書をを始めとし 使者

VIII iyer öčiju iler-un.
により申し遣はすには、

IX Il qan-u čerigud Misir-un
『イル汗の軍がエジプトの』

X jug mörilebesu bida ber
方向に上馬するならば我らは

XI enedeče mörileju qamsaya
此處より上馬して挾撃しよう』

XII kemen öčiju ilegsen-i činu
と汝が申し遣はしたのを

XIII ʔobsiyēu
嘉して

XIV Tḡri-yi ʔalbariju bars jil übul-un
天を祈つて『虎年冬の』

XV ečus sara-da mörileju qabur-un
終りの月に上馬して春の』

XVI terigün sara-yin arban tabun-a
始の月の十五日に

XVII Timisqi baruya kemebei. Eduge
ゲマスキスに下馬しよう』と言つた。今や

XVIII ünen üge-tur-iyen kürun
眞實の己が言葉に到つて

XIX čerigüd-iyen bolʔaldur ileju
己が軍隊を約束の時に派して

XX Tḡri-te mör ökteju tede irge
天に運を興へられ彼ら民を

XXI abubasu Urislim-i tan-a ögiye
奪うならばエルサレムを汝らに興へよう。

XXII kem bolʔal qojidaju čerigüdi nemegulbesu
期限, 約束の時に遅れて軍を増加させても

XXIII yaḡu ʔoqiqu. Qoyina ber genubesu
何のよきことあろう。後に悔いても

XXIV yaḡun tusa. Basa ali ber kelen
何の益ぞ。また凡ての言語

XXV aman ilčin-iyer-iyen ʔigur-e
口の己が使者により, 翼に

XXVI [h]aḡulḡan Baraḡud-un ʔaḡar-un
奔らせてフランクの國土の

XXVII taḡsur-ud siḡqod ildeb öḡgeten
見事な海青たち, 各種の色のある

XXVIII gürus öḡču ilebesu ker be soyurqaquyi
石を興へて遣はすならば如何に恩賜するを

XXIX Tḡri-yin küčün
天の力

XXX Qaran-u suu medetugei, kemen Muskeril
カガンの福知るやうに, とムスケリル

XXXI qorči-yi ilebei, Bičig manu [h]üker
帶弓箭士を派遣した。手紙を我々の牛の

XXXII ʔil ʔunu terigun sara-yin
年夏の始の月の

XXXIII ʔirḡuran qaručid-ta Küntelen-e
六舊に〔後半六日, 即ち21日に〕クンテレンに

XXXIV. būkui-tur bičibeī. s-nst i-milairU usdsas XIX
あるときに書いた。

意 譯
永遠の神の力により、皇帝の御稜威により私アルグンは汝に手紙を送る。

フランス王よ。汝はさきに私に mar (敬称。シリア語 mār に由来する言葉) Bar Sewme Saqura などの使者たちにより次のように申し遣してよこした。「イル汗の軍がエジプトの方向に遠征するならば我々は此處から挾撃しよう」と。汝のこの提議を裁可して、神に祈つて、「虎年の冬の終りの月に出征して春の初の月の15日にダマスクスに下營しよう」と私は返答してやつた。今や汝が自分の言葉を忠實に守つて軍隊を約束の時、處に派遣して、好運にも彼ら人民を征服することができるならば、エルサレムを汝らに與えよう。汝が約束の時期におくれ軍隊を増しても何のよいことがあらう。後悔しても無益だ。

また色々な言語のわかる使者たちによつて、(彼らを)至急に奔らせて、フランス國産の見事な海青、各種の寶石を賜つてよこすならば、神の力による皇帝の御稜威は大いに嘉納されるだらう。そこでムステリル帯弓箭士にこの手紙をもたせて派遣した次第である。この手紙は牛の年夏の始めの月の後半6日(即ち21日に、クンテレンに私があるときに書いたものである。

簡単な言語的註釋

I₁ moŋke (moŋka と同轉寫できる) といふ言葉が初めてウイグル字で書かれてゐる個所はグユク汗の手紙の印璽であり、そこでもこの言葉は mēm, waw, nūn+kāph, kāph, āleph と書かれてゐる。即ち第1音節の圓唇母音は前母音でなく後母音となつてゐる。また第1音節における o と ö とを一般に明確に區別する八思巴字記録においても第1音節は ö ではなく o を含んでゐる。POPPE の *Kvadratnaja Pis'mennost'* によると、moŋk'a (II₁, III₁, IV₁, VIIa2, XI1), moŋk'e (XII), moŋqa (VIIIa2) となつてゐる。元朝秘史では蒙客 (VI-12a その他) である。服部四郎は秘史では「忙」は maŋ と moŋ とを表はすために用ゐられ、「蒙」は möŋ と muŋ とを表わすために用ゐられてゐる。

と考へる(「Mongol か Mangol か」, 東方學報東京第12冊の2, 昭和16年8月, 247頁参照)。この説に従へば蒙客は möŋke と轉寫さるべきである。但し秘史には人名で忙格秃乞顔があるのは注目される。

moŋke tŋri-yin küčündür について POPPE は前掲書, 92~98頁に詳しい註釋を加へてゐる。

II₂ suu-tur 私は Dativ-Lokativsuffix が dāleth, waw, rēs と書かれてゐれば -dur と轉寫し, taw, waw, rēs と書かれてゐれば -tur と轉寫することにする。この記録では kučun-dur, boljal-dur であるが, suu-tur, bukui-tur である。即ち母音及び二重母音に終る幹でも -tur が用ゐられてゐる。チンギス汗石碑文では quriysan-tur, aldas-tur であり, グユク汗の手紙の印璽では kučun-tur, irgen-tur である。即ち, ここでは -n に終る幹に -tur が用ゐられてゐる。

suu については POPPE は前掲書, 98~101頁に詳しい註を附してゐる。更に Wl. KORWICZ, *Formules initiales des documents mongols aux XIII-e et XIV-e ss.* Roczn. Orientalist., Lwow, 1934, t.X. pp. 131-157 にこの言葉について詳述してあると言ふ。

V₁ namduni 1人稱代名詞單數與格形であるが, この形は他のところで實證されてゐない。namduni < *nama-duni の nama は文語 nama-yi 「私を」, ライデン語彙 namalā 「私とともに」, 秘史 nama-ar 「私によつて」の nama と同じである。即ち nama は 1人稱代名詞單數の casus obliquens の幹の1つである。アフガンのモゴール語の再歸的 Dativ-Lokativsuffix -dunān < *-duni-an に我々はこの -duni と同じものを見ることができよう。

V_{5,6} VI_{1,2} Schmidt は前掲書で次のやうに述べる。

「Mar-Bar-Ssewma といふ名前(単數…引用者)には更にもう1つの言葉 Ssachora が附されてゐる。これは名前か稱號である。その意味は確かめ得ない。恐らくこの言葉は Mar, Bar, Urislim 又は Urischlim と同じくシリア語である。シリア語では Sachuro は「魔術師, 占い者, 妖術者」を意味する。カルデア語では Sichuro, アラビア語では Sachir. さて Bar-Seuma は僧侶で

あつた、そして佛教徒でなかつた蒙古人の宗教儀式は魔術、占い、奇術にあつたから、僧侶と魔術師とが混同されたのかも知れない」。

VII₂ ilčin は文語 elči「使者」に對應する。八思巴字記録では elč'in である。é は狭い e を表はす。ハルハは ilč'i。

X₁ jug 文語では sādhe, waw+yod, kāph と綴られるのが普通であり、八思巴字記録でも母音はüである。kāph によつてこの言葉が前母音語であることが示されてゐるので、yod が省略されたものと見られる。

X₂ mörilebesu 第1音節が、o でなく ö であるのは注目される。文語ではこの動詞幹は morila- であり、秘史でも morila- である。mörile- は第1音節の母音iの影響によつて morila- から生じた形である。カルミュク方言の mörg「馬」、mörlxv、「騎行する」参照。

XIV₅ übul-un「冬」は文語では ebul であるが、hF'ags-pa 字記録では übul であり、秘史でも兀不勒 ubul (V-12a等) であり、ライデン語彙でも第1音節は圓唇母音を含む(Poppe, Das Sprachmaterial einer Leidener Handschrift, p. 1260)。現在知られてゐる最も古いウイグル字蒙古語記録において ebul ではなく übul (~öbul) と書かれてゐるのは注目される。服部四郎は「蒙古語の口語と文語」(蒙古學第2號)において、文語 ebesü(n), temür と口語 öws(n), tömür, との對應を地盤として口語形から類推によつて ebul といふ文語形がつけられたとなしてゐる(178, 179頁)。

XX₅ irge は對格的意味に用ゐられた casus indefinitus の形で、幹末の -n は消える。

XXI₄ ögie e「與へよう」も口語形を表はしている。ハルハ方言では ügijä「私は與へよう」(„ich will geben“)として現はれる。

XXV₃, XXVI₁ jigur-e [h]arulran は解釋に最も大きな困難を與へるやうに見える。igur-e は yigur-e と同轉寫できることばであり、文語 yegur kegur「速やかな」に對應するとも見られる(KOWALEWSKI, III, p. 2323)。しかし yegur は單獨で用ゐられることなく、また本來 „knistern, rauchen“ を意

味するので適さない。従つて jigur-e と轉寫さるべきである。N. POPPE の1952年10月29日附筆者宛私信によれば、A. K. BOGDANOVは Doklady Akademii Nauk SSSR (Série B) (年度は不明、恐らく1924~27年)の中で2つのことば(jigure arulran)を文字通りには「翼の中に入れて」(hineinlegend in ein Flügel)と譯され得るとなし、今日尙ほブリヤート人が急を要する書信に羽か翼を畫くといふことによつてこの説を裏付けようとしてゐる。

但し BOGDANOV は XXIV, XXV, XXVI を「凡ゆる報告や情報を至急に進めて」(„und allerlei Mitteilungen und Nachrichten schnellstens befördernd“)と譯してゐると言ふ。

jigure [h]arulran は「翼に(即ち至急)奔らせて」と解するのが正しいであらう。

[h]arulranは[h]arul-ra-nで、-raは使役形をつくる接尾辭であり、-nは converbum modale の接尾辭である。さて[h]arul-といふ動詞幹は秘史では ha'ul-「奔る」として出て来るし、この幹の使役形 ha'ul-qa-「奔らせる」も秘史で實証されてゐる。即ち、秘史 XIII-48b 及び XIII-49a, b には次の文がある。

Basa bida elč'in ha'ul-u-run ulus bitu'ul-u-n ha'ul-qa-mui. Ha'ul-qun elcin-u ba yabudal uda'an bui, ulus irgen-e ba jobolaq bui. Edo'e bida oqo'ata oroši'ul-u-n jug jug-un minqad minqad-ača jamč'in ula'ačin qarqaju sa'urid sa'urid jam talbi-ju elč'in-i qadaqa ugei ulus-iyar ulu bitu'ul-u-n jam-iyar ha'ul-qa-asu bol-quy-u.

この箇所は那珂通世「成吉思汗實錄」には次の如く和譯されてゐる。

「又我等の使走るに、國民に倚らしめて走らせたり。走る使のも行程遅れたり。國の民にも苦ませたり。今我等全く定むるには、處處の千戸千戸より札木臣(驛の事務を掌る人)兀刺阿臣(驛馬を掌る人)を出して、坐ども坐どもに(站を坐置くべき處處に)站(驛)を置きて、使を要事なく國民に倚らせず、站到依り走らせば可からん」。(筑摩書房版、573頁)

XXV-XXVI 行の解釋の絲口は上記の1文の中に暗示されてゐると思ふ。

XXVII_{2,3} tansur-ud siṅqod siṅqor が複数なので、形容詞 tansur も複数形となつてゐる。

XVII₃ ildeb は文語の eldeb に對應する。八思巴字記録ではこの言葉は實証されてゐないが、若し現はれるとすれば eldeb として現はれるであらう。

XXV, XXVI の解釋において筆者を助けられた N. POPPE 教授の好意に遠方から深い感謝をささげる。

コーカンド汗國の勃興と東方貿易

— フェルガナ、パミール、カシュガル邊境史の展開 (1760-1860) I —

佐 口 透

富山大學文理學部

序

I. コーカンド汗國の形成と東方關係

- i) コーカンド・清帝國外交關係の成立
- ii) コーカンドのキルギズ支配

II. コーカンド汗國の商業的發展

- i) 新疆におけるコーカンド商人
- ii) 汗權力の樹立とその東方貿易政策

序

18世紀の初頭、ウズベク族の1貴族によつてシル河上流域のフェルガナ盆地のコーカンド (Khōqand, Khokand) 市を中心として形成され、その後、帝政ロシア勢力の侵入に至るまでの100有餘年間、イスラムの軍事貴族政權を維持したコーカンド汗國の歴史については歐露側の史料文献は必ずしも乏しくはない。これらの史料文献は (a) 土着ウズベク作家の年代記、(b) 歐露人の紀行見聞記、(c) これらの資料を使用して研究編述された史學的文献に大別することができよう。しかしヒヴァ (Khiva)、ブハラ (Bukhara) 兩汗國の場合と同じくコーカンド汗國史の研究特にその社會史的研究は中央アジア近世史上の重要性にも拘わらず必ずしも豊かではない。さらにコーカンド汗國の對外關係において中央アジア史上よりも注目に値すると考えられる清帝國內陸アジア邊境——東トルキスタン・新疆との諸關係については歐露側の史料と在來の研究は餘り豊かであると言えぬ。それ故、現在の著者は在來の内外の諸業績を参照しつつ、コーカンド汗國即ちその汗、貴族及び土着商人らがロシア勢力の浸潤

とヤクブ・ベク政権の出現に至るまでの時期において（ほぼ1760—1860年間を含む）清帝國領新疆との間に有した政治的・經濟的諸關係を、未だ十分整理されていない清朝側の根本史料を通じて、フェルガナ・パミール・カシュガル邊境史の展開として、考察叙述しようと試みるものである。随つてコーカンド汗國自體の社會史的考察に至つては之を他日に譲らねばならない。

史料と文献

本研究で参照された史料文献の主要なものについて簡単に註記する。V. P. NALIVKIN, *Kratkaya istoriya Kokandskogo Khanstva*. Kazan, 1886. このフランス語譯 A. DOZON: V. P. NALIVKINE, *Histoire de khanat du Khokand*. 1889. (以下引用はDOZON本により, NALIVKIN と略稱する)。本書はロシア人たる該著者が土着史料に基いて編纂したもので根本史料と同格に近い。但し本書の記述には不分明、矛盾の點が多く利用には注意を要すると言われる。旅行記には MIR IZZET-ULLAH のものがあり、各種の譯本があるが本稿では HENDERSON 英譯の *Travels in Central Asia by MEER IZZUT-ULLAH in the years 1812-13*. Calcutta, 1872 と KLAPROTH 佛譯の MIR IZZET-ULLAH, *Voyage dans l'Asie Centrale*. Magasin Asiatique, 1826 を利用した (以下 IZZET ULLAH と略稱する)。次に Philippe NAZAROV, *Voyage à Khokand, entrepris en 1813 et 1814*. Traduite par KLAPROTH. Magasin Asiatique, 1825 (以下 NAZAROV と略稱する), W. H. WATHEN, *Memoire on the U'sbeck State of Kokan, properly called Khoqand (the Ancient Ferghana) in Central Asia*. JAS of Bengal, III, No. 32, 1834, pp. 369-378 (以下 WATHEN と略稱する) があり、他に、T. D. FORSYTH, *Report of a Mission to Yarkund in 1873*. Calcutta, 1875 (以下 FORSYTH と略稱する) が役立つ。史學的著作としては H. H. HOWORTH, *History of the Mongols. Part II, Division ii of Uzbeq* の項は古いながら総合的であり (以下 HOWORTH と略稱する), V. V. BARTOLD, *Istoriya ku. turko' zni Turkestana*. Leningrad, 1927. の V 章 *Uzbetskie Khanstva の Kokandskoe Khanstvo* の項は都市文化生活史の概要であるがコーカンド汗國史そのものに關する彼の研究の萃でもある (以下 BARTOLD と略稱する)。その他 V. V. VEL'YAMINOV-ZERNOV, V. V. GRIGOR'EV, P. S. SAVAL'EV の特殊研究もあるがここでは觸れない。P. P. IVANOV, *Kazakhi i Kokandskoe Khanstvo (K istorii ikh vzaimootnošenij v načale XIV v.)*, ZIVAN, VII, pp. 92-128 はカザフとの關係を主題としているが新史料を利用した最新の研究の 1 つでコーカンド汗國史自體にも觸れている (以下 IVANOV, *Kazakhi* と略稱する)。同著者の *Vosstanie Kitaj-Kipčakov v Bukharskom Khanstve 1821-1825 gg.* Moskva, 1937 はウズベク社會史上の特殊問題を扱っている (以下 IVANOV, *Kitaj-Kipčaki* と略稱する)。我が國の研究としては羽田明教授の諸業績が唯一のものである。即ち「トルキ

スタン史—近世」(支那周邊史下巻, 1943年), 「清朝の回部統治政策」(清朝の邊疆統治政策, 1944年) のそれぞれに清朝とコーカンド汗國との關係について簡明な概説があり、私も羽田教授の研究成果に負うところ多大である。清朝史料としては歷朝の實錄、永貴編・蘇爾德增補の「回疆志」(「新疆回部志」はこの異本, 乾隆37年(1772)); 椿園「西域聞見錄」, 乾隆42年(1777); 「西域圖志」, 乾隆47年(1782); 和寧「回疆通志」, 嘉慶9年(1804); 「新疆識略」, 道光1年(1821) などの他、特に重要なものは那彥成「那文毅公籌畫回疆善後事宜奏議」(那文毅公奏議, 卷74-80) である (以下、那彥成と略稱する)。他に、魏源「聖武記」, 道光26年(1846) も参照するに足る。方略類は我が國に存しないものがあり、今は利用し得なかつたが、他日の補訂に俟ちたい。

1. コーカンド汗國の形成と東方關係

i) コーカンド・清帝國外交關係の成立

18世紀初頭のフェルガナの内部状態は史料が極めて乏しいので不明確な點が多いが、ここでは暫らく舊來の通説に従つてコーカンド汗國の起源について見よう。18世紀初頭のフェルガナはブハラ汗國のエミール政権の名目的な支配下に在つたが政治的統一は見られず、各地にウズベクのベクたちやホージャらが割據しており、北方のタシュケント地區にはホージャと共に大オルドに屬する遊牧カザフ人が據つていた。その頃ウズベク族出身の Shah-Rukh bek (cir. 1710) なるものが徐々に支配權を擴大しその子 Abdur-Rahim bek を経てその弟 Abdul-Kerim bek (†1746) の時、今の Khokand の都を建設してここを中心としてフェルガナの政治的統一に着手し Abdur-Rahim の子 Irdana bi (即ち清朝史料の額爾德尼伯克 Erdeni bek 1746?-1770) の時フェルガナのウズベク貴族やホージャらを服従させてほぼ統一政權を樹立したと言われている¹⁾。當時フェルガナにはコーカンド(霍罕または浩罕と寫す)の他にその東方にアンディジャン(安集延, Andijan), マルギラン(瑪爾噶朗, Margilan), ナマンガン(那木罕, Namangan) の諸都市があり、「諸城, 皆, ベク(伯克)

1) Howorth (p. 816), NALIVKIN, BARTOLD などの通説に據る。Bellew, *History of Kashghar* (FORSYTH, p. 191所收) にもコーカンド汗家の始祖説話が傳えられているが、この問題については本稿ではふれない。

有り、而してコーカンドのエルデニは之が長爲り、衆、咸〔みな〕、命を聽く²⁾とか、「4城の人、皆、其の汗の阿拉巴圖〔albatu、隸民の意〕なり³⁾」などという清朝側の報道は類型的表現ではあるがエルデニ・ベクがフェルガナ地方を統一しており、國家とまでは言えないにせよコーカンド汗國と呼びうるのはアリム汗時代からである一少くとも獨立的政權の支配者となつていたことを傍證している。當分の間これをコーカンド政權と呼ぶこととする。しかし北方の重要都市タシュケントは當時ユヌス・ホージャ (Yūnus Khwāja) とカザフ人の支配下に在り、西南のウラテュベ (Uratübe)、ホジェンド (Khojend) の2都市もコーカンド政權外にあつたのである⁴⁾。エルデニ・ベクがフェルガナをほぼ統一したのは18世紀の中葉であろうが、時あたかも滿洲王朝の勢力が中央アジアに伸張し1755—57年にはジュンガル部を完全に征服し、次いでカシュガル・ホージャ政權の打倒を目指してカシュガル邊境に向つて進軍し、乾隆24年 (1759) 清朝の將軍兆惠はパミール山中のキルギズ部を撫定してフェルガナに達しコーカンド政權の朝貢を促すに至つて、コーカンド政權と清帝國との外交關係が発生することとなつた。清朝としては「霍集占 (Khwāja Jihān) 兄弟はコーカンド城のエルデニ・ベクと好を交う。將來或いは往いて相投ぜん、カシュガルの西に岐路3有り、大兵が賊を擒えんと欲せば必ず先づ此の3岐の要隘に據る。因りて檄をエルデニ・ベクに傳えて、曉すに利害を以てせよ⁵⁾」という如く、ホージャ兄弟 (いわゆる大小和卓木) がフェルガナに逃匿することを豫想して清朝はその軍事力を背景としてエルデニの服屬を促さんとしたのである。その経過を概観するに、乾隆24年 (1759) 9月兆惠は「侍衛の達克塔納らを遣わし檄をコーカンドのエルデニ・ベク、マルギラン、アンディジャン、ナマンガン等の城、並びに布魯特 (Burūt、即ち Kirghiz) の額德格納

2) 西域圖志 45, 5r. 藩屬 2.

3) 西域聞見錄 3, 4v, 外藩列傳の上

4) IVANOV, Kazakhi に詳述されている。Uratübe 市は長くコーカンドとブハラとの係争地であつた。

5) 高宗實錄〔以下、高宗、と略す〕、卷588, 10r-v. 乾隆24年6月乙卯條の上諭による。

(Edigenü) 等の部落に傳えしめた」ところエディゲヌ部の阿濟畢 (Aji bi) とエルデニは俱に歸順し、並びにアヂ・ビの國書を齎呈した⁶⁾。次いで同年11月エルデニ・ベクは4城を將〔も〕つて清朝に歸附し⁷⁾、25年 (1760) 1月エルデニは遣使入覲し⁸⁾、ここにコーカンド政權は清帝國の藩屬國となつたのである。この時、入覲の使節となつたトクトマハ墨特 (Toqto-Muhammad) はアンディジャンのベクであつたが⁹⁾、恐らくハキム・ベク (都市の長官) の如き有力なベクであつたかと思われる。またマルギランの「伊拉斯呼里拜伯克はその屬を以て清に内附し、ナマンガンもコーカンド、アンディジャンと共に清に附した」という¹⁰⁾。これを見るとフェルガナの各都市はそれぞれ獨立の統治者を有していたかの如くであるが、恐らく彼らはエルデニの統制下に在つたとすべきである。NALIVKIN によると當時アンディジャンのハキムとして Bek Iris-Koul-by が勢力を有していたことを傳えているが¹¹⁾、西域圖志の伊拉斯呼里拜はこの Iris-Koul-by (イリス・クール・ビ) に當ること確實と思われ、たゞマルギランのベクとなつている點の相違がある。アンディジャン、マルギランの何れにせよイリス・クール・ビはハキム・ベクであるから1都市の支配者であり、NALIVKIN によるとエルデニの死後その後繼者の擁立に役割を演じており、コーカンド・ベクの権力は未だ弱體で中央集權は確立していなかつたようである。エルデニを繼いだナルバータ (Narbata、那爾巴圖)・ベクの時代になるとその子弟を各都市のハキムに任命し貴族勢力を抑えて次第に國家權力を

6) 高宗596, 24r-v, 乾隆24年9月庚申。なお西域聞見錄 3, 4v, 安集延條に「其の汗額得訥」とある額得訥はエルデニ (Erdeni) を不正確に寫したのか、又は額得格訥 (Edigenü) に當るとすれば棒圖の誤解ということになる。

7) 高宗 600, 30r, 乾隆24年11月戊午。西域圖志45, 5r にもコーカンド朝貢の過程が要記されている。

8) 高宗604, 12v-13r, 乾隆25年1月乙卯。高宗 606, 1r-2r, 乾隆25年2月丙子朔にはエルデニに賜うた勅書が記載されている。

9) 西域圖志45, 5r, 高宗604, 12v, 乾隆25年1月乙卯に見える陀克塔瑪特も同人である。

10) 西域圖志 45, 7r, 共に乾隆24年のことである。

11) NALIVKIN, p. 81.

確立していつたのである¹²⁾。さてエルデニによつて代表されるコーカンド政権が名目的にせよ滿洲王朝の藩屬國となることを容易に承諾したのはエルデニ政権が成立後なお日浅く、未だ弱體のため、清帝國の軍事力を警戒したが故であり、また内陸アジアに強力なる支配權を樹立した清帝國と外交關係を結ぶことにより己れの權威を高め、同時に享受しうる東方貿易の利益に均霑し、さらには東方パミール、カシュガル邊境の安定を維持しエルデニのフェルガナ統一完成の目標たるタシュケント市及び遊牧カザフ人の征服、さらに西南のホージェンド、ウラテュベ征服に全力を注がんと計つたものであることはこの後のコーカンド政権の動向よりして十分に豫知しうるところである。

ところでこのようにして成立した藩屬・朝貢關係はいかなる性格を持ち、いかに發展したであろうか。宗主國たる清朝側よりすれば、コーカンド政権はキルギズ、カザフなどと共に不定期朝貢國の列に入つている。乾隆25年(1760)9月エルデニが「遣使して白馬を買し」、27年白鷹を買していることなどは朝貢關係成立直後の恭順なる態度を示すものに他ならぬ¹³⁾。清朝はキルギズに對してもコンカドに對しても「一切の事務は俱にカシュガル、ヤルカンドに駐割せる大臣らの節制に遵わしむ¹⁴⁾」とか、「一切はカシュガル、ヤルカンド大臣らの命令を稟遵せしむ¹⁵⁾」というように外交事務(例えば入貢のことなど)はカシュガル參贊大臣と折衝せしめた。即ちコーカンドの使臣(elčin という)はカシュガル參贊大臣の許へ遣使入貢し、該大臣より北京へ入奏し、通常は使臣に諭帖と賞件を給して本國へ遣回し、皇帝の許可あれば入觀を許された¹⁶⁾。その場合は大たいウイグルの年班ベクたちに随同して入觀するのが原則であつた。さて嘉慶14年(1809)の那彥成の奏によると「舊案を檢査するに、乾隆24

12) NALIVKIN, pp. 87, 89, 91, 93 などによつて知りうるが詳細は略する。

13) 西域圖志 45, 5r. 高宗 678, 18r-19r, 乾隆28年1月己巳にも遣使入觀のことが傳えられている。

14) 高宗 678, 18v-19r, 乾隆28年1月己巳

15) 高宗 866, 16v-17r, 乾隆35年8月甲申

16) 宣宗 19, 9r-10v, 道光1年6月乙酉(ブハラ入貢に関する記事について)、なお、

II-i の註 102 の WATHEN の報道参照。

年コーカンドが通使せしより今年に至るまで、共に23次¹⁷⁾とあり、それは乾隆24, 26, 30〔2回〕, 31, 32, 34〔3回〕, 35, 36, 37, 38, 41, 47, 48, 53, 56, 57, 60, 嘉慶1, 4, 7, の各年で、これらはカシュガルへの通使即ち遣使入貢を意味し約50年間(1760—1809)に23回となつている。或いは「3年5年に1次、人を差して請安進貢す¹⁸⁾」というように3—5年に1回くらいの通使が、常例であつたらしい。これに對し「コーカンドは乾隆年間に在りて曾つて8次遣使入觀するを經たり¹⁹⁾」というによれば乾隆25—60年(1760—95)の36年間にコーカンドの北京入觀は8回で平均5年に1回の入觀を許されていたことを知りうる。要するにコーカンド汗國の朝貢關係はカシュガルへの通使(遣使入貢)と北京入觀とに區別しておくことが必要である。而して道光6—7年(1826—27)におけるホージャ家のジハンギル(張格爾 Jihāngīr)の反亂によつてコーカンド汗國と清帝國との外交關係が緊張し、約5年間斷絶した時期を除けば1850年代までコーカンドの朝貢國としての遣使入觀は不定期に行われていたのである(後述)。

以上はコーカンド政権の清帝國に對する朝貢關係の成立を外面的に考察したのであるが、コーカンド政権が國境を接する清帝國邊境の新疆・東トルキスタンとどのような實際上の關係を持ち、いかなる交渉を保つていたかについて見よう。さて1760年代におけるフェルガナの主權者エルデニ・ベクが清朝に朝貢關係を結んだのは大清皇帝の徳風になびいたわけではなく、それは國內の強化、對外發展の準備及び貿易の利益という現實的要求に由るものに過ぎず、清帝國の軍事力には一應警戒したものの、フェルガナ東方邊境の遊牧キルギズ人の征服を實行し、新疆のウイグル人と密かに連絡し、またホージャ家を保護しつつ、來るべき「コーカンド汗國」の建設を企圖しつつあつたのである。即ち、すでに朝貢關係成立後2年の乾隆27年(1763)の上諭によると

永貴ら奏す、コーカンドのエルデニ・ベクが復〔返〕す所の書札に謂う、前に使人を遣わし諭旨を奉有し、伊〔エルデニ〕を指して汗(khān)と爲す、且つ

17) 那彥成 19, 4r-8r, 嘉慶14年8月1日の奏文〔以下日附のみ記す〕。

18) 那彥成 19, 14v, 嘉慶14年12月20日

19) 宣宗 15, 9v, 道光1年3月己巳

カシュガル嶺を以て界と爲さんと。此の種種の謬妄は皆、永貴らが従前伊に給するの書が詞氣懦弱の致す所の似[ごと]し。永貴らに傳諭著[せ]しめ再び書を發するを行い、嚴に飭[いま]しめて云え、向來、爾に寄する書は俱にベクと稱す、何ぞ妄りに自ら汗と稱するを得んや、又、何ぞ嘗つてカシュガル嶺を界と爲すの旨を奉有せしや²⁰⁾という事實が伝えられている。即ち當時エルデニはコーカンド政權においては1箇のベク又はエミール(emīr)であり、ブハラのエミールにも名目的に従属し、汗(khān)の稱號を有せず²¹⁾、清朝も彼をベクとして待遇したのであるが、そのエルデニが宗主國清朝に對して敢えてハンを僭稱し、さらにカシュガル嶺を以て新疆とコーカンド政權の國境と定めることを要望せんとしたところからエルデニの野心の一端はすでに窺われると言つてよい。このカシュガル嶺はフェルガナと新疆との境界を分つ2嶺を指し、後に嶺東は回部、嶺西はコーカンド領となつたというが²²⁾、當時は嶺西は清朝藩屬のキルギズのエディゲヌ部などの遊牧地で、これをコーカンド領域と稱することは清朝の宗主權を無視侵害する行爲として清朝側に非難されたのである。後述するように〔I-ii 参照〕、この當時はエルデニはエディゲヌ部の征服と植民地化を進めており、これが清朝の宗主權を侵害する行爲と見られたのであるが、いずれにせよコーカンド政權の東方發展の萌芽はすでに朝貢關係成立後2年にしてエルデニの言動の中に窺われるのである。次にエルデニとカシュガルの親コーカンド派の有力ベクとの内通問題が擧げられる。即ち「カシュガルのイシック・アガ・ベクの阿布都喇伊木(Abdur-Rahim)は原[も]と布拉呢敦(Burkhan ud-Din)、霍集占(Khwāja Jihān)の信用の人に係わる。大兵が城に臨むに因り、始めて降附を行う。屬人をして外藩に赴き貿易せしむる毎に内地事務を漏洩す²³⁾」と言われ、

20) 高宗 676, 23r-v, 乾隆27年12月辛丑(1763年に當る)

21) ナルバタの次のアリム(1798-1809)に至つて始めて汗を稱した。それ故フェルガナの獨立ウズベク政權はアリム以後、汗國と稱するに値する。

22) 徐松、西域水道記 1, 18v-19r

23) 高宗 707, 10v-11r, 乾隆29年3月癸酉

アブドルラヒムは「常にエルデニに書を致して通問し、27年(1762)冬、伊の親屬の摩羅郭帕和卓をして書をエルデニに致し、告ぐるに鄂斯(Osh)遊牧を索取するの1事は、並して[清が]未だ兵を用いず、將來遣使到るの日は遠迎に必[およ]ばずとし、並びに内應を爲し、同じくカシュガルを取ると約²⁴⁾」したという。これは後述するようにエルデニが征服したキルギズ部のオシュ地方(アンディジャン東南)を清朝の命により一應返還した際の事情を示すものであるが、要するにカシュガルのホージャ派の有力ベクとコーカンド・ベクとの密接な連絡策應の事實を物語るものである。このことが發覺してアブドルラヒムは處刑されたが乾隆帝はエルデニに次のような勅書を發した。「設[も]し爾が竟に約する所の如くカシュガルを襲取せば、豈思わざるやヤルカンド、アクスッ、ホタンに皆官兵有り、イリに將軍大兵の駐劄する有り。爾能くカシュガルを守らん乎。恐らく大兵一たび至らばコーカンド、アンディジャンは盡く殄滅せん、之を悔ゆとも何ぞ及ばん」と警告している²⁵⁾。勅書に述べているごとくエルデニがアブドルラヒムと連繫してカシュガルを軍事占領する計畫があつたか否かはその後の諸種の報道よりして全く疑問であるが、コーカンドがウイグル人、特にホージャ家と密接な關係あるカシュガルのベク階級と親縁關係を有し、機會あらば東方新疆の一角へ進出しようとする意欲を有していたであらうことは否定できない。この事件の直後、エルデニは清朝軍の進攻を豫想して防備を固め、このことは清朝側をしてエルデニの侵攻態勢と誤斷せしめたようであるが²⁶⁾、上諭にも「設しエルデニが果して内地を侵擾するの力有らば何ぞアブドルラヒムと協謀して事を擧げずしてその敗露を坐視するや²⁷⁾」と上記の上諭と一見相反する事實を述べているのによると結局コーカンドには新疆を侵擾する能力がなかつたのであり、間もなく清朝の使節がコーカンドに至つた時「エルデ

24) 高宗 715, 3r-v, 乾隆29年7月丙寅

25) 高宗 715, 6r, 乾隆29年7月丙寅

26) 高宗 718, 11r-12r, 乾隆29年9月庚申; 高宗 719, 8r-9r, 乾隆29年9月壬申

27) 高宗 721, 4r-5r, 乾隆29年10月乙未

ニ・ベクは城を出て恭しく勅諭を迎えた²⁸⁾とあり、エルデニの態度は恭順であり、當分の間、軍事行動の可能性はなかつたと見てよい。しかしコーカンドは滿洲人に征服された東トルキスタンのウイグル人にとって精神的支柱であり、特にカシュガル・ホージャ家を庇護していたエルデニ・ベクは絶えず新疆特に西部地帯のウイグル人に有形無形の援助を行い將來の東方發展の温床を用意していたのである。乾隆30年(1765)、ウシュ(烏什)においてウイグル人の反亂が勃發した。このいわゆるウシュの回亂はベク及び滿洲人官吏の横暴と苛斂誅求に反抗して起つた民衆暴動であつたが、ウシュが清朝軍に包圍されている間ウシュ城のウイグル人はコーカンドに援助を求めている。即ちウシュの「ガザナチ・ベク沙資雅東(Shah Jiyadun?)及びアンディジャン回人はコーカンドのエルデニ・ベクへ往いて援を求めた²⁹⁾」。別の報道によれば「ウシュの逆回は……潜かにその黨の巴布敦を遣わしアンディジャン貿易回人と偕に書幣を齎らし、間道[より]コーカンドに赴いて援を乞わしめ、且つ、アンディジャンに通じ、道はブルートに出で諸回城は皆叛すと揚言し煽惑の計を爲した³⁰⁾」という。ウシュのウイグル人が滿洲人との鬭争において宗教的・民族的に親縁性があり地理的にも近接しているコーカンドに援助を求めたことは意外ではないが、果してエルデニ・ベクに實質的に援助する意志があつたか否か疑わしい。史料に據る限りエルデニ・ベクの積極的行動を示すような事實は見當らない。當時エルデニは東隣のキルギズ部の植民地化に専心しており新疆に干渉する餘裕も能力もなかつたと推測される。なおこの際ウシュ貿易のコーカンド商人が本國ベクとの連絡の役割を演じていることは注意される。かくて乾隆32年(1767)にはエルデニは遣使入覲して³¹⁾、いぜん朝貢國としての禮を取つている。エルデニはコーカンドの史料によると1778年(回曆1192)に歿したといふ³²⁾。しか

28) 高宗 723, 11v, 乾隆29年11月乙亥

29) 高宗 730, 15r, 17r, 乾隆30年閏2月丁巳; 高宗732, 12r-v, 乾隆30年3月乙酉

30) 郝穎士, 西陲要略 4, p. 58 (叢書集成本), 布魯特源流

31) 高宗 801, 9v, 乾隆32年12月辛巳

32) NALIVKIN, p. 84.

し清朝側の西域圖志(45, 5v)には乾隆「35年エルデニ卒す」と明記し、これは1770年に當り、實録の乾隆35年(1770)8月條にも「コーカンド・ベク那爾巴圖(Narbata)に勅諭を賜うて曰く、朕、來表を披覽するに、爾、爾の祖エルデニを繼いでコーカンド・ベクと爲り、誠を篤くして遣使す…³³⁾」とありAbdur-Rahman bekの長子Narbata bekがエルデニを繼いで支配者となつたことを正式に清朝に報告しているのである。BARTOLDはNarbataの治世を1774/5-1798/9としているが1774年という紀年の根拠は示されていない³⁴⁾。回疆志にはエルデニに嗣いで立つた箇目として綏拉滿、納爾巴圖を擧げている。綏拉滿はShady bekの子Sulaiman bekであるがエルデニの死後、前述のIris-Koul-byに擁立されたが3カ月にして殺されNarbataが即位したものである³⁵⁾。NALIVKINの記事特にその紀年はあいまいで誤謬が多いと言われているがその本文批判は困難であるから、ここではエルデニの歿年次とナルバタ・ベクの即位年次は精確なる清朝史料の紀年に依據し1770年と定めておきたい。

ナルバタ・ベクはブハラ汗國に從屬しホジェンドを除く全フェルガナを完全に支配し、ウラテュベ、ホジェンドへの侵略を續け、子弟を各都市のハキムに任命し壯麗なる宮殿を營みイスラム軍事國家の君主としての實を有し、晩年にはユーヌス・ホージャの據るタシュケント征服を試み1789/9年ユーヌス側に捕えられて殺されたが、このような國內統一とタシュケント問題のため東方に對して積極的行動を取るには至らず新疆との關係は平穩であつた。しかしナルバタはホージャ・ブルハン・ウッディーンの子サリムサク(薩木薩克 Sarimsak)を庇護してその引渡しを要求する清朝側に對し暗黙裡に對抗の意志を潜めていたのである。ブルハン・ウッディーンが殺された時、「その子サリムサクは甫めて3, 4歳、伊の乳母は携往してアンディジャン境外に逃れ……現に[乾隆49年]已に年30に届いたる。餬口資する無く、狀は流丐に同じ…³⁶⁾」と言われ、

33) 高宗 866, 16v-17r, 乾隆35年8月甲申

34) V. V. BARTOLD, art. Khokand; in Encyclopaedia of Islam.

35) NALIVKIN, p. 85.

36) 高宗 1206, 17v-18r, 乾隆49年5月辛酉

當時サマルカンド（色默爾罕）地方に流寓しカシュガル（カシガル）のホージャ派ウイグル人に密かに連絡し金銭衣食の供給を受けていた³⁷⁾ので清朝側ではホージャ勢力の復興を警戒してサリムサクの歸順を要望していたのである。サリムサクは大體ナルバタの支配するコーカンド、アンディジャン地方に潜んでいたのではなくナルバタの敵であるホジェンド、ウラテュベ及びサマルカンド方面に寓住していたようである。乾隆53年（1788）清朝はナルバタに勅諭を下し「サリムサクは現に霍占伯克呼達雅爾（Khojend bek Khudayār）の處に棲止し、屢々商人を搶す、…爾、兵を興して往いて擒えるを欲す、如し能く獲献せば朕當に加恩すべし…³⁸⁾」と言い、ここに始めてナルバタにサリムサク逮捕の要求を申入れた。乾隆58年（1793）のナルバタに対する勅諭によると「乾隆54年（1789）、爾、サリムサクを拏獲し、並して未だ解送せず、復た釋放を行う、本と、應に罪に問うべし³⁹⁾」とあるからナルバタは1度はサリムサクを捕えたものかもしれぬ。しかしサリムサクは釋放され1791年頃にはウラテュベに居住していたようである⁴⁰⁾。嘉慶2年（1797）、「鄂布拉散なるものがサリムサクの名目を藉りて回衆を哄誘し搶掠を希圖し以て報復の計を爲し⁴¹⁾」てナルバタのために截回されたというが、ナルバタに対する勅諭によると「カシュガル參贊大臣等の奏に據るに、爾、サリムサクらが來りてカシュガルを滋擾せんと欲する有りと聞きて即ち帶兵し前往堵擒す、又、爾の子邁瑪迪敏（Madamin bek）は往いてサリムサクの子の玉素普（Yūsuf）を拏う…⁴²⁾」と述べてナルバタに恩賞を下しているが、この滋擾の報道は實は虚聞であつてユスフは捕えられてはならず⁴³⁾、またサリムサクが清朝に投降するという傳聞もカシュガルへ傳えられ

- 37) 高宗 1202, 2r-3v, 乾隆49年間3月
 38) 高宗 1307, 31v-32r, 乾隆53年6月乙卯
 39) 高宗 1420, 12v-13r, 乾隆58年1月甲辰
 40) 高宗 1374, 22r-23v, 乾隆56年3月甲申
 41) 仁宗 21, 13v-14v, 嘉慶2年8月癸亥; 仁宗24, 10r-11v, 嘉慶2年11月庚辰
 42) 仁宗 24, 11v-12r, 嘉慶2年11月庚辰
 43) 仁宗 25, 4v-5r, 嘉慶2年12月丁未(註42の報道は誤聞によることを傳えている)

ているが⁴⁴⁾、結局サリムサクは最後までコーカンドに逮捕されもせず清朝に降服もしなかつたのである⁴⁵⁾。清朝は「果して眞心出力するに係らばナルバタに兵3万あり、何ぞサリムサクらを將つて即ち拏獲を行うに難からん⁴⁶⁾」と非難しているが、ナルバタにはホージャを捕える意志は無く、反つて保護すべき立場にあり、またサリムサクが主としてコーカンド領域外のホジェンド、ウラテュベ地方に流寓していたとすれば積極的に彼を捕えることは不可能でもあつたろう。このようにサリムサクの問題に煮え切らぬ態度を示しながらナルバタはいぜん清朝に朝貢関係を續けており、乾隆47年（1782）には遣使入貢し⁴⁷⁾、同56年（1791）にはイリへ到達したナルバタの使節の入謁はサリムサク不逮捕のゆえを以て拒否されたが⁴⁸⁾、しかし1792年にはその遣使入謁を認め⁴⁹⁾、翌1793年の正月入京している⁵⁰⁾。

1760年コーカンド政權が清朝の藩屬國となつてより以後、エルデニ、ナルバタ兩ベクの時代約40年間（1760—1798）における兩國の関係について概観するとコーカンドのベク政權は不定期にカシュガルに通使し、場合によつては入謁を許された。彼らは國家權力の確立と國內の統一に専念し、特にタシュケント地區におけるホージャ政權及び遊牧カザフ人を征服する使命があり、西南方ではホジェンド、ウラテュベの支配に努力せねばならず、かくて東方の清帝國とは友好関係を結ぶことを得策としたのである。清朝側もコーカンドが藩屬國として邊境の安定に寄與することを望み、軍事的野心は全く見られなかつた。然しコーカンド政權は文字通り清帝國に恭順であつたわけではなく、新疆特にカシュガル地方のウイグル人とはテュルク族回教徒として民族的・宗教的に共通の地盤にあるため親縁性を持ち、異教徒滿洲人に對し根本的に友好であるわけ

- 44) 仁宗 31, 2v-3v, 嘉慶3年6月癸巳朔
 45) 仁宗 33, 13r-14r, 嘉慶3年8月己酉
 46) 仁宗 21, 13v-14r, 嘉慶2年8月癸亥
 47) 高宗 1171, 10v, 乾隆47年12月癸未
 48) 高宗 1374, 22r-23v, 乾隆56年3月甲申
 49) 高宗 1484, 22r, 乾隆57年5月辛亥
 50) 高宗 1420, 12v-13r, 乾隆58年1月甲辰

はなく、あらゆる面で對抗的であり、すでにエルデニは清朝に對し汗を僭稱せんとし、國境の設定を企てたり、カシュガルのホージャ派ベクと内通して新疆の内情を探りウシュの回亂に際しては援助を求められ、またホージャ家のサリムサクを庇護して容易に清朝の逮捕要求に應じなかつたり、その清朝に對する態度は決して無條件に従順であつたのではない。清朝の軍事力の脅威に直面しない限り、清朝の羈縻政策を利用しつつ、自己の政策に則して一進一退の行動をなしたのである。清朝側も積極的にコーカンド・ベクを咎めてフェルガナを征服する意志はなく、かくて不離不即の外交関係が續けられたと言つてよい。この時期のコーカンド政權はもちろん積極的に新疆少くともその卡倫一名目的な國境一を侵さなかつたが、コーカンドの勢力範囲とも考えられ、また清帝國の藩屬關係にあつたフェルガナ東部、カシュガル西北部のキルギズ人に對しては極めて積極的に行動したのである。コーカンド汗國の19世紀における輝かしい發展の原動力の1つは實にこのキルギズ人の植民地化にあつたことが指摘されねばならない。以下、この問題について項を改めて説くこととしたい。

ii) コーカンドのキルギズ支配

キルギズ人即ち清朝史料に言う布魯特 (Burüts) はテュルク系の遊牧民で新疆西方邊境の天山山脈中に分布し、ホージャ時代よりアルティ・シャフル (Altı Şahr) の歴史に關係して來るが、1760年コーカンド政權と同時に清帝國の藩屬國となつたことは前述の如くである。詳細には觸れないが、地域的に東部と西部に大別され東部は 5 otok に分れ、イリ、ウシュ、アクスウの間の山地に分布し、西部は 15 otok に分れカシュガル西北のアライ山地を中心にナリン河の流域に分布しフェルガナ盆地の東境に至る。西部のキルギズ人の方が遊牧民集團として有力であつた。ホージャ時代は準部に壓迫されたが、1759年、清の兆惠がアライ方面に進軍した時、エルデニ・ベクと共にエディゲヌ部の長たるアヂ・ビィが清軍に歸順した。アヂ・ビィの上書によると「布哈爾 (Bukhara) 以東、我ら21萬人、皆、臣僕と爲らん⁵²⁾」と述べている。西域圖志 (45, 3v)

51) 高宗 596, 24r-v, 乾隆24年9月庚申

にも西ブルートは共に20萬人とありその人口數は兩史料が一致しているが、エディゲヌ部の長アヂ・ビィは又、西方キルギズ人集團の統制者でもあつたようである。これらのキルギズ人はカシュガル邊境の卡倫内外に跨つて分布し、冲巴噶什 (Čung-Bagaš), 希布察克 (Qipčağ), エディゲヌなどの諸オトックはフェルガナに近く分布し、特にエディゲヌ部はフェルガナ盆地の東境たるオシニ地区を占めコーカンド政權と最も密接な關係があつた。コーカンド政權よりすればタシュケント以北には遊牧カザフ人おりナリン河上流域には遊牧キルギズ人と接しており、コーカンド・ベクは軍事的・經濟的觀點よりしてこれらの遊牧民の征服を志したのである。アリム、オマル兩汗の時代におけるカザフ征服は P. P. IVANOV 氏の專論があり、本稿の主題ともやや離れているので、清朝史料と對比して補考すべき點があるにもかかわらず今は言及しないが、キルギズ部の征服はコーカンド政權の東方發展の第1階梯として注目し得るものがある。

上述せし如くキルギズ人はフェルガナと新疆の中間に位置し兩地方の交通に障害を興えていた。例えば「アンディジャン回人が〔アクスウへ〕前來し貿易するに必ずブルートの遊牧由り經過す、ブルート人は性情貪鄙、毎に搶掠多し⁵²⁾」という状態であつた。即ちフェルガナの商人は後述するように(II-i参照)新疆と盛に貿易活動をおこなつたから、これらの隊商を襲撃・掠奪する慥悍なキルギズを征服することはエルデニ政權としても緊要な問題であつた。すでに乾隆26年(1761)、アライに住むキブチャク・キルギズの額穆爾比 (Emür bi) は「所部を率いて東歸せんことを願う、適〔たまた〕まベク・エルデニと貿易の約有り、弟の阿璜を遣わし前往せしめるに、忽ち〔エルデニにより〕拘う所と爲る、今、歸誠を決意した⁵³⁾」というが、即ち遊牧キルギズ人とコーカンドとの貿易が行われ、その間紛争が生じていたことが知られる。乾隆27年(1762)にはブルートのビィ (bi) の瑪木特呼里 (Maḥmūd-Quli), 阿爾雜默特 (Arza-

52) 高宗 841, 2r, 乾隆34年8月乙丑

53) 高宗 632, 3r-v, 乾隆26年3月辛丑; 高宗 633, 17v-18r, 乾隆26年3月戊辰; 高宗 634, 18v-20r, 乾隆26年4月辛巳

mat?) が兵を合してエルデニを攻めんとしたことがあり⁵⁴⁾、また「呼什齊(Qu-siçi) 部落のブルート・ビィの納喇巴圖(Narbata)らはエルデニの爲に侵透されたるに因り游牧人衆を率領し前來した⁵⁵⁾」と言い、クシチ部はもとオシニ西方のArawan 地方に游牧しておりコーカンドに壓迫されてアクスツ方面に移牧したキルギズ人である。このような新疆邊外キルギズ人に對するコーカンドの征服戦争の目的の1つはコーカンド商人の東方貿易をキルギズの掠奪から防衛するためであつたに違いない。即ち、乾隆27年エルデニは「従前、チュンバガシユ・ブルートが貨物を搶掠し未だ全還を経ざるにより〔清朝側に〕補給を懇請した⁵⁶⁾」と言われ、また、「エルデニ・ベクの使人巴巴什克の稟に稱く、貿易人の沙薩依特に據るに馬80匹あり、ブルートの薩魯部(Saru部、カシュガル西南)の人に掠去⁵⁷⁾」されたという。また、舒赫徳の奏によると「アクスツ貿易のアンディジャン回人の烏舒爾呼里(Ušür-Quli)らはブルート薩雅克(Sayak、カシュガル西北)部落を經過せるにブルート數十人有りて牲畜貨物を將つて搶去した⁵⁸⁾」。また、「察喀爾西雅克(Čaqar-Sayak、カシュガル西北)部落の阿哈拉克齊(aqalaqçi、部長)の占頤拉特らは前來し貿易せるアンディジャン回人及びカシュガル回人らの馬匹を將つて1000餘匹を奪去した⁵⁹⁾」こともあつたのはその2,3例にすぎぬ。要するに「ウシユ、ヤルカンド、カシュガル附近の地方は俱にブルートの居住するに係わる、アンディジャン回人の貿易は必ず伊らの游牧を經過するに由り、今、肆に搶掠を行つた⁶⁰⁾」ので宗主國として清朝側もこれらのキルギズを取締つたが、その結果、「近く各部ブルートは法に遵い教に服し敢えて剽劫する無く、道途寧謐⁶¹⁾」となつたというが、果して文字通り然るか否かは疑わ

54) 高宗 664, 16v-17r, 乾隆27年6月壬寅

55) 高宗 674, 18r, 乾隆27年11月戊辰

56) 高宗 658, 7v-8r, 乾隆27年4月己巳

57) 高宗 674, 16v-17r, 乾隆27年11月戊辰

58) 高宗 838, 5v-6r, 乾隆34年7月乙酉

59) 高宗 1346, 29v-31r, 乾隆55年1月乙未

60) 高宗 838, 5v-6r, 乾隆34年7月乙酉; 高宗 841, 2r, 乾隆34年8月乙丑

61) 回疆志 4, 16v. 外夷, 蓄漢(Khoqand)條。

しい。コーカンド政權も、東方貿易の保護のため、自からキルギズの征服を企てたのである。西方の記録によると、「ナルバタの時代オシニ東方のキルギズは掠奪を肆にしたのでアリム汗の時にこれを討伐してより道路は安全になつた⁶²⁾」と言い、「カシュガル貿易の商人はオマル汗に Sary-Baguish 部(サリ・バガシユ)キルギズがオシニ以遠〔以東の意〕の道で掠奪するのを訴えたのでこれを徹底的に討伐した⁶³⁾」と伝えられているのもそのことを物語るものである。

しかしコーカンド政權にとつて最も関心が拂われたのはフェルガナと最も隣接しているエディゲヌ部であつて彼らに對する鬭争は最も徹底を極めたと言つてよい。即ちすでに乾隆26年(1761)、「従前エディゲヌ部のアヂ・ビィはコーカンドのエルデニ・ベクと、貿易人らを搶掠せるに因り鬭を成す、嗣いでコーカンドはエディゲヌの田禾を搶割し、エディゲヌ人らはまたコーカンドと霍濟雅特(Khojend に比定)部落と相攻めるに乘じ搶掠し報復す⁶⁴⁾」と伝えられ、エディゲヌ部のコーカンド商人掠奪に端を發する兩者の鬭争は既に始まつている。ここでエディゲヌ部が部分的にせよ農耕化していることが注意さるべきである。而して翌27年(1762)、「エディゲヌのアヂ・ビィ所屬の鄂斯(Osh)等の處がエルデニの爲に占據された」が「エルデニは自ら力強きを恃み鄰部を侵擾す、若しエディゲヌ所屬を將つて占據し返還せざれば未だ滋事を免れず⁶⁵⁾」として清朝側はこの2つの藩屬國の紛争に干渉せんとした。がんらい、「コーカンドのエルデニ・ベクはブルートと雜處し、互いに相侵奪するは亦時に有る所⁶⁶⁾」であつたのであり、エルデニの稱するところによると、エディゲヌ搶掠の1事は「エディゲヌの人らが會つてアンディジャンを搶掠しエルデニが始めて報復を行つた⁶⁷⁾」のであると辯解しているが、いずれにせよコーカンドの游牧キル

62) IZZET-ULLAH, p. 49 (HENDERSON 本)。

63) NALIVKIN, p. 147.

64) 高宗 646, 9r-v, 乾隆26年10月己巳

65) 高宗 666, 19v-20r, 乾隆27年6月乙亥

66) 高宗 676, 12r-v, 乾隆27年12月戊戌

67) 高宗 678, 7r-8r, 乾隆28年1月壬戌

ギズ人との闘争はこの頃(1760年前後)すでに開始されていたことは確實であり、コーカンド政権は對外發展の1環としてエディゲヌ部の征服を目指しつつあつたのである。清朝はエルデニに對して「エディゲヌの人は去歲、汝らアンディジャン商人を侵掠し、汝は因りて報復し、彼のオシユ等の地を掠す、但しエディゲヌは汝と一體に内附せるの人に係わる⁶⁸⁾」故に紛争を中止し、「侵す所のアヂ・ビィのオシユ等の處を將つて交還指給せしめた⁶⁹⁾」のである。西域圖志(45, 4r, 5r)にも乾隆27年(1762)エルデニの占領したオシユ地方を同28年(1763)に返還せしめたことが記されている。しかし翌29年(1764)エルデニが「アヂ・ビィを拘留し、及びオシユの賦税を私取した」報道が伝えられているが、これは「オシユのブルートに至りては並して頭目無く其の離散を恐れて暫く50戸を遣して前往居住せしむ、1普爾(pul)と雖も敢えて私取せず」とエルデニは述べ、すでに「耕す所の水田を將つて給還した⁷⁰⁾」と辯明している。エルデニがいぜんとしてオシユ地區の征服を試み自己の農民を派遣して水田耕作せしめている點よりすればオシユ地區の植民地化を計りつつあつたことが推測される。この水田は恐らく農耕化していたキルギズ人によつて營まれていたものであろう。當時、「特穆爾圖渾爾[Tömürtü-nör; Issiq-Qulの別名]兩岸の間にはブルートが種うる所の田地有り」、「該遊牧人らは種地に藉りて生計に資し⁷¹⁾」ていたというから、前述のエディゲヌの田禾があつたことと合せ考えればオシユ地方にキルギズ人の農耕が營まれ、コーカンドはエディゲヌ部を征服すると共に農民を遣つてオシユ地區の植民地化を計つたものであろう。ここで祁韻士の「霍罕路程記」によつて18, 9世紀の交のフェルガナ東部の内狀を窺うと、「オシユはコーカンド所管の300戸の回民[コーカンド人]の住所で、此の城に辦事1人あり、名を阿克呢雜爾(Aq-Nizar)と曰い、又、管兵1人あり、名を伊爾哩厘里[Iril?-Quli]と曰う」とあり、オシユ地區は19世紀初頭には完全に

68) 高宗 678, 18r-19v, 乾隆28年1月己巳

69) 高宗 683, 1v, 乾隆28年3月癸酉

70) 高宗 710, 15v-16r, 乾隆29年5月癸亥

71) 西陲要略 3, p. 49.

コーカンドの所屬で都市支配者(ハキムに當る)と司令官(クシュベギ, Quš-begiに當る)が駐在していたことが分る。オシユの東方の阿拉班(Arawan)には50餘戸の回民があり、その東方の明圖伯(Ming-tübe)にはコーカンドの10餘戸の回子が住み、ArawanとMing-tübe間は舊の扈什齊(Qušiči)遊牧人らの耕田の地であつたという。Ming-tübeの東の扈巴(Quba, IZZET-ULLAHのKua-kišlakか?)はコーカンドの50餘戸の回子が住み、Qubaより東のマルギランに至れば回民3,000餘戸あり、…かくてコーカンド市に達すると傳えている⁷²⁾。このようにマルギラン以東、特にミンチュベ以東はキルギズ人の住地であつて農耕化せるものもあつたが、エルデニ、ナルバタ時代に征服されオシユはコーカンド領となつており、オシユの東方はエディゲヌ部の所管というから、オシユはコーカンド領の東方境域であつたのであるが、さらにオシユ以東のエディゲヌ部も亦コーカンド政権に征服され植民地化されていた。

この間の事情を伝えるものとして、やゝ後年ではあるが那彥成の報告がある。即ち、「竊かに査するにコーカンド所屬のブルート・エディゲヌの愛曼(aimaq,部落)は各アイマック中に在りて最強と爲す、共に1,000餘戸、屬下20,000餘人を下らず、…該アイマックの遊牧はオシユ(倭什)地方に在りコーカンドと界隣す。従前コーカンドに強佔さるを被り、曾て進卡し呈告す、當時コーカンドに檄飭し、搶占の地を將つて給還せしむ、嗣後コーカンドは又復、伊らの地方を強佔す、是れ自り全部は俱に脅す所と爲る、聞くにコーカンドは往往、烏勒特派(Uratübe)等の處と打仗するに全く其の[エディゲヌ・キルギズ]力に資る、實に[彼らは]コーカンドの勁兵たり、近年コーカンドが彈丸黒子の地を以て敢えて夜郎自大なるに於ては實に此れを恃んで恐れざるなり⁷³⁾」というごとくである。即ちオシユに據るところのエディゲヌ部キルギズ人は清朝の阻止にも拘わらずコーカンドに征服されると共に徵發されてコーカンド軍隊の重要構成分子となつたことは明らかである。コーカンドのキルギズ征服の目的の1

72) 西陲要略 4, pp. 59-60.

73) 那彥成 80, 4r-v, 道光8年11月22日

つは通商路の保護に在つたと同時に俘虜人口・奴隸の獲得であり、彼らを以てコーカンド軍隊の補給に宛てたのであつた。清朝側に投降したエディゲヌ部人は自からこのように述べている、「我等は……不幸にしてコーカンドの爲に擄掠、褻脅、差派、役使せられ、甚はだ我らを苦しむ⁷⁴⁾」とあり、那彦成も「エディゲヌ舊ブルートはコーカンドの需索に苦しむ⁷⁵⁾」とか「該夷[コーカンド]が脅かされ任意に牛羊馬匹を需索する所と爲り、一旦事有らば驅使され、惟だ命を是れ聽く、…豈能く其の擾累に堪えんや⁷⁶⁾」と語り、エディゲヌ部人も「近年コーカンドが差使し甚はだ苦しむ、我らに向つて錢を要め牛馬を要む⁷⁷⁾」と言ひ、那彦成は「コーカンドのブルートを脅服するは之を劫するに強暴を以てするに過ぎず、邇來コーカンドに服屬せるアイマックは役使され既に苦しむ、而して錢物牛馬を索取し、刻削さること堪え難し⁷⁸⁾」と強調している。即ちコーカンドの支配者はキルギズを擄取し金銭家畜を徵發し軍役其の他に過酷に使役し、キルギズ人は全くコーカンドに隷屬せしめられていたことは明瞭である。コーカンドが一方、北方の遊牧カザフ人に對すると共に、他方、東方のキルギズ人を征服したのは遊牧民の生産物の收奪という經濟的目的と、俘虜人口を戦闘力として利用し對外戰爭に使用するという軍事的要 求からなされたものであつて、實に「エディゲヌ・アイマックの兩萬餘人はコーカンドの羽翼たり、コーカンドの強きは實に此れに由る⁷⁹⁾」と那彦成をして嘆ぜしめたのである。この際我々はコーカンドが山地カラテギン (Karategin) 人を征服し俘虜として常備軍に編成し⁸⁰⁾、またフェルガナの賃労働者としてカラテギン人が使用された

74) 那彦成 80, 5v-6r, 道光 8年11月22日

75) 那彦成 80, 31r, 道光 9年 2月20日

76) 那彦成 80, 35r, 道光 9年 2月20日

77) 那彦成 80, 11v, 道光 8年12月10日

78) 那彦成 80, 15v-16r, 道光 8年12月10日

79) 那彦成 80, 7r, 道光 8年11月22日

80) BARTOLD, p. 115. アリム汗時代に軍事貴族を抑壓するため汗直屬の常備軍を編成した。なお清朝史料をも参照したコーカンド汗國軍事制度については別稿で觸れたい。

こと⁸¹⁾とも對比すればコーカンドのキルギズ征服の意義はさらに明確に理解されるであろう。以上、コーカンドのキルギズ直接支配は主としてエディゲヌ部が對象となつたが、先ずコーカンドは東方商業路において掠奪を働くキルギズを鎮壓せんと欲し、さらにオシュ地區を占據してキルギズ人の植民地化を計ると共に東方への軍事的發展の根據地となし、さらにエディゲヌ部人を隷屬せしめてその牧畜生産物、労働力、戦闘力の利用收奪を企てたもので、コーカンドのカザフ征服⁸²⁾と共にその遊牧民支配による軍事的國家發展の原動力となつたのであり、また19世紀においてコーカンドのカシュガル邊境侵入に際しては常にキルギズ人を使喚したのである。思うにコーカンドのキルギズ支配は18世紀末までにはほぼ遂行されアリム汗時代には完成されていたようでコーカンド汗國の東方經營の重要な前提となつたと言つてよい。

以上考察して來たコーカンド政權成立時代(エルデニ、ナルバタ時代)の東方關係を総合的に概観すると、コーカンド政權は成立後なお日が淺く、主として國內の統一に努め、清帝國の藩屬國となり、表面は恭順な態度を示して遣使入貢または入覲し、通商の利益を重視して、大體は平和的な外交關係を維持することに努めたが、その反面、新疆のウイグル人と連絡し、ホージャ家を庇護し、他方、清朝の直接支配權の及び難いキルギズ人特に近接のエディゲヌ部の征服を着々と實行し、その生産物・労働力・軍事力を吸収してベク權力の強化を計り東方發展及び汗國建設の基礎を築いたと言つてよく、たゞタシュケント及びカザフ人の支配が完了していなかつたので東方へ積極的に進出して清帝國勢力と衝突することは避け、主として朝貢と平和的貿易によつて實利を獲んとする方針を取つたものと結論することができよう。

II. コーカンド汗國の商業的發展

i) 新疆におけるコーカンド商人

81) IVANOV, Kitaj-Kipčaki. p. 19.

82) IVANOV, Kazakhi に詳しい。なお HOWORTH, p. 832参照。

フェルガナにおける独立ウズベク政権がコーカンドのベク・エルデニ、次いでナルバタによつて樹立され、いわゆるコーカンド・ベク政権として発展し、東方の清帝國の名目的な藩屬國としての外交関係が結ばれ、しかもキルギズを征服しカシュガルのホージャ派ウイグル人と連絡しつつ、来るべき汗國への成熟に向つて歩みを續けていた間——18世紀末まで——コーカンド・ベク政権治下の土着商人はベクの政策とは一應別箇の立場で新疆との通商貿易に活躍していた。もちろんホージャ時代より彼らのアルティ・シャフルとの貿易は営まれていたであろうが清朝側の史料よりしては具体的に窺うことは困難であり、また特にこの点について考察を進める餘裕はないから、ここでは清朝の東トルキスタン支配とコーカンド政権の藩屬化の時期(1760)より始めてフェルガナ地方の商人の東方貿易の實態とその性格について考察したいと思う。

先ず總體的にコーカンド商人の商業活動を見ると回疆志の蒿漢(Khoqand)の條に「其の國人は商販に善く家を輕んじ利を重んず。時に他部に往いて土物を販賣し、來りて回部の各城に赴き中國の紬緞磁器等の物を易換し、別部に販往して利を取る、…現在、新疆等の處の貿易は數千人有りて往來絶えず⁸³⁾」とあり、椿園はアンディジャンについて「其の人、率[おおむ]ね居ながら子母を權す[金を貸して利殖を計る]、貨を積載して行賈し、雪霜を冒し危險を犯し、年を経、歳を累ね、利を獲ずんば歸らず、内地、皆、之を呼んでアンディジャン回子と爲す、猶お各城回子[ウイグル人]が外國に至らば總じて之を呼んでカシュガル回子と爲すがごとき也。椿園氏曰く、アンディジャン、克食米兒(Kaşmir)は皆、西域商賈の郷なり、儉嗇、褊急[心小さく性急]にして習染りて性を成す。回疆に寄跡し、土人は皆惟だ其の去るを恐る、去れば則ち其の地の貨は則ち流通する能わず、而して回人は大いに不便有り矣⁸⁴⁾」と述べ、新疆識略には「カシュガル、ヤルカンド、アクスッ各城に至りては俱にアンディジャンが珠石皮張を販賣して以て奇貨と爲す有り、…其のアンディジャンは利を圖りて常にカ

83) 回疆志 4, 16v, 外夷

84) 西域聞見録 3, 4v, 外藩列傳上, 安集延

倫外に赴きて貿易す、…⁸⁵⁾」と傳え、いずれもコーカンド地方の商人の商業活動の性格を如實に表現している。清朝の史料で霍罕、浩罕、と稱するのはコーカンド市自體とこれを首都とするコーカンド・ベク(又はハン)及びその政権又は國家を指し、安集延はアンディジャン市及びその住民を指すと共に廣くコーカンド政権下の住民(都市民と商人)を指すに援用されているようである⁸⁶⁾。いずれにせよ東方貿易に携わつたのはフェルガナ各都市のサルト(Sart)系の土着人であつたであろう。そして彼らは回部が清帝國の支配下に歸しコーカンド政権と清帝國との外交関係が開かれ内陸アジア邊境の政治的安定が成つたのを好機として盛に商業活動に従事したのであり、これが彼らの重要な生活の手段であつたのである。

次いでコーカンド商人(以下、安集延の商人という場合も便宜上コーカンド商人と解釋しておく)の商業活動について具体的に見て行こう。先ず回部平定直後の乾隆25年(1760)、カシュガル參贊大臣舒赫德の上奏によると、「其のブルート、コーカンド、アンディジャン、マルギラン等の貿易の人は絡繹として絶えず⁸⁷⁾」とカシュガルにおけるコーカンド商人の通商について先ず傳えている。また、「ウシュ城はブルートと接壤す、アンディジャンは時に來り貿易し、事務頗る多し⁸⁸⁾」とか、ウシュは「外藩貿易の人來る、皆、應に納むべきの稅有り、10分(ぶ)に1を取る⁸⁹⁾」などというようにウシュにもコーカンド商人の往來ははげしい。アクスッへもキルギズ部落を経てコーカンド商人が往來しており⁹⁰⁾、特にアクスッは「地、孔道に當り、故を以て内地商民、外番の貿易は隣集星萃し、街市は紛紜とし、八柵爾(bazār)會期に逢う毎に肩を摩(こす)り、

85) 新疆識略 3, 24r, 事宜(嘉慶18年條)

86) アンディジャン市出身の商人が多かつたから安集延を以てコーカンド汗國人を指すようになったとするのが通説のようである。R. Shaw (Visits to High Tartary, Yarkand, and Kāshgar. London, 1871 p. 162) もかく述べている。

87) 高宗 605, 10r-v, 乾隆25年1月辛未

88) 高宗 659, 11v-12r, 乾隆24年7月丁亥

89) 西域聞見録 3, 10v

90) 高宗 838, 5v, 乾隆34年7月乙酉(本稿のI-iに見えている)

汗を雨ふらし、貨は霧が擁〔ふさ〕がる如し⁹¹⁾』という商業の中心地で外番の1つであるコーカンド商人の通商も想い半ばに過ぐるものがあろう。ヤルカンドも「土伯特(Tibet), アンディジャンの商賈が亦雲集往返し⁹²⁾」, 別の報道によれば「中國の商賈, 山陝・江浙の人は險遠を辭せず其の地に貨販し, 而して外藩の人, アンディジャン, 退擺特(Tibet), 郭酣(Khoqand?), カシミル等の處の如きは皆來り貿易す⁹³⁾』とされている。かようにカシュガル, ウシュ, アクスゥ, ヤルカンドなど新疆西部の主要都市にすでに清朝支配成立の直後にコーカンド商人が往來しており, 恐らく他の都市へも往來通商していたのであり, 同時に NAZAROV も「コーカンド人はカシュガル, シナ(China), ヒヅァ, ブハラ及び山地ペルシア人と商業を行つていた⁹⁴⁾』と傳えており, 彼らが18—19世紀の中央アジアに廣汎な貿易活動を営んでいたことは明らかである。さて藩屬國たるコーカンドの商人の新疆通商に對し清朝側がいかなる法規を設けていたかは關稅の點を除いては餘り明瞭でない。たゞ「卡倫を設けて出入を警査し貿易商人には票〔旅券〕を驗して放行した」ということが知られている⁹⁵⁾。關稅については乾隆24年(1759)7月カシュガル占領直後の暫定政策⁹⁶⁾によると, 「邊界貿易の回人〔ウイグル商人をさす〕は10分の1, 外來貿易の人〔藩屬國の商人をさす〕は20分の1を徵稅⁹⁷⁾』したが, この舊例〔ホージャ時代の制度〕による關稅はやゝ重かつたらしくベクたちの進言により改訂され, 「回人の買來せる牲畜を將つて暫く改めて20分に1を取ると爲し, 外來商人の牲畜は暫く改めて30分に1を取ると爲し, 其餘の皮張緞布は仍りて舊例に照らし收納⁹⁸⁾」

91) 西域聞見錄 3, 12r

92) 高宗 632, 6v-7r, 乾隆26年2月癸卯

93) 西域聞見錄 3, 14v

94) NAZAROV, p. 38. シナとは新疆を指すものか。

95) 羽田明「清朝の回部統治政策」, p.194. 回疆通志7, 24vその他による。

96) 佐口透「新疆ウイグル社會の農業問題」, 史學雜誌 59-12 (1950年), pp. 1095-1096参照。

97) 高宗 593, 12r-15v, 乾隆24年7月庚午。これは貿易稅, 輸入稅とも稱してよい。

98) 高宗 605, 10v-11r, 乾隆25年1月辛未, なお理藩院則例 143, 50r-v, 商稅参照。

することとなつた。即ち外來商人について言えば, その入販する家畜に對しては30分の1, その他の商品には20分の1の關稅を徵することになつたが, 概して言えば藩屬國商人に對する關稅は30分の1となつていたらしい。それは那彥成の言によると「回疆は開關以來曾つて章程を奏定するを経たり, 外夷の貨物が入卡し貿易せば30分毎に1分を抽稅す, 原と重科に非ず⁹⁹⁾』というごとくである。尤も戸部則例によると「巴爾替爾(Baltir~Balti), カシミルは40分を以て1分を抽稅す¹⁰⁰⁾』とあり, バルティ, カシミル商人に對する關稅はコーカンド商人に對するよりも低率となつてはいるが, いずれにせよコーカンドなどのパミール西南方藩屬國商人に對する關稅は恩惠的に土着ウイグル商人より低く定めてあるのである。要するにコーカンド商人に對する貿易稅は大體30分の1と見てよいが, しかし脱稅や免稅が絶えず行われていたことは後述の如くである。ウイグル商人の對外貿易については乾隆59年(1794)に「回民出卡貿易章程」なるものが一應定められているが¹⁰¹⁾, コーカンド商人の貿易規定は上記の關稅以外は餘り知り得ないようである。

ここで WATHEN に據ると, 「カシュガル及び清帝國の他の回教徒藩屬國に集まる Kokan〔コーカンドを指す〕の臣民に對し商業の目的のために自由交通がシナ政府によつて許されている。宗教の托鉢僧も亦許されている。この許可〔自由交通〕はたゞこれらの諸國にのみ及ぼされている。シナ本土へ入ることは, いかなる種類のものも, いかなる口實においても, たとえ使節〔通使, 遣使入貢をさす〕の場合でも許されていない。カシュガルの副王(Viceroy)の Yunis Wang に對し請願がなされることが必要であり, そしてペキンから命令が達するまでは誰も進むことは許されない¹⁰²⁾」, と述べている。これによるとコー

99) 宣宗 151, 31r-v, 道光9年2月戊寅; 那彥成77, 14r-v, 道光9年3月11日

100) 戸部則例(乾隆56年續纂本) 18, 雜稅の條

101) 高宗 1464, 1r-3r, 乾隆59年11月乙酉朔

102) WATHEN, p. 376. Viceroy Yunis Wang は喀什噶爾回子郡王阿奇木伯克玉努斯に當る。WATHEN の記事は1813年(嘉慶18年)にかかわり, 當時ユースは在職している。本文の後半は入觀などの許可について述べている。I-i 参照。

カンド商人の新疆及びバミール周邊諸國への通商は大體自由に任せられていたと見てよい。さらに WATHEN は通商の實際について次のように傳えている。「2國〔コーカンドと清帝國〕の商業は次のように行われる。隊商が南シナからホタン〔Khotan, 和闐〕を経てヤルカンドへ來り、ここからカシュガルへ到着する。彼ら〔清朝商人〕は『膠着した、焼かない煉瓦の形と堅さに形づくられた茶』〔磚茶〕、絹製品、しゆす、陶器と他の種々の物品をもたらす。しかし茶は輸入の大宗をなす。その消費は中央アジアを通じ一般的である。…商品は主として馬で運ばれる。30ないし40箇の磚茶は1頭の馬の積荷である。カシュガルからウズベク商人はそれをコーカンドに運び、そこでそれらは駱駝でブハラへ輸出される。見返品は肩かけ、西歐の物品、生糸と馬匹などである¹⁰³⁾。ここで知りうることは中國の商人がカシュガルへ商品を運び、ここでコーカンド商人と取引するという方法がふつう取られたということである。コーカンド商人の欲したものは清朝史料の報道と同じく茶、絹織物、陶器など西方の必需とするものでその見返品は毛皮類と馬匹などで、この馬匹は恐らくキルギズ産馬でカザフ馬と共に新疆における官兵及び民間の需用に宛てられたものである。WATHEN には知られていないようであるが、さらにコーカンド商人の入手した東方の物産として玉と大黃とを挙げねばならない。玉については1つの例ではあるが乾隆48年(1783)、「アンディジャン回人の阿布拉がヤルカンドに在りて玉石を私販¹⁰⁴⁾」して捕えられたことが傳えられているのみで玉がどれほど西方へもたらされたものか不明である。

次に大黃がコーカンド商人を通じて西トルキスタン諸國及びロシアへ流出した事實は既に指摘されている¹⁰⁵⁾。尤も「西南回疆、アンディジャン等の處に至りては〔大黃を〕食する者は少しと雖も而も多く用いるに染色を以てす、是れ

103) WATHEN, p. 376

104) 高宗 1172, 24r, 乾隆48年1月丁未; 高宗1173, 6v-7r, 乾隆48年1月壬子

105) 佐口「カザフと清帝國との絹馬貿易」(『遊牧民族の社會と文化』, 1952年), pp. 45-46.

大黃が邊地必需の物たる也¹⁰⁶⁾」というによればフェルガナ地方では大黃は染料にも用いられたらしいが、しかしロシアへ中繼されて藥用に供されたことはより重要である。以下、大黃貿易を巡るコーカンド商人の貿易活動について窺つて見るが、史料上ではこれは主として第11回即ち最後のキャフタ貿易停止期間(乾隆50—57年, 1785—92)中の事情であることに一應留意しておきたい。さて乾隆54年(1789)、「アクス地方に原存し並びに新到のアンディジャン回子喇哈默特(Rahmat)ら9人が販する所の大黃7,080觔, 商民の馬成孝ら5人販する所の大黃870餘觔を査出¹⁰⁷⁾」しており、同年に「アンディジャン回子什仔庫勒(Sizi?-Qul)ら6人, カシュガル回民博巴克ら7人の處従り大黃4,000餘觔を査出した¹⁰⁸⁾」などという報道はキャフタ貿易停止期間中のコーカンド商人の大黃取引の實際の一端を示すものである。而してこれらコーカンド商人に甘肅・青海産の大黃を仲繼販賣したのはウイグル商人及び中國商人であつたのである。例えば「ヤルカンド回子の瑜都克, 蘇勒坦默特はトルファン¹⁰⁹⁾の商民老三に大黃600餘觔を販賣し, 行きてブグル地方に至りて獲えらる¹¹⁰⁾」とあり、「ハミ等の處の商民が肅州より大黃5,000餘觔を私販しウルムチに前赴¹¹¹⁾」しており、「トルファン回子瑪爾台爾に大黃を賣與せる民人李浩¹¹²⁾」があり、「大黃1,370餘觔を買い運んでカシュガルに至つた¹¹³⁾」民人があり、また、「回子ユスフはアクス地方に在りて大黃2,160觔を私賣し共にプル錢34,500餘文を得た¹¹³⁾」という。これらは中國内地商人とウイグル人及び彼ら相互間の大黃取引を示しているが、さらに甘肅までは至ることができなかつたコーカンド商人の手に渡つてバミール以西に流出したのである。

106) 松筠, 綬服紀略(北徵彙編 1, 19r)

107) 高宗 1320, 7v-8r, 乾隆54年1月辛酉

108) 高宗 1325, 3r, 乾隆54年3月丙子

109) 高宗 1322, 16v-17v, 乾隆54年2月乙未

110) 高宗 1324, 19r, 乾隆54年3月乙丑

111) 高宗 1326, 15v, 乾隆54年4月乙未

112) 高宗 1329, 8r, 乾隆54年5月丙子

113) 高宗 1329, 8r-v, 乾隆54年5月丙子

即ち「新疆地方は屢々貿易回民並びにアンディジャン回民内従り私販の大黃を搜出し數千萬觔に至る、特に奸商はアンディジャン、ブルート、カザッフらが常に俄羅斯(ロシア)地方に在りて貿易するを明らかに知り、遂に利を貪りて内地より大黃を將つて新疆に運至しアンディジャン回民よりロシア地方に轉發¹¹⁴⁾」していたのである。「内地の商人らが厚利を冀圖し、新疆のイリ、カシュガル等の處がカザッフ、ブルート、アンディジャンと較[や]や近く、此等の人が常にロシア地方に在りて貿易往來するを知り大黃を將つて新疆に帶往し轉じて售りてロシアに與えた¹¹⁵⁾」のはキャフタ貿易停止のため特にこの新疆→コーカンドを通ずる貿易路が盛になつたという特別の事情によると見なされるかもしれないが、キャフタ貿易停止のことがなくとも中國の大黃が中國商人、ウイグル商人を経てコーカンド商人に仲繼されてパミール以西へ流出されていたことは後述より見ても全く疑う餘地はない。いずれにせよ大黃貿易という點でもコーカンド商人は中國とロシア間の仲繼の役割を演じていたことは明確である。カザッフ遊牧民もこのような仲繼貿易の役割を演じたが¹¹⁶⁾、コーカンド商人の活動が顯著であつた。絹織物や陶器の輸出の状況は明確にできないが、先に WATHEN も特記している茶はコーカンドにとつて重要なものであつた。即ち、「向來、卡外のコーカンド諸回部落の如きは多く雜茶、細茶を食す、往往私販して卡を出づ、イリに流寓するアンディジャン有り、豫じめ重價を用つて購賣し、カザッフ貿易の事、事竣る毎に混雜して携帶し、以て毎年茶葉の私販出卡する者竟に10餘萬、20餘萬斤の多きに及ぶ有るを致す、該アンディジャンらは硝磺、違禁の諸物を夾帶する有り、……現在卡を出づる者は多く細茶、雜茶に係わり、皆、北商が歸化城より私販して古城よりイリ等の處に轉運してアンディジャンの偷販出卡の用と爲る、即ち禁止を行う著[べ]し、その大茶、斤茶はアンディジャンは向に興販せず、亦、北商が運賣するに係わり兵民に便す¹¹⁷⁾」と傳

114) 高宗 1324, 19v-20r, 乾隆54年3月乙丑

115) 高宗 1321, 12v-13r, 乾隆54年1月己卯

116) 佐口「カザッフ…」, pp. 45-46.

117) 宣宗 139, 17r, 道光8年7月丙寅

えられている。コーカンド地方で愛用される細茶、雜茶が正規の手續を経ず、イリより密輸出されていた状況が察せられよう。

他方、コーカンド商人が西方特にロシアの物産を新疆にもたらしたことは前述の如く WATHEN も傳えているが、「イリよりアンディジャン回子の沙哈林達爾(Šaqalindar?)らを解到してカシュガルへ至る、伊らが帶びる所のロシア貨物を將つて封錮¹¹⁸⁾」したというように、イリにおけるコーカンド商人のロシア物産將來の事實を察しうる。ではコーカンド商人はいかなるロシア物産を傳えたか? カザッフがロシアの薰牛皮、灰鼠の皮をイリへ齎らしたことは會つて著者によつて指摘されたが¹¹⁹⁾、WATHEN によるとコーカンド商人はロシアへは中國の物産、生糸、camlet(薄ぎぬ)、棉糸をもたらし、見返品として毛皮、銃身、刃物、なめし皮、手工業品を得たと述べている¹²⁰⁾。もちろん、これらのロシア物産がまたすべて新疆へもたらされたわけではない。乾隆55年(1790)に「商民6人が膽[ずぶと]く敢えて例に違ひロシア土産の海龍、水獺、灰鼠等の皮を私販し…、販する所の灰鼠の皮20,000餘張、水獺、海龍の皮200餘張、香龜、貂1,000餘張は明らかにカシュガル、ヤルカンド、ウシュより入境せるに係わる¹²¹⁾」と傳えられており、ロシア物産の中、少くとも毛皮類はコーカンド商人の手を経て新疆の中國商人の手に渡つたものと見てよい。しかもキャフタ貿易禁止の解除後はこれらの物産はより盛に自由に取引されたことを思うべきである¹²²⁾。このようにコーカンド商人は新疆の諸都市を根據地として東方中國の物産、茶、絹、陶器、大黃などを西トルキスタン諸國、さらにロシアへ販賣し、新疆へはキルギズ馬、毛皮類をもたらし商業活動を營んだのであり18

118) 高宗 1321, 12r, 乾隆54年1月己卯

119) 佐口「カザッフ…」, pp. 45-46

120) WATHEN, p. 377

121) 高宗 1366, 8v-9r, 乾隆55年11月壬子

122) 高宗 1366, 3v-4r, 乾隆55年11月戊寅; 高宗 1403, 33r, 乾隆57年閏4月にはその間の事情を窺うに足る報道がある。

—19世紀の中央アジア国際商業において顕著な役割を演じたのであつた。

コーカンド商人が盛に新疆の諸都市に通商往來していた間にその或る者が取引上ウイグル人と親密なる関係を結び、また各地に寓居したりする者が現われて來たことは想像に難くない。がんらい民族的にも宗教的にもフェルガナの土着人（サルト或いはウズベク）とウイグル人とは親縁的であり經濟的にもかなりの連帶性を示している。事實、ウイグル人はコーカンド商人が去ると商品の流通が杜絶し大いに不便を感じた〔前述、椿園の言〕くらい彼らの商業行動に負うところ多大であつた。またコーカンド商人もあらゆる手段・策略によつて商利の獲得に努めたと言つてよい。例えば「邊卡侍衛上行走の護軍校察起圖らがアンディジャン貿易人らと申同じ舞弊せる1案」によると、「卡上官兵兵丁は理〔道理として〕、應に商人の出入を稽察すべきに乃ち膽〔ずぶと〕く敢えて賄を貪りアンディジャン貿易人らと商同じ少しく包貨を開き漏税を希圖した¹²³⁾」こと、即ちコーカンド商人が國境警備の清朝官兵と結託して脱税を計るようなことは次第に頻繁となつて來たであろう。清朝官兵のみならず、ウイグル人の支配階級であつて清朝の官吏として土着社會の統治を委ねられているハキム・ベクなどもコーカンド商人との結託を計つた。即ち、「乾隆年間より歴任の〔カシュガルの〕ハキムは往往コーカンドの爲に粧點〔そそのか〕され、大人〔參贊大臣〕らを恫嚇す。總じて該夷〔コーカンド〕が貿易し入卡すればハキムに向い説通し、藉りて免税を圖るを爲す、大人らはハキムの動かす所と爲り、任〔ほしいまま〕に免税を聽し、ハキム及び以下ベクは中に就いて利を取る¹²⁴⁾」という状態で、さらに、

アンディジャンらが各城に盤踞し内外勾串せるは、その始めはハキムに賄囑し、代りて懇求を爲し該頭人の貨物を以て税課を酌量減免せしに過ぎず、歴任の大臣は大體を知らず、轉じて免税を以て外夷を羈縻するの計と爲し、日久しくして相沿い、遂に各外夷の貨を販して入卡貿易する者が免税を懇求せ

123) 高宗1450, 12r-v, 乾隆59年4月己巳

124) 那彥成 79, 60r-v, 道光9年2月5日

ざる無きを致し、酌免の多寡は1ならずと雖も而も陋習相仍り、視て常事と爲す、而して従前コーカンドの貨物が進卡するに、大體を知らざる人が無事を苟求し、畏蕙〔おそれる〕して遷就〔折り合ふ、妥協する〕し、全く免税を行うを經て、該夷は因りて夜郎自大、卡を出づるの後、優免を懇求せりと云わず、轉じてカシュガルは敢えて伊の部落の税課を抽收せずと稱す¹²⁵⁾

というように新疆官吏上下の因循姑息な、不規律な方針はコーカンド商人の發展を大いに助長する結果となつたのである。また「外夷と國內商人が私かに相授受するも漫として覺察する無く、以てアンディジャンらが各城に盤踞し利を漁り奸を作し巨案を醸成するに至つた¹²⁶⁾」とされ、「各卡倫を任意に出入し以てアンディジャンがアクスッ以西各城に盤居すること數千餘戸有るを致す¹²⁷⁾」結果になり、「各城の回衆が句結煽惑し、亂を致せる由〔ジハンギル反亂をさす〕も多くは商民が一切賤しく買い、貴く賣り貪利盤剝し、回〔民〕は生に聊〔安〕んぜず、又、兼ねて外夷各部落と交易せる茶葉等の物は稽査する所無く、日久しくして熟識句申し、外夷をして我が虚實を得知せしめた¹²⁸⁾」故であり、又、「向來アンディジャンが進卡貿易し内地の大黃・茶葉・硝磺を轉販し、外夷に接濟して漁利しその各城に流寓せる者は均しく已に私かに置産・安家するを行い、卡内回民と異なる無き¹²⁹⁾」状態になつていたのである。このようにほとんど自由通商を享受し得たコーカンド商人は清朝の官吏、ハキム・ベクらに賄賂して結託し脱税・免税を圖り、新疆通商の中國商人とも共謀結託して商利を圖るなど巧妙な商業活動を行い、さらには新疆各都市——主としてアクスッ以西の地方——に寓居し土地財産を蓄積し豪商として土着人を壓倒し疆内の政治にも影響を及ぼす潜在勢力をなすに至つたことは上述の記事よりして明らかである。その實状の一端をジハンギル反亂直後、即ち道光8年(1828)に那彥成が新疆流

125) 那彥成 77, 13r-v, 道光9年1月12日

126) 那彥成 77, 1v, 道光8年8月

127) 那彥成 77, 15r, 道光8年12月12日

128) 那彥成 77, 44r, 道光8年7月19日

129) 宣宗 135, 28r, 道光8年4月辛卯

寓のコーカンド人を調査した記録を通じて窺つて見よう。道光8年の那彦成の奏によると、「烏城〔ウシュ城〕寄居のアンディジャンは120餘戸有り、流寓10年以内に在るもの及び大黃・茶葉を査起し並びに隻身往來して貿易せる者50戸は已に奏定に遵照して卡倫外に逐出せるを除く外は均しく寄居すること數輩にして種地して生を營み、平日並して卡を出せず、甚はだ安靜爲り…¹³⁰⁾」とあり新疆在留のコーカンド人を10年以上在留者と10年以内寄留者並びに大黃茶葉囤積者とに区分し、後者を疆外に追放する政策を取つたのであるが、ここでは那彦成の奏文によつて當時のコーカンド寄留民の實状を表示してみよう。

新疆におけるコーカンド人寄留状況¹³¹⁾

都 市	寄留10年以内、茶葉囤積により追放されたもの	右の者の大黃囤積量	同じく茶葉囤積量	10年以上寄留者にして回戸編入者	ブハラ、カシ米尔人在留者
クチャ	1戸	—	—	24戸	{追放者 21 在留者108
アクスウ	65	7650觔	60930觔	365	{追放者306 在留者617
ウシュ	52	8*	1500	68	
ヤルカンド	23	1420	2740	137	
ホタン	29	3000**	2840		
カシュガル	108	230	950	607	
ヤンギサル	11	—	—		
計	289		14960	1278	

〔註〕 *ウシュの8なる数字は疑わしい。八千の誤記か。**手許のテキストでは三十か三千か不明だが三千らしい。ここでは大黃囤積の合計量は計算しない。

再調査による新疆寄留10年以上にして土着化せるコーカンド人¹³²⁾

都 市	寄 居 者	徴 糧 額	
クチャ	25戸	12.5石	
アクスウ	473	340.0	
ウシュ	68 } 82 14* }	地畝財産なし	*ブハラ人
ヤルカンド	754**	1397.7 [226戸の分]	**バダクジャン人を含む数
ホタン	229	75.5 [136戸の分]	

130) 那彦成 80, 82r, 道光8年4月19日

131) 那彦成 80, 83r-84r, 道光8年7月19日奏の記事により作製す。

132) 那彦成 80, 85v-87r, 道光8年11月22日奏の記事により作製す。

カシュガル	607	425.0 [135戸の分]
ヤンギサル	77	125.5 [31戸の分]
計	2247	2170.0

〔註〕 この2表はいずれも1828年現在の数字。

これによると新疆諸都市(クチャ以西)に寄居すること10年以内にして商業を營み大黃茶葉を大量に囤積していたため追放されたコーカンド商人は當時289戸を算し、10年以上寄居せるコーカンド人は再調査によると2247戸を算するが、これらの者は「均しく流寓年久しきに係わり、種地傭工し、並して貿易の流に非ざ¹³³⁾」る存在とされ、ジハンギル反亂後、彼らは土着の回戸〔ウイグル人戸籍〕に編入され、言わば歸化せしめられたのである¹³⁴⁾。なおイリにもアンディジャン人がかなり寄居していたがその内状は不明である¹³⁵⁾。さて既に道光4年(1824)永芹の奏によると、カシュガルの「五品ベク玉努斯(Yünus)が膽[ずぶと]く敢えて官地を私買し、又復、散じてアンディジャン等に賣與し、故[ことき]ら例禁に違つた¹³⁶⁾」というから、土着化せる寄居コーカンド人は土地所有の面においても勢力を占めるものがあつたらしい。道光8年回戸に編入されたコーカンド人の土地所有が各戸100畝以内と制限されても必ずしも守られたとは言えまい。同治元年(1862)の景廉の奏によると、

該處〔アクスウ〕は道光8年に於て流寓10年以外のアンディジャン473戸が自ら地3000餘畝を置くを査出せり、近來、窮苦せる回衆は往往、地を將つてアンディジャンに典與し、或いはアンディジャンが私かに自ら開墾し、匿して升科せず、應に限制を酌定するを請うべし、…且つ外夷が私かに交産を行うは該夷らの意が蠶食に存するを恐る¹³⁷⁾

133) 那彦成 80, 84v, 道光8年7月19日

134) 那彦成 80, 84v-85r, 道光8年7月19日, これらのコーカンド人は商業を許されず農耕のみ許されその田産も100畝以内に制限された。詳細は略する。

135) 宣宗 139, 19r, 道光8年7月丙寅

136) 宣宗 66, 15v, 道光4年3月甲戌

137) 穆宗 16, 26v-27r, 同治1年1月丁酉

と伝えられており、アクスウの歸化コーカンド人473戸は前掲の表の数字と合致し、さらに彼らの土地所有が3,000畝であつたことを新らたに教えるが、その後彼らがウイグル貧農の土地を質に取り——コーカンド人の商業・高利貸資本的役割を想わせる——又、自ら荒蕪地を開墾し隱匿地を増していたことは明らかである。このようなコーカンド人の新疆における植民は、初期より、フェルガナにおける耕地の狭少、ウズベク支配階級の搾取などに基づく移住が原因であろうが、いずれにせよコーカンド人の商業活動と共に農耕者としての発展の一端も推測されるのである¹³⁸⁾。

なおこのことに關連してコーカンド人と土着ウイグル人との通婚の問題がある。すでに乾隆60年(1795)清朝はこのような通婚を禁止せんとし、「回民〔ウイグル〕女子がアンディジャンに婚嫁すれば、例、應に携歸するを准さず、但し此の内、遣嫁して今に至り數世に相延ぶるの家は、此の次は姑らく其の携往を聽す、…嗣後竟に回女〔ウイグル婦女〕がアンディジャンに嫁して妻と爲るの處を將つて嚴に禁止を行い、永く以て例と爲す¹³⁹⁾」と定められた。恐らく通婚によつてウイグル人とコーカンド人との關係が密接になるのを憂慮してのことであろう。特にジハンギルの反亂において新疆寄居のコーカンド人の1部が反亂援助を企てたことにより、亂後は通婚禁止の令を嚴重にした。即ち「各城流寓10年以外の〔以上の意〕アンディジャンは暫らく居住を准す、…回子〔ウイグル〕と結親するを許さず、若し其の婚配に任せば則ち生齒は日に繁し、…若し生む所の子女を將つて回子と結親・婚嫁すれば、例に照らして斷離し、回子を治するに婚娶違例の罪を以てし、アンディジャンは驅逐出卡せしむ¹⁴⁰⁾」とあり、コーカンド人とウイグル人との通婚は18世紀末に始めて禁止され、ジハンギル反亂後は特に嚴重となつたが果してこの規定が實効があつたか疑問とされる。

138) この問題については今は明言できない。ブハラ、フェルガナにおける貧農の状況については Ivanov, Kitaj-Kipčaki, p. 18 などに考察している。

139) 高宗 1488, 10r-v, 乾隆60年10月癸未

140) 那彦成 77, 40r-v, 道光9年3月5日; 回疆則例 8, 3v-4r, 續纂例。

さてコーカンド商人は上述のように新疆へ往來して貿易を營み、或いは寄居し、又は遂に土着化するものもあつたが少くとも商人たちは清朝側の承認の下に自治的統制をおこなつていたようである。即ち、「カシュガルの呼岱達 (hū-tai-ta) は向にハキム・ベクより選派し、コーカンド・ベクは従りて干與せず¹⁴¹⁾」とか、「伊ら〔コーカンド商人〕は呼岱達を設立し、伊ら買賣人を約束して安靜に貿易す¹⁴²⁾」とか、「アンディジャンの貿易し出入するに至りては、亦、呼岱達に著〔命〕じ、ベク〔新疆ウイグルのベク〕と合同し、隨時嚴査し、日久しくして解を生ずを得る毋からしむ¹⁴³⁾」などと伝えられているのである。これらによると新疆におけるコーカンド商人はウイグルのハキム・ベクによつて選ばれ承認された呼岱達 (*khudaidad) の職を代表者とし、商務その他の事務について統制せしめたもので、本國のコーカンド・ベクの干與しない自治的制度と見なしうる。また、「夷商頭目が公平に價を定め、内地商民と妥爲〔ほどよく〕交易し、並びに官役人らが中従り干預するを嚴禁す¹⁴⁴⁾」という夷商頭目もこのフダイダに當ると見られる。このフダイダは職能上、商頭であつて新疆在住のコーカンド商人の團長とも言うべきもので恐らくカシュガルに置かれたものである。何時の頃より設置されたかは不明であるが、19世紀初頭には既に存し、想像するに清朝との通商關係が開始された初期より置かれたのではなからうか。フダイダに關する清朝側の報道は乏しいが、19世紀の初頭カシュガルのフダイダであつた薩賴占 (Saraičan) なるコーカンド人について若干知ることができる。これに關する史料 (A)¹⁴⁵⁾によると、「薩賴占の岳父の庫爾班喜克比、那瓦普比はサ

141) 仁宗 366, 18r, 嘉慶25年1月乙酉, 呼岱達の原語は恐らくペルシャ語の khud-ādād (「神より與えられたる」, ZENKER, p. 404) に當り、人名にも Xudāidād, Xud-ādād (F. JUSTI, Iranische Namenbuch, p. 177) があるが、さらに後考に俟ちたい。

142) 宣宗 283, 1v, 道光16年5月癸未朔

143) 宣宗 82, 9v, 道光5年5月丁酉

144) 宣宗 214, 19r-v, 道光12年6月丙申

145) 那彦成 19, 11v; この史料の内容は次の如し。嘉慶14年12月20日奏爲浩罕伯克呈遞信字懇將薩來占遣回遵照前降諭旨辦理情形恭摺具奏事, 16r には譯浩罕伯克愛里木稟字 (Aと略稱す), 18r には諭浩罕伯克愛里木字 (B), 20v には譯浩罕伯

ライチャンと興に會つて先父〔アリムの父ナルバタを指す〕の爲に出入帳目の事を辦理す、我〔アリム〕が父〔ナルバタ〕の缺を襲うて自り、仍りて庫爾班喜克比、那瓦普比、サライチャンを用いてあらゆる錢財鑄錢の事を將つて俱に伊らの掌管に交す」とあり、奏文の方には簡明に「サライチャン1名は會つて伊〔アリム〕の父〔ナルバタ〕の手内に在りて出入の事を辦理し、伊〔アリム〕の手内に在りて、又、鼓錢の事を辦す」とあり、サライチャンとその岳父らがナルバタの時代よりコーカンド・ベク政権の財政を擔當し、アリムの時代にはさらに汗國最初の貨幣の鑄造をも掌つたというから、かなりの大商人が財務に明るい人物であつたに違ひなく、特にサライチャンは貿易回子と言われているから貿易商人であつたのであろう。然るにこのサライチャンは本國でナルバタ、アリム兩ベクと係争事件を起し、去つてカシュガルに來り、その父のフダイダの地位を襲つたというから父子2代フダイダとなつたことが分る。本國ベクよりサライチャンの逮捕送還の要求に接した清朝側はサライチャンに罪があれば「フダイダに充補せず」と言い、さらに彼の地位を罷免したことより見ればフダイダの任命権は清朝側にあつたことを示している。即ち清朝の許容する範囲内で在留コーカンド商人の自治を認めたのであり、恐らく清朝としては貿易取引上の手續などを貿易商代表者としてのフダイダを通じて管理せしめたものと察せられる。このようにフダイダの地位は本來、本國のベク政権とは直接關係の無いものであつたがベク權力の強化と共に次第にフダイダの事務に干涉し、國家的立場から統制するようになったのである〔II—ii參照〕。

以上、要するに、コーカンド商人はカシュガル及びその他の新疆の都市に往來寄居し、巧みにその地位を築き上げ、中國商人・ウイグル商人より茶、絹、陶器、大黃などを取引して西方に轉賣して獨占的商利を收め、彼らの代表者としてカシュガルにフダイダ（商頭）を置いて自治的に統制した。また新疆内に土着農耕者化し、ウイグル人と通婚する者もあつたが、いずれも本國と密接な

克愛里木與阿奇木伯克啓 (C), 22r には阿奇木伯克伊斯堪達爾寄浩罕伯克愛里木字 (D) の4つの報道である。全文の引用と考證は略し、以下(A)(B)によつて必要な部分の大意を汲んで述べるにとどめる。

關係を有し新疆西部地帯に1つの社會勢力を形成するに至つた。特に商人はパミール以西諸國の東方貿易を殆んど獨占しパミールを旋回軸とする東西伸縮商業に大きな役割を演じ、ロシア勢力のフェルガナ侵潤以前の時期において、古代のソグド商人、中世のイスラム商人の活動と比較しうる地位を占めたと言つてよいが、東西に2つの専制帝國を控えたこの18—19世紀という歴史的環境よりして、コーカンド商人の活動範圍は東西トルキスタンの一角に局限され、中世イスラム商人の華かさを示し得なかつたのは必然の運命であつたと言わねばならない。

ii) 汗權力の樹立とその東方貿易政策

清帝國とは外交上、平和的關係を維持したナルバタ・ベクは1798 (・9) 年歿しその次子アリム (‘Alim) が繼いだ。これが清朝史料の愛里木伯克であつて彼の治世は1798 (・9)—1809 年にわたる¹⁴⁶⁾。アリムの稱號は清朝側ではベクと稱しているが、自らは bek, emir の號と共に始めて khān (汗) の稱號を用いた¹⁴⁷⁾。アリムは前述のように始めて自己の名を銘した貨幣を鑄造したのはハンたるにふさわしい行爲であつた¹⁴⁸⁾。BARTOLD が「アリムこそコーカンド汗國

146) NALIVKIN に Narbata が1807年歿したとしているのは正しくない。BARTOLD はアリムの治世を1798/9—1810 とし、IVANOV は史料を検討して1809年の3—4月にアリムは歿したとしている。今は IVANOV, Kazakhi の研究に従う。なお清朝實録に見えるアリムに關する最後の記事は偶然ではあるが嘉慶14年即ち1809年に當る。

147) BARTOLD, pp. 113—114. なおコーカンドの支配者の稱號は bek (伯克), emir でアリムが始めて khan (汗) を稱したが別に emir Vali-Miani (「中央の保護者王」の意) とも呼ばれ、那彥成 (19, 16r, 16v その他) には瓦里那米の稱號がエルデニ・ベク及びオマルに附せられてあるが、この瓦里那米は Vali-Miani に當ること疑いない。NAZAROV, pp. 42—43參照。またコーカンドの貨幣には支配者の稱號として emir al-muslimin とあり、之に對しプハラは貨幣には支配者を emir al-mūminin と稱している。cf. P. S. SAVAL'EV, Spisok izvestnykh dosele monet Kokandskogo Khanstva. TVOIRAO, II, pp. 119—127.

148) SAVAL'EV, id., p. 121 には H. 1216 (1801—2 A. D) のアリム・ベクの貨幣が記載されている。

(Kokandskoe khanstvo) の建設者であり、新汗國の國家的課題はアリム・ハンの時に決定した¹⁴⁹⁾と述べているのは一應うなずけるが、それにしてもエルデニ、ナルバタ兩ベク以來の宿望が父祖の遺産を繼承したアリムに至り次第に成熟の機運に達したものと言わねばなるまい。即ちアリムは全フェルガナを完全に支配し、さらにタシュケントのホージャ政權と大オールドのカザッフ人とを征服し Čimkent をも支配し1809年には Turkistan 市をも征服し¹⁵⁰⁾、カザッフを完全に從屬させ、ウラテュベを併せた次代のオマル・ハン ('Omar khān, 愛瑪爾, 1809—22), オマルを繼いだムハammad・アリ・ハン (Muhammad 'Ali, 通稱は Mad-Ali khān 邁買底里, 1822—42) の時代にかけてコーカンド汗權力は強化されて全盛期に達しその對外的發展も顯著となつて來た。アリムはこのようなコーカンド汗國の發展を促進した支配者であつて、従つてその東方關係も次第に積極性を帯び始めたのである。

先づ嘉慶8年(1803)—アリム治世の中頃—の仁宗皇帝の上諭によると、「近年以來、カシュガル邊外諸部落は均しく安靜に屬す、該處貿易のブルート、アンディジャンも亦極めて恭順たり¹⁵¹⁾」と傳えられており、19世紀初頭のカシュガル邊境の安定状態を傳えているのは偶然事ではない。即ちこの頃アリムは弟オマルと共にタシュケント、カザッフ人の征服に全力を集中しておりフェルガナ東方邊境に干渉する餘裕のなかつたことを示すものでコーカンド汗國の北方經營の一段落したアリムの晩年よりオマルの治世にかけてコーカンド汗國の東方發展は次第に積極性を帯び始める。先づ40餘年平穩裡に續けられて來たコーカンド商人の東方貿易に對しコーカンド汗が次第に政治的な關心と干渉を示し始めて來るのである。即ち嘉慶14年(1809)のアリムに對する論文によると、

汝の買賣來れば税を抽す、向來或いは全抽し、或いは一半を抽して一半を免す、或いは全免す。辦理は原と未だ會つて畫一ならず、是を以て汝は毎次、煩碎[わづらわしく]免税を求む、殊に事多きを覺ゆ。此の次は汝が恭順なる

149) BARTOLD, pp. 113—114.

150) IVANOV, Kitaj-Kipčaki, pp. 13—14.

151) 仁宗 109, 9r, 嘉慶8年閏2月甲辰

に由り抽税することを全免す。下次來る時は1包より千萬包に至るを論ずる無く、總べて一半[全商品の半量の意]の税を抽し、一半の税を免す。汝の買賣の貨物は我がカシュガルが必ずしも少[缺]く可からざるの物に非ず、來るもよし來らざるもよし [原文: 來也使得不來也使得], 總じて一半の税を抽し定額と作爲[な]す、煩碎懇求するに必[およ]ばず¹⁵²⁾とある。コーカンドの君主が自國商人のカシュガル貿易について清朝側に干渉していたことを傳える記事はこれが最初に屬するが、前述したように[II-i参照]コーカンド商人に對する清朝側の關稅が畫一的でなく適宜に加減され脱稅が行われ、今見たように貨物全體に課稅する場合、半量に對し課稅し他の半量は免税、或いは全量免税など適宜に扱われており、そのため商人が本國の君主を通じて清朝側に免税を要求することがあつたという事實が理解される。それゆえ、コーカンド・ベクはアリム以前より本国商人の背後にあつて若干の監視・統制を行い、商人の依頼に應じて免税を清朝側に要求することがあつたということは十分推測しうる。例えば、

アンディジャンは皆貿易し利を牟[むさ]ぶるの徒なり、本より能く爲す無し、蓋しコーカンド・ベク [ここではオマル汗] は伊の祖父 [エルデニ] より遣使入貢するに由り、アンディジャンの貿易人らはカシュガルに前來し、常に該ベクが代りて免税を稟懇するを爲すを懇う、而して該ベクは中従り沾潤 [利益の分前を取る] 有らんことを冀い、故を以て代りて稟懇を爲す。並してアンディジャンが盡く該ベクの所屬に係わるに非ず¹⁵³⁾

と傳えられている。これによつて見ればエルデニ、ナルバタ時代よりコーカンド・ベクが自國商人のために清朝に對して免税を要求し、成功すれば商人より利益の分配を得ることがあつたと見てよい。コーカンド・ベクが初期より國內市場の統一を計り、國家財源の1つと見られる商業資本を利用し、さらにはこれを統制して中間搾取による利潤を收奪していたことは想像に難くない。また

152) 那彥成 19, 14v—15r, 19r, 史料 (B), (註)145参照。

153) 新疆識略 3, 22v—23r, 事宜 (嘉慶18年)

松筠の奏によると「卡倫の官兵がアンディジャン等の夷商を勒捐〔強要する〕し、轉じてコーカンド・ベクが捏〔いつわる〕つて免税を懇い其の利を坐收するを致した¹⁵⁴⁾」と言われ、國境における清朝の官兵に搾取されるコーカンド商人がその損害を償うため本國のベクを通じて免税を清朝側に要求したが、その間、虚偽無根の事實もあつてコーカンド・ベクの間接搾取の手段に供せられていたものらしい。このようにしてコーカンド汗権力は次第に東方貿易に従事するコーカンド商人の頭上に延びつつあつたと見てよい。アリム汗は君主として有能ではあるが殘虐な汗で alim の韻を踏んだ zalim (暴君) のあだ名を付けられ、軍事的發展のための財源を求めるため住民に重税を課したと言われるが¹⁵⁵⁾、そのアリムが最も重要な財源の1つと見なされる東方貿易を支配せんとしたことは怪しむに足りない。那彦成の奏によると、

ナルバタの故後、アリムは凶狠殘暴、頗る驕恣を肆にす、所屬の貿易回子に少しく儲蓄有らば便ち殘害して其の資財を取る、此れに因りて大いに人心を失う、去歳の冬間、曾つてカシュガルに遞信してフダイダの薩賚占 (Saraičan) を索取〔せんと〕す、成林が行文して駁飭するを經て亦未だ敢えて再索せず¹⁵⁶⁾と述べている。アリムが自國商人の富に着目して其の財産を收奪し、先に述べた商頭サライチャンもその対象となつたようである。アリムの汗権力が強化され、又、商業資本の搾取による軍事行動の財源が蓄積されつつあつたことは理解に難くなく。しかも1809年アリムが遣使して入覲を請うたのは、「此の時アリムは去歳サライチャンを索取せるを駁飭する信諭に接據するを經て後、亦即ち悔懼し、未だ敢えて再來して人を要めず、且つ近來アリムの行爲は凶暴、大いに屬下の心を失す、此れに因りて入覲を懇求す、是れ自から従前の罪を悔い、又、天威に仰仗して以て其の下を制限するを冀うの意¹⁵⁷⁾」と見なされたよ

154) 宣宗 118, 19r, 道光7年閏5月辛亥

155) BARTOLD, p. 115.

156) 那彦成 19, 4r-v, 嘉慶14年8月1日

157) 那彦成 19, 5v, 嘉慶14年8月1日

うに、この時期においてもいぜん、朝貢の禮を取り、然もこれを國內對策に利用しようとしているようである。この時、アリムは呈詞を齎したが、「コーカンド・ベクは歴來、使を通じ貿易往來しその恭順を極めたるに此の次アリムの遞呈する所の詞は忽ち變易を生じ¹⁵⁸⁾」、「語、恭順に缺け…殊に屬臣の理を失す¹⁵⁹⁾」と見なされた事情を検討するとアリムが特に傲慢な態度をとつたのではなく、來文の修辭、譯文の誤りによつたものであつて清朝側に對する積極的態度を意味するものではなかつたのである¹⁶⁰⁾。

然るにアリム汗に次いでその弟オマル汗 (1809—22) が立つとコーカンド汗國の對清外交は變化を示し始めた。即ち嘉慶18年 (1813)、カシュガルの回子郡王ハキム・ベクの玉努斯 (Yünus) は「私かに自ら人を遣りコーカンド・ベクのオマルと送禮し、オマルをしてカシュガルに在りて哈資伯克 (qađi bek) を添設しアンディジャン回衆の貿易銀兩を抽收せんと欲すと稟請せしめた¹⁶¹⁾」事件が起つた。同じ事件を傳えた別の史料によると、「コーカンド・ベクのオマルは遣使し、カシュガルに在りて哈子伯克 (qađi bek) を添設し、自からアンディジャンを辦理する事務を行い、ハキム・ベクの管理に必らずと呈請した¹⁶²⁾」が、それはユーヌスがオマルと好を通じて内應した結果に由来するとされた。「オマルが因りてユーヌスが禮を卑くして幣を厚くせるを見、従りて生心し、旋つて即ち遣人前來し、カシュガルに在りてカディ・ベクを添設せんことを欲し、ユーヌスは端無くして讐を生んだ¹⁶³⁾」として非難された。しかし當時のコーカンド汗國の段階よりすればユーヌスなくともオマル汗はいつかはその様な要求を申入れたかもしれぬ。オマルの要求はカシュガルにおけるコーカンド商人の事務即ち清朝より自治統制を認められたフダイダの事務をコーカンド

158) 那彦成 19, 4r-v, 嘉慶14年8月1日

159) 仁宗 216, 2r-3v, 嘉慶14年7月甲戌

160) 史料の詳細は省略する。

161) 新疆識略 3, 21v, 事宜

162) 仁宗 284, 2r-v, 嘉慶19年2月癸巳朔

163) 仁宗 284, 14v-15v, 嘉慶19年2月戊戌

汗の直接管理下に置こうとするもので、要するにカディ・ベク〔がんらいは回教國の裁判官〕を任命してコーカンド商人より税を徴収せんとするものに他ならぬ。清朝側がフダイダを置くことを許容した理由は煩雑な貿易関係事務を1人の代表者によつて扱わしめるといふ便宜上からであり、コーカンド汗とは直接関係がなかつたから、體面的にも不名譽なことではなかつたのであるが、今やオマル汗は自から他國寄留の本國人の徴税権を獲得せんとするに至つては1種の治外法権の要求とも言うことができよう。或いは従來の例よりしてハキム・ベクのユースの地位、發言力を過大評價して實現可能と信じ込んでかかる要求を申入れたのかも知れない。これに對して清朝が、「爾コーカンド部落は邊外の小夷に過ぎず、天朝が來往貿易せしむるを准すは已に格別の恩施に屬す、今、爾は敢えて厭く無きの請を爲す、試みに思え、天朝の人にして豈爾の處に在りて貿易する者無からんや、爾の境内に在りて官員を添設し稅務を稽察するが若きは向きに此の例無し、天朝は尙、越界の事を爲すを肯んぜず…¹⁶⁴⁾」と諭しオマル汗の要求を厳しく斥けた。結局オマルの野望は實現しなかつたが、このことによつてもオマルの東方發展特に東方貿易の國家的支配への意欲が窺われるのである。しかし嘉慶22年(1817)オマルは「遣使入覲するに其の奏書は擅まに自から矜誇し體例に合わず¹⁶⁵⁾」とされたが、結局入覲を許されたようである。實に、「汝ら〔コーカンド汗國〕のこれらの品物〔原文：這些東西〕は本處〔カシュガル〕の緊要に關わる無き^{165b)}」もので、前述のように「來るもよし、來らざるもよし」と見なされ、コーカンドの貿易は清帝國にとつては羈縻政策上の恩惠貿易であり、コーカンド側は絶対に新疆との貿易を必要としたから、互いに強硬な態度を取り得なかつたのである。それゆゑ、オマルは一方、積極的態度を持し、他方、通商の繼續を願つて朝貢入覲を怠らなかつたものと言えよう。

然るに嘉慶25年(1820)、オマル汗は再び7年前の先の要求を清朝に對して

164) 仁宗 284, 32r-v, 嘉慶19年2月丙午

165) 仁宗 336, 2r-3v, 嘉慶22年11月癸卯

165b) 前掲の史料(B)による

繰り返した。即ち斌靜らが「コーカンドが信字を遣遞し、阿克薩哈爾(aqsaqal)を添えて買賣事務を管理せんことを請うたるに、痛切に駁斥せりと[摺]を奏したのに對し、上諭を下して曰う、

カシュガルのフダイダは向にハキム・ベクより選派し、コーカンド・ベクは従りて干與せず。オマルが承襲せるに及ぶの後、前次は即ち海子伯克(qadi bek)を設け稅務を抽收せんことを請い、業に松筠らが嚴に駁斥せるを経たり。嗣いで復た名目を更換し、先ず博塔占(*Botačan)を將つて私かに阿克薩哈爾(aqsaqal)に作爲し、茲に又、托克托和卓(Toqto Khwāja)をして接替〔交替〕して管理せしめんと欲す、實に利を貪ぼり妄りに演請を行うに屬す、斌靜らは既に博塔占、トクト・ホージャを將つてコーカンド地方へ遣還し、…縦に内地に再來するを准さず¹⁶⁶⁾

という。即ち、オマル汗は再びアクサカルなる官吏をカシュガルに置いて當地在留のコーカンド商人より徴税せんとしたもので、その要求内容は前回と大差はないが、前回の場合は qadi bek を置かんとしたのに對し、今回はその官職の「名目を更換して」aqsaqal とした點に差異がある。上諭によるとオマルは前回拒否されたに拘わらず秘密裡に、一時的にせよ、博塔占なるものをアクサカルに實際に任命したもののようである。そして改めてアクサカルを清朝に要求して拒絶されたのであつた。羽田明教授は「清朝は呼達岱即ち俗に所謂 aqsaqal (商頭・領事の如し)を置いて彼ら〔新疆在留のコーカンド商人〕を管束することを許した¹⁶⁷⁾」とか或いは「彼ら〔コーカンド商人〕は浩罕汗の任命した商頭(アクサカル)の管束下に在¹⁶⁸⁾」つたと述べられているのはやゝ精確を缺くようである。即ち、清朝側によつて選任されたコーカンド商人の自治的統制者としてのフダイダと、コーカンド汗直屬の徴税官たるカディ・ベク又はアクサカルは本來、権限・職能上、性格を異にするものであることは既に贅説して來た如くで、この兩者を直ちに同一視することはできぬ。しかもコーカンド汗の徴

166) 仁宗366, 18r-v, 嘉慶25年1月乙酉。aqsaqal はコーカンドでは「氏族の長老」の意。

167) 羽田明「清朝の回部統治政策」, p. 195.

168) 羽田明「トルキスタン史」, p. 284.

税官吏としてのアクサカルが事實上、清朝側に認められるのは1833年以後のことで、それ以前は清朝史料による限りアクサカルの設置は認められないのである¹⁶⁹⁾。かくてオマルの新疆寄留のコーカンド商人に対する直接徴税権の要求は實現しなかつたが、これによつて彼が東方貿易の利益を高く評価し、何らかの手段によつてこれを自己の統制下に置かんとしたことは疑いない。アクサカル設置を拒否された年の翌年即ち道光1年(1821)、「オマルはエルチン〔使節〕を差して夷字を呈遞し、京に赴き瞻謁せんことを懇請し、業に曉諭して阻止することを経た¹⁷⁰⁾」ことがあり、道光5年(1825, Mad-Ali 汗治世の第4年目)にも「コーカンドの夷使は去年7月より本年2月に至る〔まで〕、來使すること3次、實に煩瀆たり、此の次、復た上書し請安し並びに全税を免ずることを求めんと欲した¹⁷¹⁾」ことがあり、コーカンド汗はいぜん朝貢の形式を繼續し、恭順をよそおいつつ、他面免税を執拗に要求したのであつた。必ずしも高率ではない關稅の全免が問題となつたのは想像するにコーカンド商人の取引商品量の莫大なることを暗示し、又、免税の實現によつてコーカンド商人がコーカンド汗の中間搾取の對象となり得たからであろう。

上述して來たようにコーカンド汗國の支配者(ベク=エミール、後にハン)は初期より東方貿易の利益に関心を持ち、最初は國內統一のため東方へ干渉する餘裕はなかつたが、それでも自國商人のために清朝側へ免税を申入れて以て中間利潤の獲得を計り、或いは自國の貿易商人より收奪を行い、さらにはカシュガルのフダイダを廢して自ら徴税吏を駐在せしめて新疆寄留コーカンド商人より徴税を企てて實現しなかつたが、これら一連の事實はコーカンドの支配者が東方貿易の利得を十分知り、次第に自國商人を統制して貿易の汗權力への從屬を計らんとしていたことを示すに足るものである。しかし清朝に過當な要求

をなして通商を斷絶されることを危懼するコーカンド汗は一方、朝貢關係を續け、清朝よりホージャ監視のための年金を受けながらもホージャを利用して東方進出の機會を待ち、特にカディ・ベク又はアクサカル設置が不可能となつたから、パミール周邊諸國が新疆へ通商するのを武力を以て阻止妨害し、新疆境外において東西貿易の獨占化を計らんと企てるに至るのである¹⁷²⁾。

がららいコーカンド市を中心とするフェルガナ地方は農業の他に見るべき生産なく外國商業が唯一の生命線であつたことは、「コーカンドのアンディジャン〔人〕は専ら貿易を以て生を爲す、此れを舍いて別に恒業無し¹⁷³⁾」というごとくであり、魏源も「コーカンド部は本と微なり、土産甚はだ貧し、全く諸夷の入市する貨税に頼りて以て國用に資す¹⁷⁴⁾」とコーカンド汗國の貿易依存について注目している。また、「コーカンド部を以て外に在りて之を比せば僅か布哈爾(Bukhara)の幾村莊の大あり、内に在りて之を比せば、亦、祇〔たゞ〕、アクスゥ1處所屬の地を有つのみ、各城回子の共に是を知る所、コーカンド・ベクは田少く、人稀れなり、本と能く爲す無く¹⁷⁵⁾」、而してコーカンド汗國の「毎年の歲賦は多ければ則ち6,7萬〔兩?〕、而して13—14萬〔兩?〕と號稱す、本と用に足らず、惟だ買賣の抽税に藉り、強取・豪佔すれば尙お敷衍す可し¹⁷⁶⁾」というように汗權力の維持も商業・貿易に対する課税の収入や豪商の搾取に依存せねばならなかつたのである。かくてコーカンド汗國の支配階級も商人も東西中繼商業の利潤を重視し、かくて東西交通の要衝たるフェルガナの地位を最大限に利して清帝國邊境外のパミール西南諸國の貿易を獨占せんとするに至るのである。さて清帝國領新疆が成立する前後よりアルティ・ジャフル、主としてそのカシュガル、ヤルカンドと通商を營んでいたのは勿論フェルガナの

169) 本稿の續篇に考察しているように清朝史料によると19世紀中葉のフダイダはコーカンド汗の支配下に在りアクサカル的なものに變化しているが、發生的にはフダイダとアクサカルは明確な區別を要する。

170) 宣宗 22, 19v-20r, 道光1年8月乙未

171) 宣宗 82, 27v-28r, 道光5年5月癸丑

172) 年金の問題について第Ⅲ章(本稿續篇)を参照。なお羽田明「清朝の回部統治政策」, p. 196を参照。

173) 那彥成 80, 36r, 道光9年2月20日

174) 聖武記 4, 道光回疆善後記

175) 新疆識略 3, 23r-v, 事宜(嘉慶18年)

176) 那彥成 79, 57r, 道光9年2月5日

みでなくブハラ汗國及びパミール周邊諸部落、アフガニスタン、西北インド諸部落の商人も算えられることは言うまでもない。特にこれらのパミール邊外諸國が改めて清帝國の名目的な藩屬國となつたことによりその貿易はより盛になつて來たであろうが、その中でもコーカンド汗國が獨占的地位に立つた所以はその東西交通上の地位と共に、ウズベク社會においてブハラ汗國と拮抗する軍事貴族政權を樹立せんとする汗權力の意欲にあつたに相違ない。先ずパミール西南諸國の新疆通商の事情について若干窺つておこう。すでにホージャ時代よりパミール邊境諸國とアルティ・シャフルとの貿易は行われていた。カシュガル平定直後の乾隆24年(1759)カシュガル參贊大臣舒赫徳の奏によると「ティベツト(土伯特)より商販し轉回せるバダクジャン、タシュケント及びヤルカンド等の處の回人が貨物を運到す、臣等は該管官に飭交して仍りて舊に照らして收税す¹⁷⁷⁾」と傳えている。ウイグル人、バダクジャン人のみならずロシアとの貿易中繼地であつたタシュケントの商人がティベツト貿易に従事し、その歸還したヤルカンドを根據地としていたのであろう。續いて同年カシュガルの薩納珠卡座より「ティベツトの使人達什佳木撮(Dash-Jamtso)ら10人が拉達克(Ladak)汗遣わす所に係わると稱し書を齎らして呈送し、…大兵が回部を平定せりと聞き、特に書を奉じ賀を稱し貿易を通ぜんと請う¹⁷⁸⁾」て來た。さらにヤルカンド辦事都統海明らが「[乾隆25年]5月25日裕拉克卡上より巴勒提(Balti)貿易人らを送來した」と上奏しているが、彼らの稱によると「[我らの部落は]西はカシミルに接し、又、西は痕都斯坦(Hindustan)に接し、南は哈普倫(Khabulun)に接し、東はティベツトに接し、北は博羅爾(Bolor)に接す、…向來ヤルカンドに在りて貿易す、今、天朝の大兵が回部各城を平定すと聞き、是を以て欣悦し來り歸附せんことを願う¹⁷⁹⁾」て通商が認められた。バルティ部落がホージャ時代よりヤルカンドへ往來して貿易していたことは上文によつても明らかである。このように「回疆平定し各部回人がヤルカンドに前來貿易する

177) 高宗 603, 14r, 乾隆24年12月丁酉(1760年に當る)

178) 高宗 605, 10r-v, 乾隆25年1月辛未

179) 高宗 615, 16v-17r, 乾隆25年6月辛丑

者必ず多し、自から海明の前に奏せるバルティ部人の遣人して貿易を通ずるを求むるの例に照らし其の通商を准す可し¹⁸⁰⁾」と諭しているが、このヤルカンド貿易は大體パミール西南邊境諸國の通商を示すもので清朝としてはその羈縻政策上彼らの朝貢を許し貿易に従事せしめたのである。さらに新柱の奏によると、「謙珠特(Kanjut)ベクの黒斯婁(Khosrō)が伊の子を遣わし金を買し¹⁸¹⁾」ており、バルティ部も再三ヤルカンド貿易に來往し¹⁸²⁾、乾隆27年(1762)には「バダクジャンの蘇勒坦沙(Sultan Šah)が伯德爾格[bederge? 商人]を遣わし互いに貿易を通じ甚はだ裨益を獲たり、來年、馬羊等の物件を多く携え前來せんと欲す¹⁸³⁾」と稱しており、バダクジャン人の通商に來た場所は、新柱が上奏しているから、勿論ヤルカンドである。さらに同年バダクジャンの「穆喇特伯克(Murad bek)が前來貿易し¹⁸⁴⁾、始めて「愛烏罕汗(Afghan khan)の愛哈默特(Ahmad Šah)は遣使・齎表・進貢し¹⁸⁵⁾」て來たが、いずれもヤルカンドに到着している。このようにホージャ時代からカシュガル、ヤルカンド方面へ通商していたティベツト、ラダク、バルティ、カンジュート、バダクジャン、アフガンの諸部落は中央アジアにおける清帝國勢力の樹立に對應して改めて貢使を送り通商の再開を懇願して許されているのである。これらのいわゆるパミール周邊諸國(ブハラ南方より西北インドを含む地域)の通商地は地理的的交通的條件よりして殆んどすべてヤルカンドであつて、コーカンド汗國の通商地が主としてカシュガルであり、遊牧カザフ人の官貿易地が主としてイリであつた¹⁸⁶⁾のと對照的であると言える。即ちヤルカンドの中亞西南地方貿易における地位が認識されねばならぬ。「ヤルカンドは乃ち回疆の大邑なり、共に27城村、之にアンディジャン、ブルート、敖漢(ao-han < Khoqand ?), マルギラン、

180) 高宗 615, 17r, 乾隆25年6月壬寅

181) 高宗 641, 5r, 乾隆26年7月丙辰

182) 高宗 641, 25r-v, 乾隆26年7月丙寅

183) 高宗 653, 13r-v, 乾隆27年1月己未

184) 高宗 670, 23v, 乾隆27年9月辛未

185) 高宗 672, 20r-21r, 乾隆27年10月癸卯及び註184参照。

186) 佐口「カザフ…」, pp. 16-25

バダクシャン、ボロル等の部落のベクを兼ね、事件有るに遇えば皆人を遣わして前來し臣等と商酌す、ティベット、アンディジャンの商賈も亦雲集往返し、行旅衆多にして、現在、居民は夾雜す¹⁸⁷⁾」とは乾隆26年(1761)のヤルカンドの實状であり、既に引用したように樁園もヤルカンドに中國商人、アンディジャン、ティベット商人が集まつて貿易を營んだ有様を詳らかに敘述している¹⁸⁸⁾。ヤルカンドが中央アジア西南邊境貿易の一大中心地で中國商人、フェルガナの商人、パミール西南諸部落商人が集まり來つて貿易に従事した有様は明らかである。乾隆29年(1764)の奏によると「従前、ヤルカンド貿易回人が【戦亂のため】離散せるに因り有らゆる官に交する税額は共に未だ計算せず、現在220人がヤルカンドに投回して各々産業を立てる有り¹⁸⁹⁾」と伝えられている。即ちホージャ時代よりヤルカンドに多數の貿易商人がいたが戦亂のため離散し、約5年後の乾隆29年に再びヤルカンドに歸つて貿易商を再興した者は220人を算したというから、従前にはそれ以上の貿易商人がいたと推測して然るべきであろう。いずれにせよ上述せる所はヤルカンドが新疆西南邊境貿易の中心地たることを示すものであるが、これらの國々がヤルカンドへ往來するにはタシュ・クルガン(Taş Qurghan)を經由せねばならなかつた。タシュ・クルガン即ちサリコル(Sary-qol, 色勒庫勒, 塞勒庫勒)こそヤルカンドの關門でありパミール周邊諸國の東西貿易路の要衝であつた。われわれは漢・南北朝・隋唐時代における喝盤陀—現在のサリコル地區—の地位を想起することができる。西域水道記(1, 18r)に「塞勒庫勒はヤルカンド城西800里に在り、外藩總會の區と爲す」と言い、ヤルカンドより「外藩に達するに凡そ3道」あり、南道は巴勒提(Balti), 哈普倫(Khabulun), 土伯特(Tibet), 克什米爾(Kaşmir), 痕都斯坦(Hindustan)に通じ、西道は乾竺特(Kanjut), 博洛爾(Bolor), 拔達克山(Badakšan), 塔木罕(Tamuqan), 差雅普(Ziyab), 塔爾罕(Tarqan), 愛烏罕(Afghan), 喀布爾(Qabul), 拉虎爾(Lahor)に達し、北道は濱(Gun),

187) 高宗 632, 6v-7r, 乾隆26年2月癸卯, 敷漢は或いはAfghanか?

188) II-i 参照(註93の本文)

189) 高宗 712, 5v-6r, 乾隆29年6月乙酉

幹罕(Wakhan), 差特拉勒(Citral), 羅善(Rošan), 什克南(Signan), 達爾瓦斯(Darwaz), 霍罕(Khoqand), 鄂勒推帕(Uratübe), 濟雜克(Jizākh)に通ずると述べている¹⁹⁰⁾。しかしいずれの部落にせよ必ずサリコルを経てヤルカンドに達するのである。このパミール西南邊境貿易路がいかなる數量の取引を有し、この地方の流通經濟にいかなる程度に寄與したかは直ちに理解できぬが、この貿易路が、遊牧カザフ社會及び帝政ロシア領東方—著者のいわゆるRussian Orient—を背景としたコーカンド汗國によつて獨占されたフェルガナ=カシュガル貿易路と並んで西歐勢力侵入以前の中央アジアの國際商業の展開において重要な意義を帯びていたことは指摘されねばならぬ。19世紀の後葉イギリスが西北インドよりパミール、ブハラ周邊の市場の開拓を試みんとしたのも故無きではなかつたのである¹⁹¹⁾。清朝史料によるとヤルカンドにもフェルガナの商人が來往しているから彼らも西北インド方面との通商に従事したかもしれぬがWATHENによる限りコーカンドとインドとの直接取引は表面上は禁ぜられていたようである。即ち「コーカンドとインド間の直接交通は清政府の嫉妬のため存在していない。ティベットからカシミルその他への通路は禁止されている。肩かけやその他のインド物産はカブール、バルフ、ブハラの迂迴路によつて運ばれる¹⁹²⁾」と述べている。コーカンドの商人は上述して來たように新疆の各都市に往來して自由貿易を營み得たが、ヤルカンドにおいてはパミール西南諸國と取引しうるのみで直接西北インドへは赴くことはできず、これらの地方の物産はWATHENに従えば主としてカブール、バルフ、ブハラの商業路で齎らされたからその利潤はブハラに握られていたのであろう。ブハラはコーカンドと異なりカシュガルを經由しないインドとロシア東方との仲繼の役割を演じていたようである¹⁹³⁾。それゆえ東西中繼貿易の利益を十二分に認識し、漸く強

190) 新疆識略12, 外裔の條にもヤルカンドを起點として邊外諸部名を列記している。光緒年間の寫本, 訊鮮錄の外裔の記事もこれらによつたものである。サリコル問題については本稿の續篇を参照。

191) O.LATTIMORE, Pivot of Asia, 邦譯, pp. 36-46.

192) WATHEN, p. 376. 193) IVANOV, Kitaj-Kipčaki, pp. 13-14.

力となつた國家權力の下に統制せんとしたコーカンド汗がこのパミール西南邊境商業路にも觸手を伸ばそうとするに至つたことは怪しむに足りないが、しかしその企圖は宗主國たる清朝との衝突を覺悟せねばならなかつたので、その前提としてコーカンド汗は自國經由の諸國の商人を壓迫擄取する手段より着手し始めたと言つてよい。

即ち正確な年代は判明しないが「コーカンドは通市に借りて利を得、用つて附近の外夷を恐嚇し¹⁹⁴⁾」たというのはこのことを意味するのである。また「布噶爾 (Bukhara), バダクシャンに縁〔たよ〕る部落は俱にコーカンドの外に在り、商販往來するは均しく必ずコーカンド由り經過す、而して各該部落は均しく貿易を以て生を爲す¹⁹⁵⁾」というごとくバダクシャン周邊部落の新疆通商の道はコーカンド汗國領内を通過しなければならなかつた。ブハラ汗國のエミールが始めて清に通貢したのは1816年のことのようにである。カシュガルからの上奏によると「ブハラ・ベクの色依特額密爾愛達爾 (Sayid Emir Haidar) が信をハキム・ベクの額依默爾に致す、内に稱す、該ベクが前に嘉慶21年 (1816) に於て回子を差し方物を買進す、有る所の給回の物件及び松福が發給せる諭帖は均しく未だ接到せず¹⁹⁶⁾」と述べているのがその1證である。このようにブハラと新疆との正式交渉が始まつたのはコーカンドに比しかなり遅く、しかも東方貿易路はコーカンド汗國に獨占されその東方貿易は抑壓されていたのである。道光8年 (1828) カシュガル通商を許されたブハラの使節はこの間の事情を次の様に訴えている。「我らブハラは従前曾つて進貢するを経たり、バダクシャン1路を求めて直ちにヤルカンドに赴く。従前、大人らは如何に辦理せしやを知らず。我らは向來貿易するに總じて是れコーカンドに走る、來る時コーカ

194) 宣宗 137, 道光8年6月乙亥; 那彥成79, 25r, 道光8年5月6日
195) 那彥成 77, 1v, 道光8年8月3日
196) 宣宗 13, 36v-37r, 道光1年2月己巳; 宣宗19, 9r-10v, 道光1年6月乙酉; 宣宗 21, 35v-36r, 道光1年7月甲戌; 宣宗22, 4v-5r, 道光1年8月庚辰に關連記事がある。

ドは抽税し、回去〔かえ〕る時コーカンドは亦抽税す、實在〔實に〕其の苦しむ所を被る¹⁹⁷⁾」というのである。これに關し那彥成は次のように述べている、「ブハラ部落はコーカンドの西南に在り、該處の17回城の人民は極めて富む。向來、中國の茶葉・大黃・綢緞・布疋及び零星なる衣飾等の物を需用す。從來コーカンド由り經過し來往するに抽税す、該夷〔ブハラ〕は實に苦累を被むり、コーカンドは利を漁り各部落の貨税を坐收すること歷年已に久し、コーカンドは得て以て把持〔獨占す、ほしいままにする〕す、亦即ち已むを得ずしてコーカンドに在りて上税〔納税〕す、而してブハラ地方は殷富、人も亦稍〔やゝ〕強く、向來コーカンドの畏る所と爲る¹⁹⁸⁾」という。「コーカンドは全く貿易に憑り、及び各處の貨税を抽收し、少〔國〕にして富足を爲す¹⁹⁹⁾」反面、「ブハラ夷商は實にコーカンドの剝削に苦しんだ²⁰⁰⁾」のである。これによつて觀ると嘉慶21年 (1816) 頃より新疆通商に参加したブハラの商人はコーカンド領内を通過せねばならず、その際往復ともにコーカンドのために税、恐らく通過税を徴され擄取を受けねばならず、コーカンドは貿易自體によつて富むと共にこのような通過税を徴收することにより、居ながらにして富を獲得し、ほとんど東西仲繼商業を獨占した程であつた。それゆゑ、ブハラ商人が道光8年 (1828) カシュガル通商を許された時、彼らはコーカンド汗國南隣の「達爾瓦斯 (Darwaz), 喀喇提錦 (Karategin) 一帶より前來し、並して未だコーカンドを經由しなかつた²⁰¹⁾」のであつて今後も「カラテギン, バダクシャン由り繞越して前來することを懇う²⁰²⁾」て許されたのである。カラテギン, ダルワズ兩部落はフェルガナの南方に接しアム河上流域に位置しブハラ汗國の支配下に在り、ブハラの商人はこの地方を經由することによりコーカンド汗の壓迫を免れようとしたのである。こ

197) 那彥成 77, 9v, 道光8年11月3日
198) 那彥成 77, 10v-11r, 道光8年11月3日
199) 那彥成 77, 11r, 道光8年11月3日
200) 那彥成 77, 12v, 道光8年12月6日
201) 那彥成 77, 6v-7r, 道光8年11月3日
202) 那彥成 77, 12v, 道光8年12月6日

の「コーカンド西南のダルワズ部落は向にコーカンドと讐を爲し」ており、道光9年(1829)ダルワズ部の使節が「アライ(阿頼)地方に至るに、コーカンドは人を差し彼に在りて攔阻し該エルチン(使節)らは放鎗し、コーカンドを將つて打散した²⁰³⁾」のも兩國の敵對關係を示すと共にコーカンドがダルワズの新疆通商を阻止せんとしたことを物語る。要するに上述せる諸事實はコーカンド汗國が自國領及び近傍を通過するパミール周邊諸國の商人を壓迫して通過税を課して中間利潤を收奪すると共に究極には東西中繼商業を獨占せんとする意圖の現われと見るべきものである。

これを要するにコーカンド汗國は19世紀の初頭、アリム、オマル兩汗の時代より強力となり東方貿易の利に關心を深め、清朝に對しては自國商人の免税を要求して中間利潤を獲んと計り、次いでカシュガルにおけるコーカンド商人團體の長たるフダイダの代りに汗直屬の徵稅官(カディ・ベク又はアクサカル)を駐在せしめて自國商人の貿易利潤の收奪を企てて實現しなかつたが、これらの事實はすべて汗權力が東方貿易の上に加わつて行つたことを示している。またコーカンド汗はブハラ、バダクシャンなどのパミール周邊諸國が自國領を経由してカシュガルへ通商するを見て武力を背景として通過税を課して利潤を得るなど自國商人及び他國商人に對する統制支配力は次第に強化され、恐らく莫大な富を蓄積すると共に、これを以て軍備を強化し對外戦争を行い汗權力のより一そうの強化を計つたのである。オマル、マダリ汗時代の諸種のイスラム文化事業や國內の開発(運河の開さく)などもこのような富の上に築かれたものとも見られよう²⁰⁴⁾。しかしコーカンド汗は清帝國との通商の繼續を何よりも必要としていたから清帝國と正面より對立することは避け、いぜん朝貢の禮を續け、清朝の恩惠貿易觀念を利用し、表面は平和的關係が維持されていたのである。しかしサリコルを中樞とするパミール西南、西北インド通商路は全くコーカンド汗國の支配圏外に在り、又、カシュガルにおけるアクサカルの設置は斷

203) 那彦成 80, 27r, 28r-v, 道光9年1月12日; 宣宗151, 33v-35r, 道光9年2月戊寅

204) BARTOLD, p. 115 による。

念し得ず、これらの問題に對する野望は消えず、さらに「奇貨」とされたホージャ家を利用してカシュガル地區自體に對する經濟的領土的野望はいぜんとして内藏されていたのである。(未完) (1952年9月稿)

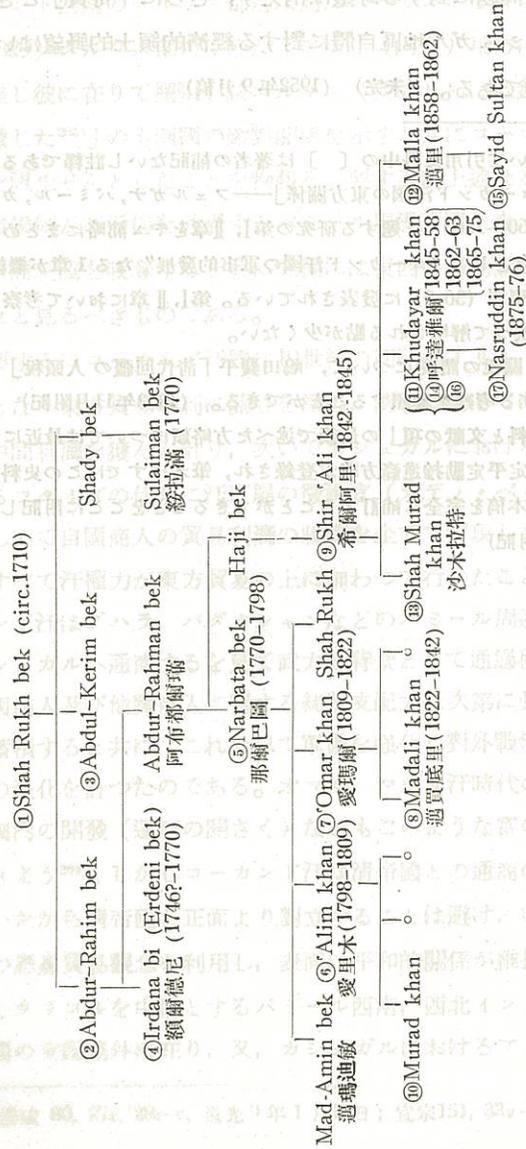
〔附記1〕 本文において引用史料中の〔 〕は著者の補記ないし註釋である。

〔附記2〕 本稿は「コーカンド汗國の東方關係」——フェルガナ、パミール、カシュガル邊境史の展開1760—1860 と題する研究の第I, II章をやゝ簡略にまとめたもので、この後に第III章として「コーカンド汗國の軍事的發展」なる1章が繼續する。この部分は東洋學報(36-2)に發表されている。第I, II章において考察された諸問題は第III章を俟つて解明される點が少くない。

〔補記〕 本稿 II-iの關稅の語義について、嶋田襄平「清代回疆の人頭稅」(史學雜誌61-11)における考察を参照することができる。(1953年11月附記)

〔再補記〕 序の「史料と文献の項」の最後で述べた方略類については最近に至り東洋文庫で新しく欽定平定勦擒逆裔方略が登錄され、筆者はすでにこの史料を利用研究中で、いずれ本稿を完全に補訂することができることをここに附記しておく。(1954年11月附記)

〔附表〕 コーカンド汗家略系（漢字は清朝史料に見えるもの）



〔註〕 この略系譜は NALIVKIN, HOWORTH, SCHUYLER, BARTOLD などを参照編冊し、本稿に關係なき人物は省略し、便宜的なもので、これに清朝史料による漢字音譯名稱を添えたものである。

「ウイグルの始祖説話」について

山田信夫

静岡大學文理学部

I

「Caracouroum 山に發源する Tougola と Sélega 河の交流點にある Coumlandjou に、隣接している 2本の樹があつた。ひとつは fistouc といわれ松に似て糸杉のように常緑で毬果を持ち、もうひとつの方は野生の松だつた。この双樹の間に圓丘があり、天光がその上に降り、それは日ごとに大きくなつた。この不思議を見てウイグル人が畏れ近づいてみると、人の歌うような調子の良い音が聞こえ、夜は夜で、周圍30歩のあいだはあかあかと輝いていた。やがてそれが大きくなりきると、扉が開き、天幕ばりのような5つの小屋が現れたが、それらの上には1本の銀線が張られてあつた。そしてそのおのおのに1人の子供がすわつており、口の上に懸つた管で哺乳されていた。族長たちは驚き来て、この奇蹟をあやしみ畏れ見た。5人の子供は空氣にふれると動き始めその房室から出た。人々は食物を與えた。彼等は話すようになるとその父母を尋め求めたので、人々は彼等にかの双樹を示した。彼等は行き、それにあたかも幼兒がその親に對してのように敬意を表した。樹は口をきき、彼等にもつとも尊重すべき性質を涵養するよう忠告し、また名譽を得て長生するよう望んだ。5人の子供はこの土地の人たちから王子と同じように尊敬されたが、長子は Souncour-tékin、次子は Coutour-tékin、3子は Boucac-tékin、4子は Ortékin といい、第5子は Boucou-tékin だつた。ウイグル人は彼らが天より派せられたものと信じ、その1人を君主にすることにした。Boucouは美しさ、心、能力が最上ようだつたので、また各國語を知つていたので、ウイグル人は彼をその Khan に選び、大祭を催して王座につかせたのである。……」

(C. M. d'Ohsson, L'Histoire des Mongols, vol. 1. p. 429 et suiv.)

従来この説話はウイグルの始祖説話として、あるいはモンゴルの狼鹿交配・無夫感生説話、チュルクの狼人交合説話、ツングースの無夫感生説話などと並べて、アジア北方狩獵・遊牧民の族祖説話の中でも獨特のものとして知られている。しかし問題は、比較説話學的に、その説話の要素・構成を考える以前のところに存在するので、一般に歴史文獻の中に民族學的資料を求めるばあいの配慮については慎重であらねばならぬという主張に關連して、あらためてとりあげてみたい³⁾。要するに、一體この説話は、どのような時間・空間の中に位置づけられるかというところにその焦點は置かれる³⁾。

II

ここにあるブクハンというものが、既に指摘されているとおりに、遊牧ウイグル國3代目のカガン Bögü の説話化されたものであることは疑なく⁴⁾、彼が

- 1) cf. 岡崎精郎「チュルク族の始祖傳説について」(史林34の3, 1951-7, p. 47)
- 2) 石田英一郎氏は、民族學者は歴史文獻を如何なる意味と條件において利用し得るかという問題を、KARL GREN・岩村忍兩氏の主張と對決している。問題はずつと整理される餘地が残されているけれど、要するに、今までになく慎重な配慮が求められる動きはうまれている。cf. 石田英一郎「文化史的民族學成立の基本問題」民族學と古文獻の條。(同氏著, 民族學の基本問題, 昭和25-5, pp. 128~138)
- 3) 要するに、歴史文獻の上に民族學的資料を求めるばあい、まずその文獻に對し、純粹に歴史學的な史料批判が、一次的なものから高度なものにいたるまで、十分になされねばならぬということである。現在の生活實態について資料を得ると同じような氣易さで當ることは許されないであり、説話研究を例にすれば、現代のものについては、その説話を持つている集團についても、地域についても、あるいはそれを採集する人についても條件についても、あらためて考慮らしい考慮を求めなくても、十分前提として一目瞭然なのであるが、それらのことがみな、歴史文獻によるばあいはあらためて十分明確にされておかねばならぬというわけである。この明確化を求められるものを、歴史的・外的條件とここではいうことにした。
- 4) 唐人は牟羽の文字で傳えている。この名前に關する諸論議については、cf. 田坂興道「漢北時代に於ける回紇の諸城郭に就いて」註32。(蒙古學報II, 昭和16-4, p. 232)

建國後15年間の祖父・父の代の間の苦難の後をうけて治世した20年間こそ、新興ウイグル國の最もめざましい時代だつたので⁵⁾、その名が後世まで喧傳されたのもきわめて當然だつた。また、このセレンガ・トラ2水についても、この2つの河水流域がモンゴリアでの隨一の政治・經濟地理的好條件の地であり、遊牧ウイグル國形成にあつてその中心地となり聖なる土地とされていた⁶⁾ことも衆知のとおりで、歴史的現實の反映としてこの説話の中にあげられたものにはかならない。

ところで、このような歴史的現實反映のモチーフ以外に、ブクハンの出生を物語る虚構的モチーフがもちろん問題であり、従来、これが異常出生説話として性格づけられていることには異議はないけれど、まずそれはある特異の器物の中からの出生という點⁷⁾においてではなく、やはり完全な天光による感生説話としてであると思う⁸⁾。單なる感生説話ということは、またここに認められる棄子説話に通ずる性格⁹⁾とともに、あまりにも一般的すぎるかもしれぬが、この説話のばあい、人物創造の根源の力は光であらわされている天であつただけでなく、説話の後續部分でも、生れた子供はまさに天のみ子として、尊敬をうけあるいはすぐれた力をそなえていることが説明されており、これに續

- 5) cf. 田坂興道「回紇に於ける摩尼教迫害運動」(東方學報 東京 11, 昭和15-3), 小野川秀美「蒙古史中世」(支那歴史地理大系VI 支那周邊史上, 昭和18-4, p. 399), 山田信夫「九姓回鶻可汗の系譜」(東洋學報33の3,4, 昭和26-10, p. 91)
- 6) cf. 山田信夫「チュルクの聖地クトゥケン山」(静岡大學文理學部研究報告, 人文科學 I, 1950)
- 7) 松本信廣氏は、この説話の「天幕」を加羅國の始祖の出る「卵子」と同じ意義のものとして注目された。cf. 同氏「支那古姓とトーテムズム」(下), (史學1の2, 大正11-2, p. 256)
- 8) 出石誠彦氏が「これは神光が樹に作用しそれから人が生れるので、説話としては複雑な形となつてゐるが、こゝでは兎も角その神光によりやがて君長が生じたところを問題としたい」とされたのに賛成である。cf. 同氏「支那の帝王説話に對する一考察」(東洋學報23の1, 昭和10-11, p. 24)
- 9) 一般に棄子ということは、むしろ拾得・養育を前提として始めてあらわれるもので、この説話でも、族人による養育が語られている。

くその事蹟に関する物語の中でも、彼は常に天助を受けて事を成しとげることになつていたのである¹⁰⁾。そこにはユーラシアを通じて草原遊牧民のあいだにあまりにも普遍的な上天思想が¹¹⁾、まさにそのまま具現していると理解されるのはきわめて自然であろう。

次に、いま1つ見逃せないのは、天光に感じて人の子を生んだのが樹木だということである。後にくわしくふれるような現存の2つの文獻それぞれの細部について、一方では1本の樹からそのまま出生するのに対し、他方では2本の樹から、そしてまたその子供達はそれぞれ天幕様のものの中にくるまつていたり、管で食餌が與えられる 状景がのべられたりして詳細になつてはいるけれど、いずれにしる樹木が天光に感じて人の子の母胎となつていてという基本的要素は動かない。いうまでもなく北方ユーラシア草原住民のあいだでは、いわゆる獸祖説話が圧倒的であり、特に本来のウイグル族もそれに屬するチュルク系のものあいだでは狼祖説話が特長的であるにもかかわらず¹²⁾、その類型に入らない、狼はもちろん如何なる形においてもけものが現れない、ということ、そしてさらに、しかもそのかわりに現れているのが樹木であるということは、この説話のはなはだ特長的な點として注目しないわけにはいかないのである。

要するに、いわゆるウイグルの始祖説話については、まずその虚構的モチーフにおいて、遊牧民的上天思想を基軸としながら、獸祖(このばあい特に狼)の形をとらないで樹木を母胎としているということが注目すべき特色として指摘されるといえよう。

しかし、最初にのべたように、問題はこのような説話要素を個々に拾いあげ

10) 「上帝は之に各國語に通ずる三羽の鳥を遣したり、故にその或る地方に就きて報告を得んとするや鳥は飛んで直ちに之に赴けり。」(田中萃一郎譯補「ドーソン蒙古史上」岩波文庫 p. 323)

11) cf. 石田英一郎「信仰圏と文化圏」(民族學の基本問題 p. 145以下)、田坂興道「回紇における摩尼教迫害運動」p. 229.

12) cf. 岡崎精郎、前掲論文 pp. 45, 47., 田村實造「唐代に於ける契丹族の研究」(滿蒙史論叢 I, 昭和13-8 p. 4)

ることに終始しただけでは解決されないので、一應注目すべきところを注目しておいたら、この説話の歴史的な位置づけがこころみられなければならない。そのためには、實はこの説話は、ある時點において1つの體系的な歴史傳説の1構成部分をなしており、そのようなものとしてのみ與えられているという見逃すことのできない事實があると考えるので、次にその歴史傳説を検討しておく。

III

現在、われわれは、この説話を記録したものとして次の2つのものをそれぞれ史料系統上初源のものとして持つている。

1) 元朝文宗の顧問であつた虞集(1272~1348)の筆になる高昌王世勳碑(1331)¹³⁾の碑文、それは後に元史列傳(vol. 122)の巴而朮阿而忒的斤の傳に採録されてよく知られている¹⁴⁾。

2) ホラサンに生れ、フラグの下に仕官していた'alā ad-Dīn aṭā-Malik b. Muḥammad Juwaynī(†1283)が、その著Ta'rikh-i Jahān-Gushāy(1260)に記したもの。本稿の冒頭にあげた、19 C. に C. M. d' OHSSON がその L' Histoire des Mongols にウイグルに關する話として採録したものはすなわちこれによつたものである。

この2つのものはそれぞれ自ら記すところによれば、前者は高昌王世家(王家の家譜)に、後者はただ「あるウイグル人の」というだけだがとにかく1つの書物に據つたものであるが、それらの、より根源的な文獻化されたものはいずれも現在傳つておらず、それ以上史料系統を探求することはもちろん、相互の間の關係を明確にする手がかりも全然ない。

それにしても、兩者ともこの始祖説話を冒頭にして、それに續いて歴史現實反映とみられる、あるいは虚構的なモチーフをもつ幾つかの説話を綴つていたのであるが、個々の説話・物語が、本来は個別的に語られたとしても、今われ

13) 虞集、道園學古錄 vol. 24.

14) 邵遠平、續宏簡錄(元史類編)にも載録されている。VISDELOU, KLAPROTH はこれを反譯した。cf. 田中譯ドーソン蒙古史上 p. 327,

われが知っている文獻に記録されたときにはいずれも一貫したものとして述べられているので、この1體系のものは1つの歴史的條件のもとに把握されねばならない。ブクハン出生説話だけを切り離して考える根拠はないのである。それではこの兩文獻の伝えるところはどのようなものだろうか。

ここで兩者の伝えるところを比較してみると、JUWAYNĪがウイグル人の書物に據つて傳えた説話的部分は、高昌王世勳碑に記されてある説話的部分に比べてはるかに詳細であり量的差は大きい(2倍以上)。また、語られている事柄にも少からぬ異同がある。しかし、この異同あることも後者が非常に簡略化されたものであるし、また、それに比べればはるかに詳細である前者も、JUWAYNĪはもとのウイグル書のわずかに1/10を抄出したにすぎぬといっている以上、それぞれの本来のものが相異していたとはいえないだろう。それよりも、兩者の伝えるところの「カラコルム山より流出するセレンガ・トラの2水あり……」の説話導入部、そして最後にベシュバリクの建設をもつて結びとして、その後、このトゥルファン地域にあつてモンゴル支配の13C.まで主権者イディクトゥの系統がたがたついていたという現實に結びつけられている點の一致が注目されねばなるまい。さらに、全體の筋書構成も同一であり、殊に特異な虚構的説話要素¹⁵⁾も一致しているということを見ると、われわれは、やはり兩者が、文獻化したものであるにしろないにしろ本来同一の説話を傳えたものであることは疑えないのである。

ここにおいてわれわれは、むしろ兩者の出入している點をもつて相補わしめて大體次のような要旨のものを復原することができる。——カラコルム山より發する2水の合する所に2樹あり、神光それに降りてこぶ状のものでき、光に照らされながら大きくなり最後に裂けて5兒生る。人々それを養育し、末子を選んで君長とす。ブクハンなり。ブクハン天神の援助を常に受け東西を征服

15) 當面の問題ブクハン出生に關する話はもちろん、Qut (~Qutlu) tag「福山」なる山のこと、あるいは國の滅亡にあたり鳥獸の悲號がのべられていることなどに認められる。

し、オルコン河畔にオールドバリクを、西方にベラサグンを建設す。また新宗教を用う。ブクハン歿後30餘代を経て唐人その國の聖山を破壊す。ために鳥獸みな泣き悲み、その聲に導かれて國人は移住し、遂にベシュバリクの地に落ち着いたのである。——

結局この説話はブクハンというすぐれた君主の出生・事蹟を中心にして、今は滅びた母國遊牧ウイグル國の建國、國礎の確立を語り、その滅亡・國人の現在地への移住をもつて現在へつなげられているのである。いわばトゥルファンウイグル國支配者層の前代史が語られているわけだが、そこには、ブクハン個人の事蹟がそれほど豊かに語られているのであり、また個人に表象された遊牧ウイグル國の興國の姿が、時の新興チンギスカンモンゴルの勢威にもまさつて述べられているのである。それは遊牧ウイグル國滅亡後のウイグル國人の前代への回想が、そしてまた、新移住地における小國支配者としての權威づけに役立つ筈の祖宗の威業禮讃が、とくにそれらの點に焦點づけられたものであろうが、その意味で、この歴史傳説をブクハン英雄傳説・國王神話を中心としたものとして性格づけることは不當ではあるまい。

このようにして、ブクハン出生に始りベシュバリクへの移住をもつて結びとする歴史物語は、その全貌を只今われわれは知るを得ないにしろ、その存在したことは十分想像される。そこで知りたいのはこの史話の外的條件であるが、現在、そのことにふれた記録史料は全然存在しない。したがつてただ次のようなことがいえるだけである。

全體系成立の時期については、JUWAYNĪの書の成立(1260)から考えても、13C.に入つた頃には成立していたろうことと、遊牧ウイグル國人のTurfan方面への移住(860頃)以降、すくなくとも3世代は経て、結局10C.以降であろうということ。さらにそれが、たとえばJUWAYNĪが據つたという某ウイグル書が思い浮ぶが、何時のころにか文獻化された可能性もあるということ。そして特に注目すべき條件として、この10C.から13C.までの間、このような史話を成立させ傳承させた人たちのことが問題となる。すなわち、このばあいそ

れは、モンゴリア草原に遊牧民として氏族・部族制的な構成を保っていたテュルクの1つたるウイグル族でもなければ、それを中心にして形成された遊牧ウイグル國でもなく、その國滅亡後亡命した同國人¹⁶⁾を政治的支配者層にはするけれども、被支配層としては原住の古來定着生活を生きつづけてきていた、そして民族文化上はアリアン系に屬するもの¹⁷⁾を包含している國家社會であつた。

ともかく 13C. 半ばごろについてはその實在を現在われわれが確認しているこの歴史物語に關し、少くとも上述のような外的條件は指摘できるところだが、ただ、このような全體系が一時に成立したものでないことはもちろんで、その部分部分を構成する個々の史話・説話には、新舊とりどり、傳承の系統を異にするものがあることは十分豫想されるところだろう。

この體系的歴史物語の外的條件について少くとも上述のような點を確認しておいて、あらためてブクハン出生説話を検討してみよう。

IV

前述のような複合的な政治・文化社會の間で1つの綜合的史話として構成されたものの1構成要素であるブクハン出生説話は、果してどのような傳承系統のものであり、どのような文化基盤の上に立つものであり、何時そのような形をとつたものであろうか？ それは、古來のウイグル族のあいだで、あるいは、その後のテュルク系諸族融合¹⁸⁾の上に成立した、遊牧ウイグル國人のあいだでいい伝えられていたものだろうか。それとも、9C. 末以來の複合文化的な

16) 衆知のように、遊牧ウイグル國(「九姓回鶻國」)はウイグル族以外すくなくとも8つのテュルク系諸族の連合體であり、同國滅亡後四散したウイグル國人は、かならずしも本來のウイグル族のものではない。特にトゥルフアン方面では「僕固」族のものが主權を握つたのである。「僕固」とはもちろぬウイグル「回紇」と並ぶテュルクの1族である。cf. 小野川秀美; 前掲書 pp. 422, 423.

17) たとえば cf. 羽田亨, 西域文化史, 昭和23-6. pp. 61, 91~94, 98.

18) 遊牧ウイグル國の特色ある性格のひとつであるが詳細は別に論ずる豫定。假題「漠北時代ウイグル史覺書Ⅳ テュルク諸部の融合」。

オアシス國家成立以降のものであろうか。いずれもその外的條件からは可能性は否定できないのである。そこで、前に指摘したこの説話の持つモチーフ上の特長があらためて考慮されねばならぬ。

既述のようにこの出生説話の基軸は、遊牧民的上天思想で貫かれている。それは、氏族・部族としてのウイグルのあいだでも、あるいは諸族融合のウイグル國のあいだでも、その社會を構成する住民が草原の牧民である以上通用することであるし、また、このオアシス定着社會においても、その政治的支配者層を彼らが形成している限りは傳存しても少しも不合理ではない。ところで次の狼祖すくなくとも獸祖要素の存在しないことと樹木要素の存在することという點はどうだろうか？

前にもふれたように、草原の文化基盤に立つものの出生説話は獸祖の型をとるといふきわめて明確な類型が存在している。特にそれが族祖・開國君主の出生を物語るとき、モンゴリアの地に支配權を確立し一應遊牧國家的政治・軍事體制をつくりあげた諸族すべてが、「鮮卑」・「高車」・テュルク(突厥)・キタイ(契丹)・モンゴル(蒙古)などそれぞれ、この獸祖類型に屬するものを今に傳えているのである。それに比べて、おなじくモンゴリア遊牧國家の系譜に重要な位置を占めるウイグルにおいて、その開國君主的人物の出生を物語るのにその類型外にあるということは、簡単に偶然の例外としてすまされるであらうか。はなはだ疑わしいと思う。とにかく、この獸祖類型の缺如を問題視しておいて、次に樹木要素の存在を検討してみよう。

一般的に樹木を母胎とする出生説話をうみ出す心理の根底には、樹木に對する特別の思想があるはずであらう。ふつう、そのような心理——樹木崇拜心理——の因由として、世界各地にひろく認められるアニミズム的原始心理における畏怖から崇拜の發生に通ずるもの¹⁹⁾はともかくとしても、トーテム的存在²⁰⁾,

19) cf. TAYLOR, Primitive Culture vol. II p. 202; 永橋卓介譯フレイザー, 金枝篇(一), 岩波文庫, 第9章, 第1節

20) cf. 松本信廣, 前掲論文 p. 271.

樹木の Productive power²¹⁾, 地神につながるものとしての樹木²²⁾, 天神につながるものとしての樹木, などいろいろのものが認められ, ある意味では超文化圏的存在ともいえようが, 事實, 定着農耕社会においてはもちろん, ユーラシアの草原社会においても樹木崇拜的心理は確かに存在したらしい。たとえばそのシャーマン宗儀, 死者葬送の禮, あるいは衆知のオボの構造・意味などは, いずれも佇立した獨立樹を特殊視することに關連するとみられる²³⁾。そのばあいそれは天神・天界への通路として, 彼らの上天信仰にもつとも自然に結びついたものであろう。のみならず, 現代ウリヤンハイモンゴル人のあいだで, 鳥を父に樹を母にした話, 樹からうまれた犬がこれを育てた話が採集されてさえている²⁴⁾。

この説話のばあい, それが1部分をなしている歴史傳説はトゥルファン地方の定着社会, その複合的文化基盤の上に成立傳承されたものであつた。そこには新しく移住して來た草原文化傳承者と原住の定着文化の擔當者が混合しているのであつた。従つて, この説話の中の樹木要素が一般的にはどちらの文化基盤の上にも立ち得るものである以上, それは果してどちらのものであろうか。ところが, これはモンゴリアに名だたるウイグル國の開國君主の出生を語る並々ならぬばあいであり, そこに當然豫想される獸祖説話の型をとつていない, のみならず如何なる形でもけものは現れていないという看過し得ぬ事實のあること前述のとおりである。この際, われわれはむしろ, この樹木要素を, この定着社会の本來のアーリアン系住民の育てていた文化傳承に沿つたものとみる方が妥當なのではなからうか。アーリアン系宗教文化に樹木崇拜のいちじ

21) cf. 永橋・フレイザー, 前掲書第9章第2節

22) 出石誠彦氏は中國の社の起源の説明にあたり, 木は大地より生ずるもの最も顯著な現れとして土地に對する宗教的心理に結んで考えられた。cf. 同氏「中國の社について」(同氏, 支那神話傳説の研究 p. 360)。

23) cf. 江上波夫「匈奴の祭祀」(同氏著, ユウラシア古代北方文化, 昭和23-8, pp. 228 以下)

24) cf. ボターニン; 西北蒙古誌第2卷, 邦譯, pp. 368, 370, 371。

るしいことは, かの FRAZER が “Golden bough” に説いたところであるが, 北歐のみならずアジアのアーリアン文化諸地域にもそれは多くみられるのである²⁵⁾。

そして, 前述のようにこの東トルキスタンの諸オアシスの, 遊牧ウイグル國人亡命までの原住民はアーリアン系のものだつたので, はなばなしい支配者階級のあいだでの東西宗教文化流布のかけにかかれて, 今ではほとんど傳えられるところのない民間信仰的なものとして, かならずやこの樹木崇拜思想は存在したに相異なる。事實, 斷片的字句にすぎぬが, 「西土の樹神」という表現が, まさにウイグル國人の西遷と同時代の唐人によつて用いられていることは現在知り得るところであり²⁶⁾, それは決して偶然とは思えないのである。このようにみれば, このブクハン出生説話の中の樹木要素は, まさに古來の地域社会に傳存していた樹木崇拜思想の反映と考えられるのではなからうか。

ここに存在した上述2要素についてこのようなことに考え到るとすれば, それは次のような結論をみちびくものであろう。すなわち, 草原を去りオアシス定着社会に新しい支配者として移住したウイグル國人は, 13C. までその國人の系譜の下にこの新しい地域社会の主權を保持していた。しかしその間に, 舊來のアーリアン系原住民で殘存したものと新來のチュルク系住民とのあいだには, 血液の交流とともに文化的融合もあつたに相異なるので, そこに, 支配者の古來の上天思想が, 被支配者層のあいだに存続していた樹木崇拜思想と結合してうまれたのがこの出生説話であつたと。

25) FRAZER は「ヨーロッパのアルヤ族の宗教史上, 樹木の崇拜は重要な役割を果してゐる」(永橋譯 p. 254), 「アルヤ系の總ての大ヨーロッパ民族が樹木崇拜を行つたことは明かに證明せられてゐる」(同上 p. 255~6)としたし, ヨーロッパ以外においても, たとえばベルシアについてもそれは通用する。cf. J. H. PHILPAT, The Sacred Tree or the Tree in Religion and Myth 1897, pp. 13, 99~100, 130.

26) 新唐書 vol. 81 莊惠太子撫の傳に, 彼の母の身分が賤しかつたにもかかわらず, 西域僧がこの子は「西土樹神」であると云つたために太子に加えられた話がある。同じことを舊唐書 vol. 95 で傳えて「西域大樹之精」と記している。

V

以上によつて、いわゆるウイグルの始祖説話として知られているものは、決して草原時代の遊牧ウイグル國、その國內で行われた族祖あるいは開國君主に関する説話ではなく、そのような草原游牧國家とは類型を異にするトルキスタンの定着國家で、複合的な文化基盤の上に成立した説話として、その政治的支配者層がその族人の前代史を物語る史話の中に入り入れたものだったことが理解されるであろう。このような説話の時間的・空間的位置づけすなわち歴史的・外的條件が確認されてからあらためて、より正確な比較説話學的操作が期待されるのであり、本稿で主として主張しようとし、試みたのはそれまでのことであつたが、ひとつには、いわば純粹な歴史研究のための足がかりもここに得られたのであり、最後にその問題をあげておきたい。

すなわちその1つは、遊牧ウイグル國に關することとして、このようにして結局、現在われわれは、モンゴリア遊牧國家の興亡の上に重要な位置を占めるウイグル國において、また、その中心だつたウイグル族について、その他の諸族のような族祖説話のたくいを知らないことになるのであるが、これは果して本來特に喧傳されたものが存在しなかつたのか、それとも單に史料の缺如にすぎぬのだろうか。私はそれをむしろ前者のばあいと考へたい。それは1) もしもそのようなものがあれば、あれほどウイグル人と密接な關係を持った唐人がどこかに傳えておきそうなものだがそれがみえないこと。2) またウイグル國の性格が、テュルク系諸族の飛躍的融合の結果成立したものであり、とくにウイグル族をして他より抜きん出た存在たらしめていないという歴史的事實。3) さらにアシナテュルク(突厥)の族祖説話として知られている狼人交合説話は、一應同國の中心氏族アシナに關連づけて現在は傳へられているが、あるいは、それはまた同國がその他の諸族をも包含するテュルクの名をもつて國名としたことに示されるように、テュルク族全體のものとしても意識されたとも考へうること、などなどで裏うちされ、かならずしもあり得べからざることではない

と思うからである。

第2に提起しておきたい問題は、トゥルファンウイグル國に關するものだが、このブクハン出生説話を含む歴史物語の同國內での行われ方は、果してどのようなものだつたろうか。われわれは、そのような物語のかなりはつきり體系化し文獻化されたものの存在を推測したこと前述のとおりだが、高昌王世勳碑にしても元朝皇帝が國家の史官に命じてその文をつくらせ²⁷⁾、それはまた高昌王世家によつていのである。このようなことは、おおむねこの史話が、當時の地域社會の一隅ではそばそと傳へられていたものではなく、逆にきわめて公然と行われたものだつたと考へてほぼ誤りないであろう。ということは、裏からみれば、それはかならずしも一般民衆のあいだに、普遍的に自然發生的に流布されていたかどうかを疑わしめるのであり、あるいはいわば上から與えられた形でしかなかつたかとも思わせるのである²⁸⁾。そこには何か現在知り得ない定着ウイグル國の歴史の内面につながるものが印象づけられはしないだろうか。

いずれにしるこれらの問題は、今後の證據固めを俟つてあらためて論じられねばならぬことであり、その點では、本稿全體が本來きわめて不十分であることとともに、今後、より一層具體的な考察の加え得る機会を期したい。

—1951初稿, 1952. 10改稿—

27) cf. 虞集, 高昌王世勳之碑

28) 日本神話について問題にされているのと同じである。cf. 歴史學研究 No. 159, 1952-9, p. 56. 部會報告。原住文化要素一樹木崇拜一をとり入れたことは支配者層の被支配者層に對する妥協であるが、それにしてもこの出生説話の主人公は、後來主權者の祖宗の1人であり、その出生説話を含む支配者層の前代史としてのこの歴史物語そのものの主張自體は不動である。

繩は 2,000 年の間に勿論きれてしまつて、2 例を除く外は全部ばらばらである。その 1 例を (圖 1) に示す。その上、ばらばらになつた 1 枚が、折れたり

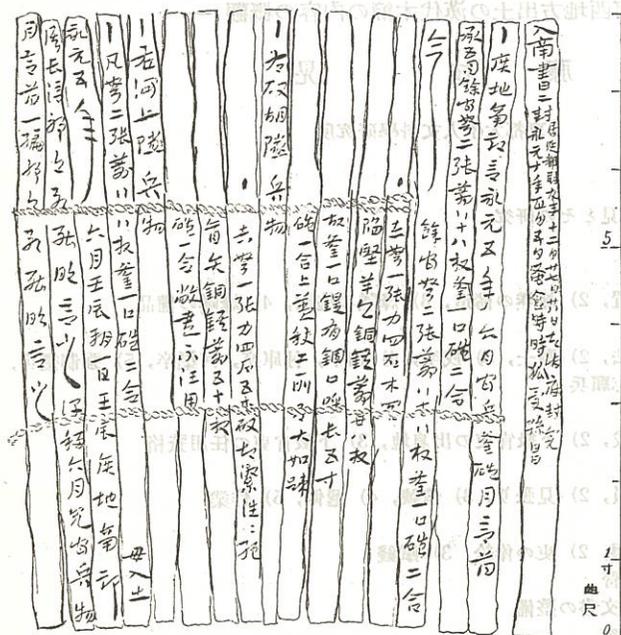


図 1 居延出土木簡

消えたりして、1 枚満足なものさえあまりないという状態である。ベルグマンの発見よりも、漢字木簡は STEIN が敦煌で漢代のものを、また樓蘭で晋代のものを、HE-DIN が同じく樓蘭で晋代のものを発見したことがあり、それらは、それぞれ、世間を驚かせたものであつた。ことにスタイン発見のものについては、後に説く様に CHAVANNES と王國維とがすぐれた研究を發表した (資料 a)。またベルグマンの発見と前後して同じ西北科學考察團の別の 1 隊が、數は少いがやはり前漢時代の木簡を樓蘭の北方で発見した (資料 b')。

ベルグマンが木簡を発見したエチナ地方は、それが作られた前 1 世紀~後 1 世紀のころは、漢の張掖郡に屬する居延縣のあたりであつた。その縣城は有名なカラ・ホト (黒城) である。こゝに居延都尉府という前線守備隊本部があり、その南方には肩水都尉府がおかれ、兩都尉の支配下には數百の見張臺が並び、何千人かの兵士が勤務していた。普通の守備兵のほか、エチナの水路から水

消えたりして、1 枚満足なものさえあまりないという状態である。

ベルグマンの発見よりも、漢字木簡は STEIN が敦煌で漢代のものを、また樓蘭で晋代のものを、HE-DIN が同じく樓蘭で晋代のものを発見したことがあり、それらは、それぞれ、世間を驚かせたものであつた。

をひいて屯田兵も居り、匈奴からの投降兵を以て組織する《屬國》と呼ぶ外人部隊もあつた。そういう事情は、同じく木簡の発見せられた漢代の敦煌、晋代の樓蘭も似た様なものであつた。居延、敦煌の兩地とも、もとは匈奴の支配下にあつた土地であるが、漢の武帝 (141~87 B. C. 在位) がそこを征服しておいた「河西 4 郡」に所屬する土地である。この 4 郡をつないで「絹街道」が西域に通じ、その中斷を狙う匈奴はその北方の草原に勢をはつていた。居延は街道から北に外れて、匈奴と接觸する第一線であり、敦煌は 4 郡の最西端、すなわち漢帝國の最西北端の町であり、そして樓蘭はいわゆる西域の東の端の國で、中國の勢力のもつとも強く及ぶ國であつた。漢帝國は河西の開拓のために多くの移民を送る一方、守備兵や屯田兵を派遣してこゝの防備につとめていた。

木簡はそことりでや見張臺のあとなどから発見せられたもので、多くはこの駐屯兵の軍務に関する記録である。居延のものと敦煌のものとは、内容の性質が近く、書かれた時期もほぼ並行している。

本稿はこれら木簡の内容のあらましを紹介することを目的とする。木簡の性質がこういうものであるから、内容を語るために、とりでや望樓にはたらく兵隊の勤務乃至はその生活を語る、という形をとつた。木簡に書かれてあることを理解するためには、その背景となつていたかれらの仕事や生活を知ることが先ず必要であると考えからである。ところが、そういうことは、普通の史籍や今までに見ることのできた他の記録には語られてない世界の話である。これを語るには、木簡そのもの以外に材料となるものが多くはない、という循環に陥る。そうかといつて、この循環をさけては、木簡の正しい理解は望めないから、敢てこの循環を繰返さねばならない。今までの研究では、木簡の中に見える語句を他の文献を使つて、解釋することゝ、他の文献の記事を木簡を利用して解釋證明するという場合とが普通であつた。もちろん、この 2 つの研究法は非常に大切なものである。他の文献から離れて木簡を解釋することは不可能な事に屬する。けれども、こればかりをたづねて行くことが、木簡を正しく扱かう途ではない。この扱かい方では 10,000 の断片はいつまでも 10,000 の個々の断

片のまゝで、漢簡研究の進歩向上が期待できないばかりでなく、その末は、あるいは語句の末にはしり、あるいは、木簡と史籍との軽率な対比から、誤解をひき起すことになる。木簡の断片1枚1枚をまず正しく理解し、然る上でこれら断片を何らかの基準によつて系統づけるといふことが、木簡研究の基本とならねばならない。このことができて、はじめて、さきの2つの方法が生きて来る。本稿は10,000の断片の系統づけへの1つの試みでもある。

居延の漢代木簡は、はじめ北京の劉復、馬衡らの諸學者が研究に手をつけ、1930年代の北京大學の『國學季刊』その他に2~3の論文があらわれたことがある。その後、幾多の曲折があつた後、勞幹氏が全體を解讀した(資料c)。勞氏の『居延漢簡考釋』初版本が戦後間もなく、日本にも1本もたらされたとき、われわれは森鹿三教授を指導者としてこれの共同研究をはじめ、今日までに3年近くを経過した。3年という時間は漢簡を一應理解するに要する時間として充分であるかどうかは知らないが、この共同研究で得た所を、一通り概観して、これからの問題発見の資としたい。

共同研究の同僚諸氏の成果の一部は昨年『東洋史研究』12:3『居延漢簡の研究』となつてあらわれた。これを本稿に利用したことは勿論であるが、いま申した通り共同研究の成果であるから、本稿に述べる考えは、討論の間におのずと熟して來た見解であり、また同僚の誰彼に考えてもらつた様な場合も多い。一々は断わり切れないから、そのことをはじめにことわつておきたい。と同時に、同僚諸氏の認める所とならない意見を敢て述べた場合もいろいろある。

I. 資 料

いままでに発見せられた漢代乃至晉代の漢字木簡出土地は、a) 敦煌附近、b) 樓蘭都址附近、及び c) エチナの居延城附近一帯の3ヶ所で、下記の諸書の中に景印、あるいは判讀・譯解して發表せられている。

a) 敦煌簡

発見：Sir Aurel Stein, 1907

著録1：Ed. CHAVANNES, Documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan Oriental. Oxford, 1913.

所収の木簡約1,000片のうち、約700が敦煌のもの。簡に年紀を書いたものが若干あつて、そのもつとも古いものは79 B. C., もつとも新しいものは137 A. D., あとは大部分が樓蘭のもの、少数の紙本、絹本とである。全部を判讀、佛譯、考證したほか、約半数をコロタイプ景印してある。

引用略號：沙氏敦煌簡、簡の引用の場合(敦、本書簡號、出土地符號)

著録2：王國維『流沙墜簡』1914序

スタイン発見の敦煌・樓蘭簡の景印せられた分だけの解讀と考證とである。この考證は大變すぐれたもので、これだけの材料からこれほどの考證をなし得たことは驚くべきものであり、後述の勞氏の考證の成功は王氏に負う所が多い。たゞシヤヴァヌ氏が出土地によつて簡を排列するのに對し、これは分類排列してあつて、彼此對照するのに不便である。

引用略號：王氏『墜簡』(羅氏宸翰樓再版本による)、簡の場合は前書の番號のあとに、王、篇名、番號

著録3：勞幹『敦煌簡校文』(『居延漢簡校釋、釋文之部』再版活字本附録)

前記 Documents の順によつて排列し、王氏の篇名と番號とを注記する。景印によつて、前の兩書の判讀を改める所が多い點で有用である。樓蘭簡は含まない。

著録4：張鳳『漢晋西陲木簡』1931

『初編』は Documents に發表せられたのと同じものの景印であるが、『二編』に未發表の木簡約230片の景印と解讀とを収める。その未發表の分はスタインが第三次探検で獲たもので、樓蘭出土の若干を除くと T. xxii. から T. xliiv. の遺蹟、すなわち敦煌東北方から武威の北方につらなる漢代の烽燧の址から発見せられたものである。言いかえれば、敦煌と居延をつなぐ長城線上の各地から出土したものである。これら少数の簡によつて、居延簡と敦煌簡との兩群は1つにつながるものとなる點で、兩群を一括して扱かうわれわれの試みによつて重要視すべきものである。これらの簡については、Innermost Asia I. chap. X. p. 343以下に、Maspéroの注記が加えられている。張鳳の注記する出土地番號は誤りが多いから、これと對比せねばならない(これは最近にマスペロ氏の遺稿が刊行せられたことを知つたが簡了まで手にすることができなかつた)。追記1, 2)

引用略號：『西陲木簡』

b) 樓蘭簡その1

発見：Sir Aurel Stein, 1906

樓蘭廢都の近くの遺址 L. A. で発見せられた木簡300片足らず、年紀のあるものは263 A. D. から330 A. D. にまたがり、字體も新らしい。前記の Documents 及び王氏、張氏の書に収められる。たゞし、後の2書には全部が収められているのではない。

b') 樓蘭簡その2
 発見: Sven HEDIN, 1900
 著録: A. CONRADY, Die chinesische Handschriften- und sonstigen Kleinfunde Sven Hedins in Lou-lan. Stockholm, 1920.

所収の木簡 121 片, すべて 3 世紀以後のもので, 前記 b) に似る。景印に解讀, 獨譯を附す。

引用略號: 樓蘭簡 b'

b'') 樓蘭簡その3

発見: 西北科學考察團 (黃文弼), 1932

著録: 黃文弼『羅布淖爾考古記』北平, 1948.
 木簡は 71 片, 内 3 枚は 49 B. C., 39 B. C., 12 B. C. にあたる年紀があつて, 書體も漢代の隸書である (本論集第 1 號拙評参照)。

引用略號: 黃氏『考古記』, 簡の場合は (樓b'', 簡號)

c) 居延簡

発見: 西北科學考察團 (F. BERGMAN), 1930

著録 1: 勞幹『居延漢簡考釋』釋文 4 冊, 考證 2 冊 (石印), 四川南溪, 1944.

著録 2: 勞幹『居延漢簡考釋』釋文之部, 2 冊 (活版), 上海, 1949.

所収の木簡約 8,000 片, 時代は前漢の武帝の太和 3 年 (102 B. C.) の年紀を有するものより, 後漢光武帝の建武 6 年 (50 A. D.) までに亘つている。いかえれば, この地方が武帝によつて開發せられた當初から, 光武帝がこゝを抛棄するまである。戦災のために, 景印本印刷原板が 2 度も破壊せられ, その校正刷による解讀のみが最初石印で出され, 改訂版が戦後に出た。王氏の分類を改良した排列法による。これは研究上一應便利であるが, 立入つた研究に, 出土地番號順に調べねばならないときなど不便である。景印が出ないために, 誤植などの判定に苦しむことも, 研究上に大きな障害である。われわれの研究は, この景印が出るまでの過渡的なものという制約をもっている。

引用略號: 釋文之部 [再版活字本] は勞氏『釋文』, 考證之部 [初版本] は勞氏『考證』, 簡の場合は (居, 簡の番號, 活字本『釋文』所載頁)

以上のほか, ホタン, 長沙などから少數の漢代木簡が発見せられているけれども, その内容は本稿とは關係がすくないから, こゝでは觸れない。

研究文献については『東洋史研究』12: 3, 9-10 頁によい目録がある。

1) この簡 (303.39-513. 23, 勞氏『釋文』p. 3) は「私は太和三年に敦煌に移住(?)して云云」という文章のもので, その年に書かれたものではない。その次に古いものは, 「大始二年 (95 B. C.) に [この職] に任命せられて……」という文で, やはりその年紀は簡が書かれた日付ではないが, それよりあまりへだたらぬ時に書かれたものといえる。もつとも確實なのは第 3 の征和四年 (90 B. C.) の日付をもつ穀物受渡簿の斷片である。いずれにせよ, この地方開發の當初からの木簡が存するということがいえる。

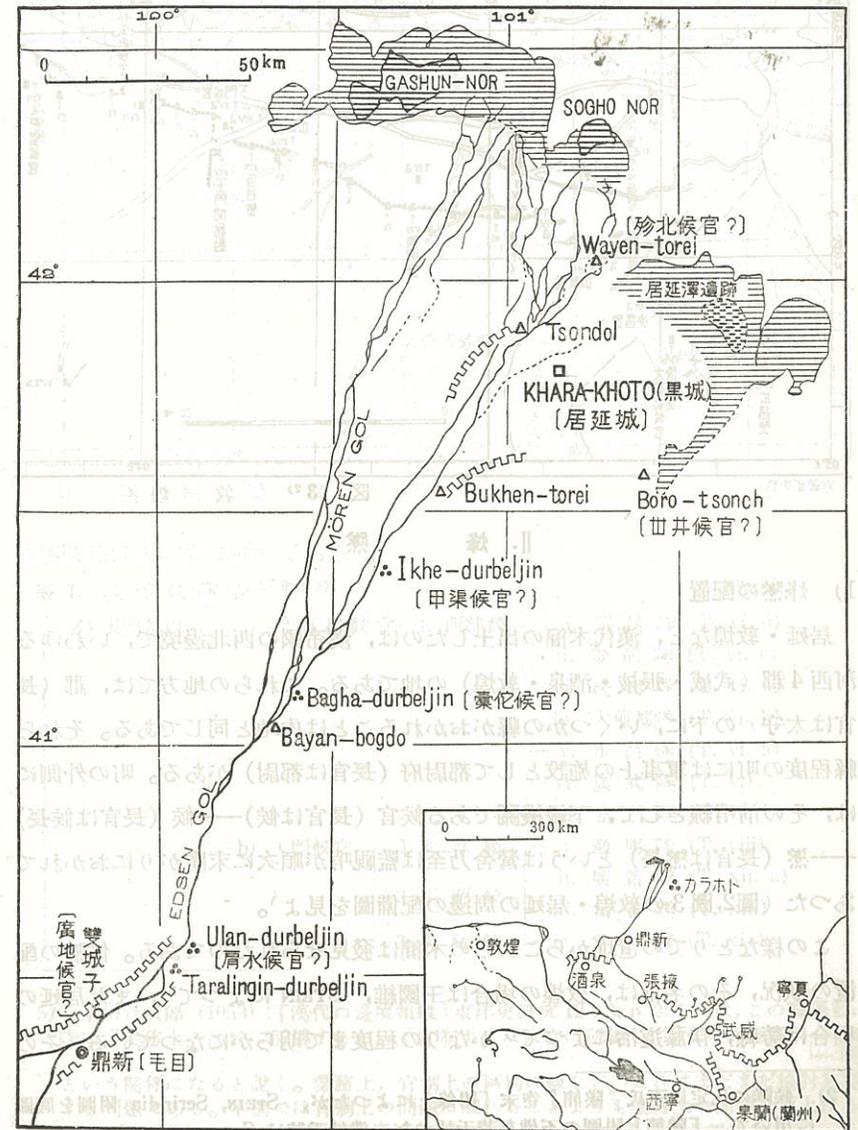


図 2 居延附近候官配置圖 比定は勞氏『考證』による (『東洋史研究』12: 3 より轉載)

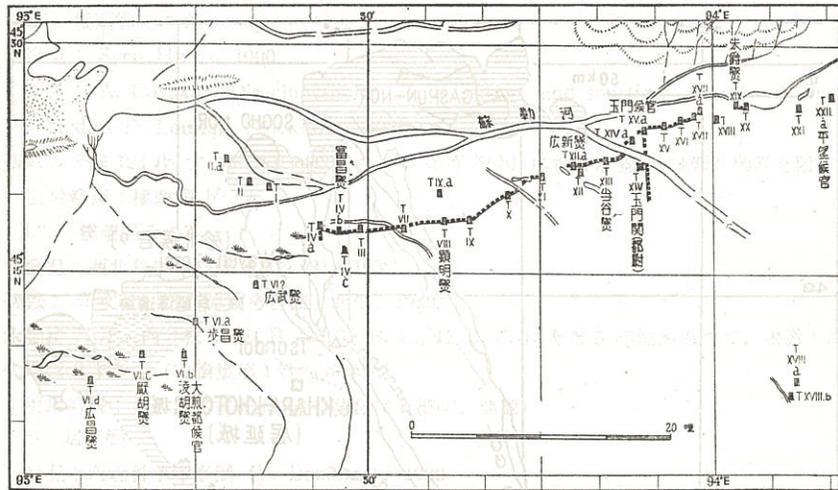


図 3²⁾ 敦煌

II. 烽 燧

1) 烽燧の配置

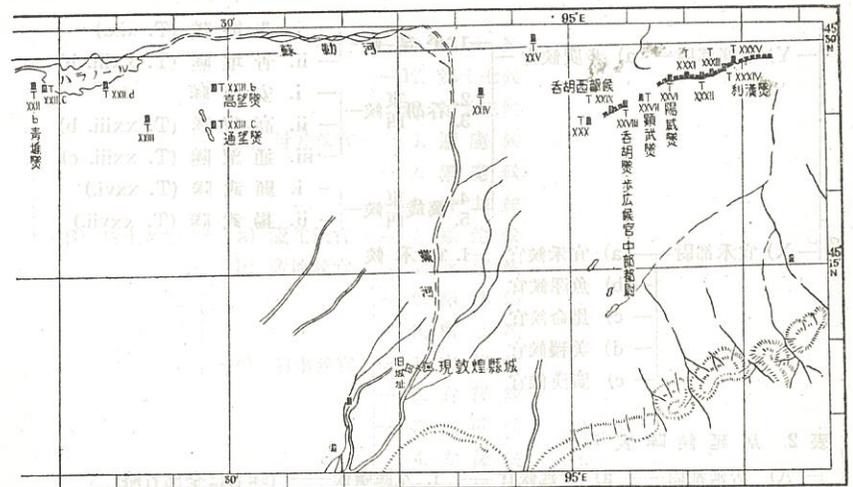
居延・敦煌など、漢代木簡の出土したのは、漢帝國の西北邊境で、いわゆる河西4郡（武威・張掖・酒泉・敦煌）の地である。これらの地方では、郡（長官は太守）の下に、いくつかの縣がおかれることは内地と同じである。それら縣程度の町には軍事上の施設として都尉府（長官は都尉）がある。町の外側には、その前哨線として、下級機關である候官（長官は候）——候（長官は候長）——燧（長官は燧長）というは營舎乃至は監視哨が順次に末廣がりにおかれてあつた（圖2,圖3の敦煌・居延の周邊の配備圖を見よ）。

この様なとりでの遺址からこれらの木簡は発見せられたのである。候燧の配置の狀況、その名前は、敦煌の場合は王國維、STEIN によつて³⁾、また居延の場合は勞榘、伊藤道治によつて⁴⁾ かなりの程度まで明らかになつている。その

2) 候燧の比定は王氏『墜簡』卷末『附録』によつたが、STEIN, Serindia 附圖を底圖に用いて、『墜簡』附圖の不備を若干補つた。遺址番號は STEIN によつたもの。

3) 王氏『墜簡』卷末附録。STEIN (1920) : Serindia, II, Chap. XIV-XX.

4) 勞氏『考證』卷1。伊藤道治 (1953) : 『漢代居延戰線の展開』東洋史研究12 : 3



烽燧配置圖

君塚遺製圖

統屬關係は次の表の通りである⁵⁾。

表 1. 敦煌候燧表⁶⁾ (遺記³⁾)

		(現遺址)			
—Z) 玉門都尉	a) 大煎都候官—1. 西部候	i.	廣昌燧 (T. vi. d)		
		ii.	厭胡燧 (T. vi. c)		
		iii.	凌胡燧 (T. vi. b)		
		iv.	大煎都燧 (T. vi. b)		
		v.	步昌燧 (T. vi. a)		
		vi.	廣武燧 (T. v.)		
		vii.	富昌燧 (T. iv. b)		
	b) 玉門候官	1. 北部候	i.	顯明燧 (T. viii)	
		—2. 玉門候	ii.	廣新燧 (T. xii. a)	
			iii.	當谷燧 (T. xiii)	
			iv.	官燧 (T. xiv)	
		—3. 虎猛候			

5) 米山賢次郎 (1953) : 『漢代の邊境組織』東洋史研究 12 : 3, p. 254 には、この關係を、燧は「業務上」は候に所屬するが、「官制上」は候官に所屬して、太守—都尉—候燧

という關係になると説く。業務上、官制上の區別の線など、これはまだまだ検討を要する問題である。本稿では官制上の問題に觸れることよりも業務上の問題を取上げることの方が多いので(とくに第V章)いまは燧は候に所屬するものとして扱かう。

6) この敦煌の候燧表は大體西から東に順を追つた。マスベロ氏のスタイン簡解讀に扱ふものは、さらに東方のものであつて、その本によつて補うべき部分が多いと思う。

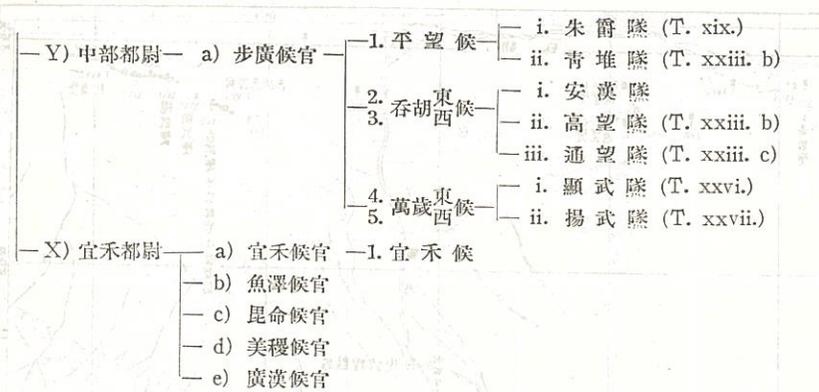
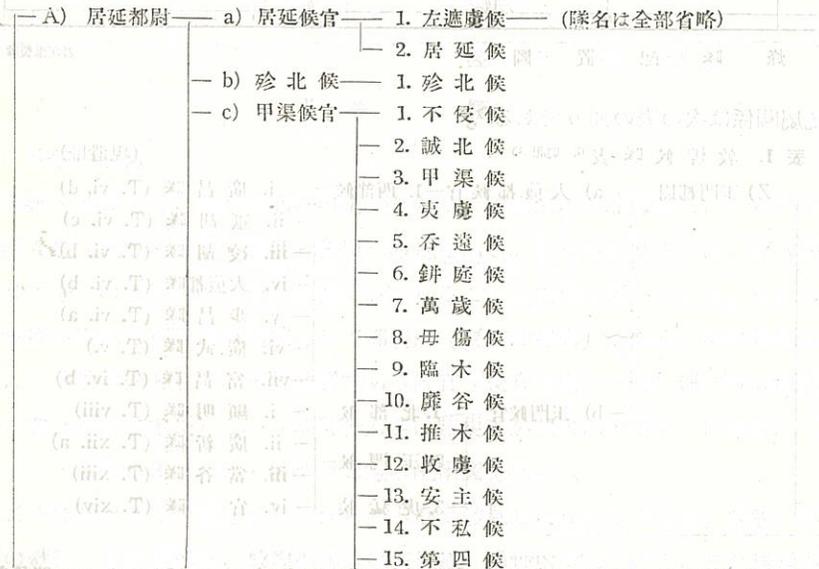
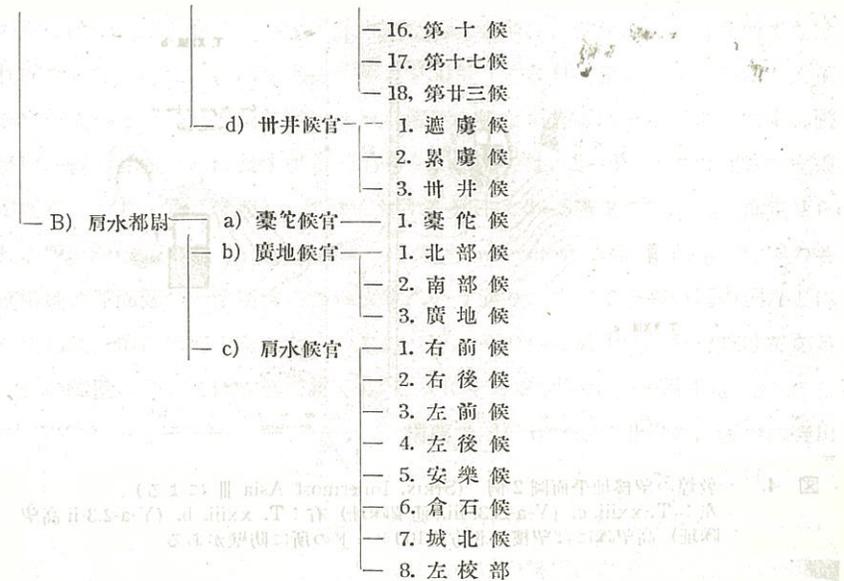


表 2. 居延候驛表⁷⁾



7) この表は、大體は伊藤道治：前掲論文によつた。
居延の驛名は、そこに数え上げた所では約200になる。ほかに番號で呼ばれる驛が澤山ある（米田賢次郎：前掲論文，p. 251）。ただし、これだけの驛が一時に存したという最終的な數字ではなく、ある驛の廢止や新設、改名、あるいは木簡に名の見えぬものもあることを心得ねばならない（伊藤：前掲論文，p. 221）。



所屬不明の候：1) 中部，2) 北地，3) 左符，4) 左渠，5) 安主，6) 次東，7) 有虜，8) 延掖，9) 系虜，10) 東便，11) 東部，12) 使陽，13) 城正，14) 當南。

以下、必要に應じて、候驛名をこの表の符號をつけて呼ぶ。例えば、朱爵驛は敦煌 Y-a-l-i という。この様な符號を付けておくことは、將來、何彼につけて都合のよいことが多いと思うからである。

これら望樓や營舎、城壁などの廢址は、スタイン、西北科學考察團その他の探検隊によつて調査せられ、その規模・構造などもかなり判つて來た。ことに敦煌では、さきの(圖2)、(表1)で見た様に、多くの遺蹟に漢代の驛名が比定できる。

邊境哨戒組織の最末端機關である《驛》とは兵士3~5人がつめている、望樓をもつ監視哨である(301頁以下参照)。候や候官になると望樓に附屬した營舎などの建物が大きくなる。居延の場合も、候官に比定せられているのは、Ikhe durbeljin「大きい四角形」、Bugha durbeljin「小さい四角形」、Ulan durbeljin「赤い四角形」などと呼ばれる、方形の城壁にかこまれた60尺四方ばか

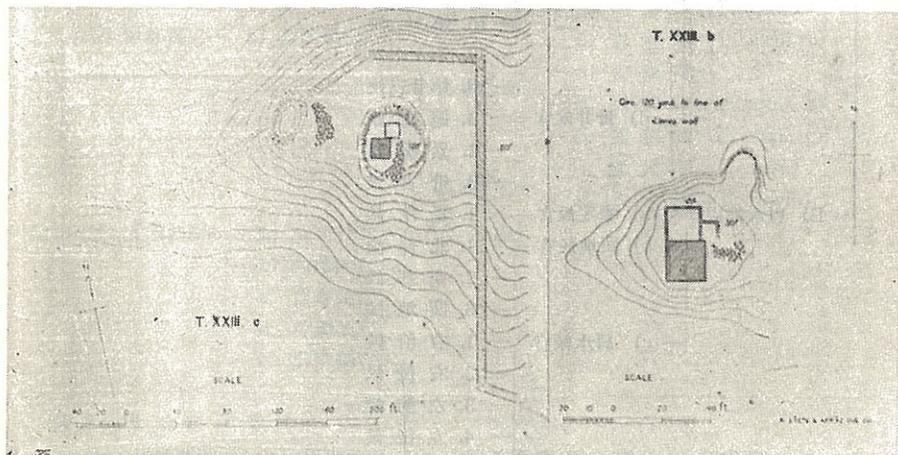


図 4. 敦煌の望樓址平面圖 2 例 (STEIN, Innermost Asia III による)
左: T. xxiii. c. (Y-a-2.3.-iii, 通望障址) 右: T. xxiii. b. (Y-a-2.3-ii 高望障址) 高望障には望樓の北方約100ヤードの所に防壁がある

りの廢址である。都尉であると、敦煌の玉門都尉は玉門關城に駐屯し、居延都尉は居延城に駐屯する。

前線の望樓は、だいたい小高くて見はらしのきく場所にたてられるのが常である。宋代の書物『武經總要』前集卷5の烽火の條に、唐代の制度として次の様に説く⁹⁾。

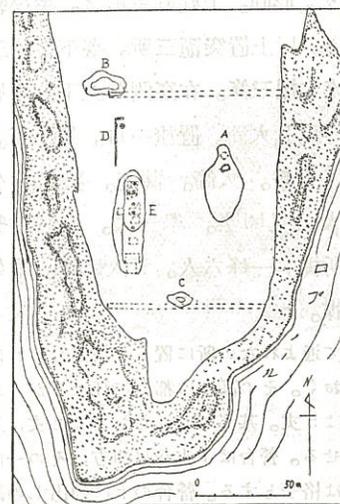
唐法。凡邊城候望。每三十里置一烽。須在山嶺高峻處。若有山岡隔絕。地形不便。則不限里數。要在烽々相望。若臨邊界。則烽火外周。築城障。

唐代の制度：國境の要害の見張りに、30里ごとに1つの烽火臺をおくが、これは山の高くなつた場所でなければならない。〔烽火臺と烽火臺との中間に〕丘陵があつて連絡がとれないとか、地形の都合の悪い場合は、この里數にこだわらないで、要は烽火臺と烽火臺とが相望める様にするのである。國境線に沿つた所では、烽火臺の外側に障壁を築く。

これは唐代のきまりというのであるが、この文章、乃至その制度は前代のも

8) 瀧川政次郎 (1952):『唐兵部式と軍防令』法制史研究2によれば、この文は『唐兵部烽式』の文である。この論文は唐の烽燧の制度、並びにそれにならつた日本の上代烽燧の制に関する文献を多く引き、本稿で扱かう所と内容の關係する點が多い。

のをうけついただと見てよい⁹⁾。烽火臺をおく場所は、當然、この様な所でなければならない。たゞ、兩烽火臺の間隔を30里(約3日本里)とするのは、邊境から中央へといった遠距離間の信號の傳達の様な場合にはそれでよくても、國境第一線の見張りに長すぎるであろう。敦煌では、2~3マイルの間隔で望樓が並んでおり(圖2参照)、居延におけるそれは3~5漢里であつたと推定せられる¹⁰⁾。Serindia III, Plan, pp. 34~41及び Innermost Asia III に示す敦煌の各望樓址の平面圖の示す所は、この文章にいう通り、すべて小高い岡の頂などにたてられ、中には盛土をしたものもあり¹¹⁾、その内の若干は障壁を設けてある(この障壁については次節で説く)。こゝにその2例を示す(圖4)。



樓蘭では、ロブ湖の北岸の、湖中に突出した岬の1つの先端で、この様な見張所の遺址が発見せられた¹²⁾(圖5)。もつとも、これは通常の態ではなく、古名を居盧營倉といった、敦煌—樓蘭間の重要な中繼驛の

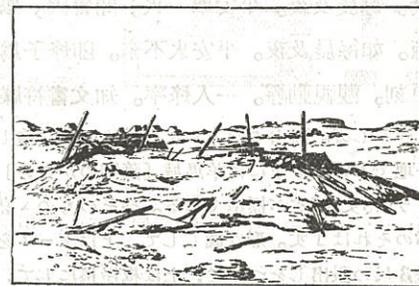


図 5. ロブ湖畔烽火臺遺蹟 左) 平面圖 右) 同スケッチ
A: 建物址; B, C: 營舎址; D: 障壁址;
E: 烽火臺 (黃氏『考古記』による)

9) 王氏『墜簡 2. 戌役類, 葉26裏。
10) 米田賢次郎: 前掲論文, p. 253。
11) A. STEIN, Serindia. II, p. 654。
12) 黃氏『考古記』p. 105—112。

この遺蹟を黃氏は烽火臺と考えているが、ここから出土した木簡のうちに居盧營倉に宛てたものが數例あるから、こゝこそ、その遺蹟に他ならない。たとえ、そうでない

遺址である。隣接の塔との見通しという点では、山頂と同様に有効な地点である。適当な距離をおいた湖岸の同様な所に、隣の際があつたのであろう。樓蘭簡 b" の発見せられたのはこの遺址からである。

2) 烽燧の構造

次には個々の燧の構造について考えるべき順であるが、これも漢代の制式を述べた文章はなく、やはり唐代の制式が『通典』巻152「守拒法」の條や『武經總要』前集5などに伝えられる。構造以外のことについてもよく要領を得た記述であるから、こゝに全文を掲げる³⁾。

烽臺。於高山四顧險絶處置之。無山亦於孤廻平地置。下築羊馬城。高下任便。常以三五爲準。臺高五丈。下關二丈。上關一丈。形圓。上建圓屋覆之。屋徑闊一丈六尺。一面跳出三尺。以板爲上覆。下棧。屋上置突竈三所。臺下亦置三所。並以石灰。飾其表裏。復置柴籠三所。流火繩三條。在臺側近上下。用屈膝梯。上收下乘。屋四壁。開覷賊孔。及安〔視〕火筒。置旗一口。鼓一面。弩兩張。拋石。礮木。停水瓮。乾糧。麻蘆。火鑽。火箭。蒿艾。狼糞。牛糞。每晨及夜。平安舉一火。聞警因。舉二火。見煙塵。舉三火。見賊燒柴籠。如每晨及夜。平安火不來。即烽子爲賊所捉。一烽六人。五人烽子。遞如更刻。觀視動靜。一人烽率。知文書符牒轉牒。

(のろし臺。高山の四方がよく眺められ、險しくて近よれない所に置く。山がなければ平地でも置く。下には羊馬城〔障壁のかこい〕をおく。その高さは都合に任せるが、ふつうは3丈~5丈が標準である。臺そのものゝ高さは5丈。基部のさしわたしは2丈、上部のそれは1丈。形は圓くして、上はドームを冠せる。營舎は1丈6尺四方、その一面に3尺の張出しをつけて、上は板屋根にして、下は格子とする。營舎の上に煙出しの竈

としても、その位置と規模と出土の木簡の内容とから見て、敦煌一樓蘭間の重要な驛であると考えてよい。

- 13) 『通典』と『武經總要』とで文章に多少の出入りがあるが、こゝには『通典』の文を掲げた。主な相異点は次の通りである。
- (a) はじめに「今法(註、與李筌法同)」という標題あり。(b) 烽臺を明烽臺に作る。
 - (c) 下關二丈を下關三丈にする。(d) 屋徑闊を屋底徑闊にする。(e) 石灰を石灰泥に作る。(f) 上收下乗を上訖復收之に作る。(g) 覷賊孔を四望賊孔にする。(h) 安火筒を安視筒にする。(i) 警因を警鼓にする。(j) 遞如更刻を遞知更漏にする。如は知の誤。(l) 烽率を烽帥にする。(m) 轉牒を轉遞之事にする。

3つをおき、臺の下にも3つおく。どれも石灰で表裏をぬり固める。また薪の堆積を3つつくる。火繩3本を垂らす。臺に外側から上下するには、折りたゝみ梯子を用い、上ればしまっておき、下りるときにはとり出して使う。營舎の四壁にはのぞき穴をあけ、のろしを見る筒をおく。旗1本、弩2張り、投げ石、投げ棒、水がめ、ほしいゝ、ほくち、ひうち、火箭、もぐさ、狼糞〔信號用〕、牛糞〔燃料〕をおく。朝と夜とごとに、無事なればのろし1本を舉げる。警戒すべきことを聞けば2本を舉げる、すなけむりを見れば3本を舉げる。敵が見えれば薪の堆積を焼く。もし朝と夜とごとの平安火が来なければ、それは信號兵が敵に捉まつたのである。1つののろし臺の定員は6人。その内5人は烽子といふ、交代して見はりをする。1人は烽率といふ、文書の發受、傳送をつかさどる)

この説明の漢代の制と関係のある箇所は、後段でもその都度またふれることとする。

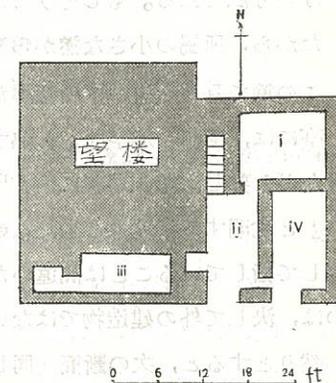


図6 望樓遺址 T.xiii.=Z-b-2-iii 當谷障址
(左)南東より望む (Serindia II, fig.180.) (右) 同平面圖 (Serindia III, plan p.37)

望樓の構造について、これの説く所は、要するに、望樓の下に營舎が附属し、そこに煙出しの装置があり、外側には障壁をめぐらせてある、ということである。これは漢制も變りはない。

望樓の廢址は、スタインの踏査した所では、風蝕のため高さはまちまちであるけれども、40呎ばかりも現にのこつているものがあり(T. vi. d.), 平面は15~30呎四方が通常である。圖6に示したものは、敦煌の當谷燧の遺址で、現在のこつている高さは床面から24呎、平面は23呎四方である。すべて日乾し煉

瓦と葺の束とを交互に積み重ねて築いてあり、これに厚くしつくいを塗る¹⁴⁾。唐の制は圓柱形であつたのに對して、漢の望樓はすべて方柱形である。木簡ではこれを《塚》、《塚樓》と呼ぶ¹⁵⁾。唐制では《臺》といつた。次の簡は望樓について言っているものである。

簡1) 二人削除亭東面 廣丈四尺 高五丈二尺 (敦111, 王, 戌役 29, T. vi. b)

(2人は亭の東面の〔沙か壁かを〕削りとる。廣さ1丈4尺, 高さ5丈2尺。)

簡の内容からいつて、これは《作簿》(V-5参照)の斷片であるに違いない。出土地 T. vi. b. は Z-a-1-iii 凌胡際址である。この際望樓は23呎四方すなわち漢尺で3丈以上になるから(圖7)¹⁶⁾、廣さ1丈4尺というのは削つた部分だけの寸法である。もしそうでないとするなら、こゝは同時に大煎都候官であつたから、所屬の小さな際から來た文書である。

この簡でみると際の中望樓だけをさして《亭》とよんだことを知る。

亭には、亭傳、郷亭などと熟するほかの意味もあるが、また亭障、亭障、亭候などと熟し、際と同義に使う¹⁷⁾。『説文解字』には「際とは塞上の亭である」と説明する。けれども、この簡では、1つのとりでの中望樓だけをとり出して指していることは間違いない。なぜなら、漢尺でも高さ5丈2尺もあるのは、決して外の建造物ではないからである。

然りとすると、次の斷簡(同じく T. vi. b. 出土)も亭における作業のものと解してよいであろう。

簡2) 高四丈二尺廣丈六尺積六百七十二尺率人二百廿三尺 □□ T. vi. b.)

14) SREIN (1928): Innermost Asia II. p. 681. また後段 320-1 頁。

15) 用例は居延簡 142.30 (勞氏『釋文』p. 202), 482.7 (同p. 217), 214.5 (同p. 220) などの諸簡に見える(以下居延簡の引用にはたゞ勞氏『釋文』の頁数だけを書き、一々は書名を書かない)。

16) 漢尺の實長については吳大澂『權衡度量實驗考』から近くは關野雄(1953):『古代中國の尺度について』東洋學報 35: 3-4 まで、いろいろの實驗研究があつて、大體23寸(約7寸6分)と見られる。スタインが敦煌で發見した2ヶの漢尺のうち T. viii. から出た木製曲尺は229糎あり(Serindia II, pp. 660, 771, pl. LII), xi で發見した竹尺〔内地から來たもの〕は9¹/₄吋(約232糎)あつた(同II, p. 668, p. 773)。

17) 賀昌群(1940):『烽燧考』(『國立北京大學四十週年紀念論文集』乙編上, 昆明, 所收)

(高さ4丈2尺, はゞ1丈6尺, 面積にして672平方尺, 1人あたり〔の作業〕224平方尺…)¹⁸⁾

簡3) 一人馬矢塗亭戸前地二百七十尺 (敦107, 王, 戌役 28, T. vi. b.)

(一人は亭の戸の前に馬糞を塗ること270平方尺)

居延簡では、次の《壘亭簿》の斷片がある。壘亭簿とは「亭を築造する作業の記録」と解したいのであるが、それには背面の終りの1行との連絡がつかない。

簡4) (表) 際長更生壘亭簿

五月□□□初壘亭壘甲辰廿□

二百九十 / 五月乙巳作

(裏) 肩水戌亭二所下廣二丈八尺

六簿餘穀百六十石 (居54. 23, p. 239)¹⁹⁾

(表: 際長なる更生の壘亭簿。五月〔何日に〕初めて亭をきずき、甲辰の日に至るまで20〔幾日〕……290。五月乙巳、作業。

裏: 肩水の戌亭2か所、基部の幅2丈8尺。〔六は入の誤?〕帳簿上の餘剩穀物160石を納入す)

望樓には當然兵士のための營舎が附屬する。唐制では《屋》とよぶが、これは漢でも同じく《屋》とよんだ様である。唐制では、1丈6尺四方の部屋で、こゝに6人がつめたという。漢代の遺蹟についてみれば、(圖4)の2例はいずれも亭より小さく17呎四方ばかり。(圖6)、(圖7)の例では、幾部屋かに區切られる。もつと大きなものとなると、敦煌の T. xxv, T. xxix, 居延の T. xli. c, T. xlii. i の様に、1邊60呎ばかりの方形の城壁をめくらせたとりでになる。

18) 「二百廿三尺」の「三」は「三」の誤であろう。

19) p. 244 に述べた通り、居延簡を引用するときは、簡の番號と、勞氏『釋文』再版活字本の頁數とを記す。簡の番號が2つ並んでいるのは、はじめの番號が出土地番號、あとの番號がその地點から出土した簡の中での番號である。従つて、この(簡4)は、54という地點から出土した23番の簡で、勞氏『釋文』の p. 239 に解讀してある、ということである。『釋文』には各簡に更に寫眞版頁數が附けてあるこれは必要が少いから省略する。

第2行末の□印は、若干字消えていて、その字數が不明である場合の符號。1字だけ不明のときは□とする。

《屋》に關した木簡には、次の様な《日作簿》の斷片と思われるものがある。

簡5) 一人草塗候内屋上 廣丈三尺五寸 長三丈 積四百五尺

(敦102, 王, 戌役27, T.vi. b.)

(〔兵卒の中の〕1人は候の内屋の上を草塗すること、間口1丈3尺5寸、奥行3丈、面積にして405平方尺)

簡6) 二人第一人 □□□ 草塗内屋 廣丈三尺五寸 積四百五尺 率人二

百二尺五寸 (敦103, T.vi.b.)

(2人は第[?], 1[人]は……内屋を草塗すること間口1丈3尺5寸、[奥行3丈]、面積にして405平方尺、1人あたり202.5平方尺。)

草塗とはどういう塗り方か判らないが、(簡3)にみえる《馬矢塗》と考え合わせてみて、草、馬糞を「すさ」にして、壁や床を塗ることであろうか(V-5参照)。

唐制では屋に發煙装置を設ける。漢でも、T. vi. b. (=Z-a-l-iii凌胡燧)の遺址ではペーチカ式の爐の址が発見せら

れた。これは発見者は煖房装置と考えているが²⁰⁾ 烽燧間の信號の1つに《煙》があつたのであるから、發煙装置と解してもよいであろう。けれども他の遺址ではこのような設備は全く発見せられない由であるから、當時どんな發煙法を行つていたのか、詳らかでなく、そうと斷言はできない。

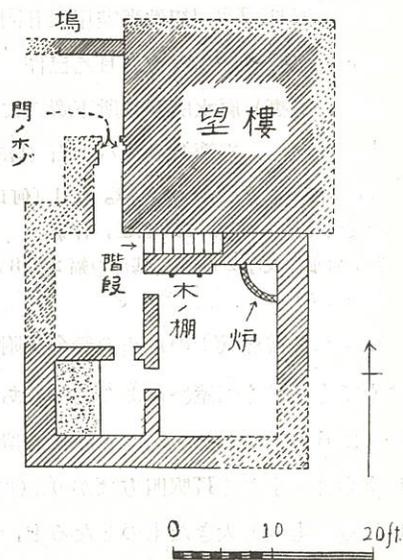


図7 爐のある望樓, T. vi. b. 平面圖 (Serindia III による)

20) Serindia, II, p. 645.

外側の障壁については、さきにも觸れた。障壁の築き方は、亭と同じ様に日乾し煉瓦と葦とを交互に積み重ねて築く。Serindia, II, fig. 157 の寫眞はその工程をよく示している²¹⁾。いま残る遺跡でみると、その厚さは通常6尺ばかり、居延の T. xli. c., T. xlii. d. などは10尺以上の厚さをもっている。この障壁は漢では《塙》とよんだ。塙の敦煌、居延の木簡に見えるものには、次の様な例がある。

簡7) □長十丈七尺塙

一場高丈四尺五寸按高六尺衡□高二尺五寸任高二丈三尺

(居175.19表, p. 190)

(長さ10丈7尺の塙。1つの塙は高さ1丈4尺5寸、按の高さ6尺、衡□の高さ2尺5寸、[任は合の誤?] 合せて高さ2丈3尺。)

簡8) 五鳳二年八月辛巳朔乙酉甲渠萬歲燧長成敢言之 廼十月戊寅夜墮塙傷要有瘳即日視事敢言之 (居6. 8, p. 48)

(五鳳二年 [B. C. 56] 八月辛巳朔乙酉 [5日] 甲渠 [候官に屬する] 萬歲燧の長なる成より報告、七月 [十と七は隸體では混同され易い] 戊寅 [27日] の夜に塙よりおちて腰を負傷したが、治つたので本日より事務をとる。報告終り。)

(簡7)によると、塙の上に、さらにまた、按と衡□とが合せて8尺5寸も積み重ねられてあつた。この2つのものは何であるか判らないが、塙そのものが防禦設備であつて、これの上には、いろいろと防禦や信號の装置が施してあつた(次節参照)。

亭、燧、塙、墩、いずれも「とりで」とか「望樓」をいう字であつて、以上の様な各部分をさす場合があると同時に、監視哨全體をさす場合もまた多いことを知つておかねばならない。

3) 候燧の施設

候燧は見張りや信號傳達とが主要職務であるから、そのためのいろいろな装置が設けられ、武器、信號具その他の必要な道具類が備えつけてある。

21) 障壁の築造法については、なお Serindia II, pp. 605-6, 736., Innermost Asia I, p. 344 ff. と同書 III, Plan p. 13 の圖面を見よ。

望樓の外側から先ず述べよう。
塙の上には、いま言つた按と衝□（ともに何か判らない）とがあるほか、
《轉射》（居延簡89. 21, p. 202）、《深目》（同簡）などの施設があつたことが知られる。前者は弩床、すなわち弩を据える發射臺であり、後者は照尺である²²⁾。この様な装置を塙上に常備しておいて、いざというときには弩と矢とをもつて上るのであろう。次には信號柱が立てられる。柱は《蓬干》という（簡9）。これを使つて旗やかざり火を上げる。その道具、並びに信號は《塙上蓬》、《塙上表》、《塙上莖》などと呼ばれる。《塙上莖表》というから、これは何本か並んでいたことになる。（簡16）にはまた《塙上望火頭》というものが見える。唐制の《視火管》と考え合わせて、筒を固定しておいて、夜間に見た信號がどこからのものか、角度で判断するためのものであろう。以上の様なものが、塙の上に設けてあつた。

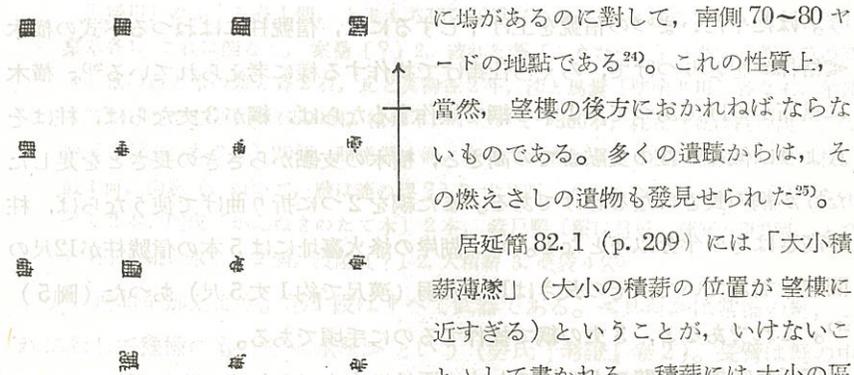
塙の外側には《天田》がある。天田とは一定のはらの沙をきれいにならしておいて、夜間そこを出入する者があれば、その足あとをのこさせるしかけである²³⁾。沙をならしておいて、朝にそれをしらべるとは戍卒の重要な仕事である（V-2）。このしかけは、後世になると《土河》と呼ばれる。唐の杜佑の『通典』卷152にはこれを「山あいなどの敵の通る道に、道を横ぎつて奥行2丈、深さ2尺だけ掘りかえし、細かな沙をまいて、上を平らにしておき、毎日足あとをしらべては、掃きよめてならず。人馬が通過すれば、足跡の多少が判る」と説明する。

塙の反対側には《積薪》がある。積薪というのは、文字通り薪の堆積で、火急の際にこれに火をつけて、隣の際に合圖するのである。T. xiii. その他多くの遺蹟で、その遺物が見つけられた。7呎の長さの葦を、ちょうど驛などに枕木を積む様に、たてよこに交互に、すなわち7呎四方の柱に積み重ねたものが、前後左右に約16-18碼の間隔で並ぶ。芯として棒を使つてある。T. vi. b.

22) 吉田光邦 (1953) : 『弓と弩』東洋史研究12:3; 勞氏『考證』卷2。

23) 賀昌群 (1934) : 『流沙墜筒校補』北平圖書館々刊8:5; 羽田明 (1936) : 『天田辨疑』東洋史研究1:6; 勞氏『考證』卷1。

では、葦の束と木薪とを交互に積み重ねてあつた。T. xii. a. では左の圖の様にそれが正面4列、奥行4列、計16個並ぶ（現存15個）。その位置は、望樓の北



に塙があるのに對して、南側70~80ヤードの地點である²⁴⁾。これの性質上、當然、望樓の後方におかれねばならないものである。多くの遺蹟からは、その燃えさしの遺物も發見せられた²⁵⁾。居延簡82. 1 (p. 209)には「大小積薪薄際」（大小の積薪の位置が望樓に近すぎる）ということが、いけないこととして書かれる。積薪には大小の區別があり、また望樓からある程度はな

圖8 積薪 (T. xii. a. 廣新隊址)

Serindia, III, Plate 38. による

また（簡13）によると、しつこいを塗つて基部を固め、濕氣を防ぐためであろう、時々積みかえをして手入れをしたものであつた。

際を中心である望樓、營舎には、さきに言つた發煙装置があるほか、塙の上と同じく、《蓬干》（信號柱）があり、また《深目》、《轉射》などの防禦設備がある。

簡9) □下蓬滅火蓬干三丈 (敦694, T. xix.)

(……信號旗を〔柱から〕下し、〔信號の〕火を消す。蓬干は3丈。)

簡10) 第卅五隊蓬索長三丈一 完

元延二年造 (居393. 9, p. 378)

(第卅五隊備附の蓬索3丈のもの、1本、完全、元延二年 [11B C.] に作る。)

24, 25) Serindia, II, p. 677 et seq., 同 III, pl. LII.

居延簡 403.19-594.28 (p. 13) に「塞から100里あまりの所に積薪ほどの大きさのものが4カ所云々」という。「積薪のようなもの」という表現が通用するところに、これがどこの際にも同じ大きさで積み重ねの目にも觸れていた有様を知り得る。

(簡9)の場合はこの信號柱は3丈の高さがあつた。(簡10)の《蓬索》というのは、信號旗を上げ下しするのに使う綱であろうが、その長さが3丈という。はたやたいまつを信號を上げ下しするには、信號柱にはねつるべ式の横木《桔槔》をとりつけて、ろくろ仕掛けで操作する様に考えられている²⁶⁾。横木に重石がつけてあつて、1本の綱で操作するならば、綱が3丈ならば、柱はそれよりは低く、柱の支點までの高さ、横木の支點からさきの長さとの足しただけが綱の長さになるわけである。また綱を2つに折り曲げて使うならば、柱の高さはその半分以下となる。ロブ湖岸の烽火臺址には5本の信號柱が12尺の間隔で並んでいて、その長さは12華尺弱(漢尺で約1丈5尺)あつた(圖5)²⁷⁾。これであると、3丈の綱で操作するのに手頃である。

蓬干は望樓、障壁の上だけでなく、平地にも立てられる。それぞれ、その立つ場所によつて《塙上表》、《地表》などと呼ぶ。また、これに大小、あるいは正副の區別があつて、《大表》(簡10)、《旁蓬》(居349.2, p. 180)などと呼ばれる²⁸⁾。

4) 候 際 の 備 品

以上のような施設のほかに、様々の備品がある。次に示す簡は居延のある候際の備品リストである。

簡11)	具弩四皆破	芳馬矢囊各一	芮薪木薪各二石	柱荳九	狗廳二	藥戶壘三百
守御器簿	長雜四	安十斤	瓦莫柳各二斗少	傳廿	狗二	戶上下合各一
	長倍四	出火蓬二具	沙馬矢各二石	深目四	戶關	儲水壘二
	長杆二	皮置菓草各一	毋開羊頭石五百	布蓬三	樓樑四	沒蔭二
	木置口三	案壘二	槍四十	布表一	木椎二	大積薪三
	弩長臂二	破蓬一	小荳三百	鼓一	門戊二編	藥盛藥四

26) 勞氏『考證』卷2。王氏『鹽簡』卷2, 葉20。

27) 黃氏『考古記』p. 116。

28) 勞氏『考證』には、居延簡214. 28 (p. 219)に「長七尺廣五尺」と見えるのが、すなわちはたの寸法であると説く。文章のつきが解し難いが、おそらく、その通りであろう。《大表》、《旁蓬》などいろいろ種類大小があつたらしいから、その1と見てよい。

米田賢次郎(1954): 人文科學研究所科學史研究班セミナーに於て、この寸法は當時の布1反の幅が2尺5寸、長さ40尺という寸法に基づくという考が出た。

(防備用品明細: 具弩4張り, みな破損。長づち4本, -[-はチエツクのしるし, 以下略], 長い棒4本, 長さお4本, 木置口[?] 3本, 弩の長臂2個, -[-?]と馬糞[燃料用]のふくる各1個, とりもち10斤[戸じまり用], 火打箱2組, 皮置[?] 菓草各1, これは闇なし, 案壘[?] 2, 破れた蓬[ふきながし] 1枚, [芮は草の誤?] 葦の薪と木の薪と各2石, 瓦と莫柳各2斗, 沙と馬糞[壁塗用]各2石, 羊頭[三つ目のやじり]の石500個, 槍40本, 小たいまつ300本, 柱荳[荳は荳の誤?] 9, 傳[通行證のわりふ] 20個, 照準器4個, 布製のふきながし3枚, 布製のはた1枚, 鼓1面, 狗廳[いぬかご, 廳は籠の誤?] 2, 犬2匹, かんぬき1本, 樓樑[?] 4, 木づち2本, 門戊[かんぬきのたて木] 2本, 藥戶壘[壘は日乾し煉瓦] 300個, とびら上下1組, 水かめ2個, 沒蔭[?] 2, 大積薪 3, 藥袋4袋)

少し説明を加えよう。第1段はすべて武器である。《具弩》は常備の弩, これに對して豫備のものを《承弩》という(勞氏『考證』卷2)。長臂は弩の中央の腕木で、矢がこゝを滑り、また弩床にこれで据える。

《蓬》と《表》とは信號用のはた又はふきながしで、紅白だんだらになつていう(同卷2)。兩者間にいかなる區別があるか、詳らかでない。荳(たいまつ)は、葦を束ねて作る。スタインと黃文弼とが、それぞれ、敦煌と樓蘭とで遺物を發見した(圖9)²⁹⁾。これは信號柱のはねつるべに吊して、夜間の信號に使う。犬を軍用に使うことについては、『墨子備城門篇』にも「とりでの穴の中に犬を伏せておく。犬が吠えるのは人が来たことである」とあり、古くから使つたものらしい。居延では連絡用にも使つた(V-2参照)。

藥の袋というのは、兵營の常備藥であろう。敦煌では「顯明燄藥函」と大書した箱が發見せられた。

この簡の出た506地點から伴出した簡から考えると、こゝは相當高級の機關

29) Serindia, II, p. 668, V., pl. LII; 黃氏『考古記』p. 110, 171. 敦煌のものは《積薪》のたいまつであるから長さ7呎のものである。樓蘭のものは1メートル足らず、これが信號柱に吊す小荳なのであろう。

30) 吉田光邦(1953)前掲論文, p. 283. には、この藥を矢につける毒藥ではないかと考える。だが、こゝは普通の藥と考えたい。このリストは必ずしも分類したものではないけれども、ある程度、武器、信號具、戸締り道具など同種のものを並べているので、矢毒とするならば、ここに並べるのは落着きが悪い。また、病氣に藥をのんだことは、勞氏『釋文』pp. 241-243, 『疾病死喪類』にいくつもその例を見る。

である。この《守禦器簿》はそこに所屬する候程度の機關の装備と思う。然らば、次の(簡12)やそのほかの簡に見る様に、弩は1張か2張をもつだけである。そして、これだけの品々は、1つのとりでに備えつけてある全備品の明細と考えてよさそうである。(信號柱、それに使うろくろ、弩牀の類は、《屋》の外にすえつけられてあつて、「備品」とは考えられていない)候際必需品で、この帳簿に見えないものは矢と弓弦とであ



図9 樓蘭出土の莛
(黄氏『考古記』
による)³¹

石》は《羊頭矢》の誤であるかも知れない。また、《小莛》300 というのも、非常識に多い。

これより規模の小さい際備品簿は武賢際(居延 A-c 所屬)のものが勞氏『釋文』p. 204 (99. 1) に見える³¹。また、次の簡は(圖1)に示したもので、首尾完全した78筒が綴り合わされた珍しい例である。そしてこの簡だけが他の簡よりかけ離れて年代が新しい。

簡12) 居延都尉九年十二月廿七日廿八日謹詣府封完
入南書二封 永元十年正月五日蚤食時時狐受孫昌

- 廣地南部言永元五年六月官兵釜磓月言簿
承五月餘官弩二張箭八十八枚釜一口磓二合
今餘官弩二張箭八十八枚釜一口磓二合
具弩一張力四石木關
陷堅羊頭銅鏃箭卅八枚
故釜一口鋤有銅口呼長五寸

31) これが武賢際のものであるかどうかは問題がある。あるいは誠北候のものであるかも知れない。なぜなら、この簡には備品のほかに、定員が記してあり、それに「候長一人」と見えるからである。

磓一合上蓋缺二所各大如疎

- 右破胡燄兵物
具弩一張力四石五木破故繫往々絶
盲矢銅鏃箭五十枚
磓一合敝盡不任用
- 右河上燄兵物
- 凡弩二張箭八十八枚釜一口磓二合 毋入出
永元五年六月壬辰朔一日壬辰廣地南部
候長信叩頭死罪敢言之謹移六月見官兵物
月言簿一編叩頭死罪敢言之
- 廣地南部言永元五年七月見官兵釜磓月言簿
(明細略15行)
- 廣地南部言永元六年七月見官兵釜磓月言簿
(明細略14行)
- 廣地南部言永元七年正月盡三月見官兵釜磓四時簿
(明細略13行)
- 廣地南部言永元七年四月盡六月見官兵釜磓四時簿
(以下13行省略) (勞氏『釋文』pp. 413-18)
(南向け書類2通。居延都尉發信³²)。[永元]9年[93 A. D.]2月27日[發], 28日
根按太守府宛〔書囊に〕封じ完る。永元10年正月5日, 蚤食時, 時狐が孫昌より受取る〔これは途中の驛の記録〕。
- 廣地南部候發信, 永元5年6月分官物武器什器の月なみ報告書。
5月分帳尻より繰越分, 官の弩2張, 箭88本, 釜1, うす2組。
現在高, 官の弩2張, 箭88本, 釜1, うす2組。
〔内譯〕具弩1張, 力は4石, 木製ひきがね付き。陷堅羊頭銅鏃の箭38本³³,
ふる釜1つ〔鋤有銅云々の説明不詳〕。

32) 廣地南部候は肩水候官に屬するはずで、これの差出人に「居延都尉」とすることはおかしい。この時すでに肩水都尉は廢止せられていたのであろうか。
33) これらの矢については、勞氏『考證』卷2を参照せよ。

うす1組, 上蓋の破損2ヶ所, その大きさはそれぞれ疏[?]の如くである。

○以上破胡隄の備品。

具弩1張, 力は4石, 五木「?」破損し, 紐が所々きれる。

蜜矢銅鏃の矢50本。

うす1組, こわれて役に立たぬ。

○以上河上隄の備品。

○合計弩2張, 箭88本, 釜1, うす2組。〔前月と〕出入なし。

永元5年6月1日廣地南部候長の信, 報告す。謹しんで「6月分官有兵器什器月並報告簿」1編を送る。〔以下略〕

これは, 廣地南部候長(B-b-2)からの, 所屬の破胡・河上兩隄に備付ける武器・什器類の保管状況の定期報告書を, さらに都尉がまとめて太守に提出したものである。はじめの2行は1簡に書かれ, 封面となり, これに宛名, 日付, 發信地, 傳達した兵卒の名, 所屬と, 傳達の日時が記される。

備品の内容は(簡11)の場合より少ない。しかし, いかにか小さな書でも, 信號具は備えていたであろうし, 戸關, 門戍の類がなかつたとは考えられない。1は備品臺帳であり, 1はその定期報告書であるために, それに扱かう備品の範囲に相違があるのか, 時期の違いによつて報告すべき備品内容が變つて來たものかであろう。

この2簡によつて, 候隄にはどんな品々がおかれてあつたか, ほど見當がついた。その保管状況は(簡12)に見られた様に検査が定期に行なわれる。その検査は秋に行なわれる(VII-1参照)。この簡に《月言簿》といいながら, 永元5年6月, 7月のあとは, 翌6年7月に作り, 次には《四時簿》と變つて, 7年1~3月分, 4~6月分を作る。氣をまわして考えれば, 7月の定期検査に6月分の帳簿を見せればそれでよいのである。繩でつゞけて綴じてあつて, 途中が脱したのではない。それが, 3月ごとの分を作つて, 1年に4通で辻つまを合せる様に規定が變つたと解すればよさそうである。《兵四時簿》³⁴⁾は敦煌

34) 『勞氏』釋文にはこれを《候四時簿》とよむ。木簡では《兵》, 《候》, 《集》, の隄は區別がつけ難い。《四時簿》の他の用例から考えれば, 「候四時簿」としてはいけない。「候の何々の品の四時簿」「隄の何々の四時簿」となるべきであるから, 「兵」とよむのがよい。

簡にも見える(敦616, 王, 器物3)。また半年ごとの《折傷兵簿》の例が居延にある(居179. 6, p. 182)。

備品整備の定期(あるいは不定期)の検査簿, 或は破損の申告簿やその断片は, 居延簡, 敦煌簡ともに多量に見える。それらを見てゆくと, 候隄の整備の状況は更に判つてくる。

次の2簡はその例であるが, 全装備の明細ではなく, 検査の結果不合格であつた條々だけを挙げたものか, あるいは破損を申告したものかである。簡ではこれを《兵完堅折傷簿》とよぶ(敦307, 王, 器物5)。樓蘭では《所領器杖刃亡失簿》(沙氏758, 王, 器物54)とよぶが, この言い方ならば, これは責任者よりの申告書である(VII-2参照)。

簡13)	積薪八母將梨不塗壘	塙上塙櫓少一
	大積薪二未更積	塙上大表一古惡
	小積薪二未更	塙上不騒除不馬矢塗
	望虜繫長充光	母卒取梨芟席
	諸水嬰少二口	母乾馬牛矢内母屋
	汲桐少一	狗少一見不入籠
	沙少三石見一石又多士	母角火苜五十 (居264. 32, p. 191)

(望虜隄[A-c所屬]長の充光[これは管理の責任者である]。積薪8, 將櫓[?]なし, 漆喰を塗らず。大積薪[の内]2つは積みかえをせず。小積薪2つ積みかえせず。卒の櫓・まぐきをとるためのむしろ無し。水がめの不足2個。水くみ桶の不足1個。沙3石不足して現に1石あるのみ, また土[隄體の土と土とは區別がない]多く[混じる]。塙上の尊虜[ろくろ?]1個不足。塙上の大ふきながし1枚古く不良。塙上を掃除せず, また馬糞を塗つてない。候隄[?]なし。乾した馬牛糞[燃料用]なく, 内に屋なし[?]。犬1匹不足し, 現に籠に入れず。角火苜[烽苜?]50なし)。

この簡の出土地(264)は伴出の簡から考えると, 甲渠候官址らしい。

簡14)	弦角上「盡破」	轉櫓皆母棍
第廿六隄長宋登	蓬一不專用	洞皆母肩冒
其直小・引	鋸一不專用	候樓不塗壘
		狗藏一頭 (居214. 5, p. 219-20)

(第廿六隊長宋登。弦角〔?〕上が破損。ふきながし1本、役に立たず。鋸1丁、役に立たず。轉鷹〔信號用のろくろ〕みな絞盤なし。洞にみな肩冒なし〔?〕。望樓の漆喰塗りをせず。大小舎1つ、傾く。)〔藤名の「廿六」は初版本による〕

また弓矢だけの帳簿もある。やはり≪兵完堅折傷簿≫の断片と考えてよい。

簡15) 六石具弩四糸絃緯完 弩匣

戍卒八人 五石具弩二糸絃緯完

藁矢銅鏃三百其八十六序呼二百一十四完 (居283. 12, p. 397)

(戍卒8人。〔その装備。〕六石具弩4張り、絹糸の弦、完全。五石具弩2張り、絹糸の弦、完全。銅鏃のついた藁矢 300本、内86本は破損、214本完全。)

戍卒8人というから候の帳簿であろう。弓1に對して矢50はもつとも普通に見られる割合である(p. 280)。弓矢は候營の備品になつている場合と兵卒に1人1人割當てゝもたせる場合とある(後段参照)。

次の簡はやゝ形式を異にする。

簡16) 大黃力十石弩一右深強一分負一算一場上望火頭三不見所望負三算

甲渠候部 八石具弩一右須失負一算 場上望火頭二不見所望負二算

六石具弩一空上蜚一算 □扣弦一脱負二算

六石具弩一衣不上負一算 凡負十一算(居82. 15-52. 17, p. 196)

(甲渠候官〔鄣=候官〕。力十石の大黃弩1、右に深く強く引ける、減點1算。八石具弩1、右須〔?〕失す、減點1算。六石具弩1、空しく上に飛ぶ、減點1算。六石具弩1、衣上らず〔?〕、減點1算。場上の望火頭3ヶ所〔唐制の視火筒の如く隣の隣の信號を見る様な装置であろうか〕望むべき所が見えず、減點3算。場上の望火頭2ヶ所同上、減點2算。扣弦1脱す、減點2算。合計減點11算。)

備品の員數だけの検査でなく、その整備状況の検閲の記録と解せられる。この負算は經歷上のマイナスとして≪功≫≪勞≫の計算に繰り入れるのであろう。

この類の文書はまだ多く、居延簡では約50例を数え得るが、こゝには標準的なものだけを出した。

これらの施設が如何に運営せられたかは、Ⅲ以下で述べるが、こゝまで、候營の構造設備については一通り話したつもりである。いわば大道具・小道具がそろつたわけで、こんどは登場人物を紹介しよう。

Ⅲ. 兵 卒

1) 漢の兵役法

われわれの扱かう3種の漢簡にもつとも多く現われて来るものは、邊境守備の兵卒たちである。兵卒にはいろいろな種別がある。徴兵法からいうと、正規の義務兵役のほかに、犯罪による強制徴兵と志願兵とがあり、それぞれがまたいく種にも分れる。勤務の種類による區別、いわば兵科の様なものとしては、戍卒、田卒があるほか、僅かではあるが河渠卒、庫卒などの特科兵の例が見える。また、法制上の種別ではないが、勤務場所によつて、際卒、輦卒などという呼び方もある。いまの河渠卒、庫卒もこの部類に屬する呼び方と考へた方がよいかも知れない。これらの種別を説明するためには、先ず漢の兵役法を知らねばならない。

ところが、不幸にして、漢の兵役法に關しては、今までにいろいろな研究があつて、その見解は必ずしも一致していない³⁵⁾。それらを一々紹介批判して行くわけにも行かないから、いまは、それらの意見のよりどころとなつた史籍中の記事を擧げて、一應の説明を加えるだけにとどめたい。

『漢書』には後代の正史に見られる様な『兵志』がなくて、『刑法志』の中で極めて簡略に兵制を説く。兵役と刑罰とを同じ、もしくは似たものに考へたという當時の人の考へ方を先ず心にとめておかねばならない。その記事は、歴代の兵制を述べた後に

天下既に定まりて、秦によつて材官〔歩兵〕を郡國に置き、京師には南北軍

35) 濱口重國(1931):『踐更と過更一如淳説の批判』東洋學報19:3, 同氏(1932):『同補遺』同誌20:2, 同氏(1933):『秦漢時代の徭役勞働に關する一問題』(市村博士古稀記念東洋史論叢所收)その他。宮崎市定(1933):『古代支那賦稅制度』(史林18:2, 3, 4)。西田太郎(1950):『漢の正卒について』東洋の文化と社會1。勞榘(1949):『漢代兵制及漢簡中の兵制』中央研究院歷史語言研究所集刊10。また古くは宋の錢文子『補漢兵志』、同じく馬端臨の『文獻通考』などもそれぞれに考へる所がある。

の屯あり。武帝に至つて百粵を平らぐるに、内に七校を増し、外に樓船あり。みな歳時に講肄して武備を修むと云ふ。||
 という。簡單ではあるが、漢代の兵制を一言でいいあらわしている。言うところは、「漢のはじめは、秦代の通りに地方には地方軍〔材官、騎士など〕があるほかに、中央に近衛軍をおいた。武帝が外国にも兵を出す様になつて、〔軍備擴張を行なつて〕、中央には新たな軍隊を増設し、地方には水軍までできた。みな一定時期に召集して訓練する」というのである。西北邊境は武帝のときに開拓せられたもので、われわれの扱かう木簡の兵卒は、兵制が複雑になつてからのものである。

この兵隊には如何なる者があたるのか。『漢書』1高祖紀上の注に引く『漢儀注』には次の様に説く。

民年二十三爲正。一歳爲衛士。一歳爲材官騎士。習射御騎馳戰陳。

又曰。年五十六衰老。乃得免爲庶民。就田里。

（民は23歳で《正》〔兵役義務を負う者〕となる。すると1ケ年〔中央軍で〕衛士となり、1ケ年〔地方軍で〕材官や騎士となつて、軍事訓練をうける。

56歳になつて老衰すると、兵役免除となる。）

23歳から56歳までが兵役義務年限で、その間に中央軍と地方軍とに各1ケ年召集せられて、現役勤務に服する番がまわつてくるのである。23歳になると役所の《名籍》に名をつけられる（『漢書』1上高祖紀上如淳注）。

兵役の義務は上に見える2種の現役義務だけではなく、毎年1ケ月間地方の役所のための勞力奉仕があつた。武帝（141～87B.C.在位）のときに董仲舒の述べた意見というのが『漢書24』上食貨志の中に傳わるが、それには兵制について次の様にいう。

至秦……又加月爲更卒。已復爲正一歳。屯戍一歳。力役三十倍於古。漢興。

循而未改。

（秦のときになると、〔政府による經濟上の壓迫がはげしくなり〕、そのほかに月ごとに《更卒》となり、またその上に《正》となること1ケ年、《屯戍》の兵となること1ケ年。力役の量は古代の30倍にもなつた。……漢の代になつても、そのやり方をうけつ

いで、まだ改めないでいる。〇〇。)

《更卒》とは所屬の郡縣での力役奉仕人夫である。軍務であるときもあり、他の土木工事などの力役であることもあつた。期間は、變遷があつた様であるが、各人毎年1ケ月という原則になつていた様である。

《正》とは《正卒》の略で、前の規定とちがつて、こゝでは中央軍の兵卒としての現役勤務をさす。

《屯戍》はさきの規定の《材官騎士》にあたるもので、地方軍における現役勤務をさす。

結局、さきの2種の現役勤務と更卒とがあることを言つていと解せられる。その外に、後に述べる邊境守備の義務がその後に附加わつた模様である。

ところで、以上の諸種の現役勤務は、各人が実際にそれだけの勤務につくのではない。これは《更卒》または《過更錢》という免役錢の制度があつて、一定の錢を納めれば現役には行かなくて済み、実際に現役に行く者は、その錢から賃錢をもらつて行くことになつていた。地方軍はともかくとして、中央の軍

36) この文章には唐の顔師固が注が加える。かれのよみ方は次の通りである。

「又加月爲更卒。已復爲正。一歳屯戍。一歳力役。三十倍於古。」（その上に、1月更代で郡縣の官に奉仕する更卒となり、それが満期になれば、中央政府に奉仕する正卒となつて、屯戍すること1歳、力役が1歳。大體勘定してみると、今の人の1年の内の屯戍や力役の負擔は30倍も昔より多い）。

この様に區切つてはいけない。「三十倍於古」は、そのあとの「田租口賦鹽鐵之利、二十倍於古」に對應する句であるから、その上の「力役」をその主語にもつて來なければ、文章の落着きが悪い。

「屯戍」は「邊境防備」と解するのが普通である。しかし、これは秦代の制を述べたものであるから、秦代の兵役の中心であつた「材官騎士」をさすものと解したい。そうすれば、この文章は『漢儀注』その他に見える規定と同じことを言つて、それに更卒を附加えただけのことになる。しかし、秦代にも「長城之役、五嶺之戍」があつて、各人1ケ年の邊境防備がすでに定制となつていて、屯戍をこゝよむことがゆるぎないといふれば、この文章は、さらに一種の現役勤務を加えて言つていふものとなる。そして、その場合は、中央軍と地方軍と合せて1ケ年か、どちらか1ケ年と言つていふことになる。

次に「已復」は從來は「すでに復して」すなわち「更卒の義務が免除になつたあと」という意味によまれて來た様である。しかし更卒は56歳まで毎年1ケ月番がまわつて來るもので、これが満期になるときは56歳である。この「已復」は、その前の「又加」に對するもので、「その上また」の意味にとりたい。

隊の定員は漢のはじめで1,350人、武帝が大擴張を行なつたあとでも40,000人にすぎない。漢帝國の登録全人口は平帝の元始2年(2 A. D.)で6,000萬人というから、少くとも中央軍には實役に行かないのが原則であることは明らかである。だから、別の言い方をすれば、23~56歳の正卒期間とは、更賦納入の義務期間であり、現役義務の郡縣で毎年1ヶ月、中央軍1ヶ年、地方軍1ヶ年、邊境守備3日間(これについては後述)などという数字は更賦算定の基準を示す数字であり、そして役所にある正卒の名籍とは、すなわち更賦の徴集臺帳となるべきものであつたことになる。

《更賦》の制度については、『史記』、『漢書』を注解した如淳と服虔との説明³⁷⁾の解釋が諸家の間で食いちがつている。服虔は次の様に説明する。

以當爲更卒。出錢三百文。謂之過更。自行爲卒。謂之踐更。

(更卒となる番があつたときに、錢300文を出して〔免除してもらふ〕。これを《過更》という。みづから行つて卒となるのを《踐更》という。)

如淳の説明は次の通りである。

更有三品。有卒更。有踐更。有過更。古者正卒無常人。皆當迭爲之。一月一更。是爲卒更也。貧者欲得顧更錢者。次直者。出錢顧之。月二千。是爲踐更也。天下人皆直戍邊三日。亦名爲更。律所謂繇戍也。雖丞相子。亦在戍邊之調。不可人人自行三日戍。又行者當自戍三日。不可往便還。因更住一歲一更。諸不行者。出錢三百入官。官以給戍者。是爲過更也。

(《更》には3種類ある。《卒更》と《踐更》と《過更》とである。)

むかしは《正卒》というのは常任の者がなく誰もが順番に役にあつて、1月ごとに更代した。〔この通りに番に當つたときに自身で服役する〕これが卒更である。貧乏人で更代に對する賃金をもらいたい者をば、〔現役の〕番にあつた者が錢を出して雇つて〔兵役に行かせる〕。月に2,000錢の割で出す。これが踐更である。國中の人はみな邊境守備に3日間あたることになつてゐる。これも更という。律にいう「繇戍」である。丞相の子でさえも、邊境守備の義務がある。けれどもすべての人が自身で3日ずつ守備に行くわけにはゆかないし、また、行つたとしても、3日だけ守備につくとすると、往つてすぐ歸るわけにも行かない。それで代りを引受けることによつて、

37) 『史記』106及び『漢書』35の『吳王傳』の注。

1ヶ年とゞまつて更代する。自身で行かない者は300錢を出しに政府に納め、政府は守備に行く者に支給する。これが過更である。)

《過更》については服説にいう通り。これは免役錢を拂つて現役勤務を免がれることである。

《踐更》については服説は充分ではない。これだけの説明では、「番にあつた場合にみづから役に服すること」なのか、「番にあつた者の代りに、實際に行つて服役する者」なのか判らない。如説を參酌すれば後者の意味である。その場合、賃錢の経路が問題である。如説では、番にあつた者が直接代理人を雇入れて役に行かせるという。更賦錢は政府の重要な軍事費財源であるのに、このやり方ならば全く政府の収入にならない。もし、直接賃錢を拂つたものなら、政府にはその他に何かの支拂いをしたであろう。

踐更を上のように解すれば、如説だけに見える《卒更》の意味が生きて来る。その際、如淳は「むかしは常任の正卒がなかつた」という。裏からいえば、「今は正卒は常任の者があつてゐる」、すなわち、更代の代償として賃錢を支拂つてもらつて、何人分も引續いて勤務するのが通常であつたのである。1人1人が1ヶ月更代でつとめることは實際に行なわれていたわけではない。

如淳の踐更の説明の中の、「代理人の賃錢は月に2,000錢」というのは過大である。後段に説く様に、下級官吏の給料は月360錢から1,000錢あまり、日雇いの賃錢で月300錢³⁸⁾、月に2,000錢の俸給をもらうのは相當高級の官吏であつて、普通の資産の者の負擔できる金額でない。何かの間違ひであろう。

《過更》についての如説も間違ひではない。なぜなら、邊境守備の場合でも、免役錢を出して實際に服役しないのは、やはり過更である。各人3日ということは、實役に行かないでむしろ過更するのを普通とする。だから過更のもつとも代表的な例として、こゝにもつて來たのである。そして、この邊境守備についての説明は更賦なるものゝ性質をよく示している點と、また、われわれ

38) 居延簡 254.5 (p. 292); 勞幹 (1947): 『漢簡中的河西經濟生活』中央研究院歷史語言研究所集刊(以下「集刊」と略稱する)10。

の今とり上げている邊境守備の制を傳えている點とを尊重すべきである。

この邊境守備については、如淳はさらにつづけて、「謫ある者」に1ヶ年邊を戌らせる制がのちにできたことを附加えて述べる。これは3)「強制徴兵」でとり上げる。

卒更、過更、踐更の3種の更は、おそらくあらゆる兵役・力役義務について適用せられたものであろう。すなわち、各人はさきに述べた様な種々の兵役義務を課せられており、これはあるいは時期により、地方によつては、さらに別の兵役義務も課せられていた場合もあつたと考えられるが、その都度、大部分の者は、過更錢すなわち「更賦」を支拂うことになる。言いかえれば、義務年限中の正卒は、踐更して實役に服するか、過更して軍事費たる更賦を納めるかの、どちらかのかたちで兵役の義務を負擔していたのである。

以上から出た結論として、

- (1)漢の民は、男子は23歳までが兵役義務期間で、役所に登録せられる。
 - (2)この間に、(i)毎年1ヶ月地方の役所での力役、(ii)1ヶ年中央軍で、(iii)1ヶ年地方軍での現役勤務、(iv)各人3日間の邊境勤務などの割合で兵役義務が割当てられる。
 - (3)普通は實役には行かないで、上記の割合で免役錢をおさめる。
 - (4)實役に服する場合は、自分の義務分だけつとめる場合もあつたかも知れないが、更賦錢からの支拂い、又は番にあたつた者からの雇料をもらつて、何人分かの實役に勤務する。言いかえれば兵卒は職業兵の如きものになる。
 - (5)邊境勤務の場合は、約100人分の代理として、1ヶ年勤務して交代する。
- ということが言えると思う。

以上の義務兵役のほか、強制、並びに志願による各種の兵卒があり、これは武帝以後とくに増したと説かれる。

また、免役者の納めた更賦は、郷に納める。郷とは縣の下の行政單位で、その長は三老または有秩あるいは嗇夫で、郡もしくは縣より任命し、これが賦の

取立にあたる。この賦は大体軍事費の支辨にあてるものであつた³⁹⁾。

以下、木簡にあらわれる各種の兵卒について考えてみよう。

2) 騎士

「騎士」は義務兵役の1である。前節の兵役法では、各人がその所屬の地方の軍隊に服務することを規定する。その場合、その土地土地の事情によつて、それぞれの軍隊は「材官」(歩兵)、「騎士」(騎兵)、「樓船」(水兵)、「輕車」(戦車兵)などの軍隊となつていた。金城、天水、隴西、安定、北地、上黨、上郡など、山西、陝西、甘肅など北方の諸郡では、通常、騎士となる⁴⁰⁾。従つて、居延・敦煌などの西北地方では、そこの住民は、兵役法によつて各人1ヶ年の割で現役勤務に服するとき、かれらは「騎士」となつたはずである。

居延簡には兵卒の「名籍」の斷片が澤山にある。全部がばらばらになつて、1枚の簡に1行、すなわち1人分ずつの斷片である。その形式は、騎士の場合には、

「出身縣名、騎士、出身里〔むら〕名、姓名」

となつている。例を示そう。

簡17) 昭武騎士宜春里高明 (居564.3, p. 432)

簡18) 日勒騎士萬歲里孫守 (居491.4, p. 433)

この様な簡が勞氏『釋文』名籍類に42例あり、他に3例出身縣の判る簡がある。それらによると、すべて例外なしに張掖郡内各地の出身である。次の表に、その出身地を縣ごとに示す。

表3) 居延簡騎士出身縣別表

39) 『漢書』19百官表上に、「郷有三老、有秩、嗇夫、游繳。三老掌教化。嗇夫職聽訟、收賦稅。游繳巡禁賊盜。」と、賦稅の取立ては嗇夫の仕事であるという。『續漢書』百官志5の説明は少し違つて、大きい郷の長は有秩(有秩嗇夫の略)で、郡が任命し、小さい郷は嗇夫を縣が任命するといひ、賦稅の取立てはその重要な職務であつた。賦が軍事費であることについては、『漢書刑法志』に「稅は以て食を足し、賦は以て兵を足す。」とあり、『食貨志』にも「賦は車馬甲兵士徒の役、府庫を充實し、賜予するの用に供す」という。後段 VI-3 參照。

40) 錢文子『補漢兵志』(『二十五志補編』本) p. 6.

氏池 17, 饒得 15, 昭武 6, 居延 2, 白勒 1, 番和 1,⁴¹⁾ 肩水 1, 顯美 1, 屋蘭 1。

敦煌簡には騎士の本籍の判るものは1例だけで、張掖郡の屋蘭縣（敦417）の出身である。敦煌で所用の騎士を充し得なかつたか、緊急の事件があつたかして、他の郡よりの應援をもとめたものであろう。

騎士の名簿には、後段に説く戍卒、田卒のそれとちがつて、年齢が見えないことを勞氏『考證』巻2に注意する。確かにそうであるが、これは何にもとづくものであるかを知ることができない。勞氏はそれを、戍卒、田卒は年齢がまちまちであるのに對して、騎士は適齡に達するとともに入隊するから、年齢を記す必要がなかつたから、と説くが、これは全く根據のない考えである。

強いて考えれば、騎士はこの地方のもからの土着人、すなわち匈奴人ではなかつたかとも疑い得ないことはない。しかし、それを證する材料は何もないことは勞氏の考となら變る所はない。そのことの當否は別として、居延には匈奴の投降者で以て組織した《屬國》という軍隊があつたのに、その動靜は2～3の簡だけにしかあらわれないということも、問題の1つである。

この名籍が、どこで作られて、どの機關でまとめられて、何の用にあてられ、どこに保管せられたのか、いま知ることができない。次節の戍卒の場合と同様であつたと一應考えておくことにしよう。

騎士はどんな勤務についたか。沙氏『敦煌簡』Nos. 279～288（内5簡王氏、『戍役』16～20）に T. xxii. c. 出土の、この繁での10人の騎士の《日作簿》の斷片がある。これで見ると、《戍卒》と全く同じ勤務に服していたが、《卒》、《戍卒》とは呼ばれないで《騎士》と呼ばれている。ところが、居延簡には、この名籍以外に3例を見るだけで、既に騎士の勤務したことを記した簡がない。(1)敦煌と同様に際にも勤務はしていたが、それに關する簡が発見せられなかつたのか、(2)騎士は際以外に別に勤務場所があつて際卒、戍卒ではなかつたのか、(3)騎士でも候際に勤務すると、際卒、戍卒と呼ばれるので簡にはあらわ

41) 「西和騎士安讀里□□」（居延簡 517. 9, p. 440）の「西和」は「番和」の誤りと解した。

れて來ないのか、その解決は、將來の研究にまわたい。

3) 戍卒

木簡に見える兵卒でもつとも多く見えるのはこの戍卒である。戍卒はさきの兵役法の邊境守備の義務によつて服役する者である。戍卒は勤務する場所によつて、《戍卒》、《鄣卒》、《亭卒》などと呼ばれる場合もある。

戍卒の《名籍》は、

「戍卒，出身の郡國，縣，里，爵，姓名，年齢」

という形式が普通である。勞氏『釋文』名籍類のうちの、戍卒の名籍の斷片などからその本籍を知り得るものは69例あり、それ以外の簡からさらに45例わかり、合せて114例ある。敦煌簡では9例を知り得る。その郡別内譯は次の表の通りである。

表4) 戍卒出身地

居延簡：

張掖郡内 17（縣別内譯：居延12, 饒得 4, 昭武 1, 張掖 1.）

内地（山西）河東郡 4。

（河南）魏郡 21, 淮陽郡 10, 梁國 7, 潁川郡 3, 汝南郡 3, 昌邑國 3, 弘農郡 1, 河南郡 1, 南陽郡 1。

（山東）東郡 11, 濟陰郡 8。

（河北）趙國 4, 鉅鹿郡 1。

敦煌簡：

敦煌郡内 1（敦煌縣⁴²⁾）

内地（山西）河東郡 5。

（河南）河南郡 1, 潁川郡 1, 上黨郡 1。

すなわち、郡内から若干のほか、内地の各地方にほとんど行渡つている。李陵が天漢二年（99 B. C.）に張掖に駐屯していたとき、貳師將軍李廣利に語つた言葉の中に「臣がひきいて邊に屯る者は、みな、荆楚の勇士にして奇材

42) 敦煌簡 55 を、沙、王、勞氏はいずれも「戍卒，新望興盛里云々」とよむが、この新望は誤りで、寫眞によつて「敦煌」と判讀できる。新望という地名は『史記』、『漢書』の匈奴傳に見えることは見えるけれども、縣としては前後漢に存在しない。また、他所の出身の者であれば、縣名の前に郡名を記さねばならぬ。

の劍客なり」とあるから（『漢書』54李陵傳），さらに南方の出身の兵隊も、開拓の初期にはいたのである。

戍卒の中に張掖出身の者がいるのは、騎士は地方軍服務の義務によつて徴集せられた者であるのに対して、これは邊境守備の義務の條項によつて徴集せられた者であると解してよいであろう。

この表のうち、魏郡出身の者の数字がとくに多いが、これは一括遺物に近いものと目される1群の簡があるからである。

簡19) 衣積周掎魏戍 戍卒，魏郡掎陽〔縣〕周王里〔出身〕積某の衣料包
 魏王
 橐倉里陽郡卒 (居83. 2, p. 406)

これは戍卒の行李につけた荷札（≪掎≫という）⁴³⁾である。この形式のものとその断片とが21例の内7例を占める⁴⁴⁾。出土地が48, 82, 83, 127, 198とばらばらになつていて、一括遺物と見るわけには行かないけれども、同形式であるから、恐らく同時に派遣せられた者の遺物ではないかと思う。

戍卒は何百人分かの義務を1人で代りに引受けて、それに對して賃金をもらう。くにを出るときにもらつたその錢は、それまでの債務辨済といつた費いみちも考えなければならないが、また私物の衣服などの支度に使い、中には若干を携行して来るものもあつた。そういう品々をこの行李につめて来るのであつて、そのことは、内容を記した荷札もあつて知り得るのである。

簡20) □□衣橐 〇兩 白布方橐一 丈 用錢五百
 ・右私衣物 (居455. 2, p. 130)

(何某の衣料包：〔くつか磅，何〕足，白布の角袋1個，小遺錢500文。以上私衣・私物)

簡21) 睢陽戍卒曰尉里王柱
 梁 裕裏□一領

43) 王氏『墜簡』2器物類，葉36裏 參照。

44) 居延簡 48.19, 48.16, 48.5 (以上p. 160), 198.8 (p. 162), 127.14 (p. 167) 82.10 (p. 395), 83.2 (p. 406)。

阜布復袍一領
 阜布禪衣一領
 國 阜布復袴一領
 橐菲一兩
 常庸二兩 (居179. 2, p. 405)

(梁國睢陽縣より派遣した曰尉里出身の戍卒王柱〔の所有品〕：あわせの何か1着，黒色あわせ上衣1着，黒布のひとえ1着，黒布の裏付きのズボン1着，わらぐつ1足，〔常庸は革履の誤?〕かわぐつ2足)⁴⁵⁾

問題はこれらの私物は戍卒が携行して來たのか，それとも勤務中に郷里から送つて來るのかということである。後者とするならば，それは大變面倒なことなのであるけれども，後段≪田卒≫の場合には，1人の書記が何人もの私物袋を受領して居り，また，次の簡に見る様に候官で≪私橐≫を多數に保管していることから考えると，あるいは，あとでこの様なものを送つて來ることがあつたのかも知れない。

簡22) 吏奉錢十五萬七百
 甲渠候官 卒關錢六萬四千 私橐二百廿二
 卒吏錢已發 八月見穀 (居264. 11, p. 337)

(甲渠候官。吏の俸給の錢 150,700, 卒の關錢 64,000, 吏と卒との錢は發給濟。私物袋222個，8月現在穀物〔在庫高……〕)

この簡は甲渠候官の8月末の會計帳尻であることは明らかである。

こうして任地に着いた戍卒は，一定の衣服と武器とを支給せられる。

簡23) 戍卒魏郡内黃東郭里詹奴
 出物故 三石具弩一完橐矢銅鏃五十完 五鳳二年五月壬子朔丙子
 幅一蘭莞各一負索一完凡小大五十五物 (居418. 2, p. 407)

(物故した戍卒，魏郡内黃〔縣〕東郭里〔出身〕の詹某〔の遺品〕：三石具弩1，完全。銅鏃つき橐矢50本，完全。弓袋1，えびら，莞〔?〕各1，〔弓の〕負い綱1本，完全。

45) こゝに見える諸種の衣服については，岡崎敬(1953)：『漢代邊境兵士の被服について』東洋史研究 12:3 及び勞氏『考證』卷2を參照せられたい。

大小すべて55點〔矢50本と弩その他5點となる〕を出す〔=送る〕。五鳳2年〔57 B. C.〕5月壬子朔丙子〔25日〕

簡24)

官襲一領 錢二百卅
 戊卒饒得安國里毋封建國病死 官練一兩 初元五年九月庚午病
 練 一兩 居□令史□史□廿四□□□
 (居287.24, p. 242)

(戊卒饒得〔縣〕安國里出身の毋封建國が病死した。官給のうわぎ一着、官給のくつした1足、くつした1足、錢230。初元5年〔44 B. C.〕9月庚午に病〔死〕。居延〔?〕令史何某……廿四〔日〕に……)

(簡23)と(簡24)とは任地で死亡した戊卒の遺品リストである。これだけがかれらのもっていたものすべてである。前者は官給の武器だけの、後者は武器以外の官給品と私物とを始末した明細書(《物故衣物出入簿》という)である。兩者を合わせれば1人の兵隊の持ちもの全貌が出てくる。

(簡23)に見える弩1張りと矢50本、並びにその附屬品というのは、兵士1人の標準の装備で⁴⁶⁾、敦煌簡に次の例の見えるほか、「弓(又は弩)一、矢五十」⁴⁷⁾という断片は10例以上もあらわれる。

簡25) 六石具弩一完 服一完弓神爵三年繕辟四年繕弦緣毋餘初置
 田可 棗矢五十其四千序呼卅六完蘭一完驛前□小□毋餘初置
 (敦682, T.xi. 王, 器物21)

(田可〔の保管物の検閲結果〕。六石具弩1, 完全。えびら1個, 完全。〔弩の〕弓〔の部分〕は神爵3年〔59 B. C.〕に修繕, 臂〔弩の柄〕は4年に修繕, ゆはずは毋餘初置〔?〕, 棗矢50本, 内4本はやがら破損, 46本は完全。やつば1個, 完全。〔以下不詳〕。弓矢でなくて, 刀劍の類をもたされていた者もある。弓矢と劍とをもっていた者もちろんある⁴⁷⁾。

簡26) 杜 充

□刀一完 鼻緣刃麗 麗不徑碰 神爵四年繕
 盾一完元康三年南陽工官造 (敦39, 40, T. vi. b.)

46) 王氏『墜簡』卷2, 葉38.

47) さらに話しくは王氏『墜簡』器物類, 勞氏『考證』卷2を参照せよ。

(杜充〔の保管品〕, □刀1振, 完全。……〔不詳〕……神爵4年に修繕。たて1個, 完全。元康3年〔63 B. C.〕南陽〔河南省〕工官にて製造の品。)

(簡24)の場合, 身につけた私物としては, くつした1足と230錢だけである。これは郡内の饒得の出身であるから, 内地から来た戊卒とは多少事情はちがうことも考慮せねばなるまい。しかし, 衣囊に一杯もつて来た《私衣》も, 時がたてば消耗し, あるいは賣つて錢にかえねばならぬときもある。

簡27) 方秋天寒卒多毋私衣 (居478. 5, p. 77)

(いま秋となつて氣候は寒いのに, 卒は多くは私衣がなく……)

という断片は, かれらの窮状を物語っている。わずかな私衣や官衣をたねにして, 仲間どうし, あるいは民間人との間に, 賣つたり買つたりしなければならなかつた(VI-1参照)。

武器, 衣服のほか, 戊卒はもちろん食料も支給せられる。これについてはVI.「給養」の章であらためて説く。

以上のほか, 戊卒には俸給その他の現錢は支給せられない。兵役法によれば, 戊卒は実際に兵役に服する代償として, 政府からか, もしくは役を免れた者からか, いくらかの踐更錢を支拂つてもらふことになっている。これは郷里を出るときか, 歸つたあとかに支拂われたのであろう。現地では, 戊卒に踐更錢として現錢の支拂われた形跡が全くない。諸機關の出納簿, 乃至はその断片に下士官級以上の者についての支拂いのことを記す中に卒のための錢らしい記録としては, さきに引いた(簡22)の《卒闇錢》というのが見えるくらいである。これは「吏の俸錢」と相對して用いる。《闇》とは「倉庫」の意味で, 卒から預かつた錢か, 卒への支給品にあてるために貯わえてある錢なのであろうか。これも將來にのこされた問題の1つである(VI-1参照)。

實役にあたる戊卒は1ヶ月で交代する様に兵役法は語っている。果して1ヶ月ごとに交代していたものであろうか。

文帝(180~157 B. C. 在位)のとき, 晁錯はその意見書の中に, 邊境の兵備について, 「相手の匈奴の方では, 兵隊は戦に馴れ土地に馴れているのに對

し、漢の側では1ヶ年で交代するから、不馴れで太刀うちできない。」といった意味のことを述べているから(『漢書』49)、武帝以前には、1ヶ年で交代したものらしい。

けれども、この晁錯の言葉は、「それでは防備に都合が悪いから、此方も定住者で作った兵隊で以て對抗するために志願移住者を募るとか、強制移住をさせるとかして、また移住したあとは定着させるのに都合のよい様な施策を講じなければならない」という意見として書かれていることなのである。

戍卒が実際にどれだけの期間で交代したかを直接に示す木簡は全くない。もちろん交代が頻繁であつたことは、いろいろの例から證し得る。たとえば通行證、途中の食料給養の文書などである。満期歸郷の兵卒は<罷卒>と呼ばれ、わずかではあるが、この語の記された簡もある⁴⁸⁾。

けれども、他方において、戍卒は相當長期間にわたつて現地に居ついたことを證する簡もある。その1つは家族の名簿である。士卒の家族は食料を現物で以て支給せられることになつていて、その支給のための家族名簿<卒家屬廩名籍>の断片が居延簡には多量に発見せられる。その内、戍卒の家族とはつきり判つているものは19例ある⁴⁹⁾。3例をここに示す

簡28) 妻大女止耳年廿六用穀二石一斗六升大
制虜燾卒周賢 子使女揖之年八用穀一石六斗六升大
子使男並年七用穀二石一斗六升大・凡用穀六石 (居27.4, p. 311)
(制虜燾の卒の周賢。妻、大女、止耳、年26、食用の穀2石1斗6升⁵⁰⁾、子、使女、揖之、年8、食用の穀1石6斗6升⁵¹⁾、子、使男、並、年7、食用の穀2石1斗6升⁵²⁾、合計食用の穀6石。)

48) たとえば居延簡 15. 2 (p. 451)

49) 303. 3 (p. 275), *122. 21 (p. 278) *203. 15 (p. 279), 203.13, 203.12, 203.16, 203.19, 203.23 (以上p. 280), *133. 8, 133. 20 (p. 290), 254. 1 (p. 292), 55. 25, 55. 20 (p. 297), 95.16-17.1-19.20 (p. 303), 231. 25 (p. 304), 161. 2 (p. 305), 194. 20 (p. 308), 317. 2 (p. 310), 27. 4 (p. 311)

この内*印の3例は名簿そのものでなく、(簡31)の様にその總計を記した断片であつて、他の16と形式が異なる。

簡29) 父大男儼年五十二
第十燾卒寧蓋邑 母大女請卿年卅九・見署用穀七石一斗八升大
妻大女女足年廿一 (居203. 12, p. 280)

(翻譯略)

簡30) 妻大女君以年廿八用穀二石一斗六升大⁵⁰⁾
執胡燾卒富風 子使女始年十用穀一石六斗六升大
子未使女寄年三用穀一石一斗六升大・凡用穀五石
(居161. 2, p. 305)

(翻譯略)

(a) 大男, 大女, (b) 使男, 使女, (c) 未使男, 未使女というのは、それぞれ (a) 15歳以上, (b) 7~14歳, (c) 6歳以下の男女をさす。賦税の負擔と食料の配給量に差違がある(後段p.327参照)。ます目の<大少>は大半升, 少半升の略でそれぞれ $\frac{3}{4}$ 升, $\frac{1}{4}$ 升をさす⁵¹⁾。

この家族の人数、年令に目を止められたい。ほかの10例餘りも、妻1人だけというのも2~3はあるが、大體この様に1~2人の幼児、老人をかゝえている。戍卒はこの様な家族を引連れて服役し、1ヶ年たつて、また千里の道を郷里へ歸つたと考える人があるであろうか。

では、この様な家族をもつた者は戍卒の一部であつたが、多くであつたか。もちろん、戍卒の中の獨身者と家族もちとの割合など、判るわけではないけれども、家族もちは決して少ない比率ではなかつた場合のあつたことを示す木簡がある。それはいまの食料配給臺帳の末尾にあたる1簡で、次の様に記す。

簡31) 右城北卒家屬名籍 凡用穀九十七石八斗 (居203. 15, p. 279)

(以上、城北部 [=城北候, B-c-7] の卒の家屬[配給]名簿。合計用穀97石8斗)そして、1家族あたりの配給量は、最低數1人だけの2石1斗6升⁵²⁾から、多いのは7石、8石という例もあるが、普通は3~6石程度で、この97石餘は

50) 勞氏『釋文』再版に二石一斗二升大とするが、初版本の「六升」が正しい。
51) 楊聯陞(1950):『漢代丁中・糜給・米粟・大小石之制』國學季刊7:1。
劉復(1930):『新嘉量之校量及推算』考古學論叢2によれば、王莽の1升は200立方糶ばかり(1合1勺)になる。前漢の1升もあまり變らぬとみてよい。

ほぼ20家族分と見てよい。同じ場所から出た次の簡はそのことを證據だてる。

簡32) ・最凡十九人家屬盡月見 用粟八十五石九斗七升少(居 203. 37, p. 279)

(以上合計：19人の家族の月末まで実際に食用に配給した粟85石9斗7升^{1/4})

すなわち19家族分で85石餘であるから、前の推定ははずれていない。ところが、《部》とは普通は候をさすが、候の定員は10人あまり、多くて20人を少し出る程度である(IV-1)。すると城北部では全員、もしくはほとんど全員が家族をもつていたことになる。これも立入つて考えれば、あるとりでは獨身者ばかり、あるとりでは家族もちばかりで編成するという様な措置をとつたか、または、給料をもらわない戍卒が、食料をもらうために架空の家族を届けたとか、いろいろな場合も想定し得るけれども、とにかく、ある時期に、あるとりでは、少くとも帳簿上は、この様な状態であつたのである。

これら家族はどこに住んでいたか。(簡29)に「見署用穀」とあるのに目を留められたい。《署》とは木簡の用例で燔における勤務、乃至は勤務の部署をいう⁵²⁾。すると「見署用穀」とは「現に署にあつて用うる穀」とよみ、家族は候燔にともに居住していたことになる。「居署用穀」という言い方(15.2, p. 451)はさらにそれを明らかにする。この形の簡の約半分はたゞ「凡用穀」というが、「見署凡用穀」という言い方の省略形と考えればよい。居203. 23の場合には《省卒》すなわち世帯主なる卒の出張中の留守家族への支給である。普通の別居家族に食料の支給があつたか否かは疑問である。支給場所である官倉から100里、1,000里の道を5石、8石の穀物を運ぶことは、敦煌簡95の穀物運搬作業の記録と考え合わすならば、これは常識で考えられる仕事でない。なお唐制では、烽率と烽副とだけが、家族の同居を許されていた⁵³⁾。

いま少し立ち入つて、これら戍卒の家族は、どういう経歴の人たちであつた

52) 簡69参照。

53) 凡烽帥烽副當番者。常須烽臺檢視。若將家口。聽於壑內安泊。(『武經總要』前集5引『唐兵部式』)

これで見ると家族は營内に住んだのではなく、外側の壑壕の中に住んだのである。漢制ではどう扱われていたかを知らぬ。

かをたずねてみたい。

もつとも簡単な場合は、定着した移住者が戍卒になつて、同じ様な移住者の娘と結婚する場合である。もつとも、移住者というのは、犯罪その他の理由で強制移住させられた者か、貧困のために、移住者の募集に応募した、いわば半強制移住者たちばかりである。

河西開拓の初期の頃のはなし。さきに引合いに出した李陵が「匈奴との戦争のために居延から出發して、北に30日進んだときに、關東(函谷關の東、すなわち河南、山西とその東)の群盜の妻子が西北邊境に強制移住させられ軍に隨行して、兵卒の妻となつていた者が、車の中におおぜいかくれていた。李陵はこういう者たちを探し出して斬りすてた」という(『漢書』54李陵傳)。こう言つた婦人が「軍に隨つていた」というのは、はじめから軍隊の使役にあてるために移住させたのか、人口を充實させるために移住させたのを、たまたま軍が起つて、從軍させたのか、この文章からでは判らない。何にせよ、居延の戍卒の妻たちは、この様にして、服役中の戍卒が、土地に住む移住者——それはまともな経歴ではない——と結婚した場合も多かつたであろう。後漢の第2代の明帝の『即位の詔』(中元2年, 57 A. D)の中に、かれらの消息に觸れた1句がある。「邊境の人が、その地方の戦亂にあつて、内地の人の妻となつて[いま内地に住んで]いるのは、己卯の日の赦令より以前に來た者ならば、すべてもとの邊境に歸れる様にしてやるから、希望する通りにしてよろしい。」という(『後漢書本紀』)。これは匈奴の壓迫が強くなつて、邊境が住み難くなつたので、戍卒の妻となつていた土地の婦人は、夫の歸郷のときに連れて歸つてもらつたのである。文意から見れば、連れ歸つてもらうために妻になつた様にも受取れる。これが『即位の詔』の中でとり上げられるのは、それだけの社會問題となつていたのである。また、同じ明帝の永平16年9月丁卯の詔の中に「地方・中央の死刑囚は、死罪を免じて朔方・敦煌の守備兵とする。かれらの妻子家族で、その夫、父母、兄弟[であるその死刑囚]と一所に行きたい者は自由について行つてよろしい」とある。この年は、漢が匈奴の土地に深く侵入して

伊吾盧（今のハミ）を占領した年で、西北邊境を充實する必要のあつたときであつた。こうして、死刑囚は刑をゆるされる代りに終身守備兵となつて、家族は、恐らく自費で、隨行してその土地の人となつた。たとえ1ヶ年で満期歸郷したにせよ、邊境守備の役に服することがすでに悲劇であつた。その人たちの家族となると、郷里から連れ行かれたにせよ、現地で結婚したにせよ、更に大きな悲劇のもち主でなければならなかつた。

また、こういうこともいえると思う。李陵の話に出ている婦人と明帝の2つの詔は由つて來る所の事情はいろいろあるが、行動としては、どれも家族すなわち主として婦人が邊境に定住することを、官が強制乃至保護指導することになる。邊境の新開拓地における婦人人口の充實は、政府がこうまでしなければならなかつた問題であることを知らねばならない。

4) 田卒 附 庫卒、河渠卒

《田卒》とは屯田兵である。西北邊境に屯田兵をおいたことは、『漢書』24下食貨志に、武帝の元鼎2年（115 B. C.）西羌との戦争の話の中に、

數萬人の兵が黄河をわたつて令居に築城し、張掖、酒泉郡を設置し、そして上郡、朔方、西河、河西には田官を開き⁵⁴⁾、斥塞の卒60萬人が成つてこれに田つくる。

と述べるのをはじめ、史籍に隨處に見える。武帝のときに、邊境の屯田を管理するために郡の太守の下に《農都尉》という官がおかれ、これは、部都尉以下と同じく武官の系統に屬し、民政には關與しない（『續漢書』百官志5）。さきの『食貨志』にいう《田官》は、この農都尉とその系統の官をさしたものであろう。木簡にも《田官》、《農都尉》の字が見えるものがある⁵⁵⁾。そして、

54) 顔師固はこの記事の注に「開田官」を「開田、始開屯田也、……以開田之官、廣塞之卒、戍而田也」と解する。これに従うと「開田の官と斥塞の卒とがまもつてこれに田つくる」とよまねばならないが「田官」の語は『史記匈奴傳』にも居延簡にも見えるので、上の様によんだ。

また田官は開田官の略稱と考えてもよい（森鹿三氏の教示）。

55) 居延簡 214.33 (p. 79), 313.17, 303.15 (p. 3); 藤枝『漢簡職官表』pp. 654-5。

田卒は候恣とは別系統のもので、おそらくこの農都尉の系統に屬したものであろう⁵⁶⁾。

田卒の名籍も居延簡にはたくさんに發見せられる。形式は戍卒のそれと同じである。また裝備品の支給簿などもあつて、出身地を知り得るものが56例ある。郡別の内譯は次表の通りである。

表5) 田卒出身地⁵⁷⁾

(居延簡) 中國内地 (河南) 淮陽郡 22, 昌邑國 12, 汝南郡 7, 河南郡 1, 濟陰郡 1.
(山東) 大河郡 6, 東郡 1.

戍卒とちがつて、張掖郡内と、中國内地でも北方にかたよつた者はないが、そのほかは中國内地の方々にまたがつている。この表で、淮陽郡と昌邑國が目立つて多いのは、次の形式の簡とその斷片とが、前者は11例、後者は7例あるからである⁵⁸⁾。

簡33)

田卒淮陽郡長平⁵⁹⁾里公士李休年廿九 襲一領 犬練一兩 自取
縵一兩 私練一兩
(居303.34, p. 363)

(田卒、淮陽郡長平縣平里出身の公士⁵⁹⁾李休、29歳、うわぎ1着、ずぼん1着、くつした1足、私物のくつした1足、自身にて受領)

56) 米田賢次郎 (1953): 前掲論文 pp. 250-251.

57) 居延簡 194.18 (p. 469) に「田卒、張掖居延當遠里公士張褒、年卅」とあるけれども、出土地 194 から伴出の他の簡を調べれば、この「田卒」は「戍卒」の誤であることは明らかであるから、この(表5)には加えず、(表4)の中に勘定した。

大河郡6例の1例は「受大河田卒廿九人」(514.38, p. 182) とある簡である。

58) 淮陽郡のもの: 居 29.40 (p. 358), 303.34, 303.46 (p. 363), 509.10-53.43 (p. 367), 509.6, 509.7, 509.26 (p. 371), 509.14 (p. 373), 509.22 (p. 374), 513.34-513.28-513.30 (p. 377)

昌邑國のもの: 居19.36 (p. 357), 303.40 (p. 360), 303.46 (p. 363), 509.15 (p. 370), 513.37 (p. 371), 596.30 (p. 373).

『名籍題』に見える諸例の中にもこの形式のもの断片が多いと考えられる。

59) 公士は最下級の爵。このあとに引く簡に爵を記すものが多いから、一々説明する代りに漢の20等爵を列記しておく。下から数えて、

1. 公士, 2. 上造, 3. 簪褭, 4. 不更, 5. 大夫, 6. 官大夫, 7. 公大夫, 8. 公乘, 9. 五大夫, 10. 左庶長, 11. 右庶長, 12. 左更, 13. 中更, 14. 右更, 15. 少上造, 16. 大上造, 20. 候。

簡34) □卒昌邑國邵良里公士費塗人年廿三 袍一領 棠履一兩
 單衣一領 袴一兩(居19.36, p.357)

(〔田〕卒、昌邑國防縣良里出身、公士の費塗人、23歳、長下着1着、ひとえ1着、あさぐつ1足、ずぼん1着)

(簡33)の淮陽郡のものと(簡38)の昌邑國のものとの間には、(1)衣類の品目が兩者の間で若干異なること、(2)淮陽のものは「自から取る」、または「介史の貫贊とる」と受領者が記され、(3)私物は淮陽郡のものだけがうける、などの相違はある。しかし、出土物が共通のものが多く、恐らく同時のものであろう⁶⁰⁾。

私物は、ことさらにことわつているから、そのほかは官給品である。すなわち、淮陽郡の田卒は、うわぎ、ずぼん、くつした各1を、昌邑國のものは、長い下着、ひとえ、あさぐつ、ずぼん各1を各人一様に支給せられた。兩者の支給品に相違のあることはまず問題である。もし、現地の田官からの支給品ならば、兩者同一であつて然るべきである。これは、これらの品々が、現地の田官から支給したものでなく、本籍地の官からの支給でなければならないことを示す。次に官から受取るものゝ中に私物が混じている。服役中にあとで仕送りして來たものでないとしたら、入隊の際に一括運搬して、現地について各人に配布したものである。そのことは、次の(簡35)がさらに明瞭に語つている。

簡35) 帛紗復袍一領 蓋二 牛車軛一兩
 練復□□一 □紵二兩
 田卒淮陽郡囂堂邑里上造趙德 畫方矢一 □纒二兩 ・各縣官門給
 畫□□各一 (居489.14上, p.407-8)

(田卒、淮陽郡囂縣堂邑里出身、上造の趙德、黒色の紗のあわせ長下着1着、ねりぎぬのあわせ□□1、畫方矢〔?数が1であるからには矢ではないであろう〕1、畫□□各1、蓋?1、くつした2足、□と□との纒〔?〕2足づつ、牛車の軛〔?〕1兩。各〔右の誤?〕縣官の門にて給す。)

縣の「門」の字は誤かと思う。ほかにも誤字があるらしく、どういふ品が判らないものが多いが、とにかく、田卒にこれだけの品が縣から渡されたのであ

60) 日比野丈夫 (1953) :『漢簡所見地名考』東洋史研究12:3, p.291に、昌邑國は97—74 B.C.の間あつた國で、これらの簡はその時のものであるとし、さらに岡崎敬、前掲論文 p.261に、同じ場所からの木簡が始元2年 (85 B.C.)のものであるから、同時代のものとする。

る。縣は居延縣ではない。なぜなら、居延縣は民政系統であるから、軍事系統に屬する田卒への支給をするはずがないからである。これは出身地の縣でなければならぬ。然りとすると、一般の縣は、上から割當てられた邊境の屯田兵を派遣するときに、その支度をも引受けていたことになる。財源はもちろん更賦でなければ臨時の賦であつたはずである。

田卒の徴集はどの様にして行なわれたのであろうか。戍卒、田卒を一括した人數を郡縣が割當てられて、そのある者は戍卒となり、ある者は田卒となつたのであろうか。それとも田卒だけを、戍卒とは別に徴集したものであろうか。前者の様には考え難いと思うのである。その理由は、(1)もし前者ならば、田卒は戍卒の1種(すなわち候卒、戍卒などと同格のもの)ということになるが、「戍田卒千五百人」(居延簡513.17-303.15, p.3)という簡があるからには、そうは考えられないこと、(2)田卒は仕事の性質上、1ヶ年更代には行きかねるのであろうから、この徴集方法は難しかつたと思われることなどである。この節のはじめに引いた武帝のときの開發といつた様なときには、當然、兵役法による普通の徴集とは別に、臨時に規定外の徴集法をとつたであろう。(簡33, 34)の場合も同一の形式のものが多數あることは、この簡が一時に作られたこと、すなわち屯田兵の大量入植がこのときに行なわれたことを語つている。

いま、田卒は服役が長かつたであろうと言つた。もちろん積極的に證する材料はないけれども、次の簡はこの問題にやゝ關係がある。

簡36) 張掖郡肩水庫候官本始三年獄計 坐從軍張工官
 田卒淮陽郡萊商里高奉積 已移家在所 (居293.7, p.503)

(張掖郡肩水候官〔庫字は衍?〕本始三年〔71 B. C.〕裁判記録。……)

田卒、淮陽郡萊縣商里出身の高奉積は、已に家族を移して任地にあり……)

「移家在所」は「本籍を移した」とよまないで、こうよむべきであろう。家族を呼びよせたのは相當長期にわたる服務を餘儀なくせられたからであろう。

田卒の家族の《粟名簿》はみつからない。田卒は食料の生産者であるから、戍卒の場合の様に官倉から取出して渡すという方法はとられなかつたからであ

ると考えられる。

武器は、必要のあるときは田卒でももたされる。次の簡はその1例である。

簡37) 田卒魏郡貝丘安昌里李準藁矢五十 (居82.9, p. 394)

(田卒、魏郡貝丘縣安昌里出身の李準の藁矢50本。〔この簡は下に繩をかける所があるというから矢の束につけた札である〕)

附) 庫卒、河渠卒

戍卒、田卒のほか、郵卒、候卒、戍卒の類を別にして、《庫卒》と《河渠卒》なるものが、今まで度々注意に上っている。兩者とも、勞氏『釋文、名籍類』に各1例ずつあらわれるほか、後者らしいものゝ断片が1例あるだけで、詳しいことは何も判らない。字面からみて、前者は倉庫の番兵、後者は灌漑水路の管理夫なのであろう。戍卒を勤務場所によつて戍卒、候卒と呼んだように、戍卒か田卒かを庫卒、河渠卒とよんだという見方もあるかも知れないが、名籍の書き方は戍卒、田卒と同じ格式に扱かっているので、そうは考えられない。いまは、その簡を示すだけに止める。

簡38) 張掖居延庫卒弘農郡陸渾河陽里 大夫 武便 年廿四。庸同縣陽里 大夫趙勤年廿九賈二萬九千 (居107.2, p. 453)

(張掖郡居延〔庫〕の庫卒、弘農郡陸渾〔縣?〕河陽里出身の大夫、武便、24歳。

〔同人の〕傭人、同縣〔河〕陽里出身の大夫、趙勤、29歳、〔この者の〕價29,000錢。)

簡39) 河渠卒河東皮氏毋憂里公乘杜建年廿五 (居140.15, p. 473)

(河渠卒、河東郡皮氏縣〔釋文〕再版に氏を天に誤る、毋憂里出身の公乘、杜建25歳)

簡40) □渠卒病□丈人病偷□ (居242.5, p. 243)

(翻譯できない)

5) 強制徴兵

いままでに述べた各種の兵卒は一應兵役法によつて徴集せられたものであるが、漢ではその外に強制もしくは志願による兵役があつた。そして『補漢兵志』には、武帝以後はかような兵が増したと言っている。増したというのであつて、このとき創設せられたのでない。この種の兵はいずれも秦代にすでに見

えるものばかりである。この種の兵も木簡にはいろいろ見える。

罪とがある者を強制徴集して邊境の兵とすることは《發謫》、《發謫徒》といい、そういう兵を《謫徒》、《謫卒》という。如淳はさきにひいた(270頁)《更》についての注解の文につづけて『律說』と『漢書食貨志』に見える董仲舒の言葉をとをひき、その後

此漢初因秦法而行之也。後遂改易。有謫乃戍邊一歲耳。

(『食貨志』の)この文によると、漢のはじめは秦の法の通りに行なつていたのである。後には變更があつたが、それは謫があれば邊境守備1ヶ年ということだけである⁶¹⁾。

と、謫徒を以てする邊境守備が行なわれたことをいう。『補漢兵志』はこの《發謫》の種類を次の通り数え上げる。

(1)謫民、(2)惡少、(3)亡命、(4)徒、(5)弛刑、(6)罪人、(7)應募罪人。

この内、木簡に見えるものは、謫民、徒、弛刑の3種である。

《謫》とは《七科謫》ともいつて、經歷の缺陷1種のどれかによつて良民たることを得ないものである⁶²⁾。この例は敦煌簡493(王、『戍役』7)の不完全な簡に《謫卒》という語が1例見えるだけである。

《徒》は徒刑囚、《弛刑》は内地における實刑を免除せられて代りに兵役に服する者である。史籍にもこの様な犯罪人を邊境防備や土木工事に徴發した例は多く見られるが、ともに敦煌簡には見えないで居延簡にだけ見え、後者の例の方が多。いずれも卒よりは下の階級に扱かれる。卒より低く扱かれるということは、例えば、並べて名や人数を記すときには、卒より後に書かれることのほか、食料の支給は卒より少量となることから判断できる。

61) この文の後半は「後ち遂に改め易えて、謫あれば乃ち邊を守ること一歲のみ」と今まではよんでいた様である。このよみ方はおかしい。もしその通りならば、更卒、正、屯戍がみななくなつて、有謫戍邊だけになつてしまうことになる。「この1項目の變更があつただけで、結局はこの法を最後までおし通した」と言っている文と解する。ただ、この「改易」とは何をかえたことをいうのか、はつきりしない。「屯戍一歲」か「戍邊三日」をうけるともとれるし、またこれが附加せられたともとれる。

62) 更有一罪一。亡命二。贅壻三。買人四。故有市籍五。父母有市籍六。大父母有市籍七。凡七科也。(『漢書』7武帝紀、張晏注)

簡41) 令史田會, 粟三石三斗少, 十二月□□自取, □
 尉史□伊, 粟三石三斗少, 十二月□□自取, □ (下段, 郵卒5人分
 尉史皇楚, 粟三石三斗少, 庚子自取, □ の記載を省略)
 尉史郭當, 粟三石三斗少, 十二月戊申自取, □
 令史郭充, 粟三石三斗少, 十二月癸酉自取, □
 □奉食吞遠

郵卒孔勝之, 粟三石三斗三升少, 十月癸酉自取, □
 郵卒徐充, 粟三石三斗三升少, 十月癸酉自取, □
 郵卒王缺, 粟三石三斗三升少, 十月癸酉自取, □
 郵卒李壽王, 粟三石三斗三升少, 十一月戊子自取, □
 施刑批勝之, 粟三石, 十一月庚子自取, □ (居26. 21, p. 325)

(鐵譯省略; □はチエツクの印, 弛は簡では施, 控と書かれる。)

吞遠はA-c-5の候であるが, ここには吞遠倉がおかれていた。《郵卒》とは, 普通は候官勤務の戍卒をさすがこの様な特別の候ではそこの卒をも郵卒といつたことを知る。これに混つて1人の弛刑が共に働いていたのである。これは徒も同様であつた。

簡42) 戊午, 鼓下卒十人, 徒二人 (居509. 16, p. 227)

の例もあつて, 卒と徒とがともに働くか何かしている。(鼓下とは何か判らないが, あるいは隲名でもあろうか)。

弛刑に關して注意をひくのは次の簡である。

簡43)

元康四年二月己未朔乙亥使都善以西校尉吉副衛司馬富昌丞慶都尉冥重郎□
 通元康二年五月癸未以使都護檄書遣尉丞赦將控刑士五千人送致將車□發
 (居118. 17, p. 26)

(元康4年[62 B. C.] 2月乙亥[17]日に, 使都善以西校尉の[鄭]吉, 次官の衛司馬の富昌, 丞の慶, 都尉の冥重, 郎……元康2年5月癸未に, 使都護の檄書によつて, 尉丞の赦を派遣して弛刑士5,000人をひきつれて, 將軍[?]の所に送りとゞける……。)

當時西域にあつた鄭吉の下に配屬せられる弛刑5,000人が居延を通つて送られて行くことに關する書類の斷片である。

以上の3種の犯罪人のほか, 木簡には《徒復作》, 《髡鉗》, 《城旦》などの囚徒や《制作》とよばれる奴隸が勞働せしめられていたことを語るものがある。

簡44) 延四月且見徒復作三百七十人

□六十人付肩水部 遣吏迎受 (居34. 8, p. 231)

([居] 延にて4月1日現在[服役中の]徒復作370人, [内?] 60人を肩水部に引渡すべく[肩水]部は吏を派遣して迎え受け……)

簡45) 未以主須徒復作爲職居延護徒髡鉗城旦大男廩廩署作府中寺舍

(居14. 26 p. 226)

(……徒復作を使うことが職務である。居延にて徒, 髡鉗, 城旦を看視して[不詳, 中略]都尉府の中の建物を作る)。

この邊になると, 仕事は卒とは別の土木工事か何かに従事させられた様にうけとれる。

簡46) □六石六斗四升 以食卒制作卅二人 (居19. 38, p. 245)

(……6石6斗4升, これを[田]卒と制作と合せて32人の食料とする)。

簡47) 以食田卒制作廿人二月盡八月□ (居303. 28, p. 245)

(……これを田卒と制作と合せて20人分の2月から8月まで……日分の食料とする)。

兩例ともに, 制作は田卒と一所に勞働して, 分量はともかくとして, 食料を支給せられているのである。この兩簡の出土地(19)と(303)とは, さきの田卒の(簡33, 34)の出たのと同じ場所である。

6) 募兵及び志願兵

募兵乃至は志願兵の類は『補漢兵志』に, (1)勇敢, (2)犇命, (3)伉健, (4)豪吏, (5)應募, (6)私従を數える。普通の兵が戍卒, 田卒など《卒》と呼ばれるのに對し, これらは《士》と呼ばれた様である。木簡にはそのほかに良家子というのが見える。

《良家子》とは、官吏に任用せらるべき資格のある家の子⁶³⁾、すなわち、七科謫がなく、且つ資産10(評價財産100,000錢)もしくは4(同じく40,000錢)以上をもつものである⁶⁴⁾。敦煌簡に見える2つの断簡(310及312)は王氏の引用説明する所であるが、居延簡には次の例がある。

簡48) 坐死良家子自給車馬爲私事論疑它不殺書到相二千石以下從吏毋通品
刺史禁督且察毋狀各如律令 (居40.6, p.66)

(……は坐死す。良家子はみずから車馬を給するものなれば[かれらの場合は]私事である。疑がわしきはとり上げて裁判するが、そうでなければ死罪にしない。この書を受取れば、[國の]相、[郡の]二千石以下の關係者[吏は事と隸體が似ている、母通品は不詳]や刺史は禁止監督し、且つ無狀を察せよ。[この命令を奉ずること]各々は律令を奉ずることとせよ。)

恐らくこの前に官物の車馬についての不正を論じたもので、その例外として良家子を擧げたことわり書きの部分と、命令の末尾の部分とであると思う。良家子は車馬を自辨して從軍したのである。そして、敦煌簡に見る様に、《卒》と呼ばれないで《良家子》と呼ばれ、別扱いになつている。往時の日本の一年志願兵に類する兵であつたのであろうか。もつとも、この簡は、中央政府から全國に流した布令であつて、居延に良家子が服役していたということにはならない。たゞ良家子の制に觸れている點だけをとるべきである。

居延簡 88.17-88.18-273.6 (p.337)に《勇敢》の文字が見える。あるいは《勇敢》の誤かとも思うが、ひどい断簡なので、何ともきめかねる。

樓蘭簡 b'' には《應募士》の名が1例見える。

簡49) 應募士長陵仁里大夫孫尙 (樓 b'' 30)

下の2例は断片であるが、應募士でなくとも、志願兵の名籍であることは間違いない。

63) 鎌田重雄(1949):『漢代の後宮』漢代史研究所収 pp.86-91に、良家子とは七科謫内に在らざる者、その身分は官吏及び農民であつたという。それだけが条件ならば普通の兵卒と良家子とは區別がなくなるわけで、同論文 p.90にいう賞算の条件をそれに加えなければならぬ。

64) 景帝の二年(142B.C.)にそれまでは十算以上のみが仕官できることになつていたので、四算に切下げた。この問題については最近に平中啓次(1953):『居延漢簡と漢代の財産税』立命館大學人文科學研究所紀要1が出た。

簡50) ……士霸陵西新里田由 (樓b'' 29)

簡51) ……士南陽郡涅石里宋鈞親 妻璣年卅 私從者同縣藉同里交上□□□ (樓b'' 34)

(簡51)に見えるのは、上の(6)に擧げた《私從》である。この私從は居延簡でも、さきに引いた(簡38)に見える。また居延の次の簡でみると、私從者も官から食料を給せられる。

簡52) 出麥七石八斗 以食吏吏私從者二人六月盡八月 (居303.9, p.248)
(麥7石8斗を出庫し、これを吏とその吏の私從の者2人と6月から8月までの食料とする。)

IV. 下級官吏

1) 候隸の構成

兵卒の上級には、隸、候、候官、都尉府などの機關に、それぞれ下士官乃至は下級將校程度の武官があり、また候以上の機關には文官も勤務していた。その職を表示すれば次の様になる。

表6) 候隸官職表⁶⁵⁾

機關名 (別稱)	都尉府 (府)	候官 (官, 鄣, 塞)	候 (部)	隸 (亭)
長副	都尉 (城尉)	候(鄣候)	候長	隸長
武官	司馬 千人 人	士 吏 (塞尉)		
文官	掾 曹史・卒史 屬 書佐(佐)	令 史 尉 史	候史	

65) この表は勞氏「考證」卷1に示すものかなりちがつたものになつた。詳細については、別に1篇を草して説明した。藤枝(1954):『漢簡職官表』京大人文科學研究所廿五周年記念論文集所収。(追記4参照)

王莽時代の官名、例外的なもの(例えば候におかれた士吏、尉史)はこの表から除いて、もつとも通常の場合を示す。機關、官名の別稱のあるものは王莽時代の一時的な改稱と考えられる節がある。

い。はつきりと數の知れるのは吞遠候 (A-c-5) の場合である。

簡53) 建昭二年十二月戊子朔戊子吞遠候長湯敢言之 主吏十人 卒十八人 其十
一人皆作校便相校 不難害埃上不乏人敢言之 (居127. 27, p. 33)

(建昭2年 [37 B. C.] 12月1日, 吞遠候長の湯より上申, [現在員] 主吏10人, 卒18人, 内11人は作業をやっているが, 検量をするときには検量をするから, 仕事には差支えず, わが候では人手不足にはなっていない。右上申す)。

ここは吞遠會のおかれた所で, 候でありながら令史, 尉史がおり (簡41), こゝに主吏というものはそれら令史, 尉史と候史とであろう。また甲渠第十候というのも「部吏十人」(居95. 12, p. 303)とあるが, これも士吏のおかれた特別の候で, 兩例とも一般の例とならない。居延簡 214. 37 (p. 314B) には「候長一人, 候史燧長九人」と見える。1つの候の所屬の燧は5~7ヶ所とすれば, 2~4人程度の候史がいたことになる。居延簡 20. 12 (p. 20) の東部候の場合, 1簡に2人の候史がサインをする。また (簡117) に「凡吏卒十七人」と見えるのは1つの候の候長, 候史, 戍卒を合せた人數で, その内4人が吏すなわち候史 (あるいは候長1人候史3人) である。

候官には令史, 尉史の書記のほかに, 下士官級の尉, 士吏がいる。ほかに候官直屬の兵が, 小さい所で10人, 甲渠候官で約30人いる (簡111)。

簡54) 右庶士と吏候長十三人 祿用帛十八匹二尺一半寸 並萬四千四百四十三 (居210. 17, p. 305)

(以上, 庶士, 士吏, 候長13人分の俸給にあてる帛18匹2尺1寸5分, 都合 [錢に換算して] 14, 443文 [1尺20文の割]。)

この出土地 210 より王莽時代の年記のある簡が多く出るから, これもそうであろう。《庶士》は他の簡とくらべて, その時だけの官職で, 尉を改稱したものと考えられる。この簡は1つの候官の武官の人數を示す。その内, 候長は外に居り, 庶士と士吏とは候官内に勤務する。

簡55) 出賦錢二千七百給令史三人十月積三月奉 (居104. 35-326. 12, p. 311)

(賦錢より2, 700文を出して, 令史3人の10月分, 都合 [1人の] 3ヶ月分の俸給を支給す。)

3人の令史とはこの候官の定員であつたのであろう。(簡41) 吞遠の場合は令史の名が2人見える。

上の表のほか, 縣には下級書記《佐史》が70~90人ばかり勤務する⁶⁶⁾。

階級の上下関係について言えば, まず燧長は候史より下級である。兵卒3~4人を指揮する最下級下士官で伍長級と思えばよい。その上の候長は士吏より下級になつていたらしい。《有秩士吏》, 《有秩候長》などの稱が見えるが, とくに例外的なものであつて⁶⁷⁾, これらは少吏である。尉は秩比二百石, 候が比六百石の官とする簡があるが⁶⁸⁾, これが通常のものであつたかどうかは疑わしく, p. 329 (表10) の月俸表は, 一應その上下関係を示すものと思つてよいであろう。こゝでは, 候燧の第1線にはたらく下級官吏をとり上げるが, 下級官吏でも, 都尉府や縣にはたらく者については, 資料が十分でない⁶⁹⁾。

2) 下級官吏の出身地

これら文武の下級官吏は, すべて郡内の出身の者のであつた⁷⁰⁾。文武官あわせて57例の出身地を知り得るので, またその出身地の縣別表を掲げる。

表7) 居延下級武官出身地表

士吏 居延 2, 饒得 1例

候長 饒得 4例

燧長 居延10, 饒得 10, 昭武 2, 氐池 2, 張掖 1, 顯美 1, 屋蘭 1例

(ほかに塞尉が1例, 郡外ではあるがやはり河西4郡の内である敦煌の出身である。塞尉は秩二百石の高等官で, 士吏以下とは同列に扱うべきでない。)

66) 縣には百石吏, 斗食吏, 佐史の3階級の書記があること『漢書』19上百官公卿表上に見える。居延簡265. 27 p. 229) に「佐史七十人」, (簡132) には「出賦錢八万一百, 給佐史八十九人十月俸」と見える。居延縣の記録と思われる。

67) 有秩士吏は居延簡110. 18 (p. 197) に, 有秩候長は敦煌簡592 (王, 戍役 42) に見えるが, 居延簡110はすべて王莽時代のものと見てよく, 後者も明らかに王莽時代のものである。

68) 居延簡 181. 15 (p. 298), 居延簡259. 2 (p. 515)。

69) 『漢書』19上百官公卿表上に「縣……皆丞, 尉。秩四百石至二百石。是〔令, 長, 丞, 尉〕爲長吏」とあり, 百石以下は《少吏》と區別する。

70) 官吏の出身地の問題については, 勞氏『考證』卷2のほか, 次の諸研究がある。嚴耕望 (1950): 『漢代地方官吏之籍貫限制』集刊22 (臺北) 濱口重國 (1942): 『漢代に於ける地方官の任用と本籍地との關係』歴史學研究12: 7

表8) 下級文官出身地表 (卒史, 令吏, 尉史, 書佐等)⁷¹⁾

居延簡: 麟得11, 居延4, 屋蘭1, 昭武1例

脩行1例⁷²⁾

敦煌簡: 敦煌2, 龍勒1, 例。

簡56) 所移樂得書曰他縣民爲部官吏卒與妻子在官 (居220. 5-188. 16, p. 70)

(麟得縣に送る書面にいう, 他縣民の部官吏卒となつて, 妻子をつれて来て職に就いている者は……。)

この簡にいう「他縣」が「同一郡内の他縣」をさすか, 「本縣以外のすべての他縣」をさすのか知らない。もし後者ならば, 内郡の者もあり得るわけであるけれども, 今までに知られた簡ではそういう例はない。

3) 下級官吏の任用資格

前節で, <長吏>を除くこれら下級官吏<少吏>はすべて郡内の出身であることを知つた。では, かれらがその職につくためには, どういう条件が必要であり, どうして任用せられたのであるか。これについては, 居延簡の中に, 士吏, 縣長の「履歷書」に類した書類が10例あまりあつて, かれらがその職につく条件を示している。1例を示そう。

簡57) 肩水候官並山縣長公乘司馬成中勞 二歲八月十四日 能書會計治官民頗知律令武年卅二長七尺五寸麟得成漢里家去官六百里 (居13. 7, p. 439)

(肩水候官並山縣長, 公乘, 司馬成, 勞2ヶ年8ヶ月14日にあたる, 文字が書け計算ができ, 公務民事を處理するのに一應律令の文〔武は文の誤?〕を知つている。年齢32歳, 身長7尺5寸〔曲尺5尺7寸〕, [本籍] 麟得縣成漢里〔里は再版本に豈に誤まる〕, 家は所屬候官よりの距離600里。)

<公乘>は第8級の爵の名, <勞>とは勤続年限といえはあたる。ただし, 實際の勤続年限でなく, 邊境勤務で, 第1線の候縣で見張の實務に従事する様な場合には, 2日を3日に計算する⁷³⁾。<中勞>というのは, 勞に大中小又は上

71) この表のほかに「承候令史漢中郡成固隄里季車昌」(216. 9, p. 434)なる簡があるが, 承候令史は居延にある官ではないから, 表に加えない。

72) 脩行という縣名は『兩漢書』に見えない。あるいは王莽時代の稱であつたのであろうか。ほかの木簡(174. 5, p. 468)にもこの縣名が見えるから郡内の縣と思う。

73) 勞氏『釋文』pp. 562-3『律令類』に3例見える<北邊契令>第4條(簡144)。この適用の實際は『資治類』その他にいくつも見られる。VII-1參照。

中下の區別があつたのであろうが, 簡に見えるのは中勞ばかりである⁷⁴⁾。簡によつては勞のほか<功>あるものは, それを記す。功は1, 2, 3, と勘定する。10例あまりのものはいずれも全く同形式で, 「職名, 爵, 姓名, 功と勞, 字を書き計算ができること, 仕事に必要な法律の知識があること, 年令, 身長, 住所, 候官と家との距離」の順にこれだけのことを記載する。おそらく都尉府あたりの人事課といつたところ(功曹)に備えられた書類であろう。<伐閔簿>というのがこれであると考えられる⁷⁴⁾。その作成は毎年秋の會計年度末の官吏の成績査察のときと考えてよいであろう。

隊長は1ヶ年の隊長で, 上級の候の指揮下にあり, 3~4人の戍卒を指揮する。その仕事をやつて行くためにはよみ書, 計算のほか, 法律の知識もなければならなかつた。これは後に説く帳簿や報告書の作成にあつて, 際には専門の書記がないから, 隊長がやらなければならなかつたからである。

この条件はおそらく隊長となり得る者をかなり制限したことになつたであろう。職業化した戍卒が, いかにか勤続年限が長いからといつて, 誰でもが隊長に昇進するわけではなかつた。また, こゝに記された住所は, この書き方なら本籍とみてよい。もし本籍が内郡にあつて, 勤務中の寓居を邊郡にもつ者ならば, 簡の書き方がその様に變つて來なければならぬ。郡内に本籍をもつ者が隊長となつたということは, (1)現地の住民が隊長に就任して, 内郡(邊郡である場合もあるが)より召集せられて來た戍卒を指揮していたのか, (2)召集せられて來た戍卒が一定年限をつとめたあと, 隊長勤務を志願して, 本籍をも移したか

74) <伐閔簿>なるものは, 居延簡258. 11 (p. 494)に見え, また<官簿>ともいう(『漢書翟方進傳』。大庭脩(1953):『漢代における功次による昇進について』東洋史研究12: 3, p. 214に, この種の文書を「褒狀または表彰狀の様なもの」と解するけれども, その内容より考えて, この文書は決してその様な臨時的性質のものでなく, 定期的乃至常備の書類と解すべきものである。然りとすれば, 同論文のpp. 212-3に説く官簿なすわち伐閔簿こそそれに當るものである。さらにいえば一定の書式があつて, ある成績のものには, この形式が適用せられることになつていたのであると考えられる。なぜなら3-4人の兵卒を指揮するだけの隊長に「治官民」などという句を使うのはおかしいから。

の2つの場合になる。

この形式の簡で《有秩士吏》のものも1例ある(居57.6, p. 458)。下部が缺けるが資格条件の條項は全く同文であるらしい。然りとすれば、嚃長と士吏とに同一の資格が要求せられるなら、その中間の階級である候長のそれも同一であつたはずで、候長もやはりこの通りの文書が作られていたと考えなければならない。

兵卒も家族をもっているのであるから、嚃長以上の者は當然家族が居る。家族は、嚃長の場合、兵卒の家族と同じ率で食料が支給せられた⁷⁵⁾。候長以上は如何であつたか、例がないので知ることができない。

嚃長とその家族の旅券《符》が2例ある。

簡58) 永光四年正月己酉 妻, 大女, 昭武萬歲里, 孫第卿, 年廿一
 案佗吞胡嚃長張彭祖符 子, 小女, 王女, 年三歲
 弟, 小女, 耳, 年九歲皆黑色(居29.1, p. 168)

(錄訳略, 永光4年は40B. C., 《符》は關所手形) 退却の

いま1例29.2は同じ日付で、同じ形式で、同じ候官に屬する延壽嚃長のものである。出土地29は甲渠候官と考えられる。嚃長が現職の肩書をもつて家族をつれて旅行するのは、勤務場所の嚃へ連れて行つてともに住んだのであろうか。

嚃長の家族については、さらに形式のちがつた簡がある。

簡59) 妻妻 宅一區直三千 妻一人
 子男一人 田五十畝直五千 子男二人
 二嚃長居延西道里公乘徐宗年五十 男同産二人 用牛二直五千 子女二人
 女同産二人 男同産二人
 女同産二人
 (居24.1, p. 463)

(二嚃嚃長。居延縣西道里, 公乘, 徐宗, 50歳, [a. 家族], 妻 [妻1字は衍?], 息子1人, 同居の兄弟2人, 同居の姉妹2人; [b. 財産], 屋敷1ヶ所, その評價額3,000錢, 田50畝, その評價額5,000錢, 耕牛2頭, その評價額5,000錢; [c. 家族], 妻

75) 居203.7, p. 275, 武成嚃長孫青肩の例。

1人, 息子2人, 娘2人, 同居の兄弟2人, 同居の姉妹2人。]

家族の人数と財産, 家畜の評價額とを記入する。恐らく徴稅簿の斷片であろうが, 樓蘭簡b" 27に見える《家屬畜産衣物簿》が恐らくこれにあたるのであろう。自己の住居と, 50畝の田というさゝやかな財産をもち, これはたぶん同居の兄弟に耕作させていたのであろう。そして自身は文字を解し, 官に仕えて嚃長をつとめる。ゆたかとは決して言えないであろうが, さゝ安定した生活を営む中流の小市民であつたと受取れる。評價財産は合計13,000錢となる。長吏となるための資格40,000錢には及ばないが, 財産10,000錢を少しこえて算賦1算を納めていたのである⁷⁶⁾。

この簡とともに, 次の簡が今までも度々諸家の取上げる所となる⁷⁷⁾。

簡60) 小奴二人直三萬 用馬五匹直二萬 宅一區萬
 候長饒得廣昌里公乘禮忠年卅 大婢一人二萬 牛車二兩直四千 田五頃五萬
 軋車一乘直萬 服牛二六千 凡貲直十五萬

(居37.35, p. 455)

(□□候長, 解得縣, 廣昌里, 公乘, 禮忠, 30歳, 未成年の奴2人 評價額30,000錢, 成年の婢1人 20,000錢, 乗用車1臺 10,000錢, 耕作用の馬5頭 20,000錢, 牛車2兩 4,000錢, 軋牛2頭 6,000錢, 屋敷1ヶ所 10,000錢, 田5頃 50,000錢 合計財産評價額150,000錢)。

簡の形式は前者とちがつて, 家族の人数が記されていない。前者とはかわつた目的で作られた簡なのであろう。候長は秩百石の軍吏であるので, 口算(人頭稅)の義務がなかつたためであるという説明もある⁷⁸⁾。

この候長はさきの嚃長にくらべてはるかに豊かである。財産評價は15萬にも上り, その内譯は, 3人の召使の住宅と5頃の田地, 乗用車, それに乗用, 耕作

76) この簡には家族の人数を(a)段と(c)段とで2度数える。これは徴稅臺帳で, はじめの徴稅のときに上段(a)を記し, 次回の徴稅もしくは臺帳改訂の際に下段(c)を書き入れたものであろう, と, われわれの共同研究の中で考えを出した人があつた。傾聴すべき見解と思う。

77) 勞餘(1947):『漢簡中的河西經濟生活』(集刊11); 陳槃(1951):『漢晉遺簡偶述之續』(集刊23, 臺北); 平中荅次(1953):前掲論文, その他。

78) 平中荅次(1953):前掲論文, p. 180。

用の家畜、牛車（荷車）などより成る。相當の資産をもつた地方の豪家といつてよいであろう。この簡の主が30歳で候長の職につき、別にこれだけの資産をもつていたことは、後の候史の場合と考え合わせて、賣官の制が行なわれていたかも知れないということを考えさせる餘地がある。

下士官に相當する《士吏》の職務を述べた次の簡がある。

簡61) 狀辭居延肩水里上造年卅六歲姓匱氏除爲卅井士吏主亭燧候望通烽火備盜賊爲職 (居465. 4, p. 35)

(狀辭〔?〕, [本籍] 居延縣肩水里, [爵] 上造, 年令36歲, 姓は匱氏, 卅井〔候官の〕士吏に任命せられた。その職務は亭燧での見はり, 信號, 盜賊の警備を監督することである。)

こういう仕事の詳細については次章で説く。

文官系統の下役人についても、上の諸簡に類するものがないでもない。

簡62) 書佐饒得傳圭里趙通 已得代奉正月辛未除見 有父見□ (居192. 25, 年廿三長七尺四□ 能書□□能 畜馬一匹 p. 434)

(書佐, 饒得縣傳圭里の趙通, 23歳, 身長7尺4〔寸〕, すでに奉〔人名〕に代るを得て正月辛未に任命せられた〔見は下段につづく?〕。字が書け……ができる。現に父あり, 馬一匹を飼う。)

ひどい断片で、意味の通じ難い所が多いが、さきの燧長の場合の(簡57)と(簡59)とを合わせて1つにした様な簡である。官吏の任用にあたっては、1人1人、この様な身許と能力の調査書ができ上っていたことを知る。

また候史については次の断片がある。

簡63) □年廿八富及有鞍馬弓積願授爲候史 (居214. 57, p. 477)

(何某, 28歳, [富及は何かの誤であろう] 鞍, 馬, 弓[積?])をもっている。願わくば候史の職を授けられ……。)

候史任命の願書の様である。その条件として、馬, 馬具, 武器を所有していることを擧げている。勤務のために、この様なものは私物を必要としたのであろうか。候長, 候史の私有の馬に、まぐさを官給した出納簿の断片が居延簡の中

に見える(46. 7, p. 313)。

その上級の尉史, 令史となると, 任用資格が少しちがって来る。

簡64) 尉史張尋 文毋害可補□ (居110. 22, p. 485)

(尉史の張尋, 文[吏として]非常に有能であるから……に任命することができる。)《文毋害》というのはこゝに譯した様な, ほめ言葉である⁷⁹⁾。恐らく査察の結果, 成績がよくて, 令史に昇格したのであろう。

(簡63)の候史の場合, 任命のために願書を出すのは, 賣官の制の存したことを思わせる。この簡の主は, 前身が何であつたか判らないが, 木簡にあらわれたところを見ると, 燧長が轉任して文官系統の候史や令史になる例が, しばしばあらわれる。燧長は読み書き計算ができるので, こういう役もつとまるわけである。

また, 老年の燧長が, 第1線の軍務から後方勤務に引退したという場合も考えられなくはない⁸⁰⁾。もちろん, 令史, 候史になるのは燧長の古手ばかりではなく, 年の若い者を新採用する例もある⁸¹⁾。

候燧の第1線にはたらく人々は, 大體, こゝまでに述べた様な人たちである。これより上級の《長吏》や, 後方勤務の《少吏》のはたらきを記した木簡は比較的に少く, 本稿はそこまで扱かうことを目的としない。

V. 候燧の勤務

Ⅱ. 『候燧』で道具立てができて, Ⅲ, Ⅳ兩章で登場人物の紹介を一應終つた。やつとこゝで幕が明く。幕は明くけれども, 舞臺には興趣に富んだ事件が展開して行くのではない。作者が企圖するのは, 邊境の候燧における, 無味乾燥な日々の勤務——中にはそれを「刑罰」として營む人もいた——の物語である。

79) 陳槃(1947): 前掲論文(玖)『文毋害』。幸田露伴(1941): 『文無害』(心, 26年4月, 及び露伴全集19)

80) 候史になつた例は居3. 19(p. 106)に, 守候史(候史心得)は286. 24(p. 20)に, 令史は, 35. 6(p. 35), 守令史は15. 2(p. 451)に見える。

81) 居延簡285. 3(p. 486)

1) 候寨の定員

いままでにも何度か言つた様に、居延では、1ヶの「寨」につめる兵卒の数は普通3~4人で、その上に寨長が1人いる。小さな寨であると戍卒2人の場合もあるが、こんなのは多くはなかつた。そういうことは次節の話をすゝめて行く内にはつきりして來ることであるが、こゝにその1つの例として、ある寨の食料支給簿「廩名簿」をあげておこう。

簡65) 卒, 雍利親 卒, 視自爲

次吞寨長, 徐光, 卒四人 用粟十石

卒, 雀利 卒, 吳道 (居57. 15, p. 275)

(續譯略, 次吞寨は居延 A-c に屬する)

敦煌の諸寨については T. vi. b. 凌胡寨址出土の簡に6~8人の卒の作業記録(簡84, 85)と T. xxii. c 出土の10人の騎士の作業記録とがあるが(簡109, 84), 前者は特に大きい寨であり、後者は普通の戍卒であるかどうか、疑問であるから、ともに標準とならない。敦392 (T. xvii. 出土, 追記2) は1つの候の戍卒名簿で各寨には4人ずつの戍卒がいる。また敦505 (T. xv. a. 出土) は卒4人の作業記録である。普通の寨はやはり居延と同様であつたろう。

次に「候」の定員については、さきに10~20人程度と言つた (p. 284)。これに2~3人もしくは4~5人の候史が加わることは IV-1 に述べた。そこでも觸れた(簡117)にいう「凡吏卒十七人」は13人の卒と4人の候史(あるいは候史3人と候長1人)であり、また(簡28)の「最凡十九人」、これと出土地を同じくする居203. 124 (p. 279)に見える「部卒十五人」などはいずれも1候の兵数を示したものと考えられる。ところが、この候卒の数え方に1つの疑問がある。

簡66) 第廿三卒李嬰 第廿四卒張猛 第廿六卒壽安 第廿八卒羊實 第卅卒鍾昌
第廿三卒蘇光 第廿五卒魯建 第廿六卒韓非 第廿八卒馬廣 第卅二卒高關
第廿三部卒十二月 第廿三卒郭亥 第廿五卒韓意 第廿七卒張顛 第廿九卒褒讀
廩名 廿二人 第廿四卒成定 第廿五卒張肩 第廿七卒石賜 第廿九卒左僕
第廿四卒石間 第廿六卒張建 第廿八卒相慕 (居24. 2, p. 291)

(續譯略, 第廿三部は居延 A-c-18 の候)

全部を数えると21人になるので、標題の「廿二人」が「廿一人」の誤りであるのか、それとも第4段で第廿九卒か第卅卒の名が1人落ちているのであろう。甲渠第廿三候には、この通り第廿三寨から第卅二寨まで8または9ヶの寨が所屬し⁸²⁾、各寨には、わずかの例外を除いて、3人ずつの寨卒がいる。ところが、この簡では、それだけの寨卒をひつくるめたものを「部卒」すなわち「候に所屬する卒」と呼んでいるのである。然らば、候とは、普通の寨であつて、その上に1人の候長と若干の候史とがいるだけのものということになつて、候に直屬する兵が別に10~20人いるのでないということになる。今あげた15人、19人などの例も同様であつたのであろうか。

すべての候がそうであつたというのではない。たとえば T. xxii. c. は、望樓に附屬した營舎がやゝ大きく、こゝでは10人の騎士が作業していた記録があるから^{83a)}、その程度の規模のものもあつたのである。

ついでながら、候官の場合、その直屬の戍卒を「部卒」というが、これは「部卒」の場合の様な数え方をしない。1つの文書の中で寨卒と部卒とを呼びわけた例があるので^{83b)}、そのことは明白である。

2) 見張り

候寨のおもてむきの職務の第1は見張りである。見張りは正面の敵の動靜を見はるとともに、隣接の寨からの警報を受け、また味方の者の出入りをも監視する。これは木簡に「候」、「望」、「迹」などという語で記され内容に違いがある。「候」と「望」とは同じで、望樓で敵狀並びに前方の寨からの信號を見はること、「迹」とは天田を通過する密出入者の足あとを點檢することであ

82) 米田賢次郎 (1953): 前掲論文, p. 251以下。

第卅二寨の卒が1人だけで、第卅一寨が欠け、第卅二寨の卒がまた1人だけである。卅二の「二」は衍字ではないかと思う。然りとすれば、所屬の寨の数は8ヶとなる。

83a) 敦煌簡279-288, 王氏『墜簡』, 戍役16-20 (内1枚, 簡112)。もし T. xxii. c. が候であるなら、平望候がこれにあたるであろう。

83b) たとえば居延簡562. 7 (pp. 227-8), 同49. 10 (p. 380)。

る。そのための心得書（日本の舊軍隊で「守則」と呼んだもの）が烽燧内の高く見やすい場所に掲げられ、緊急の場合には、臨時の警報<檄>が烽燧に手配せられることになっていた。その断片がいくつか発見せられる。

簡67) □和謹候望明畫天田察塞外動靜有聞見輒□□□ (敦265, T. vi. c.)

(……和し、見はりを慎重にし、天田をきちんとならし、塞外の動靜をうかがつて、異状をみつけたなら、その都度すぐに……。)

簡68) 扁書亭燧顯處令盡諷誦知之精候望即有蓬火回度舉毋必

(敦432, 王, 蓬燧37, T. iv. b.)

(〔この文を〕亭燧の見やすい所に掲示して、すつかり暗誦して覚えさせる。見はりを嚴重にし、信號がまわつて来たなら〔次の亭燧に傳達するために信號を〕擧げ、必ずしも……するのでない^{83c)}。)

こうして「候望を精しくする」ためには、3~4人の戍卒は、一應何時間交代かで望樓の上に上つたのであろうと考えられる。252頁にひいた唐代の制では、「更刻ごとに交代する」という。やはり『武經總要』前集卷5にひく唐の『兵部烽式』にはさらに詳しく「〔5人の〕烽子は晝は6更代し、夜は更ごとにかわる」と説明する。だが漢の燧ではこの様に頻繁には交代できなかつた。まず、燧卒の内1人は<述>をやらねばならない。すると3人が詰める燧なら望樓に上るのはあとの2人だけである。2人の燧なら交代はできない。その上、作業や何かの故障も考えられる。次の例を見られたい。

簡69) 一人高同車子未到十一

第十五燧長王賞不在署廿八日出 一人王朝廿八日從候長未還

一人見 (居206. 27, p. 200)

(第十五燧長の王賞、部署に居らず、28日より出張のためである。〔卒の内〕1人、

83c) 『武經總要』前集卷5に引く唐の烽式に「凡放烽。告賊者。三應三滅。報平安者。兩應兩滅。」(のろしをあげるのに、敵襲を知らせるときは3度こたえ3度〔火を〕消す。「平安火」の場合は2度にこたえ2度消す)とある。「應滅」というのは、前方の甲なる燧のからの信號にこたえて、乙なる燧は同じ發火、發煙〔この條は「はた」には觸れていないが「はた」の場合も同様と考えてよい〕をして、甲の燧がそれを確認すれば、炬火を下すか煙突をふさぎ、乙の燧がそれをならうこと、いまの發火信號や手旗信號の應答のサインの如くするものと解せられる。この簡の「回度」はいまは「まわしわす」の意にとつたが、その様な應答信號をいうのであるかも知れない。

高同は車子が未だ着かず〔?〕^{83d)}+ - [チェック?], 卒の1人, 王朝は28日に候長に隨行して出張しまだ歸らず, [卒の]1人, 現在勤務中。)

この例やまた後に引く(簡92)の様な場合であると當直に出られるのが1人だけとなるから數日の間交代などはできない。これは極端な例であるけれども、その反對の場合もある。

簡70) 乙夜一火 丙夜一火 丁夜一火

和木辟 和臨道 和木辟

卒光 卒章 卒通 (居88. 19, p. 214)

(乙夜〔10~12時〕かがり火1〔を擧げる〕、木辟燧〔よりの信號〕にこたえたものである、〔當直〕卒の光。丙夜〔午前0~2時〕かがり火1〔を擧げる〕、臨道燧にこたう、〔當直〕卒の章。丁夜〔2~4時〕かがり火1〔を擧げる〕、に木辟燧こたう。〔當直〕卒の通。)

この例では唐制と同じく2時間ごとに交代している。だが2時間ごとに信號が來るとするのは緊急の場合と考えてよく、これは特例とみた方がよいであろう。何にせよ、3人か4人で24時間をつとめることは、ほかにも仕事があるのだから劇務といわねばならない。あとにひく(簡95)の例では、同一人が午前6時と、その夜の12時とに見はりに立つ。この燧は大きな燧で6~8人の卒がいたと思われるから、その間交代はしたであろうが、1日に2回の當直は容易でない。

見張りが異状を認めた場合と信號が來た場合とは、當然それに應ずる處置として、まず信號を出す。信號のことは次節に述べる。それとともに報告書を出さねばならない。異状を発見した報告書は<檄>という文書で以て直ちに關係方面に警報が出される⁸⁴⁾。

簡71) □檄曰甲申候卒望見塞外車北 (居564. 13-407. 3, p. 13)

(…〔候〕よりの檄にいう、甲申の日にわが候の卒が塞外の車北〔地名?〕に……を望見した。)

83d) 「車子未到」という例は居285. 5 (p. 613)にも見える。

84) <檄>の例はまた居延簡 278. 7 (p. 105-6)その他にも見られる。

この際敵を発見した見張りの卒はほうびとして爵をすゝめられることになつて
いた。

簡72) 望虜百餘騎者得益爵 (西陲木簡 p. 40-4, 敦 a' 61, T. xxiii.)

(見張りで敵100騎以上をみつけた者は爵を上げさせる。)

また、無事ならば無事で、その記録を作らねばならない。記録は次に述べる
《迹》とあわせて《迹候簿》というものになる⁸⁵⁾。

見張りのもう1種は《迹》である。《迹》の仕方は、際傍に設けた《天田》
という砂地(II-3参照)を掘りかえしてやわらかい表面をならしておくと、夜
中ひそかに潜入する敵の間諜や、または脱出する兵士、密旅行者があれば、そ
の足あとがつくから、朝になつてそれを点検する。異状を認めれば追つて捕え
るし、そうでなくとも、直ちに報告をせねばならない。報告書の例を若干示す。

簡73) 市陽里張延年蘭渡肩水要虜塞天田入今(居10. 22, p. 177)

(〔……縣〕市陽里の張延年は不法にも肩水要虜塞の天田を越えて入境し、今……)

簡74) 闐入不知何一步入迹安所到而不得從迹又不就候史 (居13. 4, p. 181)

(〔天田をこえて〕不法に入った誰とも判らぬ男〔歩入は男人の誤?〕の足あとと
り、行つた先を案じたが判らず、足あとを追つてみたが成功しなかつた。候史は……)

簡75) 所持木杖畫滅迹復越水門 (居336. 33, p. 180)

(手にした木杖で〔自分の足〕あとをはき消して、ふたゝび水門〔際〕の……を越え)

簡76) 王長且遣戍卒孫聿南迹至 (居214. 103, p. 212)

(王長〔候長の誤?〕且は戍卒の孫聿を派遣して、南に足あとをたどらせて……まで
行き……)

85) 勞氏『釋文』p. 486に「□□丞官七月候簿」(120. 31)とあるのを陳槃(1951):
前掲論文には「十月集簿」とよむ。陳氏の示す字は、集とも候ともどちらにもよめる。
《迹簿》と《迹候簿》とがあるから《候簿》があつて然るべきわけであるが、まだ
《候》だけの報告書の例を発見し得ないから、こゝに疑を存しておく。また、居延簡
に1例だけ見えるこの《迹候簿》は肩水都尉府で作つたものである(居280. 15, p. 502)。
するとこれは相當長期且つ広い地域にわたる候際迹候の結果を都尉府でとりまと
めた帳簿であることが考えられる。

86) 陳槃(1948):前掲論文, 7.『何一男子』の章に、これに類する句を「何一男子」
とよむ。これは上の様に「不知何」とつづけてよむべきで、史籍にも同論文に例示する
様に「不知何一男子, 遮臣建車前」(漢書王莽傳), 「不知何一男子, 自謂秦始皇」
(論衡)などの例があり、また木簡にもいくつも例が見える。

(簡73) だけが捕まつた例で、あとは足あとを見て騒いだだけの例である。
しかし、この様なことは珍しいので、普通は全く異状がない。そのときは《迹
簿》という報告書を1ヶ月ごとに出す。まず居延の仕方から述べる。

簡77) 卒□□甲申迹盡癸巳積十日 卒韓憲金甲辰迹盡壬子積九日

第三際

張葉甲午迹盡癸卯積十日 凡迹廿九日毋人馬蘭越塞天田出入迹
(居257. 5 p. 203)

(第三際〔迹の報告〕, 卒□□は甲申〔1日〕より迹して癸巳〔10日〕まで計10日
間, [卒]張葉は甲午〔11日〕より迹して癸卯〔20日〕まで計10日間, 卒韓憲金は甲
辰〔21日〕より迹して壬子〔29日〕まで計9日間, 都合迹すること29日間, [その間]
人馬の不法に長城や天田を越えて出入した足迹なし。)

この同類の報告書は居延簡に6例ある⁸⁷⁾。1ヶ月30日または29日を3人の戍
卒が10日ずつ分けて勤める。上の例は小の月で、最後の者が9日。戍卒が2人
であると15日ずつやる。居延簡214. 118 (p. 218-9)の例は偶然さきのと同じ
際のものであるが、3人の内の1人が《省》(出張)していて2人でやつてい
る。また同257. 19 (p. 203)の例では、3人の卒が一齊に5日間迹する。緊急
の場合の特例であろうと思う。

際で迹するほかに、候でも、候長自身が候史かがやはり迹をして、その結果
を1ヶ月ごとの報告書につくる。

簡78) 候長充 六月甲子盡癸巳積卅日 迹從第四際南界北盡第九際北界毋
越塞闐出入天田迹 (居6. 7, p. 197)

(〔甲渠第四〕候長の充〔の報告〕。6月甲子〔1日〕より癸巳〔30日〕まで計30日
間, [その間]日々第四際南の界から、北は第九際北の境界まで迹したが、塞
を越えて不法に天田に出入した足あとを発見せず。)

これは、各際からの報告書を取りまとめただけのものではない。この報告書に
は「日迹」(日ごとに迹す)とあり、その様に候長か候史かが実際に見廻つた
のである。そのことは次の簡を見れば明らかである。

簡79) 居延候史李赦之三月辛亥迹盡丁丑積廿七日從 萬年際北界南盡 次

87) 本文に出した以外の例: 285. 1 (p. 213), 18. 8 (p. 222), 507. 15 (p. 484)

吞嚙南界毋人馬蘭越天田出入迹

三月戊寅送府君至卅井縣索關日送御史李卿居 延盡庚辰三日不迹

(居, 206, 2, p. 200)

(居延候史李赦之〔の報告〕。3月辛亥〔1日〕より丁丑〔27日〕まで計27日, [その間] 萬年嚙の北界から, 南は次吞嚙の南界まで〔毎日〕述したが, 異状を認めなかつた。3月戊寅〔28日〕に太守〔又は都尉〕を送つて卅井候官の縣索關まで行き, [同?]日, 御史の李殿を居延に送つて行つたので, 庚辰〔30日〕まで3日間述せず。)

候史が出張した期間だけ述しなかつたというのであるから, あとは実際に見廻つていたということになる。

以上は居延の例であるが, 候長または候史が巡視することは敦煌でも同じであつた。この場合, 敦煌簡では, 巡視者が<<符>>(通行手形)をもつて行く。候長自身が巡行するのに手形をもつて行くのは, 行先の嚙でわり符を合わせて記録し, タイム・レコーダーとしたものであろう。これは後で説く様に(VII-1)第1線の候長, 候史が実際に迹を行なうときは勤績日數<<勞>>を5割加算せられることになるので(簡144), その成績表を作るのに必要なのである。

簡80) 正月乙卯候長持第十五符東迹 (敦80, 王, 蓬騰43, T. vi. b.)

(正月乙卯, [歩昌] 候長第15號の符をもつて東に述す。)

簡81) 八月庚申候史持冊符東迹 (敦81, T. vi. b.)

(8月庚申, 候史が第40號の符をもつて東に述す。)

候では, 各嚙の迹と候長・候史の迹との結果をまとめて, 1ヶ月ごとに報告書をつくる。

簡82) 不侵部黃龍元年六月吏卒日迹簿 (居139. 5, p. 494)

(不侵候 [A-c-1] 黃龍元年 [49B. C.] 6月分の吏 [=候史] と卒 [=嚙卒] との日迹簿。)

この様な1ヶ月ごとの報告書を作るためには, 毎日々の記録を作っておかねばならない。下の断片はその目的のためのものであるに違いない。(簡82)に見える<<日迹簿>>というのが, それに外ならないであろう⁸⁸⁾。下の例では,

88) 候の迹の報告書<<日迹簿>>の断片は, (簡78)の形式のものは, こゝに出したほ

10日と11日との間に段落がある。もし, この断片の外側に當番の名があれば際で作つたものであり, ないならば, 候で作つた候史, 候長の迹の記録である。

簡83) □□□日迹 戊寅十一日迹

甲戌七日迹 己卯十二日迹

乙亥八日迹 庚辰十三日迹

丙子九日迹 辛巳□□□□

丁丑十日迹 壬午□□□□

癸未□□□□

(居219. 13, p. 482-3, 翻譯略)

敦煌の迹のやり方は居延とは少しくちがつていた。居延では各卒が10日交代で行ない, 各卒の責任量は日數で計算するのに對し, 敦煌では, 全嚙卒が一齊に點檢に出かけ, 責任量は距離で計算した。

簡84) 六人迹八月丁亥盡 廿九日四百五十五里八十歩

其五人各行八十里 (敦92, 王, 戊役24, T. vi. b.)

一人五十五里八十歩迹還一反負馬矢六石

(6人にて述す。8月丁亥〔1日〕より29日〔乙卯〕まで計29日間に455里80歩〔1里=300歩〕, その内5人は, 每人80里をを歩き, 1人は55里80歩を行く。述して歸るとき, 1遍ごとに馬糞6石を背負つて歸る。)

敦煌簡93にも同様の例があるが, この兩簡だけでは, 各人がどんな分擔で迹をしたのか判らない。居延の様に1人1人が1日ずつ當番になつたのを里數で示したとも考えられるし, 毎日2人か3人かがそれぞれ受持区域をもつて見廻つたという方法も考え得る。

迹を有効に行なうためには, 天田の手入れが必要である。天田をときどきす

か, 45. 17 (p. 186), 24. 15 (p. 199), 214. 103 (p. 212), 276. 17 (p. 222) があつて, 全部で6例となる。

また(簡82)の形式は前の形式のものの「前文」と見られるが, これはほかに267. 15 (p. 60), 157. 6 (p. 99)を合せて3例。その前につける封檢が1例45. 24 (p. 132)ある。

問題は(簡82)の形式の<<日迹簿>>は, そのまゝ候にのこしておく記録であるのか, または(簡77, 78)あるいは(簡76)の形式の文書に添えて提出するものであるかということである。出土地(219)の他の簡の性質から考えて, 前者ではなかつたかと思ふ。

き直し、ならしておくことは、戍卒の仕事の1つであつた。

簡85) 六人畫沙中天田六里 率人畫三百步(敦90, 王, 蓬際9, T. vi.b.)

(6人にて沙中の天田6里をならす, 1人あたり300歩 [=1里] をならす。)

居延, 敦煌ともに, 候驚の裝備検査結果の文書に「天田の手入れが悪い」といつた條項がしばしばあらわれる。

見張りの補助手段として犬が使われた。『墨子備城門篇』には、犬は籠に入れて、要所に伏せておく、とその使い方を説く。居延, 敦煌ではどの様な使い方をしていたか、よくは判らないが、〈狗藏〉, 〈狗籠〉という語が見えるから、やはりその様な使い方をしたのであろう。また、(簡86, 87)の断片から見ると、犬を放したり、傳令に使つたりもしたのではないと思われる。

簡86) 各五百里放拘如_犬 (居50. 17, p. 185)

(各500里の間, 犬 [拘は狗の誤?] を放つて……。)

簡87) 左後部小畜狗一白傳詣官急 (居74. 6, p. 180)

[] 左前部 [B-c-4] の小さな飼犬1匹が, [白?] 傳えて [あるいはわりふをもつて?] 候官に至り, 急……。)

犬の飼養には専門の係がいたことを次の敦煌簡は伝える。卒, 徒のあとに記されるのは, 徒よりまだ低い地位におかれていたのであろうか。

簡88) 西部候長治所謹移九月卒徒及守狗當廩者人名各如 (敦487, 王, 慶給27, T. xv.)

(西部候長の治所 [名前] より送付申上げる9月分の卒, 徒及び犬飼いの食料を支給すべき者の名簿, 次の通りでございます。)

3) 信號

見張りをしている異状を認めるとか, 隣の驚から信號を送つて来るかすると直ちに次の驚へ信號を送らねばならない。この信號を簡では〈擧〉という。はたやかがり火を「擧げる」からである。その傳達は, 前の驚と同じ種類, 同じ数だけ上げるから〈和〉という。

〈擧〉には〈表〉, 〈煙〉, 〈火〉, 〈積薪〉の4種があつて, 勞氏『考

證』巻2にくわしい説明がある。

〈表〉は〈蓬〉ともいい (簡では普通この字の下に列火をつける), 第II章に述べた様に紅白2色のはたで, これを望樓その他にある信號柱〈蓬干〉に上げる。〈大表〉, 〈旁表〉などがあるから, 主副の區別, 大小のちがいがあつたものであろう。上げ下ろしがろくる仕掛けのはねつるべ式になつていたことは前に述べた。

〈煙〉はのろしを上げることである。さきにひいた唐制の説明と唐の『烽火式』には發煙装置や發煙法がくわしく書いてあるけれども, 居延簡の〈擧書〉すなわち「信號報告書」に煙は1例も見えない。(簡89)に見える所から判断すると, はたを上げるだけでは隣の驚で気がつかないこともあるので, 注意をうながすための補助手段として使つたのであつたのであると考えられる。〈出火燄〉を使う當時の發火法では, 敏速に煙は上げられないこともあろう。

〈火〉とはかがり火である。夜間は小荳火に火をつけて籠に入れ, 信號柱の横木にはたの代りに吊して上げ下しする。

〈積薪〉は圖8に示した草や木の薪の堆積である。火急の際にこれを燃す。これらの信號は, 一應の約束があつて (〈品約〉, 〈蓬品〉などという), 緊急の度に應じた数, 種類のはた (晝間) やかがり火 (夜間) を掲げる (252頁の唐制を見よ)。そういう信號の規定書の例は敦煌にも居延にも見られる。

簡89) 望見虜一人以上入塞燔一炷薪擧二蓬夜二荳火見十人以上在塞北燔擧如一人須揚望見虜五百人以上 若攻亭障燔一炷薪擧三蓬夜三荳火 不滿二十人以上燔擧如五百人同品虜守亭障燔擧擧亭上蓬夜擧離合荳火次亭遂和燔擧如品 (西陲木簡 p.56, 敦' 42, T.xxii.e.)

(敵が1人以上 [10人まで] が長城内に入るのを見た場合は積薪1ヶをやき, はたを2本上げ, 夜ならば [代りに] かがり火を2つ上げる。10人以上がまだ長城外にいるのを見たときは, 1人 [以上が侵入した] 場合と同じに [薪の煙, はた, かがり火] を上げなければならない。敵が500人以上やつて来てとりでを攻めたなら, 薪の煙1本とはた3本を上げ, 夜はかがり火3本を上げる。[10人より] 20人未満以上でも, 信號は500人以上と同じ数だけ出す。敵がとりでの中にはいつたなら,

晝ならば望樓上にはたを上げ、夜は離合のかぶり火を上げる。次の際では順々にそれに應じてはた、かぶり火を上げること、規定の通りにする。)

簡90)・虜守亭障不得燔積薪畫舉亭上蓬一燵夜學離合荳火次亭燔積薪如品約
(居14. 11, p. 181)

(敵がとりでの中に攻込んで〔守は誤?〕積薪をやるできないときは、晝なら望樓上の〔信號柱に〕はたを上げ、煙を1本あげる。夜ならば〔その柱に〕離合のかぶり火を上げる。次の亭は規定通りに積薪をやる。)

簡91) 匈奴人入塞及金關以北 塞外亭燔見匈奴人舉蓬煙 〇五百人以上能
舉二蓬 (居288. 7, p. 185)

(匈奴人が長城内に入つて、〔肩水〕金關の北まで来た場合、〔及び〕長城線外の亭障で匈奴人の姿をみかけた場合は、はたと煙……を上げる。500人以上ならばはた2本を上げる〔能は誤?〕。)

《亭上蓬》と《離合荳火》と《積薪》とはもつとも緊急の際の信號である。積薪は前に述べた通り。ふだんは《地蓬》や《塙上蓬》を使つて、亭すなわち望樓上の信號柱は、緊急時にだけ使つたのである。離合荳火とは何か判らないが、字面から考えて、2ヶの荳火を振り動かして、寄せたり離したりしたのであろうか。

こういう約束は、事態の如何によつては、臨時的約束を作つておくこともあつたらしい。居延簡278. 7 (p. 106)の檄(警報)に「定蓬火」という句が見える。

燧卒は當然信號の約束を知つておらねば、見張りの役はつとまらない。次の簡は、新参者か何かで、これを知らないから見張りに立たせられないという⁸⁹⁾。

簡92) 卒三人一人病 卒符澤月廿三日病傷汗
〇竟 二人見 卒范萬不知蓬品 (居46. 9, p. 239)

89) ここで《蓬品》、《品約》なる語のさす範囲について疑問が起る。唐制には、「烽號は秘密にして、人に解らせてはいけない。たゞ烽帥と烽副とだけが自身で處理して、烽子にさえ知ることができない様にする。」(『武經總要』前集5)というきまりがある。もつともな話で、誰からも見える信號の内容が全部見る人に判つては都合の悪いこともあろう。そうすると、《蓬品》とは蓬または火の種類、大小、数だけをさして、(簡89)の様なら、その組合せが何を意味するかということは、もう《蓬品》以上のものになる。あるいはそれが《品約》なのであろうか。

(〔燧長〕竟、〔總員〕卒3人、内1人は病氣——卒の符澤は〔今〕月廿三日より風邪をひく——現在員2人、〔その内の〕卒の范萬は《蓬品》を知らず。)

蓬品を知らない成卒さえいるのだから信號を間違えて伝えることもある。

簡93) 〇更申成卒孫定誤和以居 (居332. 21, p. 179)

(……〔更は庚の誤?〕庚申の日、成卒孫定は誤つて信號の傳達をして……。)

信號の傳達を誤まつた場合の罰則が日本の衛禁律に見える⁹⁰⁾。

信號は隣の燧から受けて次の燧へ傳達するだけでよいのではない。はじめに信號を出した燧が警報《檄》を發信することは前に述べたか、一々それを受けた時刻と信號の種類、数を記して後方に報告せねばならない。これを《舉書》という。次の簡は舉書について規定したものゝ断片であるがこれは長城線上に並んだ燧でなく、前線から後方に列なる亭傳の亭を通ずる傳達の場合である。

簡94) 縣承塞亭各謹候北塞燧即舉表皆和盡南端亭 長以札署表到日時 (敦273, 王, 烽燧35, T. xxii. b.)

(縣の長城に接した亭はみな北方の警戒を嚴重にし、長城上にある燧がもしはたを上げたなら、皆〔順々に〕それにならつて上げ、南端の亭までリレーする。その亭長は木簡に信號がとどいた日時を書いて……。)

候燧では末端のものだけでなく、全部の候燧がこの報告を書く。(簡70)はその1例である。舉書もしくは舉の傳達の故障に関する書類とその断片は非常に多く、居延に23例、敦煌に4例ある。若干の例を示す。

簡95)

十月乙巳 日出二千時表 一通至其夜食時 荳火一通從東方來 杜充見
(敦85, 王, 烽燧38, T. vi. b.)

(10月乙巳、日出二分〔6時15分頃〕、はた1通來る。同日夜食時〔午後12時〕かぶり火1通、東方より來る。杜充確認。)

T. vi. b. はおそらく候官であるから、信號をうけるだけで、傳えはしなかつたのか、それとも、當直の卒が確認したということは、同時に傳達したことを意味したのであろう。(簡23)と同じ場所のものであるから、當直の杜充は、

90) 瀧川政次郎 (1952) : 『唐兵部式と日本軍防令』 p. 78.

その簡に劍の持主として見える杜充と同一人であろう。漢簡では1日を12時100刻にわける時刻を記す。時には(簡70)の様に「甲夜、乙夜……」の法を使う⁹¹⁾。

居延簡464.2 (p. 502)の《舉署察別名》はおそらく、この種の報告書を候官あたりでとりまとめたものであろう。この傳達がすらすらと行かなかつたときは、次のようになる。

簡96)

陽朔三年十二月壬辰朔癸巳第十七候長慶敢言之官移府舉書曰十一月丙寅
渠鉞庭燧以日出舉場上一表一既下鋪五分通府々去 鉞庭燧百五十二里二百
(居28. 1, p. 52)

〔陽朔3年12月2日、〔甲渠〕第十七候長の慶發信、候官より〔居延都尉〕府宛の舉書に曰く、11月5日……〔甲〕渠鉞庭燧が日出時〔午前5時50分頃〕に場上の表1〔一表の一は符?〕をあげた。それから〔同日〕下鋪時5分〔午後5時30分ごろ〕に〔都尉〕府に傳達せられた。〔都尉〕府は鉞庭燧を去ること152里200〔歩〕……〕

これはわずか150里あまりの所を傳達するのに12時間ちかくも要したことについて、責任者の候長から都尉府宛の辯明とうけとれる。

簡97) 火當以夜大半五分付累處

檄當以鷄中鳴付累處



(居305. 15, p. 183)

〔かゞり火は夜大半5分〔午前1時10分頃〕に累處〔候〕まで傳達すべきである。檄は鷄鳴半時すぎ〔午前3時頃〕に累處〔候〕に傳達すべきである……。〕

これは遅延に對して上級機關から譴責した書類の斷片と受けとれる。信號並に書類の傳達には、それぞれのコースに所要の時間が定つていて、理由なしに遅

91) 1日の12時100刻分法については、居延簡について古くに考えた劉復(1934):『西漢時代日晷』(國學季刊3:4)の研究があり、勞氏『考證』卷2には、それを修正した詳しい説明がある。また陳槃(1948):前掲論文、第27章にもこれについて説く所がある。100刻は前漢末の哀帝の建平2年(5 B. C.)に120刻に改められた。

あとで引く簡に見える時刻の説明の代りに、こゝに12時名だけを列記しておく。
1. 夜半(夜食), 2. 鷄鳴, 3. 平旦, 4. 日出, 5. 食事(朝食, 蚤食), 6. 東中, 7. 日中, 8. 日昃, 9. 下鋪, 10. 日入, 11. 黃昏, 12. 人定。

普通はこれに1~8分の端数をつけて時刻を示す。(簡97)の場合、端数を「夜大半」(夜半すぎ), 「鷄中鳴」(鷄鳴がすぎ)という呼び方をする。

れることは許されなかつた。このことは次節でまた説く。

4) 遞傳

候署間のコミュニケーションは信號を以てするほか文書、當時は木簡を以ても行なう。これの際から際への遞傳は當然際卒に課せられた仕事であつた。文書は木簡をとじ合せて(圖1)、一番上の簡に宛名を書き、封印をする⁹²⁾。この封筒、もしくは表紙に當る簡を《封檢》と呼ぶ。封檢の表面には、まず(1)宛名をかく(簡98)。發信者の名は書くこともあり書かぬこともある。封印があるから書かなくても判るのである。ほかに、(2)傳達の経路を書く場合がある。

《以亭行》、《以郵行》などと書くのは、(簡94)の場合の様に、街道に沿つた郵亭が運んでリレーするものである。《際次行》とあるのは、際から際へと傳達するもので、これは際卒の仕事になる(簡99)。(3)《入南書》、《入北書》または《南書》、《北書》と方角を示す場合がある。居延では《南書》は末端から上級官廳すなわち張掖太守府あてであり、《北書》は上級から末端に送るのである。この場合、同じ宛先または同じ方向に行く文書は一束にして書囊に入れて1枚の封檢にその一々の宛先や内容を記す(100, 101)。また(4)大切な文書は、途中傳達した際と卒の名と授受の日時を記す(簡101)。それぞれ例を示す。

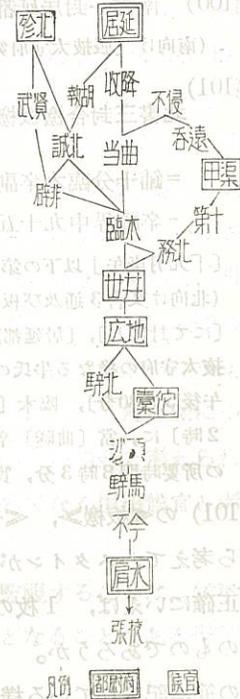


圖 10 居延遞傳系統圖⁹³⁾

92) 黃氏『考古記』第4編、第9章『釋簡續制度及書寫』pp. 214-220。勞氏『考證』卷2。沙氏『敦煌簡』序文。Stein, Ancient Khotan, p. 344以下。王國維『簡牘檢畧考』

93) この圖は伊藤道治(1953):前掲論文、p. 232の表に小修正を加えたものである。修正した箇所は(1)甲渠候官に至るための(a)當曲-不侵-吞遠、(b)務北-第十の2線をつけたこと、(2)執胡經由で居延に至る線をつけたことである。

簡98) 肩水候 (居236. 2, p. 165) (背水候官長どの。)

簡99) 甲渠候官亭次走行 (居29. 12, p. 150)

(甲渠候官宛、亭を順次に走つて [=急行便で] おくる。)

簡100) 南書一封居延都尉章 (居84. 24, p. 144)

(南向け [張掖太守府宛] 文書1通。居延都尉の印 [にて封印す]。)

簡101) 其三封板檄張掖太守章詣府 九月庚午下-

北書三封合檄板檄各一 合檄牛駿印詣張掖太守府牛掾在所 卒昌付收降-

=鋪十分臨木卒副受卅井卒弘鷄鳴時當□

-卒福界中九十五里定行八時三分實行七時二分 (居 157. 14, p. 153)

〔「九月庚午」以下の第3段は各行がそれぞれ次行の「-印につゞく〕

(北向け文書3通及び板檄・合檄各1通、内 [文書] 3通及び板檄は張掖太守の印 [にて封印し]、[居延都尉] 府宛；合檄は牛駿の印 [にて封印し]、居延に出張中の張掖太守府の掾なる牛氏のいま居る所宛て、9月庚午の日、下鋪7分 [十は七の誤、午後5時30分]、臨木 [隰] 卒の副が卅井 [候官] の卒弘より受け、鷄鳴時 [午前2時] に、當 [曲隰] 卒の昌が收降 [隰] 卒の福にわたした。受持區間95里、規定の所要時間8時3分、實際の所要時間7時2分。)

(簡101) の《板檄》、《合檄》はどんなものか判らないが、後者は「合」の字から考えて、スタインが「楔形の木簡」と呼ぶ所の⁹⁴⁾ 2枚の板を合せて (もつと正確に言えば、1枚の枚を2枚にそぎわつて)、その内面に通信文を書く形式のものであろうか。

この簡に記されている様に、きまつた通信コースは、所要時間の規定があつて、その時間内に傳達せねばならない。規定時間通りに届くのを《中程》という。この簡は、規定時間よりも早く届いているから問題はないが (それでも、そのことを几帳面に記す)、遅れた場合《不中程》は當然譴責せられる。下はその1例である。

簡102) 臨木卒我付誠務北隰卒則界中八十里書定行九時 留遲一時解何

(居133.23, p. 199)

(臨木の卒の我が誠北 [もしくは務北] 隰卒の則に [文書を] 渡した。この受持區間80

94) Ancient Khotan, p. 344 et seq.

里、晝間は [書は晝の誤?] 9時間 [18時間] で行くことになっているのに、1時間遅れたのは、何と申し開きをするか。)

こうして、文書がとどいたあと、《封檢》の處置の問題がのこる。《入南書》は張掖太守府宛であるのに、その封檢が居延地方から出土する。これは(1) その内の若干にチェックをしたものがあることから (例えば、p. 133, 49.33の居延都尉より張掖太守あてのもの)、受取人が、受取つたしるしに、封檢だけを送り返した場合が考えられる。(2) もう1つの場合は、途中の郵驛で、《南書》なり《北書》なりを束にして、書囊に入れ、封檢をつけ、自己の屬する候官の受持區間が終ると、次の候官の驛でまた新たに封檢をつけかえるということが考えられる。(簡101) の傳達コースは甲渠候官管内の諸驛であつて、卅井までの傳達経路は記されていない。南向けの場合は、例えば、居延-收降-當曲-臨木と來た文書は、ここから卅井候官管轄に移るときに、封檢がつけかえられたと考えなければならない。傳達コースを記した簡は、すべて短區間についてだけいふ⁹⁵⁾。出土地番號を檢討した結果は、普通は(2)の場合と考えられる。(1)の場合の例に挙げた49.33の簡も、出土地は居延でなく甲渠候官と考えられるからである⁹⁶⁾。

候驛は哨戒機關である。ここを通過する旅行者も監視することは、候驛の任務の1つであつて、交通路に沿つた候驛は同時に關となることがある⁹⁷⁾。次の諸簡は敦煌の凌胡驛の場合である。

簡103) 十二月癸丑大煎都候丞罷軍以治富昌隰謂部士吏寫移書到實籍吏出入關
人畜車馬器物如官書會正月三日須集移官各三通毋忽如律令

(敦150, 王, 簿書 7, T. vi. b)

(12月癸丑、大煎都候官次長の罷軍 [發信]、いま富昌隰に駐在しているが、部の士吏にこれを書き送る。この書面が着いたなら、[吏は衍?] 關を出入した人畜車馬器物が《關書》 [官は關のあて字、次を参照せよ] の通りであつたか否か、實際を

95) 伊藤道治 (1953) : 前掲論文に挙げる諸例を参照せよ。

96) この封檢は、出土地がすなわちその宛名として記される機關の遺址であるわけで、古地名の比定にもつとも有力な手がかりとなるものゝ1つである。王氏の敦煌驛名の比定も、封檢によつたものが多い。

記録せよ。正月三日を期日として参集して、候官に各3通を送れ。忽せにすることなく、律令〔にしたがう〕如く〔従え〕。

簡104) 出入關人畜馬車器物，如關書，移官，會正月三日，毋忽，如律令
(敦148及149, 王, 簿書8, T. vi: b, 翻譯略)

簡105) 富

步昌士吏毋留如律令 (敦144, T. vi. b.)

(富〔昌際〕, 步昌〔際〕の士吏はこの簡を持参する者を) 留めない様に。律令の如くせよ。

(簡105)は通行證の末尾であることは居延出土の同類の簡から判断がつく。敦煌では、(簡94)で見た様に、哨戒機關である際と、郵便機關である亭とは一應區別せられていた。敦煌の様に際が長城に沿つて横に列んでいると(圖2)縦の連絡は當然別の系統の機關によらねばならない。それでいて、街道にあたる候際には關所の役目を引受けていた。居延では、さきに見た様に、南北の連絡にも候際があたる。交通路が際から際へと通つていたのである。けれども、そこには《肩水關》、《金關》、《縣索關》など、ところどころに關が設けてあつて、候際は交通路の保護、監視については、いわば補助的な役をつとめていて、《符》、《傳》の點檢程度の仕事だけをしていたものとする。長距離旅行者のもつ旅行免狀の宛名が、とくにある關を指名する場合のあることとそういう免狀やその斷片が1ヶ所(居延37)から多量に出たことなどは、そう考えることを助ける。

《符》、《傳》というのは、長さ6寸のわりふで、縁に切りこみがあり、1號から順に番號がつけてある。居延の金關の場合は1~1,000號までを備えてあり、居延都尉府から來た者は、旅行免狀にその符を添えて發給せられ、關で同番號の符と合わせる仕組みになつていた(勞氏『考證』卷1)。(簡11)の候際の備品簿には「傳廿」とある。候際間の短距離の連絡には、一々この傳をもつて歩いたものであつたらう。敦煌で候長が《迹》をするときに、符をもつて巡視したことは前に述べた通りである。巡視以外でも符は携行したらしい。下の例は候長が候官まで出かける場合であるが、一々こうして關か際かで通行を記

録せられた。居延簡にはこの形式の候長、士吏、際長などの通關記録が50例以上見え、中にはその用件を、食料や俸給の受領、文書の持参などと記すものがある。

簡106)第十七候長立名詣官十二月己巳蚤食入 (居161.7, p. 207)

(第十七候長の立, 召されて〔召は隷體では名と區別がない〕候官に行く。12月己巳早食時〔午前8時〕に入る。)

5) 作業

今までに述べた所は、候際におけるいわば表むきの仕事であるが、こういう表むきの公務のほか、日本の軍隊用語で「使役」とよんでいた類の、諸種の雑役作業が當然候際の兵卒に課せられていた。この種の仕事は《作》と呼ばれる。どの様な仕事であつたか、例をまず示そう。

はじめの2例は1人の兵卒の數日間にわたる作業の記録の斷片である。

簡107) 第廿四際卒孫良 治壘八十 治壘八十 除土 除土 除土 除土
除土 除土 (居286.29-67.7, p. 229)

(第廿四際卒, 孫良, 煉瓦つくり80個, 同上, 土除け, 同, 同, 同, 同, 同。)

簡108) 案壘 案壘 治簿 病 案壘 治簿 除土 案壘 除土 塗累
除土 (居203.8, p. 229)

(……煉瓦ならべ, 同, 帳簿つくり, 病氣〔休み〕, 煉瓦ならべ, 帳簿つくり, 土よけ, 煉瓦ならべ, 土よけ, 壁塗り, 累〔?〕, 土よけ)

同類の木簡は勞氏『釋文, 戌役類』にほかに13例見える⁹⁷⁾。戌卒の本務である候迹についての記録が10日ごとに區切つてあるから、こちらも恐らくその通りであつたらしく、たいてい10日分以下の斷片であるが、(簡108)の場合は12日間もつづいている。

ここに見える仕事の内容は雑多である。この2例のうち、前者は同じ仕事を何日も繰返し、後者はいろいろと仕事が変わる。

97) 203.8, 286.29 (p. 229), 76.49, 58.5 (p. 230), 254.22 (p. 231), 9.22 (p. 232), 525.7, 525.4 (p. 233), 220.8 (p. 234), 188.28 (p. 235), 168.16 (p. 236), 482.6 (p. 238), 27.12, 27.8 (p. 239), 181.6 (p. 578)

前者の《治壘》とは壘すなわち日乾し煉瓦を作ることである。《作一》ともいう。第II章で述べた様に、いま残る敦煌、居延の長城址、障壁址、望樓址はすべてこの日乾し煉瓦と葦とを積み重ねて作つてある。次の簡は煉瓦の作り方の規格を書いたものの断片である。

簡109) 壘廣八寸厚六寸長尺八寸一枚用土八斗水一斗二升

(居187.6-187.25, p. 361)

(煉瓦は幅8寸、厚さ6寸、長さ1尺8寸、1枚について土8斗、水1斗2升〔の割で〕……。)

日乾し煉瓦は今日でも華北では盛んに使っている。その作り方は、土に「すさ」と水とを混ぜてねり合せ、煉瓦1枚大の木の枠に柄のついたものに詰めてたたき固め、枠をさかさにしてとり出して乾かす(図11)⁹⁸⁾。スタインが敦煌 T. viii. で調査した所では、そこに使つてある日乾し煉瓦の寸法は、長さ14、幅7~8、厚4~5寸であつたという。漢尺はほぼ0.76呎で、大體これと同寸法である。もつとも、敦煌の漢代の日乾し煉瓦はすべてこの規格というのではなく、例えば T. xii. の望樓に使つてあつたものはこれより大型で、17×8×5寸大である。

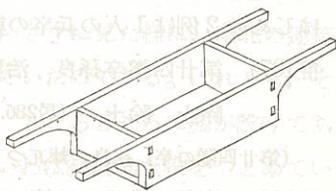


図11 煉瓦作りの枠

《案壘》とは、多分、この煉瓦を倉庫か仕事場にならべることであろう。

《除土》土よけというのは、城壁などに、風で吹き溜つた土砂をとり除くことであろう。これは今日でも華北地方では絶えず必要とする作業である。

《治簿》は文字通りには帳簿作りであるが、読み書き計算の能力を必要とする帳簿の整理または記入を兵卒にさせることは、いささか疑わしく、帳簿の木簡を削るとか、縄で綴じ合わせるとか、その程度の仕事をさせたものであ

98) この圖は記憶によつて作つたので正確でない。この圖の製版後、R. P. HOMMEL (1937) : China at work, pp. 259-270に、華中地方(?)の煉瓦焼きの説明があり、これに幾種かの木型が圖示せられているのを教えられた。日乾し煉瓦はそれよりも大きいから、多少やり方は異なる。

うか。

《塗》壁ぬりは、前に出した(簡2,3,5,6)などにも見られ、そして、敦煌のある遺蹟では、煉瓦の外側に少くとも13回、しつこいの上塗りをしたあとが認められたという⁹⁹⁾。遠方から望見し易い様に、望樓は絶えず白壘に輝いていなければならなかつたのである。

以上のほか、木簡に見える《作》の種類には、次の様なものがある。

《負壘》煉瓦を背負つてはこぶこと。

《積壘》煉瓦を積み重ねること。

《負粟》穀物はこび。

《積茨》まぐさ積み。《運茨》まぐさ運び。

《塗泥》、《塗壘》、《馬矢塗》、《草塗》馬糞や草のすさを混ぜた壁土で壁や床を塗ること。

《治射埽》、《治廐》的つくり、厩つくりなどの工事。

《伐苛》矢柄用材の伐出し。

《積薪》信號用の薪材(葦または木)の積み重ね。《收葦》葦刈り。《伐薪》たきぎの切り出し。《積葦》刈つた葦を積み重ねる。

《擇菲》にら摘み。

《畫天田》天田ならし。

《綴絡具》武具などの絡具の修理。《削工》武具のさや作り。

《守邸》、《守壘》ともに倉庫番。《門》門番。

《送囚》罪人送り。

《養》炊事係。これは大體10人について1人位の割になる。兵卒のための當番は《卒養》といい、上官のための當番は《吏養》という。

《馬下》上官の馬丁。

《治計》計算。

まだ、そのほか、さきの《累》をはじめ、どういふことが判らない作業が若干

99) STEIN : Serindia II, p. 658.

ある。終りの數例は、候齋にはない仕事で、高級機關での作業である。

《作》はどういうことか、これで一應見當がついたが、作業簿の中にいま示したものと異つた形式のものがある。

簡110) 其一人養

丁酉卒六人 一人病

四人伐辛百廿束 (居317. 31, p. 236)

(丁酉の日、卒〔の總員〕6人、内1人は炊事當番、1人は病氣休み、4人は薪切り、120束。)

簡111) 其一人作長 二人山木

三人卒養 六人積莖

(表)八月甲辰卒廿九人 □□□四人 十四人運莖四千廿卒人二百九十

定作廿五人 二人綴絡具

□□□功

(裏)甲渠官尉史 史 (居30. 19, p. 232)

(8月甲辰の日、卒〔の總員〕29人、内1人は長、3人は兵卒係りの炊事當番、〔以上作業外〕4人、〔差引〕作業員25人、内、2人は山木〔?〕、6人はまぐき積み、14人はまぐき4020〔束〕を運ぶ、卒1人ごとに290〔束〕の割、2人は絡具を綴じる、〔1人は…〕功。〔裏〕甲渠候官尉史〔こゝに署名をする〕、史〔同〕。)

前者は大きな齋か候の場合であり、後者は甲渠候官の場合である。

さきの(簡107, 108)は1人の卒の作業を毎日毎日記録したものであるのに對し、この2例では1つの機關に所屬する全員の同一日における作業の記録である。これは、上級機關への報告書となつたものであろう。この形式の簡が居延簡には22例、敦煌簡に34例ある¹⁰⁰⁾。この形式の簡は澤山の卒をもつ上級機關のものである場合が多い。居延簡に《日作簿》と呼ぶものがこの形式をさすの

100) 居延簡：264.4 (p. 226), 53.2 (p. 227), 132.40, 264.4 (p. 229), 131.21, 139.39 (p. 230), 258.9, 142.25, 30.19 (p. 232), 267.22, 267.17 (p. 233), 161.11 (p. 234), 225.35, 188.10 (p. 235), 317.31 (p. 236), 46.18, 4.14 (p. 237), 68.90, 479.6 (p. 240)

敦煌簡：(T. vi.b.) 88-90, 95, 96, 98-112, 190, 191, 196.

(T. xii. c.) 279-288. (T. xv. a.) 555.

であろう。そして、さきの卒1人の日々の作業を記した形式のは、《作簿》《卒作簿》と呼ばれるのがこれにあたるであろう。

際では卒作簿を作り、候、候官では日作簿を作つたものか、それともすべての機關でこの2種の作簿が作られていたのかどうかは、いま知る事ができない。

《作》は、候、際では、迹や望の傍ら手の空いたものがやるわけであるから、純粹に作だけの記録でなく、《望》と《作》とを一所にして、全員の仕事の種類を記録したものが當然出て来る(簡112)。上の(簡114)にそれが出て来ないのは、候官の記録であつて、候望の義務を負わない機關のものだからである。

簡112) 騎士十人 其一人候 人作百五十壘

己酉

其一人爲養 八人作壘 凡壘千二百 (敦281, 王, 戎戌17, T. xxii.c)

(己酉の日、〔總員〕騎士十人、内1人は炊事當番、1人は見張り當番、8人は煉瓦つくり、人ごとに150個を作り、合計煉瓦1,200個。)

日作簿には、さらに細かく、仕事の出來高を積算したものが數例ある¹⁰¹⁾。次に示す例は繩作りの記録である。少し計算がこみいつているが、5日間の合計である。

簡113) 其十人養

・凡積九十人 定作十六人得繩千六百丈卒人廿丈

置此三千二百丈 (居143.3-214.24, p. 237)

(合計積算して90人分、内10人は炊事係〔實際は2人5日〕、作業員16人〔5日間で80人分の割〕で繩1,600丈できた。卒1人〔1日〕あたり20丈の割。〔置は與の誤?〕此と合せて3,200丈になる。)

また次の記録は何の記録か判らないが、何かを作つていて出來上つた數を、1日に何度かに分けて書き入れて行つたものと思われる。《卒作簿》の草稿乃至は變形である。

101) 居延簡：493.1 (p. 225), 284.32, 511.13, 513.50 (p. 226), 286.2 (p. 234), 168.21 (p. 236), 143.3-214.24 (p. 237).

簡114) 安世燾卒 二十八日作- 二十九日作- 八月晦作- 九月旦作
尹歲 三十□ -三十五百十二 二十五□ 十三十五
一 □二日作
五 二十三□ (居505. 24, p. 227)

候燾の平常の仕事はだいたい以上の様なものであつた。これらの仕事に対して、卒は武器のほか、衣服、食料を支給せられ、吏は俸給をうける。そのことは章をあらためて説こう。

VI. 給與と財源

1) 兵卒の給與¹⁰²⁾

兵卒が武器、衣服を支給せられることは、すでに第Ⅲ章で説いた。また、そこで烽燧に同居する戍卒の家族に対する食料の支給のことも一應述べた。こゝでは、戍卒自身に対する給與を説き、あわせて、家族への給與についての説明を少々補ないたい。

290頁にひいた(簡41)は吞遠倉(A-c-5)からの食料支給簿であると思われる¹⁰²⁾。ここで吏と卒とは11月分の食料として各人3石3斗3升 $\frac{1}{2}$ 升の粟を支給せられる。これが候長以下卒にいたるまでの大の月1ヶ月の受給量である。卒は小の月であると3石2斗2升 $\frac{1}{2}$ になる(簡116)¹⁰³⁾。前漢の1石は20,000立方cmばかり(約1斗1升)である。

簡115) 候長王充粟三石三斗三升少 十月庚申卒護取 馬食糝糶五石八斗十
月庚申卒護取 (居128. 2, p. 286)

(候長の王充の粟3石3斗3升 $\frac{1}{2}$, 10月庚申の日, 卒の護が受領す, [候長の]馬の食料として糝糶5石8斗, 10月庚申の日, 卒の護が受領す)

102) その根拠は見出しに「奉食吞遠」とあるからである。吞遠候は甲渠候官に屬し、吞遠倉のおかれた大きな候である。受給者は、(1)この候の兵員である場合と、(2)「鄯卒」というから候官、すなわちこの候を支配する甲渠候官である場合とが考えられる。(2)の場合とすると、兵卒はともかくとして、令史、尉史が「みずから受領する」ことがうなずけない。吞遠は特別扱いの候であるから、こゝの兵も「鄯卒」といつたのであろう。

候長などの乗馬は私物でも食料は官給であつた。そして候長や候史の食料受給は當然卒の《作》の1つとなつた。敦煌簡95にもその例がある。燾長は自分で受領する例が多い。燾では(簡65)の様に一括して受給する場合もあり¹⁰³⁾、次の例の様に、1人1人が受領することもあるが、帳簿は1つに記入する。それが、家族の分は別の帳簿になる理由の1つである。

簡116) 執胡燾長吳宗廩三石三斗三升少自取□ 卒柳世三石二斗二升自取□
候史胡延壽廩三石三斗三升少象下取□ 卒李何傷三石二斗二升少自取□
候史延壽馬食廩五石八斗卒湯取□ (居157. 2, p. 333)

(執胡燾長吳宗に[粟を]3石3斗3升 $\frac{1}{2}$ 支給, 自身受領, チェック, 候史胡延壽に3石3斗3升 $\frac{1}{2}$ 支給, [馬下の誤?]馬丁が受領, チェック, 卒の柳世には3石2斗2升 $\frac{1}{2}$, 自身受領, チェック, 卒の李何傷, 同前, 候史延壽の馬の食料として5石8斗支給, 卒の湯が受領, チェック。)

この種の帳簿は《受穀簿》(居283.7, p.295), 《廩名簿》(簡66)などと呼ばれるものであろう。兩者の間に區別があるのならば、こゝに示した様な穀物受渡簿が《受穀簿》にあたり、《廩名簿》は、配給臺帳となるべき受給者の名簿であると考えられる。支給する所は候官その他の《倉》であつたと考えてよい。

食料を支給する倉庫では、これに對して《穀出入簿》と呼ぶ控を作つて、ときどき帳簿上の残高と實際の現在高との對校をやつた例も見られる(居延簡142.32, p.294)。

支給穀物は、ここの例ではみな《粟》であるが、そのほか稗種、糜、麥などであることもある。

穀物のほかに卒は鹽も1ヶ月に3升を支給せられる。粟と同時に出されることもあり、別々のこともあつた。1例を示す。

簡117)・凡史卒十七人 凡用鹽三斗九升用粟五十六石六斗六升大

(居254.25, p.306)

103) 簡65の場合、總量が10石になっていることは、他の例と比べて計算が合わない。この名簿には燾長1人と卒4人、計5人見えるが、10石は3人の1ヶ月分にしかあたらない。

(合計吏〔史は誤?〕と卒17人、都合、食用の塩3斗9升〔3升×13〕、食用の粟56石6斗6升 $\frac{2}{3}$ 〔3石3斗3升 $\frac{1}{2}$ ×17〕。

この計算で見ると鹽の受給者は13人で、粟は17人である。13人は卒で、あと4人が吏なのであろう。吏すなわち候史以上には鹽は支給せられない。

出張旅行、出張作業の様な場合には、吏でも卒でも1日6升の割で出先から供給をうけた。1例を示す。

簡118) 出麩大石三石四斗八升 始元二年九月己亥以食蜀校士二人盡丁卯廿九日積五十八人々六升 (居275.18, p. 336)

(粟を大石で3石4斗8升を出庫す、始元2年〔85 B. C.〕9月己亥〔1日〕、蜀の校士2人の〔本日より〕丁卯まで29日間の食用、積算して〔1日〕58人分、1人につき6升の割。)

穀物と鹽とのほかにどういふ食料を支給せられたか、はつきりとは判らないが、《擇菹》(にら摘み)が戌卒の《作》の1つとなつてゐるのは(居264.4, p. 226)、それがかれらの食料の1つであつたことを語るものであり、また、他の木簡にあらわれる食品類には、牛、羊、豚、鶏、並にその臍物類、薑(はじかみ)、葱、大薺(なずな)、戎介(からし)、胡豆などがある¹⁰⁴⁾(勞氏『釋文』酒食類)。なずな、からしは種子の賣買文書である。内地から種子を取寄せて、邊境で栽培したものであろうか。肉は、その代金が隊長に渡された例を次に示す。

簡119) 第四隊長□之蘭錢二百一十六又月錢七十凡二百八十六
第一隊長萬年蘭錢二百一十六

□□□百□錢 (居154.9, p. 298)

(第四隊長の□之にやつば代216錢及び肉代70錢、計286錢〔を渡す〕、第一隊長の萬年にやつば代216錢、……)

肉代は1斤4錢であるから(居286.19, p. 428C)、70錢では18斤ばかり買える。これだけあるなら卒の分も含まれていたのであろう。

104) 米田賢次郎(1953):『漢代邊境兵士の給與』昭和28年度京都東洋史談話会大会研究発表。

戌卒、隊長の同居家族にも食料が現物で支給せられ、その量は性別、年齢によつて差違があることは前に觸れた(III-3)。くわしく言えば、次の表の通りである。

表9) 戌卒家族食料支給量(居延)

年 令	1 ~ 6 歳	7 ~ 14 歳	15 歳 以上	
性 別	男 女	未使男 使女	使男 大女	大男
受 給 量	1石1斗6升 $\frac{2}{3}$	1石6斗6升 $\frac{2}{3}$	2石1斗6升 $\frac{2}{3}$	3石3斗3升 $\frac{1}{2}$

そして、卒の本人の場合には、粟とか麥とか一々穀の種類が記されるのが普通であるのに對し、家族の場合は常に《穀》として、その品種を記さない。

卒は俸給は支拂われないけれども《閹錢》という錢をうけることがあることをさきに注意した(簡22及p. 279)。これに關係があると思われるものに、次の2簡がある。

簡120) 第卅二卒宋善 五月辛酉自取卍 畢錢二千卍 九月戊辰閹 (居206.8 p. 306)

(第42階の卒、宋善、5月辛酉自ら受領、チェック、畢錢〔?〕2,000文、チェック、9月〔再版本月を閹に誤る〕戊辰に閹す。)

簡121) 臨桐繁卒王博出 畢 錢千 五月丙寅自取卍 下 九月己巳閹 (居326.22, p. 312) — 翻譯略

これ以外に卒に使途不明の錢が渡されたことは、例がないでもないが(居285.21, p. 318B)、普通は用途が書かれている。

俸給を支給せられない卒は現錢を得るためには衣物を賣らねばならない。

簡122) 本始元年十月庚寅朔甲寅樓里陳長子賣官袴柘里黃子心買八十 (居91.1 p. 169)

(本始元年〔73 B. C.〕10月25日、樓里の陳長子は官袴を柘里の黃子心に賣る。代價80文。)

簡123) 建始二年閏月丙戌甲寅令史董子方買郵卒歐威裘一領直千五百五十約里長錢畢已 旁人杜君雋 (居26.1, p. 169)

(建始2年 [31 B. C.] 閏月丙戌の日に 甲渠令史の董子方は候官の卒の歐威のかわごろも1着を買う、代價1,150錢は里長と約束して全額支拂済、立會人杜君儁。)

前者は完全であるのか断片であるのか判らないが、断片でなければ賣渡文書である。賣手は兵卒であるのか否かを知らぬが、《官袴》官より支給せられた袴を賣つたのである。

後者は兵卒の上官への賣渡文書であるが、錢の受渡しに里長をわずらわしている。負債の抵當か何かであろうか。

持物の賣渡しでなく、借錢に關する木簡も幾例がある。もちろん卒には限らない。次の例は卒が上官に貸した場合である。

簡124) 滅虜燄戍卒梁國蒙東陽里公乘左咸自言責故樂燄長張中實阜練一匹直千二百今中實見爲甲渠令史 (居35. 6, p. 35)

(滅虜燄戍卒、梁國蒙縣東陽里出身の公乘、左咸の申し立てにいう、もと樂燄長であつた張中實にくろのねりぎぬ1匹、この價格1,200錢のものを貸した。いま中實は甲渠令史となつていて……。)

《責》とは債である。その例も澤山でて來る¹⁰⁵⁾。上の様に品物(といつても反物は準通貨である)の場合もあり、錢の場合もある。錢の場合はその使途が書かれる。

現金賣買でない掛賣買を《貴賣》、《貴買》といい、これも吏や卒が關係した簡がいくつかある。

簡125) 驚虜燄卒東郡□□長昌里王廣 □上字文君 貴買校布一匹直二百九十餘得定安里隨方子惠所舍上即門第二里三門東入任者聞少季薛少卿 (居287. 13 p. 515)

(驚虜燄卒、東郡□□縣長昌里出身の王廣、□上[?] あぎなは文君が、校布1匹價格290錢のものを、驚得縣定安里の隨方[あぎなは]子惠に貸賣りする。[隨方の?]宿舎は[上は在の誤?]即門を入つた第2區画の第3の門を東に入る所にあり。立會人聞少季と薛少卿。)

また、《亭卒不[?]貴買名籍》(居504.25, p. 487) という帳簿が作られ

105) その例は勞氏『釋文』雜簿類に多く集められ、また『書檄類』その他にも若干散見する。

ているのは、この行爲に官が介入したことを示す。

《戍卒買衣物受[爰?]書》(居10.34, p. 20) というのがあつて、訴訟沙汰も起ることがあつたのを知る。

2) 吏の俸給

候長以下の少吏は食料の現物を支給せられることは前節の中で説いた。ほかにすべての吏は俸給を現錢で支給せられる。給料は《俸》といい、時には《祿》という。居延簡に見えたところでは、その額は次表の通りである。

表10) 居延官吏月俸表¹⁰⁶⁾

		(例)	
候	: 3,000錢	(127.118, p. 274)	
尉	: 2,000	(182. 15, p. 298)	以上長吏

候長	: 1,600	(507.2, p. 273)	1,200の例もあり
士吏	: 1,200	(178.19, p. 304)	
斗食吏	: 900	(4.4, p. 315)	
佐史	: 900	(161. 5, p. 305)	
令史	: 900	(104.35-326.12, p. 311)	
候史	: 900	(267.27, p. 299)	
尉史	: 600	(178.30, p. 304-5)	
燄長	: 600	(214. 25, p. 314B.)	1,300, 1,100, 900の例もあり。
令史	: 480	(90.12-90.2, p. 247) ¹⁰⁷⁾	
書佐	: 360	(303. 49, p. 248)	

給料は錢建てであり、普通には現錢で支拂われる。時には布帛、鹽、穀類などで支拂われるが、その際は常に錢に換算して計算する¹⁰⁸⁾。

106) この表は勞幹(1947):『居延漢簡中的河西經濟生活』集刊11に見えるもの、並びに米田賢次郎(1953):簡牘研究發表の表とをさらに改訂したものである。標準と思われるものを挙げたので註107に言うものゝ外にも例外は多い。

107) 令史に900錢のものと480錢のものとは、時期による違いということも考え得るし、また都尉府の令史と候官の令史の違いとも考えられる。

108) (簡54)もこの例である。

俸祿に限らず、物價も錢建てである。「第二直粟一石」(居96.4, p. 269)という断片が、もし何かの値を粟でいいあらわしているとしたら、これは唯一の例外である。後漢では俸給は「半錢半穀」になる。10~11世紀の敦煌になると物價までが穀建てになり、前漢時代の敦煌、居延の流通經濟が錢建てであつたことと大いに趣きを異にする。これは漢帝國の力のあらわれと解してよい。

簡126) 候史鄭堅 正月奉帛二匹直九百 其一匹額麥 定史一匹 (居89. 12, p. 293)

(候史の鄭堅, 正月の俸給として帛2匹, この價900錢, 内1匹は勞賃の麥〔に代え〕, また定史〔?〕に1匹を渡す。)

給料は時として遅拂いになることがあり, それに関する簡が多数ある。

簡127) 書佐孫臨國始元四年六月除 未得始元六年五月奉用錢三百六十 (居303. 49 p. 248)

(書佐の孫臨國, 始元4年〔79B. C.〕6月に任命せられ〔引續き在職しているが〕始元6年5月分の俸給360錢を未だもらつてない。)

簡128) 居延甲渠次吞燾長徐當時 未得十月盡九月積三月半用錢千八百 神爵二年正月庚午除 已得賦錢千八百 (居57. 8, p. 275)

(居延〔都尉府〕甲渠〔候官〕次吞燾長の徐當時, 神爵2年〔60B. C.〕1月庚午に任命せられ, 〔引續き在任〕, 未だ〔今年〕7月〔十は七の誤〕より9月まで計3ヶ月分の俸給〔半は奉の誤〕1,800錢をもらつてない。ところが, 賦錢1,800が着いた〔から, それで未拂分に充當した。〕)

(簡127)も, あとの例の形式の斷片と思われる。この2簡で2つの問題がある。1つは前者が始元6年のものであること, いま1つは, 後者が賦錢をもつて給料にあてたことである。

20例以上あるこの形式の文書の中で, 年代のはつきりしているものゝ過半を占める11例¹⁰⁹⁾は始元6年のものである。この交通不便な地方に多額の現錢を輸送するのであるから, 若干の故障は常にあつたと見てよい。そのことはこの形の簡が多数に存すること自體が證明している。しかし, この年のものがこれだけあるのは, 偶然この年の分が多く残つていたと見るには多すぎる。11例がある月に集中せず, 5月(2例), 8月(1例), 9月(4例), 10月(2例), 11月(2例)と, 各月にわたつていることも, この事故が現地の小事故でなく, 中央のもつと大きな事故があつたことを示す。この年は蘇武が匈奴から歸つた年であり, また金城郡において西北邊境が充實した年である。このことは賦

錢の延滞と関係なさそうである。『鹽鐵論』の討論が行なわれたのがこの年の2月である。これは周知の如く, 對匈奴政策に疲れた漢が, その反省のために催した討論會である。この論を必要とした状勢が, 賦錢の延滞とあるいは関係があるのではないかとの意見もある¹¹⁰⁾。その當否は將來の考究にまちたい。

敦煌簡の俸祿に関する例の中には, 少し様子の違うものがある。それは顯武際址(Y-a-4.5-i)出土の563~566の一群の簡である。1例を示す。

簡129) (表) 入正月食穡麥三石 建武廿六年正月甲午安漢燾長孫忠 代王育受音

(裏) 入正月奉穡麥三石入三石 建武廿六年正月癸巳安漢燾長代王育受音 (敦563, 王, 慶給9, T. xxvii.)

(正月分食料の穡麥3石を納入, 建武26年〔50A. D.〕正月甲午〔20日〕, 安漢燾長の孫忠が王育に代つて音より受く。

正月分俸祿の穡麥3石を納入, 3石納入, 建武26年正月癸巳〔19日〕, 安漢燾長が王育に代つて音より受く。)

この簡では俸給が穀で以て支給せられる。これは日付で説明できる。すなわち後漢の俸給は「半錢半穀」で支拂われた¹¹¹⁾。それで, (簡126)の様にその穀物を錢價に換算しないのである。この場合, 王育は若干の錢と, 3石の穀を俸給として, そしてさらに3石の粟を食料として受けたのである。次の問題は「入」という字である。これは常に官倉への納入を意味する。俸祿や食料ならば, 官倉から受給者に支拂うべきもので, 「出」と書かれて然るべきものである。その次には, 「入三石」が何故に重複して書かれるのか。後漢代の敦煌では, 前漢(恐らくは新代をも含めて)の居延とは俸給制度がちがつていたという以上のことは, この簡から引き出せない。

3) 賦 錢

居延の財政はすべて賦錢で賄われた様である。いまの(簡128)のほかに,

109) 90.12-90.2, 90.44-90.34, 90.32-90.21, 216.7 (以上p. 247), 303.21, 303.49, 305.45 (p. 248), 673.40 (p. 256), 19.5, 19.9 (p. 257), 513.38 (p. 263).

110) これはわれの共同研究中に同僚の誰かから出た意見である。

111) 宇都宮清吉・藪内清(1940):『續漢志百官受俸例考』東洋史研究5:4

賦錢をそのまま俸錢に充てた例は14例もある¹¹²⁾。(簡127)の形式が、それだけで完全なもの、すなわち俸錢の未着を訴えた文書であるとするならばともかく、これを(簡128)の形式の断片で、すべて賦錢が着いて、滞っていた俸錢と差引計算をした報告書と見るならば、さらに20例を増す。そのことから歸納して推測するだけではない。居延簡には《吏奉賦籍》(193.8, p. 67), 《建昭二年〔37B. C.〕吏奉賦名簿》(236.1, p. 501), それに次の簡に見える《受奉賦名籍》などという形式の帳簿があつて、吏の俸給は賦錢を以て充當するきまりであつたことを語っている。

簡130) 本始三年八月戊寅朔癸巳張掖肩水都尉

受奉賦名籍一編敢言之 (居511.40, p. 26)

(本始3年〔71B. C.〕8月16日張掖郡の肩水都尉〔より……へ〕「受奉賦名籍」〔受は吏の誤?〕1編を〔送る〕。敬具。)

《吏奉賦名籍》とは、吏の奉と賦との差引勘定の名簿という意味に解せられるから、それならば、(簡128)こそ、その名籍の1片と見てよい。これを綴じ合せたものがその名籍一編なのである。もちろん、この遅延した形式は異例で、通常ならば次の形になる。

簡131) 出賦錢六百

以給萬世燾長孫奴三月奉 (居433.19, p. 246)

(賦錢〔の内から〕600文支出、萬世燾長孫奴の3月分俸給支拂のため。)

賦錢は軍人や都尉府の文官の給料だけでなく、縣の文吏の給料にも充てられた。

簡132) 出賦錢八萬一百 給佐史八十九人十月奉 (居161.5, p. 305)

(賦錢80, 100文を出庫す。佐史89人の十月分俸給を支給するため。)

この簡や(簡55)の形式は、《名籍》でないから、出納機關の出納簿の断片で

112) (簡128)と同形式のもの：433.19 (p. 246), 585.7 (p. 259), 498.8 (p. 266), 111.7 (p. 270), 26.19 (p. 276), 484.46 (p. 302), 82.33 (p. 308)。計7例。

形式の違うもの：433.33-433.3 (p. 246), 15.3 (p. 271), 257.25 (p. 296), 161.5 (p. 305), 104.35-326.12 (p. 311), 4.20 (p. 315), 35.5 (p. 338), 計7例。

あろう。(簡128)の形式が、それだけで完全なもの、すなわち俸錢の未着を訴えた文書であるとするならばともかく、これを(簡128)の形式の断片で、すべて賦錢が着いて、滞っていた俸錢と差引計算をした報告書と見るならば、さらに20例を増す。そのことから歸納して推測するだけではない。居延簡には《吏奉賦籍》(193.8, p. 67), 《建昭二年〔37B. C.〕吏奉賦名簿》(236.1, p. 501), それに次の簡に見える《受奉賦名籍》などという形式の帳簿があつて、吏の俸給は賦錢を以て充當するきまりであつたことを語っている。

それでは、この賦錢はどこから来たものであるか。

賦はさきに述べた(Ⅲ-1)更賦のほか、算賦(財産税)と口賦(人頭税)とより成り、國庫収入として軍事費に充てるべきものである。その徴収はさきに言つた様に郷官が當る。従つて居延でも敦煌でも、その人民は賦を納めたはずであるから、それらの賦は當然その費用にあてられたであらう。居延簡の中にも「三老畢賦錢」(103.39, p. 518)という断片のあるのは、あるいはこの地方での賦の取立に關係したものであろう。

それ以外に、内地から送つて来た賦錢をそのまま俸錢にあてた例がある。

簡133) 廣谷燾長韓昌 未得本始三年正月三月積三月奉用錢千八百

元鳳六年六月辛丑除 已得河内賦錢千八百 (居498.8, p. 266)

(廣谷〔再版本各に誤る〕燾長の韓昌、元鳳6年〔75B. C.〕6月辛丑に任命、未だ本始3年〔71B. C.〕正月分より3月分まで計3ヶ月分の俸給にあてるべき錢1,800文をもらわない。〔ところが〕河内郡の賦錢〔の中から〕1,800文をもらつて、〔それに充てた。〕)

内地の河内郡(河南省)から居延に賦錢を送つて来たのである。これだけの烽燧をかゝえた居延の軍費は當然そこ自體の賦では賅えない。人口稀薄な新開の河西地方からの稅收などは、むしろとるに足りなかつたであらう。必然に、居延の軍費は内地からの賦錢に依存せねばならない。それなればこそ、對匈奴の政策が漢帝國の重大問題となつていたのである。

内地で徴集した賦錢が居延地方に送られた例はこれだけでない。

簡134) 廣 秋 五千

回 賦 尤四 王德少三 (居21.1, p. 159)

(廣郷〔郷と郷とは隸體ではとくに読み違え易い〕の秋賦錢, 5,000文, 尤四〔?〕。王德, 不足3……。)

簡135) 熒 回 秋賦錢五千 東利父老夏聖等教數
陽 西郷守有秩志臣佐順臨
從請親且 (居45.1, p. 161)

(滎陽縣發送の秋賦錢5,000文。東利里の村役の夏聖らが數えさせた。西郷の有秩

心得の志臣と書記順とが立會つて、請求に従つて親且〔?〕せしめる。）

錢5,000文を現送した袋につけた札であつて、回は封印の孔のしるしである。滎陽は河南郡（今の河南省）に屬する縣である。廣郷はどこか判らないが、居延簡に見られる限りでは居延の郷名ではない。この2簡のほかにも526.1と49.2（ともにp. 160）との同じ形式の簡があつて、いずれも發送地は判らないが、秋賦錢5,000文の袋につけた札である。これらの賦錢はそれらの地方から直接に居延に送られて來たのであろうか、それとも、一旦中央の機關に納められて、そこからもとの袋のまゝで送られたものであろうか。後者の経路で來たものならば、一旦袋から出して、あるいは出さないまでも、發送機關で封印して然るべきものと思われるから、前者である。また、（簡133）の様に「河内賦錢」という呼び方をするからには、これはそこから直送して來たものでなければならぬ。それであるならば、それを發送した縣なり郷なりは、居延に兵卒を送つていたのであろうか、それとは關係なしに、中央からの割當によつて、秋賦錢5,000文を送つたのであろうか。また、4簡一様に「秋賦錢五千」とある。5,000文という數字は、もつと多額のを5,000文ずつの袋に分けたものであろうか、5,000文ずつ一様にわり當てられて徵集したものなのであろうか。

これだけの場合が想定できるが、それならば、これを發送者側に立つて言えば、たとえば廣郷は、何人かの兵卒を居延に送ることを割當てられ、それとともに秋賦錢の内から5,000文を送る義務を課せられていた（あるいは、秋賦錢の徵收義務そのものが5,000文であつた）。さらにいえば、郷の三老や有秩、あるいは畜夫は、5,000文の徵税の請負徵税人であつた。ということ想定しては考えすぎであらうか。

VII. 候際行政の運営

邊境第1線の候際ほどの様にして後方とつながっていたか。この章ではその一端を語る。

1) 査察

さきに（簡12）を説明して、秋に檢閲があるので、それに備えて6月分の備品簿を整備したと言つた。『續漢書』百官志5の縣邑道の長官（令もしくは長）の條の劉昭の注に、その仕事として「秋冬には課（政治の成績）を集め、計（會計報告）を所屬の郡國にたてまつる」と説く。それをうけた郡國では、縣吏の能否を考査する一方、それを集計して、毎年年末に（邊郡では3年に1度）中央に報告し、このときには貢物や、朝廷から召された士もともに送られた。またその會計報告とともに3年ごとに地方官吏の成績考査も行なわれる。漢の武帝以前は、秦の制をそのままうけついでいて、これは10月、すなわち秦の歳首に行なわれたものであつた。その傳承がのこつて、その後でも會計年度は10月にはじまり9月に終る¹¹³⁾。その會計決算のために、郡や都尉府では秋のはじめに帳簿の整備をしたのである。

この決算報告に関する諸簡から若干例を擧げる。

簡136) 卅井燮言謹核校二年十月以來

計最未能會と日謁言解 (居430.4-430.1, p. 34)

（卅井燮より發信、謹んで2年10月以來の決算を檢討して居りますがまだ〔終らないので〕報告を持つて行くことができません。參上した日に辯解を申し上げます。）

簡137) 陽朔三年九月癸亥朔壬午甲□不私亭候塞尉順敢言之府書移賦錢出入簿與計借謹移應書一編敢言之 (以上表)

尉史昌 (以上裏) (居35.8, p. 35)

（陽朔3年〔22B. C.〕9月20日、甲〔渠〕不私亭候〔A-c-14〕塞尉の順より〔都尉府宛〕發信、〔都尉〕府よりの書面にて賦錢出入簿と計借簿とを送つて〔よこされたのを受取りました。〕謹んで返信1編を送ります。敬具。）

簡138) 却省縣別課與計借謹移應書一編敢言之 (居47.6, p. 15)

（却つて縣の額外の賦課と計借とを省かれた。謹んで返書1編を送ります。敬具。）

簡139) 四時簿出付入受不相應或出輸非法各如牒書到 (居394.4, p. 33)

（……四時簿の支出と受入とが合っていないとか、支出に不當なものがあれば、そ

113) 鎌田重雄 (1943) : 『漢代郡國の上計』史潮12 : 3.4及び『漢代史研究』

れぞれ牒に指示する様にせよ。この書を受取つたなら……。

(簡136)に見える《計最》とは『漢書』64上嚴助傳に見える語である。《會》とは、《期會》と熟し、ある期日に上級官廳に事務や會計などの報告に行くことである。簡に《會月何日》という語が多く見える(簡141)。

(簡137)は少し意味がとり難い。「府書にて出納簿と計偕簿とをおくれというのに對して返書すなわちその2種の帳簿を送る」と讀みたいが、そう讀むには字が少し足りない。上級官廳から下級に向つて出納簿を送るのもおかしい。《計偕》は上計すなわち郡國より中央への會計報告と「ともに送るもの」で、(1)會計以外の地方の雜事を述べた報告書《計偕簿》をいうこともあり、(2)また上計の際にともに送る貢獻物をいう場合もある。こゝでは(1)の報告書であろう。

(簡138)はこれと同類の文書の斷片であろう。

(簡139)は會計検査についての通牒である。この様に、この検査は《四時簿》(これが何であるか判らないが、現錢ならば《出入簿》というから、數か何かの消耗品の四時簿すなわち3ヶ月ごとの收支簿であろう)にまで及んだ。

さきに引いた(簡12)の場合は、この會計検査のために提出した備品の狀況報告書である。この簡を仔細に見れば、例年の検査はこの報告を出すだけで一應ことが済んでいた様である。ところが(簡13, 14, 16)あたりになるとそういう報告書ではない。上級機關の者が實地に點檢した上で指摘した不備の條々である。とくに(簡16)ではそのことがはつきりしている。

この様な點檢は一應毎年秋に定期に行なわれ、不備の施設や備品のあるものは、それが從來から持越しの不備であることを、前期の帳尻によつて證明するために、《月言簿》、《四時簿》の類をととのえるのである。次に示す例は、《折傷簿》を臨時に提出することを言う。その裏には、これは定期に提出するのが立て前であることを語っている。

簡140) 行塞令史卒射折傷矢不以時出付折傷簿叩頭死罪對具此

(居311.9, p. 81)

(……巡視の令史の卒が射たときに矢を折りましたので、臨時にこの折傷簿を提出します。敬具。)

この時には會計検査と同時に、官吏の成績考査も行なわれることになつていたという(『續漢書』百官志5)。(簡57)に例を示した様な《伐閱簿》を作ることや、(簡64)の昇轉などは、この際に行なわれたのであろう。

査察はもちろん書類提出だけで済まない。上級機關からの派遣員が巡視する。次の簡はそれに関する文書の1例で、勞氏『考證』卷1には、「公文の原稿らしく、判らない所が多い」という。

簡141) 地節二年六月辛卯朔丁巳肩水候房謂候長光以姑藏所移卒被候本籍爲
行邊候丞相史王卿治卒被候以校閱亭際卒被候長爲買錢不相應或
易處不如本籍今寫所治亭則被候籍並編移書到光以籍閱具卒候々所不應籍
更實定非籍際候所在亭各實弩力石步數

今可知查事詣官會月廿八日夕須以集爲丞相史王卿治事課後不如會日爲□

□毋忽如律令 (以上表)

印曰張掖肩候

六月戊午如意卒安世以來 守令史禹 (以上裏) (居7.7, p. 21)

(地節2年〔68B. C.〕6月27日、肩水候官長の房が〔肩水〕候長の光にいう。姑藏縣より送付の卒の被兵本籍〔候と兵と區別がつき難い〕は、〔こんど〕邊境視察の〔候は衍?〕丞相の下役の王殿が卒の被兵を調べるについて、亭際卒の被兵のその長の買入代金の不當なもの、あるいは武器の狀態が變つて臺帳の通りでないものを校閱せよ。いま管下の亭〔際〕に文書を送り、被兵籍をすべて整理して送付せよ。その書類が着いたら、光は臺帳で以て卒の武器を検査し武器の臺帳に合わないものは實際の通りに書き更めよ。臺帳についでないものは、際と候とおかれたとりでは、それぞれ、弩の實際の力の石數、步數〔?〕の今わかる所を、書類をもつて候官に來させよ。期日は本月廿八日夕。必ず集ること。丞相の令史の王殿の用件のためである。後れて期日に來なければ……。忽せにする勿れ。律令の如くせよ。)

秋には錢穀と物品とについての會計検査並びに文官の行政査察があるが、武官系統については次の様な査閲が行なわれる。

《秋射》と呼ぶ弓の試験がそれで、次の簡はその規程の文である。

簡142) 功令第卅五候長士吏〔際長〕常以令秋試射……發十二矢以六爲程過六賜勞矢十五日 (居45.21, 45.23, 285.17, p. 563)¹¹⁴⁾

〔功令〕第45條。候長、士吏、際長はこの令によつて秋に射の試験をする。〔中略の簡所には標的との距離、弩の力などの規程があるが誤脱があるらしくてよめない〕矢12本を射て6中するのが規定である。6本をこえれば、あたり矢1本ごとに勞〔勤績日數〕15日を加算する。

そして、事實この通り、この試験をうけて、《勞》をもらつたりもらわなかつたりする例が勞氏『釋文』3雜簿類には約20例見える。1例を示す。

簡143) 居延甲渠逆胡際長公乘王毋何 五鳳元秋射以令射發矢十二中得六當〔不賜勞〕¹¹⁵⁾ (居312.9, p. 512)

(居延〔都尉府〕甲渠〔候官〕逆胡際長、公乘の王毋何、五鳳元年[57B.C.]秋射に、令によつて射を行なう。矢を發すること12、まことにあつたもの6本、〔勞を賜わる資格はない〕)

こゝにいう勞とは、官吏の勤務日數であつて、これにはいろいろの特例があつて、この様に試験の成績で加算せられたり、また次の様に《迹》によつて加算せられる。

簡144) 北邊契令第四北邊候長候史日迹及將軍吏勞二日皆當三日 (居10.28, 及592.19, p. 562)

(北方邊境の特令第4條。北方邊境で候長、候史が〔自身〕毎日《迹》をした場合及び將軍の吏の勤務日數は〔実務〕2日を3日に勘定する。)

この様な成績は、秋の査察にすべて資料をとり揃えねばならない。次の通行記録は、(簡106)の形式のものであるが、これに記す所は査察準備のための行動である。

簡145) 吞遠候長放昨日詣官上功不持射具當會月廿八日部遠不及到部謹持弩詣官射十月丁亥入 (居203.18, p. 188)

114) この頁に同じ條文を記した簡が3例あるが、いずれも誤脱があるので彼此組合せたが、まだ完全でないらしくて意味の通り難い所がある。

115) 「不賜勞」は別のやはり6中の斷片によつて補うことができた。

(吞遠候長[A-c-5]の放、昨日候官に《上功》のために參上したが、弓の道具をもつて來なかつた。期會は今月28日であるのに、自分の候性は遠くて、そこまで〔とり〕行つて來る間がない。謹んで弩だけでもつて候官に參上して射をする。十月丁亥に〔関を〕入る。)

簡146) □長未就尉厨算詣官平 六月己巳蚤食入 (居93.5, p. 206)

(□長の未就、尉の功算をもつて候官に至る〔平?〕6月己巳午前6時入る。)

(簡145)でみると、履歴書の様なものをもつて行くことを《上功》と言つたらしい。十月であるか七月であるか、たとえ原簡についても隸體では紛れ易い。(簡146)も、6月の日付で何か履歴資料の類を届けた記録である。

文官、武官はこの様に成績考査があるが、卒にはどの様なことが行われたのか、行なわれなかつたのか、知ることができない。

2) 文書の整備

いままで説いた所だけでも、卒名籍、卒廩名籍、卒食籍、卒家屬廩名籍、守御器簿、兵簿、際官兵釜禮月言簿、兵完堅折傷簿、兵四時簿、吏名籍、伐閱簿、吏奉賦名籍、迹簿、日迹簿、舉書、符、關書、賞賣名籍、出入簿、など各種の文書の種類があらわれた。文書の種類はこれで盡したわけではない。いままでに觸れる機會のなかつたものはまだ何種類もある。その文字通り几帳面で煩雑なことは、時には常識をこえていることもある。几帳面を通り越して、驚くばかりの形式主義に陥っている感さえある。かつての日本の軍隊の「員數」主義も、これよりはまだ融通がきいたのではないかとさえ思われる。

そこでは官吏、兵卒の日々のきまつた行動までが記録に上せられる。臨時の事件、例外の動きでもあればなおさらである。官の備品とあれば、繩1本に至るまで登録せられ、その管理、乃至は消費も登録の對象となり、官の機構に關係をもてば、私物までも登録を免れることはできない。人は定つた枠の中で行動し、物は定つた軌道に沿つて動く。その枠や軌道に外れると外れないとに拘わりなしに、外れたか外れないかゞ記録せられる。形式主義の極致である。

これら文書の作製、整備は、いわゆる刀筆の吏の仕事であつた。われわれの場合についていえば、際長以上の武官もこれに携さわり、候史、令史、尉史、

佐史の文官系の小役人は、これの作成が第1の仕事である。かれらは、穀物や現錢を勘定するほかに、候齎などから月ごとに送られる定期的文書や臨時の文書を綴じ合わせ、算木を並べ、あるいは、上級機関から送られる文書の寫しを作つて下級機関に流すために、木簡を書いたり、小刀で削つたり、綴じたりする仕事に日々を送つていたのである¹¹⁶⁾。『漢書』54李廣傳に、李廣と程不識とが相並んで軍を進めたときに、程不識の隊の司令部では所屬の吏が日々きちんと軍簿を整理しているのに、李廣の隊の方では一向に軍簿などつけていなかったと、形式主義と實質主義とが對照をなした話をのせている。この2人の軍隊で下役人がつけていた≪軍簿≫なるものこそ、いまわれわれの取上げる居延や敦煌の木簡と同類のものである。この様な帳簿をせわしい行軍の間に日々つけていたという軍隊とは、どんな空気のものであつたらうか。

だが、そこにこそ、漢朝がその大帝國を200年間も維持し得た秘密の1つがある。秦から漢朝がうけついでた法治主義の精神は、この様な形式主義によつてのみ支持せられ得るものである。融通のきく法治主義などあり得ない。われわれの木簡はその精神の具現である。統治者はその使用者とあれば、何千里の彼方に派遣した1兵1卒、さては囚徒に至るまで、1人のこらず、またその所有物は、かれらの努力で以て現地の土と水とで作つた日乾し煉瓦の1片に至るまで、この帳簿組織を通じて把握してしたのである。そして、いままでに説いて來た邊境防備の下部組織は、こういう仕組みによつてその上部組織につながり、更にはそれを通じて中央政府につながつていたのである。

結、今後の漢簡研究

以上で漢代木簡の内容の紹介としての、邊境第1線の烽燧における兵隊とその仕事の素描を終つた。

もちろん、これで何も彼も話せたわけではない。木簡の内容という點からい

116) 當時の筆の遺物が馬衡(1933):『記漢“居延筆”』國學季刊3:1及びBERGMANの報告書に見える。

えば、語り足りない最も大きなものは、候官から上の都尉、太守など、上級機関の役割である。しかし、これは本稿では觸れることをむしろ避けたのである。そこまで對象をひろげて、方向を見失うことをおそれたから、もつぱら第1線の候燧に話を集中した。この様な上級機関は、第1線の下級機関とはおのずと異つた機構のものであるから、これも説くとすれば、稿を改めて説いた方が紛れがない。だが、かえりみて、候官だけは、その性格上、本稿で扱かつても然るべきものであつた様にも思う。太守府、都尉府の前面にあつて、第1線の候燧を統轄する、いわば前進基地ともいうべきもので、邊境の機構を理解する上には大切なものと考えられる。

また、居延には、田官、屬國など、傍系機関もある。これも本稿で扱かひきれなかつた。主題である哨戒機関にしても、設置の當初から拋棄せられるまで、100年以上も同じ機構が維持せられたとは當然考えられない。ことに前漢末には一時この地方は中央から半獨立したかたちになり、王莽の治下にあつての制度の變更を示す木簡も多數にある。この様な、機構の推移變遷ということも、まだ充分に考えることができなかった。

『序』の中でも言つたし、いまも言つた様に、候燧やそこにはたらく兵卒や役人の話をすることは、すなわち、10,000片の木簡の内容のあらましを語ることである。いままで見て來た様に、木簡には、そういう人間の型通りの行動が一々型にはまつた書式で記録せられている。われわれは、その1つ1つの書式によつて、そこに記される行動を考え、それによつて、かれらのきまつた仕事というものを了解したのである。文中くどいまでに書式を云々したのはその目的のために外ならない。『序』の中で、10,000片の木簡の系統づけを試みたいと言つたのはこれである。空に輝く數知れぬ星は、そのまゝでは何のつながりもないものである。人は星と星との間に文字通りの架空の線をひいてそれをしめくゝつて、星座というものを考え出した。また、その光度を目安にして1等星、2等星、3等星……と分類する。われわれは「書式」という繩をもつて來て、10,000の木簡を何本かずつの束にしめくゝつてみた。案外多くの簡をたば

ねることができる。ことに他の方法でなら見のがしかねない小さな断片もしめくることができる。たばね切れなかつたものは、いま言つた上級機關に關するものを別にすれば（これは別の書式をもつてまとめることができる）、手のつけ様もない断簡零墨、これも致し方ない。次には、型にはまらない不定期の文書と私文書。こういうものを通じてこそ、かれらの本當の生活に觸れることができるであろう。しかし、目標はそこにおくとしても、木簡の研究は、いま直ぐにそれができる段階にはない。きまりきつた日目の生活、それを一應了解してからでないと、一足とびにそこへは行けない。きまりきつたことを、きまりきつたこととして理解することが、さしあつて今は大切な基本課題である。

さきに述べた諸問題のほかにも、本文中いたる所に問題をのこした。そういう個々の問題は、まだ外にもいろいろあるが、それよりも大きな問題は、従來1,000枚しか知られていなかった漢簡が、居延簡の發見によつて一躍10,000簡になつたのである。これに對して、われわれは如何に對應するかということである。それには、『序』の中で言つた様に、木簡中の1語、2語をとり出して云々するのでなく、簡を簡全體としてよみ、さらには群として把握する方法をとることである。1,000枚に足りない敦煌簡も分類が施されなかつたわけではない。けれども、10,000枚の簡をもつ現在、これを敦煌簡と同じ扱ひをしてよいであろうか。新しい基準によつて簡の群を作ることは、われわれがまず擔つた大きな課題であつた。そのひとつの試みが本稿の「書式」だつたのである。そして、これは、少くとも今いつたきまりきつた基本的なことに關する限り有効な方法であつたと思う。

分類の目安は「書式」が唯一萬能ではない。たとえば、出土地別の整理、年代別の整理、人名による整理、そのほか基準は如何ようにも發見できよう。そういう基準をいく通りか組合せると、さらに有効であろう。こうして、いく通りの整理基準を作つて、それによる様々の群の組合せで網の目を作ることが、將來の漢簡研究を向上させ、同時に史料としての漢簡の地位を確實にする大きなみちであることを信ずる。

追記

- 1) p.243, 「著録4」は a') 敦煌簡その2. として、項を別にする方が適當であつた。そして、これに次の著録を附加える。

H.MASPERO (1953) : Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale. London.

本文中に張鳳から引用した簡には「敦a'」として、本書の簡號を書き加えておいた。

- 2) 上のあとに、a'') 敦煌簡その3. として次のものを附加える。

發見：中央研究院・中央博物院・北大合組西北科學考察團, 1944

著録：夏鼐 (1948) : 『新獲之敦煌漢簡』集刊19.

上の調査團が T.xiv., T.xvii., T.xxiii.e. の3ヶ所で發見した數十片で、字のあるものは44片、a, cと同じく隸體または章草體の烽燧文書である。寫真に解讀、考證を附ける。

- 3) p.247, 表1. 敦煌候燧表, Z-b 玉門候官の下に、北部候, 虎猛候のいずれに屬するか明らかでないが、次の簡によつて、富貴燧, □隆燧, 宜秘燧, □雁燧, (ほか3燧, 名稱不詳) の7燧が所屬することが判る。そして前條にあげた夏氏の論文には、これらの燧は T.xv-xviii あたりの遺蹟がそれにあたると考える。

簡146)

神爵四年戌卒

□□□□
□□□厨□
賈寬
□□鐘程益□

□□卒王鈞
郭得
郭寶說
李所欲

□雁卒趙□倫

宜秘卒□□

霍賢

□澄

賈廣

韓觚

李□進

郭置記 (以上表)

富貴卒定國

□隆卒□□□ □□卒□□□

張□世

□□□

靳樂異

□□宗

張邵

□莊耐

李□

□□

□□□ (以上裏) (敦392, T.xvii.)

- 4) p.293, 表6) 候燧官職表についてこの表、並びに説明と別稿『漢簡職簡表』との間に、ところどころくいちがいができた。別稿の方には、各官職の例を拾い得るかぎり並べてあるから、當否はそれぞれの例について考えていただくことを望む。

- 5) pp.296-7, 中勞。

この「中」を上中下または大中小の中と解したが、去聲によみ、「勞何年何月にあたる」の意に解すべきであると教えられた。

6) p.298, 隊長の家族について。

簡58を、本文で觸れた次の簡とみくらべて預きたい。

簡58')	子, 大女, 昭武萬歲里, □□, 年卅二
永光四年正月己酉	子, 大男, 輔, 年十九歲
蒙佗延壽隊長孫時符	子, 小男, 廣宗, 年十二歲
	子, 小女, 女足, 年九歲
	輔妻, 南來, 年十五歲

皆黑色 (居29.2, p.168)

簡58の腹の妻の本籍 (あるいは住所) は, 簡58の孫の妻のそれと同じで, しかも姓は孫氏である。年令から考えて, 孫第卿は孫時の娘, 輔の姉と考えるとよさそうである。然りとすれば, 現地に住みついた隊長同士の間にかうした關係が生じて來たこと, あるいは, こう言つた人たちの間から隊長などのなりてが現われたことを, この兩簡は語っている。

7) 關について最近に次の研究が現われた。本簡に説かなかつたことを扱うことが多い。大庭脩 (1954): 『漢代の關所とパスポート』關西大學東西學術研究所論文16。

8) p.324, 兵卒の給與

この簡は米田賢次郎 (1954): 『漢代邊境兵士の給與について』京大人文科學研究所廿五周年記念論文集, pp.141-160.と重複する所が多い。脚注104には同氏 (1943): 東洋史談話會研究發表を引用したが, いまはその論文に據るべきである。

9) 兵卒の穀物支給量について。

簡65の様に1人あたり月2石, 卒の小の月は1石9斗3升 $\frac{3}{4}$ という別の系列の配給量があることを本文に書き洩らした。3 $\frac{3}{4}$ 石の給度60%であるから, 前者がもみごめであるのに對し, これはついた米と考えられている (楊, 1950, pp.100-1)。

小の月には卒の穀物支給量が3石2斗2升 $\frac{3}{4}$ となることは, 脚注51の楊 (1950) に従つた。ところが, 米田 (1954): 前掲論文, pp.155-6, 注 (12) には, 2斗2升は3斗3升の誤で, 配給量は常に3石3斗3升 $\frac{3}{4}$ であつたと説く。

木簡の實例についてあらためて調べたところ, 月なみの穀物配給簿の受給者の身分の明らかなものは34例ある。その内3石3斗3升 $\frac{3}{4}$ を支給せられたものは24例である。

内17例は士吏, 令史, 候長, 隊長などの吏と鄣卒 (候官直屬の兵, いわば本部附きの役付き兵) とに對するもので, 普通の卒に對するものは6例だけである。そして簡116の形式のものは8例である。(1)普通の卒については, やはり楊説の様に大の月と小の月との違いと解するか, (2)ある時期に卒は隊長以上より少く, 徒 (3石, 簡41) より多い額を支給せられることになつていたか, のいずれかでなければならぬ。兩者の差額が1斗1升もしくは6升 $\frac{3}{4}$ で1日分に相當するから, 楊説の様に考えた方がよい。

ロシア民族學の時代區分

吉 成 大 志

東京大學東洋文化研究所

本稿は歴史學博士トカレフ教授 TOKAREV S. A. の論文<革命前のロシア民族學とその後のソヴェト民族學における主要な發展段階> Osnovnye érapy razvitiia russkoi dorevoliutsionnoi i sovetskoi étnografii より, ソ連で始めての試みであるロシア民族學史の時代區分を紹介することを目的とした。同論文は1951年1月24日, モスクワで12年ぶりに開催されたソ連民族學會の席上, トカレフ教授によつて報告の形で發表されたものである (上記論文は1951年第2号の<ソヴェト民族學> Sovetskaia étnografiia 誌上に全文掲載された)。

この論文には, 最近ソ連の各分野で特にその傾向を強めてきたロシアの西歐に對する優越を強調した箇所が隨所に顔を見せている。又西歐の科學に對して政治的攻勢をしかけている點などは如何にもソ連の學者らしい筆勢である。この外, 特徴的なことは, 現在のソ連史學において公式的に認められた歴史上の人物を除いては, それが如何にロシア民族學の發展に寄與したとしてもすべて否定的存在として取扱われ, 民族學者としての優秀は二の次におかれている點である。以上のことを除いては, それがソ連民族學者による最初の試みである點われわれの興味を十分ひきつけるものがある。

本論に入る前に最近におけるソ連民族學の方法論上の轉換についてふれておきたい。

ロシア民族學の成立過程とその後の發展の歴史を知ること, ただ單にロシアの過去において起つた具體的な事實をわれわれに認識させるのみでなく, ロシア民族學のよつて立つ理論的な基礎ならびにその變遷を教えてくれる。このロシア民族學の方法論を理解することの重要さは今さらいうまでもない。われわれは數少い文献の中から, ロシア民族學の方法論に關して十分な理解に達すべく努力しているのではあるが, 資料入手の困難な状態にある現在では, ただ斷片的な資料によつて, かの國の民族學方法論の體系を推測しているにすぎない。

ソヴェト民族學における支配的な學説は, 一見進化論説のようで實はそうではなく, 傳播説では勿論なく, アメリカ人類學派の學説でもなければ, 無論機能學説でもない。それは獨得の學説, 民族學における<ソヴェト學派> Sovetskaia shkola* ともいふべきもの

* <ソ連邦科學アカデミー會報, 歴史哲學篇> Tom. 4, No. 2 (1947) の書評<ソヴェト民族學> No. 1-4, 1946においてベルンシタム BERNSHTAM, A. N. が使用。さらに<ソヴェト民族學> No. 2, 1951の巻頭言においても使用されている。

である。われわれは従来、この4學説を知っていたわけであるが、今ここに新たにソヴェト學派の登場に注目しなければならないだろう。

1946年復刊第1號のソヴェト民族學誌は、ソヴェト民族學の取扱うべき基本的問題の理解のために、ソ連邦科學アカデミー民族學研究所所長トルストフ Tolstov, S. P. 教授の論文〈民族學と現代〉 Etnografiia i sovremennost' を掲載している。その中で教授は、民族學の定義付けを行つている。〈民族學は歴史學の1部門である。それは、世界の種種の民族の文化=生活上の特殊性を、その歴史的発展において考察し、これら諸民族の起源の問題、その文化的歴史的相關關係の問題を研究し、且つこれら諸民族の移住、移動の歴史を復元する學問である〉 (3p.)。

ソヴェト學派の基本的方向は、民族學研究における歴史主義である。このことは、マルクス主義理論を根底におくソヴェト民族學の場合、きわめて當然なことである。この方法論的確立は、1930~34年の混沌の時代にたたかわされた討論の結果生れたものである。この方法論的確立によつてか、1940年5月にはモスクワにおいてシベリヤ諸民族の民族形成論 (étnogenez) の問題を討議する會議が開催され、續いて1942年8月にはタシケントにおいて中央アジア諸民族の民族形成論研究のための會議が開かれている。これら両度の會議の席上、歴史學が民族學、考古學および人類學の協力なしには到底考えることすら不可能であつた大きな歴史的問題の解明が、これら3科學の協力によつてはじめて実現され得るとことが確認された。この民族學方法論は、1944年4月タシケントにおいて開かれた民俗學民族學會においても確認されるところとなつた。トルストフ教授によつて再確認されたこの方法論上のテーゼは、1948年に至るまでは、ソヴェト民族學において確乎たる位置を占めていたのである。

しかしながら、1948年を境として、ソヴェト民族學には重大な轉換が行われた。それは外でもない。従來行われてきた文化の絶對的に古い形の研究や原始共同體の殘存の研究から、諸民族の現在の生活および文化の研究への轉換なのである。即ち、ソ連邦の社會主義的 Nation (natsiia) と Völkerschaft (narodnost') の文化および生活の研究、國外の諸民族の現在の文化および生活の研究への轉換なのである。ソヴェト民族學は、ここに一應、歴史主義的立場から現在學的立場への移行の1歩をしるしたわけである。しかしその根底に歴史主義的方法論が嚴として存在していることは、ソヴェト民族學がマルクス主義理論をその基礎においている以上、容易に理解され得るところである。この轉換をもつてソヴェト民族學者は、民族學におけるソヴェト學派の最後の確立とみなしている。

方法論上の新しい轉換は、早速ソヴェト民族學者の研究對象に反映されている。即ち、コルホーズ農民の生活ならびに文化の凡ゆる面をとらえた研究がそれである。例えば、1950年に民族學研究所は、論文集〈ソ連邦諸民族のコルホーズ農民のもつ文化とその生活〉 Kul'tura i byt kolkhoznogo krest'ianstva narodov SSSR を刊行する仕事に着手した。

この論文集の冒頭をかざるものは、歴史學博士クシニェル KUSHNER, P. I. の論文〈民族學研究の對象としてのコルホーズ〉 Kolkhoz kak ob'ekt étnograficheskogo izucheniia である。この外9篇の論文が掲載されることになつているが、そのテーマに関しては、「民族學研究」第16卷第3~4號(1951)の「最近のソ連民族誌學」137p.に既に報じられている故ここでは省略する。ただそこに報じられていない2つの論文についてそのテーマを書いておこう。1つは、ドールギフ DOLGIKH, B. O. の〈タイムイル民族管區キーロフ名稱コルホーズ〉 Kolkhoz im. Kirova Taimyrskogo natsional'nogo okruga、他はイヴァーノヴァ女史 IVANOVA, I. V. の〈アルバニヤのコルホーズにて〉 V albanskom kolkhoze である。これと同時に労働者の生活の研究にも注意が向けられるようになったのは當然であろう。

だがこの新しい研究態度は、まだ開始されたばかりで、研究方法等については多くの問題を残しているらしい。1953年早開かれた民族學研究所の會議において副所長ボティエーヒン POTIKHIN, I. I. の語るところによれば、ソ連邦諸民族の文化と生活に関する民族學的研究の課題とその目的は、まだこの研究にたずさわっているものに完全には理解されていないということである。であるから、種々の fact を蒐集、記録しながら、何故このようにすることをするのか、何故これらの fact を分類し公表しなければならないのかという問題に多くの研究者は突きあたつているということである。尤もこの會議の席上、以上の問題は、つぎのような研究目的の確立によつて一應は解決を見ている。即ち、ソ連邦内諸民族の社會主義的文化ならびに生活の民族的形態の研究、これら諸民族間の相互の文化交流の方法とその形態の研究、とくに大ロシア民族文化の他のソ連邦内諸民族の文化によぼす影響の研究がそれである。民族學研究所では、1955年までに2つの論文集を刊行することになつている。1つは、〈家族と家族生活〉 Sem'ia i semeinyi byt であり、他は〈現代の住居〉 Sovremennoe narodnoe zhilishche である。

この轉換はまた未開諸民族の民族學的研究の目標の變化にも現れている。従來は、ただ原始共同體の問題との關連においてのみ、これらの地域の民族の研究は取上げられてきたのであつたが、今後は植民地諸國における民族解放闘争の理解のためにというが如き多分に政治的意味をもつた分野に研究對象が向けられていくに違いない。

ソヴェト民俗學者の最近の勞作にもこの傾向はみられる。例えば、第2次世界大戦時ならびにその後の時期の folk-lore に関する興味ある資料が蒐集されている等それである。

しかし前述の如く、ソ連邦の場合、民族學における現在學的立場への轉換は、必ずしも歴史主義の放棄を意味しない。例えばこのような事實がある。コルホーズ農村における住居建築の問題に、民族學者は新しい常民の生活の研究という現在學的立場からの關心を示すのであるが、しかし一般に住宅建築の際には、民族的傳統あるいは生活上の特殊性を無視するわけにはいかない。そこで民族學者の前には、過去の家族生活あるいは社會生活の

残渣の研究という課題が提起されるのである。

又ソヴェト民族学の現在學的立場への轉換は、決して原始社會史の理論的研究をおろそかにするものではない。原始社會史の時代區分の問題の如き、その端的な表れとみなすことができよう。前世紀の70年代、モルガンによつて立てられ、エンゲルスの支持するところとなつた原始社會史の時代區分は、いまだにソヴェト民族學界において高く評價されているとはいえ、その公式主義と制約性によつて、もはや現在では正しい科學的理論としては通用しなくなつてきている。だが現在のソヴェト民族學界にはこれに代るべき原始社會史の新しい時代區分が何人によつても立てられていない。以下この問題をめぐるソヴェト民族學界の動向を、1951年の民族學會において發表された歴史學博士コスヴェン KOSVEN, M. O. の論文〈原始社會史の基本的問題ならびにソヴェト科學におけるその位置について〉 Osnovnye problemy istorii pervobytnogo obshchestva i ikh polozhenie v sovetskoi nauke によつて見ることにしよう。周知の如く歐米諸國の民族學においては、モルガンによる原始社會史の時代區分は、既に遙か以前においてその科學性を疑われている。にも拘らずソヴェト民族學界は漸く最近になつてそれを問題とするに至つた。この意味において以下述べるコスヴェンの言葉は非常に興味深いものがある。

〈19世紀の70年代、モルガンによつて提起された時代區分は、當時においては肯定的な役割を演じたし、その大要はエンゲルスの採用するところとなつた。だがこんにち、その後新しく蓄積された老大な人類學的、考古學のおよび民族學的資料によつてそれを見るならば、その際とくにレーニンおよびスターリンの古代史の問題に関する見解に照らして見るならば、この時代區分が、その基礎に横わつている公式主義と誤謬によつて、大きな欠陥を有していることは一目瞭然である。この時代區分を古代史に適用することは勿論、民族學に適用するとしても、非常に不満足な結果を招來せしめるにすぎない。何となればモルガンは、現存する後進民族ならびに種族の社會制度の研究に際し、時代の factor を〈存在せざるもの〉により認識しようとするによつて、歴史性の原則を放棄したからに外ならない。ソヴェト科學の前には、モルガンの時代區分を批判的に見、且つマルクス主義的歴史科學の現在の發展段階に相應する新しい原始社會史の時代區分を作成する課題が存在するのである。〉

原始社會史の時代區分の問題に關連して、こんにちのソヴェト民族學界においては、氏族制度の發生とその初期の形態に關する問題、母權制から父權制への移行(?)の問題等がその解決をせまられている。後者などは、移行という以上やはり1線的發展段階を考慮に入れているに違ひなく、進化論説の根強さを思わせる。

さらに又ソヴェト民族学の現在學的立場への轉換は、民族の起源に關する研究を無視しない。民族形成論の問題では、この點にとくに最近批判されたマール MARR, N. IA. の學説の影響が強く現われているせいであろうか、それに對する關心はことの外大きく、ソ連

邦科學アカデミー民族學研究所のプランとして、民族學者、考古學者、言語學者、歴史學者および人類學者の参加によるこの問題の廣汎な討論の展開が取上げられている。又マールの民俗學に對する影響を克服するものとしては、〈folk-lore の起源〉、〈民族の世界觀研究のための資料としての folk-lore〉の如きテーマが、民族學研究所の研究プランの中に入れられている。

1951年の民族學會では、ロシアならびにソヴェトの民族學史、人類學史および民俗學史研究の問題が提起された。民族學研究所は、現在行われている5ヶ年計畫のプランの中に、上記3科學の歴史に關する老大な勞作の編纂を含めている。それは、〈ロシア民族學、人類學ならびに民俗學の歴史〉 Istoriiia russkoi étnografii, antropologii i fol'kloristiki の title の下に3巻より成る筈である。

ここにとりあげたコカレフ教授の論文は、この要求に應えた最初の勞作である。教授はこの論文を民族學史の正確な時代區分にもとづいて記述したと言つているが、勿論同氏の民族學史の時代區分が完璧でないことは、その後の討論において各種の修正意見がでていくことによつても明らかである。しかしながら、この論文の大綱は多くの學者の支持する結果となり、最近のソヴェト學界におけるそれぞれの科學史に對する時代區分の確立への試みと相まつて、當分の間は恐らく唯一の民族學史に對する正確な時代區分の試みとして容認されることであろう。

この紹介の記述に當つては、出來得る限り本論中の抽象的な部分をさけ、具體的な事實を取扱つた點にのみ注意を集中した。その結果、記述が多少羅列的になつたきらいはあるが、しかし方法論理解のために必要な部分を除いた抽象的な部分を如何に紹介これ努めても、それは所詮 propaganda にすぎないものであり、益する所甚だ少いとしなければならぬ。又記述にあつては、註以外にも出來得る限り多くの事項、年代等を付け加えた。この論文の title にはソヴェト民族學の發展段階をも含めてはいるが、實際は全體の1割にも満たぬページにごく概括的にしか記述がなされていないため、思い切つてこれを省略し、1917年の革命前のみを取り扱うことにした。

尙、ロシア語の〈Étnografiia〉について一言したい。私は本稿においてすべて〈民族學〉なる譯語を採用した。〈Étnografiia〉を Ethnography の意味に解するなら、當然〈民族誌學〉という譯語を適用せねばなるまいが、ソヴェト連邦においては、歐米諸國におけるが如く、〈Étnografiia〉と〈Étnologiia〉との區別が明確ではない。むしろ、同一の意味をもつ語として知られている。ただ、〈Étnologiia〉の方は、ブルジョア科學によつて19世紀前半にもたらされた術語であるとして、その使用を極力排斥しているにすぎない。よつて、歐米諸國におけるが如き、〈Ethnography〉と〈Ethnology〉という嚴密な區別は、この際考慮に入れる必要はないと思う。さらに、〈民族誌學〉という場合、この學の對象は、主として過去にのみ求められているに反し、現在のソ連邦の〈Étnografiia〉

の研究対象は、前述せる如く現在にも求められ、必ずしも過去をのみ指向しない現状を見るならば、譯語としては、當然「民族學」が採用されるべきであろう。

1

民族學の歴史は、<Étnografiia> という文字が最初に現れたときに始まったものでもなければ、民族學研究の原則が確立された時に始まったものでもない。即ち、その歴史は、19世紀前半に開始されたのではなくして、それよりは遙か以前に、その源を求めることができるのである。

民族 (narod) やその生活、さらにその發生の問題に對して、最初に深い關心をいだいたのは、すでに文字 (pis'mennost') を有していたルーシ Rus' の有識階級であつた。たとひそのように早い時期ではないにしても、ロシア文學の初期の作品の中には、ロシアおよびその他の國くに民族に關する貴重な民族學的資料が含まれているのである。それ以來、ロシアの民族學研究の歴史は、連綿としてこんにち迄及んでいる。

ロシアからソヴェト時代に至る民族學の詳細な歴史の研究は、目下、ソ連邦科學アカデミー民族學研究所 Institut Étnografii Akademii Nauk SSSR の手によつてなされている。

時代區分の一般的圖式を作成することは、ロシア民族學史を記述する際に、必要不可欠な條件の1つである。正確な時代區分の理解なしに民族學史を正しく認識することは不可能に近い。

さて、民族學の歴史を見るに、いずれの科學の場合とも同様、ロシアからソヴェト時代に至る社會的經濟的發展や政治的發展の全行程からはなれては觀察され得ない。

では、革命前のロシアにおける民族學の發展史を、以下の通り8つの主要な時期にわけるとしよう。

- 1) 11世紀より16世紀
- 2) 16世紀末より17世紀
- 3) 18世紀
- 4) 1770年より1790年代
- 5) 1801年より1830年代
- 6) 1840年より1860年代
- 7) 1870年より1890年代
- 8) 1890年代より1917年まで

1) 各段階の民族學史の敘述にはいる前に、トカレフはまずその時代の特徴的な政治的經濟的社會的狀態をのべ、それとその時代における民族學研究の成果とを關連させている。

2 第1期=11世紀—16世紀

ロシア民族學史における第1期は、ロシアに文字が移入された時に始まる。その終りは、16世紀の後半、ちょうどイヴァン雷帝 Ivan IV. (1547-1584) の時代とみなすことができよう。

この時代は大部分が、封建的群雄割據の時代であるが、それは15—16世紀に至つて實現したロシア民族中央集權國家の誕生と同時に影をひそめた。

11—15世紀の文獻において、民族 (narod) に關する記述を發見することはきわめてむずかしい。まれに發見されたものも、その記述は比較的狭い範圍、例えば東ヨーロッパ平原乃至はその周邊に居住する民族に限られていた。しかしこのような事情は、ひとりルーシ Rus' にも見られる現象ではなくして、中世の西ヨーロッパ諸國のいずれにおいても見られる現象であつた。

だがその中でも、<過ぎし歲月の物語> Povest' vremennykh let¹⁾ とよばれるキエフ原初年代記 (Kievskaiā nachal'naia letopis') は、その當時のヨーロッパにおける封建的閉鎖的暗黒社會の中で、ひととき目だつた存在であつた。その中にわれわれは、當時としてはすぐれたヨーロッパ住民の民族學的記述を見出すことができるのである。年代記の作者は、バルチック海、黒海およびヴォルガ河にはさまれた地域の種族 (plemnia) を列挙し、その慣習を詳細に報じているのみでなく、正確な言語上の特徴によつて、それらの種族をスラヴ人および非スラヴ人に分類している。更に、年代記の作者は、スラヴ種族に關して、その發生の問題を提起し、それを非常に興味深い歴史上の事實によつて見事に解決している。原初年代記の民族學的記述は、非常に簡単に行われてはいるが、その個々の東スラヴ種族の生活や習俗の記述は、非常に特徴的な内容によつてつらぬかれている。

ここで何等の誇張なしに言うことは、その當時の西ヨーロッパの文獻には、このロシアの最初の民族學的記述に匹敵され得るようなものが全く見られないという事實である。

ロシアの年代記²⁾、例えばキエフやノーヴゴロド Novgorod の年代記には、このほか、ロシア人がたえず接觸していた民族の記述が、挿話的にではあるが含まれている。

2) 古代ロシアの年代記は、11世紀より16世紀の間に書かれている。この<過ぎし歲月の物語>は、11世紀の20年代の最初に、キエフ Kiev において、修道僧ネストル Nestor の手により編纂されたといわれる。

3) 日本語に譯されているものでは、「ロシア年代記」除村吉太郎譯、弘文堂書房初版1943、3版1946が唯一の貴重な資料である。そこには、原初年代記 (過ぎし歲月の物語)、キエフ年代記、ガリーチ=ヴォルィニ年代記の3篇が収められている。

<イーゴリ遠征物語> Slovo o polku Igoreve⁴⁾に見えるこのような記述は非常に興味深い。これを一読すれば、古代ロシアが残した唯一の書かれたる文學的遺産である同書の作者が、比較的廣い視野をもつていたことが容易に理解されよう。

さらに遠隔の地に住む民族についての知識は、いわゆる<巡禮記> KHozheniiaとよばれる<聖地>(Sviataia zemlia)——パレスチナ——への旅の記録によつてのみ、ロシアの文獻の中に浸透してきた。ただ残念なことには、それらの記録の中に、民族學者の注意をひくにたる注目すべき事実がきわめて少いことである。だがその中にも例外的な存在はある。商人アフナーサー・ニキーティン Afanasii Nikitin の記録<3つの海を渡る記> KHozhdenie za tri moriaがそれである。かれは1466年から72年にかけて、東洋の諸國を遍歴して歩いた。ニキーティンは、とくにインドについての詳細な記述をものしている。ヴァスコ・ダ・ガマがインド航路を発見(1498)する30年も前に、ニキーティンが到達し得たインドの民族の生活や文化に関する記述は、その正確さと豊富な點において、又想像や虚構が殆んど存在しない點において、とくにすぐれた價值を有している。

だがしかし、このような文獻はこれが唯一のものであつて、他にそれを求めることはできなかった。それ故、16世紀中葉に至るまで、ロシア人のもとにおいては、民族學における地理的視野は甚だせまいものしか存在しなかつたのである。強いてもう1つの文獻をあげるならば、それは15世紀後半に書かれた<東洋における知られざる人間についての物語> Skazanie o chelovefsekh neznaemykh v Vostochnoi strane であろう。そこでは確かに、後ウラル地方 Zaural'skaia chast' の民族に関する2・3のリアルな記述に接することができるが(例えば、サモエド族についての記録)、しかし大部分は寓話的な虚構によつてみだされているのである。

3 第2期=16世紀——17世紀末

まずこの時代に特徴的な政治的事件をあげよう。1552年、ロシア民族國家はカザン汗國 Khanstvo kazanskoe を、1556年にはアストラハン汗國 Astrakhanskoe khanstvo を、それぞれルーシ Rus' に統合して、多民族國家として發足した。又コサック(Kazak)のエルマク Ermak がウラルを越えて始めてシベリヤに到達したのは1578年のことであり、さらに續いて北方アジアの巨大な空間が、ロシア人の手に歸したのは1582年のことであつた。ウラル周邊 priural'e およびシベリヤの、ロシアへの併合は、これらの地域の多

4) ノーヴゴロド・セーヴェルスキーの領主イーゴリ侯のボロヴェツ族討伐とその失敗(1185)をうたつたもので、1187年頃、チェルニゴフの地の侯の親兵の1人によつて書かれたものといわれるが眞偽の程は明かでない。これは、その性質からいえば、西ヨーロッパの勇士の歌、とくにフランスの「ローランの歌」に近い。「イーゴリ軍譚」として、米川正夫氏の翻譯が「ロシア文學研究」第2號1947に掲載されている。

くの種族(plemia)を統治するという政治的課題を發生せしめた。

實にこの課題こそが、當時、ロシアの諸民族、中でも北東部の諸民族に關して、民族學的知識が急速に増大した直接の原因なのである。であるから、民族學的資料は、専門的な科學的研究の中に求められるのではなくして、數多くの官廳の書類の中に見出されるのである。即ち、シベリヤ政廳のこれら各種の公文書は、無数の通牒、謄本、證書、覽書等を藏している。それは又、役人や實業家の訴狀、もしくは土着民の嘆願書の中にも散見せられる。従來、これらの書類は殆んど研究者の利用するところとならなかつたが、實はこれらの中にこそ豊富な民族學的資料が発見され得ることを強調したい。例えば、ヴァシーリー・ポヤルコフ Vasilii Poiarkov, ヤロフェイ・ハバロフ Iarofei Khabarov の上申書の中にみえるアムール周邊 Priamur'e の民族に關する記述(1640—1650年代)、スタドゥヒン Stadukhin, デジネフ Dezhnev の報告に見えるインディギルカ河 Indigirka, コルィマ河 Kolyma 流域の民族ならびにチャコトカ Chukotka の民族に關する記述(1640年代)、ヴラディミール・アトラソフ Vladimir Atlasov の有名な<物語> skaska に見えるカムチャダール Kamchadal およびコリヤーク Koriak の生活に關する美麗な記録(およそ1700年頃)等がそれである。訴狀もまた多くの資料的價值を有している。ヤカート政廳に保存されているこれらの訴狀は、ヤカートの經濟と生活に關する多くの内容を含んでいる。これらの知識は、第3者によつて書かれたものではなく、ヤカート自身がみづからの經濟と生活を通じて記述した點特別な資料的價值を有している。

17世紀中葉以來、ロシア國家の各地方や民族に關して、多くの記録が現れたが、それらはすべて、當時のごく限られた教養ある人びとの手によつてなされた。これらの記録が、貴重な民族學的資料を含んでいたことは言うまでもない。<アレクセイ・ミハイロヴィチ治下のロシアについて> O Rossii v tsarstvovanii Alekseia Mikhailovicha はかつて外務省官吏であつたグリゴリー・コトシヒン Grigorii Kotoshikhin⁵⁾ がしたものであるが、その中でかれは、無智で傲慢な大貴族(boiarin)やかれらの野蠻な習俗を描きながら、モスクワ宮廷の陰鬱な繪圖をくりひろげている。<Historia de Siberia>は、ロシアの官吏となつていたクロアチアの人ユーリー・クリジャーニチ Iurii Krizhanich が著したものであり、又駐清國大使ニコライ・スパファーリー Nikolai Spafarii はシベリヤ旅行記と清國に關する記録をものした。これらの著作は、すべて1660年より70年の間に現れたものである。

17世紀の90年代になされたシベリヤに關する記録の編纂ならびに地圖の作成は、第2期の完成と見なされる。このエネルギー的な科學的勞作は、ピョートル大帝の側近の1人であつた書記アンドレイ・ヴィニウス Andrei Vinius の指導の下に、シベリヤ政廳にお

5) このような論文は、勿論國內で發表することは出来なかつた。かれはスウェーデンに逃がれ、かの地でこの論文を公表したのである。

いてなされたが、それは又官吏セミョン・レメゾフ Semen Remezov の力によるところが大きかった。レメゾフは又<シベリヤ圖帳> *CHertezhnaia kniga Sibiri*を編纂し、さらに現在断片的にわれわれの間に知られている<シベリヤ民族誌> *Opisanie narodov Sibiri*をも編纂したのである。

4 第3期=18世紀(70~80年代まで)

この時代は、ピョートル1世 Petr (1682—1725)とかれの相續者たちの<貴族帝國> *Dvorianskaia imperiia*の時代である。ピョートルの時代は、周知の如く、政治的・經濟的・文化的な面でロシア史上1新紀元をかくしている。併合した土地における支配の強化、一連の改革の實行、強制による文化の向上、若い貴族の教育、科學アカデミーの創設その他數多くの注目すべき事業は、ロシアに清新の氣を吹きこんだ。これらの新しい條件は、民族學的知識の發達の上にも著しい影響をおよぼさなければならなかつた。

18世紀は、ロシア民族學史上、<偉大なる expedition>の時代として知られている。expeditionへの着手は、まず北東アジアからアメリカまでの通路を調査せよというピョートルの遺言によつて開始された。しかし、ピョートルの存命中においても、民族學の領域においては、この時代に特有な現象が現れている。

例えば、グリゴリー・ノヴィツキー Grigorii Novitskiiの<オスチヤク人に関する略記> *Kratkoe opisanie o narode ostiatskom* (1715)は、ethnographical monographとしては世界最初のものではなからうか。又シベリヤの民族に関する記録文書の蒐集という丹念な仕事もこの現象の1つと見られよう。この勞作は、ピョートルの依頼により、醫師メッセルシミット Messerschmidtがおこなつたものである(1719—1722)。

タティシチェフ Tatishchev, V. N. (1686—1750)の scientific researchもまた時代の標徴であつた。タティシチェフは、地理學的・歴史學的・民族學的知識の蒐集という連大なプログラムを作成し、まず手始めにそのプログラムを全國各都市に向けて發送した(1734)。そのうち若干の回答がかれの手許に送られてきている。タティシチェフのこのアンケートは、恐らく世界でもつとも早い民族學的企画であつたろう。

ロシア、中でもシベリヤにおける最大の scientific researchは、1733年から43年にかけておこなわれた大北部 expedition (*Velikaia Severnaia ékspeditsiia*)と關連を保ちつた

6) かれはロモノーソフとならび稱される程、博識の歴史家であり、哲學者、法學者、地理學者、言語學者、經濟學者としても通つていた。1739年には、5巻よりなる「ロシア史」を完成しているが、それは著者の死後久しきを経て刊行の運びとなつた。尙、タティシチェフとロシア民族學について書いたステパーノフの論文 V. N. Tatishchev i russkaia étnografiia, N. N. Stepanova. が<ソヴェト民族學> *Sovetskaia étnografiia* 誌 1951, No. 1. に掲載されている。

された。expeditionによつて提起された課題は、多方面にわたつた。その中には、シベリヤの民族に関する研究、かれらの生活や歴史に關する研究が包含されている。expeditionに参加した學者は、書かれたる資料を蒐集し(ミレル Miller その他の如き)、傳説(predanie)を採集し、常民の生活に對するさまざまな觀察を行つた。これらの民族誌的資料の中でも、ヤコフ・リンデナウ Iakov Lindenau やシテレル Sheller の記録、クラシェニンニコフ Krasheninnikov, S. P. のカムチャトカにおける注目すべき研究はわれわれの興味をそそる。後者は、1755年<カムチャトカ地誌> *Opisane zemli Kamchatki*として刊行された。クラシェニンニコフのこの古典的勞作は、その地において蒐集された資料の豊富さとその正確さにおいて、又著者によるその資料の理解の深さと活用の適切さにおいて、恐らく當時は勿論、その後においてもこれと比肩し得る民族學的文献を見出すことは困難であつたろう。

尨大な民族學的資料が、1768年から74年にかけておこなわれたアカデミーの大規模な expeditionによつて蒐集された。その参加者であるアカデミー會員ピョートル・パラス Petr Pallas, ファリク Fal'k, ズヴェフ Zuev, オゼレツコフスキー Ozeretskovskii, ゲオルギ Georgi, レペヒン Lepikhin 等は、白海からバイカル湖まで、北コーカサスからオビ河口まで、東西南北にわたつて國內の大部分を踏破した。

ロシア民族學史の第3期は、かくの如く、ロシアの多數の民族、ことに比較的新しく併合された東部地域の民族の研究という、廣汎な且つ純粹に科學的な課題を提起したことによつて特徴的である。

ロシアの諸民族に關する民族誌的資料もまた實に豊富に集積された。その1つとして、1776年に、expeditionの参加者であつたパラスと naturalist ゲオルギの2人によつて編纂された3巻よりなる<ロシア國內居住の諸民族誌> *Opisanie vsekh v Rossiiskom gosudarstve obitaiushchikh narodov* (再版では4巻よりなる)がある。これは、ロシアの諸民族に關する最初の純粹に民族學的な集成であつた。

最後にロシアの生んだ偉大な學者ロモノーソフ Lomonosov, M. V. をあげねばなるまい。かれは1765年に物故している故、本來ならこの第3期に屬すべきなのであるが、しかしかれの ideaは、その時代より遙かに先がけており、それは第4期においてあらわれる各種の新しい現象と密接不可分の關係にあるところから、ロモノーソフを第4期において取りあげることとした。

7) 第4版が1949年に、ソ連邦科學アカデミー地理學研究所、民族學研究所およびソ連邦地理學協會の協力によつて刊行された。新版には、ステパーノフ教授の73ページにわたる長文の序文<S. P. クラシェニンニコフとその勞作「カムチャトカ地誌」>が加えられている。その他未發表のカムチャトカおよび北東アジアの地圖等がつけ加えられている。本文は445ページにおよぶ。全體の編集には、1950年に物故した地理學者=生物學者ベルグ Berg, L. S. が當つた。

5 第4期=1770年—1790年代

この時代は、エカテリーナ II 世 Ekaterina (1762—1796) の治世の後半と、それに続くパーヴェル・ペトロヴィチ Pavel Petrovich (1796—1801) の短い治世の期間を含む。

この時代は、政治的・経済的な面では、封建農奴体制の危機が漸く高まってきた時代として特徴的である。1773～75年にわたって発生した、プガチョフ Pugachev の亂を中心とする農民戦争、その反動として現れた政治・経済・文化のあらゆる面での貴族農奴体制の攻勢は、この危機をもつとも端的に表現している。

ではどのように、これらの新しい現象が民族学の発達に反映したであろうか？

1765年、＜自由経済協会＞ Vol'no-ekonomicheskoe obshchestvo が創設された。この協会は、それまで一瞥も與えられなかつたロシアの農民に多くの関心を向けねばならなかつた。何故なら、漸くにしてロシアの農民は、自分の足にはめられていた農奴制の足枷をゆすぶり始め、地主貴族に對して公然たる叛旗をひるがえすに至つたからである。

民族学の領域においても同様の関心は発生した。18世紀末は、ロシア民族学史上、始めてロシア民族に對する関心が起つた時代として注目されねばならない。

このような関心を惹起させるに多大の貢献をなした人としてロモノーソフの名を挙げることができる。だが勿論、ロモノーソフの數多くの研究分野の中で、民族学的テーマの占める比重はきわめて少いものであつた。ロモノーソフは、＜ロシア文法＞ Rossiiskaia grammatika において、ロシア語の3つの方言＜モスクワ方言＞、＜北方方言＞および＜ウクライナ方言＞の存在に始めて着目した。かれはそれによつて、ロシア方言学の基礎をきざぎざ、且つ又東スラヴ人の人種上の分類研究の基礎をも確立したのである。ショヴァロフ SHuvalov への有名な手紙＜ロシア人の増加とその保持について＞ Razmnozhenie i sokhranenie rossiiskogo naroda の中で、ロモノーソフは1連の常民の習俗と教會の慣習に言及し、それらが人びとにとつて有害であることを指摘している。かれは又、＜古代ロシア史＞ Drevniaia Rossiiskaia istoriia において、ロシア人およびその他のスラヴ人の民族形成論 (étnogenez) の問題を提起した。一般的にいって、従来、ロシア民族学の発展上に演じたロモノーソフの役割は、未研究に終つているが、かれは明らかにわれわれが想像していた以上の功績を残しているのである。

ロシア人、その生活、その文化およびその創造物に對する関心が最初に生じたのは1770年代である。その當時、ロシアの folk-lore に關する勞作が公けに現れだした。1770年にはチャルコフ CHurkov, M. D の＜民謡集＞ Sobranie raznykh pesen が世にでた。1780年には、同様チャルコフによつて昔話 (skazka) 集が發表され、さらに續いて82年には、これ又チャルコフの手になる＜ロシア俗信事典＞ Sloval' russkikh sueveriiが刊行されて

いる。

ロシア國民音楽への関心もまた非常なものがあつた。ヴァシーリー・トルトフスキー Vasilii TRUTOVSKII は、1776年、＜樂譜付きロシア民謡集＞ Sobranie russkikh prostykh pesen s notami を刊行し、1790年には、イヴァン・プラチ Ivan PRACH が＜音符付きロシア民謡集＞ Sobranie russkikh narodnykh pesen s ikh golosami を世に問うている。1804年には、キルシャ・ダニーロフ Kirsha DANILOV のロシア昔話集⁸⁾が發行された。

同じ頃、ウクライナ民族学に關する最初の勞作が現れた。1777年、カリノフスキー KALINOVSKII は小著＜ウクライナ常民の婚禮記＞ Opisanie svadebnykh ukrainskikh prostonarodnykh obriadov をあらわし、1798年には、ヤコフ・マルコーヴィチ Īakov MARKOVICH が、＜小ロシア、その住民およびその諸勞作について＞ Zapiski o Malorossii, ee zhiteliakh i proizvedeniakh を世に出した。

また同じ頃、ロシアの古代とスラヴの古代に對する関心および古代信仰の名残りに對する関心がいちどるしく強まり、＜スラヴ神話＞に關する多くの研究⁹⁾が發表されている。

古代ロシア文學の記念碑と称される＜イーゴリ遠征物語⁹⁾＞の發見とその刊行 (1795～1800) も、この時代に入れねばなるまい。

その同じ頃、ロシア民族学の中に、始めて革命的・民主主義的とよばれる流れの源が見出されている。この源は、ロシア最初の革命家ラディシチェフ RADISHCHEV, A. N. (1749～1802)¹⁰⁾ の創作の中に見られる。勿論、ラディシチェフにおいて、専門的な民族学的勞作を見出すことはできないが、しかしかれの作品、特に有名な＜ペテルブルグからモスクワへの旅＞ Puteshestvie iz Peterburga v Moskvu (1790) の中には、ロシア農奴の生活に關する明瞭な繪圖が描かれている。

8) これは＜ロシア古代詩＞ Drevnie Rossiiskie stikhovoreniia と名づけられるバイリーナ Bylina 集のことを言つてに違いない。それは、1780年代に編纂された最初のバイリーナ集として高い意義を有している。

トカレフ註1) 1. ポポフ Popov, スラヴ神話略記 Kratkoe opisanie slavianskogo basnosloviia, 1768. (第2版 1772年), 2. グリンカ GLINKA, Grig., スラヴ人の古代宗教 Drevniaia religiiia slavian, 1804. 3. カイサロフ KAISAROV, G. スラヴおよびロシアの神話 Slavianskaia i rossiiskaia mifologiia, 1804. (第2版 1810年)

9) これについては、すでに註4. にて述べておいたから参照されたい。

10) かれはライプチヒで法律と哲學を學び、高い教養をそなえていた。「ペテルブルグからモスクワへの旅」は、エカテリーナ女帝がこの作品に眼を通して、呆れかえると同時にぞつとしたといわれる程、農奴制に對しては眞にせまる描寫でその苛酷さを明るみに出した。これによつてラディシチェフは死刑を宣告されたが、特に死 I 等を減じてシベリヤに流され、のちみづから生命を絶つた。

6 第5期=1801~1830年代

この時代は、政治史的には、アレクサンドル1世 Aleksandr (1801~1825) の統治の時代と、それにつづくニコライ1世 Nikolai (1825~1855) の統治の時代の1部とにまたがっている。そして前段階にひきつづいて、国内における封建農奴体制の危機がますます深刻化していった時代である。

一対外的には、1812年にナポレオン戦役が勃発し、愛國心の昂揚が叫ばれ、国内的には、ロシアの貴族の先進的な1部の中に革命的勢力が擡頭し、絶対主義と農奴制に反対するたかい (1825年12月に勃発した12月黨員 dekabrist の亂) が起こり、それが一敗地にまみれた後には、殘酷なニコライ1世がますます専制政治を強化したのであつた。

しからばこのような政治現象は、ロシア民族學の上に如何に反映したのであろうか？

19世紀の初頭は、ロシア民族學が國際舞臺に登場した時代として、注目すべき時期である。1803年から29年にかけて行われたロシアの全世界にわたる expedition は、ただロシア人をして、地球上の凡ゆる國や民族と接近せしめたのみならず、それはロシアの學者および船員のすぐれた研究を、世界の科學とむすびつける上に大きな功績があつた。

これらの expedition は、ロシアの外交政策の膨脹と直接關係があつた。すでに前の段階に、ロシアの船員によつて北西アメリカの發見¹¹⁾とその地におけるロシア人の支配の確立がなされており、ロシア人は急速に太平洋へ進出していった。ロシアの<實業家>のアリュージェン列島、アラスカ海岸への渡航は、すでに18世紀において、多くの貴重な民族學的資料を提供していたのである。

クルゼンシテルン KRUZENSHTERN とリシヤンスキー LISIANSKII の expedition (1803~1806)、ゴロブニン GOLOVNIK の expedition (1804~1809) および (1817~1819)、コツェブ KORSEBU の exped. (1815~1817 および 1823~1826)、ベリンスガウゼン BELLINS-GAUZEN とラザレフ LAZAREV の exped. (1819~1821)、リトケ LITKE の exped. (1826~1829) 等は、ロシアおよび世界の科學に、重要な地理的發見を興えたのみでなく、オセアニア、南北アメリカ、東南アジアの國ぐにの諸民族の生活に關する貴重な資料を提供したのである。オセアニアのある州の民族、例えばミクロネシア人は、このロシアの expedition によつて始めて明るみに出されている。オセアニアの島民とインドネシアの諸民族との言語上の關連性、および人種上の關連性が始めて明らかにされたのもこの頃である (マライポリネシア語族)。トカレフは言う、ロシアの學者や船員のオセアニア學 (okeanistika) に對する科學的寄與は、十分には評價しきれない程、偉大なものがある、と。

11) 1732年、測地學者ミイハル・グヴォズデフ Mikhail Gvozdev と副舵手イヴァン・フョードロフ Ivan Fedorov の2人は、デジネフ岬からベーリング海峽を経て、Prince of Wales 岬に到し、アジアとアメリカの兩岸を始めて見ることに成功した。

ロシア人によつてなされた北西アメリカの諸民族、とくにトリンキット、エスキモー、アレット人の研究もまた見るべきものがある。15年の歳月をこれらの地域で過したヴェニアミノフ VENIAMINOV の研究や、かれの著<ウナラスカ諸島記> Zapiski ob ostrovakh Unalashkinskogo otdela (1840) は、世界における立派な民族學的著作の1つとよぶことができよう。

在外居住の斯拉ヴ民族の研究への着手もこの期に屬する。19世紀初頭までは、ロシアの教養ある人びとによつて、そのような斯拉ヴ人の數は、南アメリカに住むアメリカ・インディアンの數より多くはないだろうということが知られていた。南斯拉ヴにおける解放運動とナポレオン戦役とは、始めてロシア人をして、言語の點からしても、発生の點からしても親縁關係にあるこれらの民族と接触せしめたのである。偶然な機會に行われたのではあるが、バントゥィシカーメンスキー BANTYSH-KAMENSKII (1808年、セルビヤを訪う) や、ヴラディーミル・ブロンネフスキー Vladimir BRONNEVSKII (1805~1810、アドリア海沿岸諸國とオーストリアを訪う) の斯拉ヴ諸國への最初の旅行、およびロシア軍隊のヨーロッパ中央部 (主にフランス) への進軍等は、ロシアの社會に在外居住の斯拉ヴ人に關する最初の知識を提供する結果となつた。科學的な斯拉ヴ學も、當分の間は、言語の比較研究という地の上のみ研究が進展していた。1820年、ロシア斯拉ヴ學の pioneer であるアレクサンドル・ヴォストコフ Aleksandr Vosstokov は、後世斯拉ヴ學の基礎を築いたと評價された著作<斯拉ヴ語に關する1考察> Rassuzhdenie o slavianskom iazyke をあらわした。

ロシア民族學の國外における華ばなしい發展とその偉大な成功にもかかわらず、国内におけるその發展は、非常に緩慢なテムボで行われた。それは、ロシアの政治生活と文化生活において支配的であつた封建制度が、民族學研究の自由な發展をも阻害していたからに外ならない。

第5期の国内におけるもつとも大きな事業は、シベリヤ諸民族の慣行調査であつたらう。これに關する記録は、組織的にしかも大規模に、當時の (1819~1822) シベリヤ政廳長官スペランスキー SPERANSKII, M. M. の指揮の下に行われた。この記録は、シベリヤの地方的改革のための資料の準備という實際的な目的を有していた。即ち、蒐集作成された資料は、<異民族統轄に關する定款> Ustav ob upravlenii inorodtsev (1822) の制定に當つて、貴重な資料となつたのである。

ロシア人およびロシア國內の他の諸民族の民族學的研究において、漸次に2つの方向——反動的な空想的方向と革命的民主主義的方向——が分化した。前者は、農村における農奴制を恒久化せんとする農奴支配者の見解を反映していた。この派の擁護者は、古い家父長制的生活を理想化し、ビョートル以前の正教のルーシ Rus' を稱讃していた。サバーロフ SAKHAROV, I. P. (1807~1863) をもつてこの派の代表者とみなすことができる。かれの老

大な著書<自己の祖先の家族生活に関するロシア民族の物語> Skazaniia russkogo naroda o semeinoi zhizni svoikh predkov は1836年から世に出始めた。サハーロフは、當時の民族學界においては、絶對的な權威者と認められていた。又かれ以外にも、この派に屬する人に、スニェギーレフ SNEGIREV やダーリ Dal' (1801~1872) ¹²⁾を擧げることができる。ダーリの科學的功績は注目すべきものがある。かれはロシアの諺の蒐集家としても、又<露語註解大辭典> Tolkovyi slovar' zhivogo velikorusskogo iazyka の編者としても有名である。

正反對の進歩的な、1部は革命的とよばれる流派は、まづ第1に十二月黨員 (dekabrist) とそれに接近していた作家たちによつて代表される。この傾向は、常民、その生活、その創造物への關心を、その後進性や停滞性に對する、それに何よりもまづ第1に惡の根源である農奴制に對する批判的態度と結合させたのである。

十二月黨員の亂の失敗の後、流刑地シベリヤにあつて、若干のものは興味をもつて地方の住民の生活を觀察していた。バイカル湖周邊 Pribaikal'e におけるベストウヅェフ Bestuzhev 兄弟の研究、ヤクーティヤ Īakutiia におけるベストウヅェフ-マルリンスキー Bestuzhev-Marlinskii の研究、東部シベリヤにおけるザヴァリシシ Zavalishin の研究等それである。

しかしながら、この段階では、民族學研究の基本原則が決定をみなかつた結果、これら2つの傾向の間に決定的な分化は生じなかつた。資料は手工業的乃至は興味半分に蒐集され、且つそれは、その資料を蒐集した人間および目的から離れ、それ自體が價値を有するものと考えられていた。ロシアのすぐれた文芸批評家ベリンスキー Belinskii, V. G. が、サハーロフの folk-lore 蒐集の活動を全く肯定的に評價した事情は、多分以上のことによつて説明され得るだろう。

7 第6期=1840~1860年代

民族學發展の歴史において注目すべき轉換が1840年代から始る。

この時期は、1848~1849年に起つたヨーロッパにおける革命の餘波がロシアにもたらされた時代であり、ニコライ I 世の治世 (1825~1855) の晩年の反動の時代であり、クリミア戦争の敗北の時代であり、61年に行われたアレクサンドル II 世の農奴解放その他の改革の時代であつた。

1840年代は、民族 (narodnost') の理解をめぐる、華やかない論争がくりひろげられた時期である。ロシアの教養ある社會は、ロシア民族、より正確にはロシアの農民を理解

12) 出身は醫者。かたわら文學に従事していた。1832年、カザーク・ルガンスキーのペンネームで昔話集を出版した。のちにアフナーシエフの利用するところとなつた。1861年以降、4巻より成る「露語註解大辭典」の編纂に着手す。

すべく努力し始めた。農民層の状態は、周知の如く、農奴制のきずなでしばられたみじめな存在であつた。この農民に關する重要なテーマは、スラヴ主義者 slavianofily とヨーロッパ主義者 zapadniki 間の論争の中心をなしていた。

常民の研究に對する關心は、これ以前においても、古典文學の中に見られる。即ち、ジャコフスキー Zhukovskii (1783~1852) の詩、クルイロフ Krylov (1768~1844) の寓話、コロツォフ Kol'tsov (1808~1842) の歌謡、さらにプーシキン Pushkin, A. S. (1799~1837) の偉大な作品とゴゴリ Gogol' (1809~1852) の40年代以前の傑出した作品等は、社會のロシア民族に對する注意を喚起する上にあずかつて大きな力があつた。しかしながらそれは、ネクラソフ Nekrasov, ゲルツェン Gertsen, トゥルゲーネフ Turgenyev, ゴンチャロフ Goncharov, ドストエフスキー Dostoevskii 等の <自然派> Natural'naiia shkola¹³⁾に屬する作家によつて、1840年代以後、特に強力に推進されてきた。

1845年は、その中に民族學部 Otdelenie étnografii をもつロシア地理學協會 Russkoe geograficheskoe obshchestvo が創立されたことによつて記念すべき年である。ここに民族學發展の新しい時代が始る。

手始めに、民族學部の指導者によつて全國にばらまかれた<趣意書>——民族學的調査のプログラムを記載し、それに關する資料の送附方を依頼した文書——は大きな反響をまき起した。數年の間に、部の指導者の手許に寄せられた草稿は、2,000部以上に及んだ。その中にはそれぞれの地方の民族學的記録が豊富にもられてあつた。このことは、常民の民族學研究に對する關心が急速に高まりつつあつたこと、又この研究の重要性を理解する社會的勢力が國內に多數存在することを立派に證明するものであつた。

送附された大量の資料の分類、編輯、その刊行 (1853~1864に <民族學選集> Étnograficheskie sbornikiが發行されている)、さらにロシア地理學協會 (以下 RGO と略す) の参加による expedition、協會員のバルチック海近邊への旅行 (1846)、北部ウラルへの旅行 (1847)、さらに1855年頃行われた <Literature expedition>等は、RGO の指導の下に行われた民族學研究の水準が急速に向上したことを物語っている。

RGOの民族學部の指導の面では、最初から、アカデミー會員ベール Bér, K. M. によつて稱揚されていた <ドイツ的>保守派と、ロシアの若い研究者——ナデジディン Nadezhdin, N. I., カヴェーリン Kavelin, K. D. ——のグループによつて代表される進歩派との間に對立があつた。だがその對立は、後者の勝利によつて終止符をうたれた (1848年以來、ナデジディンが民族學部長に就任している)。ロシア民族の研究プログラムは、直ちに民族學部の採用するところとなつた。そのことは、ナデジディンによつて立てられたロシア民族研究の廣汎なプログラムの中にも、且つ又ロシアの國民的創作 (アフナーシエフ Afanas'ev, A. N. (1826~1871) のロシア昔話集 (1855~63年初版) は、RGO の

13) ゴゴリを祖とするロシア・リアリズムの一派。

archives 等から選びだされた)に對する多くの注目の中にも反映されていたのである。又そのことは、廣汎な慣行調査研究の中にも反映していた(1860年以降、民族學部長の席にあつたカラチョフ KALACHOV の調査活動と1864年に作成したかれの慣行資料蒐集のプログラムにはとくにそのことが反映されている)。

勿論、民族學者の注意をひきつけたのは、ひとりロシア民族のみではなかつた。多くの民族學的資料をもたらした、主として北部および東部の邊疆地方の expedition は、ちょうどこの頃に屬するのである。即ちそれは、カストレン KASTREN, ミッテンドルフ MIDENDORF, シレンク SHRENK, L., マアク MAAK の調査旅行であり、又ハヌイコフ KHANYKOV の中央アジアへの旅、チャビンスキー CHUBINSKII の南西部邊疆地方への旅などである。

1840年代以降、ロシアスラヴ學も着實な歩みをみせている。4つの大學には、スラヴ關係の講座が設けられ、ロシアスラヴ學者の<最初の世代>(ボジャンスキー BODIANSKII, スレズネフスキー SREZNEVSKII, グリゴロヴィチ GRIGOROVICH) が活潑な動きを見せ、かれらは又スラヴ諸國を訪問している。すべてこれらのことは、スラヴ諸民族の研究に影響を及ぼさずにはおかなかつた。

この時期には、民族學資料の蒐集が量的に増大したのみではなかつた。さらに重要なことは、實にこの時期において、ロシアのみならず世界の民族學の歴史上、最初に**科學としての民族學の課題と原則**が確立されたという事實である。

このような課題と原則は、RGO の第1回會議における指導者の報告の中で早速強調されている。ペールの報告<民族學研究一般および特にロシアにおけるそれについて> Ob étnograficheskikh issledovaniakh voobshche i v Rossii osobennost' (1846)¹⁴⁾、ナデジディンの報告<ロシア民族の民族學的研究について> Ob étnograficheskoi izuchenii narodnost' russkoi (1846) がそれである。その頃更に RGO の指導的活動家であつたカヴェーリンは、自己の論文の中で、民族學の原則的課題について述べている。これらの學者とくにナデジディンとカヴェーリンの構想は、民族學の原則と方法に對するその時代としては深い歴史的な理解によつて、とくにすぐれたものである。

しかしながら、その根を西歐の學說にもつかわゆる<神話學派>が間もなく(1850~1860)ロシア民族學界に支配的な思想傾向となるに至つた。けれども、それは科學に何等のプラスにもならなかつたのである。

最後に、とくに重要な事件として、民族學と關係の深いすぐれたロシアの革命的民主

14) その中でかれは言つている。「もし富める人があつて、學問とロシアに對する自己の愛の頑丈な記念碑を残そうと思ひ、どうすればよいかと私に質問するとすれば私はかう答へるであろう。ロシアの現住民に對する完全な土俗學的著述を數年間つづけられるやうなロシア研究をおやりなさい……」露西亞地理學會95年史(1)ベルク, L.S. 大橋國太郎譯<書香>昭18.4.滿鐵大連圖書館

義的思想家の登場をあげよう。ロシアの國民的創作の研究に關するベリンスキーの主張¹⁵⁾、同様の問題に關するドブロリューボフ DOBROLIUBOV の見解、および科學としての民族學の意義と人間の知識の中で占めるその位置とについてのチェルヌィシェフスキー CHERNYSHEVSKII の卓越した思想、かれによる RGO の活動の批判——これら一切は、ロシア民族學にとつて大きな原則的意義を有していたのである。トカレフ註²⁾

第6期の頂點を、1867年に開催された全ロシア民族學博覽會とみなすことができよう。ロシアの輿論の力で開かれたこの博覽會は、ちょうどロシア民族學の發展の總計の如き觀を呈した。尙、この博覽會は、同じ頃開催されたスラヴ學會の協力の下に多くの成果を挙げたのである。

8 第7期=1870~1890年代

この時代は、ロシア史においては、60年代の改革後の反動の時代であり、革命的ナロードニチェストヴォ narodnichestvo の全盛の時代であり、マルクシズムの出現の時代である。

しからばこの時代は、民族學の歴史において、何によつて特徴づけられるか?

まず最初に、國內における民族學研究のタイプの漸次的變化をあげねばなるまい。従來行われてきた expedition や未調査の地方への専門的な調査旅行にとつてかわつて、地方の調査員に資料を蒐集して貰う所謂室内調査(statsionarnyi)が誕生した。資料蒐集の手段が、expedition からこのように變つたことは決して偶然ではない。その頃のロシア

15) それは、ヴェンゲロフ教授 VENGEROV, S. A. 編輯の12巻より成るベリンスキー全集(1900~1918) (Polnoe sobranie sochinenii V. G. Belinskogo v dvenadtsati tomakh.) の Tom 2. に収録されている論文<何でもないことについての何でもないこと、一名ロシア文學の最近半ケ年(1835)についての「望遠鏡」の出版者への報告>(1836) Nichto o nichem ili otchet g. izdateliu "Teleskopa" za poslednee polugodie (1835) Russkoi literatury, Tom 5. に収録されている論文<1840年のロシア文學> Russkaia literatura v 1840 godu, Tom 6. 所収の論文<口碑文學およびその意義に對する一般の見解。ロシアの口碑文學。> obshchii vzglad na narodnuiu poeziu i ee znachenie. Russkaia narodnaia poeziia., 同じく Tom 6. 所収の<ロシア古代詩, キルシャ・ダニエーロフの蒐集になる。ロシア古代詩, エム・スハノフ蒐集。ロシア民族譚, イ・サハーロフの蒐集。ロシアの昔話。> Drevnie rossiiskie stikhotvoreniia, sobrannye Kirsheiu DANILOVYM. Drevnie russkie stikhotvoreniia, sobrannye M. SUKHANOVYM. Skazaniia russkogo naroda, sobrannye I. SAKHAROVYM. Russkie narodnye skazki. 等において見られる。

トカレフ註 2) 残念ながら、今のところ、ロシア民族學の發達に貢献したゲルツェン GERTSEN, A.I. の役割は殆んど研究されていない。

には、新しい社会的勢力としてラズノチネツ Raznochinet's¹⁶⁾が發生しており、それは都市に限らず、地方においても抬頭していたのである。多くの新しい新聞、雑誌が發刊された。社会的生活の新しい必要（ゼムストヴォ zemstvo の設置や新しい産業の發生）は、地方からの通信や地方問題を論じた評論の増加を招來した。これらの通信や評論の中には、地方の住民の状態に関するもの、その經濟、慣習に関するもの等、民族學的關心をよびおこさせるものが少なくなかつた。又その頃、カザン大學、ノヴォロシースク大學等の地方の大學附屬の科學機關の活動が目立つた。さらに又、RGO の支部の活動も活潑に行われた。これら研究機關の出版物の中には、貴重な民族學的資料が多數認められたのである。

この時期の stationary type の民族學研究の中で、特殊の位置を占めていたのは、政治的流刑人の研究である。ちょうど70年代の終り頃から、ツァーの政府によつてシベリヤに流された革命家の數はおびただしい數にのぼつた。かれらは流刑の困難な條件の下で、多くの民族學的觀察をそこらみたのである。^{トカレフ註}政治的流刑人の中からは、豊富な科學的資料を蒐集した少なからざる民族學者が輩出した。ヤクトトに関する資料を蒐集したフジャコフ KHUDIÁKOV、セロシェフスキー SEROSHEVSKII、イオノフ IONOV、ヴィタシエフスキー VITASHEVSKII、マイノフ MAINOV、極北東に関する資料を蒐集したボゴラズ BOGORAZ、イオヘリソン IOKHEL'SON、アムール-サハリン地方に関する資料を蒐集したシテルンベルグ SHTERNBERG、ミヌシンスク Minusinsk 地方に関する資料を蒐集したクレメンツ KLEMENTS、フェリクス FELIKS、コン KON、ヤコヴレフ IÁKOVLEV はとくに民族學の發展に多くの功績を残した。

Stationary research のタイプにおいては同様でも、しかしその目的の異なるものに、ツァー政府の關心と獎勵を反映した研究がある。それらの研究は、當時併合されたばかりの北コーカサスならびに中央アジアに向けられていた。これらの地方には、獨得の文化や社会的政治的傳統をもつた民族が生活していた。又それらの民族の中には、新しい行政機構や新しい司法制度を必要とするものもあつた。そこで、それらの民族の生活、經濟状態、慣行、文化等に對するより正確な研究の要望が生れたわけである。

ちょうどこの第7期（或いはいくらか以前の時期をも含めて）に、地方の住民と長らく接觸を保つていたロシアの軍政官によつて編纂された多くの民族誌的記録が現れた。例えば、中央アジアにおけるブララムベルグ BLARAMBERG 大佐の記録、ガルキン GALKIN 大

16) 19世紀ロシアにおける貴族に屬さない自由主義的・民主主義的ブルジョア出身のインテリгент、牧師、官吏、市民又は農民によつて形成された階層。

トカレフ註 3) 1864年、シベリヤに送られ、かの地でロシアの農民およびブリヤト人の生活の研究に従事したシチャポフ SHCHAPOV, A. P. をこれらの研究者グループの先驅者とみなすことができる。

佐、ヴェニユコフ VENIUKOV 中佐、マクシエフ MAKSHEEV 中將、カウリバルス KAUL'BARS 大佐、クロパトキン KUROPATKIN 大佐、スウィル-ダーリヤ SYR-DAR'IA 地方長官グロデコフ GRODEKOV 等の記録がそれである。それよりややおくれて（1890~1900）、ロシアの古老、地方吏員、ジャーナリスト等の研究や回想記が現れた。中央アジアの民族の生活を記述したアランドレンコ ARANDARENKO、ロマーキン LOMAKIN、ルウイコシン LYKOSHIN、ナリフキン NALIVKIN、オストロウ-モフ OSTROUMOV 等の著作がそれである。

コーカサスにおいても、これと同様のことが生じている。長期にわたつて、コーカサスで生活し、或いは又戦闘を行つてきたロシアの將校や役人の手になる民族誌的勞作が現れていたのである。リュリエ LIUL'E、スタリ STAL'、前述のヴェニユコフ中佐、ブルジュエツラフスキー PRZHEV'SLAVSKII、ドゥブロヴィン DUBROVIN 等の著作や論文がそれである。

最後にその當時の國家機關例えば、國有財産省によつて企畫された農村人口、とくにシベリヤにおけるその統計調査に注目しなければならない。

國內における stationary research の比重がますます重くなる一方では、國外とくに中央アジア諸國への grand expedition が重要視されるに至つた。中央アジアは英露間の競争の根源地であつたのである。ブルジュヴァ-リスキー PRZHEVAL'SKII、ポターニン POTANIN、ポズドニエ-エフ POZDNEEV の調査旅行、ややおくれて行われたペフツォフ PEVTSOV、ロボロフスキー ROBOROVSKII の旅行等は、中央アジアの未調査の地域に関する多大な多種多様の科學的資料をもたらした。その中に民族學關係の資料が多數含まれていたことは言うまでもない。それ以外のロシアの學者の國外への旅行も、ちょうどこの年代に行われた。2、3の例をあげるなら、東アジアへの旅行（ヴェニユコフ VENIUKOV）、インドへの旅行（ミナエフ MINAEV）、南米への旅行（イオン IONIN）、アフリカへの旅行（ユンケル IUNKER）等である。1880~1890年代には、アビシニヤへの各界協力の expedition が行われた（マシコフ MASHKOV、レオンティエフ LEONT'EV、イェリセ-エフ ELISEEV、ブラト-ヴィチ BULATOVICH の参加による）。

もつともすぐれた旅行家の1人であるミクルッホ-マクライ MIKLUKHO-MAKLAI, N. N. によつて蒐集された資料は、量こそ多くはないがその價值たるや絶大である。かれは、ちょうどこの頃（1871~1887）、はるかにへだたつたオセアニアおよび東南アジアの地に最初の歩をしるしたのであつた。

ヨーロッパ諸國、中でもスラヴ諸國におけるロシアの學者の研究もまた廣く展開された。長年、國外のスラヴ人の間に生活し、かれらの生活、經濟、folk-lore 等の研究に従事していたロシア人の直接的研究は、民族學にとつてとくに大きな意義をもつていた。モンテネグロ人とのロヴィンスキー ROVINSKII、クロアチヤ人とのベレージン BE-REZIN、マケドニヤ人とのヤストレーボフ IASTREBOV ならびにロストコフスキー ROSTOKOVSKII、ブルガリヤ人とのモシニン MOSHNIN の研究はとくに貴重である。

研究方法の變化とならんで、民族學における方法論的な面での著しい變化も、この時期（第7期）の注目すべき特質である。＜神話學＞派の優勢は、すでに70年代において終りをつけていたが、その代り、革命的啓蒙家であるチェルヌィシェフスキー、ドブロリューボフの思想的影響も非常に弱まった。この時代に支配的傾向となつたのは、進化論的それである。それはちようどその當時——70年代以降——ヨーロッパ諸國の科學においても優勢を示していた（イギリスの TYLOR, LUBBOCK, SPENCER, McLENNAN, ドイツの LIPPERT, GERLAND, アメリカの MORGAN の如き）。ロシアにおけるその支持者は、ミハイル・クリシエフ Mikhail KULISHER, セラフィム・シャシコフ Serafim SHASHKOV, スミルノフ SMIRNOV, I. N. である。西欧諸國の民族學において、この進歩的傾向が強く表れていたこの時代に、ロシア民族學と西欧のそれとのむすびつきは非常に強化されたのであつた。

この時期のロシア民族學にとって貴重な存在であつたアヌッチン ANUCHIN, D. N. (1843~1923) を、無條件に進化論者の列に加えることはできない。かれは實證主義的世界観にくみしながらも、しかし上述の進化論者たちの頭上に立つていたのである。アヌッチンは、人類學、考古學および民族學の3者を有機的に結合させることを可能とした全く独自の1派を創立した。その後においても、この＜アヌッチン學派＞の傳統において保たれていた3科學の結合という独自の體系は、科學的土台の上に強固な根を下していたのである。

最後に、マルクシズムのロシア民族學への浸透をあげねばなるまい。それは2つの経路による。1つは、マルクス、エンゲルス自身の勞作を経て導入された。それらの中であまねく知られているものに、マルクスの、ロシアのオップシチナ obshchina の研究に対する關心がある（このことは民族學研究の範疇に屬する）。例えば、マルクスのヴェーラ・ザスリチ Vera ZASULICH 宛の手紙（1881）には、オップシチナの歴史的發生の理解にとつてきわめて重要な設定が含まれているのである。

マルクシズム浸透の他の経路は、この世界観の影響下にあつたロシアの學者やマルクス主義者の勞作である。その中から今尙その價値を失わないジベル ZIBER, N. I. の＜原始經濟文化概論＞ Ocherki pervobytnoi ékonomicheskoi kul' tury (1883) をあげることができよう。當時のもつともすぐれた社會學者であり、民族學者であつたコヴァレフスキー KOVALEVSKII, M. M. も、マルクス、エンゲルスの影響下にあつた。しかしかれは最後まで實證主義者としてとどまつた。民族誌的資料を利用して書かれたプレハーフ PLEKHANOV, G. V. の勞作＜1元論的歴史觀の發展に關する問題に寄せて＞ K voprosu o razvitií monisticheskogo vzgliada na istoriiu (1894) は、この第7期に屬する最後の勞作である。

9 第8期=1890~1917年代

最後の段階である第8期は、ロシア史上、帝國主義と革命的勞働運動の時期として知られている。

1890年代の勞働運動の昂揚は、マルクシズムの急速な普及とそのナロードニチェストヴォ narodnichestvo とのたたかひに負うところが多い。ナロードニチェストヴォには決定的な打撃が加えられた。マルクス主義者のナロードニキ narodniki との polemic は、最初、プレハーフによつて開始され、そののちレーニン LENIN, V. I., スターリン STALIN, I. V. その他のマルクス主義者によつて受けつがれた。polemic の中心點は、資本主義の發達にともなうロシア農民階級の運命についてであり、オップシチナの運命と役割についてであり、農村における農奴制の殘渣の清算についてであつた。かくして＜常民＞の問題は、いよいよ注目の的となつてきた。従来同様、このような事情に文學作品もまた影響するところ大なるものがあつた。即ち、トルストイ Tolstoi, L. N., チェーホフ CHEKHOV, ブーニン BUNIN, ゴーリキー Gor'kii 等の作品においては、＜常民＞のテーマが重要な位置を占めていたのである。

民族學研究の領域において、民族、その生活および文化の系統的な研究方法である室内調査 (statsionarnyi) もしくは郷土誌的 method がますます支配的になつたのも偶然ではないということが以上のことから言えるだろう。ゼレーニン ZELENIN のヴァツキー Viatskii 地方に關する民俗學的記録、ロマノフ ROMANOV の白ロシア Belorussia に關する同様の記録、エフセヴィエフ EVSEV'EV, クズネツォフ KUZNETSOV, ニコリスキー NIKOL'SKII のヴォルガ流域地方 povolzh'e に關する同様の記録等は、明らかに、常民の生活に對するこの高まつた關心を反映していた。

常民の生活に對する關心は、テニシェフ TENISHEV 公の私的な機關＜Ethnographical bureau＞の設立（1897）にも表れている。かれはアンケート・システムによつて、國の津津浦浦から、常民の慣習や信仰に關する豊富な資料を蒐集することに成功した。又常民の生活への關心は、ペテルブルグに創設（1901~1902）されたロシア博物館民族學部 Étnograficheskii otdel Russkogo muzeia の活動においてもみられた。そこには専門的な expedition によつてロシアのすみずみからもたらされた多數の collection が陳列されている。さらに又、常民の生活への關心は、専門的な民族學雜誌（＜民族學概論＞ Étnograficheskoe obozrenie—1889年以降、＜生ける古代＞ ZHivaia starina—1890年以降）の發刊にも、民族學シリーズ（＜人類學、民族學博物館報＞ Sborniki muzeia po antropologii i étnografii—1900年以降、＜ロシア民族學資料＞ Materialy po étnografii Rossii—1910年以降）の刊行にも反映されていたのである。

この時期のいま1つの特徴として、思想的なたたかひがあげられる。西欧諸國の科學に

においては1連の傳播論的、ウェスターマーク的思想 Vestermarkianstvo が登場していたが、このことはロシア民族學においても例外ではあり得なかつた。ただその程度がはるかに弱いものであつたことを指摘しよう。當時において、支配的傾向としてとどまり續けたのは進化論であつた。ロシア民族學の先達——アヌッチン、ハルジーヌイ家 KHARUZINYI, シテルンベルグ SHTERNBERG は、新しい學派の影響にも屈することなく、ロシア民族學の傳統を擁護し續けた。

最後にマルクシズムの問題にふれておこう。當時においては、マルクシズムはさほど支配的な傾向にはなかつたが、しかし前述の如く、ナロードニチェストヴォとの論争においては、常民の研究をめぐる、若干の貢献をなしたことを認めねばなるまい。

ブレハーノフがその著 <マルクシズムの基本問題> Osnovnye voprosy marksizma (1908) において、廣く民族學的資料を驅使したことも注目されてよい。レーニンは、その多くの著書の中で、民族學者にとつて身近かなしかも重要な問題にふれている。1例をあげるなら、農民とオプシチナ obshchina の運命について多くのページをさいた<ロシアにおける資本主義の發達> Razvitie kapitalizma v Rossii や<19世紀末の農業問題> Agrarnyi vopros k kontsu XIX v. 等は、その當時の民族學に多くの影響を與えたのである。

*

こう書いてきたトカレフ教授はロシア民族學發展の歩みを今一度回顧して、特に政治的色彩の濃い次のような結論を下している。

1. ロシアの歴史的發展の歩みと関連の深い政治的もしくは經濟的要因は、ロシアおよび他の國ぐにの民族に關する民族學的知識の漸次的な蓄積の著しい推進力となる。
2. 民族學史の各段階は、基本的には、一般ロシア史の時代區分によつて規定されるが、しかしながら、民族學はそれ自身自己の内的合法則性を有している故、これと完全には一致しない。
3. 革命前のロシアにおける民族學の發達は西歐においてなされたものの<餘波>でも、又<反復>でもなかつたばかりでなく、むしろ多くの場合、外國の民族學に優先していた。このことはロシア國家の多民族的構成という特質によつて証明される。だが勿論、西歐民族學との関連は存在していたし、時によつては、それが非常に強化されたこともあつた。とはいえ、ロシア民族學の發達の推進力は、あくまでロシアの現實の中に存在した。(1953. 5. 21)

遊牧民族の研究 1952年10月1日編修
ユーラシア學會研究報告 1953年2月20日印刷
1955年4月1日發行

編修： ユーラシア學會
代表者 岩村 忍

發行： 自然史學會
京都市左京區北白川小倉町50
京大人文科學研究所内
振替口座京都10939番

印刷： 松崎印刷株式會社
京都市下京區油小路松原上

コロタイプ： 眞 陽 社
京都市下京區油小路綾小路下

定價 600 円

取次所： 彙文堂書店
京都市中京區寺町丸太町
山本書店
東京都千代田區神田神保町2丁目7
Perkins Oriental Books
京都市左京區鹿ヶ谷法然院町
P. O. Box 24, Nakagyo Post Office
Kyoto, Japan

